

令和2年  
2月 宮崎県定例県議会会議録

令和2年2月20日開会  
令和2年3月13日閉会



令和二年二月宮崎県定例県議会会議録





## 令和2年2月宮崎県定例県議会会議録 目次

|                            |    |
|----------------------------|----|
| 2月20日（木曜日）                 |    |
| 1. 出席議員 -----              | 3  |
| 1. 地方自治法第121条による出席者 -----  | 3  |
| 1. 開 会 -----               | 4  |
| 1. 会議録署名議員指名 -----         | 4  |
| 1. 議会運営委員長審査結果報告 -----     | 4  |
| 外山 衛議会運営委員長 -----          | 4  |
| 1. 会期決定 -----              | 4  |
| 1. 議案第1号から第83号まで上程 -----   | 5  |
| 1. 知事提案理由説明 -----          | 5  |
| 自2月21日（金曜日）                |    |
| 至2月26日（水曜日） 休 会            |    |
| 2月27日（木曜日）                 |    |
| 1. 出席議員 -----              | 15 |
| 1. 地方自治法第121条による出席者 -----  | 15 |
| 1. 代表質問 -----              | 16 |
| 蓬原正三議員質問（宮崎県議会自由民主党） ----- | 16 |
| ・知事の政治姿勢について               |    |
| ・令和2年度当初予算について             |    |
| ・新型コロナウイルス対策について           |    |
| ・国文祭・芸文祭について               |    |
| ・外国人観光客誘致について              |    |
| ・産業人財の育成・確保について            |    |
| ・交通・物流ネットワークの構築について        |    |
| ・地域交通ネットワークの構築について         |    |
| ・移住・U I Jターンの促進について        |    |
| ・中山間地域の産業振興について            |    |
| ・情報化推進について                 |    |
| ・国民スポーツ大会について              |    |
| ・県職員の働き方改革について             |    |
| ・内部統制について                  |    |
| ・防災・減災対策について               |    |
| ・製造業の振興について                |    |

- ・スマート農業の推進について
- ・農林水産物の輸出拡大の取り組みについて
- ・沿岸漁業者の経営安定対策について
- ・CSF（豚熱）を初めとした家畜防疫について
- ・本県農業の振興について
- ・企業局経営ビジョンについて
- ・企業局の地域貢献について

## 二見康之議員質問（宮崎県議会自由民主党） ----- 44

- ・重度障がい者（児）医療費公費負担制度の現物給付化について
- ・子育て支援について
- ・新型コロナウイルス感染症対策について
- ・障がい者スポーツ大会について
- ・医師確保に向けた取り組みについて
- ・殺処分ゼロと多頭飼育問題について
- ・循環型林業の推進について
- ・林業の省力化について
- ・林業担い手の確保について
- ・林業従事者の安全対策について
- ・食品ロスについて
- ・国土強靱化対策について
- ・建設業界における働き方改革について
- ・ダムの事前放流について
- ・県立病院の将来ビジョンについて
- ・県立病院の医師確保について
- ・県立病院の医療機器整備について
- ・教職員の人材確保について
- ・教職員の指導力向上について
- ・日本語指導が必要な児童生徒への支援について
- ・国民スポーツ大会について
- ・警備計画について
- ・高齢者の交通安全対策について
- ・警察行政のICT化について
- ・警察官の人材確保について
- ・人材確保について

2月28日（金曜日）

|                     |    |
|---------------------|----|
| 1. 出席議員             | 77 |
| 1. 地方自治法第121条による出席者 | 77 |
| 1. 代表質問             | 78 |

太田清海議員質問（県民連合宮崎） 78

- ・ 新型コロナウイルスへの対応と影響について
- ・ 知事の政治姿勢について
- ・ 地方自治問題について
- ・ 経済政策について
- ・ 人口減少対策について
- ・ 会計年度任用職員制度について
- ・ 改正給特法について
- ・ 介護職員等特定処遇改善加算制度について
- ・ 重度障がい者（児）医療費公費負担制度について
- ・ 自転車保険制度について
- ・ 海岸侵食について
- ・ あおり運転について
- ・ 違法伐採対策について
- ・ 消費税の損税について
- ・ 漁業振興について

河野哲也議員質問（公明党宮崎県議団） 97

- ・ 知事の政治姿勢について
- ・ 国文祭・芸文祭について
- ・ 防災・減災対策について
- ・ 福祉保健行政について
- ・ 林業政策について
- ・ 観光推進について
- ・ 農業政策について
- ・ 県立病院の医療提供体制について
- ・ 教育行政について

自 2月29日（土曜日）  
至 3月1日（日曜日）  
3月2日（月曜日）  
休 会

|                    |     |
|--------------------|-----|
| 1. 出席議員            | 113 |
| 1. 地方自治法第121条による出席 | 113 |

|                                  |     |
|----------------------------------|-----|
| 1. 一般質問 -----                    | 114 |
| <b>中野一則議員質問</b> -----            | 114 |
| ・ 知事の政治姿勢について                    |     |
| ・ 危機管理について                       |     |
| ・ 一極集中について                       |     |
| ・ 教育行政について                       |     |
| ・ 西霧島地域観光の再開発について                |     |
| <b>満行潤一議員質問</b> -----            | 126 |
| ・ 安全・安心のまちづくりについて                |     |
| ・ 働き方改革について                      |     |
| ・ 感染症対策について                      |     |
| ・ 保健・医療・福祉の充実について                |     |
| ・ 農業政策について                       |     |
| ・ 国スポ後の主要施設の活用策について              |     |
| <b>日高博之議員質問</b> -----            | 141 |
| ・ オリンピック・パラリンピック聖火リレーについて        |     |
| ・ オリンピック・パラリンピックスポーツ合宿の受け入れ等について |     |
| ・ サーフィンについて                      |     |
| ・ ダムツーリズム推進事業について                |     |
| ・ 県営スポーツ施設の老朽化対策について             |     |
| ・ 今後の地方行政のあり方について                |     |
| ・ 少子化問題について                      |     |
| ・ みやざき外国人サポートセンターについて            |     |
| ・ 医療的ケア児等の在宅支援について               |     |
| ・ 県内物流のあり方について                   |     |
| ・ 新規道路整備の条例アセスについて               |     |
| ・ 土木技術職員の確保及び育成について              |     |
| ・ 喫煙環境の整備について                    |     |
| <b>渡辺 創議員質問</b> -----            | 156 |
| ・ 知事の政治姿勢について                    |     |
| ・ プラスチックの再資源化・排出抑制について           |     |
| ・ 学校・教職員・生徒を取り巻く諸課題について          |     |
| ・ 新型コロナウイルスの影響について               |     |
| ・ 国スポ・障スポ開催基金積立金について             |     |

3月3日（火曜日）

|                              |            |
|------------------------------|------------|
| 1. 出席議員 -----                | 175        |
| 1. 地方自治法第121条による出席者 -----    | 175        |
| 1. 一般質問 -----                | 176        |
| <b>日高利夫議員質問 -----</b>        | <b>176</b> |
| ・ 公文書の適正管理について               |            |
| ・ 食品ロス削減対策推進について             |            |
| ・ 綾北川の濁水対策について               |            |
| ・ 高岡警察署の移転・建てかえについて          |            |
| ・ 公営住宅の空き住戸対策について            |            |
| <b>窪菌辰也議員質問 -----</b>        | <b>187</b> |
| ・ 知事の政治姿勢について                |            |
| ・ 新型コロナウイルス対策について            |            |
| ・ 小林保健所長について                 |            |
| ・ PCB（ポリ塩化ビフェニール）について        |            |
| ・ 建設業からの要望について               |            |
| ・ スポーツランドみやざきの今後について         |            |
| ・ 野菜の価格について                  |            |
| ・ スマート農業について                 |            |
| <b>関師博規議員質問 -----</b>        | <b>199</b> |
| ・ 働き方改革の取り組みについて             |            |
| ・ 国民文化祭、全国障害者芸術・文化祭の取り組みについて |            |
| ・ 3つの県民運動推進のために              |            |
| ・ 高齢者施設の実態把握と指導体制について        |            |
| ・ デジタルデトックスの必要性について          |            |
| <b>安田厚生議員質問 -----</b>        | <b>211</b> |
| ・ 新型コロナウイルスの感染拡大について         |            |
| ・ 中小企業支援対策について               |            |
| ・ 豪雨災害対策について                 |            |
| ・ 南海トラフ巨大地震について              |            |
| ・ 国道388号について                 |            |
| ・ 国道503号の整備状況について            |            |
| ・ 横断歩道橋の整備状況について             |            |
| ・ 鳥獣対策について                   |            |
| ・ 県立高校の魅力向上について              |            |

3月4日（水曜日）

|                              |            |
|------------------------------|------------|
| 1. 出席議員 -----                | 227        |
| 1. 地方自治法第121条による出席者 -----    | 227        |
| 1. 一般質問 -----                | 228        |
| <b>徳重忠夫議員質問 -----</b>        | <b>228</b> |
| ・ 知事の政治姿勢について                |            |
| ・ 自治会加入促進について                |            |
| ・ 医師確保対策について                 |            |
| ・ 国民スポーツ大会に向けた強化対策について       |            |
| ・ 農業所得向上、肉用牛の生産基盤強化について      |            |
| ・ 都城志布志道路の完成見通しについて          |            |
| ・ 県道103号栗野停車場えびの高原線の整備促進について |            |
| ・ 建設産業の担い手確保対策等について          |            |
| <b>来住一人議員質問 -----</b>        | <b>239</b> |
| ・ 知事の政治姿勢について                |            |
| ・ 教職員の変形労働時間制について            |            |
| ・ 硫黄山噴火と稲作・観光等について           |            |
| ・ 重度障がい者（児）医療費公費負担事業について     |            |
| <b>佐藤雅洋議員質問 -----</b>        | <b>249</b> |
| ・ 中山間地域対策について                |            |
| ・ 高速道路について                   |            |
| ・ 森林経営管理制度について               |            |
| ・ 特用林産物振興対策について              |            |
| ・ 鳥獣害対策について                  |            |
| ・ 九州自然歩道整備推進について             |            |
| ・ 建設産業の働き方改革について             |            |
| ・ 県道竹田五ヶ瀬線について               |            |
| ・ 土砂災害対策について                 |            |
| ・ 旧高千穂線の鉄道公園化構想について          |            |
| <b>坂本康郎議員質問 -----</b>        | <b>263</b> |
| ・ 知事の政治姿勢について                |            |
| ・ 防災対策について                   |            |
| ・ 教育について                     |            |
| ・ 障がい者の在宅就労支援について            |            |
| ・ 企業立地促進補助金制度について            |            |

|                                                           |     |
|-----------------------------------------------------------|-----|
| ・高齢化社会対策の取り組みについて                                         |     |
| 1. 議案第1号から第83号まで及び請願委員会付託                                 | 273 |
| 3月5日(木曜日) 常任委員会(補正)                                       |     |
| 3月6日(金曜日) 常任委員会(補正・当初)                                    |     |
| 自3月7日(土曜日) 休 会                                            |     |
| 至3月8日(日曜日)                                                |     |
| 自3月9日(月曜日) 常任委員会(当初)                                      |     |
| 至3月10日(火曜日)                                               |     |
| 3月11日(水曜日) 特別委員会                                          |     |
| 3月12日(水曜日) 休 会                                            |     |
| 3月13日(金曜日)                                                |     |
| 1. 出席議員                                                   | 277 |
| 1. 地方自治法第121条による出席者                                       | 277 |
| 1. 常任委員長審査結果報告                                            | 278 |
| 日高陽一総務政策常任委員長                                             | 278 |
| 岩切達哉厚生常任委員長                                               | 281 |
| 日高博之商工建設常任委員長                                             | 283 |
| 野崎幸士環境農林水産常任委員長                                           | 285 |
| 渡辺 創文教警察企業常任委員長                                           | 287 |
| 1. 討 論                                                    | 290 |
| 前屋敷恵美議員                                                   | 290 |
| 来住一人議員                                                    | 292 |
| 1. 議案第1号、第4号、第27号及び第69号採決                                 | 294 |
| 1. 議案第2号、第3号、第5号から第26号まで、第28号から第68号まで及び<br>第70号から第83号まで採決 | 294 |
| 1. 請願第1号採決                                                | 294 |
| 1. 閉会中の継続審査及び継続調査案件採決                                     | 294 |
| 1. 特別委員長調査結果報告                                            | 294 |
| 西村 賢産業人財育成・外国人雇用対策特別委員長                                   | 294 |
| 武田浩一人口減少・地域活性化対策特別委員長                                     | 297 |
| 重松幸次郎情報化推進対策特別委員長                                         | 300 |
| 1. 議員発議案送付の通知                                             | 302 |
| 1. 議員発議案第1号から第3号まで追加上程、採決                                 | 303 |
| 1. 知事発言                                                   | 303 |
| 1. 閉 会                                                    | 304 |

---

|                                      |     |
|--------------------------------------|-----|
| 1. 資 料 -----                         | 305 |
| 令和2年2月定例県議会日程 -----                  | 307 |
| 令和2年2月定例県議会日程（3月5日以降変更） -----        | 308 |
| 議案送付文書 -----                         | 309 |
| 代表質問時間割 -----                        | 311 |
| 一般質問時間割 -----                        | 312 |
| 議案・請願委員会審査結果表 -----                  | 313 |
| 閉会中の継続審査・調査申出一覧 -----                | 317 |
| 1. 議案議決件名一覧表 -----                   | 319 |
| 1. 議員発議案等 -----                      | 325 |
| 社会資本の整備促進を求める意見書 -----               | 327 |
| 新型コロナウイルス感染症対策の強化等を求める意見書 -----      | 328 |
| 中高年のひきこもりに対する実効性ある支援と対策を求める意見書 ----- | 329 |
| 1. 請願一覧表 -----                       | 331 |
| 1. 議事経過 -----                        | 337 |



2月20日（木）



# 令和 2 年 2 月 20 日 ( 木 曜 日 )

午前10時0分開会

## 出席議員 (39名)

|      |           |                               |
|------|-----------|-------------------------------|
| 1 番  | 日 高 利 夫   | ( 東 諸 の 未 来 を 考 え る 会 )       |
| 2 番  | 有 岡 浩 一   | ( 郷 中 の 会 )                   |
| 3 番  | 坂 本 康 郎   | ( 公 明 党 宮 崎 県 議 団 )           |
| 4 番  | 来 住 一 人   | ( 日 本 共 産 党 宮 崎 県 議 会 議 員 団 ) |
| 5 番  | 岩 切 達 哉   | ( 県 民 連 合 宮 崎 )               |
| 6 番  | 武 田 浩 一   | ( 宮 崎 県 議 会 自 由 民 主 党 )       |
| 7 番  | 山 下 寿     | ( 同 )                         |
| 8 番  | 窪 菌 辰 也   | ( 同 )                         |
| 9 番  | 脇 谷 の り こ | ( 同 )                         |
| 10 番 | 佐 藤 雅 洋   | ( 同 )                         |
| 11 番 | 安 田 厚 生   | ( 同 )                         |
| 12 番 | 内 田 理 佐   | ( 同 )                         |
| 13 番 | 丸 山 裕 次 郎 | ( 同 )                         |
| 14 番 | 冨 師 博 規   | ( 無 所 属 の 会 チームひむか )          |
| 15 番 | 重 松 幸 次 郎 | ( 公 明 党 宮 崎 県 議 団 )           |
| 16 番 | 前 屋 敷 恵 美 | ( 日 本 共 産 党 宮 崎 県 議 会 議 員 団 ) |
| 17 番 | 渡 辺 創     | ( 県 民 連 合 宮 崎 )               |
| 18 番 | 高 橋 透     | ( 同 )                         |
| 19 番 | 中 野 一 則   | ( 宮 崎 県 議 会 自 由 民 主 党 )       |
| 20 番 | 横 田 照 夫   | ( 同 )                         |
| 21 番 | 濱 砂 守     | ( 同 )                         |
| 22 番 | 西 村 賢     | ( 同 )                         |
| 23 番 | 外 山 衛     | ( 同 )                         |
| 24 番 | 日 高 博 之   | ( 同 )                         |
| 25 番 | 野 崎 幸 士   | ( 同 )                         |
| 26 番 | 日 高 陽 一   | ( 同 )                         |
| 27 番 | 井 上 紀 代 子 | ( 県 民 の 声 )                   |
| 28 番 | 河 野 哲 也   | ( 公 明 党 宮 崎 県 議 団 )           |
| 29 番 | 田 口 雄 二   | ( 県 民 連 合 宮 崎 )               |
| 30 番 | 満 行 潤 一   | ( 同 )                         |
| 31 番 | 太 田 清 海   | ( 同 )                         |
| 32 番 | 坂 口 博 美   | ( 宮 崎 県 議 会 自 由 民 主 党 )       |
| 33 番 | 二 見 康 之   | ( 同 )                         |
| 34 番 | 蓬 原 正 三   | ( 同 )                         |
| 35 番 | 右 松 隆 央   | ( 同 )                         |
| 36 番 | 星 原 透     | ( 同 )                         |
| 37 番 | 井 本 英 雄   | ( 同 )                         |
| 38 番 | 徳 重 忠 夫   | ( 同 )                         |
| 39 番 | 山 下 博 三   | ( 同 )                         |

## 地方自治法第121条による出席者

|                     |           |
|---------------------|-----------|
| 知 事                 | 河 野 俊 嗣   |
| 副 知 事               | 郡 司 行 敏   |
| 副 知 事               | 鎌 原 宜 文   |
| 総 合 政 策 部 長         | 渡 邊 浩 司   |
| 総 務 部 長             | 武 田 宗 仁   |
| 危 機 管 理 統 括 監       | 藪 田 亨     |
| 福 祉 保 健 部 長         | 渡 辺 善 敬   |
| 環 境 森 林 部 長         | 佐 野 詔 藏   |
| 商 工 観 光 労 働 部 長     | 井 手 義 哉   |
| 農 政 水 産 部 長         | 坊 菌 正 恒   |
| 県 土 整 備 部 長         | 瀬 戸 長 秀 美 |
| 会 計 管 理 者           | 大 西 祐 二   |
| 企 業 局 長             | 冨 師 雄 一   |
| 病 院 局 長             | 桑 山 秀 彦   |
| 総 務 部 参 事 兼 財 政 課 長 | 吉 村 達 也   |
| 教 育 長               | 日 隈 俊 郎   |
| 公 安 委 員 長           | 藤 田 紀 子   |
| 警 察 本 部 長           | 阿 部 文 彦   |
| 代 表 監 査 委 員         | 緒 方 文 彦   |
| 人 事 委 員 長           | 濱 砂 公 一   |

## 事務局職員出席者

|               |         |
|---------------|---------|
| 事 務 局 長       | 片 寄 元 道 |
| 事 務 局 次 長     | 和 田 括 伸 |
| 議 事 課 長       | 齊 藤 安 彦 |
| 政 策 調 査 課 長   | 日 高 民 子 |
| 議 事 課 長 補 佐   | 鬼 川 真 治 |
| 議 事 担 当 主 幹   | 山 口 修 三 |
| 議 事 課 主 査     | 井 尻 隆 太 |
| 議 事 課 主 任 主 事 | 三 倉 潤 也 |

---

◎ 開 会

○丸山裕次郎議長 これより令和2年2月定例県議会を開会いたします。

本日の会議を開きます。

---

◎ 会議録署名議員指名

○丸山裕次郎議長 会議録署名議員に、窪菌辰也議員、太田清海議員を指名いたします。

---

◎ 議会運営委員長審査結果報告

○丸山裕次郎議長 まず、会期の決定について議題といたします。

今期定例会の会期日程に係る議会運営委員長の審査結果報告を求めます。議会運営委員会、外山衛委員長。

○外山 衛議員〔登壇〕(拍手) おはようございます。御報告いたします。

去る2月13日の閉会中の議会運営委員会におきまして、本日招集されました令和2年2月定例県議会の会期日程等について協議をいたしました。

今期定例会に提案されます知事提出議案は、合計83件、その内訳は、当初予算20件、補正予算19件、条例26件、予算・条例以外18件であります。このほか3件の報告があります。

これらの提出議案の内容等を踏まえ、当委員会におきまして審査した結果、会期は、本日から3月18日までの28日間とすることに決定いたしました。なお、会議日程は、お手元に配付されております日程表のとおりであります。

今期定例会は、2月27日から2日間の日程で代表質問、3月2日から3日間の日程で一般質問を行います。

一般質問終了後、議案・請願について、所管

常任委員会への付託を行います。

3月5日から2日間の日程で各常任委員会を開催し、付託された議案のうち補正関連議案を審査の上、3月9日の本会議で、各常任委員長の審査結果報告及び採決を行います。

その後、3月10日から4日間の日程で、当初関連議案等を各常任委員会で審査の上、3月18日の最終日の本会議で、各常任委員長の審査結果報告及び採決を行います。

また、同じく最終日には、今年度設置しております3つの特別委員会の調査結果報告を行います。

なお、議員から提出される議案の取り扱い及び特別委員会につきましては、日程表に記載のとおりであります。

議員各位におかれましては、円滑な議会運営に特段の御協力をいただきますよう、お願いいたします。

以上で当委員会の報告を終わります。(拍手)〔降壇〕

○丸山裕次郎議長 議会運営委員長の報告は終わりました。

質疑の通告はありません。

---

◎ 会期決定

○丸山裕次郎議長 会期についてお諮りいたします。

今期定例会の会期は、ただいまの議会運営委員長の報告のとおり、本日から3月18日までの28日間とすることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○丸山裕次郎議長 御異議ありませんので、そのように決定いたしました。

本日からの日程は、お手元に配付の日程表のとおりであります。〔巻末参照〕

---

◎ 議案第1号から第83号まで上程

○丸山裕次郎議長 次に、お手元に配付のとおり、知事から、議案第1号から第83号までの各号議案の送付を受けましたので、これらを一括上程いたします。〔巻末参照〕

---

◎ 知事提案理由説明

○丸山裕次郎議長 ここで、知事に提案理由の説明を求めます。

○知事（河野俊嗣君）〔登壇〕 おはようございます。令和2年2月定例県議会の開会に当たりまして、今後の県政運営に関する所信の一端を申し上げますとともに、ただいま提案いたしました令和2年度の予算案並びにその他の議案について、その概要を御説明申し上げます。

今、本県では、これまでの取り組みによる成果が目に見える形であらわれてきております。

県議会の皆様の御支援を賜り、東九州自動車道や都城志布志道路など、高速道路を初めとする道路網の整備が進み、長距離フェリーの新船建造に道筋がつくなど、交通・物流の基盤整備が着実に進展しております。

また、昨年、国内外から多くの選手や観客が訪れたワールドサーフィンゲームスの開催や、本県でキャンプを行った日本代表とイングランド代表のラグビーワールドカップにおける好成績により、「スポーツランドみやざき」の認知度や国際的な評価が高まり、一段高い次のステージに進んだものと考えております。

これらを追い風に、ことし、記紀編さん1300年記念事業の集大成として開催します「国民文化祭、全国障害者芸術・文化祭」の成功はもちろんのこと、世界の注目が集まる「東京オリンピック・パラリンピック」では、事前合宿の受

け入れのほか、木材や食材の提供等を通じて大会に貢献することにより、本県のさまざまな魅力を国内外にアピールするとともに、これらの取り組みをレガシーとして、宮崎の将来につなげてまいります。

本格的な人口減少社会を迎える中であって、将来にわたり地域の活力を維持していくため、令和2年度は、1. 地域や産業を支える人財の育成・確保、2. 魅力的で持続可能な地域づくり、3. 社会の変化に対応し、成長する産業づくりの3点を重点施策に掲げ、人口減少対策はもちろんのこと、防災・減災、国土強靱化対策によるインフラ整備や、文化・スポーツのイベントを通じた地域の活性化、将来に向けた礎としてのさまざまな拠点づくりに積極的に取り組み、「持続可能な宮崎県の土台づくり」を進めていくこととしております。

なお、現在、新型コロナウイルスの感染が拡大しております。本県におきましては、感染症対策本部会議を開催して、発生時の対応方針や現状について確認するとともに、「帰国者・接触者相談センター」を24時間対応とすることも含め、体制の拡充を図っているところであります。

引き続き、国や関係機関とも緊密に連携をしながら、県民の皆様に対しまして適切に情報提供を行うとともに、県内での感染拡大の防止に向けて万全の対策を講じ、県内経済の影響等についても注視してまいります。

また、口蹄疫の発生から10年という節目を迎える中、豚熱等の家畜伝染病の発生も続いております。改めて「常在危機」の意識のもと、これらのリスクへの備えを徹底してまいります。

今後とも、「対話と協働」の基本姿勢により、直面する困難な課題にも果敢に挑戦し、

しっかり成果を出せるよう、私が先頭に立って取り組んでまいりますので、県議会の皆様を初め、県民の皆様のより一層の御理解と御協力をお願い申し上げます。

続きまして、県政に関しまして1点御報告をさせていただきます。先ほども触れましたが、高速道路の整備についてであります。

昨年末に国土交通省から、東九州自動車道清武南インターチェンジ一日南北郷インターチェンジ間が令和4年度に開通する見通しであると発表されました。

いよいよ日南市と北九州市の約340キロメートルが結ばれる見通しが示されたことにつきまして、これまで御支援いただきました県議会の皆様を初め、御尽力をいただきました国土交通省や関係者の皆様に、心からお礼を申し上げます。

今後とも、県内高速道路の一日も早い全線開通を目指し、全力で取り組んでまいります。

それでは、今議会に提案いたしました令和2年度当初予算案につきまして、御説明申し上げます。

当初予算案の編成に当たりましては、本県が抱える課題に的確に対応するため、重点施策に掲げる取り組みに重点的に措置しますとともに、将来を見据えた施策や多額の財政負担が見込まれる事業についても、財政健全化に留意しつつ、計画的かつ積極的に予算を計上したところであります。

この結果、一般会計6,127億8,800万円、特別会計2,266億3,804万5,000円、公営企業会計635億6,382万7,000円となります。

このうち、一般会計の歳入財源は、県税990億8,000万円、地方交付税1,844億6,700万円、国庫支出金979億3,637万3,000円、繰入金305

億8,038万8,000円、県債704億7,120万円、その他1,302億5,303万9,000円であります。

この中で、人口減少対策につきましては、引き続き人口減少対策基金を活用し、今年度実施しております支援金支給による移住・UIJターンの促進や担い手確保、外国人材受け入れ環境の整備などの取り組みに加え、令和2年度は、安心して暮らせる地域として選ばれるように、地域交通や医療・子育て環境の充実、人材育成拠点の拡充などを図るとともに、さらなる関係人口の拡大にも努めてまいります。

次に、「国民文化祭、全国障害者芸術・文化祭」や「東京オリンピック・パラリンピック」の開催に合わせまして、本県の文化やスポーツ環境を国内外に集中的に発信するとともに、新たな観光資源も活用しながら、誘客を促進してまいります。

また、令和8年度開催の「国民スポーツ大会・全国障害者スポーツ大会」に向け、陸上競技場や体育館、プールの整備や競技力向上について、計画的かつ着実に整備を進めるとともに、大会開催に要する財源確保のため、「宮崎県国民スポーツ大会・全国障害者スポーツ大会開催基金」を設置することとし、企業局電気事業会計の地方振興積立金を財源に、令和2年度と3年度にそれぞれ10億円を積み立てることとしております。

次に、国の3か年緊急対策の最終年度となる防災・減災、国土強靱化対策につきましては、引き続き上乗せで予算措置を行い、補助公共・交付金事業と県単独公共事業を一体的に実施してまいります。

さらに、令和2年度供用開始予定の防災拠点庁舎や宮崎駅西口駅前広場の整備、令和4年1月供用開始予定の県立宮崎病院の再整備、そし

て東九州自動車道や九州中央自動車道の整備など、将来に向けた基盤づくりも、引き続き着実に進めてまいります。

以下、令和2年度当初予算案の主な事業について、3つの重点施策に沿って御説明申し上げます。

まず1点目は、「地域や産業を支える人財の育成・確保」であります。

若者の県内での就職・定着を図るため、産業人財を育成する拠点の整備や、教員志望の大学生を対象としたスクールトライアルの実施、市町村と連携した移住者への支援など、「若者の県内定着や移住・U I J ターンの促進」に取り組んでまいります。

また、ローカル5G等の活用モデルの創出、介護ロボットの導入支援や、福祉系高校生への実習費等の助成、農業大学校における地域に開かれた先進技術を学ぶ場の提供など、「人手不足に対応した新技術の導入や多様な担い手の確保」を図ってまいります。

さらに、妊娠・出産期から就学以降にわたる多様な子育て相談に関する窓口設置の支援や、保育士の負担軽減を図るための保育補助者等の雇用支援、増加・多様化する児童虐待相談に適切に対応するために児童相談所に弁護士を配置するなど、「子育てしやすく働きやすい社会づくり」を進めてまいります。

2点目は、「魅力的で持続可能な地域づくり」であります。

国文祭、芸文祭の開催を契機として、高齢者や障がい者など全ての方が制約を感じずに楽しむことができるユニバーサルツーリズムへの対応や、ダム管理者や市町村と連携してダムを活用するインフラツーリズムの推進、置県140年となる令和5年に「世界県人会」を開催する準備

など、「観光・スポーツ・文化などを生かした交流拡大と地域の魅力向上」を図ってまいります。

また、コミュニティバスのオンデマンド化や路線バスの維持等に対する支援、公立病院等における安定的な医師確保のための勤務環境の整備、県立延岡病院へのドクターカーの導入、ことし8月からの重度障がい者(児)の外来診療に係る医療費助成の現物給付化など、「地域におけるくらしの安心の確保—宮崎ひなた生活圏づくり—」に取り組んでまいります。

さらに、長距離フェリーの大型化に伴い、荷役の効率化を図るために、宮崎港にサイドスロープを整備するとともに、総合運動公園利用者の安全を確保するための避難デッキや盛り土高台の整備を進めるなど、「地域を支え、魅力を高めるインフラ整備」に取り組んでまいります。

3点目は、「社会の変化に対応し、成長する産業づくり」であります。

長距離フェリー等を活用した農産物など県産品の効率的な物流対策や、流通する木材の合法性を担保する仕組みづくり、最新技術を活用した収益性の高い深海魚の資源調査、また、口蹄疫終息10年を迎えることから、さらなる畜産振興に向けて、アフリカ豚熱等の家畜伝染病に対する防疫体制の強化や、本年10月に開催されます「全日本ホルスタイン共進会」の開催支援、国際競争の激化に対応するための生産基盤の強化、高い生産技術を有する担い手の育成など、「地域の特性を生かし、次代につながる産業づくり」に取り組んでまいります。

当初予算案の概要については以上ですが、あわせて、大学と連携した学生の県内定着促進の取り組みなど、新たな予算を伴わない、

いわゆる「ゼロ予算施策」につきましても、引き続き積極的に実施してまいります。

次に、予算以外の議案について御説明申し上げます。

議案第21号「宮崎県税条例の一部を改正する条例」は、道路運送車両法の改正に伴い、関係規定の改正を行うものであります。

議案第22号「使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例」は、工業技術センター等における機器の新規導入等に伴い、使用料の新設などを行うものであります。

議案第23号「宮崎県漁港管理条例の一部を改正する条例」は、漁港施設占用許可期間を延長するため、関係規定の改正を行うものであります。

議案第24号「警察関係使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例」は、古物営業法の改正に伴い、関係規定の改正を行うものであります。

議案第25号「知事等の損害賠償責任の一部免責に関する条例」及び議案第26号「地方独立行政法人の役員等の損害賠償責任の最低責任限度額を定める条例」は、それぞれ知事や職員等の県に対する、また、地方独立行政法人の役員等の法人に対する損害賠償責任の限度額等を定める条例を制定するものであります。

議案第27号「義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例の一部を改正する条例」は、公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法の改正に伴い、教育職員の健康及び福祉の確保に必要な措置を講ずるため、関係規定の改正を行うものであります。

議案第28号「議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正す

る条例」は、会計年度任用職員制度の導入に伴い、給料を支給される職員の補償基礎額を定めるため、関係規定の改正を行うものであります。

議案第29号「宮崎県国民スポーツ大会・全国障害者スポーツ大会開催基金条例」は、大会の開催に要する経費の財源に充てるため、地方自治法の規定に基づき、基金を創設する条例を制定するものであります。

議案第30号「宮崎県後期高齢者医療財政安定化基金条例の一部を改正する条例」は、国が定める財政安定化基金拠出率の見直しに伴い、宮崎県後期高齢者医療広域連合から徴収する拠出金の拠出率の改正を行うものであります。

議案第31号「宮崎県森林整備加速化・林業再生基金条例の一部を改正する条例」は、基金の原資として国から交付された補助金を返還するため、関係規定の改正を行うものであります。

議案第32号「県指定統計条例の一部を改正する条例」は、統計法の改正に伴い、県統計の効率的な作成及び有効かつ適正な活用を図るため、関係規定の改正を行うものであります。

議案第33号「宮崎県における事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例」は、知事の権限に属する事務のうち、動物の愛護及び管理に関する法律に基づく事務の一部について、取り扱いを希望する市に対し権限を移譲するなど、関係規定の改正を行うものであります。

議案第34号「無料低額宿泊所の設備及び運営の基準に関する条例」は、社会福祉法の改正に伴い、生計困難者のための無料低額宿泊所の設備及び運営の基準を定める条例を制定するものであります。

議案第35号「宮崎県医師修学資金貸与条例の一部を改正する条例」及び議案第36号「宮崎県



特定診療科専門研修資金貸与条例の一部を改正する条例」は、資金の貸与を受けた者のキャリア形成を図るため、返還免除に関する規定の改正を行うものであります。

議案第37号「食品衛生法施行条例の一部を改正する条例」は、食品衛生法の改正に伴い、公衆衛生上講ずべき措置の基準が法に規定されたことから、関係規定の改正を行うものであります。

議案第38号「宮崎県動物の愛護及び管理に関する条例の一部を改正する条例」は、動物の愛護及び管理に関する法律の改正に伴い、動物愛護管理担当職員の定義が変更されたことから、関係規定の改正を行うものであります。

議案第39号「宮崎県における青少年の健全な育成に関する条例の一部を改正する条例」は、青少年に対し児童ポルノ等の提供を求める行為の禁止及び不当な手段により提供を求める行為に対する罰則規定を設けるため、関係規定の改正を行うものであります。

議案第40号「宮崎県浄化槽保守点検業者の登録に関する条例の一部を改正する条例」は、浄化槽法の改正に伴い、保守点検業者の登録要件として、浄化槽管理士に対する研修の機会の確保が追加されたため、関係規定の改正を行うものであります。

議案第41号「宮崎県監査委員条例の一部を改正する条例」は、地方自治法の改正に伴い、内部統制の評価に係る報告書が監査委員の審査対象とされたことから、関係規定の改正を行うものであります。

議案第42号は、「包括外部監査契約の締結について」、地方自治法の規定により、議会の議決に付するものであります。

議案第43号、議案第45号及び議案第46号は、

令和2年度の林道事業、農政水産関係建設事業及び土木事業に要する経費に充てるため、市町村負担金を徴収することについて、地方財政法の規定により、議会の議決に付するものであります。

議案第44号は、国営西諸土地改良事業（二期）の完了に伴う市町村負担金の額等を定めるため、土地改良法の規定により、議会の議決に付するものであります。

議案第47号及び議案第48号は、宮崎県子どもの貧困対策推進計画及びみやざき子ども・子育て応援プランの変更について、宮崎県行政に係る基本的な計画の議決等に関する条例の規定により、議会の議決に付するものであります。

次に、同時に提案いたしております令和元年度補正予算案及びその他の議案について、その概要を御説明申し上げます。

今回の補正予算案は、国の令和元年度補正予算に係るもの及びその他必要とする経費について措置するものであります。補正額は、一般会計184億7,790万3,000円の減額、特別会計10億783万2,000円の増額、公営企業会計4億8,864万4,000円の増額であります。この結果、令和元年度の一般会計歳入歳出予算規模は5,946億4,815万1,000円となります。

一般会計の歳入財源といたしましては、県税マイナス20億3,569万3,000円、国庫支出金マイナス41億4,825万8,000円、繰入金マイナス96億6,079万9,000円、県債82億1,293万8,000円、その他マイナス108億4,609万1,000円であります。

以下、一般会計補正予算案の主な事業について御説明申し上げます。

まず、補正予算額は減額となりますが、国の経済対策に係る経費として180億7,250万3,000円

を措置しております。

このうち公共事業につきましては、補助公共・交付金事業及び直轄事業負担金を約157億円計上しており、令和2年度当初予算に計上した「防災・減災、国土強靱化対策」約220億円と合わせまして、370億円を超える規模になります。

公共事業以外では、T P P 11の発効等に伴い、農林業の国際競争力の強化を図るため、森林作業道や木材加工流通施設、農業ハウスや集出荷貯蔵施設の整備等を支援することとしております。

また、全県立学校の情報通信ネットワークの整備や、高鍋農業高校に繁殖から肥育までの一貫経営を学ぶための肥育牛舎を整備することとしております。

さらに、国の経済対策に係る事業のほか、交通事業者が、利用者にスマートフォンや主なバス停留所で運行情報を提供するバスロケーションシステムの導入支援や、県立美術館の美術品として「書」2点を購入する経費を計上しております。

次に、予算以外の議案について御説明申し上げます。

議案第68号「宮崎県産業廃棄物条例の一部を改正する条例」は、産業廃棄物税の導入効果の検証結果等を踏まえ、課税をさらに5年間継続するなど、関係規定の改正を行うものであります。

議案第69号「公の施設に関する条例等の一部を改正する条例」は、指定管理者の指定手続の特例として、P F I事業者を指定管理候補者として選定できるよう、関係規定の改正を行うものであります。

議案第70号「宮崎県防災対策推進条例の一部を改正する条例」は、「就学前の子どもに関する

教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律」の改正に伴い、防災教育の実施に努める者に幼保連携型認定こども園の設置者を追加するなど、関係規定の改正を行うものであります。

議案第71号「宮崎県幼保連携型認定こども園の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例」は、幼保連携型認定こども園に関する基準の改正に伴い、園舎の耐火性能基準の維持及び職員の配置に関する特例の延長を行うため、関係規定の改正を行うものであります。

議案第72号「宮崎県病院局専攻医研修資金貸与条例の一部を改正する条例」は、県立病院における医師の安定的確保の観点から、研修資金の返還期限及び返還免除要件を緩和するため、関係規定の改正を行うものであります。

議案第73号及び議案第74号は、防災・安全社会資本整備交付金事業国道219号岩下工区（仮称）岩下トンネル工事等の請負契約の締結について、議案第75号から議案第79号までは、防災拠点庁舎の建設主体工事等及び30年発生道路災害関連事業国道448号藤工区（仮称）藤トンネル工事の請負契約の変更について、それぞれ議会の議決に付すべき契約に関する条例の規定により、議会の議決に付するものであります。

議案第80号は、宮崎フリーウェイ工業団地の土地を売却することについて、財産に関する条例の規定により、議会の議決に付するものであります。

議案第81号は、県有車両による交通事故に伴う民事訴訟事件の和解及び損害賠償の額を決定することについて、地方自治法の規定により、議会の議決に付するものであります。

議案第82号及び議案第83号は、県管理道路における事故に関し、損害賠償の額を定めること

令和2年2月20日(木)

について、地方自治法の規定により、議会の議決に付するものであります。

以上、今回提案いたしました議案の概要について御説明いたしました。よろしく御審議のほどお願い申し上げます。〔降壇〕

○丸山裕次郎議長 知事の説明は終わりました。

あすからの日程をお知らせいたします。

あす21日から26日までは、議案調査等のため本会議を休会いたします。

次の本会議は、27日午前10時から、代表質問であります。

本日はこれで散会いたします。

午前10時31分散会



2月27日（木）



# 令和 2 年 2 月 27 日 ( 木 曜 日 )

午前10時0分開議

## 出席議員 (39名)

|      |           |                               |
|------|-----------|-------------------------------|
| 1 番  | 日 高 利 夫   | ( 東 諸 の 未 来 を 考 え る 会 )       |
| 2 番  | 有 岡 浩 一   | ( 郷 中 の 会 )                   |
| 3 番  | 坂 本 康 郎   | ( 公 明 党 宮 崎 県 議 団 )           |
| 4 番  | 来 住 一 人   | ( 日 本 共 産 党 宮 崎 県 議 会 議 員 団 ) |
| 5 番  | 岩 切 達 哉   | ( 県 民 連 合 宮 崎 )               |
| 6 番  | 武 田 浩 一   | ( 宮 崎 県 議 会 自 由 民 主 党 )       |
| 7 番  | 山 下 寿     | ( 同 )                         |
| 8 番  | 窪 菌 辰 也   | ( 同 )                         |
| 9 番  | 脇 谷 の り こ | ( 同 )                         |
| 10 番 | 佐 藤 雅 洋   | ( 同 )                         |
| 11 番 | 安 田 厚 生   | ( 同 )                         |
| 12 番 | 内 田 理 佐   | ( 同 )                         |
| 13 番 | 丸 山 裕 次 郎 | ( 同 )                         |
| 14 番 | 冨 師 博 規   | ( 無 所 属 の 会 チームひむか )          |
| 15 番 | 重 松 幸 次 郎 | ( 公 明 党 宮 崎 県 議 団 )           |
| 16 番 | 前 屋 敷 恵 美 | ( 日 本 共 産 党 宮 崎 県 議 会 議 員 団 ) |
| 17 番 | 渡 辺 創     | ( 県 民 連 合 宮 崎 )               |
| 18 番 | 高 橋 透     | ( 同 )                         |
| 19 番 | 中 野 一 則   | ( 宮 崎 県 議 会 自 由 民 主 党 )       |
| 20 番 | 横 田 照 夫   | ( 同 )                         |
| 21 番 | 濱 砂 守     | ( 同 )                         |
| 22 番 | 西 村 賢     | ( 同 )                         |
| 23 番 | 外 山 衛     | ( 同 )                         |
| 24 番 | 日 高 博 之   | ( 同 )                         |
| 25 番 | 野 崎 幸 士   | ( 同 )                         |
| 26 番 | 日 高 陽 一   | ( 同 )                         |
| 27 番 | 井 上 紀 代 子 | ( 県 民 の 声 )                   |
| 28 番 | 河 野 哲 也   | ( 公 明 党 宮 崎 県 議 団 )           |
| 29 番 | 田 口 雄 二   | ( 県 民 連 合 宮 崎 )               |
| 30 番 | 満 行 潤 一   | ( 同 )                         |
| 31 番 | 太 田 清 海   | ( 同 )                         |
| 32 番 | 坂 口 博 美   | ( 宮 崎 県 議 会 自 由 民 主 党 )       |
| 33 番 | 二 見 康 之   | ( 同 )                         |
| 34 番 | 蓬 原 正 三   | ( 同 )                         |
| 35 番 | 右 松 隆 央   | ( 同 )                         |
| 36 番 | 星 原 透     | ( 同 )                         |
| 37 番 | 井 本 英 雄   | ( 同 )                         |
| 38 番 | 徳 重 忠 夫   | ( 同 )                         |
| 39 番 | 山 下 博 三   | ( 同 )                         |

## 地方自治法第121条による出席者

|                     |           |
|---------------------|-----------|
| 知 事                 | 河 野 俊 嗣   |
| 副 知 事               | 郡 司 行 敏   |
| 副 知 事               | 鎌 原 宜 文   |
| 総 合 政 策 部 長         | 渡 邊 浩 司   |
| 総 務 部 長             | 武 田 宗 仁   |
| 危 機 管 理 統 括 監       | 藪 田 亨     |
| 福 祉 保 健 部 長         | 渡 辺 善 敬   |
| 環 境 森 林 部 長         | 佐 野 詔 藏   |
| 商 工 観 光 労 働 部 長     | 井 手 義 哉   |
| 農 政 水 産 部 長         | 坊 菌 正 恒   |
| 県 土 整 備 部 長         | 瀬 戸 長 秀 美 |
| 会 計 管 理 者           | 大 西 祐 二   |
| 企 業 局 長             | 冨 師 雄 一   |
| 病 院 局 長             | 桑 山 秀 彦   |
| 総 務 部 参 事 兼 財 政 課 長 | 吉 村 達 也   |
| 教 育 長               | 日 限 俊 郎   |
| 警 察 本 部 長           | 阿 部 文 彦   |
| 代 表 監 査 委 員         | 阿 緒 方 文 彦 |
| 人 事 委 員 会 事 務 局 長   | 吉 村 久 人   |

## 事務局職員出席者

|               |         |
|---------------|---------|
| 事 務 局 長       | 片 寄 元 道 |
| 事 務 局 次 長     | 和 田 括 伸 |
| 議 事 課 長       | 齊 藤 安 彦 |
| 政 策 調 査 課 長   | 日 高 民 子 |
| 議 事 課 長 補 佐   | 鬼 川 真 治 |
| 議 事 担 当 主 幹   | 山 口 修 三 |
| 議 事 課 主 査     | 井 尻 隆 太 |
| 議 事 課 主 任 主 事 | 三 倉 潤 也 |

◎ 代表質問

○丸山裕次郎議長 これより本日の会議を開きます。

本日の日程は代表質問であります。

ただいまから代表質問に入ります。

質問についての取り扱いは、お手元に配付の代表質問時間割のとおり取り運びます。〔巻末参照〕

質問の通告がありますので、順次発言を許します。まず、宮崎県議会自由民主党、蓬原正三議員。

○蓬原正三議員〔登壇〕（拍手） おはようございます。3年ぶりにこの壇上に上がりました。質問者席に最初に座っておりましたら、最初そこから始めるのかということでございまして、自席に帰ったということでございました。多少緊張いたしております。

宮崎県議会自由民主党を代表して質問をいたします。大方針を聞き、ただすという代表質問の趣旨にのっとり、今議会は、特に、新年度予算が主たる議案となりますので、各部門の新年度の基本的な運営方針等について質問してまいります。

二見政審会長と質問部局を分担し、私は総合政策部、総務部、商工観光労働部、農政水産部、そして企業局に質問をいたします。なお、新型コロナウイルス対策につきましては、福祉保健部に一部質問いたします。

まず、知事の政治姿勢についてお尋ねいたします。

知事は、文化やスポーツに造詣の深い方だと認識しております。私が議長のとときに、2年間各種会合に同席して感じたことをございました。文化やスポーツについての話が多いわけで

あります。

新聞に例えますと、政治・経済・文化・社会・スポーツ面のうち、総じて政治・経済面についての話は少ないように感じました。県民の多くは、文化やスポーツ面の関心もさることながら、まずは、経済、あすの「自社の経営の見通し」や「なりわい」、そして「生活」に強い関心があり、加えて経済と密接不可分の関係にある政治についても、知事の生の声を聞きたいわけであります。

そこで、以下4点ほどお尋ねをいたします。

まずは、政治面の「憲法」についてであります。

自民党は、憲法改正を党是としております。

憲法改正にはさまざまな意見があり、時には議論することさえタブー視されておりますが、憲法を知り、理解し、そのありようを議論することは、改正のいかんを問わず、大いに結構なことではないかと思われまます。

先般、自民党本部は、党派を超えて議論すべきとして、たたき台を示しました。1、9条への自衛隊明記、2、緊急事態条項の新設、3、参院選の合区解消、4、教育の充実を掲げております。悩ましいのは、1の自衛隊の明記であります。自民党は、左から右までウイングの広い政党だとよく言われます。鳥に例えれば、ハトからタカまでいる大変柔軟性に富んだ政党でありますので、今後党内、特に地方においても活発な議論が進むものと思われまます。

知事は、法律を専攻されたと聞いております。また、宮崎県防衛協会の会長でもございます。そこで、自衛隊を憲法に位置づけることについて、知事の御見解を伺います。

次に、経済面について2点伺います。

1点目は、景気の見通しについてでありま



す。

内閣府が発表した2019年10月～12月期のGDP速報値は、物価変動を除く実質で1.6%減、年率換算で6.3%減になるとの報道がありました。前回消費増税時の7.4%以来の大きさであり、昨年10月の消費増税に伴う駆け込み消費の反動で個人消費が落ち込んだほか、台風19号などの自然災害が影響したとのことであります。年を越してからは暖冬があり、加えて新型コロナウイルスの影響で、20年1月～3月期もマイナス成長になるとの予測もあり、先行きが懸念をされております。

これまで、オリンピック効果もあり、景気の「気」もそれなりに持続してきた本県経済であります。果たしてオリンピック、パラリンピック後の本県の景気はどうなるのか、県民にとって大変関心の高いところであります。そこで、東京オリンピック、パラリンピック終了後の本県の景気について、どのような見通しを持っておられるのか、知事の御見解を伺います。

2点目は、長期的な産業構造についてであります。

知事は、3期目の「政策提案」集の中で、「私の政策～次の4年間で何をするのか」の地域経済に関する項で、「外貨を稼ぐ産業を育成し、地域経済循環の仕組みづくりを行う」と述べておられます。

このことは、これまで議会でも十分議論してきたことであり、異論を挟む余地はありません。あとは、具体策であります。具体的にどのような産業を育成し外貨を稼ぐのか、どのような仕組みで経済循環をよくするのかということでもあります。

内閣官房まち・ひと・しごと創生本部事務局

発行の「地域経済循環マップの概要」という冊子があります。県議会自民党では、昨年8月の中央研修会において、この冊子をもとに地域活性化センター理事長の椎川忍氏から御講演をいただきました。

内容を平たく言えば、地域のお金の流れを生産（付加価値額）、分配（所得）、そして支出の3段階で「見える化」することで、地域経済の全体像と各段階におけるお金の流出・流入の状況を把握し、地域の付加価値額をふやし、地域全体の好循環を実現する上で改善すべきポイントを検討できるというものであります。外貨を稼ぎ、循環をよくすることと同じ意味を持つものと考えます。

都道府県、市町村単位でマップが作成されており、地域経済循環率もそれぞれ分析されております。ちなみに、本県の地域経済循環率は88.3%であり、約12%が域外に流出していることとなります。循環率向上のためには、これまでの基幹産業である農業を初めとする第1次産業に加え、第2次産業、とりわけ製造業など工業部門の振興を図り、産業構造に厚みを増すことも効果的であるとの指摘もあります。そこで、知事にお尋ねいたします。

地域経済循環率を向上させる観点から、長期的に本県の産業構造をどのようにすべきか、知事の御見解をお聞かせください。

壇上での終わりになりますが、次に、社会面・人口減少問題について伺います。

日本は、国難とまで言われるほどの人口減少社会に突入をいたしました。知事も徹底的に取り組むとして、人口減少対策を公約の一丁目一番地に掲げておられます。

興味深い文章を目にしましたので紹介します。経済学者の吉川洋氏が「人口と日本経済」

と題した本の中で、西洋古代史の村川堅太郎教授の「ギリシアの衰退について」という論文を引用して、次のように述べておられます。

「衰退、滅亡というと、ローマ帝国が有名であるが、この論文は古代ギリシアの都市国家ポリスの衰退について諸説を検討した論文である。そこには、紀元前2世紀半ばに生きたポリビオスが当時のギリシアについて書き残した文章が引かれている。」ここからであります。

「現在では全ヘラス（ギリシア）にわたって子供のいない者が多く、また総じて人口減少が見られる。そのため、都市は荒廃し、土地の生産も減退した。しかも我々の間で長期の戦争や疫病があったというわけでもないのである。一中略—人口減少のわけは人間が見えを張り、貪欲と怠慢に陥った結果、結婚もせず、結婚しても生まれた子供を育てようとせず、子供を裕福にして残し、また放縦に育てるために、一般にせいぜい1人か2人きり育てぬことにあり、この弊害は知らぬ間に増大したのである。」2世紀半前の言葉であります。

続けて吉川氏は、「歴史は繰り返すということか」と結んでおります。

本県の将来人口推計では、2020年の106万7,000人が、2040年には87万7,000人と20年で19万人減少します。1年当たり1万人近い減少が見込まれております。これを単純に計算するならば、100年少し先に、本県人口は「ゼロ」ということになります。

人口減少対策はまさに喫緊の課題、将来「日本の衰退・滅亡論」なる論文が執筆されることのないよう、しっかり取り組まなければならない大問題であります。

知事は、令和4年度の合計特殊出生率1.8台を公約として掲げられました。人それぞれの生き

ざまにもかかわることであり、特効薬はありません。そこで、人口減少対策において、合計特殊出生率の向上にどのように取り組んでいかれるのか、お考えをお聞かせください。

以上で壇上からの質問を終わり、以下の質問は質問者席で行います。（拍手）〔降壇〕

○知事（河野俊嗣君）〔登壇〕 おはようございます。お答えします。

まず、自衛隊の憲法への位置づけについてであります。

自衛隊は、我が国の平和と独立を守るという重要な使命を担いますとともに、大規模災害での救援活動におきましても大きな役割を担っておりまして、多くの国民の支持や信頼を得ているものと認識をしております。

私も、本県での口蹄疫や鳥インフルエンザ、さらにはさまざまな風水害の発生時などの支援を通じて、自衛隊の存在を大変頼もしく感じ、また感謝の思いで防衛協会会長として、関係諸団体と連携をしながら、その支援に努めているところであります。

憲法9条の議論につきましては、自衛隊の存在を憲法に位置づけるのか否か、あるいはどのように位置づけるかなど、多岐にわたる論点があろうかと考えております。

私としましては、平和主義の根幹たる憲法9条の理念を踏まえつつ、我が国を取り巻く安全保障環境の変化なども考慮しながら、国会や主権者たる国民の間で、幅広い視点からの十分な議論が尽くされるべきものと考えております。

次に、本県の景気の見通しについてであります。

現在、新型コロナウイルス感染の拡大が、国内経済に影響を及ぼし始めるとともに、オリンピック・パラリンピック終了後には、施設整備

や大会開催に伴う消費需要もなくなることから、景気の減速を心配する見方も出てきているところでもあります。

その一方で、本県におきましては、10月から国民文化祭と全国障害者芸術・文化祭が開催予定であります。また、2026年の国民スポーツ大会等に向けた県内各地での施設整備や、国土強靱化を初めとする国の経済対策、さらには宮崎駅西口の再開発など、活発な投資が続いております。消費拡大等も期待されるところであります。

現時点で、国内において、経済活動に影響を及ぼすさまざまな要因が生じておりますことから、先を見通すことは難しい状況ではあります。新型コロナウイルス感染症の動向も注視しつつ、本県経済が安定的に成長していけるよう、必要に応じて的確な対応を行ってまいりたいと考えております。

次に、地域経済循環率の向上についてであります。

地域経済循環率は、県内での支出額に対し、県内生産が占める割合を示すものであります。本県経済のあり方を考える上で、大変重要な指標であると認識しております。

この数値を上昇させるため、本県では、これまでも豊富な農林水産物を生かし、県内で素材を加工して出荷するフードビジネスの推進や6次産業化、さらには地域中核企業の育成などにより、本県経済を支える産業づくりに取り組んできたところであります。

今後は、これまでの流れを着実に前進させるとともに、医療機器関連産業や自動車関連産業を初めとする製造業、また、ICT産業の振興などにもさらに力を入れ、本県の産業構造に厚みを持たせることで、地域経済循環率の向上に

つなげてまいりたいと考えております。

最後に、合計特殊出生率の向上についてであります。

本県の合計特殊出生率は、全国でも2位ないし3位ということで上位にあるわけですが、本県の人口減少に歯どめをかけるためには、より多くの県民の皆様が、「宮崎で暮らし、働き、そして結婚して子供を産み育てたい」と望むこと、そして、その願いを実現するための支援体制や社会環境を整えることが、何よりも重要であると考えております。

このため、これまでもライフステージに応じた切れ目のない支援、働き方改革等とも連動した子育て・保育体制の充実、児童手当や医療費助成等の経済的支援など、さまざまな対策を講じているところでありますが、あわせて、これらの支援をしっかりと利用していただき、子育ての不安や負担感の軽減につなげること、さらには、子育てのすばらしさを発信していくことが重要であると考えております。

こうした観点から、令和2年度予算におきましては、人口減少対策基金も活用しながら、母子保健と児童福祉の一体的な支援体制づくりと情報発信などに新たに取り組むこととしておきまして、引き続き合計特殊出生率の向上に全力を傾けてまいりたいと考えております。以上であります。〔降壇〕

**○蓬原正三議員** 次に、令和2年度の当初予算について伺います。

知事は、人口減少下にあっても、地域の活力が維持されるように、「持続可能な宮崎県の土台づくり」を進めるための予算として令和2年度の当初予算を編成したとのことですが、総額6,127億8,800万円の予算に、知事の思いがどのように施策として反映されているのか

伺います。

**○知事（河野俊嗣君）** 当初予算の編成に当たりましたは、直面する課題に的確に対応しますとともに、将来を見据えた施策や多額の財政負担が見込まれる事業につきましても、計画的に予算計上を行ったところであります。

まず、人口減少対策につきましても、移住等をさらに後押しするために、支援金の支給などに加えまして、受け皿となる地域の生活環境の充実等を図りますとともに、国土強靱化対策には、引き続き上乗せして予算措置を行い、インフラ整備を積極的に進めてまいります。

また、ことし開催されます「国民文化祭、全国障害者芸術・文化祭」や「東京オリンピック・パラリンピック」を通じた国内外へのPRや地域活性化に取り組みますとともに、令和8年度開催の「国民スポーツ大会・全国障害者スポーツ大会」に要する財源を計画的に確保するために、新たな基金の設置も行うこととしております。

これらの施策に加え、防災拠点庁舎や県立宮崎病院、県有スポーツ施設など、将来に向けた礎となる拠点の整備も着実に進めることによりまして、宮崎の将来を見据えた「持続可能な土台づくり」に積極的に取り組んでまいりたいと考えております。

**○蓬原正三議員** 予算規模を見てみますと、一般会計は対前年度比で3年連続のプラス予算となっております。さらに、国土強靱化対策として、令和2年度予算に公共事業費を220億円、平成30年度からの3年間で総額538億円、さらに今年度2月補正に157億円と、いずれも通常分に加え、上乗せして措置をされております。

社会基盤整備が他県に比べて大きくおこなわれている本県にとって、また、消費税引き上げ後の

景気を下支えするためにも喜ばしいことだとは考えますが、一方で、国土強靱化対策に係る3年分の予算規模は、昨年の11月議会で示された国民スポーツ大会開催に要する経費に匹敵する規模となります。

そこで、公共事業費の上乗せ措置については、財政の健全性という観点から問題はないのか、総務部長に伺います。

**○総務部長（武田宗仁君）** 国土強靱化対策につきましても、国の3か年緊急対策に合わせて実施しているところであり、他県に比べ社会基盤の整備がおこなわれていることも踏まえ、近年頻発化・激甚化する災害への対応を早急に進める必要があります。また、消費税引き上げに伴う景気の下支えという側面もありますことから、3年総額で約695億円の公共事業費を別枠で確保することとしております。

予算総額は多額になりますが、国費の積極的な確保に努めますとともに、県負担分については、手厚い地方財政措置のある起債を可能な限り活用しますので、実質的な負担額は抑えられることから、財政の健全化は維持できるものと考えております。

**○蓬原正三議員** 昨年示された令和2年度の予算編成方針では、国民スポーツ大会に係る経費など、多額の財政負担が見込まれる事業は、将来にわたる財政負担の平準化のため、計画的に予算計上を行うとあります。

今回、新たに国民スポーツ大会等開催基金を設置されるのも、将来を見据えた計画的な予算計上だと思われまます。

県債が活用できないソフト経費の財源として、2年度に10億円、3年度にも10億円と、企業局の先人の方々が確保してこられた貴重な財源を使わせていただくこととなりますが、現

在20億円しかめどが立っておりません。

競技力向上や大会開催経費として、最低でも100億円程度必要になると考えられますが、今後、不足する財源をどのように確保していかれるのか、総務部長に伺います。

**○総務部長（武田宗仁君）** 「国民スポーツ大会・全国障害者スポーツ大会」に要する経費のうち、大会運営経費や競技力向上対策などのソフト事業については、起債が活用できないため、多額の一般財源が必要になりますことから、今回新たな基金を設置し、計画的に財源を確保していくこととしております。

基金設置に当たっては、2カ年にわたり、企業局電気事業会計の地方振興積立金を活用させていただきますが、来年度以降は、これまで財政関係基金に積み戻しを行ってまいりました、決算剰余金などの一部を積み立てていくこととしております。

将来にわたり財政の健全性を損なうことがないように、今後の財政見通しも踏まえた上で、計画的に財源確保及び予算計上を行ってまいります。

**○蓬原正三議員** 次に、新型コロナウイルス対策について伺います。

現時点で、本県では感染者の発生はありませんが、国内各地で感染確認が相次いでおり、毎日感染者が増加している状況にあります。

2月20日には福岡市、21日には熊本市在住の方への感染も確認されました。九州で相次いで発生しており、本県でも、いつ感染者が発生してもおかしくない状況にきております。

そこで、本県で新型コロナウイルス感染症が発生した場合の対応について、福祉保健部長に伺います。

**○福祉保健部長（渡辺善敬君）** 県では、感染

を疑う患者が発生した場合、保健所、医療機関、衛生環境研究所等と連携しまして、速やかに検査を行い、陽性を確認する体制を整えております。今後、県内に検査を必要とする方が増加した場合でも、必要な検査が確実に実施できるよう、国と連携をしているところであります。

また、陽性が確認された場合は、二次医療圏ごとに指定している県内7カ所の第二種感染症指定医療機関におきまして治療を行うとともに、濃厚接触者に対しては、健康観察を行い、外出自粛等を要請するなど、感染拡大の防止に取り組むこととしております。

県としましては、新型コロナウイルス感染症対策本部において、各部局内で情報共有するなど、全庁的な協力体制のもと、県民の命と健康を守ることを最優先に、国や関係機関などとも密に連携しながら、全力を挙げて取り組んでまいります。

**○蓬原正三議員** 万全の体制でお願いしたいと思います。

新型コロナウイルスの感染拡大に伴い、訪日外国人観光客の中でも3割を占める中国からの観光客が大きく減少していることから、ホテルなどの宿泊施設や土産物販売店などに大きな影響が出ているとのニュースが報じられております。

また中国は、製造業における一大生産拠点でありますことから、日本から進出している企業も多く、また、中国から原材料等を輸入している企業も多いところですが、現地の工場の操業停止や物流の停滞などにより、サプライチェーンに大きな影響が生じており、日本国内でも生産活動に支障を来す事例も出ております。

そこで、新型コロナウイルスの感染拡大に伴い、県内の商工観光分野への影響とその対応について、商工観光労働部長に伺います。

**○商工観光労働部長（井手義哉君）** 先月末から中国では海外への団体旅行が禁止となるほか、旅行マインドの低下などにより、県内のホテル・旅館においても、国内外から宿泊予約のキャンセルが出ております。

また、中国にある県内企業の生産拠点で、操業停止による生産活動への影響が出ているほか、県内においても、部品調達への影響が懸念されております。

このため県では、関係団体等と情報共有を図るとともに、「中小企業特別相談窓口」や「労働相談窓口」を設置し、企業や労働者の相談に応じているところであります。

また今般、国では、政府系金融機関による資金繰り支援などの対策を講じていることから、それらの周知も図りながら、引き続き、状況の変化や影響を注視し、適切に対応してまいりたいと考えております。

**○蓬原正三議員** ありがとうございます。

ウイルス対策は、また別な、形を変えた経済対策でもあろうかと思っておりますので、全庁を挙げて万全の対策でお願い申し上げたいと思っております。

次に、第35回国民文化祭みやぎ2020、第20回全国障害者芸術・文化祭みやぎ大会について伺います。

本県で初めて開催するこの大会は、全国最大規模の文化の祭典であり、多くの参加者、観覧者が見込まれる大会であります。

私も、本年度の開催県である新潟県の閉会式に参加しましたが、新しい文化と伝統文化が見事に融合し、若者を中心とした躍動感あふれる

ステージに深く感動をいたしたところであります。

また、この閉会式では、新潟県の花角知事から郡司副知事へ、大会旗の引き継ぎもあり、いよいよ本県での開催を迎えるという、身の引き締まる思いも共有したところであります。

さて本県では、10月17日から12月6日までの51日間にわたり、県内各地で約150を超える文化プログラムが開催されますが、これほどの規模のイベントを実施し、成功させるためには、さまざまな関係者等との連携・協力が必要であります。

また、大会への参加を通じて、県民が地域の文化資源について再認識し、県民の文化活動がより活発化するためのまたとない機会になると考えます。

大会を契機として、その成功はもとよりありますが、プロセスを通じて生まれるさまざまな成果を、その後の地域の発展につなげていくことが重要と考えます。

そこで、国文祭・芸文祭の成功にかける知事の思いと、大会の成果を今後どのように生かしていくのか、知事にお伺いします。

**○知事（河野俊嗣君）** まさに、東京オリンピック・パラリンピックと同じ年に国文祭・芸文祭を開催できますことは、国内外に宮崎を広くアピールできる大きなチャンスであると考えておりました。多くの方に、本県のすばらしい伝統・文化を味わっていただきたいと考えております。

また、若者から高齢者まで多くの県民の皆様にも、地域の特色にあふれたプログラムを堪能していただきまして、それぞれの地域で傳承されてきた文化を、本県の宝として再認識する大会にしたいと考えております。

国民スポーツ大会などと比べますと、認知度が低いという状況ではありますが、これまで実施してきたプレイベントなどを通じて、大会の認知度が徐々に高まってきているのではないかと実感しているところであり、大会本番に向けまして、市町村を初め関係機関と一体となって、さらなる全県的な盛り上がりを図ってまいります。

そして大会終了後も、この機運を地域の連帯感の高揚や郷土愛の醸成につなげるとともに、大会を通じて構築されました関係者の連携体制の強化や、次世代の文化を担う人材の育成など、文化を起点とした魅力ある地域づくりに生かしていきたいと考えております。

**○蓬原正三議員** 来年度、全国障害者芸術・文化祭が開催されますと、当然、全国から障がいのある方が多数お見えになります。特に本県においては、令和8年度には全国障害者スポーツ大会も開催されることとなっております。

そこで、観光の分野においては、これらの大会を契機として、高齢者も含め、車椅子を利用される方や、視覚・聴覚等に障がいのある方を初めとした、全ての人を受け入れる体制の整備が必要であると考えますが、県の考えについて商工観光労働部長に伺います。

**○商工観光労働部長（井手義哉君）** 高齢者や障がい者、ベビーカーの家族連れなど、誰もが制約を感じずに気兼ねなく楽しむことができる旅行、いわゆる「ユニバーサルツーリズム」への対応を進めることは、大変重要であると考えております。

このため、県といたしましては、来年度、県観光協会内にユニバーサルツーリズムセンターを設置し、宿泊施設や観光施設のバリアフリー情報の収集や相談対応を行うとともに、観光事

業者等を対象とした研修会を実施することとしております。

また、宿泊施設や公衆トイレにおけるユニバーサルデザイン化の改修等に対する支援も引き続き行うこととしており、これらの事業により、ユニバーサルツーリズムをより一層推進していくこととしております。

**○蓬原正三議員** 次に、外国人観光客誘致について伺います。

中国を中心とした新型コロナウイルスによる肺炎の拡大や、日韓関係の悪化などの影響で、国内における外国人観光客の誘致は非常に厳しい状況だと認識しております。

一方で、こうした状況ではありますが、今後、人口減少により国内需要が減っていくことが予想される中、観光分野においてインバウンド需要を取り込んでいくことも極めて重要であります。

ことしは、東京オリンピック・パラリンピックが開催され、インバウンド需要が拡大すると思われま。大会が開催されることしの7月には、新型コロナウイルスも鎮静化することを期待しておりますが、東京オリンピック・パラリンピックの開催を契機に、今後、観光客誘致にどのように取り組むのか、商工観光労働部長に伺います。

**○商工観光労働部長（井手義哉君）** ことしは、いよいよ東京オリンピック・パラリンピックが開催され、日本が世界から注目されることが見込まれております。

県といたしましては、この機会を捉え、重点的に取り組んでまいりました韓国・台湾・香港等に加え、ASEANなどの新規市場に対して、新たにデジタルプロモーションの手法等も活用しながら、誘客に取り組むこととしており

ます。

また、欧米豪については、九州観光推進機構が現地にセールス拠点を設置するなど、事業の強化を図りますことから、連携して本県への誘客に取り組んでまいります。

大変心配されております新型コロナウイルス感染症の影響につきましては、国内外の状況を注視してまいりたいと考えております。

**○蓬原正三議員** 次に、産業人財の育成・確保について伺います。

知事は、就任以来、「県づくりは人づくり」「人は財産」という信念に基づいて、「人財づくり」を基本政策の柱に掲げ、さまざまな施策に取り組んでこられました。

このことについては十分理解し、また、評価するところではありますが、県内の人口流出に歯どめがかからない中、重要課題の一つである本県の産業振興をさらに進めていくためには——要は人材、「企業は人なり」と申します——高校生・大学生等の若者の育成や地元定着に一層力を入れていく必要があるのではないかと考えます。

そこで、将来の本県産業を担う人材の育成・確保について、今後どのように取り組んでいくのか、知事の考えを伺います。

**○知事（河野俊嗣君）** 産業人財の育成・確保につきましては、これまで、産学金労官で構成します「産業人財育成プラットフォーム」を基盤としまして、キャリア教育の推進や企業説明会の開催など、さまざまな取り組みを展開してきているところでもあります。高卒者の県内就職率の上昇といった成果も、徐々に始めているところでもあります。

しかしながら、県内産業における人材不足の状況や、今後の労働力の見通しは依然として厳

しいことから、未来の宮崎をつくり支える人材を県内で育て、定着していく取り組みを、一層強化する必要があると考えております。

このため、私自身も大学や産業界等のトップの方々と直接議論をしながら検討を重ねてきたところでありまして、その結果、来年度から、宮崎大学の中に人材育成を担う新たな組織を県と大学とが連携して立ち上げることとしております。ここに産業人財育成プラットフォームの機能も統合することによりまして、関係機関の力を結集し、一体的に推進できる体制を構築したいと考えているところであります。

今後は、この組織を中心として、産業界のニーズを踏まえた新たな取り組みを積極的に展開し、大学生を初めとする本県の次代を担う人材が育ち、若者に選ばれる地域づくりに、全力で取り組んでまいりたいと考えております。

**○蓬原正三議員** 全国の完全失業率は12月末現在で2.2%、有効求人倍率は1.57倍となっております。

本県の有効求人倍率は1.37倍と、前月より0.04ポイント低下しておりますが、54カ月連続で1倍台を維持しております。また、正社員有効求人倍率は1.1倍であり、宮崎労働局が統計を取り始めた平成16年11月以降で最高となるなど、雇用・失業情勢は着実に改善が進んでおります。

一方で、これまで人手不足が言われてきた「介護・福祉」「建設」などの分野に限らず、全産業分野に人手不足が及びつつあり、企業活動への影響が憂慮されているところでもあります。

県内企業における人材確保について、県ではさまざまな取り組みがなされており、徐々にではありますが、県内就職率が改善傾向にあるも



の、依然として、多くの若者が就職や進学で県外に流出しております。

そこで、若者の県内就職促進に向けた県の取り組みについて、商工観光労働部長に伺います。

**○商工観光労働部長（井手義哉君）** 若者の県内就職を促進するためには、県内企業の魅力や、宮崎で生き生きと働く先輩たちの姿をしっかりと伝える必要があると考えております。

このため、高校生に対しましては、教育委員会と連携し、学年ごとに企業ガイダンス等を開催するほか、県内で活躍する社会人を紹介する冊子を新たに作成し、配布することとしております。

また、大学生等に対しましては、インターシップや就職説明会を通じて、県内企業の魅力に直接触れる機会を提供するとともに、ひなた暮らしUIJターンセンターや県外大学等を訪問するコーディネーターの活動などを通じて、UIJターンの促進にも努めております。

今後とも、さまざまな取り組みを通じて、若者の県内就職を促進してまいります。

**○蓬原正三議員** 高校生など若者の県内就職を進めることはもちろんであります。本格的な人口減少時代を迎え、若者の雇用拡大だけでは産業界からの人材確保に対する要請に応え切れないことは明らかで、だからこそ、働く意欲のある女性や高齢者、さらには外国人材をどう活用するのかという視点も非常に重要であると考えます。

そこで、女性などの多様な人材の活躍に向けた県の取り組みについて、商工観光労働部長に伺います。

**○商工観光労働部長（井手義哉君）** 労働力人口の減少が見込まれ、人材の確保が喫緊の課題

となる中、若者の県内就職促進に加え、女性や高齢者、障がい者、外国人など、多様な人材の就業を促進することは大変重要であります。

このため、県におきましては、来年度から「女性・高齢者就業支援事業」において、就業を希望する女性や高齢者のための相談窓口の設置や、総合情報サイトの構築などに取り組むほか、「外国人雇用・就職支援事業」において、外国人雇用を希望する企業の個別相談対応や留学生とのマッチング支援等に取り組むこととしております。

県としましては、労働局や関係団体との連携を図りながら、多様な人材が活躍できる社会づくりを進めてまいりたいと考えております。

**○蓬原正三議員** 一方で、一旦雇用した貴重な人材が働き続けることも、大変重要な視点であります。

せっかく採用した人材が職場を去ることは、企業にとって大きな損失になります。本県における新規学卒者の3年以内の離職率は、高校卒業で41.2%、大学卒業で36.9%と、いずれも全国平均と比べ高い状況にあります。近年、就職先を決めるポイントとして、土日が休める、休暇がとれるといった福利厚生面での待遇が挙げられるようになってきており、県内企業の対応が求められております。

国においては、働き方改革関連法により、働く人がそれぞれの事情に応じた多様な働き方を選択できる社会の実現を目指しておりますが、県内企業の働き方改革促進に向けた取り組みについて、商工観光労働部長に伺います。

**○商工観光労働部長（井手義哉君）** 働き方改革関連法は、昨年4月から順次施行されておりますが、ことし4月からは、時間外労働の上限規制が中小企業にも適用されるほか、同一企業

内における正社員と非正規社員との間の不合理な待遇差の禁止、いわゆる同一労働同一賃金についても順次施行されることとなっております。県としましては、労働局と連携し、県庁ホームページや広報紙等での周知を図っております。

また県では、働き方改革に関する講演会の開催や、ワーク・ライフ・バランスに係る認証制度の運用などにより、企業での働きやすい環境づくりの普及定着を進めているところであります。

今後とも、誰もが安心して働き続けることができる環境整備の促進に、取り組んでまいりたいと考えております。

**○蓬原正三議員** 続いて、事業承継対策について伺います。

民間調査会社の昨年の調査によりますと、県内の中小企業で後継者が決まっていない「後継者不在率」は、50.1%でありました。

後継者が決まらないまま経営者の高齢化が進めば、事業が黒字でも廃業を選択する企業はふえると思われ、地域活力の維持が困難になるのではと、憂慮いたします。

中には、後継者候補がいても、会社の債務に対する個人保証を後継者が引き継ぐという融資慣行が負担となり、承継の妨げとなっているケースもあると聞いております。

そのため、国としてもその対策も講じるとしておりますが、喫緊の課題である事業承継を円滑に進めるため、今後どのように取り組んでいくのか、商工観光労働部長に伺います。

**○商工観光労働部長（井手義哉君）** 御指摘のとおり、会社の債務に対する経営者個人の保証が、事業承継の阻害要因の一つとなっており、このため国は、来年度から、個人保証を必要と

しない、新たな信用保証制度を創設することとしております。

県では、この制度の利用促進を図るため、県中小企業融資制度に、さらに保証料率を引き下げた「事業承継特別対策」メニューを設けることとしております。

また、事業承継ネットワーク事務局に、既往の借入金に対する個人保証について、解除に向けた支援を行うコーディネーターを配置することとしております。

これらの取り組みにより、引き続き、円滑な事業承継の推進に取り組んでまいりたいと考えております。

**○蓬原正三議員** 次に、交通・物流ネットワークの構築について伺います。

東九州自動車道については、昨年末に、清武南一日南北郷間が令和4年度中に供用開始されることが発表され、細島港についても16号岸壁の整備に着手されることとなりました。

また、宮崎カーフェリーの新船建造や油津港のファーストポート化、台北線や関空線の増便など、陸・海・空それぞれに動きが活発化しております。

その一方で、人口減少が進む中で、路線バスや地域鉄道などの地域公共交通の利用は減少傾向にあり、加えてバス運転士の不足の問題もあり、過疎化や高齢化が進行している地域では、日常生活に必要な移動手段の確保も難しい状況になりつつあります。

また、物流においては、大消費地から遠方であり、地理的に不利な条件にある本県にとって、農畜産物を初めとする県産品を大消費地に輸送し、「外貨」を獲得し続けることが何より重要であり、そのためには、物流を維持・充実していくことが大変重要であります。トラッ

クドライバー不足や長時間労働の規制など、新たな課題が出てきております。

さらに、ICTやAIなどの技術革新等により、社会・経済は今後大きく変わっていくことが予想され、こうした変化に本県の交通・物流も的確に対応していく必要があると思います。

そこで、今年度検討を進めてきた交通・物流ネットワーク戦略において、どのようなことに重点的に取り組んでいかれるのか、知事の考えを伺います。

**○知事（河野俊嗣君）** 新たな交通・物流ネットワーク戦略におきましては、さまざまな環境の変化等に対応するため、交通、物流それぞれに関して優先的に取り組むべき課題を設定し、その対策に重点的に取り組むこととしております。

まず、交通に関しましては、人口減少により、地域公共交通の維持が困難化していることを踏まえまして、Ma a Sなど新モビリティサービスの活用等により、持続可能な地域交通網の構築を図ることとしております。

また、物流に関しては、人手不足により、県産品の長距離輸送が困難化していることを踏まえ、トラックドライバーの労働環境改善やパレット活用による省力化、大都市圏からの下り荷の確保等により、長距離輸送ネットワークの維持を図ることとしております。

本県経済の持続的な発展のためには、陸・海・空の総合的な交通・物流ネットワークの維持・充実が不可欠でありますので、引き続き、国や市町村、関係団体等と連携を図りながら、しっかりと取り組んでまいります。

**○蓬原正三議員** 次に、地域交通ネットワークの構築について伺います。

交通・物流のネットワークは、県民生活や地

域を支える必要なインフラであります。さまざまな交通手段を利用して人の往来が盛んになれば、地域が活気づくことにつながります。地域に暮らす高齢者の方々も、通院や買い物はもちろんのこと、お子さんやお孫さんの顔を見に、同じ趣味を持つお友達に会うために、文化活動やスポーツを楽しむためにと、御自分の意思であちこちに出かけてこそ、地域の元気であります。

その移動に必要な交通手段については、中山間地域を多く抱え、大都市のように公共交通機関が発達していない本県では、どうしても自動車の役割が欠かせません。

しかしながら、近年、みずから自動車を運転する高齢ドライバーによる交通事故のニュースを聞く機会が多くなっているのは、大変気になるところであります。

そこで、高齢者の安全運転対策をどのように進めようとしておられるのか、総合政策部長に伺います。

**○総合政策部長（渡邊浩司君）** 高齢ドライバーによる交通事故を減らすために、本県ではこれまで、高齢者マークの普及啓発を初め、抜本的な対策として、免許返納の呼びかけなどを行ってきております。

また、新たに今年度からは、「制限運転」と呼んでおりますけれども、高齢者自身が、体調や運転能力を踏まえまして、運転しない時間帯や地域等のルールをみずから決める運転、そういった普及にも着手してございまして、現在、宮崎市を初め2市3町で取り組みが始まっております。

今後、この「制限運転」を全県に広げるとともに、これまでの取り組みにもさらに力を入れ、自動ブレーキを備えたいいわゆる「サボ

カー」の購入助成などの、国が新たに開始した対策と合わせて、関係機関・団体と連携を図りながら、高齢ドライバーの事故防止に、全力を挙げて取り組んでまいりたいと考えております。

**○蓬原正三議員** 運転寿命が延びた高齢者にも、いずれ免許を返納せざるを得なくなる時期はやってまいります。

また、免許返納した高齢者に限らず、住みなれた地域で暮らし続けていくために、移動手段としての地域公共交通は、道路のような社会インフラと同様、不可欠なものであります。

そして、地域内や地域間を結ぶ県内全体の交通ネットワークの維持・確保に当たっては、交通事業者や市町村、そして県の3者が一体となってしっかりと取り組んでいく必要があると考えます。

地域で安心して暮らしていくためには、移動手段をしっかりと確保していく必要があると考えますが、今後、県は具体的にどのような取り組みを進めていくのか、総合政策部長にお伺いします。

**○総合政策部長（渡邊浩司君）** 人口減少や少子高齢化が今後も進行していく中にありまして、地域交通ネットワークを持続可能なものにするためには、市町村や交通事業者とも一緒になって取り組んでいく必要があります。

このため県では、来年度の新規事業で、地域間を結ぶバス路線の運行に対する支援の強化や、制限運転を宣誓された方への支援等を通して、路線バスの利用促進と路線の維持・確保を図ることとしております。

また、複数の交通手段の予約や決済を一括で行えるMa a Sなどの新モビリティサービスの導入や、スクールバス等の効率的な活用、バ

スの運行情報を利用者にわかりやすく届けるためのバスロケーションシステムの導入支援などによって、コミュニティバス等を含めた県内全体の交通ネットワークの利便性向上や最適化を図ることとしております。

これらの取り組みによって、安心して地域で暮らすことのできる持続可能な地域交通ネットワークを構築してまいりたいと考えております。

**○蓬原正三議員** 次に、移住・U I Jターンの促進について伺います。

全国で人口減少が大きな問題となる中、本県の中山間地域の人口も、昭和55年から減少傾向にあり、将来推計においても、平成27年の40万6,000人に対し、令和27年には24万3,000人と、約4割の人口減少が見込まれております。

こうした人口減少の結果、中山間地域においては、高齢者のセーフティーネットや地域の伝統文化の継承、国土の保全や水源の涵養等の機能維持など、さまざまな課題が起きているのが現状であります。

2014年の「日本創成会議」の発表では、2040年には全国で896の市町村が消滅する可能性があると言われております。「消滅可能性都市」という言葉の持つセンセーショナルな響きもあって、大きくマスコミでも取り上げられたわけがありますが、こうした現状を踏まえつつも、手をこまねいているのではなく、課題に前向きに取り組む、根本原因の人口減少をどうやったら食い止めることができるのか、その行動を起こすことが何より大切ではないかと考えます。

例えば、移住・U I Jターンをいかにふやしていくかということであります。

昨年、人口より牛が多いと言われる沖縄県の黒島を視察に参りました。移住者が大変多くお

りました。実情をよく聞いてみますと、親であったり本人が黒島出身であったり、いわゆるUターン、ゆかりの人が多く、また、Iターンの女性もおりました。

また、畜産農家が多いわけではありますが、行政が移住者の就農をしっかりサポートしており、なりわいの大切さということも印象に残ったところでもあります。

豊かな自然の中で、人と人が密につながりながら、牛を飼い、子育てをするという具体的な島暮らしのイメージを持つことで、失礼ながら、生活の便がよいとは言えない地域であっても、多くの方が移住にチャレンジしておりました。

この沖縄の黒島の例にありますように、ターゲットを絞りつつ、本県ならではの魅力や特性をPRしていくことが、移住者の獲得につながるのではないかと思います。

そこで、本県の特性を生かした移住・UIJターンの促進と効果的な情報発信について、どのように取り組んでいくのか、総合政策部長に伺います。

**○総合政策部長（渡邊浩司君）** 県では、東京・大阪・福岡・宮崎に設置しておりますUIJターンセンターにおける相談対応や、市町村、関係団体と連携したイベント等の実施によりまして、地域の魅力や暮らし、仕事等の情報を提供し、移住・UIJターンの促進に努めているところでもあります。

また今年度は、本県の特性をターゲットを絞って効果的に発信するため、本県出身者が多数参加する「ひなたフォーラム」を東京で初めて開催するとともに、サーフィン愛好者が多数来県されましたワールドサーフィンゲームスにおきまして、移住のPRを実施したところであ

ります。

今後は、特に人口減少の進む中山間地域の市町村への移住を促進するため、移住関係の専門誌と連携して、温暖な気候を生かした農林漁業や、豊かな自然の中で楽しめるアウトドアスポーツなど、それぞれの市町村が持つ魅力を磨き上げるとともに、情報をターゲットにしっかりと届けられるよう、PR手法の向上に取り組んでまいりたいと考えております。

**○蓬原正三議員** 次に、中山間地域の産業振興について伺います。

先ほども述べましたが、人口減少を食い止めるためには、地域で暮らしていくための「なりわい」が必要であります。「なりわい」がないと、Uターンしようにもできないわけでありませ

そこで、中山間地域の産業振興ということについて、県としてどのように取り組んでいかれるのか、総合政策部長に伺います。

**○総合政策部長（渡邊浩司君）** 中山間地域におきましては、県の平均よりも早く進む少子高齢化の中で、農林水産業を初め、さまざまな産業の担い手不足がより顕著になっておりまして、やむを得ず廃業するケースの増加が予想されるなど、担い手対策の重要性は高まってきております。

このため、昨年6月に改定しました中山間地域振興計画におきましては、計画の柱の一つとして「なりわい」を位置づけまして、担い手の確保策を初め、中山間地域の産業振興に取り組んでいくこととしております。

具体的には、就農トレーニング施設との連携や林業大学校での研修等による担い手の確保、集落ぐるみで農業に取り組む組織の育成やICTなどの先端技術を活用したスマート農業の展

開など、時代に合った経営形態の創出や、地域資源を生かした6次産業化など稼ぐ力の向上にも取り組むこととしております。

今後とも、関係部局や市町村などと連携しながら、中山間地域の産業振興を図ってまいりたいと考えております。

**○蓬原正三議員** 次に、情報化推進について伺います。

近年、AIやIoTを初めとした情報通信技術が急速に進歩してきており、こういった技術革新を背景に、先端技術をあらゆる産業や社会生活に取り込んで、さまざまな課題を解決する社会である「Society5.0」が、我が国の目指すべき未来の姿として提唱されているところであります。

このような中、国においては、昨年6月、IT新戦略を閣議決定し、「全ての国民が安全で安心な暮らしや豊かさを実感できるデジタル社会の実現」に向けて、政府全体で取り組まれているところであります。

このIT新戦略によりますと、今後、IoTを活用した生産工程の高度な管理や、自動運転の実用化等による移動弱者の解消、ICT教育の充実、遠隔診療、また、次世代の情報インフラとなる5Gの整備など、さまざまな分野でこれまでにない技術革新が次々に実現されると言われております。

人口減少の進む本県のような地方にとって、こうした先端技術を上手に活用していくことは、産業や経済の活性化を図るとともに、利便性の向上や、労働力不足への対応を初めとした社会的な課題を解決する上で重要ではないかと考えております。

本県においても、スマート農業など一部の分野では取り組みが進んでいるところであります

が、多くの県民が「豊かさ」を享受できる社会とするためには、さまざまな分野と積極的に連携し、先端技術の利活用を全県的に進めていくべきだと思いますが、知事の考えを伺います。

**○知事(河野俊嗣君)** 人口減少が進む中、本県の産業や地域社会の活力を維持し、県民が豊かさを享受するためには、その時々々の先端技術を活用しまして、生産力の向上や省力化、利便性向上につながる取り組みを、さまざまな分野において進めていくことが大変重要であると考えております。

このため、今、スマート農業についての御指摘がありましたが、農林水産業や商工業、建設業等での取り組みを進めているところであります。来年度からは、Maasなどの新モビリティサービスやローカル5Gなど、新しい技術の導入・活用にも積極的に取り組むこととしております。

また、こうした取り組みを全県的に進めるため、各地域のニーズを踏まえた上で、AIやIoT、ビッグデータ、ロボット技術などのさらなる利活用を促進すべく、既存の計画を改定するとともに、推進体制の整備を行うこととしております。

今後とも、市町村や大学、企業等と幅広く連携しながら、先端技術を一層活用して、産業や経済の活性化を図り、安心して暮らし続けることができる宮崎県の土台づくりに取り組んでまいります。

**○蓬原正三議員** 国のIT新戦略では、将来にわたって全ての国民が不安なくデジタル化の恩恵を享受できるための基盤づくりとして、超高速・超低遅延、多数同時接続といった特徴を持つ5G等によるインフラの再構築を掲げております。

携帯電話事業者が全国展開を計画している5Gは、来月以降、商用サービスが始まる予定となっており、国は、来年春ごろまでの全都道府県でのサービスの開始や、都市部、地方部を問わずニーズのある場所への普及といった整備方針を示しております。

また、昨年12月には、企業や自治体などが主体となり、5Gの技術を使って、みずからの建物内や敷地内といった特定のエリアで構築する超高速の無線ネットワーク、いわゆるローカル5Gが制度化されたところでもあります。

このローカル5Gは、地域版5Gとも言われており、携帯電話事業者の5G整備を待つことなく、企業や自治体等が柔軟に構築できることから、地域の活性化やさまざまな課題への解決への活用が期待されております。

しかしながら、これまでの携帯電話エリアなどの整備状況から見ると、採算性などから都市部での整備が先に進み、地方での整備がおくれるのではないかと心配をしております。

そこで、5Gなど新たな情報通信基盤の整備促進に、県としてどのように取り組んでいかれるのか、総合政策部長に伺います。

**○総合政策部長（渡邊浩司君）** 5Gやローカル5Gは、農林水産業や商工業、交通、教育など、幅広い分野での活用が見込まれる次世代の情報通信基盤であり、人口減少が進む本県のような地方にこそ、早期に整備が進むことが必要であると考えております。

このため、5Gにつきましても、これまで他県とも連携した要望活動を行ってきたところですが、今後は、具体的な活用策の提案も含め、国や携帯電話事業者に対する働きかけを強化していくこととしております。

特に、ローカル5Gにつきましても、全国に

先駆けて中山間地域に導入し、担い手不足や地域の活力低下など、さまざまな課題の解決に活用していく新規事業を、今議会に提案させていただいているところであります。

5G、そしてローカル5Gは、地方創生を推進していく上で重要なインフラでありますことから、市町村や大学、企業などとも連携し、その利活用の促進に向けて、積極的に取り組みを進めてまいりたいと考えております。

**○蓬原正三議員** えてして他県よりおくれがちな本県にとって、先駆けてローカル5Gをやるという、そのことを評価しておきたいと思えます。

次に、国民スポーツ大会について伺います。

令和8年の本県での国民スポーツ大会の開催まで、あと6年となりました。現在、競技会場となる会場の選定が進められておりますが、競技会場となった施設についても、今後、改修等が必要となることも考えられます。また、大会運営に必要な競技役員養成や、競技会場までの交通アクセスなど、大会の成功に向けて、多岐にわたるさまざまな準備が必要になると考えます。

開催まであと6年といいますが、その前年の令和7年にはリハーサル大会を実施する必要がありますので、もう既に、準備を加速すべき段階に入っているのではないかと受けとめます。そこで、大会開催に向けた準備状況について、総合政策部長に伺います。

**○総合政策部長（渡邊浩司君）** 国民スポーツ大会の開催に向けましては、現在、県準備委員会で決定した開催準備総合計画に基づき、会場の選定や競技役員等の養成のほか、県有スポーツ施設の整備などの準備を進めております。

また、先般は、大会の愛称として「日本のひ

なた宮崎国スポ・障スポ」、そしてスローガンとして「紡ぐ感動 神話となれ」を決定したところでもあります。

今後は、この愛称とスローガンを、ポスターなどの広報媒体で幅広く活用しながら、大会の周知や開催機運の醸成に積極的に取り組みますとともに、競技会の運営や大会式典の企画、選手・役員等の宿泊、輸送・交通手段の確保など、さまざまな検討・準備を進めていくこととしております。

引き続き、市町村を初め、関係機関・団体とも十分に連携を図りながら、大会開催に向けて、官民一体となって、必要な準備を着実に進めてまいりたいと考えております。

**○蓬原正三議員** 50年に一度の大規模な大会を開催するわけでありますから、さまざまな取り組みを総合的に、総力を挙げて進めていく必要があると考えます。

大会を成功させることは当然であります、肝心なことは、大会の開催を契機として、宮崎県がいかに発展していくのかということであります。

そこで、国民スポーツ大会の開催を、本県の将来にどのようにつなげていかれようとしているのか、知事に伺います。

**○知事（河野俊嗣君）** 国民スポーツ大会は、全国から選手・役員を初め多くの方々が来県される国内最大のスポーツの祭典であります。全県的な開催準備や施設整備などのさまざまな対応が必要となりますが、スポーツランドみやぎを掲げる本県としましては、さらなる発展に向けた絶好の機会であると認識をしております。

まず、大会に向けて新たに整備するスポーツ施設等を中心に、スポーツランドみやぎの新

たな拠点づくりを進めますとともに、競技力向上に向けた取り組み等によりまして、県内の競技スポーツの推進を図ってまいりたいと考えております。

また、各種競技会や合宿等の誘致を図り、スポーツによる誘客や観光など、全県的な地域振興にもつなげてまいります。

また、大会の準備や開催を通して、県民のスポーツに親しむ機運を高めるとともに、人生100年時代を迎える中で、県民の健康づくり、生きがいづくりの契機とするなど、全国をリードするような、スポーツを活用した県づくりを進めてまいりたいと考えております。

**○蓬原正三議員** 次に、県職員の働き方改革についてお伺いします。

我が国は人口減少社会を迎えており、あらゆる産業で人材不足が問題となる中で、公務における人材確保もまた同様であります。

このような中で、現在、国を挙げて働き方改革が進められておりますが、県庁における働き方改革は、勤務環境の改善とともに、限られた職員と財源の中で、公務の生産性を高め、人材を確保し、県民サービスの向上を図る上でも、大変意義のあるものと考えます。

現在、知事を先頭に、平成30年度からの3年間を重点的推進期間として働き方改革に取り組んでおられますが、改革が丸2年を迎える中で、県職員の働き方改革について、現在の取り組み状況と、今後どのように取り組んでいかれるのか、総務部長に伺います。

**○総務部長（武田宗仁君）** 知事部局における働き方改革につきましては、公務能率の向上や長時間勤務の是正などを図るため、平成30年3月に策定いたしました働き方改革の方針、「かえるスイッチ！プロジェクト2018」に基づき、



共通事務の一元化やテレビ会議システムの利用拡大、さらには、RPAやAI等の最先端のICTを活用した業務の効率化を推進しますとともに、県民サービスの向上にも努めているところでもあります。

また、夏季の朝型勤務の期間拡大やサテライトオフィスの利用促進、年次休暇の取得促進など、職員が働きやすい職場環境の整備を図ることによりまして、県庁の魅力向上による人材確保にも努めているところでもあります。

今後とも、庁内の働き方改革推進会議を中心とした推進体制のもとで、職員一人一人の意識改革を図りながら、さらなる業務の効率化と県民サービスの向上にしっかりと取り組んでまいりたいと考えております。

**○蓬原正三議員** 次に、内部統制制度についてお伺いします。

限られた職員と財源の中で、県民サービスの向上を図るためには、先ほど「働き方改革」で述べましたように、県庁の業務の生産性を高め、効率的で効果的な行政運営を行う必要がありますが、その一方で、効率化を急ぐ余り、事務処理の誤りやおくれなど、県民の信頼を損ねかねない事例の発生を防ぐため、適正な事務の執行を確保する体制づくりも非常に重要なことだと考えます。

県では、これまでも法令や規定等にのっとり適正な事務が行われてきたものと理解しておりますが、今般、地方自治法が改正され、都道府県と政令指定都市に、新たに「内部統制制度」の導入が義務化されたところでもあります。

そこで、令和2年4月から施行される内部統制制度について、どのように取り組まれるのか、総務部長に伺います。

**○総務部長（武田宗仁君）** 内部統制制度は、

重大な不祥事を未然に防止するためのリスクへの対応策を準備し、その運用状況等を評価するもので、県では、昨年3月に決定いたしました「内部統制に関する方針」に基づきまして、庁内の内部統制推進会議を設置しますとともに、現在、リスク対応策の検討や職員への周知、課題抽出のための試行を行っているところであります。

制度が始まります令和2年度からは、毎年度、各所属でリスク対応策に基づいた適正な事務の執行と自己点検を行い、その点検結果を踏まえまして、翌年度に内部統制評価報告書を作成し、監査委員の意見を付して、県議会に報告することとしております。

県としましては、内部統制制度の円滑な導入と効果的な運用を図ることにより、事務の適正な執行を確保し、より県民に信頼される行政運営に努めてまいりたいと考えております。

**○蓬原正三議員** 次に、防災・減災対策について伺います。

平成23年3月に発生した東日本大震災は、今でも当時の映像が脳裏に焼きついており、大変な衝撃を受けたことが思い出されます。

そして、この大災害を踏まえて国は、歴史上たびたびマグニチュード8クラスの地震が発生している南海トラフ沿いにおいても想定外をなくすために、科学的に考えられる最大クラスの地震予測、いわゆる「南海トラフ巨大地震」の想定を発表されました。

県は、この国の想定を受けて、平成25年に県としての「南海トラフ巨大地震」の想定を行い、建物被害が最大で8万9,000棟、人的被害である死者数が最大で3万5,000人と公表しております。

こうした中で、国では「南海トラフ巨大地

震」の想定後も、南海トラフ地震の30年以内の発生確率が「70から80%」であるとしている中で、最近では、「30年以内に3メートル・5メートル・10メートル以上の津波が26%以上の確率で発生する地点」などの情報を発表されており、あたかも南海トラフ地震の発生確率が低下したような印象を与えかねないものでありました。

このように、国からさまざまな情報が発表されることは、ありがたいことではありますが、その意味をしっかりと理解しなければ、いたずらに混乱を招く可能性があり、まさに「正しく恐れる」ことの重要性が問われるものだと強く感じます。

そこで、南海トラフ地震の想定が公表されて以来、国からさまざまな情報が発表されておりますが、改めて南海トラフ地震をどのように理解すればよいのか、また、対策の基本的な考え方は何か、危機管理統括監に伺います。

**○危機管理統括監（藪田 亨君）** 南海トラフ地震は、駿河湾から日向灘までの南海トラフと呼ばれる区域で発生するマグニチュード8から9の地震で、30年以内の発生確率が70%から80%となっております。

このうち、南海トラフ全域で連動して発生する最大クラスの地震を南海トラフ巨大地震と呼び、1,000年に一度、あるいはそれよりも低い発生頻度と言われております。

このような中、本県では、想定外をなくす観点から、被害想定においては、この最大クラスの地震・津波を想定し、「新・宮崎県地震減災計画」におきまして、地震に対しては建物の耐震化の推進、津波に対しては住民の早期避難の推進による被害の軽減を対策の大きな柱としております。

今後とも、県民に対し正しい情報の周知に努めるとともに、引き続き最悪の事態を想定し、ソフトとハードの総合的な防災・減災対策に取り組んでまいります。

**○蓬原正三議員** 続いて、住民の避難について伺います。

近年、平成29年の九州北部豪雨、平成30年の西日本豪雨、北海道胆振東部地震、今年の台風第19号など全国各地で大規模災害に見舞われ、多数の死者・行方不明者が生じるなど甚大な被害が発生しております。

自然災害の中でも、台風や大雨などによる風水害については、災害の発生する前に、国や県、市町村からの防災気象情報や避難情報などの発表・発令により、あらかじめ対応が可能です。

しかし、実際には避難情報が発令されても避難する人の割合は少ないとの報道をよく見聞きしており、県民がその情報を正しく理解し、適切な避難行動をとることが重要であり、このことが人的被害の軽減につながるものだと考えます。

そこで、風水害による人的被害を減らすためには、防災関係機関が適切な情報発信を行い、県民の早期避難を促すことが重要だと考えますが、県の取り組みを危機管理統括監に伺います。

**○危機管理統括監（藪田 亨君）** 全国各地で毎年のように台風を初めとする大規模災害が発生しておりますが、避難勧告や避難指示の発令等にもかかわらず、避難しない、あるいは避難が遅い人が多いことなどが課題となっております。

このため昨年からは、住民がとるべき行動を5段階に区分した「警戒レベル」の運用が開始さ

れたところであり、県におきましても、県防災の日フェアや出前講座などを通じて、その周知に取り組んでおります。

現在、甚大な被害をもたらした今年の台風第19号等を教訓といたしまして、国において、この警戒レベルの見直しが検討されておりますので、県といたしましては、その状況を注視しながら、引き続き市町村と連携して、警戒レベルや早期避難の重要性につままして、県民の理解促進に努めるとともに、多様な情報伝達手段の確保にも取り組んでまいりたいと考えております。

**○蓬原正三議員** 続いて、防災啓発について伺います。

本県では、南海トラフ地震や台風・大雨による風水害などの自然災害が懸念されておりますが、災害は、規模が大きくなればなるほど、社会基盤の機能喪失などにより、救命・救助活動などの公助が届くまでに相当の時間を要するということとなります。

実際に阪神淡路大震災では、倒壊した家屋等から救助された人の約98%が、自力での脱出や地域住民による救出であり、消防や警察など「公助」により救助されたのは2%程度にすぎないという報告が出されております。

また、東日本大震災では、釜石市内の小学生が率先して避難を行い、地域住民も一緒に避難したことにより、多くの人命が助かった「釜石の奇跡」の例もあります。

このように、災害時、県民の命を守るためには、自助・共助の取り組みを促進することが重要だと考えますが、県の取り組みを危機管理統括監に伺います。

**○危機管理統括監（藪田 亨君）** 大規模災害が発生した場合、自分の命は自分で守る「自

助」、地域で支え合う「共助」の取り組みが大変重要となります。

このため県では、県民に対し、命を守る「耐震化」「早期避難」「備蓄」、この3つの減災行動に取り組んでいただくよう、呼びかけをしております。また、共助による地域防災力の向上を図るため、地域防災のリーダー的役割を担う防災士の養成や、自主防災組織の資機材整備への支援、さらには地域における研修会の開催や避難訓練への支援などを行っているところでございます。

災害による被害の最小化を図るためには、県民一人一人の備えが何よりも重要となりますので、引き続き、市町村を初め関係機関等と連携しながら、自助・共助による防災力向上に取り組んでまいります。

**○蓬原正三議員** 次に、製造業の振興について伺います。

本県は、農林水産業などの1次産業が基幹産業であり、この強みを生かした施策推進や取り組みに対し、十分評価しているところではあります。一方、産業全体を俯瞰しますと、産業に厚みを増すという観点から、製造業などの2次産業の振興が、今後さらに重要になると考えており、また、2次産業の盛んな県は所得なども総じて高い状況にございます。

精密機器や航空機関連の大きな企業の誘致もあり、本県の付加価値額等は上がってきているとは思いますが、一方で、中小企業においては、人材確保が厳しくなっていく中で、どのようにして生産性を上げていくのかが課題であります。

この課題解決のためには、生産現場などにIoT等の新たな技術を導入し、生産性向上を図ることが重要と考えますが、中小企業の生産現

場等へのI・O・T等の先端技術導入をどのように後押ししていくのか、商工観光労働部長に伺います。

**○商工観光労働部長（井手義哉君）** 県におきましては、これまでI・O・T導入に関するセミナーの開催や人材育成の研修、専門家派遣などの事業を実施してきたところでありますが、企業の生産現場におけるI・O・T等の先端技術導入は、まだ十分に進んでいない状況にあります。

そのため、これまでの取り組みに加え、工業技術センターが大学や企業等と連携し、実際の企業の現場において、I・O・T等先端技術導入による生産工程の改良・効率化や、工場内の環境改善等について共同研究開発を行い、その成果を県内企業に普及してまいりたいと考えております。

これらの取り組みによりまして、県内中小企業への先端技術導入を促進し、生産性や付加価値の向上を図ってまいりたいと考えております

**○蓬原正三議員** 続いて、東九州メディカルバレー構想について伺います。

本県と大分県では、旭化成メディカルや東郷メディキットなどの血液や血管に関する医療機器メーカーが集積しているという強みを生かし、医療関連機器分野への一層の集積とこの産業集積を生かした地域活性化、さらには医療の分野でアジアに貢献する地域を目指し、平成22年10月に「東九州メディカルバレー構想」が策定され、産学官が連携した取り組みが進められております。

このような中、「東九州メディカルバレー構想」策定から10周年という節目を迎えますが、これまでの成果について、商工観光労働部長に伺います。

**○商工観光労働部長（井手義哉君）** 県では、

「東九州メディカルバレー構想」に基づき、医療関連機器分野を本県の成長産業とするため、これまで参入から機器開発・販路開拓までの一貫した支援を行ってきたところであります。

この結果、「宮崎県医療機器産業研究会」の会員企業が、設立当初の32社から94社に増加するとともに、新たに医療機器製造業の登録をした企業も10社となるなど、医療関連機器分野への参入が進んでまいりました。

また、会員企業により、近年、高機能プラスチック製の手術器具が市場化され、輸出にもつながってまいりました。このほか、市場化に近い段階にまで開発が進展しているものも複数出てきており、これまでの取り組みの成果が着実にあらわれてきているものと考えております。

**○蓬原正三議員** 県内のものづくり企業の医療関連機器分野への参入が進み、新製品の開発も進展してきているとのことであります。

医療関連機器分野の振興は、ものづくり企業の新分野進出の促進や付加価値の向上という観点から、本県の第2次産業の厚みを増す大切な方策の一つだと考えます。

今後とも引き続き、東九州メディカルバレー構想で掲げる、「研究開発の拠点づくり」や「医療機器産業の拠点づくり」などを推し進めていくことが必要だと思います。構想の策定から10周年という節目を迎える中、「東九州メディカルバレー構想」の取り組みを今後どのように進めていくのか、商工観光労働部長に伺います。

**○商工観光労働部長（井手義哉君）** 医療関連機器分野の市場は、高齢化の進展や新興国の需要増大を受け、今後も拡大する見込みとなっております。

このため、県としましては、これまでの取り

組みの蓄積を生かしながら、大学病院に配置しました「医工連携コーディネーター」の活用など、医療現場のニーズと企業の技術シーズとのマッチング等によりまして、多くの開発案件の創出を図ってまいりたいと考えております。

また、来年度は、構想策定10周年の年となりますことから、記念大会の開催等を通じて、これまでの成果を広く紹介してまいります。

これらの取り組みによりまして、医療関連機器分野の育成の加速化や、さらなる参入・集積を図り、本県産業の一層の発展につなげてまいりたいと考えております。

**○蓬原正三議員** 次に、スマート農業の推進について伺います。

本県の重要な産業である農業を取り巻く環境は、農業従事者の減少や高齢化の進行による生産力の低下が危惧されるとともに、日本全体の人口減少・高齢化が進み、国内の食市場も縮小すると見込まれております。

一方、世界に目を向ければ、アジアを中心に経済成長、人口増加が進み、世界の食市場は拡大すると見込まれており、これらの構造的な変化に対応した政策が求められます。

そのような背景の中、令和2年度の国の農林水産関係予算案では、「スマート農業の実現」と「輸出力強化の体制整備」の2項目が重点施策として挙げられております。

「スマート農業」については、昨年10月に、情報化推進対策特別委員会で、国立研究開発法人農研機構に伺い、ロボットトラクターなどの最先端の農業機械・機器開発や現場実証の取り組みを視察してまいりました。

製造業などでは、いち早くロボット技術の導入等が進められ、生産性の向上や省力化を実現しておりますが、農業従事者の減少や高齢化が

進む農業分野においても、ICTやロボット技術を活用したスマート化の動きが加速化しており、今後、生産現場や物流等の姿も大きく変わっていくことを実感したところでもあります。

しかしながら、本県のような中山間地域が多く、大規模な農地の確保が難しい条件不利な地域では、北海道のような広大な農地で展開されるスマート農業はイメージできません。

本県では、今月、スマート農業推進大会を2日間にわたり開催し、農業者や農業大学校生、そして県議会からの出席も含め、延べ800人が参加し、スマート農業に関する認識を深める機会になったようではありますが、今後、宮崎らしいスマート農業をどのように推進していかれるのか、知事に伺います。

**○知事(河野俊嗣君)** 県では、本県が目指しますスマート農業の将来像と推進方策を示した「ひなたスマートアグリビジョン」を策定しまして、その考え方を農業者や関係者等と共有するための推進大会を今月5日、6日に開催したところでもあります。

このビジョンにおきましては、3つの柱を重点事項として掲げております。1つには、年齢や性別、経験、国籍、障がいの有無等にかかわらず、誰もが取り組める農業環境の整備、2つ目には、ICTやロボット等を活用した超省力で高収益な農業の実現、3つ目として、中山間地域など条件不利地域でも取り組めるモデルの確立であります。

それらの実現に向けましては、農業大学校などで実践的にスマート農業を学べる環境の創出や、技術を使いこなせる農業者や指導者の育成、そして、スマート農業に対応した農地の集積や基盤整備などを一体的に進めていくことが極めて重要であると考えております。

推進大会で御講演をいただきました北海道大学の野口先生からも、「宮崎県こそスマート農業が活かせる」という大変心強いお言葉をいただいたところであります。私も先日、現場での取り組みを視察し、ドローンやロボットトラクター、また環境制御のハウスなども見たところでありますが、おもしろいなと思いましたが、乳牛の性質を生かして、自動搾乳機に乳牛がみずから入っていく、外で乳牛が順番待ちをしているということで、本当にさまざまな技術があるものだと感心しました。まさに、本県に適したスマート農業を賢く使いこなしていくことが必要不可欠であると実感したところであります。

今後とも、本県らしいスマート農業の定着・普及を加速しながら、「持続可能な魅力あるみやざき農業」の実現に向けて、積極的に取り組んでまいります。

**○蓬原正三議員** スマート農業に関しては、多種多様な技術や機械・機器が開発され、日々進化しております。農業者がスマート農業技術を導入するに当たっては、導入に見合うだけの効果があるのかなどのコスト面も含めた見きわめが必要であります。

そのためには、農業者がそれぞれの経営条件に応じて導入を選択し、効果的に活用していくための人材の確保と指導体制が重要であると考えます。

そこで、スマート農業の推進に向けた人材育成の取り組みについて、農政水産部長に伺います。

**○農政水産部長（坊菌正恒君）** 県では、農業大学校のチャレンジファーム等でのスマート農業技術の体験、実演会や農研機構、宮崎大学と締結しました連携協定に基づく取り組み等によ

りまして、スマート農業の推進に向けた人材育成を図ってきております。

今後は、農業者みずからが、経営に必要な技術を適切に選定、活用することが重要になりますことから、農業大学校において、学生に加えまして、農業者や農業技術者等が先進技術等を学ぶ場を、「みやざきアグリビジネス創生塾」と位置づけ、人材育成の総合拠点として機能強化する事業を、本議会にお願いしているところでございます。

具体的には、学生が先進技術を体系的に学べるカリキュラムを構築した上で、農業者等が必要な講義を選んで受講できる、リカレント教育の場とする予定でございます。

県といたしましては、今後とも、宮崎らしいスマート農業に積極的に挑戦していく人材の育成に取り組んでまいりたいと考えております。

**○蓬原正三議員** 次に、農林水産物の輸出拡大の取り組みについて伺います。

本県農業が持続的に発展していくためには、スマート農業のような生産技術の革新に加えて、多様化する需要にいかに対応していくかが重要であると思います。

先ほど申しあげましたように、今後、国内では需要の縮小が一層進む一方で、海外では、人口増加や所得の向上により、マーケットの拡大が見込まれるところであります。

このような中、国は、本年4月に「農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律」を施行し、農林水産省内に新たに創設する「農林水産物・食品輸出本部」を司令塔に、政府一体となって戦略的に輸出を促進するとしております。まさに、新たなマーケットの獲得に向けたオールジャパンの輸出体制が整ったところであり、本県においても、「農業県みやざき」の強

みを生かした積極的な取り組みが求められています。

そこで、本県農畜水産物の輸出の取り組みの現状について、農政水産部長に伺います。

**○農政水産部長（坊菌正恒君）** 平成30年度の本県の農畜水産物の輸出額は、香港やアメリカ向けを中心に、過去最高の約55億4,000万円で、牛肉が全体の7割以上を占め、次いで、養殖ブリやカンショが主要品目となっております。

輸出促進の取り組みにつきましては、最新鋭の食肉処理施設や集出荷貯蔵施設の整備を初め、物流や産地育成等に係る各種実証試験や、官民一体となったプロモーション活動などを支援しているところでございます。

今後、昨年5月に策定いたしました「農畜水産物の輸出拡大に向けた取り組み方針」に基づきまして、輸出先や品目ごとにターゲットを明確にしながら、EUや中国など新しい市場での販路拡大を、関係団体・企業と連携し、進めてまいりたいと考えております。

**○蓬原正三議員** 本県の輸出額の大半は、畜産物が占めているとのことでありましたが、今後、輸出をさらに伸ばしていくためには、本県の強みである耕種部門の取り組みを強化することも重要であると思います。

これまでには、国内では「裾物」と言われた小さいサイズのカンショが、東アジアの嗜好に合った商品として人気を得ているといった成功事例もありますが、次の主力商品を戦略的に生み出すことが求められております。

そのためには、単に物を供給するのではなく、各国の食文化や消費者のライフスタイルなどを十分に分析した上で、ニーズを的確に捉えた商品づくりや効果的なプロモーション活動を行っていく必要があると考えます。

そこで、耕種部門における輸出拡大に向けた考え方について、農政水産部長に伺います。

**○農政水産部長（坊菌正恒君）** 平成30年度の耕種部門の輸出額は、約5億7,000万円となっております。ことさらに、さらなる推進が必要と考えております。

このため、主要品目のカンショでは、拠点施設を整備するとともに、お茶では有機栽培を推進するなど、海外ニーズに合った産地づくりを進めているところであります。

また、香港や台湾、シンガポールで縁起物とされておりますキンカンを有望品目に位置づけ、輸出専用の栽培技術を実証するなど、輸出促進を図っております。

今後はさらに、冷凍ホウレンソウなどの保存性にすぐれた加工品についても、輸出先のニーズに基づく、食べ方提案などの効果的なPRを展開するなど、耕種部門の輸出品目・産地の育成・拡大に努めてまいりたいと考えております。

**○蓬原正三議員** 次に、沿岸漁業者の経営安定対策について伺います。

昨年の本県漁業は、カツオ一本釣り漁業がまれに見る不漁となった一方で、マサバは豊漁といった状況でありました。

漁業は天然資源に頼っているため、その年々の海の状況によって大きく左右されるという宿命ではありますが、持続的に漁業を営んでいくためには、不漁の際の対策が重要であります。

特に、本県漁業経営体の約8割を占めている沿岸漁業者は、操業範囲も限られ経営規模も小さいため、不漁の影響を最も受けやすいと思います。

そこで、不安定な沿岸漁業者の経営の安定を

図るため、どのような対策を講じておられるのか、農政水産部長に伺います。

**○農政水産部長（坊菌正恒君）** 沿岸漁業者の経営を安定させるためには、収入の減少やコストの増大への対策並びに一年を通じて安定した水揚げを確保することが重要であると考えております。

このため県では、不漁時の減収補填や燃油高騰時の差額補填を行う国の経営安定対策の活用を推進しますとともに、浮き漁礁等の設置などの漁場整備に取り組んでおります。

これらに加えまして、漁獲量の変動が大きい回遊魚のみに頼らない、新たな漁業を創出するため、本議会において、現在余り利用されていないアカムツなどの深海資源について、新たな漁場を探索する事業をお願いしているところでございます。

県としましては、このような対策を通じまして、沿岸漁業者の経営力の強化に努めてまいりたいと考えております。

**○蓬原正三議員** 次に、家畜防疫について伺います。

国内で発生が継続している豚熱（CSF）については、当初発生が集中していた岐阜県や愛知県を初めとした中部地方から関東地方などにおいて、予防的ワクチンの接種が開始されるなど、新たな防疫対応へと進み、発生も鎮静化傾向にありました。

しかしながら、本年1月に沖縄県で発生が確認され、国内のどこで発生してもおかしくない状況になったと思われまます。

一方、海外に目を転じますと、アフリカ豚熱（ASF）が東アジアで猛威を振るっており、特に韓国では野生イノシシでの感染が多数確認される状況となっており、本県への侵入リスク

が非常に高くなっていると感じます。

本県は豚に関しては、飼養頭数全国2位の一大養豚地帯であることから、CSFやASFの発生は、本県経済に大きな影響を及ぼすことが想定されます。

そこで、本県におけるCSFやASFの発生防止のための取り組みについて、農政水産部長に伺います。

**○農政水産部長（坊菌正恒君）** ASF等を進入させないためには、まずは水際防疫が重要なことでもありますので、県では、動物検疫所と連携し、検疫探知犬やチラシによる出国者への啓発に加えまして、本年度の緊急対策事業により、空海港での消毒体制を強化するとともに、ホテル、ゴルフ場に改めて消毒資材を配布するなど、靴底消毒の徹底に取り組んでいるところであります。

また、野生イノシシの侵入を防止するための防護柵につきましては、市町村からの支援により、生産者負担がさらに軽減されましたことから、現在、対象となる全ての養豚場で設置を進めているところであります。

さらに、本年に入りまして、沖縄県でもCSFが発生しましたことから、緊急防疫会議を開催し、改めて、外国人労働者への啓発や残渣飼料を十分に加熱するなどの農場防疫の徹底を指導したところであります。

県といたしましては、引き続き、ウイルスを進入させないよう、防疫体制の強化に緊張感を持って取り組んでまいります。

**○蓬原正三議員** ことしは、平成22年の口蹄疫の発生から10年目を迎える年であります。

29万7,808頭の家畜のとうとい命が犠牲となり、畜産業のみならず、地域経済や県民生活に大きな影響を及ぼしたあの悲劇は、今でも忘れ



ることはできません。

あれから10年、口蹄疫からの再生復興、そして、畜産新生に向けた取り組みを、畜産農家の皆様を初め、JA、畜産関係団体、商工関係団体など、そして県議会も含め、県民一体となって進めてまいりました。

その成果は、農業産出額の伸びや輸出量の増加などに着実にあらわれているものと考えます。

この間、坊菌農政水産部長は、口蹄疫の発生当時には、対策本部と現地との調整役として、また、口蹄疫からの再生・復興、畜産の新生に向けた取り組みでも、常に先頭に立ってその手腕を発揮してこられました。

その功績は誰もが認めるところでありますが、一方では、相当な御苦勞もあつたものと推察をいたします。

今後、さらなる畜産の振興を図るためには、その経験を、後々に引き継いでいくことが重要であります。

そこで、口蹄疫の発生から10年を迎えるに当たり、これまでの畜産の再生・復興・新生に向けた取り組みの総括について、農政水産部長に伺います。

**○農政水産部長（坊菌正恒君）** 口蹄疫終息後、県では、二度と発生させないという強い決意のもと、「忘れない そして前へ」を合い言葉に、県内外多くの方々の御支援に支えられながら、生産者を初め関係者一丸となって、畜産の新生に全力で取り組んでまいりました。

中でも、全国のモデルとなる防疫体制の構築を基本に、宮崎牛ブランド維持のための早急な種雄牛づくりや、畜産クラスター事業を活用した生産基盤の強化、最新鋭の食肉処理施設の整備による販売力の強化などを進めてまいったと

ころであります。

この結果、全国和牛能力共進会における3大会連続の内閣総理大臣賞獲得を初め、本県畜産は、口蹄疫発生前の約1.3倍まで産出額が伸び、輸出量も年々増加してきているところであります。担い手の確保や生産性の向上など、まだまだ課題はございますが、復興から新たな成長への道を着実に進んできているものと考えております。

本年8月には、口蹄疫の終息から10年の節目となる大会を開催し、改めて、県民の防疫意識の向上と本県畜産業の成長産業化への機運を高め、宮崎の畜産のさらなる発展に努めてまいりたいと考えております。

**○蓬原正三議員** 次に、本県農業の振興について伺います。

口蹄疫からの再生・復興、畜産の新生は、着実に進んでいるのを感じておりますが、近年の農業・農村を取り巻く情勢を見ておりますと、農業従事者の減少や高齢化を初め、国際競争の激化、地球温暖化による相次ぐ気象災害等の発生など、これまでに経験したことがないほど大きく変化しており、まだまだ課題は山積みであります。

このような状況にしっかりと対応していくためにも、本県の農業は次の新たなステージに進んでいかなければならないと考えます。

そこで、今後、どのような考え方で本県農業の振興を図っていくのか、農政水産部長に伺います。

**○農政水産部長（坊菌正恒君）** 本県農業は、昭和35年にスタートしました防災営農計画を原点に、畜産や施設園芸などに特化した生産振興に加え、宮崎ブランドづくりやフードビジネス振興等の取り組みによりまして、平成26年以

降、農業産出額が全国5位になるなど、基幹産業として発展してまいりました。

しかしながら、議員御指摘のとおり、昨今の農業情勢の変化もございますので、これに的確に対応していくため、現在、新しい農業・農村振興長期計画の策定を、農業者等と意見交換を重ねながら進めているところであります。

今後、これまでの成果と課題をしっかりと検証した上で、基本となります生産基盤の強化に加え、流通・販売までをスマート化する体制の構築や、雇用人材なども含む多様な人材の確保・育成、次世代に引き継ぐ人と環境に優しい農業・農村の実現など、新しい視点も取り入れることが大変重要と考えております。

そして、これらの取り組みを通じまして、農業者が将来に夢と希望を持ち、県民の皆様とも農業・農村の重要性を共有していただける「持続可能な魅力あるみやざき農業」の実現に向けて、積極的に取り組んでまいりたいと考えております。

**○蓬原正三議員** あと3件で終わりにいたします。

企業局長にお尋ねをいたします。企業局の経営ビジョンについてであります。

水力発電を初めとする再生可能エネルギーは、国の第5次エネルギー基本計画において、今後の主力電源とされており、本県企業局は、全国有数の公営電気事業者として、地域へ電力を供給する重要な役割を担ってきております。

また、企業局は、独立採算のもとで電気事業を中心に、電力システム改革を初めとする社会情勢の変化に的確に対応し、将来を見通した経営戦略を立て、これを着実に実行していかなければなりません。

現在、企業局では、この3月をめどに、経営

戦略として位置づけられる、第6期の「宮崎県企業局経営ビジョン」を策定されると伺っておりますが、この中でどのような将来像を描かれているのか、企業局長に伺います。

**○企業局長（図師雄一君）** 水力発電に適した本県の豊富な降水量と高低差のある地形は、まさしく天が本県に与えてくれた宝であり、80年以上にわたり継続され、公営電気事業者の中で第3位の規模にまで成長した本県の水力発電事業は、全国に誇れる財産であると考えております。

また工業用水道事業は、全国的にも非常に低廉な料金で運営しており、県北地域の産業振興に寄与しております。さらに地域振興事業は、30年間で累計117万人以上に利用されるなど、県民の健康づくりに寄与してきました。

今、企業局を取り巻く状況は、電力システム改革が進行し、施設の大規模改良工事が連続するなど、大きな節目を迎えております。今回の新しい経営ビジョンの策定により、先人たちが築き上げてきた財産をしっかりと将来に引き継ぎながら、「地域社会の持続的な発展と県民福祉の増進に貢献する公営企業」を目指してまいります。

**○蓬原正三議員** 次に、企業局の地域貢献について伺います。

地方公営企業は、健全経営のもと、企業としての経済性を発揮するとともに、公共の福祉の増進に貢献していくことが求められます。

これまでも、県の重要施策を支える形で、一般会計への貸し付けや30億円の繰り出し、緑のダム造成事業等により貢献いただいているところでありますが、県民福祉の向上を図り、企業局の存在意義を高めるためには、さらなる地域貢献に取り組んでいただきたいという思いがあ

るわけでありませう。

そこで、今回提案のありました令和2年度の公営企業会計当初予算において、電気事業会計から一般会計へ資金を繰り出す「企業局地域貢献事業」の予算が計上されておりますが、この事業の目的や概要について、企業局長に伺います。

**○企業局長（図師雄一君）** 企業局では、その設置目的である「本県産業経済の振興と住民福祉の増進」に資するため、電気事業の利益の一部を「地方振興積立金」に積み立て、地域貢献のための財源としております。

この積立金につきましては、平成28年度から3年間にわたり、一般会計へ合計30億円を繰り出し、「県営電気事業みやざき創生基金」として、地方創生を加速化するための事業などに活用されているところであります。

今回、令和8年度開催の国民スポーツ大会・全国障害者スポーツ大会に向けて、競技力向上や大会運営等の経費の確保に資するため、この地方振興積立金を活用し、令和2年度及び3年度に、それぞれ10億円、合計20億円を一般会計に繰り出すものであります。

今後とも、企業局を取り巻く諸課題に的確に対応しながら、健全経営を維持するとともに、地域貢献に努めてまいりたいと考えております。

**○蓬原正三議員** 最後の質問となります。

企業局は、今後、数年間、渡川発電所や綾第二発電所などの大規模改良工事が行われるため、多額の費用が必要になるものと承知しておりますが、このような中で、一般会計への繰り出しを行い、積極的に県政への貢献をいただく決断をされたことについては、高く評価をいたしたいと考えます。

さらには、企業局の取り組みを、県民により広く認知していただくことも、非常に重要なことであると考えます。

そこで、企業局としての事業や取り組みのPRについてどのように考えておられるのか、企業局長に伺います。

**○企業局長（図師雄一君）** 企業局では、県民生活や企業活動に欠かせない電力や工業用水の安定供給を行うとともに、県民の健康づくりなどにつながるゴルフ場の運営を行っております。

こうした企業局の事業や果たす役割を、広く県民の皆様にご理解いただくことは、大変重要であり、ひいては、企業局の円滑な事業の推進につながるものと認識をしております。

これまでも、小学生等を対象として、発電所や工業用水道施設の見学会のほか、企業局庁舎1階ギャラリーでのパネル展などを行っておりますが、さらに今年度からは、ツイッター等のSNSを活用した情報発信も開始したところであります。

また、新規事業として、発電所などの施設が所在する市町村に対して、地域活性化等の取り組みに助成を行うことや、発電所やダムをめぐる見学バスツアーを実施することとしております。

今後とも、企業局の事業や取り組みについて、積極的に情報発信やPRに努めてまいりたいと考えております。

**○蓬原正三議員** 最後になりますが、一言お礼を申し上げておきたいと思っております。

3月末をもって退職される各部局長を初め、職員の皆さん、本当に長いこと御苦労さまでございました。また、大変お世話になりました。ありがとうございました。

今後とも、県政発展のため、引き続き御尽力をいただきますよう、よろしくお願い申し上げます。以上で、私の代表質問の全てを終わります。ありがとうございました。(拍手)

○丸山裕次郎議長 以上で午前の質問は終わります。

午後は1時再開、休憩いたします。

午前11時46分休憩

---

午後1時0分開議

○丸山裕次郎議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

次は、宮崎県議会自由民主党、二見康之議員。

○二見康之議員〔登壇〕(拍手) 自由民主党を代表しまして、通告に従い代表質問をさせていただきます。

まずその前に、9年前にここに初登壇してから、あっという間に時間が過ぎてしまったなという感じがいたしております。

私も初当選したとき30歳だったわけなんですけれども、当時、まだ子供も1人でした。現在は2人ふえました。

しかしながら、この9年の間に育児休暇をとることはなかったわけなんですけれども、今回、本県で初めて、幹部職である渡辺福祉保健部長が約3週間の育児休暇をとられたということで、その背景には、河野知事の背中を押してくれた一言もあったというふうに伺っております。

ただ、一つ気になるのは、知事の政策提言集ですか、前回の選挙のときにつくられたものだと思うんですが、過去にはずっと「子育て日本一みやざき」というところがあったと思うんですけれども、あそこの言葉がなくなっていたよ

うな感じを受けます。

人口減少社会に対する取り組みというものを一丁目一番地に据えられたことでの、いろいろな再編だったのかと思いますが、そういう言葉の旗印だけではだめで、やっぱり各施策にしっかり取り組まれることが大事だとも思いますが、御旗がなくなるのも、ちょっと寂しいものもありますし、それもいかがかなと思っております。今後も、子育て日本一の思いを、継続して取り組んでいただきたいなとも思っております。

また、これまでの2期8年の間には、各常任委員会の委員長・副委員長を務めさせていただきました。本当に多岐にわたり、県政全般に対していろいろな角度から御指導いただき、また調査・研究してまいりました。

本年度は、会派の政審会長として、全般的なことの調整並びに各種施策の窓口として、いろんなお声に耳を傾けてまいったところです。

また、自民党県連の政調会長として、同じような役目を受けてきたわけなんですけれども、ここ数年間で一番よく耳にする言葉は「人手不足」、そして、この1年の間では「働き方改革による影響」、こういったものが、やはり本県の地域経済に大きく影響を及ぼしているところではないかなと思います。

蓬原会長のもと、自民党会派一丸となって現場の声に改めて耳を傾けるということで、各種団体との意見交換会を積み重ねてまいりました。その中で、現場で起こっていることのいろいろな課題についても、会派の議員の皆様も一緒になって認識を深めたところでもありますけれども、やはりこの人手不足、そして働き方改革に対する取り組みが、全体として求められているものだというふうに感じております。

やはり、現場の声に耳を傾けることが一番大事。知事が言われる「対話と協働」をもっと大事に、県政運営に努めていただきたいと思うところでは。

また、現場の声としましては、平成30年の11月定例県議会に、重度障がい者（児）医療費公費負担制度の現物給付化についての請願がなされ、全会一致で採択されたところでありました。

自民党としましては、執行部のしっかりとした対応を求めるため、平成31年2月定例会や令和元年9月定例会の代表質問において、実施に関する知事の考えや検討状況などを問うてきたところでもあります。

今回、令和2年度当初予算案に、外来の現物給付化に関する予算が上程されておりますが、重い障がいのある方の思いに応えられたのではないかと考えております。

そこで、まず知事に、この予算化に当たって、改めて現物給付化の意義をお伺いするとともに、今後の課題についてお伺いいたします。

次に、先ほども申し上げましたが、渡辺福祉保健部長は、先月27日から今月14日までの約3週間、育児休業をとられたと伺っております。

私も以前、パパクオータ制について提言させていただいたこともあり、男性の育児参加しやすい環境整備につながればと、今回のことについては大変うれしく思っているところです。

本県では、幹部職員の育児休暇取得は初めてということですが、部長自身も、いろいろと考えられるところも多かったことだろうと拝察しております。

しかしながら、現在復職されて、滞りなく県政運営がされているので、しっかりとした組織体制がとられていたということだと考えており

ます。今後、県庁内のみならず、県内企業等にも、今回の渡辺部長の英断の効果が広がっていただくと願うところでございます。

そこで、今回、育児休業を取得された感想につきまして、福祉保健部長にお伺いいたします。

次に、新型コロナウイルス感染症対策について伺います。

新型コロナウイルスの感染が国内で広がっており、県内での発生が懸念されています。

国のほうでは、先日25日に新型コロナウイルス感染症対策の基本方針が出されましたが、現時点で把握している事実、感染経路や感染力、治療方法等についてもいまだ不明確な状況にあり、また日々、関連情報が更新される中、県民への不安も大きく広がっております。

まずは、県内で感染者の発生を予防することが大事であると考えます。そこでまず、県民が知っておくべき新型コロナウイルス感染症の予防対策について、福祉保健部長にお伺いします。

次に、全国障害者スポーツ大会について伺います。

6年後の令和8年に、本県で全国障害者スポーツ大会が開催されます。

大会開催を一過性のものとするのではなく、開催を機に、県内の障がいのある方々がスポーツの楽しさを体験するきっかけになったり、社会参加につながるような大会にする必要があると考えておりますし、そのように今、準備を進めてこられていることと思います。

そこで、全国障害者スポーツ大会開催の狙いと、現在、その成功に向けてどのように取り組んでいるのか、福祉保健部長に伺います。

以上で壇上からの質問を終わり、以下は質問

者席から行います。(拍手) [降壇]

○知事(河野俊嗣君) [登壇] お答えします。重度障がい者(児)医療費公費負担制度についてであります。

この制度の現物給付化につきましては、県議会における請願採択等を踏まえ、市町村等との調整を経て、令和2年8月に早期実現を図るための予算案をお願いしているところであります。

これまで利用者は、一旦、病院等の窓口で医療費を支払い、後日、市町村から助成を受ける仕組みでありましたが、今後は、一定の負担額を窓口で支払えば済むこととなりますので、金銭的負担感が相当少なくなるほか、毎月の市町村への申請手続も不要となり、利用者の負担軽減が図られるものと考えております。

一方で、本制度は多額の財政負担を伴う地方単独事業でありまして、将来に向け安定的な制度運営等が課題となります。

このため、諸制度の活用など、市町村とともに財政負担の軽減にも取り組むことで、重い障がいのある方が住みなれた地域で安心して暮らせる社会づくりにつなげてまいりたいと考えております。

なお、日本一の子育て・子育て立県について御指摘があったところであります。高い目標を掲げて、県民の皆様と一緒にあって県を挙げて取り組んでいくこと、これからも大変重要なことだというふうに考えておりますので、そういう発信のあり方についても、十分意を用いてまいりたいと考えております。以上であります。

[降壇]

○福祉保健部長(渡辺善敬君) [登壇] お答えいたします。育児休業取得の感想についてであります。

私は、昨年生まれた次男の育児に携わりたいという思いと、男性の育児休業取得・子育て支援に対する機運醸成の一助になればという思いから、3週間の育児休業を取得いたしました。取得に当たり、御理解、御協力をいただいた県庁の皆様には、心から感謝をしております。

取得してみると、24時間、子供の面倒を見ながら、料理や洗濯等の一通りの家事をすることの大変さを実感しました。一方、子供の生活リズムに合わせて、一緒に入浴や散歩をすることで、子供のことがよりわかるようになるなど、取得しなければできないたくさんの経験や発見がありました。

育児休業については、こうした個人の経験はもちろんのこと、働き方改革につながる組織面、少子化対策にも資する社会面での意義も意識しながら、子育て支援策の充実につなげていきたいと考えております。

次に、新型コロナウイルス感染症についてであります。

新型コロナウイルス感染症は、季節性インフルエンザと同様に、感染している人のせきやくしゃみによる飛沫や接触によって、ウイルスが体内に入ることによって感染いたします。

そのため、季節性インフルエンザの予防と同様に、日ごろから、小まめな手洗いの徹底やアルコール消毒など、一般的な予防策を行うとともに、ふだんから栄養と睡眠を十分にとり、抵抗力を高めることが有効です。

特に、重症化が心配される持病のある方、高齢の方は、できるだけ人混みを避けるなど、より一層注意していただくとともに、発熱等の風邪症状が見られるときは無理をせず、学校や会社を休むことが重要です。

県民一人一人が正しい予防法についての理解

を深め、「かからない」「うつさない」対策を実践できるよう、さまざまな機会を通して周知に努め、感染予防の徹底を図ってまいります。

次に、全国障害者スポーツ大会についてであります。

本県の全国障害者スポーツ大会は、障がいのある方の社会参加を推進するとともに、誰もが互いに尊重し、支え合って生きる社会づくりに貢献する大会を目指しております。

その成功に向け、大会における人と人との触れ合いや関連イベントでのおもてなし等を通じ、交流の拡大を図るとともに、チームが編成できない団体競技の育成や競技役員の養成、用具の整備など、障がいのある方がスポーツに親しむことができる環境整備に取り組むこととしております。

これらに加えて、誰もが利用しやすい会場づくりや、手話や点字による会場案内など、バリアフリーに配慮した大会運営を図ってまいります。

これらの取り組みが、障がい者に対する理解を深め共生社会の実現につながるよう、着実に準備を進めてまいります。以上です。〔降壇〕

**○二見康之議員** 新型コロナウイルス感染症のおかげで、いろんな地域の方々も、手洗い・うがい等に本当に真面目に取り組んでいらっしゃるんだなど。学校のほうでは、インフルエンザがことしは少ないというような話も伺っております。これは、やっぱり手洗い・うがいを励行した結果なんじゃないかなと。やはり、日ごろのこういうちょっとした取り組みいかによって、この感染症関係というのも大分影響してくるのかなと、改めて感じました。

まだまだ24時間体制で、担当課の方も大変だと思いますけれども、毎日更新される情報を的

確に、速やかに各市町村関係に回していただきますように、よろしくお願いいたします。

また、この障害者スポーツ大会も、いろいろと課題があると思いますけれども、本県開催というのは、非常に大きな転機であって、これを機に、宮崎県において、生涯暮らしやすい、生活しやすい環境が整えられればなど。今、いろんなユニバーサルデザインとかもありますので、そういったものが一般の方々にも浸透していくような取り組みを、ぜひお願いしたいと思います。

次に、多胎児家庭に対する支援について伺いますが、私も子育てはしてきましたけれども、これは本当に盲点でした。

1人育てるのも大変だけれども、双子、三つ子で生まれてくれば、もっと大変。これは当たり前のことなんですけれども、実際にされている家庭でなければ、なかなか実感が湧かないところでもあるのかなと。例えば、おむつがえや授乳、夜泣きのタイミングが違って、なかなか眠ることができないとか、外出しても、2人が同時に泣き出したらどうしようとか、周囲に迷惑をかけるのではないかといった不安で、気軽に外出できないというような声があるそうです。

また近年、多胎児の育児に関する報道を目にする機会がふえ、県民の関心も高まっている中、厚生労働省は、2020年度、多胎児の子育てに特化した支援を実施することとされました。

実施主体となります各市町村における取り組みとしましては、例えば大津市では、3歳未満の多胎児を養育している家庭に、最大100時間を上限に無料でホームヘルパー等を派遣したり、佐賀県では、令和元年5月に県内の3サークルが中心となって「さが多胎ネット」を結成し、

現在、8名ほどによるピアサポーター活動で後輩ママを支えているというような事例もあります。

しかしながら、このような多胎児世帯への支援制度がある自治体は、まだまだ少ないというのが現状だということです。

そこで、県の多胎児家庭に対する認識と支援の考え方について、福祉保健部長に伺います。

**○福祉保健部長（渡辺善敬君）** 平成30年人口動態統計によりますと、本県の出生数に占める双子や三つ子などのいわゆる多胎児の割合は約2%で、全国平均と同程度となっております。

多胎児の子育ては、議員御指摘のとおり、授乳などの身体的負担、外出がしにくく孤立しやすいなどの精神的負担に加え、経済的な問題など、さまざまな困難に直面することも多いものと認識をしております。

このため県内でも、子育て世代包括支援センター等を活用しまして、多胎児家庭の交流会等を実施している市町村等もあるところではあります。

国においても、来年度から多胎児家庭に特化した支援に取り組むことから、その活用を含め、市町村等とさらに連携し、必要な取り組みを進めたいと考えております。

**○二見康之議員** いろいろ交流事業を行って、悩みを共有したり、そういう話をすることで、ある程度の負担感というか、胸の中に詰まっていたものがとれるというようなこともあると思うんですが、実際に、まだ生まれたばかりの子供というのは、3時間置きに授乳したり、また1歳になれば歩きだし、2～3歳になれば走り回る。2人の子供があっちとこっちに行ったら、1人じゃ、どっちも捕まえることができなくなったりするというような、やっぱり1人ではどうにもできないというところが大きいんだ

ろうなと思います。

そういう意味では、いろんな家事サービス等の支援もされているところもありますので、いろんな取り組みについて調査されて、県内の各市町村にいろんな情報を提供し、その実施に向けて前向きに検討していただきたいと思います。

次に、妊婦健診の費用負担について伺いますが、妊婦の方が安心して妊娠生活を送り、健康な赤ちゃんを産むためには欠かせない妊婦健診です。安心して出産に臨むためにも、全員に受診してもらいたいところでもあります。

そのためには、経済的な負担を軽減し、健診をしっかりと受けてもらうため、健診費用を全額公費負担することが有効だという御意見もごさいます。

現在は、一部自己負担を徴収している市町村があります。そこで、県内での妊婦健診の受診費用が、市町村によって全額公費と一部自己負担に分かれている状況であるそうですが、今の状況について、福祉保健部長にお伺いします。

**○福祉保健部長（渡辺善敬君）** 妊婦健康診査につきましては、安心・安全な出産のために必要とされるものでありまして、妊娠期を通じて14回実施することが望ましいとされております。

母子保健法の改正により、平成9年度に実施主体が県から市町村へ移行しておりますが、妊婦健康診査に係る公費負担については、地方交付税措置されております。

現在、14回全額を公費で負担している市町村が15市町村、14回中8回分に一部自己負担として1回当たり1,500円徴収している市町村が、11市町村となっております。市町村と県医師会との公費負担額の統一に向けた協議の中で、出生数が



多い市町を中心として、財政負担を勘案して一部自己負担となったのではないかと考えております。

**○二見康之議員** 一部負担、1回大体1,500円の年間といたしますか、全部で1万2,000円の個人負担になるんだろうなと思います。

自己負担分も必要だろうなとも思うんです。しかし、年間1,000人を超えるようなところで1万2,000円を負担するとなれば、1,000万を超える予算を組まないといけません。市町村によっては、非常に大きな財政負担にもなるんだろうなと思うんですが、県内の子育て環境をひとしくしていくためには、やっぱりそこへのアプローチも必要なのかなと。ましてや、妊娠・出産に係る経済的な不安、県民アンケートの結果でも、子育て——出産にはとは書いてありませんけど——にはお金がかかるというような御意見もあるようですから、こういった少子化対策の一助になるとも思われます。

先ほどの部長が答弁された市町村の状況においては、一部自己負担を徴収している市町村が11市町あるということでしたが、この状況を知事としてどのように受けとめていらっしゃるのか、伺います。

**○知事（河野俊嗣君）** 県内どの地域に住んでいまして、ひとしく、次世代の社会を担う子供を安心して産み、育てることができる環境を整えることは重要な課題であると認識しております。

その中で、妊娠中においては、母体や胎児の健康の確保を図る上で、ふだん以上に健康に気をつける必要がありますことから、経済的な事情等にかかわらず、定期的な妊婦健康診査を受けることが重要だと考えております。

今、部長が答弁しました、一部自己負担を徴

収している市町につきましては、これまで県として、国と連携して公費負担の一層の充実についてお願いをしてきたところでありますが、その重要性を踏まえ、今後ともさまざまな機会を捉えて、市町村に働きかけてまいりたいと考えております。

**○二見康之議員** なかなか難しい課題かなと。できれば、国のほうできちんとした制度を設けてもらえればいいんだろうなと思うんですけど、やっぱり県内市町村間の競争化、これだけは何とかして避けていきたいなど。宮崎県として、他県に発信できるような制度になればいいなとも願っているところです。

また、本県では、ほとんどの方が受診していらっしゃるということでもいいんでしょうけれども、以前のたらい回し事件とか、あぁいったものにひっかかるのは、やっぱり健診を受けていないから医療機関も受診できなかったというようなことが発生しないように、今後も追跡して調査していただきたいと思います。

次に、医師確保に向けた取り組みについて伺います。

平成16年度から臨床研修制度が開始され、平成23年に本県で臨床研修を開始した医師数は、制度開始以来、過去最低の29人でした。

これを受けて、平成23年度に県、宮崎大学医学部、県医師会及び市町村から成る「宮崎県地域医療支援機構」が設置されるなど、関係機関が一体となって医師確保に取り組んでいます。

また、県が平成29年度に定めた宮崎県医療計画では、「若手医師の養成」に重点的に取り組むこととし、中高生の段階から働きかけを行うとともに、宮崎大学医学部地域枠や地域特別枠といった推薦入試枠の設置等の施策に取り組んだ結果、令和元年度に本県で臨床研修を開始し

た医師数は57人で、ここ数年ではそれぞれ60人弱となっております。

今後取り組むべきことは、臨床研修、専門研修段階の医師確保のみならず、その後も県内の医師少数区域の医療を支え、若手医師が県内に定着していく仕組みづくりであると考えます。

中でも、推薦入試枠で入学した医師等は、将来にわたって継続的に本県の医師少数地域の医療を支えるという県民の大きな期待を背負っており、これらの医師が本県で勤務する仕組みづくりが必要です。

そこで、この医師確保の現状と今後の対応について、福祉保健部長にお伺いいたします。

**○福祉保健部長（渡辺善敬君）** 平成30年12月の国の調査によりますと、医師総数は2,810人で、10年前と比較すると、208人、約8%増加しておりますが、国から示された医師偏在指標では、下位3分の1に位置する医師少数県とされております。

そこで、新しい取り組みとしまして、宮崎大学医学部の本県出身者を対象とする「地域特別枠」の募集定員を10名から15名に増員するとともに、県内で9年間勤務し、そのうち4年間は医師少数区域等で勤務するキャリア形成プログラムの適用を開始することとしております。

また、今議会には、宮崎大学医学部におけるキャリア支援体制の整備に対し支援を行う、新規事業等をお願いしているところであります。

御指摘のとおり、今後、プログラムの適用を受ける医師が県内に定着していく仕組みづくりが重要ですので、他県の例も参考にしながら研究してまいるとともに、今後とも、宮崎大学、医師会、市町村等と連携しながら、医師の育成・確保にしっかりと取り組んでまいります。

**○二見康之議員** 国の調査によりますと、本県

の女性医師数は、平成20年は総医師数2,602人のうち375人で、その割合は14.4%でしたが、平成30年は総医師数2,810人のうち524人となり、その割合は18.6%となり、医師数でも、割合でも増加しております。

宮崎大学医学部でも、女性の入学者が年々増加しており、110人の入学者のうち、令和元年度は53人が女性となり、割合は48.2%となっております。

先ほど答弁いただきました「宮崎県医療計画」でも、「女性医師の就労環境整備及び医師の勤務負担の軽減」にも取り組むこととされておりますが、今後増加が予想される女性医師の支援体制についてどのように取り組んでいくのか、福祉保健部長に伺います。

**○福祉保健部長（渡辺善敬君）** 県では、女性医師を支援するため、県医師会に委託して、仕事と家庭の両立を図り、医師として働き続けられる環境づくりを支援しているところです。

具体的には、県医師会に「女性医師相談窓口」を設置するとともに、勤務環境を改善するために、日当直の免除、短時間勤務制度の導入等の支援を行っております。

また、昨年10月には、県医師会と連携して、女性医師の復職等を支援するホームページサイト「みやざきドクターバンク」を開設し、支援を強化したところです。

今後とも、女性医師がライフイベント等に応じて安心して働き続けられる環境づくりを、県医師会等、関係機関と一体となって進めてまいります。

**○二見康之議員** この短時間勤務制度の導入というのも非常に大事なことかなとも思うんですが、一方で専門研修の機関の間では、そこで短時間であれば、いわゆる実数としてカウントさ

れないというような話も伺っているんですね。そういった、これはもう県独自の施策でなくて国の方針でしょうからあれなんでしょうけれども、やはりそういう現状もよくよく調べながら——部長の場合、奥様にお聞きになるのが一番いいと思いますので——またそちらのほうも取り組みを進めていただきたいと思います。

次に、看護師特定行為指定研修機関について伺いたいと思います。

医師確保が困難な中、人手が足りない中で、胃ろうチューブの交換やインスリン投与の調整などの特定行為を行うことのできる看護師の養成が必要だと考えます。県内には、研修を受講できる研修機関がありません。このことについては、過去にも質問されてきております。

研修機関としての指定は、機関側が直接国に申請し、指定を受ける仕組みとなっておりますが、県によると、昨年度の調査では、指定を受ける意向のある機関がなかったと伺っております。

今後、在宅医療等の需要増大を見込み、全国では、令和元年8月時点で、40都道府県に134機関の特定行為指定研修機関が設置されていますが、本県の進捗状況と今後の方向性についてどのようになっているのか、福祉保健部長に伺います。

**○福祉保健部長（渡辺善敬君）** 特定行為ができる看護師の県内での養成については、何より、県内では制度の理解が十分ではないという現状があったところです。そのため今年度は、7月と10月に各研修会等において、関係者への制度の意義や仕組みについて周知を図りました。

また、県看護協会と連携しアンケートを実施するなどしたところ、県内の研修機関での受講

希望に応えるためには、看護師にとっての受講時の業務の融通や経費負担、特定行為の生かし方の整理が必要である、研修機関として指定を受けるための特定行為の区分の選定や、指導者及び指導体制の確保が必要である、こういった課題が明らかになりました。

そうした課題に対応するため、現在、宮崎大学、県立看護大学、県看護協会等の関係団体と協議を進めておりまして、今後は、指定研修機関の設置に向けて、関係団体で構成する新たな協議会等を早期に立ち上げ、より具体的な検討を進めてまいります。

**○二見康之議員** 本県の特性に合った機関というのがあるでしょうから、よく関係機関と協議の上で進めていただきたいと思います。

次に、医療機能の確保について伺いますが、人口減少や高齢化が進む中、いわゆる「団塊の世代」が全て75歳以上となる2025年を見据え、平成28年10月に宮崎県地域医療構想が策定され、取り組みが進められております。

地域医療構想では、2025年における病床数の必要量が定められていますが、例えば都城北諸県地域では、2017年度病床機能報告における病床数は2,932床、一方、病床数の必要量は1,911床で、約1,000床も少ない数字となっております。

こういう数字を見て、地域医療構想で病床を減らしていけば、経営が成り立たなくなり、やめてしまう病院も出てくるのではないかと懸念する声もあります。

これからの地域医療は大丈夫なのかという不安の声に対して、地域で必要とされる医療機能を確保し、安心して住み続けられるようにするのが、県の大きな役割だと思います。

とりわけ、中山間地域では極めて厳しい状況

にあります。例えば、小児医療の機能が弱い地域があれば、計画的に小児医療機能の強化を図っていくなど、県が積極的に進めていくべきではないかと考えます。

そこで、地域医療構想で病床削減の懸念もある中、中山間地域などで必要な医療機能が確保できるよう、県がもっと主体的に取り組むべきと考えますが、知事のお考えを伺います。

**○知事（河野俊嗣君）** 地域医療構想につきましては、現在、各地域の調整会議におきまして、「2025年における病床数の必要量」である推計値を目安としながら、地域の実情に応じた医療提供体制の構築に向けて、具体的な協議が進められているところであります。

中山間地域における医療機能の確保は積年の課題でありまして、私としても、強い危機感を持って取り組んできたところであります。

このたびの当初予算では、人口減少対策基金等を活用し、効率的で持続可能な医療体制の整備、救急医療の充実、医師の養成・確保という観点から、パッケージで公立病院等を中心とした医療体制の確保を図る新規事業を提案しているところであります。

具体的には、中山間地域の公立病院等が行うICTの活用や、県北地域へのドクターカーの導入、女性医療従事者に配慮した勤務環境整備への支援に取り組むこととしております。これに加えて、宮崎大学地域特別枠に係る貸与者数を5名増員するなど、支援の拡大を図っております。

今後とも、医療計画を着実に進め、「安全で質の高い医療を切れ目なく効率的に提供する体制の確立」の実現に努めてまいります。

**○二見康之議員** やはり、都市部にはない宮崎の特性というか地域性がありますよね。訪問診

療にしても、人口密度が低いところは移動時間がかかったりとか、コストが余計にかかる。都市部と中山間地域のこういった差をよくよく調べていただいて、やっぱりそういうのに合った制度設計にしていかなければならないんだなと思います。なかなか中央だけではわからない状況でしょうから、宮崎とかほかの都道府県知事とも連携して、地域の実情を国のほうにも訴えていただきたいと思いますし、我々も努力していきたいと思っています。

次に、殺処分ゼロと多頭飼育問題について伺います。

動物愛護センターが平成29年度に開設され、本年度で3年になろうとする中、昨年6月に動物の愛護及び管理に関する法律が改正され、所有者の遵守すべき責務規定の明確化など見直しが行われました。

犬猫の殺処分ゼロは究極の目標と思われませんが、現在の宮崎県の殺処分の現状と取り組みについて、福祉保健部長に伺います。

**○福祉保健部長（渡辺善敬君）** 県では、平成26年度に「動物愛護管理推進計画」を策定しまして、殺処分数を令和5年度までに、平成24年度比で3分の1に減少させることを目標として取り組んできたところであります。

平成30年度の殺処分数は、犬猫合わせて624頭であり、これは、平成24年度の3,025頭から約80%減少しております。

取り組みとしましては、保健所等で引き取り・保護された犬猫の数を減らす一方で、保健所等に引き取り申請に来られた飼い主に対する、死ぬまでの飼育のお願い、動物愛護センターでの毎週日曜日の譲渡会の開催、小学生を対象とした「いのちの教育」などを実施しております。

県としましては、これからも動物愛護団体等と協力し、殺処分ゼロに近づけるよう取り組んでまいりたいと考えております

**○二見康之議員** 私も先日、センターに視察に行かせていただきましたけれども、現場の職員の方々は、本当に犬猫を大事に大切にいただいているのがよくよく伝わってきました。

中には、どうすることもできなくてという残念な結果になった案件もあるかもしれませんが、この取り組みというのは他県からも注目されている部分もありますので、今後もしっかりと取り組んでいただきたいと思います。

また今年度は、都城市において多頭飼育崩壊事案に関する報道がありました。

この事案について、県として、事前に多頭飼育とかいう情報を得ることはなかなか難しいことかもしれませんが、そういう中で、県では、多頭飼育崩壊事案をどのように把握して対応を行っているのか、福祉保健部長に伺います。

**○福祉保健部長（渡辺善敬君）** 多頭飼育崩壊事案につきましては、警察や市町村、動物愛護団体等から、保健所または動物愛護センターへの情報提供により把握しております。

今年度、都城市での、飼育者失踪による飼い犬の放置事案につきましても、警察からの情報提供を受け、保健所が立ち入りを実施し、動物愛護団体の救助活動を支援いたしました。

このように、動物愛護団体等の協力が必要な場合もありますことから、今年度、多頭飼育現場での犬猫の保護などを行った団体には、餌やペットシート等を交付するなど、新たな支援策を講じたところです。

県では、引き続き、飼育者への適正な飼育について啓発するとともに、市町村や動物愛護団

体等としっかり連携をしております。

**○二見康之議員** 現状としては、関係団体・関係機関と連携して、速やかに対応するということが一番大事だなと思ったところでした。

続きまして、私もいろいろと野良猫等の相談を受けたりすることがあるんですけれども、生活環境の中における被害、鳴き声とか衛生面だとか、そういった苦情や相談が保健所等に寄せられていることと思いますが、このような問題への対応として、本県での地域猫対策の取り組み状況と今後の課題についてどのようにお考えなのか、福祉保健部長に伺います。

**○福祉保健部長（渡辺善敬君）** 御指摘の地域猫対策についてであります。野良猫の問題を抱える地域住民や支援する動物愛護団体が野良猫を保護し、不妊去勢手術を経て、もといた場所に戻す活動であります。

その目的は、地域住民への危害防止、無秩序な繁殖等による生活環境の悪化防止、猫の殺処分の減少であります。

取り組みとしましては、2月17日現在、保健所等が窓口となり、地域猫対策を行うため4市4町で20地域を指定し、動物愛護センターで169頭を不妊去勢したところです。

県としましては、野良猫によって起こる問題の対応について、飼育者に対する室内飼育等を含めた、適正な飼育に係る啓発を推進しますとともに、他自治体での取り組みを調査・研究してまいります。

**○二見康之議員** よろしくお願ひします。

次に、林業について伺います。

近年、県内では、大型製材工場の進出や木質バイオマス発電施設の稼働などにより、木材需要が高まっており、それに合わせて本県の杉を中心とした森林の伐採が進んでおります。

製材工場などが安定的に稼働するためには、コスト面から考えても、原料となる原木を県内近くから安定的に確保できることが、本県の製材工場の強みになっているのではないかと思います。

そのためには、今後も県内の森林資源を有効に活用しながら、将来にわたって本県の豊かな森林資源をしっかりと維持していくことが、大変重要であります。

伐採が進められている中、本県の森林資源を維持していくためには、伐採した後、再造林を積極的に推進していく必要があると考えますが、県は、再造林対策に今、どのように取り組んでいるのか、環境森林部長に伺います。

**○環境森林部長（佐野詔藏君）** 本県では、木材価格の低迷や森林所有者の高齢化などにより、再造林意欲が減退しており、平成30年度の再造林率は73%で、目標の80%を下回っている状況にあります。

このため、国の事業や県の森林環境税を活用しまして、森林所有者の負担軽減を図りますとともに、伐採後、直ちに造林を行う一貫作業や優良苗木の安定供給体制の整備等により、再造林を積極的に推進しているところであります。

今後は、これまでの取り組みに加えまして、成長が早く短期で収穫可能な早生樹の導入や、林業・木材産業関係者の協力によります再造林支援の仕組みづくりを目指すなどによりまして、森林所有者の意欲を喚起し、再造林対策のさらなる充実を図ってまいりたいと考えております。

**○二見康之議員** 再造林には、地形が急峻な山林で行われる作業が多く、また現場条件がさまざまであることから、機械化がなかなか進んでおりません。いまだ人力による作業が中心と

なっております。

特に、植栽木の成長を促進するため、植栽後は6年間ほど下刈りを行う必要がありますが、下刈り作業は、通常雑草が繁茂する夏の暑い時期に行う作業であることや、急傾斜など現場条件が悪いだけでなく、蜂刺されなどにも注意する必要があります、大変過酷な作業となっております。

労働力がなかなか確保できない中、せっかく若い作業員が入ってきてても長続きせず、やめていく人もいると聞いております。この下刈り作業の省力化が大変重要であると考えられます。

そこで、労働力確保が困難になっている中で、下刈りの省力化に向けた県の取り組みについて環境森林部長に伺います。

**○環境森林部長（佐野詔藏君）** 下刈りの省力化につきましては、現在県では、苗木の周りを部分的に刈り払う坪刈りや筋刈り、夏場を避けた下刈りなどの実証を行いますとともに、無人航空機と林地除草剤を組み合わせた技術開発について、試験結果等を検証しているところであります。

また、来年度は、今議会でもお願いしております「みやぎきの林業省力化推進モデル事業」によりまして、レーザー計測による地形情報を活用した作業プランに基づく、下刈り省力化機械の実証にも取り組むこととしております。

なお、国においても、エリートツリーなど成長の早い優良品種の開発や、先進的な低コスト造林の実証試験に取り組まれております。

今後とも、こうした取り組みを進めますとともに、国との連携も図りながら、下刈りの省力化を積極的に推進してまいりたいと考えております。

**○二見康之議員** 再造林対策に対する取り組

み、循環型林業を実現するためには、現場を支える人材の確保が重要であります。平成27年の国勢調査によりますと、本県の林業就業者数は2,222人で、前回調査から17%減少している状況にあります。

これまでもさまざまな取り組みを行ってきていることとは思いますが、現在、林業担い手の確保に向けて、県はどのように取り組んでいるのか、環境森林部長に伺います。

**○環境森林部長（佐野詔藏君）** 県では、林業担い手の確保に向けまして、就業相談会の開催や移住相談会へのブース出展により、本県林業の魅力を積極的にPRし、林業就業への働きかけを行っております。

また、高校生向けのキャリア教育の一環として行います高性能林業機械操作研修会の実施や、「みやざき林業大学校」における実践的な人材の育成にも取り組んでおります。

さらに、林業事業体に対して、学生等のインターンシップ受け入れや、新規就業者を継続雇用するための助成を行いますとともに、林業が働きやすい職場となるように、森林作業の軽労化にもつながる資機材や福利厚生施設の導入への助成も行っているところであります。

今後とも、関係機関との連携を一層強化し、担い手の確保にしっかり取り組んでまいりたいと考えております。

**○二見康之議員** 今お話にも出ました、昨年4月に開校しました宮崎林業大学校では、現在、長期課程の第1期生21名が研修を受講しており、座学だけでなく、実際に山林に入って下刈りやチェーンソーを使った流木の伐倒作業など、現場での学習にも積極的に取り組まれているそうです。

また、来年度の長期課程の研修受講生につい

ては、既に募集も終わり、今年度と同程度の研修生が受講する予定であり、その中には女性も含まれていると伺っております。

今後とも地域林業のリーダーとなる人材を育成する林業大学校に大変期待を寄せているところでありますし、林業先進県と言われる本県ですから、全国的にも注目されていると思います。

そこで、来年度の林業大学校の研修をどのように充実させていこうと考えているのか、環境森林部長に伺います。

**○環境森林部長（佐野詔藏君）** 林業大学校につきましては、受講生等からの要望や女性の受講が予定されていることなども踏まえまして、今議会でもお願いしております「みやざき林業大学校」担い手育成総合研修事業により、研修等の充実に取り組むことといたしております。

具体的には、研修内容の充実としまして、業界等から要望のありましたフォークリフト運転の資格取得や、台風等による風倒木処理技術の習得などを追加することとしております。

また、研修環境の改善として、実習時における一層の安全確保に必要な指導員の増員や、衛生面向上のためのシャワー施設整備などに取り組むこととしております。

今後とも、さまざまなニーズを踏まえながら、市町村や関係団体等と連携し、林業大学校の研修等のさらなる充実を図ってまいります。

**○二見康之議員** また一方で、平成30年の全国の労働災害発生率について、厚生労働省の「労働災害統計」によりますと、1年間の労働者、1,000人あたりに発生した死傷者数の割合は、農業5.2、建設業4.5を初めとして、全産業の平均は2.3であるのに対し、林業は22.4と圧倒的に高くなっております。

本県における令和元年の休業4日以上 of 林業労働災害の発生件数は、速報値ではありますが86件、そのうち死亡災害は5件発生しており、その防止は、林業県である本県にとって喫緊の課題であります。

そこで、林業労働災害の防止に向けた県の取り組みについて、環境森林部長に伺います。

**○環境森林部長（佐野詔藏君）** 林業労働災害を防止するためには、林業に携わる一人一人が高い安全意識を持つことや、現場において安全作業の徹底を図ることが大変重要であると認識しております。

このため県では、県内全域の林業関係者が一堂に会する林業労働災害防止大会での啓発や、県内8名の労働安全衛生指導員による現場の巡回指導を行っているところであります。

また、死亡災害の多くは、伐採作業時に発生しておりますことから、安全な実技を学ぶ研修を実施しますとともに、チェーンソーから身を守る防護服の導入を支援しておりますが、来年度からは、安全に伐採するための電動式くさび等の導入も支援してまいりたいと考えております。

今後とも、宮崎労働局を初めとする関係機関と連携し、対策の充実を図り、労働災害の防止に努めてまいります。

**○二見康之議員** 私も、同級生が一人、災害で亡くなっています。これは、切り倒した木が滑り落ちてきて、下で休憩していた車に突き刺さったみたいで、現場の中でいかなることが起こるのかというのは、本当によくよく注意されて、現場への安全、そういった注意喚起に取り組んでいただきたいなと思います。

次に、食品ロスについて伺います。

食品ロス削減については、食料の多くを輸入

に依存している我が国において、真摯に取り組んでいかなければならない課題であると思えますし、また道徳、モラル的なものもあると思えます。

県では、平成28年度から宮崎県4R推進協議会を中心に、「食べきり宣言プロジェクト」として、フォーラムの開催や啓発CMの放送などさまざまな取り組みを行ってきていますが、このような中で、昨年10月に「食品ロス削減推進法」が施行され、来月には、国の基本方針が示されることとなっています。

法では、この国の基本方針を受け、都道府県は「食品ロス削減推進計画」を定めるよう努めることとされていますが、本県におきましては、今後どのように対応していくのか、環境森林部長に伺います。

**○環境森林部長（佐野詔藏君）** 来月示されます予定の国の基本方針は、食品ロス削減の推進の意義及び基本的な方向等に関する重要な事項を定めるものであります。

この方針に基づく都道府県等の食品ロス削減推進計画は、地域における食品ロスの削減にとって、消費者教育、環境、廃棄物処理、産業振興等の観点から、重要な位置づけを有するものでありますので、本県としましても、来年度、計画を策定することといたしております。

策定に当たりましては、関係部局や市町村、関係団体等と連携を図りながら、これまでの取り組みを検証しつつ、国が方針で示す基本的施策を踏まえ、地域の特性に応じた取り組みを盛り込むなど、食品ロス削減効果が一層上がるような計画にしてまいりたいと考えております。

**○二見康之議員** わかりました。

それでは次に、国土強靱化対策について伺います。



近年、気候変動の影響等により、自然災害が激甚化、頻発化しているところですが、特に、昨年発生した台風15号や19号では、全国各地で河川が氾濫するなど、広範囲で甚大な被害をもたらしており、本県においても、自然災害から事前に備える国土強靱化のさらなる推進が喫緊の課題となっております。

このような中、国が推進する「防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策」については、昨年度の補正予算、今年度の当初予算で予算措置され、3か年緊急対策の最終年となる令和2年度当初予算案にも、補助公共・交付金事業、県単独公共事業等の公共3部の合計で、約220億円が防災インフラ等を対象として計上されております。

そこで、県土の強靱化対策として、インフラ整備を集中的に実施しておりますが、防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策に関する県土整備部の来年度の取り組みについて、県土整備部長に伺います。

**○県土整備部長（瀬戸長秀美君）** 県土整備部では、令和2年度当初予算におきまして、3か年緊急対策に関する予算として、今年度を27億円上回る約198億円を計上したところであります。

来年度は3か年緊急対策の最終年度となりますが、これまでに引き続き、河川内の樹木伐採や掘削、堤防強化を行うほか、橋梁の耐震補強や道路のり面の防災対策及び無電柱化、加えて、港湾の岸壁の耐震強化や砂防堰堤の整備などを集中的に実施することとしております。

さらに、今回創設されます起債事業を活用し、新たにダム等のしゅんせつを行うこととしております。

県としましては、3か年緊急対策を初めとし

た防災・減災対策を着実に推進してまいります。

**○二見康之議員** 防災・減災のさまざまな取り組みが進められているとのことですが、国の緊急対策も、令和2年度までの予算措置であります。

県が試算しました県土の強靱化の実現には、国土交通省所管の県事業で、少なくとも1兆1,000億円以上の予算が必要とされており、3か年緊急対策完了後も、多額の予算が必要であります。

このため、県議会におきましても、国に対し、「国土強靱化対策の更なる推進を求める意見書」を、昨年6月に引き続き、12月にも提出し、令和3年度以降の予算確保等をお願いしたところであります。

そこで、県土の強靱化の実現に向け、令和3年度以降の社会資本整備の予算確保が必要と考えますが、河野知事、いかがお考えでしょうか、その意気込みをお伺いします。

**○知事（河野俊嗣君）** 南海トラフ地震や頻発化、激甚化します豪雨などの大規模自然災害から、県民の生命、財産を守り、社会機能を維持するための社会資本整備は喫緊の課題でありまして、県土の強靱化の実現には、多額の費用と期間を要しますことから、予算の安定的・継続的な確保が重要であると考えております。

このような中、県議会におきまして、国土強靱化対策の推進に関する国への意見書を今年度2回提出していただいたというのは、県土強靱化の実現を後押しするものでありまして、深く感謝を申し上げます。

これまでも、県としましては、全国知事会等とも連携を図りながら、防災・減災対策の着実な推進を繰り返し要望しているところでありま

して、先月29日にも、私自身、国に対しまして、令和3年度以降の必要な予算や新たな財源の確保につきまして、強く要望してきたところでもあります。また、具体的な需要額を積み上げて、より強く国に要望していくために、市町村に国土強靱化計画の策定を要請しております。現在、全ての市町村で、その作業が進行しているところでもあります。

今後とも、県議会や市町村、関係団体等と連携しながら、県土の強靱化の実現に向けて全力で予算確保に向けて取り組んでまいります。

**○二見康之議員** では次に、建設業界における働き方改革について伺います。

国土交通省は、平成30年3月に「建設業働き方改革加速化プログラム」を策定し、大きく3つの取り組みの柱として、ICT活用工事による生産性向上や施工時期の平準化などの「仕事の効率化の取組」や、給与・保険などの「処遇改善の取組」、週休2日制の導入などの「長時間労働の是正の取組」を推進することとされております。

このような中、昨年4月からは、労働基準法の改正に伴う時間外労働の上限規制が施行されており、建設業においては、上限規制の適用が5年間猶予されているものの、5年間の猶予期間内に早期に働き方改革を進める必要があります。

建設業界の話によりますと、入札制度改革以降、公共工事の受注のために、企業がさまざまな努力をされており、その中でも、工事書類の作成にかなりの手間と時間を費やしていると聞いております。これが現場技術者の負担となっており、若年技術者の担い手確保にもつながらないのではないかと考えられます。

建設業界の働き方改革のためには、まずは現

場業務を効率化し、現場の技術者の負担を軽減する必要があり、公共工事の発注者である県が、率先した取り組みを実施すべきと考えます。

そこで、建設工事における業務の効率化や生産性向上が必要と考えますが、これにどのように取り組んでいくのか、県土整備部長に伺います。

**○県土整備部長（瀬戸長秀美君）** 建設工事の業務の効率化や生産性向上は、働き方改革を推進する上で大変重要であると認識をしております。

このため県では、まず、工事書類の簡素化の取り組みとして、県と建設関係団体でワーキンググループを設置し、新たに簡素化ガイドラインを策定したところであり、ことし4月から運用することとしております。

また、中間検査の実施基準を緩和するとともに、余裕期間を設定した工事の発注など、引き続き施工時期の平準化の取り組みを推進します。

さらに、生産性向上を図るICT活用工事につきましては、対象工事の適用範囲の拡大を図るとともに、必要経費の割り増しを行うこととしております。

県としましては、今後とも、関係団体と十分な意見交換を行いながら、より一層、現場技術者の負担軽減に努めてまいります。

**○二見康之議員** 県と関係団体で意見交換を行いながら、簡素化のガイドラインを策定し、書類の削減に取り組んでいきたいということでありましたので、今後も、このような取り組みを継続していかれることをお願い申し上げます。

本県の建設業就業者数については、平成27年の国勢調査によると、50歳以上が全体の約52%

を占める一方、29歳以下が全体の約9%であり、若年技術者の不足が深刻な状況であります。

建設業の担い手の育成・確保のためには、何よりも、給与や保険などの処遇を改善することが必要であります。

そこで、公共工事において、現場技術者の処遇改善にどう取り組んでいくのか、県土整備部長に伺います。

**○県土整備部長（瀬戸長秀美君）** 現場技術者の処遇改善は、建設産業の中長期的な担い手の育成・確保のため、大変重要であると認識しております。

このため県では、改正品確法に基づき、適正な予定価格を設定しているところであり、最近の労働市場の実勢価格を踏まえ、8年連続となる設計労務単価の引き上げを、来月から行うこととしております。

また、災害時の緊急対応など、法定休日に作業を伴う場合、労務単価の休日割り増しを新たに導入するとともに、労災補償に必要な保険料を上乗せする措置を講じてまいります。

県としましては、引き続き現場技術者の処遇改善に向けて、積極的に取り組んでまいります。

**○二見康之議員** 設計労務単価の引き上げがされるということですので、これが現場で働く労働者の賃金に反映されるよう、引き続き取り組みを進めてもらいますようお願い申し上げます。

次に、生産性向上などの業務の効率化、適正な賃金とあわせ、休暇の取得が若年技術者の確保につながるものと考えます。

建設現場においては、週休2日を積極的に推進する必要がありますが、週休2日を取得して

も給与が補償されることが前提であります。

また、週休2日を取得すると、工期が間に合わないといった事態も懸念され、結局、現場では週休2日を取得できず、悪循環となっている建設産業への若者の入職が減少することにつながっているのではないのでしょうか。

そこで、建設産業において長時間労働を是正するため、労働環境の改善に取り組む必要があると思いますが、いかが取り組んでいくのか、県土整備部長に伺います。

**○県土整備部長（瀬戸長秀美君）** 県では、長時間労働を是正するため、平成28年度から週休2日工事の試行を開始し、これまで、実施に伴い増加する人件費等を計上するなど、週休2日の推進を図ってきたところであります。

さらに、ことし4月から、週休2日の対象工事を拡大するとともに、人件費の実態調査を踏まえ、経費の引き上げを行うこととしております。

また、週休2日の実効性を確保するため、より適切な工期の設定を行うとともに、設計業務等の業務におきましても、休日や時間外の作業が生じないように、受発注者間でルールを定める、いわゆる「ウイークリー・スタンス」を導入するなど、労働環境を改善する取り組みを行ってまいります。

県としましては、今後とも、関係団体と十分に連携を図りながら、建設産業における働き方改革の推進にしっかりと取り組んでまいります。

**○二見康之議員** では次に、ダムの前放流について伺います。

近年、台風等の異常豪雨による洪水被害は全国的に激甚化しており、昨年の台風19号では、東日本を中心とした記録的な豪雨により、各地

で甚大な被害が発生しました。

このような異常豪雨が頻発化・激甚化する中、ダム治水効果が注目されており、中でも、ダムの事前放流が最近話題となっています。

ダムの事前放流は、洪水の発生が予測された際、発電やかんがい用水等のために、ダムにためている治水容量の一部を事前に放流し、洪水時にダムにためられる治水容量を一時的にふやす操作とされ、洪水時の治水容量がふえることで、ダム下流の浸水被害の軽減に期待できるとされておりますが、一方で、事前放流実施後に貯水位が回復しないおそれがあることなど、利水者の合意を得る上でさまざまな課題があるようです。

このため政府は、近年の水害の激甚化を踏まえ、緊急時に既存ダムを最大限活用できるよう、「既存ダムの洪水調節機能の強化に向けた基本方針」を昨年12月に定め、「水系ごとに事前放流を含めたダムの統一的な運用に向けた協議の場を設ける」としています。

そこで、宮崎県におけるダムの事前放流に向けての現在の取り組み状況と今後の予定について、県土整備部長に伺います。

**○県土整備部長（瀬戸長秀美君）** 事前放流につきましては、緊急時において既存ダムの貯水機能を洪水調節に最大限活用するものであり、治水上有効な手段であると考えております。

昨年12月に国が定めた基本方針では、全てのダムを対象に検討を行うこととされており、まずは、国管理の1級河川であります大淀川、小丸川、五ヶ瀬川の3水系で、国、県、発電やかんがい用水等の関係利水者による協議会が、ことし1月に開催されたところでもあります。

対象となるダムにつきましては、事前放流の

実施方針や緊急時の連絡体制等を盛り込んだ治水協定を締結し、ことしの出水期から運用していく予定としております。また、耳川や一ツ瀬川など、県管理の2級水系につきましても、1級水系の検討状況を踏まえながら、順次取り組んでまいりたいと考えております。

**○二見康之議員** よろしく申し上げます。

では次に、病院局について伺ってまいります。

昨年9月に厚生労働省が、「再編・統合の議論が特に必要」として、400を超える公立・公的病院リストを公表し、大きな波紋を呼びました。

その地域における公立・公的病院の位置づけは、都市部から地方まで、全国さまざまであると思いますが、本県のように、医療資源が少なく医師不足等の課題を抱える地域において、公立・公的病院は大変重要な存在であると考えております。

現在、地域医療構想に基づいて、将来の目指すべき地域の医療提供体制の姿が議論されると聞いておりますが、人口減少や少子高齢化の急速な進展により、医療需要が大きく変化することが見込まれる中、県民の安心・安全につながる医療提供体制の構築において、公立・公的病院は不可欠であると考えます。

中でも、県内において有数の診療機能を備え、医療スタッフも多い県立病院については、地域医療に果たす役割も大きく、県民も頼りにしていることと思います。

最近では、宮崎県立病院の再整備という大型プロジェクトが進行しており、来年度予算では、県立延岡病院に専用のドクターカーを導入するという一方で、積極的な設備投資もなされているようであります。

そこで、県立病院はどのような役割を果たそうとされているのか、将来ビジョンについてどのようにお考えなのか、病院局長に伺います。

**○病院局長（桑山秀彦君）** 我が国の医療環境は、急速な高齢化等に伴う医療ニーズの多様化や日進月歩の医療技術、さまざまな医療制度改革など、目まぐるしく変化してきております。

これまで各県立病院では、多数の診療科の連携による救急医療やがん治療、腎臓移植などの高度医療、脳・循環器疾患に対する急性期医療などを提供してまいりましたが、引き続き良質な医療を提供するためには、医療環境の変化に的確に対応していく必要がございます。

このため、施設や機能の充実はもとより、質の高い医療を支える医療スタッフの確保・育成、地域の医療機関との連携強化などに一層取り組んでまいります。また、持続的に医療を提供するための経営の健全性の確保についても、大変重要であるというふうに考えております。

こうした取り組みにより、全県レベルあるいは地域の中核病院としての役割・機能をしっかり果たしてまいりたいと考えております。

**○二見康之議員** 延岡、宮崎、日南のそれぞれの地域という見方もありますでしょうし、宮崎県という全体の地域としての見方もあるでしょうから、その辺のところも忘れず見ていただきたいと思えます。

次に、県民が安心できる医療提供体制の整備や地域医療機関との連携強化の取り組みについて、御答弁いただきましたが、それに関することです。先般、医師会の方々と話をする中で、県立病院が医師を一定数確保して、そこから県内の各病院に医師を派遣する制度を構築してはどうかとの提案があったところであります。

このような取り組みは、将来ビジョンで述べ

られていることを達成するためには必要だと考えます。そこで、県立病院における医師確保や医師派遣についてどのように考えているのか、病院局長に伺います。

**○病院局長（桑山秀彦君）** 県立病院では、医師の多くを大学からの派遣に頼っておりますが、診療科によっては、いまだその数が十分ではないことから、あらゆる機会を通じて、大学医局に増員の要請を行うなど体制充実に努めているところでございます。

そのような厳しい状況ではありますけれども、県内で医師不足が生じている地域を対象に、具体的には、昨年度から小林市立病院に、今年度からは串間市民病院に、それぞれ県立病院の地域医療科に所属する医師を、宮崎大学とも連携を図りながら、定期的に派遣する取り組みを行っております。

今後とも、県立病院自体の医師確保に努めずとともに、医師の派遣についても、県立病院として可能な限りの対応を行ってまいります。

**○二見康之議員** 医師確保については、現在再整備中の宮崎病院に最先端の医療機器を導入すれば、患者のためによりよい医療を提供できますし、また、当該機器を売りに医師を集めることができるのではないかと考えます。

再整備の事業費340億円のうち、65億円余が医療機器に充てられるとされていますが、この事業費の中で、最先端の医療機器の導入について検討するには、難しいところもあるのではないかと思います。この最先端の医療機器の導入について、病院局としてどのように考えているのかお伺いします。

**○病院局長（桑山秀彦君）** 宮崎病院新病院での医療機器整備につきましては、購入費用、さらにランニングコストを含めると多額の費用が

必要となりますので、現在、費用対効果について十分検討しながら、機器の選定作業等を行っているところであります。

その際、「効果」という点につきましては、高度で先進的な医療の提供など医療機能の充実はもとより、医師等の人材確保につながるという視点も重視する必要があると思っております。

今後とも幅広い視点から医療機器の選定、導入について検討を進め、県立病院に求められる役割、機能が十分果たせるよう努めてまいりたいと考えております。

**○二見康之議員** 経営の健全性も確保しながら、難しいところもあると思っておりますけれども、どうぞ前向きに検討をよろしくお願いします。

次に、教育関係について伺います。まず、教員の人材確保について伺います。

全国的に、さまざまな職種で人手不足が大きな社会問題となっています。加えて、教員の長時間労働がマスコミ等で取り上げられたことで、教員を志望する学生が減少しているという問題も生じているようです。

うちの近くにも南九州大学があつて、人間発達学部の学生たちともよく話をするんですけども、小学校、幼稚園教諭、保育、幼児教育の免許は取るけれども、そっちの方面には行かないという学生が結構いるということに、意外な思いがしました。本人がもともとやりたかった目標というのが別にあるということもあるんでしょうけれども。個人それぞれの思いが、夢があるでしょうから。

しかし、そのような中で、教員採用試験の受験倍率が下がっているというのは、全国的な状況でもありますが、倍率が下がるということで、優秀な人材が確保できないというおそれも

あります。また、このままでは本県の教育の質が低下するのではないかと危惧しております。これは、教育委員会のほうも同じだと思います。

新聞報道では、全国的に公立小中学校の教員の数足りていないという報道がされていますが、本県の採用状況と、採用後3年以内に教員という職を離職する者がどのくらいいるのか、教育長にお伺いします。

**○教育長（日隈俊郎君）** 令和2年度の教員の採用者数は358名を予定しております、ここ10年間で最も少なかった平成24年度の120名と比較しますと、約3倍とふえております。

また一方、採用試験受験者数は減少してきておりますので、受験倍率は低下傾向にありまして、平成24年度の14.2倍に対しまして、令和2年度は3.7倍まで下がってきております。

なお、今後も定年による退職者数が多い状況が続くことが見込まれますので、当面は、同程度の採用者数になるものと考えております。

また、離職者の状況につきましては、過去3年間の状況を見ますと、採用3年以内の早期離職者数は、年平均5名程度で推移しております。

**○二見康之議員** 近年、景気がよくなったのか、多くの企業で採用が好調なこともあつて、どの業種・職種においても、人材の確保が大きな課題となっています。

一方で、せっかく採用されても、さまざまな理由により早期に離職する者がいるのも現実であり、このことは、今の教育長の答弁のように、教職員も例外ではないようであります。

教職員は、子供たちの教育に携わる者として、より厳格な適格性を有する者を採用しなければなりません。まずは、この採用試験でしっ

かりとそのような適格性を判断されていると、今現在でもと思いますが、さらによりよい人材を確保するために、採用試験のあり方をどのようにしていったらいいのか、どのように考えているのか、教育長にお伺いします。

**○教育長（日隈俊郎君）** 教員採用選考試験でございますが、1次試験においては、関係法令や専門知識などを問う筆記試験を行います。2次試験においては、校長や民間企業の人事担当者、PTAの代表者などさまざまな分野の方々が面接員を努めておりまして、受験者の指導力やコミュニケーション力、社会性など多面的に評価し、人間性にあふれ、専門性の高い人材の確保という観点から努めているところであります。

また、より多くの受験者を確保するため、来年度は、小学校教員などの受験区分における実技試験廃止や、特別選考試験の改善、県外の試験会場の設置など、大幅な改善を図ることとしております。

今後とも引き続き、人材の確保につながるような教員採用試験の実施に努めてまいりたいと考えております。

**○二見康之議員** 県外での試験会場の設置などをされるということですが、いかに宮崎県の教育の現場の魅力をつくり上げて、それを都市部の方に伝えられるかというところが、非常に大事なポイントになってくるんじゃないかなと思います。

先ほども述べましたけれども、マスコミの報道で、学校の長時間勤務の実態などが取り上げられ、一般の方々にも学校の状況が伝わるとともに、「先生というのは大変だ」というイメージが広がっていると感じます。まずは、こういうイメージを変えていくことも大事ではないで

しょうか。

学校の先生は、宮崎の未来をつくる、担う子供たちを育てるすばらしい仕事でもあります。子供たちのために働きたいという人材を確保するためには、「教員の仕事が大変だ」というイメージを変えていくことが必要であり、そのためには、先生という仕事のすばらしさや、やりがいをもっとアピールするとともに、学校における働き方改革を積極的に進めることが必要であると考えます。

うちの子供が通っている小学校も、校時を変えて先生たちが働きやすいようになる改革、働きやすいというか、しっかり授業の準備ができるように、とれるようなカリキュラムに変えていくんだというようなことを、先日、お話を伺いました。

こういった取り組みを、学校ごとであるんでしょうけれども、働き方改革にどのように取り組んでいくのか、教育長にお伺いいたします。

**○教育長（日隈俊郎君）** 学校における働き方改革は、教職員が授業中心とした質の高い教育活動に専念できる環境を整えることにより、児童生徒の教育の充実につなげることを目的としております。

そこで、本年度新たに、教職員の事務負担軽減のためのスクール・サポート・スタッフや、部活動指導員などの専門スタッフの配置を行いました。

また、働き方改革モデル校における効果的な取り組みを全学校に紹介するなど、教職員が確実に能力を発揮できる環境づくりにも取り組んでおります。

今後は、家庭や地域に対して、学校が行う業務改善についての理解や協力を求めるメッセージを配布する予定としておりまして、引き続

き、教職員が働きやすく、やりがいのある職場環境づくりに努めてまいります。

**○二見康之議員** 学校における働き方改革を進めていく一環として、本年度から、教員の事務負担軽減のためのスクール・サポート・スタッフを配置しているとのことですが、この配置事業の取り組み状況について、今どようになっているのか、また今後どのようにしていくのか、教育長にお伺いします。

**○教育長（日隈俊郎君）** スクール・サポート・スタッフは、採点業務の補助や学習プリント等の印刷などの業務を行いまして、教職員が授業を中心とした教育活動に専念できる時間の確保を目的として配置しております。

本年度は、県内全ての市町村の小中学校30校に配置しておりまして、配置校からは、児童生徒と向き合う時間がふえた、時間外業務時間の縮減が図られたなどの報告を受けております。

このような状況を踏まえ、来年度は30名から53名と、23名を増員することとしておりまして、本議会に関係予算をお願いしているところであります。

今後も、スクール・サポート・スタッフの配置を推進し、教職員が授業の改善や児童生徒の指導に専念できる環境の整備に努めてまいりたいと考えております。

**○二見康之議員** 先生にしかできない仕事、そうでない仕事をいろいろと振り分けながら改善を図っていくことは、非常に大事だと思います。さらにこの取り組みが進んでいけばなと思うところがございます。

続いて、2015年9月に国連サミットにおいて採択されたSDGs（持続可能な開発目標）は、17のゴールと169のターゲットから構成されており、経済・社会・環境をめぐる広範囲な課

題を解決することを目指す、国際社会共通の目標となっております。

我が国においても、2016年12月に「持続可能な開発目標（SDGs）実施指針」が策定され、地方自治体にも、各種計画等にSDGsの要素を最大限反映し、取り組みを推進することが奨励されております。

今年度改定されました「宮崎県総合計画 未来みやざき創造プラン」の中でも、「持続可能な社会を目指して—SDGsの実現—」として取り上げられており、今後さらに、本県の施策にも取り込んでいくことが重要であります。

そこで、SDGsに対し、学校現場ではどのような取り組みをしているのか、教育長にお伺いします。

**○教育長（日隈俊郎君）** お話にあったとおり、国連サミットで採択されましたSDGsは、経済・社会・環境等をめぐる広範囲な課題の解決を目指す、国際社会共通の目標であります。

小中学校におきましては、例えば社会科において、SDGsの意義や目的を学んだり、国連の仕組みなどを理解したりするなど、基礎的な学習を行っております。

高等学校では、総合的な探求の時間において、SDGsの実現を目指す意識を高めるための課題研究等に取り組んでおります。また今年度から、県内の高等学校等を対象に「みやざきSDGs教育コンソーシアム」を設置し、課題研究の指導方法などを学校間で共有しまして、教員の指導力を向上させる取り組みを行っているところであります。

**○二見康之議員** この17のゴールは、「誰一人取り残さない」という考え方に基づいて定められているそうです。学校の現場において、生



徒、児童の一人も取り残さない、そのような視点で先生方にも取り組んでいただきたいなと思います。

次に、教職員の指導力向上について伺います。

「教育は人なり」と言われるように、学校の先生方の存在は、子供たちの成長にとりまして大きな影響を与えます。

子供たちは、日々の学校生活において、学力や体力を伸ばし、豊かな心を育て、最近ではキャリア教育や情報教育など、これからの時代を生き抜くために必要なことをたくさん学びますが、どのような内容をどのような方法で教えるか、教職員の一人一人の指導力にかかっていると行って過言ではないと思います。

そこで、県教育委員会では、教員の指導力向上に対してどのように取り組んでいるのか、教育長に伺います。

**○教育長（日隈俊郎君）** 学校における教育を推進する上で最大の教育環境は、教職員であると思います。このため教職員には、絶えず研さんに励み、資質や能力を向上していくことが求められております。

そこで、県教育委員会におきましては、教職員一人一人の経験年数に応じて、授業力や児童生徒理解力、学級経営力などの基本的な指導力を計画的に高めるための研修を体系的に見直し、本年度から新たに実施しているところであります。

あわせて、特別支援教育やプログラミング教育など、さまざまな教育的ニーズに対応するための指導力向上を目指した研修の構築にも取り組んでいるところであります。

今後とも引き続き、教職員の指導力の向上が効果的に図られるよう、研修体制の整備に努め

てまいります。

**○二見康之議員** 絶えず研さんに励んでもらう、非常に厳しい道のりになるんだろうなと思うんですけども、働き方改革の一環で、ワーク・ライフ・バランスをとるというのも大事だし、若い先生、ベテランの先生がいる中で、同じような指導をしていくこともできないでしょうから。しかしながら、そこで学ぶ子供たちのことを考えると、しっかりと先生方に成長していただきたいなと願うところです。

続いて、指導力に関するところなんですけれども、本県の子供たちの学力について伺ってまいります。

全国的な児童生徒の学力や学習状況を把握・分析し、教育指導等の充実を図ることを目的に、「全国学力・学習状況調査」が平成19年度から行われております。

この調査は、学力に関する調査と、生活習慣なども含めた意識調査を実施しているようですが、「全国学力・学習状況調査」からわかる本県の児童生徒の状況について、教育長に伺います。

**○教育長（日隈俊郎君）** 「全国学力・学習状況調査」では、学力に関する調査と、生活習慣に関する調査が行われております。

まず、学力に関する調査についてでございますが、基本的な知識に関する問題と、活用に関する問題が出題されますが、本県の児童生徒の状況を見ますと、基本的な知識の定着に比べて、活用する力の定着に課題が見られます。

生活習慣に関する調査につきましては、毎日の朝食の摂取や、起床・就寝時間など、ほとんどの項目で全国平均を上回っておりまして、本県の児童生徒の生活習慣については、おおむね望ましい状況にあるものと考えております。

○二見康之議員 望ましい生活習慣を身につけているということは、学校や家庭における指導の成果があらわれている、いい傾向にあると思います。

ただ、学力に課題があるようですが、本県は、県独自で作成した学力調査も行っていたと思います。「みやざき小中学校学習状況調査」だと思いますが、この結果の分析についてどのような見解を持っていらっしゃるのか、教育長に伺います。

○教育長（日隈俊郎君） 本県独自で学力調査を行っておりますけれども、これまで、小学校4年生と5年生において、国語と算数の2教科で、中学校1年生と2年生において、国語・社会・数学・理科・英語の5教科で実施してきたところがあります。

これまでの調査結果を分析しますと、小中学校ともに、基本的な知識の定着については、おおむね良好な状況にあるものの、長文やグラフなどの資料を読み取って、自分なりの考えを表現する力など、いわゆる活用する力については、全国調査と同様、十分な定着が図られていない状況が見られるかと考えております。

○二見康之議員 これからの時代を生きていくための、学んだ知識を実生活の中で生かす「活用する力」が、ますます必要になっていく時代なんだというふうに思うところです。そのような学力調査等の結果を受けて、県教育委員会としても、これまでさまざまな対策を講じられてきたと思います。

これまでの調査結果の分析から、県教育委員会としてどのように取り組みを行ってきたのか、教育長に伺います。

○教育長（日隈俊郎君） 県教育委員会では、調査結果の分析から明らかになった課題を解決

するため、学力上位県と言われる<sup>※</sup>岩手県や石川県などの視察や調査を踏まえまして、対策を講じてまいりました。

例えば、各学校の学力向上担当者を対象とした研修会を実施しまして、新聞記事やグラフなどから必要な情報を読み取ったり、表現したりして、活用する力を高める指導力の向上に取り組んでいるところであります。また、県教育委員会と市町村教育委員会が一体となってチームを組みまして、学校訪問の上、授業力を高めるための支援を行ってきたところであります。

その結果、「授業がわかる」と答えた生徒児童の割合が向上するなどの成果が見られております。

○二見康之議員 わかりました。

本県の現状について、この傾向というのはずっと変わらない傾向が続いているんだと思うんですね。

生活態度については、先ほどいい傾向があると言われました。よく、学校教育の中で大事にされる知・徳・体ですか、知識と道徳、そして体をつくること。知識を高めるには、早寝・早起きという習慣がいいとか、道徳的なものを学ばせるためには、お手伝いをするのがいいとか、また体をつくるのは、朝御飯が大事だと。

長野県の、ある小学校では、朝御飯といったら、パンじゃなくて御飯というものをやっているそうです。完全米飯給食を実施しているというところもあるそうです。

そういったものがあるわけなんですけど、ただ、それをしていけば、実際にいい子供が育つかといたら、そうでもない。

先日、「教育格差」という本を読みましたが、いろんな傾向について、それぞれの子供の傾向、学力とかをグラフにするわけなんですけど

※ 68ページに訂正発言あり

れども、これはある一定の比例していく傾向はあるにしても、絶対条件ではない、いわゆる環境が大事なんだなというところですね。

しかしながら、こういう環境が大事というところもあるけれども、じゃ、何が今足りないのかといたら、子供たちに、学力テストを解けるだけの解く力ができていない。問題を解決する、解く力がないんだということ。

その中で先日、熊本県の小学校の先生なんですけれども、椿原先生という方の、小学校6年の全国学力テスト国語B問題に対する指導方法についてのセミナーを受けてきました。

非常に細かいところまで精査された指導方法だなど。いろんな過去問を取り入れて説明されたわけなんですけど、現在、PISA型の学力調査である中で、このPISA型の何をはかっているかといったら、情報を探し出して、理解して、それを再評価し、熟考することができる、いわゆる活用することができる。

この現代社会の中において、昔と違ってインターネットやいろんなメディアも発展して情報があふれる時代になった。その中で、自分が必要とする情報にたどり着く力、もしくは見つける力がまず必要なのではないかと。これは、情報を探し出すことですね。

例えば、平成30年の国語Bの問題なんですけれども、「かみかみあえ」と言われても何のことかさっぱりわからないと思いますが、これは「かみかみあえ」という題があり、まず開くとリード文が、どういうものか、「かみかみあえ」というものを紹介する文章があって、それをお勧めする文章というものを載せてある。そしてまた1ページ開くと、今度は問題が載っている。この問題を解くときに、子供たちは、この問題文と本文を見開きしながら解かないとい

けないわけです。

普通の国語の学校でのテストというと、1枚紙に載っていて、それをずっと順番に解いていくんだけど、この試験になった途端に、めくりながらやらないといけない。こういったものが、子供たち、生徒に非常にストレスになっているんだというようなところも分析されておりました。

例えば、この「かみかみあえ」の構成は、まずリード文があって本文がある。この「かみかみあえ」というものは、するめが入っているものです」という説明文があります。

じゃ、この文章は、物語文でしょうか、説明文でしょうか。物語文だと思う方。説明文だと思う方。どっちでしょうか。

「物語文ですか」と言ったときに、「うん」と言う方はいなかったです。「説明文ですか」と言ったときには、子供たちに問いかけるわけです。

そのときに反応していなかった子供たちを見きわめる授業の仕方とか、そういった本当に細かなところ、この先生がこの指導方法をつくり上げてこられた中で、特別支援学級の子供たちと一緒に学んできたみたいです。

あの子供たちが「何で理解できないのか」「何がわかっていないのか」「どうやったらわかるようにできるのか」というところを突き詰めてこられたのが、椿原さんの指導方法なんですけれども。これは、この問題文を見ても、活用する能力というより、6年生の問題文は、どちらかというところ、この問題を解くのに必要な情報にたどり着けるかどうかというところを問われている問題なんですね。

中学校3年のほうを見てみると、もっと自分の意見を言うような、そういう文章問題になっ

てきています。今の6年生の中では、この問題文の中に答えがほとんど書いてあるんですよ。要するに、これが解けていないということは、まずその解き方がわかっていない。

先ほど、新聞等を使ってのお取り組みもある、これも大事なことだと思います。現代社会におけるいろんな事情について、子供たちが勉強していくことも大事だと思うんですが、それ以前に、必要な情報にたどり着く方法を知らないから、そのまま大きくなっていつてしまっている。解けないまま、試験を受けている。まず、ここをしっかりと考えていかないといけないんじゃないんでしょうか。問題が解けるようになるために、いろんな過去問をたくさんやりなさい。しかし、先生たちは、それを子供たちができるようにするための教え方がわかっていないんだったら、何もならないわけですよ。ただただ、「問題をこなしなさい」「正解にたどり着くまでやり直しをなさい」と言うのは、いわゆる根性論みたいなやり方になってくるわけなんです。これからの時代を生きていく子供たちに必要な、たどり着くやり方というものを教えていくということも、非常に重要なことだと思います。今までなかったところでしょうけれども、この全国テストの成果を出していくためにも、間違いなくクリティカルヒットするような対応が必要だと思います。今すぐ取り入れるということは、なかなかできないかもしれませんが、どこかモデル校をつくるとか、そういった調査をしながら取り組みを進めていく必要があると思いますので、今後の御検討をぜひお願いしたいと思うところです。

これはちょっと私見が入っているので、また今後、私も調査・研究していきますので、よろしくをお願いします。

続きまして、人手不足の中で、日本で働く外国人の方がふえているわけなんです。私の近所のコンビニでも、留学生の方が仕事をされたりしております。県内では、確実に外国人労働者や留学生が増加していると感じております。この人材不足の著しい現代、ますます日本で生活する外国の方がふえていくことが予想されます。

そのような中、外国人の方々の御家族、またお子さんたちで、県内でも生活していらっしゃる方がいらっしゃると思いますが、県内の小中学校においても、なかなかまだ言葉がうまく伝わらないとか、日本語を使って生活したり、学習したりすることが困難な児童生徒が増加するのではないかと思います。

そこで、今、本県の小中学校における日本語指導が必要な児童生徒の現状はどのようになっているのか、また、そういう児童がいた場合、どのように支援しているのか、教育長に伺います。

**○教育長（日隈俊郎君）** 答弁の前に、先ほど私、間違いの答弁をしましたので訂正させていただきます。

学力上位県の視察調査の先が、岩手県と石川県と申し上げましたが、秋田県と石川県の間違いでございました。おわびして訂正いたします。正しくは秋田県と石川県でございます。申しわけございません。

日本語指導の御質問でございますけれども、本県の公立小中学校における日本語指導が必要な児童生徒数は、令和元年11月末現在で、7市町に59名でございます。その子供たちの出身は、中国やアフガニスタンなどのアジア地域が多くを占めております。

このような児童生徒に対しましては、市町村

教育委員会からの要望を聞きながら支援員を配置し、授業中に児童生徒のそばで通訳をしたり、教科書の言葉の意味を伝えたりするなどの、子供の実態に応じた支援に努めているところであります。

**○二見康之議員** よりよい環境をつくっていくのに、今後ともよろしくお願い申し上げます。

では次に、国民スポーツ大会について伺います。

まず、2026年に開催される第81回国民スポーツ大会における目標であります、天皇杯獲得についてです。

本県の開催並びに天皇杯獲得に向け、準備が着々と進んでいることと思います。ただ、一言で天皇杯獲得と言いましても、なかなか容易なものではないと認識しております。

昨年10月に開催された茨城国体におきましても、天皇杯順位が41位と苦戦を強いられている現状を踏まえますと、大変厳しい課題であると思いますが、天皇杯獲得に向けた見通しについて、教育長にお伺いします。

**○教育長（日隈俊郎君）** 現在40位前後にある競技力を着実に向上させるためには、中長期的な視点からの対策を、官民が一体となり、計画的に進める必要があると考えております。

そのため、競技力向上対策本部を中心に、開催年度までを育成期、充実期、躍進期と区切りまして、各期ごとに掲げた目標の実現に向け、それぞれの時期に必要な、具体的かつ効果的な対策を講じているところでもあります。

大変厳しい道のりではありますが、県はもとより、競技団体や市町村、県民の皆様など、関係者全ての総力を結集した取り組みにより、必ずや天皇杯獲得を実現できるよう、積極的に取り組んでまいります。

**○二見康之議員** 天皇杯を獲得するためには、全競技での競技得点の獲得が必要で、その対策が求められていると思います。

すぐに整備しなければならない取り組みもあれば、既存事業の中でもさらに充実させていかなければならないものもあると考えておりますが、例えば、競技用具等についても、購入後相当年数が経過しているものや、ルール改正によって、現在の規格に合っていない備品、競技人数に対して数量が不足しているものなど多数あると思います。

これらの競技用具等の整備に加え、各競技団体の強化費等についても拡充を図っていく必要があると思いますが、天皇杯獲得に向けた競技力向上対策についてどのように取り組んでいくのか、教育長に伺います。

**○教育長（日隈俊郎君）** 天皇杯獲得を実現するため、現在、競技力向上基本計画に掲げております「選手の発掘・育成・強化」や「指導体制の充実」などの総合的な対策を積極的に推進しております。

そのような中、指定校等への強化支援を初め、指導者育成・養成、競技用具等の整備など、継続的に取り組んでおりますが、そのさらなる充実はもとより、特に「育成期」においては、天皇杯獲得に向けた基盤づくりの対策にも取り組んでいく必要があります。

このため、必要な練習施設の整備や有望社会人アスリート等の確保、未普及競技を中心とした少年競技力の向上や、医科学的分野の支援充実など、新たな事業として、本議会にお願いしているところでもあります。

今後、これらの取り組みを通じて、着実な競技力向上につなげてまいりたいと考えております。

○二見康之議員 宮崎県を挙げて、ぜひ天皇杯獲得に向けて頑張ってくださいように、よろしくお願ひします。

次に、警察行政について伺いますが、まずは警備計画についてです。

ことしは、いよいよ7月24日から東京オリンピック・パラリンピック競技大会が開催される予定となっております。ぜひとも、無事開催できればと願うところでありますが、まずは、それに先立ちまして、4月にはオリンピックに伴う聖火リレーが本県を通過するとともに、夏にはオリンピック・パラリンピック出場国の事前合宿も行われると聞いております。

さらに、オリンピック終了後の10月には、国民文化祭、全国障害者芸術・文化祭が開催されるなど、本年は大規模行事の開催が相次いで予定されております。

過去、海外においては、オリンピックを標的としたテロ事件が発生したり、聖火リレーにおいては、ランナーのトーチを奪おうとした事案やトーチの火を消そうとした事案など、さまざまな妨害行為が発生しています。

このような情勢を見たとき、本県で開催される各種大規模行事でも、テロの危険性や妨害行為等の発生が懸念されるのではないかと考えます。

そこで、このような国家的イベントや重要な県内行事など、大規模行事に対する警察としての対応についてどのように考えているのか、警察本部長に伺います。

○警察本部長（阿部文彦君） 国家的イベント、あるいは重要な県内行事等の安全を確保し、交通規制もあわせて、その円滑な運営に貢献することは、警察の責務であり、県警の総力を挙げて取り組んでいく必要があると考えてい

ます。

そのため、県警におきましては、県内外の関係機関や事業者等とも緊密な連携を図りながら、テロ等不法行為に関する情報の収集分析に努めるとともに、治安の情勢を踏まえた的確な警備計画の策定、警備部隊の訓練、交通対策その他の準備を進めているところであります。

今後とも、これら警備の完遂に向け、県警が一丸となって、各種対策を推進してまいります。

○二見康之議員 次に、高齢者の交通安全対策について伺います。

平成29年3月に、改正道路交通法が施行され、高齢運転者の交通事故抑止対策として、新しい認知機能検査や高齢者講習が導入されました。

また近年、高齢運転者の増加に伴い、高齢運転者による重大交通事故が多発しており、昨年は、4月に東京都池袋で、6月には福岡市で高齢運転者による凄惨な交通事故が発生しました。

このような情勢の中、近年では、高齢運転者が運転免許証を自主的に返納し、その数は増加していると聞いておりますが、昨年と約5年前、どれくらい自主返納の状況が変わっているのか、警察本部長に伺います。

○警察本部長（阿部文彦君） 昨年の県内における免許返納件数につきましては、過去最高の5,110でありました。

5年前の平成26年が1,750でありましたので、3倍近い数にふえております。

○二見康之議員 自主返納数が増加しているということですが、本県では、公共交通網の整備がなかなか厳しい地域がたくさんあります。

生活のために運転免許の自主返納が困難で、運転を継続せざるを得ない高齢運転者も多数おられることと思います。

このような運転免許の自主返納が困難な高齢運転者の事故防止策として、昨年から制限運転という取り組みを自治体とともに推進していると思いますが、この制限運転の取り組みについて、本県の実施状況と今後の方針を、警察本部長に伺います。

**○警察本部長（阿部文彦君）** 「制限運転」につきましては、高齢運転者が、加齢に伴う身体機能の低下による交通事故を避けるため、時間帯や場所等の運転条件をみずからの意思で選択し、運転を自己制限する自主宣言運動であります。

県内におきましては、昨年5月に延岡市が導入し、本年1月末現在、このほか宮崎市、美郷町、日之影町及び五ヶ瀬町の計2市3町におきまして、高齢者クラブあるいは地域単位で実施されているところであります。

県警といたしましては、来年度以降、さらに多くの市町村において実施されるよう、必要な取り組みを進めますとともに、制限運転を宣言された高齢ドライバーの方々に対しましては、参加体験型の交通安全教育、自動車教習所での運転講習会、サポートカーの体験試乗会等の支援を行うことで、安全運転技能の維持・向上を図ってまいります。

**○二見康之議員** よろしく申し上げます。

次に、警察行政のICT化について伺います。

警察におきましては、サイバー犯罪や人身安全関連事案、テロの未然防止などへの対応に加え、激甚化する自然災害への迅速・的確な対応など、新たな治安課題に直面しております。

このような課題がある一方、少子高齢化や人口減少時代における厳しい人材確保や、ワークライフバランスの推進など、時代の要請を踏まえた対応が求められていると思います。

これらの課題への対応策として、警察業務の高度化・効率化の実現に向けたICTの活用、特に先端技術の利用は有効であると考えております。

警察のICT活用に関する取り組みの現状について、警察本部長に伺います。

**○警察本部長（阿部文彦君）** 警察といたしましては、ICTを活用した警察業務の高度化・効率化の実現に向け、例えば、カメラ映像中の特定の人物等をコンピューターで自動的に識別・抽出して捜査に活用するようなシステムの導入につきましては、ICT企業とも連携しながら、技術的な検討・検証を実施しております。

また、県の取り組みであります「みやざきICT活用促進研究会」にも参加し、例えば、犯罪統計資料に係るデータの入力を、現在は職員が手作業で行っているところ、これを機械で自動化するようなRPA（ロボティック・プロセス・オートメーション）の導入について、協働で研究を実施しているところであります。

今後とも、関係機関等と連携を図りながら、ICT活用に向けた検討を推進してまいります。

**○二見康之議員** 次に、人材確保について伺います。

昨今の少子高齢化や民間企業の採用意欲の高まりを受け、公務員の受験者数が減少していると聞いております。犯罪認知件数が減少傾向にあるとはいえ、交通事故やうそ電話詐欺の被害は後を絶たず、本県の治安維持に当たる宮崎県警察においても、よりよい人材の確保は喫緊の

課題だと思われま

まず、本県における警察官採用試験の競争倍率についての推移を、警察本部長に伺います。

○警察本部長(阿部文彦君) 県警の大学卒の男性警察官A採用試験の競争倍率は、平成に入って以降、最も高かったのが平成12年度の約14.5倍で、このときの受験者数は538名、最終合格者は37名でありました。

令和元年度の競争倍率は約2.2倍で、受験者は118名、最終合格者は54名であり、競争倍率は年々減少傾向にあります。

○二見康之議員 続けて、本県の警察官の退職状況並びに辞職理由等について、警察本部長に伺います。

○警察本部長(阿部文彦君) 定年退職者は、例年50名前後で推移しております。また、定年退職者を除く早期退職者数につきましては、20名から30名前後で推移しているところであります。

早期退職者の状況といたしましては、20代までの若手警察官が占める割合が高いことが挙げられ、平成30年度の早期退職者に占める若手警察官の割合は約54.5%となっております。

早期退職者の辞職理由は、「仕事よりプライベートの時間を優先したい」ですとか、「警察官として必要な体力・精神力に自信がない」「ほかの仕事をやってみたい」など、さまざまであります。

○二見康之議員 最後に、よりよい人材を確保するためには、警察においても働き方改革を進めることが重要だと思いますが、県警で取り組んでおられる働き方改革について、警察本部長に伺います。

○警察本部長(阿部文彦君) 県警では、魅力ある職場を目指して、さまざまな取り組みを

行っております。

まず、これまで原則管轄区域内居住であった警察官の居住地規制を見直し、職責に応じて、管轄区域外の自宅から通勤できるよう、規制の緩和を行っております。

さらに、育児や介護で負担を抱えている職員の勤務時間を短縮して負担軽減を図る両立支援制度、男性の育児休業取得促進、休暇取得促進など、職員一人一人が仕事と家庭を充実させ、生き生きと生活できるよう、職場環境の整備に取り組んでおります。

○二見康之議員 最後になりますけれども、今、働き方改革等、人材確保について、いろいろ伺ってきました。やっぱりこれからは、本県内だけではなくて——もちろん人口流出を防ぐための取り組みも必要でしょう——他県から宮崎の魅力を理解してもらって、共感してもらって、本県に来てもらえるような人の流れづくりが必要だと思います。

CMといいますか、いろんなこれからのキーワードは「共感」だというようなことを言われていました。今、SNSで「同じだね」「いいね」とかいろんなものがあると思いますけれども、共感を生むからこそ、人の注目が集まる。

宮崎のよさというのはたくさんあると思いますが、それを他県の方々にも共感してもらえるような仕掛けづくりが必要なんだと思います。

本県の独自の魅力を高めて、それを効果的に発信していくことが、今、本県にとって一番大事なんだと思うんですが、人材確保のためにも、県外に本県の魅力を戦略的に発信していく必要があると思います。

これにつきましては最後なんですけど、知事のお考えをお伺いして終わりたいと思います。

○知事(河野俊嗣君) 人口減少の時代を迎え



まして、大都市圏などから人材確保を図るという観点からも、本県の魅力を戦略的、効率的に発信していくことが、大変重要であると考えております。

これまで県では、温暖な気候や美しい自然、豊かな食、スポーツや伝統文化など、本県の魅力をわかりやすく伝えるということで、本県のキャッチフレーズを「日本のひなた宮崎県」と定めて、官民一体となって積極的にPRしてきてきたところであります。

また、世界農業遺産の認定やユネスコエコパークへの登録、ワールドサーフィンゲームスの開催、アカデミー賞のアフターパーティーにおける3年連続での宮崎牛の採用など、国内外に向けた情報発信にも取り組んできているところであります。

今後、社会のグローバル化、デジタル化の進展に合わせまして、デジタルマーケティングなどの新たな手法も取り入れながら、より効果的、戦略的な情報発信に努めてまいりたいと考えております。

**○二見康之議員** いろんな節目節目があったと思います。そこでいろんなPRもされたと思います。しかし、そこで終わることなく、これでもか、これでもかと、どんどんどんどん次から次に、矢継ぎ早に打っていくという熱意が欲しいなと思うところですので、執行部の皆様も含め、今後の対応をよろしくお願い申し上げます。ありがとうございます。ありがとうございました。(拍手)

**○丸山裕次郎議長** 以上で本日の質問は終わりました。

あすの本会議は、午前10時から、本日に引き続き代表質問であります。

本日はこれで散会いたします。



2月28日（金）



# 令和 2 年 2 月 28 日 ( 金 曜 日 )

午前10時0分開議

## 出席議員 (39名)

|      |           |                               |
|------|-----------|-------------------------------|
| 1 番  | 日 高 利 夫   | ( 東 諸 の 未 来 を 考 え る 会 )       |
| 2 番  | 有 岡 浩 一   | ( 郷 中 の 会 )                   |
| 3 番  | 坂 本 康 郎   | ( 公 明 党 宮 崎 県 議 団 )           |
| 4 番  | 来 住 一 人   | ( 日 本 共 産 党 宮 崎 県 議 会 議 員 団 ) |
| 5 番  | 岩 切 達 哉   | ( 県 民 連 合 宮 崎 )               |
| 6 番  | 武 田 浩 一   | ( 宮 崎 県 議 会 自 由 民 主 党 )       |
| 7 番  | 山 下 寿     | ( 同 )                         |
| 8 番  | 窪 菌 辰 也   | ( 同 )                         |
| 9 番  | 脇 谷 の り こ | ( 同 )                         |
| 10 番 | 佐 藤 雅 洋   | ( 同 )                         |
| 11 番 | 安 田 厚 生   | ( 同 )                         |
| 12 番 | 内 田 理 佐   | ( 同 )                         |
| 13 番 | 丸 山 裕 次 郎 | ( 同 )                         |
| 14 番 | 冏 師 博 規   | ( 無 所 属 の 会 チームひむか )          |
| 15 番 | 重 松 幸 次 郎 | ( 公 明 党 宮 崎 県 議 団 )           |
| 16 番 | 前 屋 敷 恵 美 | ( 日 本 共 産 党 宮 崎 県 議 会 議 員 団 ) |
| 17 番 | 渡 辺 創     | ( 県 民 連 合 宮 崎 )               |
| 18 番 | 高 橋 透     | ( 同 )                         |
| 19 番 | 中 野 一 則   | ( 宮 崎 県 議 会 自 由 民 主 党 )       |
| 20 番 | 横 田 照 夫   | ( 同 )                         |
| 21 番 | 濱 砂 守     | ( 同 )                         |
| 22 番 | 西 村 賢     | ( 同 )                         |
| 23 番 | 外 山 衛     | ( 同 )                         |
| 24 番 | 日 高 博 之   | ( 同 )                         |
| 25 番 | 野 崎 幸 士   | ( 同 )                         |
| 26 番 | 日 高 陽 一   | ( 同 )                         |
| 27 番 | 井 上 紀 代 子 | ( 県 民 の 声 )                   |
| 28 番 | 河 野 哲 也   | ( 公 明 党 宮 崎 県 議 団 )           |
| 29 番 | 田 口 雄 二   | ( 県 民 連 合 宮 崎 )               |
| 30 番 | 満 行 潤 一   | ( 同 )                         |
| 31 番 | 太 田 清 海   | ( 同 )                         |
| 32 番 | 坂 口 博 美   | ( 宮 崎 県 議 会 自 由 民 主 党 )       |
| 33 番 | 二 見 康 之   | ( 同 )                         |
| 34 番 | 蓬 原 正 三   | ( 同 )                         |
| 35 番 | 右 松 隆 央   | ( 同 )                         |
| 36 番 | 星 原 透     | ( 同 )                         |
| 37 番 | 井 本 英 雄   | ( 同 )                         |
| 38 番 | 徳 重 忠 夫   | ( 同 )                         |
| 39 番 | 山 下 博 三   | ( 同 )                         |

## 地方自治法第121条による出席者

|                     |           |
|---------------------|-----------|
| 知 事                 | 河 野 俊 嗣   |
| 副 知 事               | 郡 司 行 敏   |
| 副 知 事               | 鎌 原 宜 文   |
| 総 合 政 策 部 長         | 渡 邊 浩 司   |
| 総 務 部 長             | 武 田 宗 仁   |
| 危 機 管 理 統 括 監       | 藪 田 亨     |
| 福 祉 保 健 部 長         | 渡 辺 善 敬   |
| 環 境 森 林 部 長         | 佐 野 詔 藏   |
| 商 工 観 光 労 働 部 長     | 井 手 義 哉   |
| 農 政 水 産 部 長         | 坊 菌 正 恒   |
| 県 土 整 備 部 長         | 瀬 戸 長 秀 美 |
| 会 計 管 理 者           | 大 西 祐 二   |
| 企 業 局 長             | 冏 師 雄 一   |
| 病 院 局 長             | 桑 山 秀 彦   |
| 総 務 部 参 事 兼 財 政 課 長 | 吉 村 達 也   |
| 教 育 長               | 日 限 俊 郎   |
| 警 察 本 部 長           | 阿 部 文 彦   |
| 代 表 監 査 委 員         | 阿 緒 方 文 彦 |
| 人 事 委 員 会 事 務 局 長   | 吉 村 久 人   |

## 事務局職員出席者

|               |         |
|---------------|---------|
| 事 務 局 長       | 片 寄 元 道 |
| 事 務 局 次 長     | 和 田 括 伸 |
| 議 事 課 長       | 齊 藤 安 彦 |
| 政 策 調 査 課 長   | 日 高 民 子 |
| 議 事 課 長 補 佐   | 鬼 川 真 治 |
| 議 事 担 当 主 幹   | 山 口 修 三 |
| 議 事 課 主 査     | 井 尻 隆 太 |
| 議 事 課 主 任 主 事 | 三 倉 潤 也 |

◎ 代表質問

○丸山裕次郎議長 これより本日の会議を開きます。

本日の日程は、昨日に引き続き代表質問であります。

ただいまから代表質問に入ります。まず、県民連合宮崎、太田清海議員。

○太田清海議員〔登壇〕(拍手) おはようございます。県民連合宮崎を代表して、質問をさせていただきます。太田清海でございます。

新型コロナウイルスの状況が極めて流動的で、刻々状況が変わるため、質問の形も変わらざるを得ません。

まず最初に、このことでお亡くなりになられた方々に、心からお悔やみを申し上げたいと思います。

さて、昨日の夕刻突然、安倍首相が全国小中学校に3月2日から春休みまで休校を要請したとの報道がなされました。このことについてどのように対応されるのか、教育長にお伺いをいたします。

また、このコロナウイルスについての質問は後ほどいたしますが、この感染症をめぐって、人権の問題、人間の心の問題も問うておかなければなりません。そのこと等も踏まえ、まず、人間の心の問題に触れる質問を、冒頭しておきたいと思います。

私はことしの11月で70歳を迎えます。70歳ともなると、自分の過去を振り返って、人生の中で何が一番大事なことだったのか、また何が一番つまらないことだったのか、そんなことを考えることが多くなりました。他人を見てきょうきょうとし、どのように生きていったらいいのかわからなかった高校時代、論語の「己の欲せ

ざる所、人に施すこと勿れ」という言葉に出会ったときに、ああ、人間はこの言葉を基本的に生きていけばいいんだと、膝をたたかんばかりに感動した思い出があります。「其れ恕か」という言葉も同じであります。

さらに二十のころに、孟子の「惻隱の情」という言葉に触れたときにも同じような感動を覚えました。この世の中にはさまざまな人、さまざまな立場の人がいる。そのさまざまな人の心を思いやるのが、何だか一番大切なことなんだと思えました。

そんなさまざまな立場の人を思いやることを教訓とした、こんな話があります。キツネとタヌキとムカデの話であります。

「キツネとタヌキとムカデが3匹で酒飲みをしました。酒がなくなったので、ムカデが酒屋に酒を買いに行くことになりました。

ところが、ムカデは出かけたきり、なかなか酒屋から帰ってきません。

しびれを切らしてキツネとタヌキが玄関に出てみると、ムカデがまだ玄関に座っていたそうです。

むっときて、「おまえはまだ酒屋に行っちょらんかったとか」と聞くと、ムカデは、「そうよ、今靴を履きよっとこじゃが」と言ったそうです。

ムカデは腰を折り曲げ、一足一足丁寧に靴ひもを結んでいたそうです。そして言いました、「残りあと半分じゃ」と」

この世の中にはさまざまな人がいます。さまざまな人の心に立って、さまざまな人の心を思いやるのが大切であると思います。

福祉施設での殺傷事件などを見るにつけ、人間の心がこんなにもつながらないものだろうか、心痛むものがあります。

最近、「非認知能力」という言葉を見聞きするようになりました。私がこの言葉に初めて触れたのは、私が厚生常任委員長をしていた平成30年8月のときです。県幼稚園教職員研修大会で、当時の蓬原議長の祝辞を私が代読させていただきました。その祝辞の中の言葉でした。

その文章を引用しますと、「近年では、忍耐力や自己制御、自尊心といったいわゆる「非認知的能力」を幼児期に身につけることが、成長してからの生活に大きな影響を与えるといった研究結果が示されるなど、子供たちへの心の教育の重要性も再認識されているところです」とありました。私自身は、認知能力、非認知能力を次のように解釈しました。

認知能力とは、例えば富士山の高さは3776.12メートルというふうに、物差しで科学的に客観的にはかり知ることができるけれども、人間の心の痛みは物差しでははかることができない。自分が相手に吐いた言葉が、相手の心をどんなに傷つけているのか、物差しでははかることができない。だから心の痛みを推しはかる、思いやることが非認知能力、心の教育のことかなと思いました。

そこで、知事の政治姿勢の質問の前に、教育長にお伺いいたします。

現在、非認知能力というような教育が、学校教育の中でどのような位置づけで行われているのか、教育長の人生観、人生経験も含めお答えいただけたらと思います。以上。

以下の質問は質問者席にて行います。(拍手)〔降壇〕

○教育長(日隈俊郎君)〔登壇〕 お答えいたします。

昨日の安倍首相の休校に関する発言についてでございます。

安倍首相の発言については、私どもも昨夜初めて確認したところであります。昨夜から、国や他の都道府県の情報収集を行うとともに、首相発言に沿った対応が可能かどうか、取り急ぎ検討作業を進めているところであります。

この本会議の直前までも、知事と副知事、私で協議を行っていたところでございます。

県の方針を決定し次第、本日でできるだけ早く、市町村及び市町村教育委員会に対し、情報提供を行っていきたいと考えております。

次に、非認知能力についてでございます。

この非認知能力につきましては、学習指導要領に明記はされておりませんが、思いやりや忍耐力、創造性や協調性など、子供たちが将来を生きる上で大切な力であると考えております。

私の体験も含めてということでございましたので、少し申し上げますと、先日、私の出身中学校の立志式に出席させていただきました。「未来」というテーマで話をさせていただきました。

在校生に対しましては、人と協力できる、自分で考える、違う価値観を柔軟に受けとめることができる、新しい発想ができる、そういった、いわゆる非認知能力を身につけることの重要性、あるいは自分を大切に、それぞれの個性を伸ばしてほしいなどの話をさせていただいたところでございます。

私自身の経験からも、この非認知能力は、幼児期から身につけていくことが大切でありまして、大人になってからの暮らしや社会活動全般に大きな影響を与えるものと考えております。

そのためには、子供たちにさまざまな体験を積みせたり、大人が子供の心の成長につながるような声かけなどフォローを積極的に行っていくことが、重要ではないかと考えております。

以上であります。〔降壇〕

○太田清海議員 ありがとうございます。

まず、安倍首相の要請であります。これも判断がなかなか難しいことであろうかと思いません。宮崎県でも、混乱のないように落ちついた対応ということをお願いしておきたいと思えますが、宮崎県でも共働き夫婦とか、ひとり親世帯、家庭の実情は御承知のとおりで、予定されていない休業にどう対応したらいいのかという困惑もあろうかと思えます。

これは、本当にセンシティブな問題ではありませんけれども、感染予防法等の趣旨からいくと、いろんな判断は知事もしくは市町村長、そういった権限というのもありまして、これは見方によっては、地方自治の問題も問われているのかなという気もするわけです。今後、適切な判断をやっていただきたいと思えます。この問題については、また後で質問いたします。また、一般質問もありますので、そこにもお任せしたいと思えますが、次に進めさせていただきたいと思えます。

今、教育長にお伺いしましたが、同じような質問でありますけれども、昨今の世相を見て、知事の非認知能力に対する所感、できるならば人生経験も含めてお答えいただければありがたいと思えます。

○知事（河野俊嗣君） 私は、10年前に本県で発生をした口蹄疫、さらには東日本大震災、そういった自然災害等の経験を通して、人と人との結びつきの大切さ、とうとさというものを改めて認識したところであります。そして、安心して暮らせる社会を築くためには、他者や地域社会とのかかわりの中で、他人を気遣う心、きずなを築いていくことが大変重要であると実感したところであります。

しかしながら、経済的に豊かになる一方で、人間関係が希薄になったり、他人への思いやりの欠如、不寛容さが広がっている。我が国においても、それから諸外国においても、そのような大変懸念される動向が広がっているところでもあります。

非認知能力という言葉自体、私自身、十分把握はしていなかったんですが、改めて大事なことであろうかと。特に、幼児期における非認知能力を高めていくことが、これからの人間関係をより豊かにしていく上で大変重要ではないかと考えております。

私は埼玉に住んでいたころ、自分の子供たちを通わせた幼稚園、変わった幼稚園だなというふうに見ておったんですが、幼稚園に行くなりはだしになって、泥まみれになりながら、とにかく体を動かして、自然と触れ合っという教育をしておられました。後で調べてみると、さくらさくらんぼ保育という、斎藤公子さんという保育者が提唱された取り組みらしくて、子供たちの脳の発達を促していく、早期教育で文字等を教えていくのではなしに、自然との触れ合いの中で、他者との触れ合いの中で、しっかりと子供の育ちをサポートしていく、そういう教育にたまたまめぐり合うことができ、大変ありがたく思ったところでもあります。また、その幼稚園でも取り組まれておりました絵本の読み聞かせ、これは非認知能力を高める上で非常に重要ではないかということを感じるところでもあります。

本県は、「よい子どもが育つ都道府県ランキング」全国トップクラスという状況もありましたが、非認知能力を高めるいろんな恵まれた環境があるのではないかと、これをこれからも大切にしていき、より地域や人の豊かなきずなの



中で生き生きと暮らしができる、そのような機運づくりに取り組んでまいりたいと考えております。

**○太田清海議員** ありがとうございます。

私たち、政治にもかかわっておるわけですが、政治というものが役割として人間の心を育てる、生きやすい健全な社会づくりに大きく貢献するものでありたいと思っております。

では次に、地方自治の問題について知事に質問をしたいと思います。

私はさきの11月県議会で、町村議会議長の全国大会で日米地位協定の抜本的見直しという要請を特別決議したということで、知事会でもやったらどうですかというような言い方をしたことがあります。これは私の不勉強で、実は全国知事会でも、平成30年7月27日に米軍基地負担に関する提言ということで、その中で日米地位協定を抜本的に見直しをという提言をされています。

これについては、私もその自分の不明を恥じたいと思えますけれども、知事会でも頑張っておられますよね。ということで、この全国知事会で国に対して提言した、国の専管事項である日米地位協定に関する提言を行ったことに対する知事の所感を、お伺いしたいと思います。

**○知事（河野俊嗣君）** 外交・防衛に関することは、国の責任において適切に対応すべきものでありますが、米軍人等による事件・事故や飛行訓練の騒音被害等が発生している状況を踏まえ、全国知事会におきましては、日米地位協定の抜本的な見直し等について、今御指摘にありましたような提言を取りまとめ、国に対して要請活動等を行ったところであります。

私としましても、日米地位協定につきましては、締結以来一度も改定されておらず、国内法

の適用や自治体の基地立入権がないなど、我が国にとって、依然として課題が残されているものと認識しております。

本県を含め、それぞれの自治体は、地域住民の安全で平穏な生活を確保する重要な役割を担っております。このような住民の生活に直結するような課題につきましては、国に対して地方の声をしっかり伝えていく、これは大変重要なことであろうと考えております。

**○太田清海議員** わかりました。

それで、私は考えるんです。こういった、国の専管事項であっても国に提言を行っているということは、私たち自治体にとって、国の政策がこう変わったらいいいのになというのがいっぱいあるわけです。知事としても、いろいろ思われるところはあると思いますが、国の専管事項であっても、しっかりと地方から国に対して訴えるべきではないか、意見を述べるべきではないかと考えていますが、知事の見解を伺いたいと思えます。

特に私は、税制の形とか、よく言ってきましたが、派遣労働制の問題とか、ああいったのはいかんよなという思いがあって言わせてもらっていたわけですが、知事の見解を伺いたいと思えます。

**○知事（河野俊嗣君）** 人口減少が加速しまして、地方がさまざまな現場の課題に直面をしている。そういう中で、中央にいてはわかりにくい、そういった地方の現場の実情につきまして、地方みずからが声を届けていく必要があると考えております。

このようなことから、「みやぎきの提案・要望」では、私が直接国に出向きまして、予算確保の要望にとどまらず、例えば、社会減対策や人材の育成・確保に向けて、地方創生推進交付

金の対象地域の拡充や要件の緩和など、制度そのものの改善を含めた提案・要望を行っているところであります。

また、新たな過疎対策法の制定や、ゴルフ場利用税の現行制度の堅持につきまして、地方創生を持続的に推進する観点から、全国知事会を通じて、国に提案・要望も行っているところであります。

今後とも、本県を初めとする地方が抱える課題の解決に向けて、国に対しても、しっかりと地方の意見を述べてまいりたいと考えております。

**○太田清海議員** 知事という立場は、県民の父でもありますし、県民いろんな考えの方がいますから、それをどう代表していくかというのは本当に悩ましいことだろうと思います。

そういうことも考えながらも、次の質問に移りますけど、経済政策についてであります。

よくこの議会でも議論になったことがありますが、どう人口増加を図っていくかというところで、都市間でお互いの人口を奪い合っても意味がないんじゃないか、東京から、いわゆる一極集中したところからいただくことはいいけれども、隣同士で取り合ってもいかんんじゃないか、やっぱり一番いいのは出生率を上げることじゃないかという議論もありました。

その辺を根底において質問してみたいと思うんですが、国内総生産（GDP）の公式として、 $C + I + G + (EX - IM)$  という公式があります。恥ずかしい思いで説明しますが、Cはコンサンプションとか言っているんですが、民間消費というC、それから民間投資のインベストメントというところからくるI、ガバメント何とかというのが政府支出のGですよね。あとEX引くIMというのは輸出引く輸入という

ことですよね。これをずっと眺めていますと、輸出が多ければ、確かに国内のGDPは上がるんですよね。でも、これを冷静に見てみると、相手国についてはマイナスなんですよね。輸出が多ければ相手は輸入が多くなるわけで。この辺は、考えてみれば、先ほど言ったように人口を奪い合うというような感じのところがあるような気がして、ゼロサムだなという感じがするわけですね。もちろん宮崎県も一生懸命、輸出に農業とかいろんな問題を活性化させようと頑張っておりますから、それは私も評価をしております。ただ、C + I、このところでGDPの7割を占めると言われています。Cは6割と言われていて、民間消費は。そう考えてくると、GDPを上げるためには、やっぱり7割近くあるこのあたり、もしくは、Gも含めて県内が活性化すれば、その分税金も上がるわけですから、その税金でGがふえるという意味では、力を入れていくのはC + Iというところあたりも見ておかないかんのじゃないかなということをつくづく感じるわけです。

輸出輸入の問題は、どうしても南北問題とかそういった問題が出てきますので、政府開発援助とかそういうところで調整するところが出てくるのかなと思いますが、このGDPの公式を見ると、CとIを高めることが重要だというふうには感じられるんですが、知事はどのように考えるのかお伺いしたいと思います。

**○知事（河野俊嗣君）** 議員御指摘のとおり、GDP（国内総生産）のうち、民間における消費と投資、いわゆる民間需要であります。これは全体の約7割を占めておりまして、この部分を高めることが、国内の経済成長を図る上で大変重要であります。

一方で、国際的な役割分担のもとに行われる

生産活動や、海外生産を行う企業の増加など、国境を越えた経済活動も活発化する中で、農産物や工業製品等につきまして、海外へ販路拡大などを行う企業等もふえておりまして、そのような取り組みもまた重要であると考えております。

このような中で、本県におきましては、国の貿易収支に当たる県際収支が赤字でありますことから、県外から外貨を稼ぐ産業の育成とともに、地域内でしっかり経済を循環させる仕組みづくりに注力することで、県内総生産を高めてまいりたいと考えております。

**○太田清海議員** 経済循環システムというのを宮崎県も取り入れてされているということは、十分承知しております。ぜひ、この公式を見ながら、対応すべきところは対応していただきたいなと思っております。

それから次に、企業の内部留保の問題ですが、これは、先ほどの公式のIの民間投資にできるだけ使ったほうがいいんじゃないかとか、もしくは内部留保がいっぱいたまっておるならば税金でいただいて、それをもっと消費活動に使ったほうがいいんじゃないかとか、そういった意見があるかと思うんですね。

課税で内部留保、今は500兆円近くになっていますよね。正式に言うと463兆円というのが最近の内部留保の額だそうですけども、国家予算が大体100兆円ですから、5倍の内部留保を企業が持つておる。これをもう少し活用すべきじゃないか。2000年、20年ぐらい前は大体200兆円足らずですね。だから、かなりたまっておるわけです。

安倍総理もこの辺の内部留保を、もう少し賃金を上げるように働きかけたらいんじゃないかとか、そういう動きもあったようですけど

も、この企業の内部留保に課税すれば経済の活性化が図られると考えますが、知事の所感を伺いたいと思います。

**○知事(河野俊嗣君)** 企業の内部留保は年々増加しているところでありまして、企業の収益がもっと給与等の引き上げや設備投資等に活用されれば、経済の活性化につながるものと考えております。

こうした観点から、今般の税制改正においても、企業に対し、積極的な賃上げや投資を促すための措置が講じられることになったところがあります。

企業の内部留保に対する課税という考え方がありますが、二重課税になるのではないかという意見もありますことから、今後とも、国において経済成長に資する税制につきまして、公平性など税の原則を踏まえた検討がなされるものと考えております。

**○太田清海議員** 二重課税という問題もあるかもしれませんが、このようにたまることについての問題もあるんじゃないかなと思います。

次に、教育長にお伺いしたいと思います。

私はこれまで、超過累進課税とかビルトインスタビライザー機能、もう少し資本主義が健全に発展するためには、こういったのをきちんと働かせないかんのじゃないかということを常々言ってきた、いろんな人と話すと、意外とこの辺が議論が進まないというか、そんな気がしてあれと思って、高校の授業でどのように教えられているのかなと感じたところがあります。

これについて、高校の授業でどのようにこういった制度等が教えられているのかをお伺いしたいと思います。

**○教育長(日隈俊郎君)** お話にありました、累進課税制度やビルトインスタビライザーにつ

いては、政府が公共目的のために財政活動を行う機能でございまして、所得の再分配や経済の安定化を図る働きがあるということで、このような内容については、高等学校においては、全員が履修します公民科の「現代の経済社会と経済活動の在り方」や「現代経済の仕組みと特質」という単元において、学習しているところでもあります。

**○太田清海議員** 高校の公民の授業できちっと習うということでもありますよね。だから、国民全体も知っておいてもらわないかんという感じがするわけですが、私も高校の現代の教科書を見せてもらいましたけど、本当に図解入りできちっと書いてありますよね、自動安定化装置とかですね。学習指導要領にもこういった再分配の機能があるんだということ等をきちっと書いてあります。理論的にはこれがあるんだけど、現実の世界にどうもうまく適用されていない、何か逆の方向に動いているんじゃないかなという思いが、どうも私はいたします。ぜひ、こういった議論もしていきたいなと思っております。

次に、知事にお伺いいたします。人口減少対策についてであります。

マスコミを見ると、例えば、非正規増、結婚に諦めとか、非正規がふえて若者がもう結婚できない、結婚しても、相手をもらっても、この娘を幸せにできるだろうとか、逆のパターンもあるかもしれませんが、私が調べているマスコミ論調を見ると、非正規とかいう言葉で少子化が早まっているという論調をよく見ます。私は、少子化の原因はこういった働くことの形にあるんじゃないかと思うんです。私は、県の計画の中にも、ある程度こういった分析を表現しないといけないんじゃないかなと思うわけです

けれども、知事の所感を伺いたいと思います。

**○知事（河野俊嗣君）** 非正規雇用や派遣労働につきましては、正規雇用に比べて、一般的には賃金水準が低く、雇用も不安定であるなど、待遇面で大きな差がありまして、就業構造基本調査等によりますと、特に男性では、正規雇用よりも非正規雇用等の未婚率が高くなっております。

また、県が実施したアンケート調査によりますと、出生率が低下している原因として、半数以上の方が、子育てや教育にお金がかかり過ぎることを挙げている点を踏まえると、議員御指摘のような状況が、結婚や出産に関係しているとも考えられるところでもあります。

私としては、不本意な非正規・派遣労働が固定化することは望ましくないと考えておりまして、県総合計画におきましても、県内での魅力的な産業の育成や処遇改善等によりまして、良質な雇用の場の創出を図ることとしております。引き続き、さまざまな分析・研究を行いながら、結婚や出産の希望がかなう環境づくりを進めてまいりたいと考えております。

**○太田清海議員** 冒頭、「国の専管事項であっても」という言葉を私使いましたが、ある程度分析をするわけですから、表現としてどこに問題があるかとするなら、その表現はあってもいいんじゃないかという気がするわけですね。

県の「未来みやざき創造プラン」というのを見せていただきました。これは概要版ですけども、これを読んでみると、本当に県の職員の方々も一生懸命頑張っているんだなという思いはするわけです。特に私がああと思ったのは、スポーツランドみやざきの魅力向上、県民の生涯スポーツの振興とか、こういったところでも頑張っているねという。そして今度は、人口問

題のところでも、希望を持って、結婚、出産、子育てができる社会環境の構築という言葉もあります。こういったところに思いがあるのかなとは思いますが、分析に迫っていくことを県民に示していくことも必要じゃないかなと思ひまして、この質問をさせていただきました。

知事の政治姿勢ということでは最後になるかと思いますが、合併の問題であります。前回私、数値を言いましたけれども、延岡で人口の変動を、合併を含む前後を調べてみたら、大まかに言いますと2005年に、旧延岡市の人口は12万1,000人程度、ところがその14年後、2019年には旧延岡でも11万2,000人、9,000人近く減っているということ。北方、北川、北浦では、4,000人程度あった人口が3,000人台に落ちて、ほぼ1,000名ずつ減っています。パーセントでいうと、旧延岡は8%、北方、北川、北浦は21%~24%の減というようなことで、減り方の数値が違うわけですね。

私はもともと、合併しないほうがいいんじゃないかという論調では主張してきましたけれども、結果として見ると、やっぱり、合併で果たしてよかったのかという疑問が湧くわけですね。

そこで、これまでの市町村の合併について、県としてどのように考えているのか、お伺いしたいと思います。

**○知事（河野俊嗣君）** 市町村合併につきましては、人口減少や少子高齢化が進行する中で、行政サービスを充実させ、安定的に提供できる行財政基盤を確立することが一つの目的であったと考えております。

合併によりまして、道路や下水道などの社会基盤の整備や、危機管理や地域医療対策といった専門組織の充実、さらには行財政運営の効率

化などが進められている一方で、「職員と地域住民とのつながりが弱くなった」とか、「周辺部の活力が失われた」といった、さまざまな意見があるということも承知をしております。

県としましても、今後、人口減少がさらに加速する中、これからの地域行政を進めるに当たりましては、こうした住民の声にしっかりと耳を傾けつつ、地域の活力が将来にわたって維持できるよう、市町村とも連携を図りながら、必要な支援を行ってまいりたいと考えております。

**○太田清海議員** この合併というのも過去のことでですから、やむを得ませんが、私は政策というのは間違っただけ——この政策が間違っただけではないが——方向に政策を取り入れていくというのはいかがかなという思いがあります。

それでは、テーマを変えまして、会計年度任用職員制度についてお伺いしたいと思います。これは総務部長にお願いいたします。

簡単に言うと、今度の会計年度任用職員、4月1日からということですが、私たちが最初に考えていたのは、いい制度だねということで、特に、賃金が上がって賞与も出されるんだよ、場合によっては退職金も出すことのできる制度だよというふうに聞いておったわけです。大分違って来たのではないかと思います。

そこで、まず最初に聞きたいのは、この会計年度任用職員の募集状況について、現在、募集人員に対して何人応募しているのかということをお伺いしたいと思います。

**○総務部長（武田宗仁君）** 令和2年度の会計年度任用職員の募集につきましては、昨年の12月20日から、県のホームページへの掲載等によりまして、随時募集を行っているところであります。

知事部局の募集状況につきましては、2月20日現在までに、271職種、1,064名の募集を行い、応募者の総数は、併願を含め2,050名となっております。

なお、応募状況を職種ごとに見ますと、応募期限までに募集人数に達していないものが13職種20人ありましたが、これらの職種につきましても、募集期間を延長するなど、引き続き募集に取り組んでおりますので、必要な人員は確保できる見込みでございます。

**○太田清海議員** 職種によっては、勤務時間を短縮してパートという扱いで、財政上の制約を理由とした勤務時間の短縮をされておるのではないかと。これは、総務省の通知に反しているのではないかと思うわけです。というのは、昨年11月12日の参議院総務委員会のやりとりでありますけど、その中で大村公務員部長という方が、こう答えています。会計年度任用職員について、「財政上の制約のみを理由として、新たに期末手当を支給する一方で給料や報酬を削減することは適切ではないと考えている」ということです。給料とかそういうところを下げてもボーナスをあげるから、というのは適切ではないと、はっきり言っておるわけです。

高市総務大臣も、この自治体で必要となる経費について、「地方財政計画にしっかりと計上して適切に財源を確保してまいりたい」とも言われています。

そう考えると、自治体では予算を考えないかんとというのは当然であると思いますが、国会ではこのような議論がされながら、宮崎県の実態を見ると、財政上の制約を理由として、勤務時間を短縮しているんじゃないか、いわゆるパートにしているのではないかと思うわけですが、総務部長の見解を伺いたいと思います。

**○総務部長（武田宗仁君）** 会計年度任用職員制度への移行に当たりましては、現在の臨時・非常勤の職について、職務の内容や業務量、勤務形態を検証し、任用根拠を明確にした上で、職の設置や勤務条件の設定を行ったところであります。

このうち、臨時的任用職員から会計年度任用職員への移行に当たりましては、総務省からの通知を踏まえまして、現在行っている業務を整理した上で、あくまでも、その職務の内容や業務量を考慮し、パートタイム勤務が適当であると判断したものであります。

**○太田清海議員** これは後で言いましょう。

次の質問をしておきますが、会計年度任用職員の設置に当たって、退職金が支給されるフルタイムの職を設置すべきではないかと思いますが、総務部長いかがでしょうか。

**○総務部長（武田宗仁君）** 会計年度任用の職の設置に当たりましては、毎年度、必要性を吟味することとされておりまして、先ほど申し上げましたとおり、制度導入の初年度は、業務量等を考慮して、パートタイムでの任用としたところであります。

今後の任用に際しましては、その職の勤務条件を設定する中で、それぞれの職場の実態やニーズを踏まえて、職の内容や業務量等を十分考慮し、フルタイムにするかどうかにつきましては、その都度判断してまいりたいと考えております。

**○太田清海議員** 労働基準法の第24条で「賃金の原則」というのがありますが、これでは「賃金は、通貨で、直接労働者に、その全額を支払わなければならない。」となっています。これは今まで、例えば9,000円で働いていた人が、今度の制度を導入してパートに時間を短縮された

ことで7,000円になったとすれば、賃金のダウンなんです。でも、それはボーナスを出すからいいじゃないですかという言い方は、給料の分割払い、いわゆる労働基準法で直接その全額を払わなければならないとなっているのに、後で払うからいいじゃないですかというふうに見えるわけです。だから私は、こういうパートにしていく形というのは、はっきり言うと好ましくないということですが、いろいろ考えると、余り好ましくない、むしろフルタイムにしてあげて、できるだけ国会で議論されたごとく、保障していくというのが大事じゃないかなと思います。

特にこの人たちは、これまでもいっぱい言っていますけれども、2月、3月というのはもうはらはらものなんです。次、私は採用されるかどうかというのが、もうはらはらなんですよ。そういうことを私たちは考えてあげないかなのじゃないかなと思うんですね。一生懸命働いていればいいんですよ、ずっと採用なんですよというようなイメージが、私は必要ではないかと思えます。

こういう制度で宮崎県はスタートするということでありますが、職場の混乱がないように、そしてまた、検証と見直しをできるだけ早目早目にやっていく。そして、本当に職場が混乱しないかどうか。いわゆる時間短縮で、出勤時間が正職員と違うわけですよね。その辺の混乱がないかどうかということは、ぜひ早目早目に、いろんな検証をしていただきたいと思います。

この会計年度任用職員の法的な位置づけはどのようなものか、お尋ねしたいと思います。

**○総務部長（武田宗仁君）** 会計年度任用職員は、地方公務員法等の一部改正によりまして、一会計年度の範囲内で任命される一般職の非常

勤職員として新たに設けられたものであり、競争試験または選考によって採用することとなっております。

また、服務に関しましては、一般の職員と同様に、信用失墜行為の禁止や守秘義務、職務専念義務等の規定が適用されるものであります。

**○太田清海議員** そのように、守秘義務とかいろんなものが課せられているわけですよね。公務員とほぼ一緒というふうに見ていいと思うんです。そういう人たちと協働して仕事していくわけですよね。会計年度任用職員の人たちが、この職場はこのように改善すればいいじゃないかという思いがあっても、私は単年度だからという思いであれば、提言もできない。私は、普通に一生懸命勤務しておられたら、その方が永続的に勤務することができるというような雰囲気がないといけないのではないかなと思います。

このあたりの気持ちの問題は、ぜひ執行部にあっても考えておいていただきたいと思います。

次に、改正給特法についてお伺いをしたいと思います。

改正給特法というと、ちょっと簡単に言い過ぎですが、正式には、「公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法」となっています。宮崎県でもそのようにスケジュールをもって条例改正をしていくわけですが、今後の条例改正も含めたスケジュールについて、これは教育長にお伺いしたいと思います。

**○教育長（日隈俊郎君）** 今般の給特法の改正点でございますけれども、学校における働き方改革を総合的に進めるということを目的に、1つは、国が定めた勤務時間上限ガイドライン

を、法的根拠のある上限指針に格上げすること、2つ目は、長期休業中の休日のまとめ取りの推進のため、変形労働時間制を選択的に導入できるようにすること、この2点であります。

県教育委員会では、国の動き、また要請を踏まえまして、1点目の上限指針への対応について、教職員の業務量の適切な管理を実施するため、本議会に給特条例の改正案を提案しているところであります。

また、2点目の変形労働時間制の導入につきましては、今後、本県の学校の実態を踏まえ、市町村教育委員会等とも十分に協議しながら、検討してまいりたいと考えております。

**○太田清海議員** それでは、本県の教職員の勤務実態がどういうふうになっているのか、いわゆる残業とか、そういったテーマなんです、いかがでしょうか。

**○教育長（日隈俊郎君）** 平成30年10月に抽出により実施しました教職員勤務実態調査によりますと、国が上限として示しました時間外業務時間が、月当たり45時間を超えている教諭等の割合は、小学校と特別支援学校で約3割、中学校と高等学校では約6割という状況であります。

**○太田清海議員** 先生方の勤務をきっちり捉えよう、管理しようということですが、例えば持ち帰り残業とか、いろんな保護者との対応とか無形のものが本当にいっぱいあると私は思います。後でまた議論しますが、国が示した在校時間の上限について、教育長の考え方をお伺いしたいと思います。国会審議の中では月45時間、年360時間を上限とするというような考え方ですけども、教育長の考え方をお伺いいたします。

**○教育長（日隈俊郎君）** 今回国が示した時間

外在校等時間につきましては、あくまでも上限ということをございまして、1カ月の上限である45時間まで業務を行うことを推奨するという趣旨ではありません。可能な限り、県教育委員会及び学校においても、積極的に縮減に努めていくことが重要であると考えております。

今後とも引き続き、業務の改善や勤務時間の適切な管理等を通して、在校等時間の縮減を図りながら、児童生徒一人一人に行き届いた手厚い教育を行うことができるよう、教員が能力を發揮できる環境づくりを目指してまいりたいと考えております。

**○太田清海議員** わかりました。できるだけ縮減を図っていくという言葉がありました。これは、労働基準法第1条の2項にその精神がうたってありますけれども、基準法では、「この法律で定める労働条件の基準は最低のものであるから、労働関係の当事者は、この基準を理由として労働条件を低下させてはならないこととはもとより、その向上を図るよう努めなければならない」という規定があるわけですが、この逆バージョンですよ。残業をここまでしてもいいということじゃなくて、できるだけ下げていこうと、実態はそういうことだろうと考えております。

私は、この次の質問はなかなか質問の言葉をまとめにくいなと思ったんですが、教員の仕事の中には、時間管理になじまない性質のものがあると思われるわけですが、教育長の考え方をお伺いしたいと思います。

**○教育長（日隈俊郎君）** 議員御指摘のとおり、教員は、教育に対する強い使命感や子供への深い愛情のもと、学校内外で学習指導、生徒指導などの業務を行っておりまして、業務としての把握が難しい内容も数多く含まれていると



感じております。

一方で、学校教育に対しては、社会からの多くの要請がありまして、その対応等などから、業務範囲が拡大している中、教員の健康への影響が懸念されるなど、長時間業務は大きな課題となっております。

県教育委員会といたしましては、教員の時間外業務時間の縮減に向け、さまざまな取り組みが必要であると考えておりますが、今回、国から上限等も示されましたので、そのことも踏まえ、働き方改革にしっかりと取り組んでまいりたいと考えております。

**○太田清海議員** わかりました。

子供同士のトラブルとかいじめの問題、保護者対応など本当に多岐にわたることを、直接教育とは離れたところでやらざるを得ないような職務もあるなと思います。だから、タイムカードとかそういったものになじむかどうか、持ち帰って仕事をしなきゃならんとかいうこともあって、なかなかこの辺の質問の表現は難しかったなとは思っているんです。

ここで、私の体験も一つ話してみたいと思うんですけど、実は私の父は先生をしておりました。私は7人兄弟の末っ子で、父が40歳を過ぎたころに生まれております。その父が、私が20歳のころ病気で倒れて、その後亡くなりましたので、私は父と話す機会というのは、物心がつく5歳ぐらいからすると、実質15年間しかありませんでした。

その間に父から、将来おまえも先生になれとか、教師像とか教育論とかいうのを、実は聞いたことがありません。それで、亡くなった後に私の母から聞いたことでありますが、父は「教育という仕事は、子供の魂を扱う仕事だから、大変難しい仕事だ」と、よく言っていたそうで

す。

教育は子供の魂を扱う仕事、私に先生になれとは言わなかったけれども、この魂を扱うということがいかに難しいかということを知っていたから、私に先生になれとか言わなかったのかなと思ったりもするんです。

私が52歳になって県会議員に立候補をすることになったんですが、そのときにいろんな人に会いました。その中で、北郷村の宇納間の中学校で、私の父の教え子と名乗る人に会いました。その人が言うには、「あなたのお父さんには感謝しています。私は体が小さかったため、みんなからいじめられていました。あなたのお父さんは、転校してきたばかりの北郷中学校の校長先生でしたが、私がいじめられているのを見るなり、その中に飛び込んできて、かんかんに怒って、いじめている同級生を、「こんげなこつしよったら承知せんぞ」と言って私を守ってくれました。

私は絵を描くのが得意でした。美術の時間、風景画を描いていると、あなたのお父さんがいつのまにか私の後ろに立っていて、「君は絵がうまいね」と言ってくれました。そして、絵の描き方も教えてくれました。数日たって、あなたのお父さんは、私に新品の絵の具をそっと渡してくれました。私は中学3年で卒業し、集団就職しましたが、あなたのお父さんのことは、その御恩は決して忘れませんし、心から感謝しています」とのことでした。

教育は子供の魂を扱う仕事。無形の形のない仕事。はかり知れない仕事。そんなふうに思います。

会計年度任用職員もそうですけれども、学校現場のそういった改革は、働き方改革ということで出されてきていると思います。私は、もち

ろん管理というのは大事なことでありますけれども、やっぱり正職員をふやすという視点がないと、どうも改革がいびつになってしまう、かゆいところに手が届いていない感じになってしまうんじゃないかなと思います。ぜひ、正職員をふやしながら、その無形の仕事を一生懸命やってもらい、そういう形にしていきたいなと思います。

あとは一般質問等での質問もありますので、そこにお任せしたいと思います。

次に、テーマを変えまして、介護職員等特定処遇改善加算制度について、福祉保健部長にお伺いいたします。

これは私が11月議会で質問しましたが、私はとてもいい制度だと思っています。特徴的には、ベテランの介護職員には8万円あげますよ、でも8万円あげるけれども、それはその職場で、使い方によってはそれを原資にして、2人おれば16万円を、そこで働いている調理師さんにも一つの比率をもって渡すことができるという意味では、できるだけみんなの賃金が上がるよねという思想に近いなと思って、非常に関心をいたしました。

しかも、この制度というのは、労働環境を改善したところにはやりますよというような条件もいっぱいついておって、正職員化を図ったんだったら、それに対しても評価をして出されるような制度でもあるというふうに感じました。

この制度は、昨年10月から始まったわけですが、導入状況についてお伺いしたいと思います。

**○福祉保健部長（渡辺善敬君）** 介護職員等特定処遇改善加算制度を活用できる本県の対象事業所数でございますが、令和2年2月現在で2,114事業所あり、このうち849事業所、率に

しまして40.2%が当該加算を取得しております。

県では、制度周知と取得促進のため、県内3ブロックでの説明会に加えまして、各地での個別相談会も開催をしております。さらに、社会保険労務士が対象事業所に出向いて直接助言を行うなど、当該加算の取得促進に取り組んでいるところであります。

**○太田清海議員** わかりました。これが一步の改革だろうと思いますし、ぜひ深まっていくような制度にしていきたいと思います。特に、労働環境を変えていくところには手厚くというような感じもいたしますし、いいことだと思っております。

ただ、様式をいただいて見てみますと、こういう文言が書いてありました。それは、事務的な書類の提出に当たってのことでしょうけど、この制度を適用されるに当たって、「虚偽の記載や、介護職員等処遇改善加算の請求に関して不正を行った場合には、支払われた介護給付費の返還を求められることや介護事業所の指定が取り消される場合があるので留意すること」ということで、きちっと書いてありますね。

私は、福祉関係の仕事をされていて、思いを持って一生懸命される方がいっぱいあると思います。ただ、時々変なことをする事業所もあつたりするわけで、それをできるだけなくしたいなと思います。

こういった不正を防止するということは大変重要なことでありますが、県としてはどう取り組んでいるのか、お伺いしたいと思います。

**○福祉保健部長（渡辺善敬君）** 介護職員等の給与などの処遇を改善するためには、介護職員等特定処遇改善加算制度が適正に運用されることが大変重要であると認識しております。

このため県では、制度開始前の昨年6月に、説明会で適正運用について周知したほか、ことし1月の集団指導におきましても、改めて周知徹底を図ったところです。

また、事業者が虚偽の記載や加算の請求に関して不正を行った場合につきましては、報酬返還や指定取り消し等があり得ることから、今後提出される実績報告書により、給与の支払い状況等をチェックするとともに、実地指導においても確認することとしております。

今後とも、当該制度の適正な運用及び不正の防止に向け、介護事業所へ指導・助言を徹底してまいりたいと考えております。

**○太田清海議員** いろいろ福祉施設での不祥事があったりすることは、非常に悲しいことでもあります。子供の健全育成とか、福祉関係で、おじいちゃん、おばあちゃんを大切にしようという思いの中で、何か不正があると本当に心が痛むものがあります。頑張っていたきたいと思えます。

次に、新型コロナウイルスへの対応と影響について、同じく福祉保健部長にお聞きしたいと思います。

これは、昨日の自民党会派の皆さんの代表質問でも明らかにされましたけれども、先ほど言いましたように、質問の通告から刻々と状況が変化しております。

まず最初に、新型コロナウイルスの感染症を疑う症状が出た場合、どのように対応すればよいかお伺いしたいと思います。

**○福祉保健部長（渡辺善敬君）** 新型コロナウイルスの感染が疑われる場合につきましては、どこの医療機関を受診すべきかわからないという県民の方々の不安を軽減し、対応できる医療機関に確実におつながりするため、県では、2月

5日から県内保健所ごとに「帰国者・接触者相談センター」を設置し、さらに2月21日から24時間の相談体制を整えております。

感染症の蔓延をできる限り防止する観点からも、37.5度以上の発熱が4日以上続いている場合や、強い倦怠感や呼吸困難がある場合など、感染の不安がある方については、まずはセンターに御相談いただくよう、広く周知しております。

**○太田清海議員** 2月25日に政府の基本方針というのでも示されましたので、その中で大体イメージはわかってきますが、一般病院との関係がどうなのかなというのがこの当時あったものですから、聞かせていただきました。

2つ目は、新型コロナウイルス感染症の患者を受け入れる県内の感染症指定医療機関の病床数について、お伺いしたいと思います。

**○福祉保健部長（渡辺善敬君）** 新型コロナウイルス感染症の患者につきましては、二次医療圏ごとに1カ所ずつ指定した第二種感染症指定医療機関に入院し治療が受けられる体制を整備しております。県内には7カ所の指定医療機関がありまして、病床の総数は30床となっておりますが、さらなる入院病床確保に向けて、医療機関と協議を行っているところです。

万一、県内で感染者が増加した場合においても、対象となる方が確実に適切な治療が受けられるように、国が示した基本方針に沿って、医療提供体制の確保に向けて、関係機関と連携を図ってまいります。

**○太田清海議員** こういった指定医療機関が30床あるということではありますが、発生した場合にはそれ以上の方が出ることもある。それに対しては、一般の病院でも可能である体制をつくっておることが、きょうの新聞でも報

道されていましたが、ひとつ、その体制をきちっとつくっていただきたいと思っています。

それから、総合政策部長にお伺いいたします。新型コロナウイルスへの対応と影響についてであります。感染した方やその家族の人権が守られるべきだと思いますが、いろいろ出ております。これは、人権同和対策課を所管しておりますので、人権という立場から、県の考えをお伺いしたいと思います。

**○総合政策部長（渡邊浩司君）** 新型コロナウイルスへの感染が国内でも相次いで確認される中、感染された方やその御家族などに対する誤った情報に基づく不当な差別やいじめ等の人権侵害は、あってはならないと考えております。

このため、県民の皆様に対して、正しい情報に基づき、人権意識を持って冷静に行動していただきますよう、県ではホームページ等を通じて、現在、周知や広報を行っているところであります。

今後とも、市町村や関係機関などと連携を図りながら、人権意識の高揚に努めてまいりたいと考えております。

**○太田清海議員** 人権という、いろいろ難しい問題が出てくる可能性があるものですから、そういうメッセージをきちんと述べていただきたいと思っています。

それから次に、環境森林部長にお伺いいたします。

きのうの自民党会派の代表質問でも、商工関係の影響について聞かれましたが、コロナウイルスによる県産材輸出への影響というものがどういうものであるのか、お聞きしたいと思います。

**○環境森林部長（佐野詔藏君）** 平成30年度の県産材輸出額は約42億6,000万円で、最大の輸出先は中国となっております。その輸出額は、全体の7割を占める約30億1,000万円と推計しております。

今回の新型コロナウイルスの影響について、木材輸出に取り組む企業等に聞き取りを行いましたところ、中国国内の移動制限や経済活動の停滞により、主な輸出先である上海近郊の港が木材で満杯状態となっていることなどから、既に木材出荷の延期要請がなされるなど、影響が広がっていると伺っております。

また、その他の主な輸出先であります台湾や韓国においては、影響は出ていないとありますが、中国におけるこのような事態が長引けば、県内の木材価格の下落なども懸念されますので、引き続き状況を注視してまいりたいと考えております。

**○太田清海議員** 同じく農政水産部長に、このウイルスによる農畜水産物の中国輸出への影響についてお伺いしたいと思います。

**○農政水産部長（坊菌正恒君）** 農畜水産物の中国輸出への影響につきましては、県内の事業者に聞き取りを行いましたところ、中国本土へは、農畜産物は、検疫等の障壁により輸出の実績はございませんが、水産物では、取引がとまっている状況であるものの、取引量が少ないため、経営への影響は限定的であるというふうに伺っております。

また、主要な輸出先である香港におきましては、畜産物では取引の停止は確認されておませんが、農産物や水産物の一部では、今月から出荷がとまっていると伺っております。

その要因としまして、新型コロナウイルスの影響に加えまして、昨年6月以降本格化してお

ります抗議活動の影響など、複合的なものではないかと伺っております。

県としましては、引き続き、状況を注視するとともに、国や関係団体・企業への情報収集に努めてまいりたいと考えております。

**○太田清海議員** わかりました。厳しい中ではありますが、頑張っていたきたいと思っております。

次に、福祉保健部長に再度お伺いいたします。重度障害者（児）医療費公費負担制度についてであります。

これは、8月から現物給付となったということですが、ぱっと見たときに、普通、県が新規事業を起こす場合は4月1日からというのがイメージとしてあって、あれ、何で8月かなという意見もありましたので、その理由をお伺いしておきたいと思っております。

**○福祉保健部長（渡辺善敬君）** 重度障害者（児）医療費公費負担制度の外来の現物給付化につきましては、予算の成立や市町村条例の改正を経て、利用者や医療機関等への周知、受給者証の発行など、相当な準備が必要である中、重い障がいのある方の願いにできる限り早く応えられるよう、市町村と一体となってさまざまな検討を重ねてきたところです。

その結果、現物給付化に対応する新しい受給者証の発行を、例年の更新月の8月に間に合わせる事ができれば、市町村の事務手続はもとより、利用者や医療機関にも大きなメリットがあるため、8月実施を目途に、県と市町村の役割分担や業務を整理し、年度初めから集中的・効率的に、前倒しで対応していくこととした次第です。

**○太田清海議員** わかりました。8月がもう本当に最短の取り組みであったということとし

て、理解いたします。この制度については、関係された市町村の皆さんとか、県の皆さんも大変御苦労されたことだと思います。このことによって、障がい者の方々が受給を控える、これでまた体の調子がおかしくなるとかいうようなことがなくなって、重症化を防ぐという意味でもよかったと思えますし、そういう貢献をするものじゃないかなと思います。頑張っていたいてありがとうございます。

次に、テーマを変えまして、教育長に、自転車保険制度についてお伺いしたいと思います。

公立小中学校及び県立高等学校の学生の自転車保険への加入促進に、どのように取り組んでいるのかということをお伺いいたします。

**○教育長（日隈俊郎君）** 自転車保険の加入につきましては、自転車を利用する機会の多い県立高校生の大部分は、県のPTA連合会が案内する保険に加入しております。自転車利用の少ない小中学生につきましては、本保険への加入は低い状況となっておりますけれども、各家庭の保護者が加入されております自動車保険の附帯特約契約等によって、実質、自転車保険へ加入している児童生徒もおります。

県教育委員会におきましては、これまで、各学校へ自転車保険の加入について通知を行ってきておりますが、近年、自転車利用者が加害者となる交通事故や高額賠償事案が発生しておりますことから、さらに、自転車保険への加入促進に向けて、PTAと連携しながら、保護者等への周知を図ってまいります。

**○太田清海議員** これは学校関係も、子供さんたちも自転車で遊んだりしますので、ぜひ制度が深まっていくようお願いしたいと思いますし、買い物に行かれる年配の方々にも、こういったのが周知されていくといいなと思いま

す。実は私も、このことがあって飛び込んだ保険関係の損保会社の保険に加入いたしました。そうしたら、そこの外交員の方からぜひ広めてくださいと言われましたので、お互いの身を守ったりするためにも本当に必要だと思いますので、ぜひ県民の方に、条例が制定する前にも入っていただきたいなと思います。

次に、県土整備部長にお伺いいたします。海岸侵食の問題についてであります。

私たちは、長浜・方財海岸の侵食に関してずっと意見を述べてきましたが、この問題は、延岡では5人の県会議員、井本議員、内田議員、田口議員、河野議員、そして私と、現地調査もしながら、知事に申し入れをしたりとか、さまざまなことを行ってきましたけれども、このことによって、地元の方々と県が、2月7日に意見交換会または現地調査を行ったということですが、その結果と今後の取り組みについて、県土整備部長にお伺いいたします。

**○県土整備部長（瀬戸長秀美君）** 長浜・方財海岸につきましては、今月7日に、地元区長や行政機関などに海岸工学の専門家を交え、現地調査と意見交換を行ったところであります。

県からは、定期的に行っております測量結果の説明を行い、地元の皆様からは、砂浜が数十年前と比べ減少していることや、台風時に保安林まで高波が押し寄せ不安を感じるといった御意見をいただいたところです。

また、専門家からは、侵食の状況を把握するためには、長期的に砂の移動や地形の変化を確認することが重要であり、そのためには、海中の測量範囲を広げる必要があるとの御意見をいただいたところであります。

現在、この御意見を踏まえ、測量を実施しているところであり、今後も引き続き、専門家の

意見を伺いながら、砂浜の保全に効果的な対策を検討するため、地元意見交換会を継続してまいります。

**○太田清海議員** この海岸侵食問題は、延岡での取り組みではありましたが、県内の海岸侵食問題の参考にもなるかと思ひ、代表質問で行いました。この後、午後の代表質問、公明党の河野議員も地元でありますので、これも質問するというようになっております。どうぞよろしくお願ひしたいと思ひます。

県警本部長にお伺いしたいと思ひます。あおり運転についてであります。

何かマスコミでは、全国の警察で2019年のあおり運転の摘発が1万5,000件に達した、それから、前年より2,000件ほどふえておるといような報道もありましたが、昨年のいわゆる「あおり運転」の検挙状況について、宮崎県ではどうかということをお伺いしたいと思ひます。

**○警察本部長（阿部文彦君）** いわゆる「あおり運転」は、交通の安全と円滑への障害にとどまらず、意図的に危険を生じさせる、極めて悪質な行為であります。

県警といたしましては、110番通報への速やかな対応、県警のヘリコプター「ひむか」を活用した多角的取り締まりを含め、組織全体で、その根絶に向けた取り組みを行っているところであります。

検挙における適用法令といたしましては、個々具体的な事案の状況にもよりますが、刑法の暴行罪、強要罪などや、車間距離不保持などの道路交通法違反が考えられます。

昨年、あおり運転に係る暴行罪・強要罪の検挙はありませんが、車間距離不保持の道路交通法違反につきましては、昨年1年間で、一般道と高速道において、合計6件を検挙していると

ころであります。

**○太田清海議員** わかりました。今国会であおり運転を厳罰化する改正案を提出する予定だとも聞いておりますので、その辺も見ながら対応していただきたいと思います。

次に、違法伐採対策についてであります。

県が新たに新規事業として起こしております「森林産業サプライチェーンマネジメントモデル構築事業」の内容とその効果について、環境森林部長にお伺いしたいと思います。

この違法伐採については、私たちもいろんな方から相談を受けて、いろいろ対応したりするんですが、法的にもなかなか進まなくて、いら感もあったりするわけですが、県のほうがこういった事業を起こされたことの効果について、お伺いしたいと思います。

**○環境森林部長（佐野詔藏君）** 県では今年度、合法木材の流通に関する事業に取り組む中で、素材生産事業者の意識向上や、原木市場等におけるチェック体制の整備など、業界自身の取り組むべき課題が明らかになったところであります。

このため、今議会でお願ひしております御質問の事業では、素材生産事業者が、木材を供給する際に、添付する伐採届に追加して、伐採する箇所の位置や面積などの情報を付与しますとともに、受け入れ側の原木市場等において、付与された情報をもとに木材を総合的に評価するという、合法性を担保・補強する業界ルールの構築を目指すことといたしております。

このような取り組みを業界と一体となり推進することで、合法木材のチェック機能が強化されるとともに、適正な伐採を行う事業者の評価を高めることにもつながるものと考えております。

**○太田清海議員** 私も最初これを聞いたときに、なかなかわかりづらくて、今言われたように、合法性を担保する新たなルールづくりを整備していくんだと。それは令和2年から4年度までという取り組みであります。ぜひルールづくりを頑張りたいと思います。というのは、なかなか法的には摘発できないようなところもありますので。

経済学で、「悪貨は良貨を駆逐する」というグレシャムの法則というのがありますけど、これは逆のやり方だなど。よい体質の人が悪い人たちを排斥していくという意味のような気がして、良貨は悪貨を駆逐するというようなことになるかなと思ひまして、ぜひ成功させていただきたいと思ひます。よろしくお願ひいたします。

次に、消費税の問題について病院局長にお願ひいたします。

県立病院事業会計における控除対象外消費税、いわゆる損税の平成30年度決算額と令和元年度の決算見込みについて、お伺いしたいと思います。

**○病院局長（桑山秀彦君）** 県立病院が医薬品や医療機器等を購入する際に支払う消費税につきましては、公的医療保険による診療収入が消費税を課税しない非課税取引とされておりますため、仕入税額の控除ができず、そのまま病院の負担となっております。

この控除対象外消費税の額であります。平成30年度決算では、10億1,100万円余となっております。また、令和元年度の決算見込みでは、11億6,000万円程度と試算しております。

**○太田清海議員** 10億、それから11億という数字が示されましたけど、これは消費税が10%に上がった影響もあるのかなと思ひますが、この

いわゆる損税といわれているものについて、医療保険ではどのように対応しているのか、同じく病院局長にお伺いいたします。

**○病院局長（桑山秀彦君）** 医療保険制度では、仕入税額控除ができない消費税額相当分について、診療報酬に上乘せをされ、補填される仕組みとなっております。

しかしながら、国の調査結果によりますと、業務委託や高額医療機器購入等で多額の消費税を負担している公立病院における平成28年度の補填状況は、69.5%と低い結果となっております。県では、全国自治体病院協議会などを通じまして、改善の要望を行ってきているところでございます。

このような要望を受けまして、国では、昨年10月の消費税率引き上げに伴う診療報酬改定の中で是正を図ったところでありまして、補填不足は相当程度解消されるものと考えておりますが、引き続き補填の状況を注視してまいりたいと考えております。

**○太田清海議員** 診療報酬で改善をさせていくというようなことではありますが、診療報酬となると、被保険者、事業主、それから患者負担、公費というのが入っておりますので、結局そのあたりに転嫁されていくというような感じがして、消費税ゼロですよと言われても、結局、患者さん、もしくは被保険者、事業主、それぞれの人に負担を分散しているような気がします。だから、果たして消費税というのが、こんな形のものがないのかなということを疑問に思います。

最後の質問になりますけれども、漁業振興について、農政水産部長にお伺いいたします。

本県のカツオ一本釣り漁業の存続に向けて、県はどのような取り組みを行っているのか、お

伺いしたいと思います。

**○農政水産部長（坊藺正恒君）** 本県の近海カツオ一本釣り漁業は、平成6年から連続して日本一の漁獲量を誇る、本県漁業生産を支える重要な産業でございます。

このため県では、人工衛星や調査船「みやざき丸」を活用した漁場探索に加え、環境DNA技術を利用した、新たな漁場予測の技術開発にも取り組んでいるところであります。

さらに昨年は、記録的な不漁となったことから、「漁海況変動等対策資金」を創設し、漁業者の経営支援を行ったところであります。

今漁期につきましては、2月から本格的な漁が開始されたところであり、今後の水揚げ状況を注視するとともに、「みやざき丸」の機動的な運用により、漁場等の情報を迅速に提供し、カツオ一本釣り漁業の存続に向けて、しっかりと取り組んでまいりたいと考えております。

**○太田清海議員** 県のほうとしても、昨年、漁海況変動等対策資金利子補給事業とか、そういった手を打たれながら対応していただきました。

カツオ一本釣り、ビンナガマグロが不漁だったという話なども聞いておりますが、今後ひとつ、見守っていただきたいと思っております。

最後になりますけれども、我が会派の田口議員から情報をいただきました。NHKでも報道されたそうではありますが、実は、世界の貧困問題に取り組んでおります国際的なNGOのオックスファムという団体が、1月20日、スイスで開かれているダボス会議で報告書を発表したそうです。

その発表の内容は、世界の富裕層の上位2,100人余りの資産が、世界の人口の6割に当たる46億人の資産の合計を上回るということでありま



す。2,100人が46億人を上回る資産を持っているということ。しかも、富裕層の上位1%が今後10年間、税金をわずか0.5%多く払えば、介護や教育の分野で1億1,700万人を新たに雇用することができるというふうな報告であります。

私はこういうのを聞かるときに、税制の力でこういったものがどうかならぬものかなとつくづく思います。人間の幸せのために資産を使っていくという思想は、私は大事じゃないかなと思います。

ことしの正月でありますけれども、教師を勤めたことのある、80歳の男性にお会いしました。その方がこう言われました。

「子供たちに幸せになるようにと、一生懸命教育をし、この社会に多くの子供を送り出してきたけれども、だんだんだんだん社会のほうが悪くなっているような気がする」と。

全てにわたる何かモラルの低下を嘆いておられるのではないかと思います。

モラルの低下と言えば、私自身も威張れたほうではありませんけれども、私自身、過去の恥ずかしいことや、消してしまいたいことがいっぱいあります。本当に政治に一生懸命に取り組んでおられる方々を知っているだけに、失礼かもしれないけれども、私もこういった状況を見たときに、川柳をつくってみました。

「シュレッター 私の過去も 消せないか」ということでもあります。ぜひ明るい世の中をつくっていききたいなと思います。

ありがとうございました。(拍手)

**○丸山裕次郎議長** 以上で午前の質問は終わります。

午後は1時再開、休憩いたします。

午前11時24分休憩

午後1時0分開議

**○丸山裕次郎議長** 休憩前に引き続き会議を開きます。

次は、公明党宮崎県議団、河野哲也議員。

**○河野哲也議員**〔登壇〕(拍手) こんにちは。河野哲也でございます。公明党県議団を代表して質問させていただきます。

まずは、知事にお尋ねします。

記紀編さん1300年記念事業の集大成として位置づけた第35回国民文化祭みやざき2020第20回全国障害者芸術・文化祭みやざき大会の概要が発表され、全体像が見えてきました。多彩なイベントが展開されるようですが、例えば、迎える側の立場で参加する若い方々を支援する取り組みはないのでしょうか。

一昨年開催された、「おおいた大茶会」の開会式に参加しました。細かな配慮のされた文化祭でした。大感動の中に、思わず口元が緩むウェルカムカードをいただきました。子供たちの作品です。大分県内6万人の小学生、特別支援学校小学部の子供一人一人が、来場者へのおもてなしの気持ちを込めてつくったものです。

大分県は、基本方針の一つに、「街にあふれ、道にあふれる、県民総参加のお祭り」を掲げていました。その中に位置づけている事業でした。

確かに本県の基本方針も、「すべての県民が参画し、若い世代が輝く」としています。また、知事は常々、「大会を一過性のものに終わらせず、宮崎の文化の発展・継承につなげる」とおっしゃっていましたが、そのためにも、8カ月後に控えた国民文化祭・全国障害者芸術文化祭に、次世代を担う若い方の参加が重要であると考えますが、その取り組みと知事の思いをお伺いいたします。

2問目でございます。延岡市長浜、方財地区区長の申し入れで、長浜・方財海岸の侵食問題について、海岸工学の専門家で宮崎大学の村上啓介教授、長浜・方財の住民、県職員などによる現地調査と意見交換会が、2月7日に行われました。

村上教授からは、「移動限界水深」まで広範囲に調査をすること、「年間を通じた測量で長期的な地形の変化を見るべき」との意見があったとのことでした。

このことは報告があったと思いますが、今の知事の認識をお伺いいたします。

壇上からの質問は以上です。以下の質問は、質問者席から行わせていただきます。〔降壇〕  
(拍手)

○知事(河野俊嗣君)〔登壇〕 お答えします。まず、若い方々の国文祭・芸文祭への参加についてであります。

今御指摘がありましたとおり、国文祭・芸文祭では、テーマの一つに「すべての県民が参画し、若い世代が輝く」というものを掲げております。この事業の成果を将来につなげていく意味からも、若い方々の興味・関心を高め、本大会に参加していただくことは大変重要であると考えております。

このため、大会の開閉会式等で日ごろから文化活動に取り組んでいる児童生徒に出演をしていただくほか、キッズプレスプロジェクトでは、県内各地から募集した小中学生のこども記者と高校生記者が、県内の伝統文化や担い手をみずから取材し、引き続き、新聞紙上で紹介していくこととしております。さらに、大会広報や会場ボランティアなどのおもてなしについて、若い方々に対しても幅広く参加を求めるなど、大会への参加意識の向上にも取り組んでま

いらいます。

この大会を契機として、若い世代の方々が地域の伝統文化や芸術文化に触れ、地域に誇りを持ち、将来、その担い手として、継承、発展していく役割を担っていただけるよう、大会本番に向けて、準備を進めてまいりたいと考えております。

次に、長浜・方財海岸についてであります。

海岸の砂浜は、人命や財産を波浪等から守るだけでなく、海岸の利用や環境の観点からも重要であると考えております。

長浜・方財海岸につきましては、昨年12月に私も直接、地元の代表者から侵食の状況をお伺いしました。地元の皆様にとりましては切実な課題であると受けとめたところであります。

このため、今月上旬に海岸の専門家を交えた意見交換会を開催しまして、専門家からは、「測量や調査を続け、長期的に砂の移動状況を把握することが、侵食対策を行う上で重要である。そのためにも、より海中の測量などを行うべきだ」という専門的なアドバイス、意見をいただいたところであります。

今後、住民と関係機関が一体となって、砂浜の保全に効果的な対策の検討を進めるため、専門家の御意見をお伺いするとともに、住んでいる方々の思い、不安、その肌感覚というものを大切にしながら、意見交換を継続していくことが必要であると考えております。以上であります。〔降壇〕

○河野哲也議員 文化祭に関しましては、若い人が全員参加したい、参加するというのも一つ大事な点かなと思いますので、御配慮いただくとありがたいです。

それと長浜・方財の区長の方々、知事の今の答弁をお聞きすると思うんですけど、きっと一

歩進むということ喜んでいただけるんじゃないかなと思いますので、しっかりと報告をさせていただきます。

2月13日、カルチャープラザのべおかで、若山牧水賞受賞講演会がありました。

受賞者の松村由利子さんは「科学する心」を、黒岩剛仁さんは「啄木」を視点を「牧水」を語られていました。視点を変えると、さまざま「若山牧水」に出会えます。大変興味深く聞くことができました。

国文祭の中で「若山牧水」がフォーカスプログラムの一つになっています。牧水賞受賞者の視点でプログラムを組み立てると魅力あるものができるのではと考えますが、検討できないか、総合政策部長にお伺いします。

**○総合政策部長（渡邊浩司君）** 多くの県民の皆様は短歌に親しんでいただくためには、若山牧水賞の受賞者の方々の経験や知見を生かすことが、大変重要であると考えております。

このため、「若山牧水」をテーマとした各地域でのプログラムにおきましては、受賞者の方々によるトークショーや、全国高校生短歌大会交流戦での審査員を初め、短歌入門のワークショップで講師を務めていただくこととしております。

プログラムの詳細な内容を検討していく中で、引き続き受賞者の方々から御意見をいただきながら、県民との交流の機会を積極的に設けるなど、魅力あるプログラムづくりに取り組んでまいりたいと考えております。

**○河野哲也議員** 防災減災対策についてお伺いいたします。

豪雨水害対策として、世界最高水準の技術とも言われる、より強固な堤防等の建設が全国で進んでいます。20年度の事業費も、本県北川な

どの本格的な河道掘削、堤防強化のために確保するとともに、県単独でも、護岸整備等に本年度を大きく上回る予算が計上されているとお聞きしています。

国土強靱化に係る、来年度の県単独公共事業予算で新たに予定されている河川事業の内容について、県土整備部長にお伺いいたします。

**○県土整備部長（瀬戸長秀美君）** 近年頻発する甚大な浸水被害を受け、「国土強靱化のための3か年緊急対策」として、交付金事業により樹木伐採や河道掘削等を実施し、治水安全度の向上に取り組んでいるところであります。

このような中、昨年10月の台風19号などの大規模な浸水被害を契機に、維持管理のための河川やダム等の堆積土砂除去の重要性が高まり、交付金事業の対象とならない河川等におきまして緊急的なしゅんせつが実施できる、「緊急浚渫推進事業」が創設される予定であります。

県では、この起債事業を活用し、本議会におきまして、今年度を大きく上回る県単独公共事業予算をお願いしており、令和2年度は、古江川など39河川や渡川ダムなど5ダムにおいて、しゅんせつを行っていく予定としております。

今後とも、安全・安心な暮らしの確保に向け、浸水被害の軽減に取り組んでまいりたいと考えております。

**○河野哲也議員** 大規模、小規模の川、関係なく、ぜひ流域全体で治水対策を進めていただきたいと思います。

そのためにも、国と県が一体となって新たな管理、対策のあり方を考えていただき、流域住民を安心させていただきたいと、強く要望いたします。

2月12日、衆議院議員第2会館で行われた全国災害ボランティア議員連盟主催の研修会に参加

いたしました。

台風15号、19号災害等の被災現場より報告と課題検証。記念講演として、防災のスペシャリスト山村武彦防災システム研究所所長に、「最近の大規模災害に学ぶ～自治体と地域の実践的防災・危機管理～」についてお話をいただきました。

お話の流れを紹介いたしますと、まず「命を守ることを優先するスマート防災訓練とは」というお話から、「最近の大規模災害に学ぶ自治体と地域の実践的防災危機管理」、遠いところでは平成28年熊本地震、このときに学ぶべきものは、震度6以上の地震で、安全確認できるまでトイレは流さない、避難所損壊があるところは、バックアップ避難所の整備をしなければいけないということ。平成30年7月豪雨災害（西日本豪雨）、避難所と防災拠点が浸水してしまった。災害別避難所が必要ではないかと指摘されました。

犠牲者の8割は避難行動要支援者であったと。進まぬ災害弱者対策が浮き彫りになりました。昨年、令和元年台風10号、19号災害では、自治体と地域における防災対応の主格、全員避難で避難所が満員になってしまったという問題、そういう課題を出し合って検討させていただきました。

山村所長からは、自治体と地域の実践的防災対策ということで、これからの防災・危機管理ということで学ばせていただきました。

この研修をまとめると、「悲観的な準備をし、楽観的な行動をせよということに尽きる」ということでありました。これからの防災・危機管理はどうあればよいか。3点にわたって、本県の取り組み等を危機管理統括監にお伺いいたします。

まず1点でございます。災害時における情報収集・集約・伝達のあり方について、県はどのように考えているかお伺いいたします。

**○危機管理統括監（藪田 亨君）** 災害発生時におきまして、被害の軽減を図るためには、時間の経過とともに刻々と変わっていく被害や救援などの情報を迅速かつ的確に収集、整理をするとともに、関係機関で共有し、優先度を判断して効果的な災害対応を行うことが極めて重要であると考えております。

このため、現在県では、防災庁舎の整備に合わせまして、関係機関などのさまざまなシステムで提供される防災情報を集約し、地図上などで必要な情報をわかりやすく表示するなど、状況の整理や分析に活用できる、新たな防災情報共有システムの構築を進めているところでございます。

この新しいシステムの導入により、県・市町村を初め、関係機関が必要な情報を収集、共有できる環境を整備するとともに、訓練等の実施により、本県の災害対応力のさらなる向上に努めてまいりたいと考えております。

**○河野哲也議員** ありがとうございます。研修でも、まさに今答弁いただいた、情報の伝達の確認がありました。優先度を判断して効果的な災害対応を行うことが極めて重要だというこの答弁、大事であるということで、住民側にもその情報を伝達して、住民側がトリアージしやすい、何が優先なのかということを受け取りやすい伝達システムを考えていくべきだということでありました。

2点目です。大規模災害時には、県全体でBCPの考え方を適用し、県民や企業の行動を調整・制限する必要も出てくると思うが、県の考えをお伺いいたします。

**○危機管理統括監（藪田 亨君）** 南海トラフ地震などの大規模災害発生時には、道路交通麻痺や燃料、物資の不足などの発生が想定されております。

このため県では、南海トラフ地震に関する宮崎県実施計画におきまして、円滑な災害対応ができるよう、必要に応じて、県民等に対し自動車の使用を自粛するよう協力を要請することや、物資の調達方法、燃料の優先供給体制等について、あらかじめ定めているところでございます。

また、業界団体や民間事業者との間において、100を超える災害時応援協定を締結するとともに、訓練を実施するなど、協力体制の構築を進めているところであります。

今後とも、迅速かつ的確に災害対応ができるよう、県民・企業への普及啓発や関係事業者等との連携強化に、しっかり取り組んでまいりたいと考えております。

**○河野哲也議員** ある自治体では、災害対策本部と県職員の代表でインフラをとめるBCP発動訓練も行ったという実例もあります。命を守るためにはどうすればいいのかということ、BCPの観点からもしっかりと捉えて、県は取り組んでいただきたいなと思います。よろしくをお願いします。

3つ目です。災害時における、女性の視点に立った避難所運営のあり方について、県はどのように考えているか伺いたします。

**○危機管理統括監（藪田 亨君）** これまでに発生いたしました大規模災害におきましては、避難所の運営や生活環境等について、さまざまな課題が指摘されており、その一つである女性の視点に立った避難所運営は大変重要であると認識しております。

これまで県においては、国が策定しました避難所運営ガイドライン等に基づきまして、市町村に対して、女性の立場に配慮した避難所運営について助言を行うとともに、市町村職員等を対象とした研修にも取り組んできたところでございます。

現在、国におきましては、さまざまな災害における取り組みや知見等を踏まえ、男女共同参画の視点からの防災の取り組み指針の見直しが進められております。その内容も踏まえながら、今後とも、避難所運営を初め、女性の視点を生かした防災対策の推進に取り組んでまいりたいと考えております。

**○河野哲也議員** このボランティア研修には、女性の議員が大変多く参加しています。この議員連盟の事務局長は、福井県議会議員の細川かをりさんという方で、非常に女性の視点で、この会議でもいろいろと意見を述べてくださる方なんですけど、その方の指摘で、この項目を挙げました。

性犯罪防止の観点で、防犯に配慮した避難所の運営というのをしっかりと考えていただきたいということで、実は、大規模災害であった東日本大震災でも、阪神・淡路大震災でも、日本人の緊急時に対しても落ちついた態度を世界は評価しましたが、残念ながらあつたんです、性犯罪というものが。それがなかなか表に出なかった。

それで、東日本大震災のときには、女性のNPO団体が調査に入ったんです。やっぱりそこで犯罪があつたということで、運営面で女性の視点をしっかり入れろということ、それから、巡回は警察と連携しろ、防犯ブザーを配付しろ。そういうふうな細かな運営面の方針が出されるようになりました、その3点ですね。

それから、災害復旧現場の課題について1点お伺いします。あと1点は要望にいたします。

大規模な災害廃棄物等の除去について、これまでの県の取り組み、特に重機の確保に係る取り組みについて、環境森林部長、お願いいたします。

**○環境森林部長（佐野詔藏君）** 県では、大規模災害発生に伴う廃棄物の円滑、迅速な処理のため、宮崎県災害廃棄物処理計画に基づき、市町村職員を対象に研修会を実施し、人材育成に組みながら、民間の事業者を含めたネットワーク会議も開催し、連携強化を図ってきております。

また、今年度は、これまでの取り組み状況を踏まえまして、大規模災害を想定した図上演習を、市町村や関係団体の多数の参加により初めて行ったところであります。

なお、事前の備えとして重要となります重機の確保につきましては、ネットワーク会議を通して、保有されている重機をリストアップし、情報共有を図りますとともに、その利活用にもつながる応援協定の締結についても、市町村を指導しているところであります。

**○河野哲也議員** 重機のレンタルシステムというのが、今までの災害現場では課題になっているということをお聞きしました。重機の貸し借りというのでしょうか、これがなかなかうまくいかない。自衛隊等に入ってもらえるんですね。自衛隊等に入っただけなんですけど、自衛隊の重機は大き過ぎてすぐ使いものにならない——こう言っちゃいけないですけど——とお聞きしました。

だから、この重機がどれだけ使えるか、重機が使えるかということで、非常に課題があるという現場の報告がありました。大規模災害等に

はこういう課題もあるんだということで、確認をしておきたいと思います。

要望です。農業ボランティアセンターの立ち上げの支援をお願いしたいと思います。

岐阜県議の川上さんという方が、秋田のリンゴ農園——今回秋田がやられました。リンゴ農園の復興に尽力した県議なんですけど、このまま復旧しちゃうと、もう農園として立ち上げることができない、結局、更地にしてどうしようもない中を、専門的な知見でこういうふうにやろうということで、いろいろ関係機関を農協を中心として集めて、一つセンター的なものをつくって取り組んだそうです。結局、復興できる災害復旧ができて、農家の人は喜んでいるという報告がありました。

そういうことを考えると、九州北部豪雨や延岡の竜巻被害は、JAさんが主体となって農地復旧ボランティアをやられたんですね。自民党県議の内田さんとか佐藤さんとかが入られて、ボランティアを一生懸命されていましたが、僕はちょっとその後をいろいろ聞かせてもらって、結局、JAさんの指示に従っていないと、そのハウスが使えない状態になる可能性があったとお聞きしました。つまり、ガラスでできているので、そのままぬかるんでいるところに、ボランティアの方がどっと入ってしまうと、農地が痛んでしまうということ。そこをJAの方が気をつけて、うまく復旧・復興できる状態になったということをお聞きしました。

そういうふうな被災農家の支援に当たっていたということ。この場合、県や農業関係団体など農業の専門組織が、復興を図る上でセンター的なものを立ち上げて、横連携でスムーズにボランティアを集め、そして専門的な見地からそのボランティアが進み、復興につながるという

ことができたらということで、今後、そういう視点で県が連携のど真ん中に入るようなものができるようだったらお願いしたいなど。これは要望です。

福祉保健政策について、福祉保健部長にお伺いします。

新型コロナウイルスについては、先ほど太田議員からもありましたので、僕はきのうまで準備した質問で済みませんが、させていただきます。

本県も、新型コロナウイルス感染症、帰国者・接触者の24時間相談センターが開設されました。2月13日に、国の新型コロナウイルス感染症対策本部において緊急対応策がまとまったことは、御案内のとおりです。骨子の一つとして、診療外来を各都道府県に設置したと、発表されました。

25日に政府は、新型コロナウイルス感染症の流行抑制に向けて、感染拡大防止策、医療提供体制、水際対策等をまとめた基本方針を決定いたしました。

本県のでき得る対策を決めて、柔軟に対応していただきたいと思います。

そこで、新型コロナウイルス感染症に係る県内の医療提供体制についてお伺いいたします。

**○福祉保健部長（渡辺善敬君）** 感染の不安から、適切な相談をせずに医療機関を受診することは、混乱を招くだけでなく、感染のリスクを高めることとなりますので、まずは最寄りの保健所等に設置されている帰国者・接触者相談センターに相談していただくよう、周知しているところです。

同センターでは、2月5日から2月25日までに885件の相談を受けており、過度な心配にならないよう、きめ細やかに相談に応じているとこ

ろです。また、感染を疑う場合は、保健所と連携し、帰国者・接触者外来に適切につなぐ受診体制を整えております。

今後仮に、県内で感染者が増加した場合に備えて、国が示した基本方針に沿って、医療提供体制の確保に向けて、医師会や医療機関等と連携を図ってまいります。

**○河野哲也議員** 小中学校の休業の件については、後ほど詳細な対策等あると思いますので、またよろしくお伺いいたします。

子育て家庭や幼児教育・保育の現場の声を真摯に受けとめ、施策の一層の拡充につなげていかなければならない。公明党は2月6日に、全国の公明党議員が聞き取り方式で実施した、「幼児教育・保育の無償化に関する実態調査」の最終報告を発表いたしました。

この調査は、11月議会でも御案内いたしましたが、幼保無償化が昨年10月からスタートしたことを受け、実施後の評価や課題を探るために行ったものです。

今回の調査では、利用者、事業者の両者に対して、今後取り組むべき課題についてもお聞きしました。

調査の結果、浮き彫りになったのが、幼児教育・保育の「質の向上」と「受け皿整備」の2点に対する要望が大きいことです。宮崎県でも大きかったのは、質の向上でした。

質の向上に関して国は、人手不足の解消に向けて、2013年度から保育士などの処遇改善を進め、これまで月額3万円を超える給与アップに取り組んできたとしています。

幼児教育・保育の無償化を円滑に進めるため、県はどのように取り組んでいくのかお伺いいたします。

**○福祉保健部長（渡辺善敬君）** 現在、市町村

におきまして、4月入園等の手続が行われているところですが、無償化による影響は限定的であると聞きしているところです。

一方で、幼児教育・保育の無償化を円滑に進めていくためには、保育士等の安定的確保が必要であると考えております。

このような中、現場の保育士等からは、給与面の改善に加え、書類作成などの事務負担の軽減や、休憩時間・休暇の確実な取得など、職場環境の改善を望む声が多く寄せられております。

このため、既存事業に加え、今回、本議会で提案しております新規事業「働きやすい保育所等づくり緊急応援事業」で、保育士等をサポートする保育補助者や保育支援者の雇い上げ費用を補助し、職場環境の改善に取り組むたいと考えております。

**○河野哲也議員** 答弁にもありましたが、例えば、ICTを活用した業務効率化の促進も検討すべきであると、私も調査に入って感じたところでございました。要望をしておきます。

新聞報道で、「熊本県網膜色素変性症協会の山本悟会長が2月10日、東京都八王子市の創価大学を訪れ、暗い場所で物が見えにくくなる難病「網膜色素変性症」を抱えながらも箱根駅伝の最終ランナーとして驚異的な記録でゴールした嶋津雄大と同駅伝部の永井大育の両選手に対し、暗闇のわずかな光を高感度カメラで捉え、目の前のディスプレイに映し出す「暗所視支援眼鏡」を贈呈。

冬の時期の夕方や早朝の練習に向かう際、わずかな段差につまずくなどした経験がある嶋津、永井の両選手は、暗くした室内で支援眼鏡を装着すると、「視界が変わった」「物がはっきり見える」と歓声を上げ、「安心して歩け

る。より一層練習に励みたい」と意気込みを語っていた」とありました。

熊本県天草市は、昨年、網膜色素変性症の患者らが使用する「暗所視支援眼鏡」について、日常生活用具給付等事業の対象品目に追加いたしました。天草市が実施主体となって、国や県が購入を補助するもので、全国初の取り組みでありました。

網膜色素変性症は、暗いところで目が見えにくくなる「夜盲」や視野が狭くなる「視野狭窄」が進み、さらには視力が低下し、失明することもある進行性の病気です。治療法が確立されておらず、国の指定難病の一つであります。

暗所視支援眼鏡は、小型カメラで捉えた映像を、明るい状態で使用者の目の前のディスプレイに投影し、暗い場所では明るく見えるようにするほか、光が強い場所では遮光する機能を持っています。同眼鏡は、九州大学病院とHOYA株式会社、公益社団法人「日本網膜色素変性症協会」が共同で開発。数年間の研究を経て、昨年4月、製品化されました。しかし、価格は約40万円と高額なため、患者らは購入に踏み切れていないのが現状であります。

ありがたいことに、本県でも延岡市で、暗所視支援眼鏡については、日常生活用具給付等事業の対象品目に追加し、予算化する方向で進んでいるようでございます。新富町もという声も。まだきちっと確認していないんですけど、動きは県内もあるということです。今後、県内各地の市町村に広がっていくよう、働きかけをしてまいります。

そのような中で、日常生活用具給付事業の対象として暗所視支援眼鏡を加えている先駆的な自治体がありますが、県内の市町村でも取り組まれるよう、県としても後押しできないかお伺



いたします。

**○福祉保健部長（渡辺善敬君）** 日常生活用具給付事業につきましては、障害者総合支援法に基づきまして、市町村が実施主体となり、地域の実情に応じて、人工膀胱といった用具やたん吸引器などを給付する地域生活支援事業の一つであります。これに対して、県は国と一体となり、事業に要する費用の一部を補助しております。

議員御指摘の暗所視支援眼鏡につきましては、視覚に障がいのある難病の方などに対し、暗い場所や光が強い場所での視野確保を支援する、近年開発された電子機器であります。

市町村が、これらの最新の用具等を給付対象にするためには、安全・容易・実用性といった面での検討や、既に給付対象にしている自治体の情報等が必要になってくると考えられますので、県といたしましては、必要な助言や情報提供などを行ってまいりたいと考えております。

**○河野哲也議員** 網膜色素変性症の患者は、就労や就学時だけでなく、災害時には身動きがとれなくなるほど、生活に困難をきわめています。どうか安心して暮らしていけるよう、県も手厚い支援をお願いいたします。

2月24日、「めざせ健康長寿！inのべおか」で、女優の原千晶さんのお話を聞きました。子宮頸がんを患い、闘病した経験から、定期検査受診の大切さを訴えておられました。

子宮頸がんを予防するためには、定期検査受診は大事です。それ以上に大事なのが、子宮頸がんHPVワクチンの定期接種であります。

ワクチン接種について正しく理解し、適切に判断できるよう、有効性とリスクなどに関する情報を対象者に確実に届けることが重要です。

しかし、2013年に国は、定期接種の積極的勧

奨をやめました。定期接種としての対象は残しましたが、適切な情報を対象者に届けられていたかということに関しては、県として取り組みが十分であったのか、私自身、自責の念を込め、お聞きしたいと思います。

子宮頸がんHPVワクチン接種についての正しい理解を図り、定期接種の積極的な告知を行うべきだと考えますが、県の認識をお伺いいたします。

**○福祉保健部長（渡辺善敬君）** HPVワクチンにつきましては、子宮頸がん予防の効果が期待されることから、平成25年4月、予防接種法に基づく定期接種が市町村において開始されました。

しかしながら、まれではありますが、接種後に重い症状を発症する事例が報告されたことから、国は同年6月、積極的な接種勧奨を控えるよう勧告を行い、現在も勧奨は再開されておられません。

県といたしましては、接種対象者に対し、ワクチン接種の意義・効果と接種後に起こり得る症状等の情報を総合的に伝えることの重要性は十分に認識しておりますことから、これらの情報が記載された国作成のリーフレットを、市町村を通じて対象者への周知を図っているところであります。

なお、国においては、情報をより確実に対象者へ届ける方法等のさらなる工夫について、検討を進めているところでありますので、当該検討結果を生かして、適宜適切な情報提供を行ってまいります。

**○河野哲也議員** 国のワクチンに関する検討会が開かれたときに、その場でも改めてHPVワクチンの認知度がかなり低い状況にあると、ほとんどゼロに近いんじゃないかということが提

示されました。県としてもHPVワクチン接種に積極的に取り組んでいただきますよう、お願いいたします。

林業政策について、環境森林部長にお伺いいたします。

台風15号において、倒木による停電被害が拡大したことを初め、近年、森林の保水力が低下したことなどによる洪水氾濫、山腹崩壊、流木被害などの甚大な被害が全国で発生しており、森林整備の促進が喫緊の課題となっています。

このため、地方公共団体金融機構の金利変動準備金2,300億円を活用し、森林環境譲与税の譲与額を前倒しして増額し、森林整備を一層推進するとしました。

森林環境譲与税が前倒しで増額されていますけれども、来年度予算案にどう反映されているのか。また、県の森林環境税はどのような目的で使われているか、お伺いいたします。

**○環境森林部長（佐野詔藏君）** 森林環境譲与税は、市町村及び県が実施する森林整備とその促進に関する施策を推進するために創設されたもので、県におきましては、市町村が実施する森林整備等に対する支援、人材の育成・確保、木材の利用促進等に要する費用に充てております。

今回の譲与額の増額を受けまして、来年度予算では、森林経営管理制度に係る市町村職員研修や、林業大学校の研修環境等の整備、流通する木材の合法性を担保する仕組みづくりなど、事業の充実をお願いしているところであります。

一方、県の森林環境税は、県と県民等が協働して森林環境の保全に取り組むため創設したものでありまして、森林ボランティアの森林（もり）づくり活動を支援する「県民の理解と参画

による森林（もり）づくり」や、公益上重要な水源地域における広葉樹植栽などを支援する「公益的機能を重視した森林（もり）づくり」などに要する費用に充てております。

**○河野哲也議員** 観光推進について、商工観光労働部長にお伺いいたします。

2月7日に長崎県で開催されました、九州観光振興大会に出席いたしました。大会では、九州観光推進機構の取り組みの説明がありましたが、その中で、海外に向けて九州の認知度を向上させるため、九州の魅力を、「活きた火山とともに生きる」「海に囲まれた豊かな大地」「人と文化が融合する日本の玄関口」という3つの価値として見詰め直し、九州ブランドとして浸透させていくイメージ戦略について説明がありました。

そこで、九州観光推進機構が推進する「九州ブランド」のコンセプトに合う宮崎の観光資源としてどのようなものが考えられるか、お伺いいたします。

**○商工観光労働部長（井手義哉君）** 九州観光推進機構では、海外での認知度向上を図るため、九州が誇る魅力を「九州ブランド」として整理し、一体となったイメージ戦略を推進しているところであります。

九州観光推進機構の作成した動画等では、九州ならではの景観や文化として、本県の高千穂峡や青島、神楽が紹介されております。

このほかにも、南北400キロにも及ぶ海岸線や、えびの高原、祖母・傾の山々など、変化に富んだ美しい自然景観や、そこで育まれる宮崎牛やキャビアなどの世界に誇れる食、また県内各地の神楽で語られる日向神話も、九州ブランドにふさわしい観光資源ではないかと考えております。

今後も、九州一体となったイメージ戦略の中で、宮崎ならではの魅力を発信し、本県の認知度向上を図ってまいりたいと考えております。

**○河野哲也議員** 本県でも、九州ブランドとして世界に発信できるものが数多くあると思います。私は、本県を代表する観光資源としては海じゃないかなと思っています。美しい海岸線では、さまざまなマリンスポーツが盛んであり、特にサーフィンは、昨年ISAワールドサーフィンゲームスも開催されるなど、九州ブランドとしてふさわしいコンテンツではと考えます。

そこで、来年度の新規事業「サーフランドみやざき推進事業」の取り組みについてお伺いいたします。

**○商工観光労働部長（井手義哉君）** 本事業は、昨年、国内外から多くの観客の皆様方に訪れていただきました、ワールドサーフィンゲームスの成果や、今年の東京オリンピックでのサーフィン競技の開催を生かして、本県へのさらなる誘客を図るとともに、全国有数のサーフスポットとしてのブランド化を進めるため、ハード、ソフト両面からの取り組みを行うものであります。

具体的には、本県を代表するサーフスポットであります木崎浜の環境整備を図るため、電源設置等を行うとともに、プロサーフィンの国際団体でありますワールドサーフリーグが主催する、アジアで初めてとなる国際大会を誘致し、開催を支援いたします。

またあわせて、大都市圏でのプロモーション等を通じ、本県のすぐれたサーフィン環境のPR等を行うことで、「サーフィン」イコール「宮崎」といったイメージの定着を図ってまいりたいと考えております。

**○河野哲也議員** ありがとうございます。

農業政策について、農政水産部長にお伺いします。

公明党は、昨年の3月に棚田地域振興プロジェクトチームを設置いたしました。農産物供給などの機能を果たしてきた棚田が、耕作放棄や荒廃の危機に直面している現状を踏まえ、棚田地域振興法の制定等、解決への支援を打ち出してきました。

今回、そのプロジェクトチームと党の農林水産部会の合同会議に指定棚田地域の高千穂町が参加していただき、有意義な意見交換をしたとお聞きしました。

町長からは、今後の地域振興について、集落営農の推進、世界農業遺産認定による教育と景観などを守る活動を、事業を活用しながら取り組みたい等の発言があったそうです。

本県は、この事業に積極的で指定棚田数も多く、意欲を感じます。

そこで、指定棚田地域の振興に向けて、県の役割と支援策についてお伺いいたします。

**○農政水産部長（坊菌正恒君）** 県では、棚田地域振興法に基づき、基本方針等を示した県計画を策定しますとともに、指定棚田地域の掘り起こしを積極的に行い、第1回目において、全国最多の13地域が指定されたところであります。

県としましては、今後、この指定棚田地域をさらに拡大していきますとともに、地域の協議会が作成する活動計画の作成支援を行い、その実現に向けて、国の補助事業の活用や県の補助事業により、活動の支援をしていくこととしております。

また、本議会にお願いしております「みんなで守る棚田地域振興事業」により、市町村とと

もに、県内の指定棚田地域のさらなる拡大に向けた研修会の開催や、棚田の持つ多様な地域資源の魅力発信等に努めるなど、棚田の保全や地域の活動がさらに活発化するよう支援してまいりたいと考えております。

**○河野哲也議員** 棚田は県内に広がっていますので、非常に取り組みやすいものだと思います。よろしくをお願いします。

2月5日、6日、みやざきスマート農業推進大会が開かれました。スタッフの皆様、お疲れさまでした。

私は5日だけの参加となりましたが、可能性のある農業を目指せることを実感した1日でありました。

国のスマート農業実証プロジェクトへの参加、クラウド型データベースシステムの導入、ロボットの導入、監視システムの導入等、5人のパネリスト・実践家たちの発言は、守りに入ろうとするのではなく、少しでも前に進めたいという意欲を感じる報告でした。

県もビジョンを持ち、農家さんが安心して進めるよう支援する動きがよく見えます。

そこで、本県が目指すスマート農業の将来像の実現に向けてどのように取り組むのか、お伺いいたします。

**○農政水産部長（坊蘭正恒君）** 本県が目指すスマート農業の将来像であります、「ひなたスマートアグリビジョン」の実現に向けましては、スマート農業を「知る」「試す」「使いこなす」の3つの視点により、推進してまいりたいと考えております。

具体的には、「知る」視点から、最新情報や先進的取り組み事例の提供に加え、機器の展示・実演を通じた、農業者とICTベンダー等のマッチング機会の創出。

「試す」視点からは、国の実証事業等を活用した費用対効果の分析に加え、国や大学等との連携による、本県に適した機器等の開発。

また、「使いこなす」視点からは、先進技術を使いこなせる人材の育成やスマート農業に対応した農地の基盤整備などを、一体的に推進してまいります。

県といたしましては、「誰でも」「楽しく」「どこでも」できる宮崎らしいスマート農業の実現に向けて、農業者はもとより、関係団体や民間企業など多様な主体と連携しながら、積極的に取り組んでまいります。

**○河野哲也議員** よろしくお伺いいたします。

県立病院の医療提供体制について、病院局長にお伺いいたします。

思い込みによるたらい回しをされ、実は緊急の手術が必要だった患者さんから、県立病院の休日の医療体制に疑問を呈する相談がありました。

先生方の忙しさや看護師さんたちの煩雑さは存じ上げているつもりですが、県民の悲痛な声が届きます。

県立病院の休日の医療提供体制についてお伺いいたします。

**○病院局長（桑山秀彦君）** 県立病院は、二次あるいは三次の救急医療機関として、初期救急施設等では対応できない患者の医療を担っております。

各病院の休日の救急体制は、病院ごとに人数は異なりますが、交代制で医師や看護師、放射線技師などの医療スタッフを配置して、患者対応を行っております。また、必要に応じて専門の診療科医師などを病院に呼び出す体制をとっているところであります。

このほか、手術室などにおいても、看護師や

臨床工学技士などが、病院内あるいは自宅で待機をして、緊急手術等に対応できる体制を整えております。

なお、3病院合計の休日及び時間外の患者数は、昨年度の実績で、入院が8,563人、外来が8,902人、合計1万7,465人となっております。

今後とも、市町村や他の医療機関などとの連携をさらに深めながら、救急医療体制の充実を図ってまいります。

**○河野哲也議員** 答弁にもありましたが、限られた人数で多くの患者さんに対応されて、苦勞も多いと思いますが、ぜひ、一人一人の患者に寄り添った丁寧な対応をよろしくお願いいたします。

教育長に、教育行政についてお伺いいたします。

熊本の小学校教師、椿原正和先生を御存じでしょうかというのを、きのうの二見議員の祝詞がなければするつもりだったんですけど。今、全国で引っ張りだこの講師です。2020年1月段階で、開催講演会件数は195回、開催都道府県数は40県。公立小学校の一教師なんです。だから、平日は動けない、近県はあれですけど。その中でこれだけ動いている。

「全国学力テスト国語B問題・PISA型読解力研修会」を開いて、全国行脚をされています。目の前の子供たちに変化が起こります。正答率33.2%の問題を全員が正解できるようになります。

本県の教育現場は、今、子供にとって必要な学力をどのように調べているのでしょうか。県内の小中学校において、全国や県の学力調査のほかにもどのような調査が行われているのか、お伺いいたします。

**○教育長（日隈俊郎君）** 県内の小中学校におきましては、国や県が実施する学力調査以外に、各市町村や各学校が、それぞれの実態に応じてさまざまな学力調査を実施しております。

例えば、各学年で学習した基礎的・基本的な知識の定着度をはかる学力調査や、新聞などの情報を正確に読み取る力をはかる調査などが行われているところであります。

**○河野哲也議員** 子供の「生き抜く力」に必要なテストかどうか、ぜひ点検分析をお願いしたいと思います。

文科省中教審委員で千葉大学名誉教授の明石要一氏は、「椿原先生の授業は、全ての子を対象に教育を行う公教育に必要な要素がちりばめられた指導法であり、授業の中で人権教育を行っている希有な例である。子供の自尊感情を高める授業方法を、ぜひ、多くの先生方に知ってもらいたい」と語られています。

きのう少し二見議員が具体的なものをやりましたけど、もう僕は時間がないのでやりませんが。そういう授業を通して、現場の先生方、子供たちのため、自分たちのために研修を選択できる制度をつくっていただいて、学力向上に努めるべきだと考えますが、これまでの課題を踏まえ、今後、学力向上に向け、どのような取り組みを進めようと考えているのかお伺いいたします。

**○教育長（日隈俊郎君）** 昨日も答弁いたしましたが、これまでの学力調査等の分析から、本県の小中学校ともに、学んだ知識や技能を活用する力の定着に課題が見られます。

今回の新規事業におきましては、小学校5年生、中学校2年生を対象に、活用する力に重点を置きまして、全国と比較できる客観性の高い調査を、業者に委託して実施する予定としてお

ります。

この調査結果をもとに、各学校においては、校長のリーダーシップのもと、活用する力を高める指導のあり方を検証し、指導の改善を図ってまいります。

県教育委員会といたしましては、市町村教育委員会と連携しながら、管理職の研修や学校訪問を通して、各学校で行われる学力向上の取り組みの強化を図ってまいりたいと考えております。

**○河野哲也議員** 先生方に力のつく研修をお願いしたいと思います。読解力というのは、後ほどお話ししますが、情報力、情報を習得する力にもつながるということで、そういう力のつく研修をぜひお願いしたいなと思います。

もう一人、東北大学の堀田龍也教授も、「椿原先生の指導法が、我が国の国語教育、そして情報教育の国家的な課題を乗り越えようとするものだ」と注目されています。

国の2019年度の補正予算には、学校現場のICT化を推進する「GIGAスクール構想」実現のための経費が盛り込まれています。これは、児童生徒1人1台のパソコンやタブレット端末を持ち、クラス全員が一度にアクセスできる通信環境の整備をするものです。

19年3月時点の学校における整備状況も、全国平均5.4人に1台にすぎません。宮崎県も同程度の整備状況です。学校のICT化について11月に議論しましたが、トップの意識が変わらないと動かないと。2月補正での「GIGAスクールネットワーク構築事業」の狙いとその内容についてお伺いいたします。

**○教育長（日隈俊郎君）** 国は、総合経済対策の令和元年度補正事業において、Society 5.0と言われます、新時代を担う人材の育成

や、多様な児童生徒に対し、一人一人に応じた学びを実現することを狙いといたしまして、学校ICT環境の整備を行うこととしております。

これを受けまして、本県では、全県立学校に高速大容量の通信環境を整備するとともに、あわせて、義務教育課程の児童生徒を対象に、タブレット端末等を整備することとしております。

このような取り組みを通して、ICT環境が大幅に前進し、デジタル教科書の活用や、遠隔学習などが可能となることから、児童生徒の情報活用能力の育成や、各教科での学びが一層深まるものと考えております。

**○河野哲也議員** ハード面は、今答弁にあったように、激的に進むと思います。ただ課題として、平成31年3月の調査で、教師が児童生徒のICT活用を指導する能力は、全国平均70.2%ですが、宮崎県は最下位の60.6%でありました。ハード面が整備されても、指導者のICT活用指導力を引き上げる、これを課題にしたいと思っています。以上で終わります。

(拍手)

**○丸山裕次郎議長** 以上で代表質問は終わりました。

次の本会議は、3月2日午前10時から、一般質問であります。

本日はこれで散会いたします。

午後1時59分散会

3 月 2 日 ( 月 )





# 令和 2 年 3 月 2 日 ( 月 曜 日 )

午前10時0分開議

## 出席議員 (39名)

|      |           |                               |
|------|-----------|-------------------------------|
| 1 番  | 日 高 利 夫   | ( 東 諸 の 未 来 を 考 え る 会 )       |
| 2 番  | 有 岡 浩 一   | ( 郷 中 の 会 )                   |
| 3 番  | 坂 本 康 郎   | ( 公 明 党 宮 崎 県 議 団 )           |
| 4 番  | 来 住 一 人   | ( 日 本 共 産 党 宮 崎 県 議 会 議 員 団 ) |
| 5 番  | 岩 切 達 哉   | ( 県 民 連 合 宮 崎 )               |
| 6 番  | 武 田 浩 一   | ( 宮 崎 県 議 会 自 由 民 主 党 )       |
| 7 番  | 山 下 寿     | ( 同 )                         |
| 8 番  | 窪 菌 辰 也   | ( 同 )                         |
| 9 番  | 脇 谷 の り こ | ( 同 )                         |
| 10 番 | 佐 藤 雅 洋   | ( 同 )                         |
| 11 番 | 安 田 厚 生   | ( 同 )                         |
| 12 番 | 内 田 理 佐   | ( 同 )                         |
| 13 番 | 丸 山 裕 次 郎 | ( 同 )                         |
| 14 番 | 冨 師 博 規   | ( 無 所 属 の 会 チームひむか )          |
| 15 番 | 重 松 幸 次 郎 | ( 公 明 党 宮 崎 県 議 団 )           |
| 16 番 | 前 屋 敷 恵 美 | ( 日 本 共 産 党 宮 崎 県 議 会 議 員 団 ) |
| 17 番 | 渡 辺 創     | ( 県 民 連 合 宮 崎 )               |
| 18 番 | 高 橋 透     | ( 同 )                         |
| 19 番 | 中 野 一 則   | ( 宮 崎 県 議 会 自 由 民 主 党 )       |
| 20 番 | 横 田 照 夫   | ( 同 )                         |
| 21 番 | 濱 砂 守     | ( 同 )                         |
| 22 番 | 西 村 賢     | ( 同 )                         |
| 23 番 | 外 山 衛     | ( 同 )                         |
| 24 番 | 日 高 博 之   | ( 同 )                         |
| 25 番 | 野 崎 幸 士   | ( 同 )                         |
| 26 番 | 日 高 陽 一   | ( 同 )                         |
| 27 番 | 井 上 紀 代 子 | ( 県 民 の 声 )                   |
| 28 番 | 河 野 哲 也   | ( 公 明 党 宮 崎 県 議 団 )           |
| 29 番 | 田 口 雄 二   | ( 県 民 連 合 宮 崎 )               |
| 30 番 | 満 行 潤 一   | ( 同 )                         |
| 31 番 | 太 田 清 海   | ( 同 )                         |
| 32 番 | 坂 口 博 美   | ( 宮 崎 県 議 会 自 由 民 主 党 )       |
| 33 番 | 二 見 康 之   | ( 同 )                         |
| 34 番 | 蓬 原 正 三   | ( 同 )                         |
| 35 番 | 右 松 隆 央   | ( 同 )                         |
| 36 番 | 星 原 透     | ( 同 )                         |
| 37 番 | 井 本 英 雄   | ( 同 )                         |
| 38 番 | 徳 重 忠 夫   | ( 同 )                         |
| 39 番 | 山 下 博 三   | ( 同 )                         |

## 地方自治法第121条による出席者

|                     |           |
|---------------------|-----------|
| 知 事                 | 河 野 俊 嗣   |
| 副 知 事               | 郡 司 行 敏   |
| 副 知 事               | 鎌 原 宜 文   |
| 総 合 政 策 部 長         | 渡 邊 浩 司   |
| 総 務 部 長             | 武 田 宗 仁   |
| 危 機 管 理 統 括 監       | 藪 田 亨     |
| 福 祉 保 健 部 長         | 渡 辺 善 敬   |
| 環 境 森 林 部 長         | 佐 野 詔 藏   |
| 商 工 観 光 労 働 部 長     | 井 手 義 哉   |
| 農 政 水 産 部 長         | 坊 菌 正 恒   |
| 県 土 整 備 部 長         | 瀬 戸 長 秀 美 |
| 会 計 管 理 者           | 大 西 祐 二   |
| 企 業 局 長             | 冨 師 雄 一   |
| 病 院 局 長             | 桑 山 秀 彦   |
| 総 務 部 参 事 兼 財 政 課 長 | 吉 村 達 也   |
| 教 育 長               | 日 限 俊 郎   |
| 警 察 本 部 長           | 阿 部 文 彦   |
| 監 査 事 務 局 長         | 阿 高 林 宏 一 |
| 人 事 委 員 会 事 務 局 長   | 吉 村 久 人   |

## 事務局職員出席者

|               |         |
|---------------|---------|
| 事 務 局 長       | 片 寄 元 道 |
| 事 務 局 次 長     | 和 田 括 伸 |
| 議 事 課 長       | 齊 藤 安 彦 |
| 政 策 調 査 課 長   | 日 高 民 子 |
| 議 事 課 長 補 佐   | 鬼 川 真 治 |
| 議 事 担 当 主 幹   | 山 口 修 三 |
| 議 事 課 主 査     | 井 尻 隆 太 |
| 議 事 課 主 任 主 事 | 三 倉 潤 也 |

◎ 一般質問

○丸山裕次郎議長 これより本日の会議を開きます。

本日の日程は一般質問であります。

ただいまから一般質問に入ります。

質問についての取り扱いは、お手元に配付の一般質問時間割のとおり取り運びます。〔巻末参照〕

質問の通告がありますので、順次発言を許します。まず、中野一則議員。

○中野一則議員〔登壇〕（拍手） おはようございます。

きょうからは一般質問であります。新型コロナウイルスをはね飛ばすような質問をしてまいりましょう。

まず、中国の習近平主席の国賓来日であります。どうやら秋以降に延期されたようであります。私は延期よりも中止をしてほしいと、こう思っているものであります。習近平のいろいろなことについては、また、国賓として来日することには反対するそれなりの理由がありますが、枚挙にいとまがないと言っても過言ではないと、こう思っております。

それで、3点ほど、その理由を述べます。その理由であります。軍事力増強を背景に、覇権主義的アジア進出とその支配、日本の固有領土の尖閣諸島海域への武装公船による侵略の常態化と在留邦人の不当拘束、ウイグル人100万人以上を強制収容所に送り、民族として人権を弾圧している、この3点であります。

このことを知事はどう思われるのか、本当に国賓来日でいいのかどうか、そのお考えをお聞かせください。

あとの質問は、質問者席から行います。（拍

手）〔降壇〕

○知事（河野俊嗣君）〔登壇〕 おはようございます。お答えします。

国際社会における日本と中国の立ち位置を考えますと、アジア地域や世界の平和と繁栄に大きな責任を有しております。日中両国がこうした責任を果たしていくことは、大変重要であると考えております。

一方で中国につきましては、御指摘のようなことも含め、さまざまな問題等が報道されているところでありまして、そのような中で、習主席の国賓としての来日について、いろいろな御意見があることも承知をしております。

私は、日本政府が述べておられます、「日中両国が有する大きな責任をともにしっかり果たす、その意志を内外に明確に示す機会になる」、そういう機会にするという考えに、一定の理解はしておりますが、同時に中国に対し、懸案となっている課題等について、政府として主張すべきは主張し、対応を求めるなど、強い姿勢で臨んでいただきたいと考えております。以上であります。〔降壇〕

○中野一則議員 知事にしては、大体今までは外交、防衛については、政府の所管事項であるという答弁でありましたが、意外と踏み込んだ答弁であったと、高く評価させていただきたいと思えます。

この国賓来日が阻止されるよう、知事も政府に、あるいは安倍総理に、地方の知事といえども諫言してほしいと、こう思っております。よろしく願います。

次に行きたいと思えます。いわゆる危機管理について、2～3お尋ねしていきたいと思えます。

まず、陸上自衛隊霧島演習場での日米共同訓

練、1月30日で終了いたしました。私は平穩に終了したと評価しておりますが、中には、もともとこれに反対とか、賛成とか、えびの市内でもいろいろありました。

そこで、この日米共同訓練についての知事の所感をお伺いさせていただきます。

**○知事（河野俊嗣君）** 日米共同訓練につきましては、日米安全保障体制のもとにおきまして、日米相互の連携を深める観点から、大変重要な訓練と認識をしております。

一方で、県は県民の安全・安心を確保する重要な役割を担っておりますので、先日、霧島演習場などで実施されました日米共同訓練では、国に対し、安全対策の徹底等について要請するとともに、訓練期間中は職員を現地に派遣するなど、地元えびの市などとも連携し、訓練や安全対策の実施状況等につきまして、確認や情報収集を行ったところであります。

訓練期間中、事件や事故はなかったと、国から報告を受けるとともに、地元えびの市からも、訓練による被害は確認されていないと聞いているところであります。

**○中野一則議員** 県のいろんな安全対策での要望等も功を奏したんだろうと思いますが、目立った被害状況はなかったと、今、知事が言われました。そのとおりであったらと思うます。

オスプレイについては、騒音の測定を4カ所で実施されました。その結果が、まだ地元からも発表がありません。これは危機管理統括監にお尋ねしますが、その騒音の基準を含めて、実際どのくらいの騒音であったのかをお尋ねしたいと思います。

**○危機管理統括監（藪田 亨君）** 今回の総合訓練におきまして、えびの市からは、オスプレ

イの飛行訓練による騒音により家畜への被害が発生した場合に備えまして、九州防衛局と分担し、計4カ所で騒音の測定を行ったと伺っております。

えびの市が設置しました騒音測定器の測定結果につきましては、現在、委託業者におきまして解析が進められているところであり、騒音が航空機によるものであるかどうかの判別等のために、結果が出るまでに時間を要すると伺っておりますけれども、結果が判明次第、県にも情報提供いただくこととなっております。

また、九州防衛局にも測定結果が判明次第、速やかに情報提供してもらうよう依頼をしているところでございます。

なお、霧島演習場付近に適用されます騒音の基準でございますけれども、その基準はないことから、えびの市では、航空機騒音に係る環境基準などを参考に、測定結果の程度を確認する予定だというふうに伺っております。

**○中野一則議員** 解析に時間を要するという答弁でございましたが、果たして、それでいいのかなという気がいたします。

一番のえびの市民の心配、特に鶏等の飼育農家は、騒音でひなが偏ったり、いろいろして圧死したりしやせんかと、こういうことへの心配等が主でありました。

それで、騒音がどのくらいであれば、これは危険だな、影響があるなということを即座に判断して、そのことを、即、訓練している当局に報告して、その上を飛ばないようにとか、あるいは、何か対策をしてくれと、即座に判断するようなことでないと、後で時間を要して報告するというのは、非常に速報性がないなど。また、基準もないという話でしたが、やはりある程度の基準は、もともとつくっておくべきだな

と思っているところであります。

今後は、県も含めて、これからも訓練はあると思いますので、その辺のことをまとめて対応していただくように、よろしく願いいたします。

次に、新型コロナウイルス対策についてお尋ねしたいと思います。

これは、代表質問でも全員が質問されましたし、あと一般質問でも、それぞれ質問があるようであります。私が出しゃばって、全て質問というよりも、分担した質問がいいだろうと思いますので、私も一つだけ質問させていただきたいと思っております。

要は、今のところ県内で発生しておりませんが、県民は非常に不安なんですよね。不安を乗り越えて、不満が少し出てきているような気がするんです。不満の状態ではどうにもなりませんから、そのためには、やはり検査体制はどうなっているんだろうかということ、よく耳にするところでもありますので、その検査体制なり検査状況を、福祉保健部長にお尋ねしたいと思います。

**○福祉保健部長（渡辺善敬君）** 新型コロナウイルス感染症の感染が疑われる方については、国の基準では37.5度以上の発熱や呼吸器症状があり、患者との濃厚接触歴や流行地域への渡航歴がある方に加えまして、入院を要する肺炎の所見がある、または、医師の総合的な判断により検査を実施するという仕組みになっております。

本県では、衛生環境研究所において、1日当たり24件を検査できる体制を整えておりまして、3月1日現在、29件の検査を行い、全て陰性となっているところであります。

**○中野一則議員** 1日24件、今まで29件という

ことでしたが、この検査をもっと早目に多くできないものかどうか。人によっては、実際は発生しているのに、それがわからんように検査をしないんじゃないかと言う人も、中にはおられます。事実はそうではないと思ってるんですよ。そういうことへの不安とか不満を払拭するためには、検査をもっと早目にできないものか。国の基準があるようにも聞きましたが、宮崎県モデルでやってほしいなと思うんです。福祉保健部長、どうぞお願いします。

**○福祉保健部長（渡辺善敬君）** この感染症におきまして、県が実施する検査につきましては、感染が強く疑われる方については、この感染症による患者であることを早期に確定するために実施するという考え方に基いて行っております。早期に診断し適切に治療を行うことにより、重症化を防いだり、重症化している患者さんを救うことができるという考えであります。

検査に当たりましては、国の基準に基づき、感染が強く疑われる場合は、各自治体において、より積極的に検査を行うよう国から求められておりますが、本県においても、診察を行った医師の総合的な判断により検査が必要な方は、確実に検査していきたいと考えております。

**○中野一則議員** よろしくお願ひしたいと思うんですが、今回の新型コロナウイルスの対策、何かいまいち、ぴしゃっとしていないような。政府も後手に回るときもあるようではありますが、アメリカのCDC、ああいう制度が日本にもあればいいのになということをつくづく思ったところであります。日本にそういう制度がないようではありますが、福祉保健部長は国の方ですから、帰ったら、あなたの提案で日本型CDCをつくるように、政府に働きかけてください

よ。よろしくお願ひしたいと思ひます。

次に、一極集中について知事にお尋ねしたいと思うんですが、何かの会議で知事は、一極集中は余り喜ばしいことではない、この状況は好ましいことではないということをおかれて、知事もそう思っているのかなと思つたんです。それで、東京一極集中についての所感を、知事にお伺ひしたいと思ひます。

**○知事(河野俊嗣君)** 東京圏への一極集中は、明治維新後の中央集権化や戦後の経済発展など、長い歴史の中で形成されてきたものであります。

こうした流れは、効率性を高める上では一定の意義があつたと思ひますが、それはあくまで、地方を含めた国全体が活力を保ち発展することが前提でありまして、都市と地方のバランスを欠いた現在のような状況が続けば、地方はますます疲弊するとともに、その影響は都市にも波及し、やがて国全体の活力低下につながるのではないかと懸念しておるところであります。国土審議会においても、委員としての立場で、そのようなことを申し上げたところであります。

このため、国に対しましては、東京圏への一極集中の是正を引き続き求めるとともに、地方におきましても、地域の個性を生かして魅力を磨き、発信することで、若者の県内定着や出生率の向上につなげ、将来に明るい希望が持てる地域社会を築いていかなければならないと、強く感じているところであります。

**○中野一則議員** 地方が疲弊していますね。それは都市部に影響があるんですよ。だから、我々もこれはけしからんという立場でおるわけです。知事も、そういうことをおられました。我々は地方に住んでいるわけですから、一極集

中が少しでも是正されるように、今後も中央に物申していただきたいと思ひます。

県内の一極集中ですが、ちょっと調べてみたんですよ。いろいろデータを見ましたが、2点だけ申し上げます。人口ですけれども、全国の人口に対して、東京には11.05%が集中しているというデータですが、県内の人口に対して、宮崎市には37.17%が集中いたしております。それから、総生産額を見ましたが、全国の総生産額に対して、東京には19.1%、しかし、県内の総生産額に対しては、宮崎市に37.3%。

東京一極集中どころじゃなくて、宮崎県は宮崎市に一極集中の状態であるというのが実態であるようであります。そのために、長年、過疎対策もしてきました。いまだに人口がどんどんどんどん減ってきて、さっき疲弊という言葉を使われましたが、地方はずっと疲弊しているわけです。そのことが宮崎市にも影響してくるというふうに、私も思っております。

ぜひ、地方がこのまま疲弊しないように、何とか再生されるように取り組んでもらいたいと思っております。

それで、この現状についての御認識を知事にお伺ひしたいと思ひます。

**○知事(河野俊嗣君)** 現在、我が国ではさまざまなレベルでの一極集中が進んでおりまして、国全体では東京に、九州では福岡に、そして宮崎県内では宮崎市にということ、宮崎市には多くの企業や商業施設が立地していることに加え、医療や高等教育機関など、高度な都市機能を集積しておりまして、総人口、市町村内総生産などの指標は、御指摘のとおり、県内市町村の中で最も高くなつているところであります。

私としましては、県内におきましても、県北

・県央・県西にさまざまな機能がバランスよく整備され、都市部も中山間地域も、それぞれに発展していく姿が望ましいと考えております。

このような考えのもと、喫緊の課題となっております中山間地域の維持・活性化に取り組みますとともに、高速道路網やスポーツ施設などの社会基盤の整備も全体のバランスを見ながら進めることで、県内各地で個性と魅力あふれる地域づくりが展開されるよう、県政運営を行ってまいりたいと考えております。

**○中野一則議員** 対策を含めて答弁されましたが、地方が活性化するように、何とか即効薬はないものかと思っております。今、機能も含めてと言われましたが、中央部から、疲弊している県北とか県西とか県南、その機能を何かするようなことがあるわけですか。具体的にあれば、その対策を教えてください。

**○知事(河野俊嗣君)** 今、答弁申し上げましたように、高速道路、そういった道路整備というのは、非常に重要な面であろうかと思っておりますし、国民スポーツ大会等を見据えたスポーツの拠点をつくっていく、そのことにより、地域の活性化の軸というものを県内各地につくっていく、そういったことも重要であろうかと思っております。

県内全体でバランスのとれた県政運営に取り組んでまいりたいと考えております。

**○中野一則議員** 高速道路の云々と言われましたが、高速道路が開通して、より疲弊した町が宮崎県にはあるんですよね。それ以前よりも高速道路が開通してからのほうが、つるべ落としとまでは言いませんが、人口が少なくなったところがあるんですよ。教えましょうか、えびの市です。

だから、高速道路開通に対しては、その辺の

ことも対策をきちんとしていないと逆効果もありますから、ぜひお願いしておきます。そのことも考えて、道路網の整備をよろしくお願いたいと思います。

次に、教育行政についてお尋ねしたいと思うんですが、まずは小規模高校の存続についてであります。

9月議会で、このことについて質問しました。私は、この整備計画そのものがおかしいと言いましたが、そのときに知事は、小規模校の存続を含めて慎重な議論をなさるということでしたので、そのことを含めて、どの辺まで慎重な議論がされているのか、高等学校教育整備計画の今の状況を、教育長にお尋ねします。

**○教育長(日隈俊郎君)** 次期高等学校教育整備計画につきましては、来年度を目途にということで、現在、県内の学識経験者等による懇話会において、全県的・総合的視野から御意見をいただいているところであります。

いわゆる小規模高等学校については、小規模化がさらに進展することにより、生徒同士の切磋琢磨や学び合いの機会が減少したり、学校行事や部活動の活気が失われたりするなどの課題が生じてくることが考えられます。

このような小規模校を存続した場合の課題を克服するため、ICTを活用した遠隔学習システムの活用や地域との連携の中、地域人材を活用した学習の進め方などの議論を深めることとしておりまして、よりよい教育環境を提供する視点に立ちながら、あらゆる角度から検討してまいりたいと考えております。

**○中野一則議員** 要は、現在ある小規模校を含めた高校が、これ以上廃校にならないように、ぜひ次期整備計画を進めてほしいと思うんですよ。

知事も存続を含めて議論だと、9月議会で答弁されておるわけですので、その小規模校が本当に存続するのか、担保されているのか、率直にお尋ねしたいと思います。教育長に。

○教育長（日隈俊郎君） 今、答弁させていただきましても、現在、さまざまな視点から、懇話会において御意見をいただいている段階でございます。ことしの秋を目途に、懇話会の意見を取りまとめでいただくこととしておりますので、その後、いただいた意見を踏まえて、高等学校教育整備計画について、来年度、取りまとめの方向で検討を進めてまいります。

○中野一則議員 とにかく存続——いろんな議員がこの前9月に言いましたので、絶対存続をするようお願いしておきたいと思います。

次に、2学期制導入のことについてお尋ねしたいと思います。

平成16年に宮崎市が、それから平成17年に当時の西諸県教育事務所管内が2学期制を導入いたしました。導入して久しくなるわけですが、その成果はいかかなものかを教育長にお尋ねします。

○教育長（日隈俊郎君） 現在、宮崎市、小林市、えびの市、高原町の4市町で2学期制が導入されておりまして、15年ほどが経過しているところであります。

2学期制の成果につきましては、始業式や終業式などが減り、じっくりと指導できる時間を確保できたり、夏休みや冬休みの前の通知表を作成していた時期に、修学旅行などの行事を組むことが可能となったなどの成果があると聞いております。

一方、課題につきましては、保護者や地域の方から、夏休みや冬休みの前に通知表がないことへの不安や、季節に応じた学期の区切りを意

識できないなどの課題があると聞いております。

○中野一則議員 果たして、2学期制と3学期制、どっちがいいんですかね。スタートしたところはそのまま、あとは3学期制が2学期制に全く移行していませんよね。どちらを選択したほうがいいんでしょうかね、教育長。

○教育長（日隈俊郎君） 今、申し上げましたとおり、2学期制については、2学期制の長所と短所があるものと考えております。

また、3学期制は3学期制の考え方で、先ほどの4市町以外の取り組みもございまして、これについては、それぞれの市町村に判断を委ねているところでございます。

○中野一則議員 なかなか難しいことだと思うんですが、最初スタートして、その後、全く浸透していないということは、やはり2学期制を再度検討すべき時期に来ているんだと思うんですよ。ぜひ、そのあたりのことを御検討願いたいと要望しておきたいと思います。

次に、高校生の就活についてお尋ねしたいと思うんですが、まずは商工観光労働部長に、高校生の離職率の実態をお聞きしたいと思えます。

○商工観光労働部長（井手義哉君） 県内新規高卒者の卒業後3年以内の離職率がまとめられております。これにつきまして、全国との格差を見ますと、平成23年3月卒業者の10.6ポイント差から平成28年3月卒業者の2ポイント差まで、その差は縮小してきておりますが、引き続き全国より高い状況にございます。

○中野一則議員 何とか離職を少なくするというのが大きな課題だと思うんですね。その解決策として、複数制の導入、これは文科省も呼びかけて、宮崎県も途中から解禁して複数制に

しているわけですがけれども、秋田県と沖縄県は全面解禁しておりますよね。この導入をする必要があるように思うんですけども、教育長のお考えをお聞きしたいと思います。

**○教育長（日隈俊郎君）** 高校生の就職採用選考につきましては、経済団体、行政、学校等の委員で構成されます「宮崎県高等学校就職問題検討会議」において毎年協議されておりました、本県では11月1日から、1人が同時に2社を受験できることとしております。

9月の就職解禁直後から複数応募を実施した場合、企業としては、内定辞退による採用計画の見直し、生徒においては、就職活動の長期化による学習活動への影響や、受験費用負担の増加など課題も多いため、検討会議において対応を整理してきたところであります。

一方で、お話がありましたように、本県よりも早い時期から複数応募を認めている県もございますことから、今後も、企業・学校の実態や生徒・保護者の意見等も踏まえ、関係機関と検討してまいりたいと考えております。

**○中野一則議員** 全面解禁している秋田県ないし沖縄県の状況がどんな状況か、全くデータがありませんので知り得ませんけれども、そのあたりのことも参考にしながら、検討はしてほしいなと思っております。

次に、文化財の保護についてお尋ねしたいと思うんですが、まず、ノカイドウのことについてであります。

ノカイドウは、えびの高原にしかない、世界に一つしかない花なんですよね。大正12年に国の天然記念物に指定されました。大変日当たりのよいところを好む植物というふうに、物の本には書いてあります。

これを保護するために、支障木の伐採をする

ということをお聞きしております。しかも、支障木がアカマツ等309本ということですが、その目的、保護のためということですがけれども、そのあたりの事実関係を教育長にお尋ねします。

**○教育長（日隈俊郎君）** 御質問の許可申請につきましては、九州地方環境事務所がノカイドウやミヤマキリシマの生育環境及びキャンプ場周辺の景観の改善を目的に、支障となるアカマツ等を伐採するものでありまして、6月17日付で同事務所からえびの市へ申請書が提出され、11月29日付で同市から県へ進達されました。これを受けて県は、12月9日付で文化庁へ進達しまして、1月17日付で許可されたところであります。

申請から許可がおきるまでに7カ月経過しておりますが、これは、えびの市から県への進達に必要な意見書の作成に時間を要したものであると伺っております。今後、このようなことがないよう、文化財の現状変更などの申請については遅滞なく処理することを、改めて各市町村に指導してまいります。

**○中野一則議員** これはレッドデータブックにも載っているかと思うんですが、希少動植物の一つだと思うんですよね。この保護ということですから。今、えびの市からの進達がおくれたということで、許可まで7カ月も要したということです。日当たりのいいところを好む植物ですから、伐採はやむを得ないと思うんですよね。保護するために伐採するわけですから、時間が7カ月というのは、一段とノカイドウがなくなっていくということにもつながりかねませんので、こういうものの申請は速やかに進達していくように、県も市を指導してほしいと思っております。

次に、文化財保護で盲僧琵琶のことについて



お尋ねしたいと思います。

平成29年9月議会で質問しました。あれから2年半が経過しているわけですが、なかなか県の指定にならないのでありますが、その対応状況はどういうことになっているかを教育長にお尋ねします。

**○教育長（日隈俊郎君）** 議員から御質問があって以降、この三徳院の盲僧琵琶につきましては、将来の県指定文化財も視野に入れながら、さまざまな調査を行ってまいりました。

これまでに、文献調査を初め、県内にある琵琶の現況調査や、関係者や専門家への聞き取り調査を行った結果、盲僧琵琶が県内に13面あるということや、三徳院の琵琶は、その歴史的変遷を知る上で重要な民族資料であることなどがわかりました。

また、当該琵琶を管理するえびの市とは、これらの調査結果を提供しながら、文化財指定について毎年意見を交換しておりまして、昨年5月に、同市から市指定文化財を目指す意向が示されたところでもあります。

今後とも、えびの市の円滑な文化財指定に向けた取り組みを支援してまいりたいと考えております。

**○中野一則議員** えびの市だけじゃなくて、県下に13面あるわけですが、これもいわゆる民間の文化財ですからね。庶民が使ってきた琵琶ですから、早く指定しないと散逸していくというふうに思います。

えびの市だけではありませんけれども、それを持っている市町村には、うまく指導していただいて、ぜひ、県でも指定していただくように、再度よろしく願いしておきたいと思います。

次に、アニメ「めぐみ」と映画「めぐみ」の

活用状況についてお尋ねしたいと思うんですが、これについては、平成30年3月19日に1回調査して、その回答も聞いたところでもありますけれども、それからまた、しばらくたっております。その後の活用状況はどうなっているかを教育長にお尋ねします。

**○教育長（日隈俊郎君）** まず、アニメ「めぐみ」の活用状況でございますけれども、最新のデータは、平成30年度の数値であります。公立小学校では234校中107校で45.7%、公立中学校では129校中53校で41.1%、県立学校では57校中22校で38.6%となっております。お話のありました平成29年度と比較いたしますと、小学校で15.3ポイント、中学校で16.3ポイント、県立学校で21.3ポイント増加している状況であります。

**○中野一則議員** 確かに、この約2年の間に活用が増加したというデータであります。本来ならば、毎年繰り返して繰り返さない、全員が見ないわけですからね。100%を優に超す数字が本来の状況だと思うんですよ。

また、この「めぐみ」については、映画「めぐみへの誓い」というのが今、制作に入っているようでありますから、またこれも、いずれ公開されていくだろうと思うんです。その活用も含めて、ぜひ、人権学習として活用していただくように要請しておきたいと思います。

次に、西霧島地域の観光再開発についてお尋ねしていきたいと思います。

これは、えびの高原を中心にした西霧島地域の観光を何とかせないかんと思っているんです。えびの高原だけを見ても、今の観光客はピーク時の4分の1になっているんですよ。約200万人いたものが、50万人そこそこになっているわけです。それで、ぜひ、これを県全体で

もいろんな角度から取り組んでいただいて、また200万人を超える観光地えびの高原、ないし西霧島地域の観光に役立ててほしいと、こう思っているところです。

まずは県土整備部長に、観光に行くためには、何といたっても道路網の整備ですから、そのことについてお尋ねしたいと思うんですが、県道1号小林えびの高原牧園線が通行どめになってから、もう2年が過ぎました。一向にあそこに行けない状態が続いているわけですが、その開通見通しについてお尋ねしたいと思います。

**○県土整備部長（瀬戸長秀美君）** 県道1号小林えびの高原牧園線の復旧につきましては、昨年7月に行いました地質調査の結果、切り土計画区間におきまして火山性ガスが確認されたことから、工事内容を、切り土を行わない盛り土を主体とした計画へ見直し、現在、国への事業計画変更の諸手続を進めているところであります。

また、この手続と並行して、開通後における道路利用者の安全確保につきましては、硫黄山などの状況も十分考慮する必要があるため、学識経験者等の御意見を聞きながら、慎重に検討を進めているところです。

現在まで通行どめが長く続いており、開通を望む地元の声も聞いておりますので、引き続き、气象台やえびの市等の関係機関と連携を図りながら、道路利用者の安全確保の体制を整え、工事着手に向けて取り組んでまいります。

**○中野一則議員** いろいろ火山ガスで毒性が強いものがあって、工事もできないし、工事ができても通るのも大変なことになると思うんですよね。これは、見通しがまだまだ難しい。先の見通しというのは、あと何年ぐらい待てばいいんですか。

**○県土整備部長（瀬戸長秀美君）** 開通の見通しを申し上げることは、なかなか難しいところでございますけれども、今現在、先ほど申し上げましたように、開通後における道路利用者の安全確保が非常に大事だというふうに考えております。この件に当たりまして、今現在、学識経験者等の御意見を踏まえながら、検討を進めているところでございます。

**○中野一則議員** そういう専門家の声を聞きながら、1年でも1日でも早く工事ができて、開通できるように要望しておきたいと思います。

それから、県道30号えびの高原小田線の未改良区の整備状況についてですが、もともと県単事業で進めていたものを、令和元年度から交付金事業にしてもらいました。これの整備は急がれると思うんですけれども、その整備はどのくらいの年数で全ての改良をされるつもりか、お尋ねします。

**○県土整備部長（瀬戸長秀美君）** 県道えびの高原小田線の白鳥温泉下湯付近からえびの高原までには、未改良箇所が点在しておりまして、合計延長は約3.3キロメートルとなります。

整備につきましては、えびの市と合同による現地調査を踏まえ、平成27年度から5カ所の約2.8キロメートルを末永工区として計画し、昨年度より、白鳥温泉下湯付近の工事を実施しております。

また、今年度からは、国の交付金を活用し、さらなる整備推進を図っているところであり、引き続き、末永工区の早期完成に努めるとともに、残り未改良箇所約0.5キロメートルの整備につきましても、事業の進捗を踏まえながら取り組んでまいりたいと考えております。

**○中野一則議員** これも急いでほしいと思うんですよね。交付金事業になったわけですから、

予算も、今までは大体1億弱ぐらいでしたが、それをうんと超えるような予算でやってほしいと思うんですよ。

それで、未改良区間3.3キロ、改良箇所が2.8キロというと、わずかに0.5キロ、いわゆる500メートルが残るんですよね。この500メートル部分を何とかしてほしいんです。県土整備部長、ぜひお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

**○県土整備部長（瀬戸長秀美君）** 今、答弁を申しあげましたけれども、まずは、今行っている約2.8キロメートルの末永工区の早期完成に努めてまいりたいと考えておまして、この整備の状況を踏まえながら、今、言われました500メートルの整備についても取り組んでまいりたいと考えております。

**○中野一則議員** まずは当初の計画を、そして残りの0.5キロについても取り組んでまいりたいということは、恐らく、これも含めた交付金事業に変更してもらえると、こう思いますので、よろしく願いしておきます。

それから、県道103号栗野停車場えびの高原線ですが、これについては、この前、知事にも、また担当部長にも、宮崎県・鹿児島県関係議員で要望活動させていただきました。大変前向きな答弁をいただきまして、全員感謝しているところであります。

それで、これについて、私から一つだけ質問していきたいと思うんですが、今、新しいルートについては、全てが人工林なんです。全てが人工林なのに、環境調査が必要だという、この前の要望のときの回答でありましたが、なぜ、環境調査が必要なのか。これも県土整備部長にお尋ねします。

**○県土整備部長（瀬戸長秀美君）** 県道栗野停

車場えびの高原線の未供用区間の整備につきましては、平成30年度より、国有林内の既設林道の活用を含めた概略のルート案について検討を進め、鹿児島県と調整が図られたところであります。

今回のルートは、大半が人工林内を通るものの、県境付近におきまして、天然林の広がる国立公園内の特別地域を通過する計画となっております。

この特別地域内では、環境大臣の許可が必要となることから、環境省と協議を行っており、希少植物の有無について把握しておいていただきたいとの意見をいただいているところであります。

こうした意見を踏まえ、県としましては、ルート付近における特別地域内の植物の現況を調査する必要があると考えており、実施に当たりましては、引き続き、環境省など関係機関と協議を進めてまいりたいと考えております。

**○中野一則議員** 必要性があるんでしょうけれども、全てが人工林ですからね。前のルートで頓挫したのは、この環境調査のところであつて、頓挫したようなことになっておるわけですので、強い県の指導力で、今回はそういうことにならないように、よろしく願いしておきたいと思います。

次に、えびの高原の飲用水の確保対策について、環境森林部長にお尋ねしていきたいと思えます。これは、今の給水施設の整備ということで、国立公園満喫プロジェクトの事業から進められていると思うんですけれども、その規模なり進捗状況、あるいは完成の見通しについてお尋ねしたいと思います。

**○環境森林部長（佐野詔藏君）** えびの高原で利用されております給水施設は、県が管理して

おります白紫池・六観音御池給水施設、及びえびの市が管理しております給水施設の2系統があります。

県の給水施設では、近年、老朽化に伴う断水や漏水に加えまして、利用施設から距離のある取水口や浄水装置の保守点検など、維持管理が大変大きな負担となっております。

このため、国の制度事業を活用しまして、今年度、改修のための測量・設計を実施しております。来年度から工事に着工し、3年後の完成を目指しているところであります。受水槽の容量を現在の約2.3倍の規模とする予定となっております。

また、同様に老朽化しております市の給水施設につきましては、今後、県の給水施設への連結について、市との調整を行いまして、えびの高原全体に水の安定供給が図られるよう努めてまいりたいと考えております。

**○中野一則議員** さっき、もとの200万人の観光客のえびの高原にということを行いました。が、200万人観光客がふえても、この給水に支障がないように、そして、民間のというのは、今も言われましたが、市が既に管理しておりますので、そのことも含めてやってください。民間のほうが、ずっと断水して、いろいろ支障があったわけですからね。ぜひ、そのことも含めてお願いしておきたいと思っております。

次に、国立公園保護地域の規制緩和について、これも環境森林部長にお尋ねしたいと思うんですが、えびの高原は国立公園ですから、これの保護地域になっております。高原そのものは、第1種から第2種まであるんですが、これの縛りで、開発がなかなか進まない面もあるようであります。それで、これの緩和をできないかということをお尋ねいたします。

**○環境森林部長（佐野詔藏君）** えびの高原は、霧島錦江湾国立公園の北部に位置しまして、貴重な動植物やすぐれた風景地などを保護するために、国より第2種特別地域等に指定されております。

特別地域の規制緩和につきましては、国において判断されることではあります。国からは、えびの高原は霧島錦江湾国立公園の核心的な地域になっていることから、大変厳しいのではないかと伺っております。

一方で、これまで整備されてきました施設のように、国が策定する公園計画に位置づけられますと、民間事業者による宿泊施設や売店、飲食店等の利用施設の整備及び運営は、一定の条件はありますものの、可能とされております。

県としましては、えびの高原のさらなる活性化を図る上で、民間事業者の参入は重要であると考えておりますので、関係機関と連携しまして、公園計画に基づいた事業参入について、積極的に推進してまいりたいと考えております。

**○中野一則議員** やはり、えびの高原の開発促進のためには、国立公園内とはいえ、民間の活力を活用するという方向で、ぜひ取り組んでほしいと思います。それは要望しておきます。

次に、商工観光労働部長に、国民宿舎えびの高原荘の経営の存続について、アイススケート場も含めてお尋ねしていきたく思うんですが、今後とも、これは存続するという事で理解しておっていいですかね。

**○商工観光労働部長（井手義哉君）** 県営国民宿舎えびの高原荘及びアイススケート場につきましては、今後とも存続するという事に基づきまして、指定管理を今行っておりますけれども、これが現在3期目でございます。指定管理の現在の期間は、令和3年3月までとなっております。

ります。

県としましては、令和3年4月からも、指定管理者による管理運営を継続することとしておりまして、次期指定管理者の選定につきましては、今年6月の県議会において募集方針の説明を行った上で、7月以降に公募を開始する予定としております。

そのため、選定作業に必要となる経費を新年度予算に計上させていただきますとともに、現在、火山活動が長期化し、継続している状況や、第3期目の利用状況、収支状況等を勘案しながら、次期の募集方針につきまして、具体的な検討を行っているところでございます。

○中野一則議員 存続するという意思もあらわれるようではありますが、その指定管理を今、宮交系列さんがされておりますが、地元では、次、宮交さんは、もう指定管理者をおりるんじゃないかといううわさが非常に広がっているんですよ。また、宮交がえびの市に持っていた施設も売却されたし、ほかの指定管理も手放されているという経緯もあります。それで、新たな指定管理者を求めるということは、非常に厳しい環境にあるのではないかという危惧の念があるわけですよ。それでも指定管理ということをするんだというふうに理解していいですか。

○商工観光労働部長（井手義哉君） 先ほど御答弁申し上げましたとおり、次期につきましても、指定管理者による管理運営を継続するものと考えておりまして、具体的な検討に入っているところでございます。

次期の指定管理について、現時点では何も申し上げられることはありませんけれども、公募に当たりましては、しっかりと周知に努めてまいりたいと考えております。

○中野一則議員 今から新たな条件で公募され

るわけですが、条件をかなり緩和しないと、いけないんじゃないかと思うんですよ。今、もともと1億7,500万あったのを1億カットして、宮交さんが再度調整されて、今日来ていらっしゃるんですよ。指定管理料は、お金を与えて指定管理をするのが普通ですから、もうお金を払わせるという指定管理じゃ、私は難しいんじゃないかなと思うんですよ。指定管理料を払って、1億円払うから経営してくれと、そのくらいまで踏み込まないと難しいと思うんですが、いかがですかね。

○商工観光労働部長（井手義哉君） 第4期の指定管理の納付金につきましては、現在の火山活動が長期化し、継続している状況、また、先ほど申し上げましたように、第3期の利用状況、収支状況等を勘案しながら、具体的に検討してまいりたいと考えております。

○中野一則議員 ぜひ、緩和した条件でやってください。それでもいかなかった場合、どうされますか。もう時間がないから私の考えを申し上げますと、県の直営でしてほしいんですよ。存続をすると言われたんですから、いなかった場合は、県が直営で営業する。そういう考え方でよろしいですかね。

○商工観光労働部長（井手義哉君） 県といたしましては、まずは公募を開始した段階で、しっかりと周知に努めてまいりたいと考えております。その上で、公募の申し込みがなかった場合は、改めて再公募をすることとなると考えております。

えびの高原荘につきましては、県民の福祉を増進する目的で設置されました公の施設でありますことから、指定管理者制度が導入できない場合は、県が直営で施設を管理することとなります。

このようなことにならないように、申し込みが行われるように事前の募集方針の検討、そして募集情報の周知広報にしっかりと取り組んでまいりたいと考えております。

**○中野一則議員** かなり緩和された条件で、この国民宿舎えびの高原荘も、そしてアイススケート場もずっと存続するように、ぜひお願いしておきたいと思います。

次に、もう一点ですが、実は、えびのの高原という地域で、温泉トラフグが昨年から出荷されました。私も試食をさせていただきました。全然見劣りのしない品物でございます。

名前もまだついておりませんが、えびのの陸上で養殖されたトラフグを、温泉トラフグということですので、京町温泉トラフグと名乗って、観光振興のことも含めて出したらいかがなものかなと、こう思っているんです。

それで、やはり特徴を持たせないかんと思うんです。トラフグには毒がつきものですが、意外と、この陸上で養殖されたトラフグには毒がないんだそうです。トラフグそのものもともと毒を持っていないと。海で養殖されて、海で育ったものは、毒のある海藻を食べて、それを体内に蓄えているから毒が出ると、こういうことなんです。長崎大学の教授も、絶対毒はないということを証明しておられるようでありますから、全国に先駆けて、このトラフグは毒がないわけですから——陸上トラフグの肝臓を今、食べたらいけませんよね、条例で。この条例を、えびの京町温泉トラフグは肝臓も食べられるというような改正をぜひしてほしいと思うんですよ。これは、福祉保健部長の一存でできると思うんですが、いかがですか。

**○福祉保健部長（渡辺善敬君）** フグにつきましては、従来から国が、種類別に食べられる部

位と食べられない部位を示しております。

トラフグを含めまして、全てのフグの肝臓につきましても、国の食品安全委員会において、既に食べられない部位として評価をされております。

現在、本県を含む全ての自治体が国の通知に基づく取り扱いをしております、引き続き食の安全性の確保に努めてまいりたいと考えております。

**○中野一則議員** 毒がないトラフグですよ。毒があるものは、国も規制しているんです。毒がないものを規制する必要はないと思うんですよ。これは県の条例でできると思うんですよ、いかがですか。毒がないものを食べるという…。もともと毒がないものは、条例をつくらなくても食べられるわけでしょう。規制がないから、何か食べ物は食べないということはないんですよ。いかがですか。

**○福祉保健部長（渡辺善敬君）** 恐れ入りますが、養殖いかんにかかわらず、全てのフグの肝臓につきましても、国の食品安全委員会において、既に食べられない部位として評価をされております、現時点では御理解をいただければと思います。

**○中野一則議員** トラフグ特区でもつくって、えびのの陸上で生産された京町温泉トラフグは食べられますよという条例改正をして、また、西霧島全体、えびの高原、そして京町温泉を含めた観光客がふえるように、ぜひ、よろしくお願いをしておきたいと思います。以上で終わります。（拍手）

**○丸山裕次郎議長** 次は、満行潤一議員。

**○満行潤一議員〔登壇〕**（拍手） 県民連合宮崎、満行潤一です。安全・安心のまちづくり、働き方改革を中心に質問してまいります。

まず初めに、南海トラフ海底地震津波観測網空白域の整備についてです。

「南海トラフ巨大地震の予知は不可能」との記事が目にとまりました。「事前に、発生する時や場所、規模を正確に言い当てる直前予知は、100回試みて99回程度は失敗する」、予知の実用化が不可能に近いということが、地震学者へのアンケートで明らかになりました。

南海トラフ海底地震津波観測網で、まだ観測網を設置していない空白海域（高知県沖～日向灘）にケーブル式海底地震・津波観測システムを構築することにより、今までは、地震計により津波の発生を推定し、沿岸域の検潮所等で津波を検知していたのが、これにより最大20分ほど早く津波を直接検知できるとのことです。この事業に関する知事の所見と県のかかわりについてお伺いいたします。

無電柱化の促進についてです。

先月、会派調査で、昨年の台風15号で大きな災害が発生した千葉県鋸南町などを調査してきました。

まだ道路や橋の復旧が手つかずのところも多く、屋根がブルーシートで覆われており、相当強い風が吹いたことが想定されます。台風15号がもたらした千葉県の大規模停電は、発生から2週間余りが経過しても、完全解消には至りませんでした。強風によって電柱が想定を超えて倒壊したことが停電の主な要因で、多くの防災専門家も無電柱化の必要性を訴え、政府も加速させる意向を示しています。

電柱の被害は、強風によるものや、飛んできたトタン屋根による損傷など多岐にわたり、経済産業省が見積もる今回の被害は、約2,000本。台風後、現地を視察した赤羽一嘉国土交通大臣は、同じことを繰り返さないために、総括とし

て前に進めなければならないと話し、無電柱化を進める考えを示しています。

平成28年に無電柱化促進法が成立し、国は、昨年度から令和2年度までの3年間で2,400キロの道路での着工を目標に掲げています。しかし、高コストが足かせとなって、加速的な普及は見通せていません。命を守ることを最優先にすれば、無電柱化は必要です。一刻も早く国際社会と肩を並べる状況にすべきと思います。

本県のこれまでの取り組みと、今後どのように取り組まれていくのか、お伺いいたします。

次に、会計年度任用職員制度の導入についてです。

現在の22条職員がフルタイムからパートタイム化されます。多くの職場は5時間50分のパートです。なぜパートタイムになるのか、パートタイム化が働き方改革なのか。農林、土木などの出先機関現場の混乱が予想されます。さらに人員も減員されるとも聞きます。

太田議員の代表質問で、「非正規や派遣労働が少子化を招いていると思う」との問いに、知事は、「不本意な非正規・派遣労働が固定化することは望ましくない。良質な雇用の場の創出を図ることとしている」と答弁され、また、「財政上の制約を理由とした勤務時間の短縮は総務省通知に反するのではないか」との質問に、総務部長は、「業務を整理し、職務の内容や業務量を考慮し、パートタイム勤務が適当であると判断した」と答弁されました。この答弁は、知事答弁と違うのではないか。総務省通知に反してはいないのか、大いに疑問です。宮崎県におけるさらなる官製ワーキングプアの推進としか映りません。

新年度の地方財政計画では、期末手当の支給に係る経費1,700億円を計上しています。パート

タイム化は理解に苦しみます。パートタイム化、人員減で、本県のこのような会計年度任用職員制度の運用によって、本当に4月から職場がスムーズに回るのか、職場が混乱しないのか心配です。総務部長の見解を伺います。

以下、質問者席から行います。(拍手)〔降壇〕

○知事(河野俊嗣君)〔登壇〕 お答えします。南海トラフ海底地震津波観測網の整備についてであります。

南海トラフ海底地震津波観測網は、N-netと呼ばれておりますが、これを整備することによりまして、これまでよりも地震や津波を早期に検知することができると言われております。県民の安全確保や早期避難に大いに役立つものと期待しているところであります。このため、その早期整備に向けまして、私自身、文部科学省などに直接出向き要望を行うとともに、知事会などを通して働きかけをしてきたところであります。

この結果、今年度から5カ年の計画で整備が開始されたところでありまして、串間市を初め関係者の協力のもと、観測網のルート確定のための海洋調査などが実施されております。

来年度は本格的に工事が始まりますことから、県としましても、工事が円滑に実施されるよう、国と関係者との調整などへ協力を行うとともに、早期の整備と運用開始が図られるよう、国に対し、私自身も引き続き要望してまいりたいと考えております。以上であります。

〔降壇〕

○総務部長(武田宗仁君)〔登壇〕 お答えいたします。会計年度任用職員制度についてであります。

知事部局におきましては、現在、臨時的任用

の職について、それぞれの所属の意見を聞きながら、業務内容や業務量等を把握した上で、来年度からの円滑な業務遂行に支障がないよう、会計年度任用の職について設定を行ったところであり、その結果、今回、パートタイムの会計年度任用職員として任用することとしたところであります。

会計年度任用職員は、毎年度設置される職でありますので、今後とも、それぞれの職場の実態を十分に把握して、フルタイムの任用も含め、その業務内容や必要性について検討しながら、配置してまいりたいと考えております。以上であります。〔降壇〕

○県土整備部長(瀬戸長秀美君)〔登壇〕 お答えいたします。無電柱化についてであります。

無電柱化につきましては、道路の防災性の向上を初め、安全で快適な通行空間の確保、良好な景観形成の観点からも、大変重要な取り組みであります。

このため、県管理道路につきましては、緊急輸送道路や主要な駅周辺で、これまでに約12キロメートルの整備を行ったところであり、現在、4路線、約4キロメートルについて工事を進めております。

さらに、平成30年11月に策定しました「宮崎県無電柱化推進計画」に基づき、3路線、約3キロメートルについて設計を進めており、来年度から、国道269号の都城市栄町地区などにおいて工事に着手することとしております。

県としましては、安全安心なまちづくりに向け、引き続き、電線管理者等と連携しながら、無電柱化の推進に取り組んでまいります。以上であります。〔降壇〕

○満行潤一議員 ありがとうございます。



総務部長、先ほど御答弁いただきましたが、フルタイム化等も考えて検討していきたいということです。混乱が生じたら、即対応いただくような取り組みを、ぜひ、後任の方にも引き継ぎをいただきたいと要望しておきたいと思いません。

防災・減災を支える地域防災活動組織支援についてお伺いします。

本県では、防災士の養成、自主防災組織への資機材の支給など、地域の防災活動組織への支援を行っています。

地域自治会や自治公民館などの地域コミュニティだからこそできる取り組みを推進し、地域密着でしかできない活動を展開して、行政など公助の限界をカバーしていかなければなりません。災害リスクの増大と少子高齢化の進展の中で、自主防災組織がより強くなることが求められています。住宅の耐震補強は言うまでもなく、家具の転倒や通電火災の発生を防止する取り組みなど、予防的な活動の推進を図ることが期待されています。避難誘導や安否確認、さらには避難所運営などをコミュニティ主体で進めることも期待されています。高齢者や障がい者などの要支援者を支える地域活動の強化も、自主防災組織には欠かせません。防災・減災を支える地域防災組織支援について、一層充実すべきではないかと思えます。県の考えをお聞きます。

**○危機管理統括監（藪田 亨君）** 自主防災組織は、地域における「共助」を担う組織であり、その活性化は大変重要であると認識をしております。

このため、県におきましては、自主防災組織を対象にしまして、防災士出前講座を実施するとともに、市町村と連携しながら、研修会の開

催を初め、資機材整備や避難訓練への支援などにより、その活性化に取り組んでいるところでございます。

今後とも、「共助」の重要性について、県民に対し、さらなる周知・啓発を図ることを通しまして、自主防災組織への参加を促すとともに、自主防災組織の活性化がより一層図られますよう、市町村の意見も伺いながら、支援策について検討してまいりたいと考えております。

**○満行潤一議員** 次に、ハードディスクドライブ神奈川県行政文書流出についてです。

神奈川県でファイルサーバーとして使われたハードディスクドライブが、リース終了後にデータが完全に初期化されずにネットオークションで転売された事件は、「世界最悪級の流出」とも言われ、IT企業ならずとも震撼した事件と言われています。オークション落札者が市販ソフトでデータを復元し、残存データの存在を確認し、朝日新聞に情報提供したことで、公文書の大量流出が明らかになりました。

本県のリース物件等のハードディスクドライブ引き渡しの契約書にも、秘密保持に関する事項もあるはずですが、サーバーやパソコンを処分する際の情報漏えい対策にどのように取り組んでいるのか、お伺いします。

**○総合政策部長（渡邊浩司君）** 神奈川県の手案では、処分したサーバーのハードディスクから、税に関する個人情報を含む大量のデータが流出したと報道されておりまして、大変大きな問題だと受けとめております。

本県では、不要となりましたサーバーやパソコンを処分する場合には、ハードディスクなどに穴をあける物理破壊や、専用のソフトウェアによるデータの消去を行いまして、全ての情報が復元できない状態にしております。

また、こうした措置は、原則として、職員がみずから行うか、職員立ち会いのもとで業者が実施しております。また、職員が立ち会えない場合には、必ず写真やデータの消去証明書などの証拠書類を提出させているところでありませぬ。

情報漏えい対策は、個人情報の保護や行政の信頼を確保する上で最も重要な取り組みの一つでありますので、不正アクセスやウイルス攻撃などへの徹底した対策を行うとともに、情報セキュリティ研修による職員の意識向上を図るなど、今後とも万全を期してまいりたいと考えております。

**○満行潤一議員** 次に、体感治安の確保について、警察本部長にお聞きします。

全国の刑法犯認知件数は年々減少しています。2002年(平成14年)の285万件がピークで、2018年(平成30年)は81万件余となり、前年に引き続き戦後最少を更新しています。本県も大きく減少しています。全国では、防犯ボランティア団体との連携が功を奏し、窃盗犯が大幅に減少したのが主な要因と報道されています。特殊詐欺の件数も減っていますが、1件当たりの被害額は大きく増額しており、また、サイバー犯罪、知能犯罪の巧妙化が気にかかります。本県の取り組み状況をお聞きいたします。

**○警察本部長(阿部文彦君)** 本県の刑法犯認知件数は、平成14年に最多の1万7,703件となりましたが、その後、全国的に官民を挙げて犯罪抑止対策に取り組んだ結果、昨年は、過去最少の3,993件でありました。

認知件数が減少した主な要因につきましては、警察による検挙活動や街頭活動のほか、積極的な防犯情報の提供、防犯機器の普及促進、あるいは、防犯ボランティア等と連携した見守

り活動や、関係機関・団体との「犯罪の起きにくい社会づくりに関する協定」の締結などの各種対策が、犯罪防止に大きな効果があったものと考えております。

今後とも、官民一体となって県民の安全・安心の確保に努めてまいります。

**○満行潤一議員** 今後とも、民間団体とかボランティア団体と、ぜひタッグを組んで頑張りたいと思います。

次に、学校の働き方改革について、教育長にお伺いいたします。

まず、働き方改革推進モデル校の成果と課題について伺います。

2月10日に、それぞれのモデル校が工夫した事例の発表会を開催されたようです。モデル校の取り組みによって明らかになった成果と課題について伺います。

**○教育長(日隈俊郎君)** 県教育委員会では、本年度、小学校3校、中学校3校、県立学校は特別支援学校を含む3校を、働き方改革推進モデル校に指定しまして、昨年3月に策定しました「学校における働き方改革推進プラン」に基づいた取り組みを進めております。

取り組みの成果としましては、「会議や行事の見直しに加え、スクールサポートスタッフや部活動指導員などの活用により教職員の負担軽減を図ることで、子供たちと向き合う時間がふえた」「職員の働き方改革への意識が高まった」などの報告を受けております。

一方、課題としては、「働き方改革に対する保護者や地域の方々への理解を得ることが難しかった」「教頭の長時間業務を解消するまでには至らなかった」などの報告を受けております。

**○満行潤一議員** 学校における働き方改革プラ

ンについてです。

学校ごとに教職員に週1回以上の原則定時で退校するリフレッシュデーの設定が、昨年4月から導入されました。定時退校日の設定状況と設定後の成果について伺います。

○教育長(日隈俊郎君) 定時退校日につきましては、プランに基づき、本年度から県内一斉の取り組みとして推進しているところであります。

本年度につきましては、県内ほとんどの公立学校において、学校や地域の実態に応じて定時退校日が設定されております。

学校からは、退校時間を意識して計画的に業務を進めるようになった、学校全体で定時に退校しやすい雰囲気になったなど、多くの成果が挙げられております。

○満行潤一議員 次に、給特法についてであります。

給特法の一部改正をする法律が可決、成立しました。7条では時間外労働の規制が設けられましたが、罰則規定はありません。学校現場の状況によっては、持ち帰り残業がふえるおそれもあるのではないかと心配します。

さて、改正給特法では、客観的な勤務時間の管理を重視しています。文科省調査によれば、客観的な勤務時間管理システムでの把握方法、本県は26%です。

県立学校では、昨年度より、パソコンを利用するタイムカード機能「ミライム」による教職員の出退管理を実施しています。大変便利な機能も多く備わっているものの、出退勤管理の運用実態としては、自己申告の要素がまだ多く含まれているとの現場の意見もあります。

改正給特法の成立によって、現在運用されているミライムが、それに対応していると考えて

いるかどうか、教育委員会の見解を伺います。

○教育長(日隈俊郎君) 客観的な勤務時間の把握方法とは、労働関係法令におきまして、タイムカードやパソコン等の使用時間の記録等によって把握する方法となっており、現在の県立学校で運用しています方法は、これに沿ったものであると考えております。

なお、このシステムには、本人による後日の修正が可能であるなど、自己申告の要素が含まれておりますが、これは、文部科学省のガイドラインに従いまして、勤務場所を離れて業務を行った場合などに修正するための機能であります。

今後も、システムが適切に運用され、客観的な勤務時間の管理が徹底されるよう、県立学校への指導を行ってまいります。

○満行潤一議員 市町村との連携です。

規則の制定や長時間労働是正の取り組みなど、実効ある施策にするためには、市町村教育委員会との連携が重要になると思います。どうなっているのか、お伺いいたします。

○教育長(日隈俊郎君) 現在、県教育委員会では、給特法改正の趣旨を踏まえた教職員の長時間業務解消に向け、学校閉庁日や部活動休業日の設定などの取り組みに加えまして、家庭や地域に対して、働き方改革に対する理解と協力を求めるメッセージを配布するなど、市町村と連携した県内一斉の取り組みを進めております。

また、県と市町村が一体となりまして、公立小中学校に、統一した公務支援システムの導入を計画しているところでありまして、本議会に関係予算をお願いしているところであります。

今後は、市町村においても、給特法改正の趣旨を踏まえ、長時間業務解消に向けた具体的な

取り組みが進むよう、密に連携を図ってまいります。

**○満行潤一議員** 4月から学校の先生たちのサービスが落ちたとかいう保護者の声がないように、ぜひ、真の長時間労働是正の取り組みをお願い申し上げたいと思います。よろしくお願いいたします。

次に、感染症対策についてお伺いいたします。

初当選して初の登壇が平成11年6月議会の一般質問でした。その中で感染症について質問しています。前年の10月に伝染病予防法が廃止され、新たに感染症法ができました。それまであった隔離病舎は廃止され、感染症の隔離は原則行わず、エボラ出血熱、ペスト、SARSなど限られた感染症のみ指定医療機関に入院させると変わりました。

今回、新型コロナウイルスが政令によって指定感染症に指定され、2類感染症と同類の扱いとされました。私は、なぜ罹患者全員を指定医療機関に入院させなければならないのか、理解できません。

1月に中国大陸であれだけの患者が発生しているのに、水際作戦で国内に感染者を入れないことなど、ボーダーレスの現代にできるはずがありません。既に国内感染期に入ったと考えるのが妥当だと思います。

クルーズ船に閉じ込めているより、いかに早くハイリスクの高齢者などに適切な医療を提供すべきかが大きな課題であったはずですが、限られた医療資源を、ハイリスクである高齢者や基礎疾患などの有病者へ投入し、感染を防ぐことです。老人ホームなど、高齢者福祉施設入居者への対応が急がれます。

現在の間違った情報の中で、死者が1人出

た、2人出たと大騒ぎの現状では、本県で新型コロナウイルスの感染者が出たら、県民はパニックになると思います。インフルエンザ対策と同じ対応でいいはずですが、県民への正しい情報提供・啓発が重要だと考えますが、福祉保健部長の見解をお伺いします。

**○福祉保健部長（渡辺善敬君）** 新型コロナウイルス感染症につきましては、季節性インフルエンザと同様に、飛沫感染と接触感染によりうつるものでありまして、罹患しても軽症である例も多い一方、長引くせきや強いだるさを感じ、肺炎等重症化することもありまして、特に御高齢の方や基礎疾患のある方は重症化しやすいとされております。

対策としましては、議員御指摘のとおり、日ごろのインフルエンザと同様の対策をしっかりと行うことが重要であることから、県では、啓発のためのチラシを作成し配布するとともに、ホームページやメディアを通じて周知を行っております。

まさに今が極めて重要な時期であることから、日常生活で予防策に取り組まれるよう、これからも県民の皆様に対して周知してまいります。

**○満行潤一議員** 次に、大量発生時の対応についてです。

県内の感染症指定医療機関第一種が1床、第二種は7施設で、合計30床です。

県内で1人でも患者が出たら、指定医療機関は通常の診察はできないぐらいパニック状態に陥ると予想されます。さらに10人、20人と大量の感染症患者の発生時の対応についてお伺いいたします。

**○福祉保健部長（渡辺善敬君）** 本県では7施設で30床を確保しており、基本的には第二種感

感染症指定医療機関で対応できると考えておりますが、地域で感染数が大幅にふえた場合、第二種感染症指定医療機関だけで対応することは困難になることも想定されます。

その場合、国の基本方針にありますように、県としましても、集中治療を要する重症者を受け入れる医療機関の確保など、必要な医療の提供ができるよう、県医師会や医療機関等と連携を図っているところであります。

**○満行潤一議員** 現場は本当に大変だろうと思いますけれども、よろしく願いいたします。

香港事務所、上海事務所の対応についてです。事務所閉鎖の期間が延び延びとなっておりますが、対応状況についてお伺いいたします。

**○商工観光労働部長（井手義哉君）** 県の海外事務所としては、香港に県職員2名及び現地スタッフ2名を、上海に現地スタッフ1名を配置し、県産品の輸出促進や観光誘客等の業務を行っております。

今回の中国における新型コロナウイルスの感染拡大の状況等を踏まえ、現在、両事務所は閉鎖をしております。

また、外務省より、中国国内に滞在する邦人の早期帰国を至急検討するよう呼びかけがあったことから、香港の県職員については一時帰国させ、経過観察を行いながら、派遣先の県物産貿易振興センターで業務に当たらせております。なお、事務所業務につきましても、当面の間、現地スタッフが在宅にて行っているところであります。

今後とも、現地情報の把握に努め、情勢に応じて適切に対応してまいりたいと考えております。

**○満行潤一議員** 次に、全国一律の学校一斉休業についてであります。

新型コロナウイルスでは、これまでのところ子供の感染者がとても少なく、重症者がいないことがわかっていることから、政府の専門家会議のメンバーで小児科医の岡部信彦氏は、「専門家会議でも休校は諮問されず、提言もしていない」、平成21年（2009年）に新型インフルエンザが流行したときは、子供の患者が多いことが予測され、高校生の患者が国内で最初に見つかった神戸市では、小中高を一斉に休校したことで感染を抑え、流行をおくらせる効果があったが、一方、今回の新型コロナウイルスでは、感染が相次ぐ地域と、そうではない地域の差が大きいことも指摘し、「全国一律の休校が効果的であるとするには科学的根拠は乏しい」と話されています。

安倍総理の要請に基づき、文科省より学校の一斉休業が要請され、宮崎県でもそのとおりに対応することとされ、多くの学校がきょうから休業に入っているのだらうと思います。

政府の判断に疑問を持つ思いはたくさんありますが、一旦、それは横に置いて、児童生徒を抱える家庭から多くの不安の声が上がっています。

突然の決定によって、大方の世帯が就労している現状において、どの職場も2週間も3週間もなかなか休めない。また、それを休むことによる収入の低下もあり得る。いろんな問題が次から次に惹起されます。

中には、医療機関や高齢者福祉施設などに勤務していて、休むと患者や利用者の受け入れを制限せざるを得ない施設等も数多くあり、事態は深刻です。

保護者が対応できる家庭はまだよいでしょうが、長期間休めない場合、子供はどう過ごすのか。特に、低学年の児童や発達に支援を要する

子供たちをどう見守るのか。2週間もの間、子供たちが自宅にこもって、事件事故に遭遇しやしないか。保護者の心配もわかります。学童保育を利用する場合でも、放課後の保育を目的としており、給食もありません。多くの保護者から困惑が広がっています。教育長の所見をお聞かせください。

**○教育長（日隈俊郎君）** 新型コロナウイルスへの対応につきましては、これまでも他の都道府県において児童生徒等の感染例が報告されており、一部の自治体では、地域全体の学校を臨時休業にする動きも出てきておりました。

このような中、御案内のとおり、感染の流行を早期に収束させるためには、ここ1～2週間が極めて重要な時期であるということで、文部科学省より、今回の要請が先週金曜日になされました。

この要請を受けまして、県教育委員会としては、子供たちへの感染防止を最優先課題と捉えまして、実施の可能性や当面の課題等を確認の上、国の方針に沿った当面の対応を決定したところであります。

保護者の皆様におかれましては、御心配なことも多いと存じますけれども、今後も、学校はもとより、市町村を初めとする関係機関との連携を密に図りながら、さまざまな対応に努めてまいりますので、御理解と御協力をお願いしたいと考えております。

**○満行潤一議員** 全国では、独自の判断で家庭で見ることが難しい低学年の児童や支援学校の児童などについては、学校で見ますという対応をとっている自治体もあるようです。県内にも幾つかあるとお聞きしていますが、宮崎県内の市町村教育委員会にも、そのような柔軟な対応を要請することは考えていないか、お尋ねしま

す。

**○教育長（日隈俊郎君）** 今回の臨時休業の措置により、小学校低学年の児童など、一人で過ごす子供たちへの対応が心配されるところであります。

まず、その対応といたしましては、保護者の休暇取得の促進に加え、放課後児童クラブや放課後子ども教室等の時間延長を行い、朝から受け入れるなど、地域の受け皿が必要になるものと考えられますので、早急な対応の検討を進めております。

しかしながら、そのような子供たちに対して十分な対応ができないことも予想されることから、現在、全庁を挙げて、さらなる対策について、検討しているところであります。

県教育委員会といたしましても、児童の置かれた状況や地域の状況によっては、学校における柔軟な対応について、市町村教育委員会等と協議してまいりたいと考えております。

**○満行潤一議員** 現状においては、県内は発生していない。この現状を鑑みると、柔軟な対応ができるんじゃないのかなと思いますので、引き続き対応をお願い申し上げたいと思います。

インフルエンザについてです。新型コロナウイルスに隠れて、インフルエンザの対策が後手に回っているのではないかと危惧しています。

新型コロナウイルスで死者が1人出た2人出たと大騒ぎの現状ですが、冷静になってインフルエンザの死亡者数を見てみると、平成27年、全国2,262人、宮崎県50人、平成29年、全国2,569人、宮崎県37人亡くなっています。昨年1月1カ月間の死亡者数は、全国で1,685人、1日平均54人が亡くなっています。圧倒的に毎年発生する季節性インフルエンザのほうが危ないということです。

インフルエンザによる死亡者数は、近年ふえてきています。近年の死亡者の8割以上は65歳以上の高齢者です。ハイリスクからどのように自分自身を守るのか、改めて県民に対して周知・啓発が重要だと思います。インフルエンザ対策の考え方をお尋ねいたします。

**○福祉保健部長（渡辺善敬君）** 県内のインフルエンザの発生動向を見ますと、流行の始まりは早かったものの、県民の皆様への感染予防に対する意識の高まりもあってか、現状では、今シーズンは例年に比べ、定点当たりの報告数は少ないところです。

季節性インフルエンザの対策としましては、新型コロナウイルス感染症の予防策と同様に、まずは石けんやアルコール消毒などによる手洗いを徹底すること、せきなどの症状がある方は、せきエチケットを行っていただき、持病がある方や御高齢の方は、できるだけ人の多い場所を避けるなどの注意が必要です。

県民一人一人が正しい予防法についての理解を深め、予防策に取り組んでいただけるよう、さまざまな機会を通じて周知に努め、感染予防の徹底を図ってまいります。

**○満行潤一議員** 次に、保健・医療・福祉の充実についてお尋ねをいたします。

まず、福祉施設入居者失踪事件のその後の対応についてであります。

昨年7月、福祉施設入所の夫婦が失踪し、発見された際には、夫が妻を殺めていた事件が昨年報道されました。これについては、11月議会で岩切議員も取り上げています。

厚生常任委員会の1月の閉会中審査にその経過報告がなされ、「施設の対応について重大な瑕疵はなかったと認識している」との説明でした。

私も、この事案は施設の側に不備があったと考えているわけではありません。しかし、福祉施設の不備も瑕疵もなかった中で、どうしてこのような悲惨な事件が発生したのかということ、しっかり検証しなくてはならないのではないかと考えています。部長はどうお考えでしょうか。

また、常任委員会で提出された報告書には、「同様な事案が発生しないよう、適切な処遇などについて指導する」という文言で、今後の対応が書かれています。適切な処遇とはどのような内容を指すのか、適切な処遇を指導するというのは可能なのか、部長にお尋ねいたします。

**○福祉保健部長（渡辺善敬君）** 御指摘のような重大事案が起こった際には、発生の経緯や施設の対応等について問題がなかったかどうか、確認を行うことが重要であるものと認識しております。

この事案につきましては、施設からの報告を受けまして、書面での調査や、直接、職員からのヒアリングなどを行い、対応状況を確認、検証しましたところ、法令や安全管理方針に基づき適切に行われていたと確認しております。

しかしながら、このような事案が発生したことを重大に受けとめ、職員間の連携や見守りの徹底、個々の入所者の心身の状態に合わせた処遇などについて、再度、職員への意識づけや研修等によるさらなる支援技術の向上など、再発の防止について指導を行ったところであります。

**○満行潤一議員** 高齢である当事者にも、当然守られるべきプライバシーも名誉もあると思います。新聞報道など、限られた情報しかありません。だから、私は委員会議論を通じて、なぜ不備も瑕疵もない中、このようなことが発生す

るのか、しっかり議論をして、この施設と同様に支援を要する高齢者の生活を支える施設に、重要な教訓を共有化させていく必要があると考えています。

子供の虐待については、児童虐待等死亡事例検証報告書というのが公開されています。社会福祉審議会児童福祉専門部会分科会検証部会において議論されています。

今回の事案は、このようなレベルでの検証が必要と考えますが、部長はどうお考えでしょうか。

**○福祉保健部長（渡辺善敬君）** 県では、この事案につきまして、発生翌日に、施設より事案の経過や対応状況について報告を受け、1時間ごとの居室確認や、施設周辺などの搜索、警察への連絡などが不在確認後直ちに行われており、施設の安全管理指針に基づき、対応が行われていたものと確認をしております。

また、施設に直接出向いてヒアリングなどを行い、改めて、法令や基準に基づいた対応が行われていたことや、施設や設備の状況について、現地及び書面により確認、検証を行うとともに、再発防止等の検討について指示をいたしまして、施設では、センターの増設や職員の資質向上のための研修、入所者の相談体制強化などを行うこととしたところであります。

県としましては、今後とも、高齢者施設等に対して、実地指導や集団指導の機会を通じて情報の共有を行い、利用者の適切な処遇や事故の未然防止等について、指導を徹底してまいりたいと考えております。

**○満行潤一議員** 私なりに、もしかしたらこういことだったんじゃないかなという思いも持っています。

今、部長が言いましたように、施設基準を満

たす適切な人員配置であっても発生したということなら、基準そのものが課題となります。また、十分な人員であっても、そのチームワークにはほころびがあれば機能しません。

大切な人命が失われたことを重大に受けとめて、しっかりと原因究明を行うべきと考えますが、知事の所見を伺います。

**○知事（河野俊嗣君）** 今回の事案におきまして大切な命が失われたことは、大変残念に感じております。心よりお悔やみを申し上げます。

今回の事案につきましては、県と施設設置者等におきまして、できる限りの検証を行ったところではありますが、発生した事実を真摯に受けとめ、このような痛ましい事案が繰り返されることのないよう、利用者支援の面や施設整備の面でさらなる改善ができることはないかという意識を持ち、関係機関が一体となって支援に取り組んでまいりたいと考えております。

**○満行潤一議員** 次に、医師確保計画の策定についてであります。

本県は、産科、小児科などの診療科や、僻地における医師確保は困難をきわめてきています。一方で宮崎東諸県医療圏は、県内医師数の半数を占めています。医師確保には、市町村や大学、医師会との連携強化も重要です。医師の県央部偏在解消を目指した医師確保計画の概要について、お伺いいたします。

**○福祉保健部長（渡辺善敬君）** 今回の医師確保計画につきましては、平成29年度に定めた第7次医療計画に、「医師の確保に関する事項」として、医師確保の方針、医師偏在指標に基づく目標医師数及び目標達成に向けた施策等を追加するものであります。

国から示された医師偏在指標では、本県は全国下位3分の1に位置する医師少数県とされ、



県内7つの二次医療圏のうち、5つが下位3分の1に位置する医師少数区域とされたところがあります。

計画では、令和5年度における本県の目標医師数を2,608人とし、今後、宮崎大学や県医師会等と連携しながら、キャリア形成プログラムの適用を通じた医師の配置調整や、地域枠の継続的な設置等の施策を実施することで、医師の偏在解消に取り組んでまいります。

**○満行潤一議員** 次に、公立・公的医療機関の具体的対応指針の再検証について伺います。

再編・統合議論が必要との本県公立病院4、公的医療機関3が公表されました。厚生常任委員会の県北調査で伺い、本県の小児医療に重要な役割を担っていることが再認識できた国立病院機構宮崎病院も含まれています。どの医療機関も、医師確保等に苦勞されながらも、また経営環境も厳しい中であって、地域医療を守るために必死に頑張っている施設です。

今回、施設名を公表したことに、「病院がなくなるとの住民不安をあおった」と、全国の自治体から多くの批判・不満の声が上がっています。「いたずらに住民の不安をあおり、医療スタッフの人材不足に拍車をかける暴挙」とか、「効率的な医療供給体制の整備だけを考えるとしか思えない」など、少子高齢化の進行に苦悩しながらも、医療過疎にならないよう頑張っている医療現場からの切実な、悲痛な声です。

その後の県の動き、状況についてお伺いいたします。

**○福祉保健部長（渡辺善敬君）** 本年1月に国から発出された通知を受けて、本県では、対象の7病院についてヒアリングを実施し、あわせて、将来方針の再検討について各病院へ依頼し

たところであります。

現在、それぞれの病院において再検討が行われておりますが、今後、各病院の方針がまとまり次第、各地域の調整会議で協議が進められてまいります。

県としては、今後とも、住民の方々が不安を抱かぬよう周知に努めるとともに、県民が安心して適切な医療が受けられる体制の確保に向け、各対象病院や地域医療構想調整会議の協議等における地域の意向を十分に尊重しながら、必要な支援、協力を行ってまいりたいと考えております。

**○満行潤一議員** よろしく申し上げます。

次に、県西部の救急医療対策の強化についてです。

本県では、二次医療圏ごとの24時間365日の救急医療体制の構築が不可能になっている地区がふえてきました。

県西部には県立病院がなく、都城市郡医師会病院や西諸の公立病院3病院が日夜頑張っていると思います。とりわけ都城市郡医師会病院の役割は大きなものがあります。西諸地区、串間市、鹿児島県曾於市、大隅半島、広範囲の住民からも利用されています。

一次救急や二次救急では対応できない重症・重篤患者に対して行う三次救急の指定病院（救命救急センター）は、延岡病院、宮崎病院、宮崎大学附属病院の3施設です。

これまで幾度となく、県西部に三次救急施設の整備を要望してきましたが、国が認めてくれないとの理由で整備は進んでいません。三次施設に近い医療サービスが提供できるよう、施設整備について県に御努力をいただきたいと思っております。県西部の救急医療体制についてどのように考えているか、お伺いします。

○福祉保健部長（渡辺善敬君） 県西部におきましては、都城市郡医師会病院や国立病院機構都城医療センター、藤元総合病院等が、救急医療の拠点としての役割を昼夜分かたず献身的に果たしていただいていることで、都城北諸県医療圏のみならず、広域に救急医療体制が維持されているところであります。

この体制の維持・充実を図っていくことは、県民の安心・安全の確保の観点から大変重要な課題であると認識しておりますので、今後とも必要な支援について、国庫補助制度等を最大限活用しながら取り組んでまいります。

○満行潤一議員 次に、児童虐待の対応についてです。

児童相談所の機能強化、特に児童福祉司の増員が何より急がれます。

警察、市町村など関係機関と連携をとって日夜取り組んでいただいている皆様に、敬意を表します。

悲惨な虐待事件が起こるたびに、加害者批判以上に、行政は何をやっているんだと行政批判が起こります。新年度の地方財政計画では、児相強化のために576人増員となっています。

昨年8月に発生した鹿児島県出水市の4歳児が死亡した事案では、児童相談所の説明が二転三転し、また出水市長が、事件前の市の対応について、「不適切どころがあった」と謝罪するなど、行政に厳しい視線が注がれていました。三反園知事は9月議会冒頭に、「児童福祉司の増員など児相の体制強化を図る」と述べています。

悲惨な児童虐待事案が発生してからでは遅過ぎます。一日も早い児童相談所の機能強化が求められていると思います。部長の見解を伺います。

○福祉保健部長（渡辺善敬君） 議員御指摘のとおり、児童相談所につきましては、児童福祉司の増員を初めとする体制及び専門性の強化が必要と認識をしております。

このため、児童虐待相談対応件数が最も多い中央児童相談所において、本年4月より、相談支援体制を1課3担当制から2課4担当制に再編をいたします。

また、児童相談所の児童福祉司等につきましても、国の基準に基づき、必要な人員を計画的に配置することとしております。

あわせて、令和2年度予算の新規事業としてお願いしております「児童相談所法的対応体制強化事業」において、弁護士を配置することによりまして、迅速・的確な法的対応を行うなど、児童相談所の専門性の強化も図ってまいります。

○満行潤一議員 非常勤の弁護士、それも大事だと思いますけれども、やはり正規の職員をしっかり配置いただくことがレベルアップにつながると思いますので、ぜひ御努力をいただきたいと思います。

要望ですけど、南部福祉こどもセンターの執務スペースが本当に狭過ぎる。早急な対応を、ぜひ、部長に現場を見ていただいて、私が言っていることが行けばわかると思いますので、お応えいただきたいと思っています。

次に、農業政策についてお伺いいたします。

平成30年の農業産出額が、3,429億円で95億円減少したものの、5年連続で第5位となりました。

本県は国内有数の農業県ですが、少子高齢化、担い手不足など、農業を取り巻く環境は厳しさを増し、課題は山積しています。本県の基幹産業として位置づける農業を次世代に引き継

ぐためにも、今後どのように取り組んでいくのか、知事にお聞きします。

**○知事（河野俊嗣君）** 本県の農業産出額は、平成22年の口蹄疫発生後には2,874億円まで落ち込んだものの、関係者一丸となった畜産の再生、復興等の取り組みによりまして、近年は3,500億円前後で推移しているところであります。

一方で、担い手の高齢化や労働力の減少、経済連携協定の拡大による国際競争の激化など、本県農業はさまざまな課題に直面をしております。

このような中、本県農業をしっかりと次世代に引き継いでいくためには、多様な人材の確保・育成はもとより、省力化や生産性向上を目指したスマート農業や、基盤整備、農地集積等によって生産基盤を強化することで、担い手が将来に希望を持てる環境を整備するとともに、先人の皆さんが培った経営資源を円滑に承継できる体制の構築を、一層進めていく必要があると考えております。

加えて、輸出の促進による販路の拡大やフードビジネスの振興など、農業者がもうかり、関連産業を含めて地域が活性化される取り組みを、現在策定中の次期農業・農村振興長期計画にしっかりと位置づけ、持続可能な魅力あるみやざき農業の実現に向けて、積極的に取り組んでまいります。

**○満行潤一議員** 次に、アジア地域の消費拡大によって、日本産牛肉の輸出が金額、数量とも過去最高になりました。

新都農工場も整備され、本県の輸出戦略も新たな段階に差しかかっていると思います。輸出量は国内生産額の2～3%にすぎず、なお拡大余地があると言われます。中国向けも解禁

を控え、本県の輸出増の期待も高まりますが、年々、他県との競争も激しさを増しています。

牛肉輸出の現状と今後の展望をお伺いいたします。

**○農政水産部長（坊藺正恒君）** 本県の牛肉輸出は、これまで関係機関と県が一体となった営業や、相手国の食文化等に応じたプロモーション活動などを進めてきたことによりまして、平成30年度は、米国、香港、台湾など17の国と地域に対し470トンと、過去最高を記録いたしました。

また、昨年、最新鋭の食肉処理施設が完成し、8月からはEUへの輸出が開始され、その後、継続的に輸出が進められております。

今後、人口減少により国内市場が縮小する中、日米貿易協定による低関税枠の拡大や、先ほどありました、中国への輸出再開に向けた動きなどは、輸出拡大の大きなチャンスと捉えております。

このため、国や関係団体、パートナー企業と連携し、相手国等の情報収集に努めますとともに、日本一の称号を獲得した宮崎牛の強みを生かし、輸出拡大にしっかりと取り組んでまいりたいと考えております。

**○満行潤一議員** 宮崎県事業引継ぎ支援センターと共同して開催した「宮崎県移住セミナー」に、農政水産部もかかわっています。本県への農業の事業継承や新規就農は難しい課題だろうと思います。その効果、実績と今後の展望をお聞かせください。

**○農政水産部長（坊藺正恒君）** 就農に当たりましては、農地等の確保や技術習得が必要となりますことから、県では、県外での就農相談会や移住セミナー等を活用し、本県農業の魅力や就農のための支援策など、就農促進に向けたP

Rを、毎年20回程度実施しているところであり  
ます。

また、就農希望者に対しましては、農業法人  
等での派遣型の農業体験や、県内13カ所のJA  
等のトレーニング施設で、実践的な技術等の習  
得を支援しております。

これらの取り組みによりまして、県外から毎  
年80名程度が、雇用就農を含めまして、本県で  
就農をしております。

今後、就農者をさらに拡大していくため、市  
町村や関係団体と連携して、施設や農地等の営  
農情報に加え、移住に必要な住居等の情報提供  
など、受け入れ態勢の強化を図ってまいりたい  
と考えております。

**○満行潤一議員** 次に、国スポ後の主要施設の  
活用策について伺います。

主要3施設の想定される整備費は、合計423億  
円です。まず、県有主要3施設の整備の進捗状  
況について伺います。

**○総合政策部長（渡邊浩司君）** 国民スポーツ  
大会に向けた主要3施設につきましては、平  
成30年度に策定いたしました基本計画に基づき  
まして、現在、整備を進めております。

このうち、都城市山之口町の陸上競技場につ  
きましては、造成の実施設設計と競技場の基本設  
計が、また延岡市の体育館につきましては、建  
物の基本設計が今年度完了し、来年度にそれぞ  
れ実施設計等に着手することとしております。

また、宮崎市のプールにつきましては、現  
在、PFIの手法による整備について検討を進  
めておりまして、今年度中には実施方針を公表  
する予定としております。

いずれの施設も予定どおり進捗しております  
が、令和7年度に予定しておりますリハーサル  
大会までに確実に整備できますよう、着実に進

めてまいりたいと考えております。

**○満行潤一議員** 完成後は、運営・維持費が発  
生します。大会後も広く県民に活用されるよ  
う、現段階から、その視点を考慮した整備方  
針、運営方針が必要と思います。部長の見解を  
お願いします。

**○総合政策部長（渡邊浩司君）** 議員御指摘の  
とおり、主要3施設につきましては、国民ス  
ポーツ大会の開催だけではなく、大会後も見据  
えて、どのように活用していくのが大変重要  
な課題であると認識しております。

これらの施設は、スポーツランドみやぎの  
全県展開に向けた拠点施設となるものでありま  
して、スポーツキャンプや各種大会の誘致等を  
図り、県内のスポーツ振興や地域の活性化につ  
なげてまいりたいと考えております。

現在、このような視点を持ちながら整備を  
行っておりますが、大会後の活用が十分に図ら  
れますよう、引き続き、関係市や競技団体等と  
意見交換を行いながら、検討を進めてまいり  
たいと考えております。

**○満行潤一議員** 最後の質問になりますが、陸  
上競技場整備に関する都城市との役割分担につ  
いてです。

都城市の負担額は20億円以下などと、昨年1  
月24日総務政策常任委員会提出資料ではそう  
なっています。その後も役割分担に変更はない  
のか、現状についてお尋ねいたします。

**○総合政策部長（渡邊浩司君）** 陸上競技場の  
整備に関する都城市との役割分担につきま  
しては、昨年1月に県議会に御報告をしまし  
た内容のとおりでありまして、昨年の2月に都  
城市と協定を締結し、その後も変更はござい  
ません。

今後も引き続き、都城市としっかり連携を  
図りながら、整備を進めてまいりたいと考  
えてお

ります。

○満行潤一議員 ありがとうございます。

働き方改革、幾つか知事部局、教育長に質問しましたが、12月4日に給特法が成立していません。その成立後も閣議後の会見で萩生田大臣は、こう述べています。「学校における働き方改革は、特効薬のない総力戦です。上限ガイドラインの策定、業務の役割分担・適正化、小学校における英語専科指導の充実等の教職員定数の改善や外部人材の確保などの取り組みを総合的に進めてこそ、成果が上がるものであると認識しております。こうした総合的な取り組みをさらに推進する一つのきっかけとなるよう、今回の法改正を契機として、今後とも集中的に学校現場での働き方改革を推進してまいります」と話されております。

ぜひ、法改正の趣旨を理解して、長時間労働の是正、真の働き方改革となるよう、切に希望しているところであります。

最後に、3月に退職されます職員の皆さん、本当に長い間御苦労さまでありました。今後とも引き続き、県政発展のために御努力いただきますよう、心から御祈念申し上げまして、全ての質問を終わります。ありがとうございます。（拍手）

○丸山裕次郎議長 以上で午前の質問を終わります。

午後は1時再開、休憩いたします。

午前11時56分休憩

---

午後1時0分開議

○山下博三副議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

次は、日高博之議員。

○日高博之議員〔登壇〕（拍手） 自民党の日

高博之でございます。

質問の前に一言申し上げます。本日から新型コロナウイルス対策の一環として、県内小中高、ほとんどの学校が臨時休校になります。急な総理の決断でしたので、教育長初め、教育委員会、現場の先生方には、昼夜問わず事務作業や連絡調整等で大変御苦労されたと察しております。その御労苦に心より感謝と御礼を申し上げます。

私の息子は中学3年生で、進学します。日向から遠い日南のほうに進学するので、寂しさもひとしおということで、きのう、最後の登校日でした。担任の先生や友達と涙涙の最後の別れをしたと、嫁がそう言っておりました。

しかしながら、国難でございますので、賛否あろうと思いますが、総理のこの決断、しっかりと重く受けとめて、1日でも早い収束を願いたいと思います。

それでは、質問をしてまいります。

まず最初に、東京オリンピック・パラリンピックの聖火リレーについてあります。

県内では4月26日、27日の2日間で、12市町13区間を約180人の聖火ランナーが駆けめぐります。また、セレブレーション会場が宮崎市とえびの市に設けられ、本県の伝統芸能やステージイベントなどが盛大に行われると聞いております。また、県民が聖火リレーに参加できる貴重な機会でもあります。私としては、県民一丸となって機運を盛り上げ、大会の成功につなげることで、そして、県内外に宮崎県ならではの魅力を発信することが大切だと思います。

そこで、聖火リレーに向けて、県民参加の機会づくり、機運の醸成について、どのように取り組むのか、知事にお伺いいたします。

次に、本県の各区間ルートの出発地・到着地

は、例えば、高千穂神社から穂觸（くしふる）神社や、三股町多目的スポーツセンターから西部地区体育館などが選定され、私の地元では、大御神社からお倉ヶ浜総合運動公園が聖火ルートに決まっています。

そこで、こうした市町村ごとの魅力や特色をどのように伝えていくのか、知事にお伺いいたします。

次に、東京オリンピック・パラリンピックの合宿の受け入れ等についてお伺いいたします。

スポーツランドみやぎの新しい展開を考える上で、事前合宿の受け入れは非常に重要だと考えます。昨年、ラグビーワールドカップでは、日本代表やイングランド代表が相次いで合宿に訪れ、宮崎県を高く評価し、事前チームキャンプ地として選んでもらいました。

宮崎を選んでいただいた理由としては、練習施設と合宿施設が近くコンパクト性があること、宮崎の豊富な食材を使った食事環境、そして、何ととっても宮崎に来たら好成績が残せるという縁起のいいところだからだと思っております。そして、この流れを東京オリ・パラにつなげ、よりスポーツランドみやぎをアピールし、県内外から多くのキャンプ合宿を誘致することで、本県の経済や地域振興の活性化につなげていくことが重要と考えます。

本県では、東京オリ・パラの事前合宿にイギリスとカナダのトライアスロン、パラトライアスロン、そして、ドイツの陸上が既に決定をしております。

そこで、こうした東京オリ・パラ事前合宿等の受け入れを、今後のスポーツランドの取り組みにどう生かしていくのか、商工観光労働部長にお伺いいたします。

最後に、サーフィンについてお伺いします。

平成29年に日向市お倉ヶ浜で開催された世界ジュニアサーフィン選手権、昨年、宮崎市木崎浜で開催された世界サーフィン選手権により、本県のサーフィン環境のすばらしさが高く評価されたと聞いております。また、世界に広く大会の様子が配信され、観光誘客や移住の取り組みにも追い風になっています。その追い風を捉える形で、今回の予算でサーフランドみやぎ推進事業が提案されています。

そこで、現在誘致に取り組んでいるサーフィン大会について、その内容を商工観光労働部長にお伺いいたします。

以下の質問は、質問者席から行います。（拍手）〔降壇〕

○知事（河野俊嗣君）〔登壇〕 お答えします。

まず、聖火リレーの機運醸成についてであります。

オリンピック聖火リレーへの県民参加につきましては、全市町村から幅広くランナーを選出するという方針のもと、県実行委員会枠として45人のランナーを決定したところであります。パートナー企業枠を含め、本県ゆかりの約180人のランナーが選出される予定であります。

また、1月には、聖火リレーの実施を県民に周知するとともに、機運の醸成を図るため、これらのランナーにお集まりいただき、事前イベントを開催し、応援フラッグ及び横断幕の授与を行ったところであります。なお、パートナー企業枠を含めたこうしたランナーの集まりのイベントを行ったのは、本県が初めてだということでもあります。

この横断幕等につきましては、聖火リレーやオリンピックに対する県民の思いを掲載し、リ

レー当日、コース上に掲出するなど、県民参加型の聖火リレーとなるように計画を進めているところであります。

県といたしましては、半世紀ぶりとなる聖火リレーに向けまして、県民の参加できる機会がなるべく多くなるよう取り組んでまいりたいと考えております。

次に、各市町村の魅力発信についてであります。

聖火リレーは、多くの観客が見込まれ、また、全世界へのライブ配信が予定されているなど、地域の魅力を県内外にアピールできる絶好の機会と考えております。

リレーコースにつきましては、地元自治体とも協議の上、青島や西都原、飢肥城といった神話ゆかりの地や観光地、景勝地など、本県の魅力や特色を発信できる場所を選定しております。日向市におきましては、議員からも御紹介がありましたとおり、大御神社からお倉ヶ浜総合公園までのコースを予定しております。

また、通過自治体等におきましては、ミニセレブレーションとして、地元団体による太鼓の披露や、古くから伝わる伝統芸能など、地域の特色を生かしたプログラムを実施していただくこととしております。

県といたしましては、国内外で注目が集まる聖火リレーの機会を大いに生かし、各地域ひいては本県魅力を最大限にアピールできるよう取り組んでまいります。以上であります。〔降壇〕

#### ○商工観光労働部長（井手義哉君）〔登壇〕

お答えします。

まず、東京オリンピック・パラリンピック事前合宿等の受け入れを生かした、今後のスポーツランドの取り組みについてであります。

現在、本県では、東京オリンピック・パラリンピックに向け、御質問にありましたとおり、ドイツ陸上、イギリスとカナダのトライアスロン・パラトライアスロンの事前合宿が決定しており、このほか複数競技につきまして、引き続き誘致活動を続けているところであります。

県といたしましては、まずは各国代表チームの好成績につながりますよう、事前合宿の受け入れをしっかりと行ってまいりたいと考えております。

その上で、トップアスリートを受け入れたノウハウや実績とともに、事前合宿に向けて整備を行いましたウエートトレーニング施設など、本県の充実した合宿環境を積極的に情報発信し、国内外のトップチームや社会人・学生のさらなる合宿誘致に取り組むことで、スポーツランドみやぎの一層のブランド力向上につなげてまいりたいと考えております。

次に、サーフィン大会についてであります。

現在、誘致に取り組んでいる大会は、プロサーフィンの国際組織でありますワールドサーフリーグが主催する大会で、世界各地で開催されている大会の一つであります。

具体的には、10月下旬から11月上旬にかけて、アジアで初となる「CS10000」を日向市お倉ヶ浜に、また、その下のクラスの大会であります「QS3000」を宮崎市木崎浜に誘致したいと考えております。

この大会は、世界のトップサーファーや日本代表選手等、各大会200名前後の選手の参加が見込まれており、特に東京オリンピック直後の開催でもありますことから、大きな注目を集めるものと期待されております。

県といたしましては、ぜひともこの大会を誘致・開催し、「サーフィンの聖地宮崎」を、国

内外に向けて強力にPRしてまいりたいと考えております。以上であります。〔降壇〕

**○日高博之議員** 前回の東京オリンピックから56年ということで、初めて聖火リレーを見られる方が大半ではないかなと思います。私も、間違いなく、日本で開催されるオリンピックは今回が最初で最後だというふうに思います。

知事が答弁されておりましたように、本県の魅力を惜しみなく最大限にアピールできるよう、お願いいたします。

また、サーフィンですけれども、10月下旬から11月上旬にかけて、アジア初となる「CS10000」を日向でということですが、ぜひ、この大会、世界大会の誘致の実績を踏まえて、この大会を成功させることで、サーフィン県宮崎をさらに世界へアピールしていただきたいと思っております。よろしくをお願いいたします。

次に、ダムツーリズム、いわゆるダムマニアオーガニゼーション、通称DMOの推進についてお伺いいたします。

平成30年の11月議会で鎌原副知事に、耳川水系のダムツーリズムについての感想とダムを核とした観光誘客の促進など、前向きな答弁をいただきました。

答弁では、上椎葉ダム湖のクルージングや西郷ダムの永遠の鐘、山須原ダムの国内最大級のラジアルゲート为例にとり、魅力的なインフラ施設が多くあるので、これらと周辺観光地や郷土料理などを組み合わせて観光誘客に取り組むことが、地域の活性化に大きく寄与する、そして、関係者が連携し、その魅力発信の取り組みを一層推進する必要があるというふうに答弁されたわけです。さすが国土交通省の将来のエースだなということを実感したわけですが、そのおかげで、今回のこのダムツーリズ

ム推進事業につながったと認識をしております。

そこで、ダムツーリズムの推進に向け、関係者と今後どのように連携し取り組むのか、鎌原副知事にお伺いいたします。

**○副知事(鎌原宜文君)** ダムツーリズムを推進する上では、ダム管理者や市町村、地元の方々など、関係者との連携が大変重要であると考えております。

昨年11月、九州電力が上椎葉ダムで「観光放流」を初めて実施した際には、地元の方々が特産品やダムカレーなどを販売する「椎葉マルシェ」を開催するなど、地域と連携した動きが出てきております。

県といたしましては、このような動きを踏まえ、ダムや周辺観光地に足を運び、関係者の皆さんとともに効果的な誘客について検討を行っているところであり、今後、さらに連携を密にし、フォトスポットなどの受け入れ環境の整備や、ダムを素材とした商品開発に一体となって取り組み、広く情報発信してまいりたいと考えております。

本県には、すぐれた技術力を感じ、歴史的価値を有する魅力的なダムが各地にありますので、それぞれの地域の魅力と組み合わせながら、ダムツーリズムをしっかりと推進してまいります。

**○日高博之議員** 鎌原副知事は、この耳川水系に幾度となく足を運ばれているわけでありませう。ダムのことにもよく知っていると思っておりますし、おいしい食材、お酒などもよく知っているなど感心しておるのですが、今後とも、中心となってダムツーリズムを盛り上げていただきたいと思っております。

次に、県総合運動公園のスポーツ施設について



てお伺いいたします。

県総合運動公園のスポーツ施設については、老朽化等が進んでいる施設もあることから、例えば木の花ドームの人工芝の不陸や雨漏りの対応など、改修や修繕について、利用者からいろんな要望がなされていると伺っております。

そこで、県総合運動公園のスポーツ施設に対する利用者からのさまざまな要望について、どのように取り組むのか、教育長にお伺いいたします。

**○教育長（日隈俊郎君）** 県総合運動公園のスポーツ施設につきましては、利用者が常に安全で快適に利用できるよう、環境を整えることが重要であります。

そのため、県教育委員会や県土整備部等の関係部局、そして指定管理者が連携をとりながら、利用者の声を把握するとともに、保守管理や維持補修等の管理運営に計画的に取り組んでおります。

このような中、施設によっては老朽化が進んでいるものもあり、木の花ドームの人工芝に関するものを初め、利用者からはさまざまな御要望や御意見をいただいております。

今後とも、こうした御要望等をお聞きしながら、関係部局等との密接な連携のもと、施設の適切な管理運営に努めていく必要があるものと考えております。

**○日高博之議員** 教育長には、ことし、サンマリスタジアムのベンチ前の人工芝の張りかえでは大変お世話になりました。原全権委任監督が絶賛しておりました。本当にありがとうございます。

それとは別に8日の日に原監督から呼ばれまして、阿部二軍監督を紹介するからということで、サンマリスタジアムに伺ったんです。そ

の際に、「木の花ドームのあちらこちらに不陸があると、選手のけがにつながりかねないので、どうにかならないか」と。まさか監督の口からこういう話が出ると思わなかった。見に行ったら、本当に不陸がひどくて、これはアウトだなと思いました。よく巨人もここまで我慢して使っているものだなと思っておりますが、ほかにも、ひむかスタジアムも老朽化している。いろんな問題がありますが、やはり、これで木花がスポーツの聖地と本当に言えるのかというと、その辺ちょっと疑問を感じるころもありましたので、宮崎キャンプ60周年が一つの区切りとならないように、しっかりとした対応をお願いしたいと思います。知事もよろしくお伺いいたします。

次に、総務省が掲げる自治体戦略2040について伺います。

ことしの1月28日に、人口減少時代に適した地方行政のあり方について、総務省大臣官房審議官の森源二氏の講演があり、私ども県議会、各自治体の首長、行政関係者など、興味を持って聞き入ったところであります。しかし、私にはボリュームがあり過ぎて、正直、理解に苦しむものでした。ただ、わかったことは、遠回しに、しかも丁寧に、20年後の姿がこうだから、皆さん、私たちに従いなさいというメッセージに聞こえたのは、私だけでしょうか。しかも、文字が小さ過ぎて、本当に重要な事項を見落としかねない、手品にも似たトリックが隠されているようにも見えてしまいます。

圏域マネジメントと二層制の柔軟化の説明では、どう理解すればいいのか、わかりづらい文言が羅列されており、市町村の裁量を充実すると言いながら、場合によっては、トップダウンで圏域行政に誘導を促そうという姿が見え隠れ

しております。チョウのように舞って、蜂のように刺すということなのかなと思います。

そこでまず、「地方圏の圏域マネジメント」に書かれている「個々の制度に圏域をビルトインし、連携を促すルールづくりや財政支援、連携をしない場合のリスクの可視化等が必要」という表現、また、「二層制の柔軟化」に書かれている「核となる都市がない地域では、都道府県が補完・支援に本格的に乗り出すことが必要」という表現の解釈と考え方を、総務部長にお伺いします。

**○総務部長（武田宗仁君）** お話のありました総務省の報告書では、2040年ごろの人口構造の変化に対応する観点から、自治体が行政サービスを提供し続けていくための方策について、幾つかの提言を行っております。

このうち、「地方圏の圏域マネジメント」は、医療・福祉や公共交通の維持など、重要な行政課題を解決するために圏域を形成し、行政を運営していくとともに、市町村間の連携を促すための財政的な支援や、連携をしない場合の課題を明確にする必要性について述べられているものと理解をしております。

次に、「二層制の柔軟化」は、市町村が担うべき事務を県が代行したり、市町村間の広域連携を支援するなど、県が市町村を補完していくものであると理解をしております。

なお、現在、国において、地方行政体制のあり方に関して議論がなされておりますので、その動向について注意してまいります。

**○日高博之議員** 端的に言って、私が思うには、この圏域構想にくみする市町村については財政支援をします、でも、しない市町村については財政支援はしないと。言ってみれば、まさに平成の大合併を思い出すんですけども、あ

れと同じあめとむちをちらつかせているというような感じを受けたわけです。

人口減少時代に対応していくためのスマート自治体、またSociety 5.0の実現、または未来カルテの手法など、そうした取り組みは、持続可能な社会を築くために当然必要なことだと私も理解しております。

しかし一方で、各市町村の首長さんは、ある意味、一国一城のあるじであり、自立自走のまちづくりを掲げ、人口問題、定住促進、少数社会の実現、そして人づくりに汗をかき、生き残りをかけています。

あのシンポジウムを聞いていて、私は、将来向かう方向性はみんな同じだというふうには感じました。何が違うかということ、私は価値観が共有されていない点かなと感じたわけでありませう。しかし、価値観を共有するというのは非常に難しい。そういう首長さんたちと、どう議論してまとめ上げていくか。これはトップリーダーたる知事の役目、使命だというふうに私は思っております。

そこで、知事にお伺いします。総務省OBとしてではなく、宮崎県知事として、今後、地方行政のあり方について、市町村の首長さんたちとどう向き合っていくのか、そして、宮崎をこんなふうにしたいという夢、将来像をお聞かせください。

**○知事（河野俊嗣君）** 私は、地方行政の本質とは、住民福祉の向上という観点から、県及び市町村が、自治組織やNPOなど多様な主体との連携・協働によりまして、さまざまな環境変化にも対応しながら、充実した行政サービスを持続的に提供していくことにあると考えております。

そのため、地方行政を推進するに当たりまし

では、パートナーである市町村長の思いに耳を傾け、議論を交わしつつ、地域の将来像を共有し、課題に対応すること、これが非常に重要であり、県政を担う私に課せられた使命であると考えておりまして、県と市町村の連携推進会議、また円卓トークなど、常に実践をしているところでもあります。

私が県民の皆様にご約束しました「安心と希望あふれる宮崎」を築くためには、住民に最も身近な自治体である市町村との連携が極めて重要であると考えておりますので、今後とも、市町村にしっかり寄り添うとともに、国に対して主張すべきは主張するという姿勢を保ちながら、各種施策を実施し、地域の活性化、ひいては県勢の発展に結びつけてまいりたいと考えております。

**○日高博之議員** ありがとうございます。

先週、西米良村長ともちょっと話をしたんですけど、今の知事の答弁を聞いて、ほっとすると思いますよ。ですから、国に主張するところは主張する姿勢、この辺、すごくいいなと思ったので、ぜひ、よろしく願いいたしたいと思っております。

次に、少子化問題についてお伺いします。

先週、代表質問で二見議員から、福祉保健部長が育児休暇を取得した感想について質問がありました。答弁では、子育て支援の機運の醸成の一助になれば、また、育児の大変さを実感されたなど、感想を述べられました。育児休暇を取得する過程では、正直、賛否があったと察しますが、まずは実践することが大切であって、部長は、この経験を生かして、必ず一回り大きくなって帰ってくるんであろうと信じておりました。見た目はちょっと育児疲れで痩せられたようには見えますけれども。私は、部長が育児

休暇を取得したことが、男性の育児参加をしやすい環境整備につながれば大変うれしいことで、すし、県庁内のみならず、県内の零細・中小企業にも波及すれば大きな意義があると思っています。

そこで、福祉保健部長として、育児休暇を取得したことについてどのような意義があると考えておられるのか、お伺いいたします。

**○福祉保健部長（渡辺善敬君）** 今回、部長職として率先垂範という形で育児休業を取得させていただいたからこそ、育休の取得促進だけではなく、子育て支援施策の充実につながれるのではないかと考えております。

実感した個人、組織、社会の各面での意義や取得のための工夫を、早速、職員向け部長通信や総務部が企画した男性職員向け研修会で伝えたところでもあります。

個人としては、いわば目に見えない家事をしながら、言うことを聞かない子供の世話をするなどの負担感や、やまない夜泣きへの不安感などをみずから感じ、今後、子育て世代の負担感等をどう軽減できるのか、ヒントを得たと考えております。

組織面では、職場の協力体制づくり、段取り、工夫をした経験を働き方改革につなげます。

また、社会面では、男性が育休取得をきっかけに、家事・育児時間が長くなるという外国の研究結果や、夫の休日の家事・育児時間がふえると、第2子以降が出生しやすいという国の調査があります。私も、取得後の家事・育児時間がふえたところでもあります。

**○日高博之議員** ありがとうございます。

育児休暇をとったということは、宮崎県の子育てを日本一に持っていくんだという意志も込

められていると、私は感じております。ですから、部長、前例をみずからつくるんだという気概を持って、これに取り組んでもらいたいと思います。

また、福祉保健部長の育児休暇取得へ背中を押したのは、知事だというふうに伺っております。私は、知事のこの英断を支持いたします。

しかし一方では、県の調査で、男性の3人に1人が「育児休業を利用したいが難しい」と回答し、民間企業にはハードルが高いということも浮き彫りになったと。

ですから、この部長の育児休暇の意義を一過性で終わらせるわけにはいきません。これを機会に、名実ともに子育て環境日本一を何が何でも目指さなければならないのではないかと、強く感じております。特に、結婚、妊娠、出産、育児の切れ目ない支援体制、これはNHKでこの間やっていました。串間の子育て世代包括支援センター、ああいうのが、県域全体に広がれば、すごくいいことだというふうに思っています。

そこで、今後、少子化対策にどのように取り組んでいかれるのか、知事にお伺いします。

**○知事(河野俊嗣君)** 今回の福祉保健部長の育児休業の取得につきましては、比較的好意的に受けとめられていると考えておるところであります。その経験を個人のものとしてとどめるのではなく、少子化対策の旗振り役として、今回、例えば予算案をお願いしております「子育て相談窓口ステップアップ事業」を初めとした子育て支援施策に、しっかりと生かしていくことが重要であると考えております。

特に、「ネウボラ」と言っておりますが、これは子育て先進国であるフィンランドの子育て支援制度におきます「アドバイスの場所」を意

味する言葉というふうに伺っておりますが、「子育て相談窓口ステップアップ事業」では、この宮崎版ネウボラを目指して、市町村と連携して子育て世代の不安感、負担感の軽減に努めることとしております。

今後とも、少子化対策として、これまで行ってきた切れ目のない支援をより強力に後押しし、さまざまな分野の力を結集して、さらに前に進めてまいりたいと考えております。

**○日高博之議員** 子育ての宮崎版ということでありまして、先ほど部長が答えられた外国の研究の結果とか、国の調査などの成果、こういうのを取り入れていただいて、私が言うまでもないですが、子育て支援のトップランナーの推進を目指して、知事が中心となって、特化して予算をつけてやるんだぐらいの気概を持ってやってほしいなと思います。よろしく願いいたします。

次に、結婚を促していく取り組みについてですが、移住UIJターンをいかにふやしていくかということも大切なことだと思います。

しかしながら、現在の少子高齢化の動きをとめ、人口増へと流れを変えていかないと、ある意味、焼け石に水ということにもなりかねません。

天野馨南子さんという専門家の書かれた「データで読み解く「生涯独身」社会」という本で紹介されているのですが、社人研の第14回、15回の出生動向基本調査によると、18歳から34歳までの独身男女のうち、「いずれ結婚するつもり」と回答した人が約9割で、この30年間大きく変わっていません。今の若い人たちは、そもそも結婚したくない人がふえているのだと思い込んでいた私にとっては、結構衝撃的な統計結果でありました。

また、社人研の出生動態基本調査及び厚労省の人口動態調査によると、全国の夫婦の持つ子供の数は、もう30年以上もの間、2人以上となっています。一方、全国の合計特殊出生率は、2人を大きく下回っている。この差の原因は、女性の未婚にあるというふうに書いてありました。

このように、結婚したいと思っている若い人が約9割いて、結婚している人の多くが2人の子供をもうけているという統計から言えることは、結婚を促す施策に注力をしていく、そして結婚する人がふえていけば、少子化に歯どめがかかる可能性があるということです。特に中山間地域に住む若い人は、出会いの場がなく、やはり結婚のきっかけさえつかめないのが本音であって、私の友人や後輩、先輩も独身が本当に多いのが現実であります。

そこで、中山間地域における結婚支援の取り組みについて、福祉保健部長にお伺いいたします。

**○福祉保健部長（渡辺善敬君）** 中山間地域におきましては、未婚男性の数に比べ、未婚女性の数が少なく、なかなか出会いの機会がないという声もお聞きしております。

また、県が取り組んでおります「みやざき結婚サポートセンター事業」の登録者数についても、中山間地域においては、センターまで遠く、会員が少ない状況です。

このため今年度は、希望のあった5市町村を対象に、それぞれ1日限りではありますが、御相談を受ける出張窓口を開設し、事業の周知や新たな会員獲得に努めたところです。

本議会において、中山間地域の魅力発信を含めた新たな結婚支援事業をお願いしているところですが、今後とも市町村等と連携し、さまざま

な出会いの機会を提供できるよう、中山間地域における結婚支援について検討を重ねてまいりたいと考えております。

**○日高博之議員** 市町村と連携し、さまざまな出会いの機会を提供するということではありますが、ぜひ、市町村の独自の取り組みなども支援をしていただければ幸いですので、よろしくお願いいたします。

次に、みやざき外国人サポートセンターについてお伺いいたします。

昨年10月31日に、商工建設常任委員会で当センターの調査に伺わせていただきました。オープンして間もなかったため、相談状況は3日間で16件、相談内容は「日本語を勉強したい」、「免許証を取りたい」という相談があったと聞きます。

もう既にあれから4カ月たっていますが、現在の利用実績はどうなっているのか。また、県内の外国人の数は、平成30年12月末現在で、県内全体で6,621人ということで、今後、またふえてくるものと予想されます。特に出張相談については、質問が多い相談内容を取りまとめたり、相談できる時間帯や曜日等をいろいろ工夫しながら、相談者が集まりやすいよう、市町村とも相談しながらニーズを把握して実施するなどの取り組みが必要だと思います。

今後、どのように相談体制の充実を図っていくのか、商工観光労働部長にお伺いいたします。

**○商工観光労働部長（井手義哉君）** 昨年10月に宮崎市内に開設いたしました外国人サポートセンターでは、窓口対応のほか、県内各地に出向いて行う出張相談会を4回開催し、外国人住民等の皆さんが抱える疑問や悩みに対し、相談対応を行っております。

センター開設後からこれまでの4カ月の間で、在留資格を初め、雇用、運転免許、日本語学習、子供の教育・医療など、約200件の相談が寄せられております。

今後は、県内各地での出張相談会をふやし、身近な場所で相談できるようにするほか、寄せられた相談事例をホームページ等で紹介するとともに、関係機関と連携し、法律や在留資格に関する相談会を実施するなど、相談対応の一層の充実を図ってまいりたいと考えております。

**○日高博之議員** 出張相談をふやす。ぜひ、よろしく願いいたします。

次に、医療的ケア児の在宅支援についてお伺いいたします。

人工呼吸器や経管栄養など、医療的ケアが日常的に必要な障がい児、いわゆる医療的ケア児については、平成28年に児童福祉法が改正されるなど、家族と一緒に住みなれた地域で暮らしていけるよう、在宅支援の強化が求められます。

私も、地元の家族会の方々から、御苦労話や切実な思いをお聞きする機会も多く、重度心身障がい児を含め、行政支援の必要性を強く感じております。

そこで、医療的ケア児等の在宅支援について、今後どのように取り組む考えなのか、知事に所見をお伺いします。

**○知事（河野俊嗣君）** 医療技術の進歩によりまして、近年、医療的なケアが必要な子供たちが増加傾向にありまして、医療的ケア児等の在宅支援は大変重要な課題だと認識しております。

先日、支援の現場であります、こども療育センターを視察したところでありますが、医療的ケアを受けている子供たちに直接対面し、自宅

でつきっきりの介護をされている家族の姿に思いをはせ、改めて、その支援の重要性を強く感じたところでもあります。

本県におきましては、医療や障がい福祉サービスなどの社会資源が限られておりますことから、関係機関の連携によります、よりきめ細かなサポート体制の構築を図っていく必要があると考えております。

このため、今後、これまでのハード整備の助成のほか、小児在宅医療の充実や、医療・保健・福祉等関係機関との協議の場を設けるなど、支援強化に向けて、環境整備とネットワークづくりを一体的に進めてまいります。

**○日高博之議員** 知事も、こども療育センターを視察されたということで、この件の重要性というのは十分認識されていると思っております。今後の取り組みに、ぜひ期待したいと思えます。

一方で、本県の障がい児施策の長年の課題として、医療型短期入所施設の地域偏在があります。また、医師確保の問題もあり、県北地域には当該施設がないなど、なかなか前に進まない状況であることから、昨年9月、地元日向市が、県北地区への開設を改めて県へ要望を行ったところです。

そこで、その実現に向け、現在、県としてどのように取り組んでいるのか、福祉保健部長にお伺いいたします。

**○福祉保健部長（渡辺善敬君）** 医療型短期入所施設につきましては、これまで地元自治体と、その開設に向け、継続的な意見交換を重ねておりますが、専門的な知識を有する小児科医の確保などが、開設に向けての大きな課題となっております。

このため、県といたしましては、できる限り

前に進むよう、昨年度から地元医師会や医療機関を訪問し、開設に当たっての施設運営基準やハード整備に対する助成など具体的に説明を行っているほか、県内関係施設の視察提案などを行っております。

また、日向市などからも御協力の意向を伺っておりますので、今後とも地元自治体と連携を密にし、その実現に向けて取り組んでまいります。

**○日高博之議員** 来年度予算や、今期、予算に上げられている、重度障がい児の医療費助成制度の外来の現物給付化は、在宅支援につながるものと評価いたします。

しかし、医療的ケア児等を看護する家族の思いは切実なものがあります。ぜひ、こども療育センターの機能強化も含め、在宅支援の強化・充実、そして、県北の悲願であります医療型短期入所施設の早期開設に向けて、日向市を中心とした地元自治体と連携し、全力で取り組んでいただくよう要望いたします。

次に、前の議会のカーフェリーに関連し、物流のあり方について伺います。

長距離カーフェリーは、本県の基幹産業である農畜産物を安定して消費地へ輸送する重要な役割を担っているなど、本県経済にとって極めて重要な交通基盤であります。

このことを踏まえ、この航路を長期的に維持していくべく、平成30年3月から県、宮崎市、地元経済界等が連携し設立した新会社による運航を開始するとともに、前の議会では、合同審査会において長時間にわたる議論を経て、老朽化した船舶のリプレースを、県として支援していくという方針が決定したところであります。

一連の取り組みは、本県の経済や物流にとって大変意義深いものがあると考えております

が、一方、トラックドライバーは高齢化が進行していることから、今後、深刻な人手不足が懸念されるところであり、持続可能な物流網をどう構築していくかが問われているところであります。

また、県内の輸送事業者からは、上りにおいては満船状態が続き、トラックがフェリーに乗れない状況がある一方で、都市から直接宮崎に運ばれる下り荷が少ないことに伴い、下り荷が少ないという声もお聞きしているところであります。

今回の新船建造に係る支援決定を契機として、改めて、フェリーを活用した物流について、新たな切り口で捉え、取り組んでいく必要があると考えます。

そこで、宮崎カーフェリーの新船就航を見据えて、これまで以上にフェリーを活用した効率的な物流網を構築していく必要があると思うが、どのように取り組んでいくのか、総合政策部長にお伺いいたします。

**○総合政策部長(渡邊浩司君)** 昨今のトラックドライバー不足の状況を踏まえますと、長距離フェリーを活用した物流の効率化がますます重要になるとともに、新船建造の支援とあわせて、運航会社の安定した経営の実現が最重要課題であると考えております。

このため、トラックから海上輸送へのモーダルシフトに対する助成事業や、ドライバーの就労環境の改善等に、引き続き取り組んでいくこととしております。

また、下り荷の確保による運航会社の経営安定化に向けて、大都市圏からの下り荷に関する調査を新たに行うなど、効率的な長距離輸送ネットワークの構築を図ることとしております。

大都市圏から遠隔地にある本県にとりまして、県産品を大消費地に輸送する長距離フェリー航路は、本県経済の生命線でありますので、新船就航を見据え、オール宮崎の体制のもと、これまで以上に連携を強化し、航路の維持・充実に全力で取り組んでまいりたいと考えております。

**○日高博之議員** 部長、いい答弁をしたと思いますよ。

ですから、このフェリー問題は終わりじゃなくて、これから始まりなんだということ。だから、ここは息つく間なくロケットスタートで行かんのですね。セスナがぴゅっと上がるようなスタートじゃだめなので、そこら辺もしっかりと考えてもらって、今みたいに気合いを入れて頑張っていたいただければと。よろしく願いいたします。

次に、前の議会で、フェリーの上り便の貨物の7割が農水産物であるとの説明を執行部からいただきました。

農業は本県の基幹産業であり、その特色は、農産物を遠方の大消費地に販売し、外貨を稼ぐことです。その意味で、フェリーを利用した長距離トラック輸送は、本県農業の生命線であると考えます。

そのような中、主に青果物を輸送するトラック事業者からは、窮状を訴える声が私たちに寄せられております。それは、「ドライバーの確保自体が難しいのに、青果物の場合、集出荷施設が県内に分散していて、何カ所も回る。その上、ドライバー自身が荷物を手積みしなければならない。非常に過酷だ」というものであります。加えて、働き方改革関連法案によって、2024年からは、トラックドライバーに罰則付きの労働時間規制が適用されることとなって

おります。

私は、今、対応しなければ、本県農業の生命線は絶たれるのではないかと憂慮しております。

ただ、こうした中で、希望の持てる動きもあります。それは、2022年のフェリーの新船建造に加え、国における農産物パレット推進協議会の設立であります。

この協議会は、全国規模の生産者、トラック事業者、卸売事業者の団体が参画し、農産物輸送へのパレット輸送の導入のルールなどを検討するもので、農水省、国交省、経産省もオブザーバーに参加しております。

私は、さきの議会のカーフェリーの議論を皮切りに、今、農産物物流の効率化に取り組むべきだと考えますが、農産物の安定輸送体制の構築にどのように取り組むのか、農政水産部長にお伺いいたします。

**○農政水産部長（坊菌正恒君）** 議員御指摘のとおり、本県では、農産物の安定輸送は大変重要な課題であると認識しております。

このため、本年1月に産地や関西の運送事業者等を調査いたしまして、集出荷施設の集約化や荷役作業の省力化等の必要性を改めて確認しますとともに、青果物の出荷規格の簡素化といった課題も把握できたところであります。

本議会では、その対応の第一歩としまして、県内での予冷库等の整備を支援し、集出荷施設の集約などを促進しますとともに、出荷規格の見直しやパレット輸送の実証、さらには、物流効率化に向けました議論の場づくりなどの予算をお願いしております。

県としましても、フェリーの新船建造を契機に、農産物の持続可能な長距離輸送体制の構築に向けて、関係団体と一体となり、スピード感



を持って取り組んでまいりたいと考えております。

○日高博之議員 ありがとうございます。

答弁いただいたように、農産物の持続可能な長距離輸送体制を着実に進めることは、本県の農業の根幹にかかわる問題であると私は考えております。

県におかれては、今後、農業団体と一体となって、持続かつ強力に、力強く、この問題に取り組んでいただくようお願いしたいと思います。

これはもう、農政水産部が中心になってやらないかん。商工とか、総合政策、ばらばらになっておるから、全く物流はまとまんわけですよ、県の体制が今。だから、その辺を、やっぱり農政水産部が中心になって、マウントポジションをとってやるぐらいの気持ちで頑張ってもらいたいと思います。よろしくをお願いします。

次に、国道10号住吉道路についてお伺いします。

国道10号住吉道路は、国が道路事業の透明性、効率性を高める上で行う計画段階評価において、学識経験者など第三者で構成する九州地方小委員会で、現在の国道10号の西側とする4車線、佐土原バイパスと宮崎北バイパスを結ぶ延長約6キロのバイパス案で対応方針が示されたと同っております。

国道10号住吉道路は、宮崎市北部と中心市街地を結び、慢性的な渋滞の解消や交通事故の低減を初め、災害時や救急医療における輸送ルート、または、産業や観光の振興を図る上で大変重要な道路であると認識しております。早期の新規事業化が必要ではないかと考えております。

今後、新規事業化に向けて、県が環境影響評

価や都市計画決定の процедуру行っていくと同っております。そこで、国道10号住吉バイパスが環境影響評価の対象となる根拠について、環境森林部長にお伺いします。

○環境森林部長（佐野詔藏君） 環境影響評価は、環境影響評価法や宮崎県環境影響評価条例に基づき行われるものでありまして、事業者が一定規模以上の開発事業を開始するに当たり、その事業が環境に及ぼす影響について、あらかじめ調査・予測・評価していくことで、環境保全に十分配慮した事業計画とする制度であります。

国道10号住吉道路につきましては、4車線で長さ約6キロメートルとする案が示されておりまして、法律の要件であります、4車線以上で長さ10キロメートル以上には該当いたしません。が、条例の要件であります、4車線以上で長さ5キロメートル以上に該当いたしますので、環境影響評価の対象となります。

○日高博之議員 ありがとうございます。

国の法律だったらオーケーだけど、県の条例が上乘せされているから、それは環境影響評価をしなくちゃいけないということで、その辺の歯車が国と合っていない重要な事項かなというふうに、実際に思っているところでもあります。この住吉道路が環境影響評価が必要ということは、わかりました。

それでは、この道路における環境影響評価の手續について、環境森林部長にお伺いいたします。

○環境森林部長（佐野詔藏君） 環境影響評価の手續につきましては、事業者は、まず、調査・予測・評価の方法について、住民の方々や知事などの意見を踏まえて決定し、調査等を行います。

次に、調査結果や必要となる環境保全措置などをまとめ、住民の方々や知事などの意見を聞き、必要に応じて見直しを行い、最終的に環境影響評価書として作成いたします。事業者は、この評価書を公表することで、事業に着手できることとなります。

知事は、これらの手続において、県の環境影響評価専門委員会への諮問や関係市町村長への意見聴取を行った上で、意見を取りまとめ、事業者に提出いたします。

なお、国道10号住吉道路は、宮崎県環境影響評価条例の規定によりまして、事業者である国にかわって、都市計画決定権者である県が環境影響評価の手続を行うこととなります。

**○日高博之議員** この道路は、県が環境影響評価の手続とあわせて、都市計画決定することですが、国道10号住吉道路の新規事業化に向けて、都市計画決定をどのように進めていくのか、県土整備部長にお伺いいたします。

**○県土整備部長（瀬戸長秀美君）** 国道10号住吉道路は、宮崎市北部地域と中心市街地を結ぶ都市の骨格的な道路網の一部を形成し、都市圏の円滑な移動などを図る重要な施設となることから、都市計画決定を行うこととしております。

具体的には、道路や河川など施設管理者や交通管理者との協議、農政部局など関係機関との調整を経た上で、道路計画案の作成を行います。

その後、住民説明会や広告縦覧を行い、都市計画審議会への諮問や国土交通大臣の同意など、一連の手続を進めた上で都市計画決定することとなります。

これらの手続は、環境影響評価と並行して行うこととなるため、環境森林部と調整を行うと

ともに、早期事業化に向け、事業者となる国と十分な連携を図りながら、迅速かつ円滑に進むよう、しっかりと取り組んでまいります。

**○日高博之議員** この件については、部長も御存じだと思いますし、九州地方整備局も大変前向きに考えていただいております。国道10号住吉道路の早期着工を強力に後押ししているわけですが、この環境影響評価があつて、事業化に、やっぱり2年、3年おくれる。これも難しい判断だというふうに思いますが、まず、これをやる。県民の願いとしては、早く着工をして、どうか早く道路をスムーズにしたいということでありますので、これは迅速かつ円滑に手続はということではありますが、並行して行うので、環境森林部も含めて、これは全体で、その辺の努力をお願いしたいなと思います。鎌原副知事も、よろしくお願ひいたします。

次に、土木技術の職員の確保及び育成についてお伺いいたします。

令和2年当初予算においても、公共事業はしっかり確保できており、社会インフラの整備や県土の強靱化が着実に進んでいくと考えます。

また一方で、不調不落が増加しており、これまで受注者側の建設業者に対する対策を中心に議論し、さまざまな取り組みが行われてきています。裏を返せば、このような状況が発注者側である土木事務所等への負担につながっていると思われま。

昨年、公共予算の確保に加え、国の地方整備局河川国道事務所出張所の人員体制の維持・充実の意見書を提出いたしました。県においても、そのような状況ではないでしょうか。

先日、土木事務所の20代、30代の若手と話す機会があり、その中で、そのような声を聞いて

て、大変気がかりでなりません。

そこでまず、土木事務所や港湾事務所などの現状について、県土整備部長にお伺いいたします。

**○県土整備部長（瀬戸長秀美君）** 土木事務所や港湾事務所などにおきましては、近年、防災・減災・国土強靱化のための3か年緊急対策等により、事業量が大幅に増加しており、また、さまざまな制度改正により、設計や積算、入札、契約などの業務も複雑化・多様化してきております。

このような中、県民の生活や産業振興に必要な社会資本の整備、さらには災害時の対応など、土木事務所等の果たすべき役割はますます重要となっております。

このため、これまで必要な体制の整備を進めるとともに、工事費の積算や工事監督支援業務の外部委託など工夫をしながら、土木事務所等の機能維持・強化を図ってきたところです。

今後とも、限られた人員体制のもとで、土木事務所等がその役割をしっかりと果たすことができるよう、働き方改革の観点にも配慮しながら、業務配分の見直しなど、状況に応じた必要な措置を講じてまいりたいと考えております。

**○日高博之議員** わかりました。

限られた人員体制でやるということですけど、人員、厳しいみたいですよ。これは、やっぱりふやしていかないですね。

この辺、国土交通省は、何か3つあったですね、建設省、運輸省、国土庁ですか。これが平成13年に一緒になって以来、初めて昨年、増員になったらしいです。これは、私たち宮崎県議会が意見書を上げた。これが大きい成果を上げているということなので、県も同じことをやってもらいたいと思います。

それから、土木事務所や港湾事務所では、限られた人員体制の中で多くの事業を進めていて、やっぱり人員確保は急務だというふうに思っています。

また、土木事務所の確保に努める一方で、今後、将来の本県の県土整備行政を担っていく人材として、現在、現場で頑張っている若手技術職員をしっかりと育成していくことも大変重要と考えます。

そこで、県の土木職員の確保及び育成について、今後どのように取り組んでいくのか、県土整備部長にお伺いいたします。

**○県土整備部長（瀬戸長秀美君）** 県の土木職員につきましては、近年、建設投資が増加する中で、民間等との競合により、希望者の減少傾向が続いております。

このため、職員が出身大学等に出向きまして、学生に直接、県の業務の魅力を積極的に伝える取り組みを行うほか、民間の就活イベント等にも参加し、県への受験を促しております。

また、職員の育成につきましては、部の人材育成基本方針に基づき、ベテラン職員による業務を通じた技術指導を行うとともに、建設技術センターにおける職員の経験年数に応じた研修や、建設業者との合同現場研修、さらには若手職員による事例発表会など、体系的な取り組みを実施しているところであります。

今後とも引き続き、これらの取り組みの充実・強化を図るとともに、若手職員の意見にも耳を傾けながら、組織的な人材の確保及び育成に努めてまいります。

**○日高博之議員** ぜひ、若手職員の意見を聞いてもらいたい、耳を傾けてもらいたい。本当は土木事務所の所長がやらないかんですね。その辺も、ちゃんと伝達をしておってもらおうと助か

るなどと思います。

先日、産業開発青年隊の卒業式に、知事、丸山議長ほか何人か行かれまして、あのときに隊長が最後の卒業式で答辞を述べました。私、ちょっとメモしたんですけど、読ませてもらいます。「私たちは、時代に逆行しているとは思いますが、厳しい訓練に耐えてきた達成感に満足しています。不撓不屈の精神で、社会に出ても切磋琢磨してまいります」と。私は本当に感動いたしました。今の時代、こういう厳しいことを言うと、なかなかついていけない。しかし、厳しさに若いときから耐えて、じゃあ社会に出て、よし活躍するぞという、この気持ち、心、これを若い子たちに植えつけるのは、大変重要なことだというふうに思いました。

それから、その中で行政に入った子も2人ぐらいいました。ですから、ぜひ、粘り強く、そして将来の県土行政を引っ張っていくような若手職員の育成・確保に全力で取り組むように、よろしく願いいたします。

最後になります。喫煙環境の整備についてお伺いいたします。

一昨年7月に健康増進法が一部改正され、ことし4月1日から全面施行されることとなっております。

法改正の趣旨は、受動喫煙防止対策を徹底させることですが、その一方で、たばこ税を納税している喫煙者の喫煙環境を整えることも重要な視点ではないでしょうか。

そこで、健康増進法の改正に伴い、本庁舎における喫煙場所はどうなっているのか、総務部長にお伺いします。

**○総務部長（武田宗仁君）** 昨年7月1日の改正健康増進法の一部施行に伴いまして、行政機関につきましては、庁舎内はもとより、敷地内

においても原則として喫煙が禁止になったところであります。

しかしながら、施設を利用する人が通常立ち入らない屋外に喫煙場所を区画し、その旨を表示するなど、必要な措置がとられた場合に限り、喫煙場所として設置することが可能となったところであります。

このため、本庁舎域におきましては、職員の服務管理上の問題や、来庁される県民の利便性への配慮などから、1号館の屋上など3カ所に喫煙場所を設置したところであります。

**○日高博之議員** ありがとうございます。

最後ですが、今回、退職される部長さん初め局長、また職員の皆様には、長年にわたって県政発展のために多大な御尽力をいただいたことに、心より感謝と御礼を申し上げます。

生涯現役、これからは第二の人生の新たなスタートだと思って、皆さんには老けることなく、これからの御活躍をお祈りいたしまして、私の一般質問とさせていただきます。ありがとうございました。（拍手）

**○山下博三副議長** 次は、渡辺創議員。

**○渡辺 創議員**〔登壇〕（拍手） 県民連合宮崎・立憲民主党の渡辺創です。

新型コロナウイルスが私たちの生活に大きな影響を与え始めています。県内での感染確認はありませんが、SNSではデマ情報が飛び交い、直接関係のないトイレトペーパーなどの買い占めが起きるなど、住民の不安心理をあおるような場面が見受けられます。また、県内でも、工場での操業見合わせが始まったほか、宮崎市の繁華街ニシタチでは、例年であれば客足が伸びやすい年度末にもかかわらず、大変厳しい状況との声が上がっています。「コロナ恐慌」ともささやかれ始めた株価暴落も含め、経

済活動全体の低迷は、消費増税の反動と相まって、国民生活に打撃を与えそうです。

そんな中、本日から、全国、そして県内の各学校での休業が始まります。県立高校はきょうから、宮崎市内の小中学校は、きょうのお昼からです。

私は、朝、子供たちの登校見守り活動を地元の交差点で行っていますが、けさは高校生の姿はなく、ふだんは元気な子供たちの顔色にも、初めての状況に対する戸惑いの色が見えませんでした。

この件については、後ほど取り扱いますので、具体的な言及は控えますが、一日も早く、誰もが安心して通常の生活を取り戻せるようになることを願いつつ、それぞれの立場でなすべきことをきちんと考えていきたいと思えます。

さまざまな制限によって困難な状況に陥る人たちのことを考え、できるだけ手を打つ想像力が、今、政治や行政に問われているはずで

す。

本題に移ります。

政府は、昨年12月に「まち・ひと・しごと創生総合戦略」をまとめ、政権が看板政策の一つとして掲げてきた地方創生は第2期に入ります。

第1期を振り返ると、地方創生によって都市部への人口集中に抑制をかけるというかけ声もむなしく、東京への一極集中の傾向はむしろ強まり、東京圏への人口流入をとめるという目標を実現できずにいます。

今、思い返してみると、かつては与党の中でも次期総理候補の一人と目される石破茂氏が担当大臣を務めるなど、大変強い熱意も感じられた地方創生ですが、その本気度に陰りが見えるような気がしてなりません。ちなみに現在の担

当大臣は、「予算委員会で答弁に詰まり、非常に有名になりまして、まことにありがたく存じております」と、冗談とも本気ともとれるような発言をみずから公式の場でされ、資質を疑う声すら上がるような状態にあります。

これから地方創生は、「地方の創意工夫によって地域の産業が活性化され、仕事を生み出し、持続可能な地方をつくる」という本旨を實現していく上で、極めて重要な第2期を迎えます。これまでを振り返っての所感と今後への意欲を、知事にお伺いいたします。

壇上での質問は以上とし、残余の質問は自席で行います。知事を初め執行部の皆様には、御答弁よろしくお願ひいたします。(拍手)〔降壇〕

○知事(河野俊嗣君)〔登壇〕 お答えします。

第1期の地方創生におきましては、東京一極集中の是正が前面に打ち出され、若者の県外流出が続く地方にとって大変心強く、評価をしているところではありますが、一方で、長年にわたって構築されてきた社会経済の構造や人の流れは、短期間で変わるものではなく、東京圏への人口流入は拡大し、出生率も伸び悩むなど、全体としては、まだ十分な効果にはつながっていないものと考えております。

第2期におきましては、これまでの取り組みを継承しつつ、多様な人材の活躍促進や、先端技術の活用による人手不足の解消を図ることなどが、新たな視点として加えられております。私としては、やはり地方創生の眼目は、一極集中の是正にあるものと考えております。

今後とも、地方から都市に向かう人やお金の流れを変え、人口減少と地域経済の縮小を克服するという地方創生本来の趣旨の實現を国に求

めるとともに、市町村との連携も図りながら、県としても懸命に取り組みを進めてまいりたいと考えております。以上であります。〔降壇〕

**○渡辺 創議員** ありがとうございます。

地方創生の大きな柱に、「若い世代の結婚・出産・子育ての希望をかなえる」という政策目標があります。私は、極めてこれは重要な項目だというふうに考えています。

政府は、合計特殊出生率の目標を2025年までに——政府がこの地方創生に絡んで出してきた数字ではありますが——希望出生率1.8の実現を図るとしているわけですが、現状は1.43というかなりハードルの高い目標になってきています。もちろん、宮崎は全国でも合計特殊出生率が高いところでありますけれども、知事は、若い夫婦であったりカップルが、希望どおりの出産・子育てに踏み切らない最大の理由をどのようにお考えでしょうか。

**○知事（河野俊嗣君）** 今年度、県が実施しました「結婚・子育て意識調査」におきまして、理想の子供数より予定している子供の数が少ない理由につきましては、「高齢出産になるから」が47.0%で最も多く、次いで、「子育て全般にお金がかかるから」が38.7%でありました。

この結果を見ますと、大学等への進学率の上昇などのライフスタイルの変化によって、未婚化・晩婚化が進んだこと、また経済的な負担など、複数の要因が複合的に絡み合っているのではないかと考えているところであります。

**○渡辺 創議員** もちろん、たくさんの理由が絡み合っているんだというふうに思います。けれども、私はやっぱり最大の理由は、出産・子育て・教育にかかる経済的な負担に対する不安感とか心配というのが大きく影響しているとい

うふうに思います。

こういう負担に対する不安というのが二の足を踏ませることになっているんだというふうに思います。やはり、今、この状況を打破していくためには、チルドレンファーストという姿勢をきちんと掲げて、出産・子育て・教育にかかるコスト・負担を、思い切って相当程度低減させる、もしくは、ものによっては無償化するということが、国民の安心感を生み出すという意味で必要ではないかと考えています。

県の守備範囲を超えた質問だということは自覚しておりますが、まずは、国がそういう姿勢を改めて、きちんと実現しなければいけないというふうに思います。そういう転換が図れば、自治体にとっても、もっと地域実情に合わせた個性のある次世代育成施策の展開が可能になるというふうに考えますが、一般論で結構ですので、知事の思うところをお伺いしたいと思います。

**○知事（河野俊嗣君）** 国におきましては、消費税増税の財源を幼児教育・保育の無償化等に充てるなど、子育て世帯の経済的負担の軽減の手だてを講じていただいているものと認識しております。

一方で、例えば子供の医療費助成は、住んでいる地域によって、その負担に差が生じておりました。本県としましても、全国統一の標準的な枠組みを整備するよう、国に要望している現状があります。

少子化対策は、本県のみならず国全体の課題でありますことから、経済的負担の軽減など、全国で統一して実施すべき施策につきましては、その枠組みを国が整備し、地域に根づいた子育て相談の窓口づくりや支援拠点の設置・運営など、地方が実情に応じて選択・実施できる

施策については、地方の裁量で実施できる権限と財源が確保されていることが望ましいものと考えております。

少子化対策は喫緊の課題でありますので、今後とも、安心して子供を産むことができ、子育てを楽しみと感じられる宮崎づくりに、全力で取り組んでまいります。

**○渡辺 創議員** 若い世代の不安感というのは、社会的分配に対する信頼のなさというのが極めて大きく影響しているんじゃないかなと、個人的には思っております。

この議論は、また機会を改めたいと思いますが、いずれにせよ、次世代を担っていく子供たちがふえるということは、人口減少の対策でもありますし、宮崎が持続可能な都市であり続けることにもつながっていきますので、政府の本気度が問われている問題だというふうに思っております。

次に、テーマを変えたいと思います。

プラスチックをめぐる問題について考えていきたいと思っております。SDGsにもかかわることでもあります。

私たちの暮らしは、プラスチックによって本当に便利で豊かになりました。日々の生活は、プラスチックの存在なしに考えられないという状況です。

今、着ているものも化学繊維ですし、ボールペンも眼鏡の一部も、プラスチックからできている。コンビニに買い物に行っても、プラスチックの容器に入ったお弁当はラップで包まれていて、お茶を買えばペットボトルに入っていて、それがレジ袋に入っている。本当にプラスチックの存在が、私たちの生活と関係を切ることができないという状況になっています。

一方で今、大量に発生しているプラステッ

ク、特に適切に処理されないものや、そのルートからこぼれ落ちるプラスチックごみが、海洋プラスチック問題に代表されるように、環境に大きな影響を与えている、または、与える可能性があるのではないかと指摘をされています。県の認識を環境森林部長にお伺いします。

**○環境森林部長（佐野詔藏君）** 議員の御質問にありましたように、私たちの生活に多くの利便性と恩恵をもたらす素材であるプラスチックは、今やなくてはならないものとなっておりますため、全てのプラスチックの使用を中止することは、現段階では現実的ではないと考えますが、プラスチックによる環境汚染等の拡大を食い止めることは、世界共通の課題となっております。

県では、これまでも資源循環に向けたさまざまな取り組みを行ってきておりますが、国は昨年、プラスチックの資源循環を総合的に推進するため、「プラスチック資源循環戦略」を策定したところでありまして、県としましても、この戦略を受け、プラスチックを使用することによる環境への負荷をできるだけ少なくするような取り組みを、さらに加速していかなければならないと考えております。

**○渡辺 創議員** 同じ認識を持っているということは理解できました。

今、世界では、年間4億トンのプラスチックが生産されるというふうに言われています。もちろんリサイクルもされるわけですが、プラスチックは、リサイクルするたびに大方のものは劣化をして、同じ製品になるというわけではなくて、ダウンサイクルというような形で、違うプラスチックの製品になって、最終的にはごみになっていくという過程をたどることが多いわけですね。

そこで、県内でもたくさんのプラスチックが使われているわけですが、県内での年間のプラスチックごみの排出量を、どのように県としては認識しているのでしょうか。環境森林部長にお伺いします。

**○環境森林部長（佐野詔藏君）** 県内の廃プラスチックの排出量は、直近の平成29年度推計で、約10万トンとなっております。

その内訳は、事業所から排出された産業廃棄物が約6万トン、家庭から排出された一般廃棄物が約4万トンとなっております。

また、一般廃棄物4万トンのうち、資源ごみとして回収されたものが約1万トン、燃えるごみの中に混在したまま収集されたものが約3万トンとなっております。

**○渡辺 創議員** 冒頭でも申しましたように、今の私たちの生活にプラスチックは不可欠ですし、現実的にプラスチックの全くない社会というのは想像ができないわけです。

ただ一方で、取り返しのつかない自然環境へのリスクを我々が認識している以上、努力のできる場所では、プラスチックへの依存度を下げて、総量を抑えていくと、そして、自然界へこぼれ出していくプラスチックを減らすというのは、極めて大切な取り組みだというふうに思います。

その立場から、プラスチックの排出をできるだけ抑制する姿勢が必要だというふうに考えますが、県の認識をお伺いするとあわせて、4Rの取り組みをどのように進めるのか、環境森林部長にお伺いします。

**○環境森林部長（佐野詔藏君）** プラスチックの総量抑制は、「大量生産・大量消費・大量廃棄」型の経済社会から脱却し、循環型社会を形成していくために重要な取り組みの一つである

と考えております

このため県では、市町村や関係団体と4R推進協議会を組織しまして、リフューズ、リデュース、リユース、リサイクルの4Rを推進しており、具体的には、自治会等が行うごみ減量化の取り組みへの支援や、マイバッグ運動などに取り組んできたところであります。

今般、国においては、レジ袋の有料化など、プラスチックの総量抑制に向けた新たな取り組みを始められることから、県としましても、当協議会等と、地域の特性を生かした効果的な取り組みについて検討してまいりたいと考えております。

**○渡辺 創議員** ありがとうございます。

少し話の方向を変えたいと思いますが、環境問題に関する意識は、できるだけ早い段階、つまりは子供の段階で芽生えたほうが、戸惑いなく、さまざまなエコ活動等にも取り組むことができるはずだと思います。

家庭や地域での環境教育も重要ですが、同時に、義務教育段階や高校教育の中で、しっかりとその機会を得ることも大切だというふうに考えます。県内の小中学校や県立高校ではどのような環境教育が行われているのか、教育長にお伺いします。

**○教育長（日隈俊郎君）** 環境に関する学習は、小・中・高等学校の学習指導要領に位置づけられておりまして、各学校において計画的に進められております。

例えば、小中学校においては、家庭科や技術科などで、リサイクルやリユースなど、資源の有効利用について学んでおります。

高等学校では、地理歴史科や公民科などで、環境や資源・エネルギー問題などに関する各国の取り組み等について学習しております。



加えて、小・中・高等学校8校を研究校に指定しまして、自然環境の保護や4R活動の推進など、環境教育の充実に向けた取り組みを進めているところであります。

**○渡辺 創議員** 今、御説明いただいた中で、ペットボトルの排出削減に関する取り組みはありますでしょうか。教育長にお伺いします。

**○教育長（日隈俊郎君）** 現在、全ての高等学校では、理科や家庭科の授業において、ペットボトルなどのプラスチック製品の再利用について学習しております。

学校の取り組みの一例としましては、宮崎海洋高校や宮崎北高校の研究グループが、課題研究の中で、マイクロプラスチックに関する調査や実験を行っております。海洋中に含まれるマイクロプラスチックの量や魚類への影響について現状を明らかにすることで、海洋プラスチック汚染の抑制につながるような取り組みを行っております。

今後も、県教育委員会としましては、環境問題の解決に向けて、主体的に行動できる生徒の育成に取り組んでまいります。

**○渡辺 創議員** ペットボトルは、私たちの生活に最も身近なプラスチックの一つと言えらると思います。

プラスチックにもいろんな素材があるわけですが、ペットボトルはポリエチレンテレフタレートという素材でつくられますけれども、その生産量は、世界で年間4,800億本、最大の消費地域はアジアで、発展途上国の水道水の環境や感染症の予防を考えると、世界的にはまだまだその規模は拡大するというふうに見られています。

ペットボトルがそのままの形態で海洋に流出し、マイクロプラスチックとして生態系に影響

を与えるということもありますが、リサイクルされる場合であっても、ペットボトルは、いわゆるボトルtoボトルでペットボトルに変わるわけではなくて、僕らが着るようなフリースの素材になったり、人形の中に詰める素材になったりとか、そういうふうになって、よりマイクロプラスチックに近い形で海洋に流出するパターンも考えられます。

ここから少しペットボトルについて考えていきたいと思いますが、県の関連施設の中にも、たくさんの自動販売機があります。そこにはペットボトルを使った飲料が販売されていると思いますが、県立学校と県庁本庁舎域の自動販売機の設置状況を、教育長と総務部長にお伺いします。

**○教育長（日隈俊郎君）** 県立学校における自動販売機の設置状況でございますけれども、52校中34校に計95台設置されております。そのうち、ペットボトル製の商品等を販売しているものが82台、紙容器製の商品のみを販売しているものが12台であります。

**○総務部長（武田宗仁君）** 本庁舎域における自動販売機の設置状況につきましては、合計で21台設置されており、そのうちペットボトル製の商品等を販売しているものが18台、紙容器製の商品のみを販売しているものが3台であります。

**○渡辺 創議員** 教育委員会が86%、総務部の85%がペットボトルの自動販売機ということになります。

ペットボトルは、もちろん携行する上でも大変便利です。そのような比率になるのだらうと思いますが、自動販売機がない小中学校等では、最近では日常的に、子供たちが水筒を持って学校に通っている姿を見かけます。当初は、

熱中症対策、運動会の対策等で水筒を持ってきなさいというような話だったと思うんですが、今はシーズンに関係なく、子供たちが水筒を持って学校に行くようになっていまして、僕らが子供のころはなかった光景だというふうに思っています。このようになった背景を、教育長、御存じだったら御答弁いただけませんかでしょうか。

**○教育長（日隈俊郎君）** これは、あくまでも私の推測でございますけれども、以前は、運動会等の学校行事において、水分補給を目的に、一時的に水筒持参を許可してきておりました。その後、健康や安全への意識の変化により、恒常的なものになってきたのではないかと考えております。

**○渡辺 創議員** ありがとうございます。

いろいろと聞いてまいりましたが、私はプラスチックの削減を考える上で、使い捨てのプラスチックの代表でもあるペットボトルの排出抑制というのは、大変意義のある取り組みではないかと思えます。

もちろん、ペットボトルの飲料を否定しているわけではありません。その意義はしっかりと踏まえながらも、やはり不必要な使い捨てからの依存から脱却していくためには、生活習慣、ライフスタイルを変えていくという変革が必要になっていくというふうに思います。

県はこれまでも、レジ袋削減のためにマイバッグの推進を図ってきました。同じようにマイボトルや水筒を持ち歩くことを推奨して、4Rの中のリフューズをしっかりと意識させるということが大事になってくるのではないかと考えます。

先ほど話題としても出たように、今の子供たちは、日常の中で水筒を持ち歩くということが

定着しつつあります。学校教育の中でも、しっかりと4Rの意義を教えられています。もしかすると、理解がおくれているのは大人ばかりなのかもしれません。

私は、県がマイボトル運動を積極的に展開し、さらには、その機運醸成のために、象徴的な意味も込めて、県の関連施設などにマイボトル用の給水ステーションを設置するなどの取り組みを行ってもいいのではないかと思います。今、各地で水道直結型の給水ステーションが広がっていますが、環境森林部長はどのようにお考えでしょうか。

**○環境森林部長（佐野詔藏君）** プラスチックの排出を減らすための取り組みの一つとして、県庁が率先してペットボトルの排出抑制に取り組むことは、有意義なことだと認識しております。

現在、県庁内におきましては、職員による自発的なマイボトルの持参や、会議におけるペットボトルの使用抑制等が行われているところでありまして、こうした取り組みが広がれば、ペットボトルの排出抑制に、少なからずつながるものと考えているところであります。

このため、今後、環境森林部といたしましては、このような職員の取り組みの浸透に努めますとともに、他県における取り組みの状況などを参考にしながら、県庁内におけるペットボトル排出抑制に向けた取り組みについて、検討を進めてまいりたいと考えております。

**○渡辺 創議員** 水道直結型のマイボトル用給水ステーションというのは、行政庁舎の中に設置して、マイボトルの推進をそれで図ろうという動きは、例えば、さいたま市がかなり大規模にやっていて、市民利用施設にかなりの規模で設置をしています。また、ことしに入って、京

都市や鎌倉市でも進んでいっています。

国会の予算委員会の中継を見ていると、安倍総理も、マイボトルを予算委員会に持ち込んで使っていらっしやっただと思いますけれども。実際にマイボトルを使って生活をしていると、事務所にいたり議会にいれば、そう苦労はないんですけれども、一日外を回っていたりすると、給水をする場所が途中ではなくてという場面に、よく当たります。特に夏場であれば、熱中症対策という面からも、公共施設でマイボトルの給水ができるとなれば、県民の利便性向上にもつながりますし、また、極めて象徴的な運動として、県民の理解・浸透にも役立つというふうに思いますので、ぜひ真剣に考えていただきたいと思います。

太陽と美しい自然と青い海が宮崎の財産です。その海を守ろうという運動につながるわけですから、県が明確に姿勢を示すということは大きな意義があると思いますので、ぜひ、よろしく願いいたします。

それでは、次のテーマに移りたいと思います。教育に関する幾つかのテーマについて伺っていきます。教育長中心の質問となりますが、よろしく願いいたします。

まず、冒頭でも述べましたが、新型コロナウイルスの感染拡大を防ぐための各種学校の臨時休校に関する質問です。

県立学校、さらに県内全ての市町村立学校が、きょうないしあしたから休校となります。大変急な方針決定の中で、教育委員会を初め各学校が、この週末も対応に追われ続けたことだろうと思います。まず、現場で奮闘されている皆さんに敬意を表したいと思います。

施策の妥当性や地方自治の観点からの課題は、きょうの質問では控えます。

今回の対応は、余りに急なため、一人一人の子供たちや家庭の事情を考慮できないままに進んでいるのが実態であり、そのことに対する不安の声が上がっているのは御承知おきのことと思います。

現場の最前線で子供たちや家庭と向かい合う学校としては、大変重い負担であると思いますけれども、できるだけ一人一人の状況を丁寧に理解して、取り残される子供や家庭が出ないように対応することに知恵を絞る必要があるというふうに考えます。その点を教育委員会としても強く意識して、市町村や各学校と連携することが重要だというふうに思いますが、教育長はどのようにお考えでしょうか。

**○教育長（日隈俊郎君）** 今回の学校の臨時休業の措置によりまして、共働きの家庭など、一人で過ごす子供たちへの対応が心配されるところであります。

まず、その対応といたしましては、放課後児童クラブや児童館、児童センターなど、児童福祉関係施設などの受け皿の時間延長等が必要になると考えております。

しかしながら、そのような子供たちに対して、十分な対応ができないことも予想されることから、現在、全庁を挙げて、さらなる対策について検討を進めているところであります。

県教育委員会といたしましても、児童の置かれた状況や地域の状況によっては、学校における柔軟な対応について、市町村や市町村教育委員会等と協議してまいりたいと考えております。

**○渡辺 創議員** 今、答弁に一部ありましたが、今回の対応に伴ういろんな課題というのは、報道等も含めていろんなことが挙げられていますけれども、安倍総理の方針が示されて以

降、この週末も含めて、具体的に県教委として把握できた課題というのがあれば、お伺いしたいと思うんですが、いかがでしょうか。

**○教育長（日隈俊郎君）** 今回の臨時休業の措置により、多くの市町村が、この週末を登校日としたところであります。

この週末に把握できた課題といたしましては、例えば、休業中の家庭学習の準備不足や、あさってからになります、高校入試への不安などがありました。

県教育委員会といたしましては、市町村教育委員会と連携しながら、把握できた課題の解決に向けて、児童生徒の状況を的確に把握しながら、不安等の解消に努めてまいりたいと考えております。

**○渡辺 創議員** ありがとうございます。

全力で子供たちと学校をサポートするというのは、教育委員会にとどまらず、県全体で強く意識して取り組むべきことというふうに思います。

記事にもお伺いしたいところですが、通告をしておきませんので、きょうは見合わせますけれども、趣旨は十分に御理解をいただいているところだと思いますので、対応のほどをよろしくお願いたします。

また、この件は、政府は責任を持つというふうに言っているわけですから、国に対してしっかりと対応を求めるのも県の役割だと思いますので、その点も抜かりなきよう、よろしくお願いたします。

次に、教員の人材確保に関してお伺いします。

県教委は、小学校教員を中心に受験倍率が大きく低迷していることを受けて、採用試験の改善や条件緩和、大学からの推薦制の導入、ま

た、積極的な広報や、早い段階からの受験層へのアプローチなどに取り組んでいらっしゃいます。若手の先生方をテーマにした動画とか、なかなかいい取り組みだというふうに感じています。

こういう一つ一つ改善していこうという努力は高く評価するところですが、このような対策や取り組みの効果は、即効薬となり得るものなのか、それとも、じわりじわりと効いてくるというふうに考えているのか、効果の見通しについて、教育長はどのようにお考えでしょうか。

**○教育長（日隈俊郎君）** 教員採用選考試験につきましても、これまでも、受験年齢制限の撤廃や試験内容の見直しなど、受験生を確保する取り組みを行ってまいりました。

また、次年度実施の採用試験におきましても、特に小学校区分では、併願受験や大学推薦制度の導入など、思い切った改善に取り組むこととしております。

さらに、SNSの活用や県内外での説明会の規模を拡大するなど、積極的な情報発信に努めておきまして、その結果、説明会では昨年度を上回る方々に参加いただいたところであります。

しかし、今後も採用予定数の多い状況が見込まれますので、これまでの取り組みを拡充するとともに、長期的な視野に立った新たな取り組みを行うなど、粘り強く教員の確保に努めてまいります。

**○渡辺 創議員** そもそも教員の確保が難しくなった背景には、全国的な状況に加えて、宮崎県では採用数が安定せずに、この20数年を振り返れば、非常に採用数が少なく、本来であれば先生になれるべき人材の方々がなれなかったという事情があります。これは、今までも何度

も取り上げてきたことでありますけれども、この採用数の大きなばらつきが影響してきたというふうには言えると思います。

その採用数自体は、小学校の教員で平成24年度に35人だったものが、平成31年度、昨年度採用は234人まで急増、さらに令和2年採用、今年度試験を通った方々は196人という状況です。

今後、現在のような大量採用の傾向がこれからも続くのか否か、重要なところかと思いますが、今後の見通しをお伺いします。

**○教育長（日隈俊郎君）** 教員の採用数につきましては、少なくとも今後5年程度は、定年による大量退職が続く傾向にありますことから、本年度と同様に、大量採用が続くものと考えております。

**○渡辺 創議員** しばらくは、少なくとも大量採用が続く傾向というふうに理解しました。

教員のなり手不足を考える上で、興味深い文章に接しました。

そもそも、宮崎県の小中学校の先生方の最大の供給源は、宮崎大学の教育学部ということになります。全体の約40%になるかと思いますが、その宮崎大学が地域資源創成学部を設置し、当時の教育文化学部を組織改編した際に、教員養成系の定員が150名から120名に30人、約2割削減されています。

この際に教育委員会は、平成26年7月14日の発文で、当時の飛田教育長名で要望書を宮崎大学に出しています。その要望書は、先ほど申した宮崎大学出身者の占める割合等も示した上で、教員養成系の入学定員の確保などを求めるという内容になっています。

宮崎大学では、平成28年入学の学生さんから教員養成系の定員が30人減ったわけですので、28、29、30、31は令和元年ですので、その

とき減った人数の方々が、今年度の採用試験を受験した学年になります。

要望書の記載によると、宮崎大学卒業予定者で、本県教員採用試験を受ける比率は約5割とありますので、30人減ったわけですから、5割だとすれば、おおむね15人の宮大からの受験者が減ったというふうに見込むことも、計算上は可能になるかと思います。

今年度の採用試験の小学校の競争倍率が1.7倍という低さになったことに結びついている要因の一つだと考えることは可能だというふうに思います。

いろいろ申してきましたが、ここで考えたいのは、今の競争率の著しい低下というのは、受験者がそもそも減っていることと、大量採用世代の定年退職期を迎えていることの2つの要因から生み出されているわけです。

定年退職のタイミングは容易に想像ができるわけですから、今の状況に陥るということは、かなり早い段階から予想がついたことではないかと考えます。少なくとも先ほど述べた要望書、つまり平成26年の段階で、教育委員会としての問題意識があったことは、その内容からもうかがえるわけです。

宮崎大学の判断に物申したいわけではありません。地域資源創成学部の設置というのは、トレンドでもあったと思いますし、県内にも新しい意識の中で地域貢献する人材を輩出する学部というふうになっているのだと思います。ただ一方で、宮崎県の未来を担っていく子供たちを教育する教員の確保というのも、宮崎の未来を左右する大問題です。

ここで知事にお伺いをしたいのですが、平成26年当時、教員の採用が厳しくなっていくという問題認識は、教育委員会の枠を超えて、県

全体で共有されていたのか。また、その認識を持っておくべきだったというふうに考えているか、現状も踏まえて、知事の認識をお伺いしたいと思います。

**○知事（河野俊嗣君）** 今、御指摘の26年度の状況については、数字も含めて正確に把握していたわけではありませんが、28年度の宮崎大学教育文化学部の組織改編及び定員削減の経緯については、承知をしているところであります。

この宮崎大学の組織改編が議論された当時におきましては、教員採用試験の倍率が10倍を超えた状況でありましたが、その後、教員志願者の減少などさまざまな要因も重なりまして、わずか5年ほどで3.7倍まで採用倍率が低下したことは、想定を上回る状況であると感じております。

優秀な教員の確保は、本県の未来を担う子供たちの育成につながりますとともに、今後の県政発展にもかかわる重要な課題であると考えております。

これまでもさまざまな形で宮崎大学と連携を図ってきたところでありますが、さらに連携を深めるとともに、再度、定員を増加していただくことにつきましても要望してまいりたいと考えております。

**○渡辺 創議員** ありがとうございます。

教員採用に関することとしては最後の質問にしますが、宮崎県内でこれから排出されるというか、育ってくる教員の卵というのは、ここまで述べたように、少ない状況が続くわけです。同時に今、全国で、教員志願者の取り合いというような状況が始まりつつあります。

この状況の中で、宮崎で教員としてその人生をかけてみようという人材をどう育成し、確保するかということが、極めて重要になってくる

と考えます。大げさに言えば、少し言い方に語弊はあるかもしれませんが、どうやって囲い込みをするかというようなところまで状況は来ているのではないかという印象を持ちます。

教育委員会もさまざまな努力をしていますが、今後は、高校生や大学の前半期の学生さんも意識した取り組みが必要になるのではないかと感じます。教育長の御認識をお伺いします。

**○教育長（日隈俊郎君）** これまで県教育委員会では、県内大学と連携して、高校生を対象に教員の魅力などをアピールするセミナーや、大学1年生、2年生を対象とした教員の日常業務を体験する活動を設けることで、本県教員を志願する人材の確保に努めてきたところであります。

また、来年度からは、さらに、採用試験受験希望者を対象とした、教員としての実践力を身につけるための「ひなた教師塾」を開設し、宮崎県で教員になりたいという人材を育てていきたいと考えております。

今後は、これらの取り組みのさらなる充実を図るとともに、高校、大学、そして県教育委員会が一体となった新たな教員育成のシステムを構築し、積極的な人材の確保に努めてまいります。

**○渡辺 創議員** 次に、学校が抱えるトラブルについてお伺いします。

まず、いじめについてですが、いじめに関しては認知したものは全ていじめとしてカウントするという宮崎県の方針は十分に理解しておりますし、妥当な対応だというふうに評価しております。

その上で、いじめの年間の認知件数と、そのうち、いじめ防止対策推進法で定める重大事態の発生件数を伺います。

○教育長（日隈俊郎君） 平成30年度の本県公立学校におけるいじめの認知件数は1万2,599件となっており、その中で、重大事態の件数は1件であります。

○渡辺 創議員 私も県会議員として9年が間もなく終わろうとしていますが、この間、何度か保護者や関係者と学校との間のトラブルというのに関与することがありました。

大方の場合は、双方の主張とも、それなりに言い分があって、どちらの思いもよくわかるというものが多いわけですが、いじめを問わず、例えば、児童生徒の問題行動や保護者と学校の関係など、学校が何らかのトラブルを抱えた際に、教育委員会が関与するということがあると思えます。教育委員会が関与する場合の考え方を、教育長にお伺いしたいと思えます。

○教育長（日隈俊郎君） 学校で起きるさまざまな問題等への対応についてでありますけれども、県立学校では、例えば、学校側が繰り返し丁寧に説明いたしましても、保護者が理解していただけないなど、学校だけの解決が難しく、支援が必要な事案であると判断した場合は、県教育委員会が対応に加わることもあります。

また、市町村立学校におきましても、市町村教育委員会から相談のあった中で、解決が非常に困難な事案等については、同様の判断を行いまして、県教育委員会が対応に加わることがあります。

このような事例は、年間に数件程度であります。事態が深刻化したり、学校が問題を抱え込んだりすることがないように、今後とも、市町村教育委員会や関係機関等と連携しながら、適切な支援を行ってまいります。

○渡辺 創議員 困難な問題の解決という観点

では、文部科学省もスクールロイヤーの活用などに乗り出して、報道によれば、全国で300人の配置の方針が示されています。議会でも何度か、この件について質問されていますが、宮崎県における検討状況をお伺いします。

○教育長（日隈俊郎君） スクールロイヤー制度では、弁護士がいじめ等の問題について、学校や保護者に対して、法的な観点から指導・助言を行うことが期待されております。

本県におきましては、同様の取り組みとして、弁護士による法律相談事業を実施しております。学校に対する過度な要求や苦情等への適切な対応方法について助言するなどの支援を行っているところであります。

また、他県においては、弁護士を講師として、具体的な事例に基づく管理職向けの研修会を実施したり、期間を定めて集中的に法律相談会を実施したりするなどの取り組みも見られます。

本県におきましても、このような取り組みを参考に、弁護士の効果的な活用や、法的な知識に基づく学校の対応能力の向上などに努めてまいりたいと考えております。

○渡辺 創議員 ぜひ前向きに進めていただきたいと思えます。

学校が抱えるトラブルを見ていると、もちろん学校は解決に向けて最大限の努力をすべきだというふうに思いますが、内容によっては、学校の力量を超えてしまっていると感じられるものも見受けられる気がします。

特に、現場の教員が前面にさらされるようなケースでは、先生自身も一人の当事者として、自己保身を図らなければならないという気持ちが出てきたりすることも当然あるでしょうし、負荷の高いトラブルを抱えたまま、他の児童生

徒にとってもかけがいのない時間をきちんと維持していくということは、なかなか大変なことだというふうに思います。

一定のレベルを超えたトラブルについては、学校とある意味で切り離して、外部の専門家等の対応につなげていくという発想も必要ではないかと考えます。

前段で質問してきましたが、ただでさえ教員のなり手の確保が難しいという時代状況の中で、「先生は大変な仕事だ」「先生にはなりたくないし、先生にはさせたくない」というような空気を生み出さないためにも、十分な対応が必要だというふうに思います。教育長のお考えをお伺いしたいと思います。

**○教育長（日隈俊郎君）** お話にありましたが、本県におきましても、学校ではさまざまな問題やトラブルが発生しておりまして、対応に当たる教職員が負担を感じる状況もあると認識しており、積極的に外部専門家を活用することは、負担軽減の観点からも非常に重要であると考えております。

県教育委員会では、学校だけでは解決困難な事案が発生した際に、臨床心理士や社会福祉士などを学校に派遣しまして、事案解消に向けて、学校や児童生徒・保護者に対して助言を行うなどの取り組みを行っております。

今後とも、このような取り組みを継続するとともに、弁護士や大学教授等の外部専門家も含めた、チームとしての対応などにより、解決困難な事案の早期解決を図り、学校の負担軽減に向けて取り組んでまいりたいと考えております。

**○渡辺 創議員** それでは、教育委員会最後のテーマとします。これまで何度も議会で取り上げてきましたが、男女混合名簿、いわゆる「性

で分けない名簿」の導入が進んでいると認識していますが、現状を教育長にお伺いします。

**○教育長（日隈俊郎君）** 令和元年度における「性で分けない名簿」の使用状況であります。公立小学校では236校中222校、率にしますと94.1%、公立中学校では126校中97校、率にしますと77.0%、県立高等学校及び中等教育学校では39校全てで使用しており、100%であります。

3年前の調査、平成29年度の調査と比較しますと、小学校では82.6ポイント、中学校では69.9ポイント、県立高等学校及び中等教育学校では56.4ポイント増加しておりまして、いずれの学校種におきましても、「性で分けない名簿」を使用する学校が増加しております。

**○渡辺 創議員** この件については、平成28年から29年にかけて、複数回取り上げてきました。

平成29年5月から6月に行われた、小・中・高校全ての学校長を対象にした人権研修会で、県教委が、「性で分けない名簿」の意義を説いたということ、このことは、同年の9月議会の一般質問で、当時の四本教育長が明らかにしていますけれども、そのことが大きな契機になったというふうに思っています。

広く導入が進んだ現状についての認識を、教育長にお伺いします。

**○教育長（日隈俊郎君）** お話にありましており、県教育委員会では、平成29年度に、「性で分けない名簿」の活用推進について、基本的な考え方を学校等に示し、本名簿を使用することについての啓発を行ってまいりました。

使用率が大きく増加した理由としましては、「性で分けない名簿」を使用することが、男女平等の意識を高めたり、性的マイノリティー児



児童生徒への配慮を行ったりするための手だての一つであることを、多くの学校が理解したことによるものと認識しております。

また、使用するに当たって、大きな問題や混乱はなかったと聞いております。

今後とも、「性で分けない名簿」のさらなる啓発を進め、児童生徒一人一人が、性別にかかわらず個性が尊重されるよう、人権教育を推進してまいりたいと考えております。

○渡辺 創議員 ありがとうございます。

通告では、改正給特法についても扱うとしておりましたが、同僚の太田議員や満行議員が深く取り扱いましたので、今回は見送らせていただきたいと思っております。

次に、新型コロナの関係でお伺いをしたいと思います。

新型コロナウイルスの感染拡大について、既にあった質問との重複を避けて、幾つかお伺いしたいと思います。

県内では、マスクや消毒薬——県民生活の中では予防等に効果があるのではないかと皆さんが思っているものということになりますが——その入手が困難な状況が続いています。

このことについて、県はどう認識しているのか、また、医療機関等における資機材の不足等はないのか、福祉保健部長にお伺いします。

○福祉保健部長（渡辺善敬君） マスク等につきましては、全国的に不足している状況にありまして、本県においても、薬局などの店頭での購入が困難な状況にあると認識しており、医療機関についても、県医師会から、調達が困難な例もあると伺っております。

県としましては、まずは、県内7つの感染症指定医療機関について、在庫状況を定期的に確認するなど、マスク等が不足することがないよ

うに注視をしております。

加えて、国が事業者に対して、マスク等の増産や円滑な供給を要請し、2月26日現在で、マスクの週1億枚の供給や、さらなる増産に向けた取り組みが行われております。

県では、こうした動きを踏まえつつ、適切に対応してまいりたいと考えております。

○渡辺 創議員 福祉保健部の皆さんは、最前線でいろいろ御苦労がある中で頑張っていると思いますので、本当に敬意を表したいと思います。

今回改めて実感しましたが、新型コロナに限らず、インフルエンザやノロウイルスなどの流行期に、例えば南海トラフなどの大災害が起こる、そういうことが重なる可能性も、そう低い可能性というわけではないということを、改めて今回認識しました。

落ちついた状況であれば、一定の時間がたてば必要な物資の確保はできるのですが、例えば、もし今、発災したということになれば、かなり厳しい状況が予測をされます。

現状で、県の災害用の備蓄の中に、マスクや消毒液などの備蓄があるのか。市町村の状況もわかれば、あわせて危機管理統括監にお伺いします。

○危機管理統括監（藪田 亨君） 災害時用の備蓄品につきましては、県備蓄基本指針に基づきまして、南海トラフ地震などの大規模災害の発生を想定し、被災者の生命維持や生活に最低限必要となる食料、乳児用粉ミルク、毛布など8品目について、優先的に備蓄を進めているところでありまして、現時点では、マスクや消毒薬の備蓄は行っておりません。

また、市町村の災害時用の備蓄品につきましては、昨年度の調査におきまして、2市町か

ら、マスクの備蓄を行っていることが報告されております。

**○渡辺 創議員** 今の御答弁によれば、マスクや消毒液等の備蓄は、県の備蓄分に関してはないということだと思います。

もちろん、何でも備蓄できるというわけではないでしょうし、今、答弁にありましたように、必要性の高いものからまず取り組んできたという今までの取り組みについては、十分に評価できるところでありますが、ただ、今回、こういう形での教訓を得たわけであります。

例えば避難所が開設された場合に、今、テレビでもよく言われることですが、高齢者の方であったりとか、基礎疾患を持った方々というのは、通常健康な方々よりもリスクは極めて高いということになるわけです。例えば、その人たちの分だけでも、マスクがあつたりとか、消毒液が使えたりということがあれば、やっぱり大きな効果を生み出す可能性があるというふうに思いますので、今回の今の状況等を踏まえて、今後は一定の備蓄があってもいいのではないかと考えますけれども、危機管理統括監に、そのあたりの御認識をお伺いします。

**○危機管理統括監（藪田 亨君）** 大規模災害発生時などで、多くの避難者が発生した場合に、避難所での感染症等予防のためには、マスクや消毒薬などは重要な物資であるというふうに認識をしております。

このため、県といたしましては、今後、県備蓄基本指針の見直しの中で、民間事業者等との物資供給協定の締結、いわゆる流通備蓄を含めまして、マスクや消毒薬の備蓄について検討を進めるとともに、県民の方に対しましては、災害への備えをお願いする中で、引き続きマスク等の備蓄を呼びかけてまいりたいと考えており

ます。

**○渡辺 創議員** 最後のテーマといたしますが、国スポ・障スポに向けた開催基金積立金に関してお伺いをいたします。

新年度予算案の中にも盛り込まれていますが、国スポ等に向け、企業局が電気事業会計から2年間にわたって計20億円を繰り出すという方針が示されております。

その意義については、自民党の蓬原会長の代表質問でも御指摘があつたように、私も大変大きな意義のあることだというふうに考えています。

改めて、今回の判断に至った経緯を、企業局長にお伺いしたいと思います。

**○企業局長（図師雄一君）** 公営企業としての企業局の使命を果たすためには、事業の利益を県民に還元するなど、地域に貢献することが大変重要であると考えております。

このため、平成28年度から地方創生の加速化などに活用されている「県営電気事業みやざき創生基金」の財源として、30億円を繰り出したところではありますが、企業局では、これに続く新たな地域貢献策を、これまで検討してきたところでもあります。

このような中、昨年、国民スポーツ大会・全国障害者スポーツ大会に多額の費用が必要であることが明らかになったことから、今後、発電所の大規模改良事業が続く中ではありますが、可能な限りの地域貢献として、一般会計へ20億円の繰り出しを行うことを決め、知事部局に提案したものであります。

企業局といたしましては、今後とも、健全経営を維持するとともに、しっかりと地域貢献に努めてまいりたいと考えております。

**○渡辺 創議員** 私たちの先人が残してくれた

資産と宮崎の豊かな自然によって、企業局は県の縁の下の力持ちのように、県民生活の向上と地域振興を支えてくれているわけです。

私は、実はこの直近の4年間で3年間、担当の常任委員会に置いていただいております、いつもそのことを強く感じてきました。あわせて、企業局の役割をいかにきちんと県民に理解してもらおうか、それもととても大切なことだというふうに感じてきました。

今回、国スポや障スポを支える基金に20億円を繰り出すという大変わかりやすい出来事でもあります。ぜひ、この機会をきちんと生かして、資金を確保し、国スポ等への準備を進めていく側も、企業局の繰出金で一部が賄われているということをしっかり受けとめて、知恵を絞って、お金をかけずにPRし、企業局事業への県民理解を深める機会にするんだという意識を強く持つことが大事じゃないかと思えます。

例えば、よく、宝くじの事業であれば、できた施設やいろんなものに、そういうことが表記をされていたりとかしますね。それ以外にもいろんな工夫の仕方はあると思いますので、ぜひ、その効果も高めるという意味での発想をしっかり持っていくことは必要ではないかと思えますけれども、総合政策部長は、どのようにお考えでしょうか。

**○総合政策部長（渡邊浩司君）** 国民スポーツ大会・全国障害者スポーツ大会の開催に向けましては、大会の成功はもとより、本県のさらなる発展を目指し、施設整備を初め、大会運営や競技力向上等のさまざまな準備に、全庁的に取り組んでいるところでございます。

このような中、企業局の電気事業会計内の地方振興積立金を基金の財源として活用できますことは、大会開催を契機に地域の振興を図るこ

と軌を一にするものでありまして、大変意義深いものであると受けとめているところでございます。

企業局の積立金活用の周知につきましては、例えば、大会開催の周知や機運醸成を図るための各種イベント等の機会を捉えまして、広く県民の皆様に御紹介するなど、企業局とも連携を図りながら検討してまいりたいと考えております。

**○渡辺 創議員** 一生懸命に取り組んで、県にとって何らマイナスのないことだというふうに思えます。

恐らく、これから本番に向けて県内でも、例えば、民間企業やさまざまな団体に資金面も含めて協力を求めるというようなこともあり得るのではないだろうかと思えますが、そのときには、協力をいただいた企業や団体等に何らかの形でPRに資するようなことを、当然、県は考えていくんだろうと思えます。

もちろん県の中のことでありますが、同じまなざしを企業局にも向けて、相乗効果を意欲的に上げていくという意識を持っていただければなと感じるところです。

新年度の予算ベースで見ると、企業局は企業局の認知度向上のために、計1,589万4,000円の予算を計上しているわけです。つまり、企業局のPRを県民に向けて行うということは必要な仕事だというふうに、県として認識しているわけですから、ぜひ、そのことを十分に踏まえた意欲的な取り組みを期待したいと思います。特に知事の発信力は大きいと思いますので、ぜひ、そのことを意識して取り組んでいただければということをお願い申し上げまして、今回の一般質問を終わります。ありがとうございました（拍手）

令和2年3月2日(月)

○山下博三副議長 以上で本日の質問は終わりました。

あすの本会議は、午前10時から、本日に引き続き一般質問であります。

本日はこれで散会いたします。

午後2時51分散会

3 月 3 日 (火)



# 令和 2 年 3 月 3 日（火曜日）

午前10時0分開議

## 出席議員（39名）

|      |           |                               |
|------|-----------|-------------------------------|
| 1 番  | 日 高 利 夫   | （東 諸 の 未 来 を 考 え る 会）         |
| 2 番  | 有 岡 浩 一   | （ 郷 中 の 会 ）                   |
| 3 番  | 坂 本 康 郎   | （ 公 明 党 宮 崎 県 議 団 ）           |
| 4 番  | 来 住 一 人   | （ 日 本 共 産 党 宮 崎 県 議 会 議 員 団 ） |
| 5 番  | 岩 切 達 哉   | （ 県 民 連 合 宮 崎 ）               |
| 6 番  | 武 田 浩 一   | （ 宮 崎 県 議 会 自 由 民 主 党 ）       |
| 7 番  | 山 下 寿     | （ 同 ）                         |
| 8 番  | 窪 菌 辰 也   | （ 同 ）                         |
| 9 番  | 脇 谷 の り こ | （ 同 ）                         |
| 10 番 | 佐 藤 雅 洋   | （ 同 ）                         |
| 11 番 | 安 田 厚 生   | （ 同 ）                         |
| 12 番 | 内 田 理 佐   | （ 同 ）                         |
| 13 番 | 丸 山 裕 次 郎 | （ 同 ）                         |
| 14 番 | 冨 師 博 規   | （ 無 所 属 の 会 チームひむか ）          |
| 15 番 | 重 松 幸 次 郎 | （ 公 明 党 宮 崎 県 議 団 ）           |
| 16 番 | 前 屋 敷 恵 美 | （ 日 本 共 産 党 宮 崎 県 議 会 議 員 団 ） |
| 17 番 | 渡 辺 創     | （ 県 民 連 合 宮 崎 ）               |
| 18 番 | 高 橋 透     | （ 同 ）                         |
| 19 番 | 中 野 一 則   | （ 宮 崎 県 議 会 自 由 民 主 党 ）       |
| 20 番 | 横 田 照 夫   | （ 同 ）                         |
| 21 番 | 濱 砂 守     | （ 同 ）                         |
| 22 番 | 西 村 賢     | （ 同 ）                         |
| 23 番 | 外 山 衛     | （ 同 ）                         |
| 24 番 | 日 高 博 之   | （ 同 ）                         |
| 25 番 | 野 崎 幸 士   | （ 同 ）                         |
| 26 番 | 日 高 陽 一   | （ 同 ）                         |
| 27 番 | 井 上 紀 代 子 | （ 県 民 の 声 ）                   |
| 28 番 | 河 野 哲 也   | （ 公 明 党 宮 崎 県 議 団 ）           |
| 29 番 | 田 口 雄 二   | （ 県 民 連 合 宮 崎 ）               |
| 30 番 | 満 行 潤 一   | （ 同 ）                         |
| 31 番 | 太 田 清 海   | （ 同 ）                         |
| 32 番 | 坂 口 博 美   | （ 宮 崎 県 議 会 自 由 民 主 党 ）       |
| 33 番 | 二 見 康 之   | （ 同 ）                         |
| 34 番 | 蓬 原 正 三   | （ 同 ）                         |
| 35 番 | 右 松 隆 央   | （ 同 ）                         |
| 36 番 | 星 原 透     | （ 同 ）                         |
| 37 番 | 井 本 英 雄   | （ 同 ）                         |
| 38 番 | 徳 重 忠 夫   | （ 同 ）                         |
| 39 番 | 山 下 博 三   | （ 同 ）                         |

## 地方自治法第121条による出席者

|                     |           |
|---------------------|-----------|
| 知 事                 | 河 野 俊 嗣   |
| 副 知 事               | 郡 司 行 敏   |
| 副 知 事               | 鎌 原 宜 文   |
| 総 合 政 策 部 長         | 渡 邊 浩 司   |
| 総 務 部 長             | 武 田 宗 仁   |
| 危 機 管 理 統 括 監       | 藪 田 亨     |
| 福 祉 保 健 部 長         | 渡 辺 善 敬   |
| 環 境 森 林 部 長         | 佐 野 詔 藏   |
| 商 工 観 光 労 働 部 長     | 井 手 義 哉   |
| 農 政 水 産 部 長         | 坊 菌 正 恒   |
| 県 土 整 備 部 長         | 瀬 戸 長 秀 美 |
| 会 計 管 理 者           | 大 西 祐 二   |
| 企 業 局 長             | 冨 師 雄 一   |
| 病 院 局 長             | 桑 山 秀 彦   |
| 総 務 部 参 事 兼 財 政 課 長 | 吉 村 達 也   |
| 教 育 長               | 日 限 俊 郎   |
| 警 察 本 部 長           | 阿 部 文 彦   |
| 監 査 事 務 局 長         | 阿 高 林 宏 一 |
| 人 事 委 員 会 事 務 局 長   | 吉 村 久 人   |

## 事務局職員出席者

|               |         |
|---------------|---------|
| 事 務 局 長       | 片 寄 元 道 |
| 事 務 局 次 長     | 和 田 括 伸 |
| 議 事 課 長       | 齊 藤 安 彦 |
| 政 策 調 査 課 長   | 日 高 民 子 |
| 議 事 課 長 補 佐   | 鬼 川 真 治 |
| 議 事 担 当 主 幹   | 山 口 修 三 |
| 議 事 課 主 査     | 井 尻 隆 太 |
| 議 事 課 主 任 主 事 | 三 倉 潤 也 |

◎ 一般質問

○丸山裕次郎議長 これより本日の会議を開きます。

本日の日程は、昨日に引き続き一般質問であります。

ただいまから一般質問に入ります。まず、日高利夫議員。

○日高利夫議員〔登壇〕（拍手） おはようございます。東諸の未来を考える会、日高利夫でございます。

本日は、3月3日、めでたいひな祭りの日であります。コロナの邪気を吹き飛ばすぐらい元気よく一般質問を続けさせていただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

初めに、公文書の適正管理について、総務部長にお伺いいたします。

公文書の管理のあり方については、近年、桜を見る会などに関連して、いろいろな報道がなされておりますが、特に、公文書を数カ月で廃棄するような国家公務員の事務処理については、私も大きな違和感を持ったところであります。

私は、国富町役場に勤務しておりましたが、最後は公文書管理を担当する総務課に所属しておりましたので、各課の職員に公文書の管理についていろいろと指導をする立場にありました。

公文書というものは、起案者のものでもなければ決裁者のものでもない、住民共有の財産、知的資源でありますので、その取り扱いについては、適切に保存・管理する必要があると、指導してきたところであります。そしてまた、県からも、そのような指導・助言を受けてまいりました。

行政が行う事業は、必ず決算を伴うものであります。そしてその決算は、それぞれの議会の認定という手続を経るものであります。つまり、少なくとも公文書は、議会において決算の認定がなされるまでは、事業が完全に完了したとは言えないものと思います。一見して軽微なものを除いて、翌年の議会で事業が検証され、決算が認定されるまでは、その事業にかかわる文書は廃棄せず、保存しておかなければならないと思います。

そこでまず、本県では文書の保存期間について、具体的にどのように定めているのか、また、保存期間を経過した文書の廃棄記録はどのようにしているのか、総務部長にお伺いいたします。

壇上の質問は以上とし、以下の質問は質問者席から行わせていただきます。（拍手）〔降壇〕

○総務部長（武田宗仁君）〔登壇〕 お答えいたします。

まず、文書の保存期間についてであります。

県では、文書取扱規程において、文書の種類や内容、重要度等に応じ、30年から10年、5年、3年、1年、1年未満までの6つの区分を設けており、保存期間は、文書を作成、取得した年度の翌年度から起算することとなっております。

なお、保存期間が1年未満の文書は、定例的、日常的な業務連絡等のような軽微なものであり、意思決定や後日検証に必要となるものは、1年以上の保存期間となります。

次に、文書の廃棄記録についてであります。文書取扱規程で、文書を廃棄する際には、各所属において廃棄文書の目録を作成することと定めているところであります。以上であります。



〔降壇〕

○日高利夫議員 ただいまの答弁により、軽微な文書を除いては、最低でも公文書は当該年度終了後、翌年度1年間は廃棄できないことが理解できました。つまり、議会において決算が認定されるまでは、公文書は廃棄せず、保存されていることがわかり、安心いたしました。

次に、紙以外の電子データ等を含めた公文書の考え方について伺います。

現在、我が国においては、約9割以上の文書等が紙ベースで作成されている現状がありますが、本議会においても、議会改革活性化に関する検討会として、ICT化、ペーパーレス化が検討されておりますし、来年度の新規事業でも、ICT化事業は急速に推進されています。国においては、さらなる事務の効率化、文書の改ざん、不正の防止、省エネルギー、省スペース化を目指し、2026年度をめどに、公文書の電子管理システムを本格的に導入する方針が示されております。

ここで、改めて公文書の範囲について、紙以外のパソコン本体やUSB等の電子データ、職員が作成した備忘録やメモは公文書に該当するのか、総務部長にお伺いいたします。

○総務部長（武田宗仁君） 公文書につきましては、宮崎県情報公開条例におきまして、職員が職務上作成し、または取得した文書、図画、及び写真及び電磁的記録であって、職員が組織的に用いるものと規定されております。

このため、議員からお話がありました電子データや備忘録、メモにつきましても、組織的に用いられていると認められる場合は、公文書に該当するものと考えております。

また、組織的に用いるものかどうかにつきましては、作成または取得の状況、利用や保存の

状況、内容の重要度などを総合的に考慮し、個別に判断していくこととなります。

○日高利夫議員 電子データであっても、個人が作成した備忘録等であっても、組織的に用いられれば公文書であるということであり、公文書であれば、不適切な取り扱いをすると懲戒処分の対象となります。

さらに、組織的に該当するか否かは、国も、「個々に判断しなければ一概には答えられない」としております。つまり、個人の備忘録やメモであっても、公文書に該当する可能性があることを否定していないわけであり、公文書に該当すれば、県の情報公開条例に規定する県民の知る権利として開示請求の対象となること、自分の机の中は自分のものだと勘違いをしていないかなど、改めて職員に周知しておいていただきたいと思っております。

しかし、一般の県民からすれば、これは公文書で、これは公文書ではないなどと議論をする前に、公費で購入したパソコン、プリンター、コピー機等を使い、給料をもらいながら勤務時間内に作成した文書は全て公文書であると考えれば、納得がいくはずで、そんな気持ちで仕事をしていただきたいものだと考えております。

次に、文書の保存期間を経過した場合、電子データも同時に廃棄されるのか、総務部長にお伺いします。

○総務部長（武田宗仁君） 現在、県におきまず公文書の管理は、紙文書によることを基本としておりまして、電子データの取り扱いについては、文書取扱規程等に明確な定めがないことから、必ずしも紙文書と同様に破棄されていない状況にあります。

このため、今後、行政事務の電子化の進展に

合わせまして、電子データを含めた公文書管理のあり方や方向性について、検討してまいりたいと考えております。

**○日高利夫議員** 確かに、電子データの処分については、明確な規定はないようです。パソコン等については、おおむね5年のリース契約でデータが処分されることになるのでしょうか。

しかし、気になりますのは、スマートフォンやタブレットなどの活用であります。仕事に関して、LINEやメールの情報共有やデータ回覧などにより、仲間同士のグループでのスキルアップツールとしての電子媒体の活用が考えられます。これも組織的に用いれば、公文書の対象となると思われます。

そうなりますと、スマートフォンなどの個人の所有物の中に、公文書が蓄積されることになります。公務中の画像なども簡単にLINE転送ができる時代です。個人の所有物に蓄積されたデータ等をどう保存し、廃棄させるのか。そのような、これまでには余り問題視されなかったケースが、今後発生するであろうと思われます。

昨年末、政府は、今後、公文書管理の専門職であるアーキビストを養成し、各府省庁や地方自治体等に配置するとの報道がありました。本県としても、新しい視点での公文書の管理の検討をよろしく願います。

では、適正な文書管理を行うため、職員への周知や研修にどのように取り組んでいるのか、総務部長にお伺いいたします。

**○総務部長（武田宗仁君）** 適正な文書管理を行うには、職員一人一人の文書管理意識の向上を図ることが大変重要であると考えております。

このため、文書管理のポイントをわかりやす

くまとめたマニュアルの作成や、eラーニングの実施等による職員研修の充実を図るとともに、各職員による定期的な自己点検を実施するなどの取り組みを行っているところであります。

文書は、作成から保存、廃棄までの全体を通じまして適正に管理していくことが必要であり、今後とも、職員への研修等により、文書管理に対します意識の啓発やルール徹底に、さらに取り組んでまいりたいと考えております。

**○日高利夫議員** 言うまでもなく、公文書は行政活動の記録であり、歴史的事実の記録であります。また、民主主義の根幹を支える県民共有の知的資源でもあります。さらに、情報公開条例により、県民の知る権利を尊重し、県の諸活動を懸命に説明するための貴重な財産であります。県はルールに基づいて、公文書を適切に管理、保存されているようですが、不適切な公文書の管理は、行政への信頼を大きく損なうことになると思います。

最後に、知事にお伺いいたします。

知事は、国家公務員として長い経験を持たれ、本県の総務部長も歴任してこられました。その経験から、公文書の適正管理について知事の見解をお伺いいたします。

**○知事（河野俊嗣君）** 公文書は、県の重要な計画や施策、県民の権利義務に関する決定など、さまざまな行政判断の内容や決定過程が記録されたものであります。議員御指摘のとおり、行政と県民との重要な共有財産であります。

県が行う数多くの行政判断とその過程につきまして、県民への説明責任を果たすとともに、将来においても検証の可能なものとするためには、公文書を適切に保存、管理していくことが

大変重要であると考えております。

今後とも、公文書の適正な管理を図り、県民から信頼される公正で開かれた県政運営に努めてまいります。

○日高利夫議員 ありがとうございます。

今般の公文書をめぐる国の一連の問題は、私たち自身が、将来に向けた文書管理改善の好機と捉えるべきではないでしょうか。

今後とも、職員の研修などを通じ、適切な文書管理を徹底され、信頼される県庁職員のさらなる前進を期待し、次の質問に移ります。

次は、食品ロス削減対策推進についてお伺いします。

ことしの1月に、関西の夜間定時制高校の男性教諭が、廃棄予定だった食べ残しの給食の余ったパンや牛乳を4年間にわたって持ち帰り、懲戒処分を受け依願退職したとの報道がありました。処分は当然だという意見があった一方、捨てるのはもったいない、持ち帰って食べるほうがよいと教諭を擁護する意見など、さまざまな意見があり、改めて食品ロス削減問題の難しさを感じさせられる事案でありました。

本県においても食品ロス削減対策は、「食べきり宣言プロジェクト」などでいろいろ実施されておりますが、私としては、いま一つ一般県民にはこの問題がびんどこない、浸透していないように感じております。

そこでまず、その本当の入り口の部分の質問ですが、以前報道のあった、県内の家庭からの食品ロス発生量3万トンの内訳及び事業者からの食品ロスの発生量について、環境森林部長にお伺いいたします。

○環境森林部長（佐野詔藏君） 本県における家庭からの食品ロス発生量につきましては、平成28年度に県が行いました調査をもとに、約3

万1,000トンと推計しております。

その内訳としまして、「食べ残し」が全体の5割、約1万5,000トン。利用されずに捨てられた「未利用食品」が全体の4割、約1万3,000トン。皮のむき過ぎなどの「過剰除去」が全体の1割、約2,400トンとなっております。

なお、事業者からの食品ロス発生量につきましては、農林水産省が、食品リサイクル法に基づく事業者からの報告をもとに、国全体で約352万トンと推計されておりますが、都道府県単位の推計は実施していないと伺っております。

このため、県におきましては、来年度予定しております「食品ロス削減推進計画」の策定に当たり、事業者分も含めた食品ロス発生量の実態調査を実施したいと考えております。

○日高利夫議員 「未利用食品」の4割は、ちょっと多過ぎると感じました。いろんな量を全て何トンと答弁しておられますが、これがびんどこないんです。3万トン、352万トンとかでは感じがつかめない。せめてトン数の後に金額で表現していただきたいと思えます。

京都市では、年間食品廃棄額は1世帯4人家族で6万円、日本全体では年間11兆円という数字を出しております。これがどこまで正しい数字かどうかはわかりませんが、こういう数字なら、みんな、おっと注意が向くなと思えます。

本県では、まだそこまでの数字を把握できない段階かもしれませんが、県民全体に関する大切な問題です。実態調査もされるということですので、誰にでもわかるような、興味をそそるような啓発をお願いしておきます。

次に、学校給食における食べ残しの現状と食品ロス削減に関する指導をどのように行っているのか、教育長にお伺いいたします。

○教育長（日隈俊郎君） 学校給食における食べ残しにつきましては、調査は行っておりませんが、献立や児童生徒の実態等によって差はあるものの、一定の食べ残しがあると認識しております。

食品ロス削減に関連した指導につきましては、文部科学省が作成した「食に関する指導の手引」に基づき、指導を行っているところであります。

具体的には、家庭科や特別活動などの授業において、栄養バランスのよい食事摂取や、食品を無駄なく調理すること、感謝の気持ちや食べ物を大事にする心などについて理解させるとともに、児童生徒の実態に応じて個別に好き嫌いを減らす指導を行っております。

今後とも、家庭や地域、講師間の連携を深め、学校の教育活動全体で、食に関する指導充実に努めてまいりたいと考えております。

○日高利夫議員 食べ残し調査は実施していないとのことですが、給食の食べ残しを削減するためには、実態の把握は必要と思いますので、今後、環境森林部の実態調査と合わせて調査されるよう、お願いいたします。

我が国には、「いただきます」と「ごちそうさまでした」、そして食べ残しはもったいないという、自然の恵みへの感謝の言葉があります。小学生には、これまで以上にこのような感謝の思いを、また中学生・高校生には、飢餓に苦しむ世界があること、廃棄物処理による環境悪化など、日本だけではなく世界規模で食品ロス削減問題を考えねばならないことを、改めて指導していただきたいと思っております。

一方、日本の食料供給基地である本県において、農政水産部では食品ロス削減にどのように取り組んでいるのか、農政水産部長にお伺い

いたします。

○農政水産部長（坊蘭正恒君） 農政水産部では、食育や地産地消を推進する活動の一環としまして、食品ロス削減を普及啓発する「もったいないプロジェクト」を進めております。

具体的には、栄養士や食生活改善推進員の方などに登録いただいております「食育ティーチャー」と連携して、子供や若者、子育て世代などに応じた「食材を無駄なく利用する料理教室」や、子供たちに食の大切さを伝える「味覚の授業」などに取り組んでいるところであります。

今後とも、関係部局と連携し、食育ティーチャーへの情報提供に努めながら、国内有数の食料供給県ならではの命の恵みに感謝する活動を通して、幅広い世代に向け、食の大切さを伝える啓発活動を行ってまいりたいと考えております。

○日高利夫議員 食品ロス削減などとは、まことにぜいたくな話であります。私たち大人は猛省が必要です。しかし、世界の急激な人口増加や環境破壊など、食料需給の不安定要因を考えれば、将来、本当に食料がなくなる時代がくるのではないかと、私は心配しております。6割もの食料がいつまで外国から確保できるのか。食品ロス削減対策問題は、我が国の食料需給対策への警鐘とも言えるのではないのでしょうか。

次に、宮崎県食品ロス削減対策協議会において、これまでどのような意見が出されたのか、環境森林部長にお伺いいたします。

○環境森林部長（佐野詔藏君） 県では、平成29年度に、生産・加工、販売などの事業者から消費者までが参加する「食品ロス削減対策協議会」を立ち上げ、それぞれの立場における取り組み報告や、各分野が連携した対策の検討を

行っておりまして、これまでに6回開催しております。

協議会におきましては、パッケージの工夫により賞味期限の延長が図られた取り組み事例が報告された一方で、事業者、消費者とも、賞味期限に対する過剰な反応について意識改革が必要であること、飲食店での食べ残しの持ち帰りは衛生面から難しいこと、さらには、学校での食育の効果が家庭までなかなか浸透しない状況を踏まえ、家庭内実践につながる「大人の食育」の重要性を指摘する意見なども出されたところであります。

**○日高利夫議員** 食品ロスの発生にはさまざまな要因がかかわっており、ある特定の立場の者に削減の責任を負わせるべきではないと考えますので、関係事業者や消費者が一体となって取り組むべき対策を十分検討していただきますように、よろしくお願いたします。

最後に、食品ロス削減推進計画策定に向けた体制について、環境森林部長にお伺いたします。

**○環境森林部長（佐野詔藏君）** 食品ロス削減の推進には、生産・加工、販売などの事業者から消費者まで多様な主体が取り組む必要があり、また県庁内におきましても、環境部門に限らず、農政、教育などの各部局間で認識を共有し、連携を図ることが重要であると考えております。

このため、多様な主体による検討組織として「食品ロス削減対策協議会」を、庁内の部局間の連携組織として「食品ロス削減対策庁内連絡会議」を設置し、さまざまな取り組みを実施しているところであります。

今後の県計画策定に際しましては、より効果的な食品ロス削減の取り組みにつながる計画と

なるよう、協議会や庁内連絡会議の体制や連携の強化について検討してまいりたいと考えております。

**○日高利夫議員** しっかりとタッグを組んだ庁内連絡会議等の体制強化に期待しております。そして、立派な「食品ロス削減推進計画」が策定されますよう期待し、次の質問に移ります。

次は、綾北川の濁水対策についてであります。

ここ10年近く、夏場の綾北川は、大雨の後は1カ月も2カ月も濁りがとれない、自慢のアユもちっとも釣れなくなると聞きます。

水産政策課の資料によると、平成25年と30年のアユの採捕量を比較しますと、県全体では、4万483キログラムから2万9,280キログラムへ27.7%の減、綾町は、2,280キログラムから1,243キログラムへ45.5%の減少で、約半分に、下流の国富町でも、3,300キログラムから1,910キログラムへ42.1%の減少で、こちらも約半分に減少しております。

大方の原因は、綾北川の濁りのため、アユの餌となるコケが生えない状況が何年も続いているからのようであります。以前は、本庄高校下の川べりの樹木には、アユを餌とするたくさんのカワウの群れが生息しておりましたが、最近ほとんどそのカワウを見かけなくなりました。漁協の駆除対策が功を奏したのかと思いましたが、餌となるアユがいなくなったため、カワウのほうの本庄川から撤退したのだそうです。

カワウにさえ見放され、釣り人もまばらになりつつある綾北川とその下流、本庄川です。漁協では、水生生物の激減、自然生態系の破壊など、環境汚染悪化の深刻性を訴えておられます。しかし、綾北川の上流から濁水が流れてくるのだから、漁協では手の打ちようがないんで

すよと。では、どうしてここまで綾北川は濁ってしまったのか。

綾北川のこれまでの濁水対策と、近年の濁水が長期化する原因をどう分析しているのか、県土整備部長にお伺いいたします。

**○県土整備部長（瀬戸長秀美君）** 綾北川の濁水対策につきましては、平成12年度から、田代八重ダム、綾北ダムの選択取水設備の運用を開始し、濁水長期化の軽減に努めているところであります。

この選択取水設備の運用により、洪水発生後に降雨がなければ、おおむね2週間程度で濁りが低減されますが、ここ数年は、出水期において濁水の長期化が見られるようになってきております。

原因としましては、梅雨前線や連続する台風の影響などで豪雨が頻発し、ダム貯水池内の濁りが低下する前に、次の大雨で再び濁水が流入することによるものと考えております。

**○日高利夫議員** 濁水の原因は、連続する豪雨等によるものとのことですが、濁りがとれなくなったのは、平成12年に運用を開始した最上流の田代八重ダムができてからだと、おおむね住民の皆さんの意見は一致しているようであります。

一方、企業局は、綾北川の水を使って発電を行っているわけですが、発電事業者の立場から、綾北川の濁水に対して地元にもどのように説明し、どのような対策を行っているのか、企業局長にお伺いいたします。

**○企業局長（図師雄一君）** 企業局では、河川管理者などが実施する説明会に参加し、地元の漁業協同組合などの関係者に対しまして、濁水軽減のための発電運用方法などについて説明を行っているところであります。

濁水軽減の方法といたしましては、最大出力で発電することにより、ダムの濁水を早期に排除する運用や、綾南ダムの水が比較的濁りが少ないことから、この水を利用して、濁りを希釈するなどの対策に取り組んでいるところであります。また、そのほか河川環境保全活動の一環として、漁協の皆様の御協力のもと、稚魚放流を実施しているところであります。

今後とも、綾町役場や漁業協同組合を初め、地元の皆様の御意見をお聞きしながら、河川管理者とも連携し、細やかな対応と情報提供に努めてまいります。

**○日高利夫議員** 綾北川の濁水対策に対して、綾南ダムからきれいな水を引いて、綾北川の濁った水を希釈しているとのことですが、大変な工夫がされ、いろいろ努力されていることは理解しますが、地域住民の納得は得られておりません。

一方、綾北川の最下流にある、今後実施予定の綾第二発電所大規模改良事業による河川濁水の懸念はないのか、再度、企業局長にお伺いいたします。

**○企業局長（図師雄一君）** 綾第二発電所大規模改良事業につきましては、当発電所が建設後60年以上経過し老朽化が進んでいることから、令和2年度から7年度までの6年間にわたりまして、大規模な更新工事を実施するものであり、昨年12月に入札公告を行ったところであります。

発注に当たりましては、基礎工事などにおける適切な濁水対策の実施を受注条件といたしますとともに、工事実施においては現場管理を徹底し、万全な濁水対策を実施することとしております。

企業局といたしましては、綾町など地元の皆

様に、工事内容等について丁寧に周知した上で、関係機関とも連携を図りながら、河川環境に配慮した事業実施に努めてまいります。

**○日高利夫議員** 今後6年間にわたる大規模工事とのことですので、地元の声を聞きながら、万全の濁水対策をお願いいたします。

1月30日に、企業局、河川課、高岡・小林の土木事務所、綾町役場と、最上流にある熊本県の県境に近い田代八重ダムまでの現地調査を実施いたしました。田代八重ダムには明らかな濁りが見られました。やはり、濁水長期化の原因はこの田代八重ダムにあるのではないかと考えられますが、最後に、濁水の長期化に対する今後の取り組みについて、県土整備部長にお伺いいたします。

**○県土整備部長（瀬戸長秀美君）** 濁水の長期化につきましては、河川環境や景観への影響、さらには、地元の皆様の生活にとって大きな問題であると考えております。

このため、濁水の発生源とされる上流域の現況調査を行いますとともに、ダムへの濁水流入による貯水池の濁度状況を分析するなど、企業局と連携して、より効果的な選択取水設備の運用を検討してまいります。

今後とも、地元の皆様の御意見をお聞きしながら、関係機関とより一層の連携を図り、濁水長期化の軽減に向けて取り組んでまいります。

**○日高利夫議員** 選択取水設備の運用を検討されるとのことですが、これも、もっと大胆な運用ができないものか、しっかりと検討していただきたいと思います。

照葉樹林、ユネスコエコパーク、山紫水明の地、名水百選の町、綾町です。夏休み期間中は、全国からたくさんの児童生徒や社会人チームが合宿に訪れます。グラウンドの隣は綾北川

です。原生林から流れてくる清流のほすが、濁った水であったなら、観光の町・綾に限らず、本県観光にも大きなイメージダウンであります。

ことしの夏、大雨の後に、私も地元の皆さんと一緒に再度、現地調査を実施する予定です。熊本県の多良木町までの調査の必要があります。田代八重ダム上流の森林伐採跡地の整備状況、山腹崩壊の現状調査、場合によっては、熊本県への協力要請も必要と考えます。その折は、県土整備部、企業局の皆さんにも御協力いただき、何としてでも打開策を見つけ出せるよう、よろしくお願いを申し上げ、次の質問に移ります。

次は、高岡警察署の移転・建てかえ整備計画についてであります。

現在、県内に13カ所ある警察署のうち、建物が全国で最も古い都城警察署、2番目に古い日南警察署、そして、たびたび浸水被害に遭っている高岡警察署。この3つの警察署の建てかえ整備計画につきましては、過去に何度も一般質問がなされております。

私の地元東諸県郡に関する高岡警察署の移転・建てかえについて、改めてお伺いいたします。

まず、平成17年の台風14号により、事務室が最大時1.2メートルも浸水してしまった高岡警察署の移転・建てかえ整備計画について、改めて警察本部長にお伺いします。

**○警察本部長（阿部文彦君）** 高岡警察署を含め、警察施設の整備につきましては、宮崎県公共施設等総合管理計画に基づきまして、個別施設計画を策定することとしておりますので、その中で、警察施設の方向性を示してまいりたいと考えております。

**○日高利夫議員** ありがとうございます。

昨年10月24日に、文教警察企業常任委員会で高岡警察署を視察いたしました。平成17年の台風14号で、駐車場の路面から2.2メートルも浸水し、業務に大きな支障を来したことなどの説明も受けたところでした。

現在の高岡警察署は、大淀川と飯田川との合流地点、新飯田川水門の隣にあり、周辺地域の中では一番低い場所に建てられております。台風14号水害のときには、周辺地域の建物288戸が床上浸水となり、一番浸水がひどかったのが高岡警察署であったとのことでもあります。

この地域は浸水被害の常襲地帯であったことから、県が平成19年度までに5台の排水ポンプを設置しましたが、これで安心と思えないのは、周辺住民も高岡警察署職員も同じであると思います。

新飯田川水門には10メートルまでの量水標が設置してありますが、台風14号では9メートルの位置まで達していたそうで、もし、あと2メートルもあつたら、堤防を越水して大変なことになっていたのではないかと、現場を見てそう思いました。

現在の宮崎市の洪水ハザードマップでは、高岡警察署は2メートルから5メートル未満の浸水想定区域と指定されております。本部長はお聞きになっていると思いますが、ここで改めて、ちょっと長くなりますが、平成17年9月6日の台風14号襲来時の高岡警察署の概況を説明させていただきたいと思います。

細かくなりますけれども、申しわけありません。

まず、前日の午後5時、警察署の東隣にある飯田川の堤防にパトカーやバイクなどを避難しております。当日の6日、午前4時30分ごろに駐車場が冠水し始め、事務文書を机の上に避

難。午前5時30分には事務文書を今度は2階へ。午前7時には駐車場冠水が1メートルに達したため、今度はパソコン等の事務機材を2階へ。そして、午前7時30分には、1メートルの段差のある駐車場を乗り越え、とうとう事務室が浸水し始め、午後2時ごろには最大1.2メートルの床上浸水となったとのことでもあります。建物全体では、駐車場の路面から2.2メートルの高さまで浸水することになります。1階事務室のファクスや電話等は使用不能、配電盤も漏電のため電力供給ができなくなりました。職員の出入りはほぼ不能の状態になったようであります。その後、翌日の未明、午前4時ごろから水が引き始め、浸水が解消され、ここから大変な後片づけが始まったということになります。

本来、災害時には地域の防災・減災、復旧活動の拠点となるべき警察署が、建物に出入りすることも困難となり、職員の皆さんもさぞかし歯がゆい思いをされたことでしょうか、事前に職員配置を増強されていたために、災害活動には支障がなかったことは、本当に幸いでした。

台風がくるたび、大雨のたびに、高岡警察署では他の警察署にない作業がふえ、その分、地域活動等の時間が削減されることになります。

ここで改めて、高岡警察署の防災活動拠点としての問題点、浸水対策、耐震対策の現状について、警察本部長にお伺いいたします。

**○警察本部長（阿部文彦君）** 高岡警察署は、平成以降、7回浸水被害を受けており、大規模な水害が発生した場合、防災活動拠点としての機能の発揮に課題がありますが、浸水対策として庁舎入り口に可搬式の防水板を、庁舎裏口や発動発電機室等に防水扉を設置したほか、駐車場に高床式倉庫を整備するなど、必要な措置に努めております。



なお、耐震対策につきましては、阪神・淡路大震災を受け、平成10年に実施した耐震診断において、「補強の必要はない」との結果を受けております。

**○日高利夫議員** 平成以降、7回の浸水被害ということだそうです。果たして、令和の時代はどのようなのでしょうか。

警察署の移転・建てかえにつきましては、長年にわたり議論が続いておりますが、当時、建物が日本一古かった日向警察署は、河野知事の1期目の平成24年度に、えびの警察署は2期目の平成29年度に、それぞれ移転・建てかえが終了いたしました。

今後、約半世紀ぶりの国スポ等に向けたハード整備等を初め、本県の財政状況はまことに厳しい時代を迎えることとなりますが、知事の3期目の任期中には、県内で最も水に弱い高岡警察署の整備について道筋をつけていただき、地域住民の不安を払拭していただきますよう、よろしくお願いを申し上げ、次の質問に移ります。

最後は、公営住宅の空き住戸対策についてであります。

近年、県営・市町村営公営住宅の空き住戸が気になっております。昭和50年代から平成初期にかけて、県内には多くの鉄筋コンクリート造の公営住宅が建築され、新婚さんは公営住宅入居が定番の時代で、入居倍率も2倍、3倍であったと思います。その後、きれいな民間アパートやマンションなどが増加し、晩婚化もあったと思いますが、徐々に公営住宅の空き住戸がふえてきたようです。

そこでまず、県営住宅の空き住戸の割合は10年前と比べてどのような状況にあるのか、県土整備部長にお伺いいたします。

**○県土整備部長（瀬戸長秀美君）** 県営住宅につきましては、平成31年3月末現在、建てかえやバリアフリー化工事等のために募集を行っていない住戸を除き、8,661戸を管理しております。

これに対し、空き住戸が1,016戸でありますので、空き住戸の割合は11.7%であります。

なお、10年前の平成21年3月末時点では2.9%でありましたので、空き住戸の割合は、8.8ポイント増加しております。

**○日高利夫議員** 空き住戸が2.9%から11.7%へ、10年間で8.8ポイント増加しております。約4倍です。国富町にある4階建て以上の県営住宅も17.5%、約5軒に1軒は空き住戸となっております。この状況は今後も改善されることはないでしょうし、空き住戸は増加するばかりであると思われれます。

では、県では、空き住戸の解消に向けてどのような取り組みを行っているのか、県土整備部長にお伺いします。

**○県土整備部長（瀬戸長秀美君）** 空き住戸の解消対策につきましては、年4回の定期募集以外にも、いつでも入居可能な随時募集を実施しております。

また、既存住戸のバリアフリー化やエレベーター設置を順次進めているほか、単身の高齢者等の増加に対応するため、単身者の入居が可能となる対象住戸数を拡大したところであり、さらには、社会福祉法人等の要望により、グループホームとしての活用も図っているところであります。

**○日高利夫議員** 県としても、さまざまな取り組みで利活用に努力されているようであります。公営住宅は、住宅に困窮する方々への住宅であり、地域コミュニティ形成にも重要な役

割を担い、多くの県民の方々に快適な住宅が、これまで提供されてきました。

しかし近年は、高齢化や人口減少などの社会的情勢の変化や、施設の老朽化等の問題を抱えております。では、県営住宅の老朽化の現状と、将来にわたって管理する県営住宅の管理戸数をどのようにしていられるのか、県土整備部長にお伺いいたします。

**○県土整備部長（瀬戸長秀美君）** 県営住宅の老朽化の現状につきましては、平成31年3月末現在で、国が定めた公営住宅の建てかえ要件であります耐用年数の2分の1を経過した建物が、全体の528棟のうち235棟と、半数近くを占めている状況にあります。

一方、人口が減少する半面、高齢化の進展等により、県営住宅への入居を望まれる高齢者や障がい者等の住宅確保要配慮者は増加している状況にあります。

そのため、今後の県営住宅につきましては、このような状況を十分に踏まえまして、老朽化が著しいため、用途廃止を見据えて、政策的に空き住戸としている建物を除き、計画的に、建てかえ等も検討しながら維持保全を図り、社会情勢の変化に応じた適正な管理戸数の確保に努めていくこととしております。

**○日高利夫議員** 老朽化した住宅の入居者は高齢者の方々が多く、公営住宅がつかない住みかとなる場合が多いので、しっかりとした維持管理をお願いするとともに、建てかえ等も、民業を圧迫することのないよう、公営住宅の長寿命化計画で、しっかりと市町村をリードしていただきたいと思います。

また一方、最近、土木業者や専業農家から、外国人労働者を公営住宅に入居させられないかという相談も受けております。宮崎労働局の調

査によると、本県の外国人労働者数は、令和元年10月現在で5,028人、平成27年と比較すると2.4倍になったとのことであります。外国人労働者の受け入れ問題は、本県にとっても喫緊の課題であります。

最後に、外国人労働者の受け入れなど、地域の多様な住宅需要に対応するため、公営住宅の空き住戸の活用は考えられないか、県土整備部長にお伺いいたします。

**○県土整備部長（瀬戸長秀美君）** 県営住宅への外国人の入居に関しましては、国土交通省からの通知に基づき、地域住民と同様の入居資格を認める取り扱いを行っております。

また、農林水産業等の長期研修者などの多様な住宅ニーズに対応するため、地域対応活用計画を国が承認する制度を活用することで、地域の実情に対応した弾力的な活用も可能となっております。

県内におきましても、この地域対応活用により、延岡市の一部の市営住宅では外国人漁業研修生を、また、日向市や西都市の一部の市営住宅では移住希望者を受け入れております。

県としましては、引き続き、市町村に対し制度の周知に努め、空き住戸の活用を図ってまいりたいと考えております。

**○日高利夫議員** 国が承認する公営住宅の地域対応活用という制度を使えば、外国人労働者も入居可能であるとのことであります。このことは、まだ市町村には十分周知が行き届いていないところもあり、また、市町村の受け付け、県への申請、国の承認と、1カ月も2カ月もかかるような事務手続の煩雑さがありますので、なお一層の周知と事務の円滑化をお願いしております。

また、外国人労働者の受け入れは非常にデリ

ケートな面もありますので、外国人サポートセンターなどによる十分な市町村の支援も、ぜひお願いしておきたいと思えます。

さらに、地域の多様な住宅需要に対応するための、公営住宅の空き住戸の活用という観点からすれば、例えば、飯野高校入試の全国枠に5人の志願者があったとのことでした。もっともっと都会からの児童生徒の受け入れ、留学生の受け入れを推進するための公営住宅の活用とか、例えば、大家族になり、受験生がいるような場合は、もし隣があていければ、2軒目の隣の住宅を借りられるとか。そういう場合は、もちろん礼金、敷金なし、家賃は3分の1ぐらいで子育て支援対策を行うとか。さらには、スポーツランドみやざきとしての短期合宿等への活用、単身でも入居可能な活用など。とにかく、民業を圧迫しないことを前提として、地域の活性化を図るために、空き住戸の活用にあていただきますよう、よろしくお願ひいたします。

そのために、制度改正などが必要であれば、ぜひ御検討くださるようお願ひ申し上げます。

最後に、今年度退職される皆様方、長い間本当にお疲れさまでした。

さらに、我が郷土宮崎県のために、これからもしつかりと御活躍されることを、心から御祈念申し上げます、私の一般質問の全てを終わらせていただきます。ありがとうございました。(拍手)

**○丸山裕次郎議長** 次は、窪菌辰也議員。

**○窪菌辰也議員**〔登壇〕(拍手) 先ほどもございましたように、きょうは桃の日、桃の節句のひな祭りでございます。日本では江戸時代の「ひな遊び」また「流しびな」が始まりと言われており、女の子の健やかな成長を祈る年中行

事として祭られたものが現在に伝わったものと言われております。ひな人形の高級なものについては、人形師と言われる職人の手によって、布を折り曲げながらつくられていることから、まさしくたくみのわざ、ひな人形も日本文化の一つではないかと思っております。

それでは、日本博について知事にお尋ねいたします。

2020年東京オリンピック・パラリンピックを契機に、国(文化庁)では、日本の美を体現してもらうため、全国各地で開催される美術展、芸術文化等の公演を「日本博」と位置づけ、国内外にアピールすることとしています。この日本博では、総合テーマ「日本人と自然」のもとに、美術・文化財、舞台芸術、メディア芸術、デザイン・ファッション、共生社会・多文化共生、被災地復興などの各分野にわたり、縄文時代から現代まで続く「日本の美」を国内外へ発信し、次世代に伝えるもので、さらなる未来を創生する。この文化芸術の祭典が、人々の交流を促して感動を呼び起こし、世界の多様性の尊重、普遍性の共有、平和の祈りへとつながることを希求するとあります。

今月には、東京でオープニングセレモニーが開催され、全国各地の文化施設等で伝統芸能や音楽、芸術・アートあるいは食といったさまざまな芸術文化プログラムが用意されているようです。

文化庁に設置されました「日本博企画委員会」の委員には、河野知事が全国の知事で唯一就任されておりますが、日本博が開催されることは、宮崎の文化を国内外にアピールするチャンスだと思いますが、知事のお考えをお願ひいたします。

なお、以下の質問は質問者席で行います。

(拍手) [降壇]

○知事(河野俊嗣君) [登壇] お答えします。

日本博は、東京オリンピック・パラリンピックを契機に、全国各地で四季折々、日本文化の魅力をさまざまなプログラムで国内外に広く紹介しようとするものであります。従来型の博覧会が特定の場所で限られた期間行われるもの、それとはコンセプトが違う事業でありますので、先日出席しました企画委員会におきましても、なかなか国民の間で浸透していない、認知がされていないというところが悩みの種であったわけでありましたが、広報大使に黒柳徹子さんも就任されるなど、関係省庁や地方自治体、民間団体などが総力を結集した大型国家プロジェクトとして、今、御紹介がありましたような今月のオープニングセレモニーも含めて、いよいよ本格的に始動するところであります。

本県におきましても、先日、大阪の国立文楽劇場で行われました椎葉神楽の公演が、日本博の位置づけで行われたところであります。10月から開催予定の国文祭・芸文祭も、日本博のプログラムの一つとして位置づけられておりまして、世界からの注目が東京のみならず日本全体に集まる2020年は、宮崎が誇る伝統文化を国内外に発信する絶好のチャンスであると考えております。

国文祭・芸文祭におきましては、国際音楽祭や若山牧水、あるいは地域で伝承されてきた神話・神楽、さらには食文化など、これまで育まれてきた多種多様な文化資源を「みやざきの宝」として、参加される多くの方々に堪能していただきながら、さまざまな媒体等を通じて、本県文化の魅力をしっかりとアピールし、さらなる本県のイメージアップを図ってまいりま

す。以上であります。[降壇]

○窪菌辰也議員 さて、いよいよことしの10月17日から、国内最大の文化の祭典、第35回国民文化祭、第20回全国障害者芸術・文化祭の宮崎大会が開かれます。本県での開催は初めてで、2012年度から取り組んできた記紀編さん1300年記念事業の集大成と位置づけられています。

宮崎での開催が決定して3年、これまでいろいろと準備をされてきたと思われませんが、県民への浸透は不十分であると感じています。

県民に国文祭・芸文祭を効果的に周知するためには、全国的に名の知れた芸能人を招待したり、宮崎県の人々がふだん目にしない日本の伝統文化である歌舞伎などの公演を行うなど、ふだん文化に興味のない人も関心を寄せるような仕掛けを行い、盛り上げる工夫が大事だと思います。

まずは、PR活動にしっかりと取り組むことが重要ではないでしょうか。

期間中、県内全市町村で数多くの祭典が開催され、主催するフォーカスプログラムでは、「記紀・神話・神楽」「国際音楽祭」「若山牧水」「宮崎の食文化」の4つの大きな文化に焦点を当てた多彩なイベントとなっており、この祭典が、1人でも多くの県民の本県文化資源を再確認する機会となることを期待しているところです。

そこで、国文祭・芸文祭をもっと多くの県民に知ってもらふ必要があると考えますが、現在の広報・PRの状況と今後の取り組みについて、総合政策部長にお伺いいたします。

○総合政策部長(渡邊浩司君) 国文祭・芸文祭に多くの県民の皆様が関心を持ち、主体的に参加していただくためには、さまざまな広報媒

体等を活用しまして、大会の情報を発信することが重要であると考えております。

このため、県ではこれまで、新聞等のメディアや大会ホームページ等による広報のほか、大会のプレイベントの開催や巡回広報の活動等を通じて、PRを行っているところであります。

今後はこれらの取り組みに加えまして、市町村や民間企業などと相互に協力をしながら、官民一体となった広報・PRを進めてまいりますほか、各プログラムの内容や著名な出演者などを発表する機会も生かしながら、効果的な広報に取り組んでまいりたいと考えております。

このような取り組みを通じ、県民の皆様に、国文祭・芸文祭をより身近に感じていただき、開催への機運をさらに高めてまいりたいと考えております。

**○窪菌辰也議員** いよいよ本番を迎える中、万全を期して大会を成功させるとともに、その効果を将来の地域づくりにつなげていただきたいと思います。よろしく申し上げます。

次に、新型コロナウイルス対策ですが、感染の予防や感染した場合の対応などについては、既に質問があり答弁されていますので、私は、実際に感染された患者を県病院が受け入れることとなった場合についてお伺いしたいと思います。

新型コロナウイルスは、二類感染症に類されると伺っています。この二類感染症については、医療体制として二次医療圏に1カ所、第二種感染症指定医療機関が指定されています。県立病院は、3病院ともこの第二種感染症指定医療機関に指定されています。

新型コロナウイルス感染者は、残念ながら日に日に増加し、九州でも福岡や熊本でも発生しています。あつてほしくはありませんが、宮崎

県においても発生する可能性があります。万が一、発生した場合は、感染症指定医療機関で受け入れることが想定され、県立病院も対象となると思いますが、その際にはさまざまな対応が必要になってくると思います。感染した患者にどのように対応するのか、既に入院している患者や外来者への感染はどのように防ぐのか、病院で働く医療スタッフ、あるいは医師はどのように対応するのかなど、さまざまな対応が考えられます。

私は、病院内での感染は絶対に出してはならないと思っていますので、県立病院で新型コロナウイルス感染症患者を受け入れる場合、どのような対応を行うのか、病院局長にお伺いします。

**○病院局長（桑山秀彦君）** 各県立病院では、感染管理科の医師や、感染管理に関する認定資格を有する看護師が中心となってマニュアルを作成するなど、適切に患者を受け入れる準備をしております。

詳細な対応は各病院で異なりますが、概括的に申し上げますと、入院の場合は、他の患者とは接触しないようルートを確保することとして、陰圧室などの専用病室で対応することとしております。

また、外来については、感染が疑われる患者は、他の患者との接触を避けて、一般外来エリアとは別の場所で診察を行うこととしており、今後さらに、感染対策を徹底することとしております。

いずれにしましても、患者への適切な対応と院内感染防止を最優先に、関係機関等とも密に連携しながら取り組んでまいります。

**○窪菌辰也議員** ぜひ、新型コロナウイルスの感染者が県内から一人も発生しないことを、お

祈り申したいと思えます。

次に、小林保健所長の配置についてお伺いいたします。

中国湖南省武漢市で発生した新型コロナウイルスの感染が日増しに拡大する中、有効な治療薬もないなど、日本や世界各地への拡大の可能性があり、現実には拡大しつつあります。

このような状況の中、宮崎県内では感染者を出さない、また感染者が発生しても拡大させないことが大変重要なことだと思えます。そのためには、保健所の役割が大変重要だと考えています。

小林・西諸地域では、今回の新型コロナウイルスばかりでなく、インフルエンザなど日常的な感染症に加え、自殺死亡率についても、県内のほかの地域と比較して高い地域であるなどの問題も多く、保健所の果たす役割は大変大きいと思っています。

しかし、現在、小林保健所長は都城保健所長が兼務しており、このことは、平成26年度から続いているとのことでございます。

感染症対策としては、本庁の指揮により対応することとなっていると思えますが、最終的には、その地域の保健所長の判断も重要になるとお伺いしました。

都城・小林保健所長が兼務となると、一人の所長が受け持つ人口は、都城地域が約18万6,000人、小林・西諸地域が約7万1,000人、合計すると約25万7,000人であり、県内で2番目に多い圏域の人口となります。地理的にも相当な広範囲での業務となり、何か不測の事態が発生した場合などには十分に機能するのか疑問です。

また、小林・西諸地域の保健所長の不在が続きますと、地域住民の不安も一層増すのではないかとお考えいただけます。

そこで、小林保健所長は都城保健所長が兼務していますが、兼務に支障はないのか、福祉保健部長にお伺いいたします。

○福祉保健部長（渡辺善敬君） 地域の保健医療行政を担う保健所長につきましては、全国的に医師が不足する中、確保が困難な状況にあり、本県におきましても、若干名ではありますが不足している状況にあります。

このため、議員御指摘のとおり、小林保健所長につきましては、都城保健所長が兼務をしているところではありますが、地域の保健医療課題への対応や業務負担の面を考慮しまして、保健所長としての経験が豊富で、兼務であっても的確に業務遂行ができる医師を配置することにより、業務に支障のないようにしているところがあります。

○窪菌辰也議員 支障がないということですが、それでも地元としては、小林保健所に所長がいてほしいということには変わりありません。小林保健所長の兼務解消について、今後の見込みを福祉保健部長にお伺いいたします。

○福祉保健部長（渡辺善敬君） 小林保健所長につきましては、経験豊富な医師を配置して、できる限りの対応をしているところでありまして、なるべく早い時期に兼務を解消したいと考えております。

そのためにも、まずは保健所長として活躍できる公衆衛生医師の確保と養成が重要でありまして、公衆衛生に興味を持たれている医師に直接面談して勧誘するとともに、実際に採用した後には、専門的な研修プログラムを受講していただくことで、早期に保健所長としての資格を得られるよう、養成を進めております。

県としましては、このような取り組みを着実に進めることにより、兼務の解消に努めてまい

りたいと考えております。

**○窪菌辰也議員** 公衆衛生医師の確保と養成を進められて、所長不在の解消に努めていただきたいと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

次に、PCBについてお伺ひいたします。

先日、新聞報道でPCB（ポリ塩化ビフェニル）に関する記事を読みました。PCBといえは、もう50年以上も前のこととなりますが、1968年に発生しましたカネミ油症事件のことが思い出されます。この事件は、PCBを摂取した人から生まれた赤ちゃんの皮膚にメラニン沈着が起き、生まれた赤ちゃんの肌が黒くなってしまい、「黒い赤ちゃん」という名前でも報道されたことが、社会的に大きな衝撃を与えたもので、PCBの人体等への悪影響や世界的な環境汚染も報告されていました。

そこでまず、PCBの特性と危険性について、環境森林部長にお伺ひいたします。

**○環境森林部長（佐野詔藏君）** PCBは、絶縁性が高い、燃えにくい、水に溶けにくいなど化学的に安定しておりまして、電気機器の絶縁油、熱交換器の熱媒体、塗料の可塑剤などさまざまな用途で広範囲に利用されてまいりました。

その一方で、我が国では、議員の御質問にありましたように、昭和43年に発生したカネミ油症事件で、食用油の製造中に混入したPCBが体内の脂質に溶け込んで蓄積し、吹き出物、色素沈着などの皮膚症状やしびれ、全身倦怠感等の中毒症状を引き起こすなど、その毒性が社会問題化いたしました。

このため、昭和47年以降、PCBの製造は中止されておりましたが、それ以前に製造されたPCBを用いた製品や施設の状況把握及びその

処分などについて、平成13年に、いわゆるPCB特別措置法が制定されまして、国を挙げての対策が進められているところであります。

**○窪菌辰也議員** PCBは、高圧変圧器やコンデンサーなどに広く使用されていたとのことですが、2004年発効のストックホルム条約では、PCBの使用を2025年までに全廃することとされており、我が国でも国内法が整備され、具体的な対策に取り組まれているとのことであります。

しかしながら、我が国では当初、処理施設の整備や処理体制の構築におくれがあったことから、相当量のPCBが事業者において保管されたり、あるいは使用されているものと考えます。

国民の健康維持や環境保全の観点からは、残存するPCBの一刻も早い処理が求められるところであり、県においても、PCBの適切な処理が円滑かつ確実に進められるよう、一定の役割を果たす必要があると考えます。

そこで、PCBの適正処理に係る県の取り組み及び現状について、環境森林部長にお伺ひいたします。

**○環境森林部長（佐野詔藏君）** PCBにつきましては、特別措置法に基づいて、廃棄物の処理ごとに定められた期限までに、事業者の責任で適正に処分しなければならないとされておりまして、県は、地域内の状況を把握し、その確実かつ適正な処理を促進する役割を担っております。

このため、まず、高濃度PCB廃棄物について、掘り起こし調査や事業者への指導等を行い、平成30年度が処分期限とされた変圧器、コンデンサー等については、約8,000台が処分されたところであり、現在は、令和2年度が処分期

限とされる照明器具の安定器の保管や処分状況の把握等に取り組んでいるところであります。

なお、令和8年度が処分期限とされます低濃度PCB廃棄物についても、法に基づく保管の届け出等を指導しているところであります。

**○窪菌辰也議員** PCBは、安定器やコンデンサーなどだけでなく、塗料にまぜ、橋や水門といった社会インフラのさびどめとしても使用されていたとのこと。

大きな橋梁などに使用された塗料は、日光や風雨にさらされては剥げ落ち、大気中を伝い河川に流れ込み、海へ流入することが考えられます。その塗料にPCBが含まれ、海の生き物や生態系への影響を及ぼすことを示す研究結果があると聞いています。

そのようなことがないように、早期に対策が求められるところですが、実態がわからないと、対策の打ちようがないと思います。

新聞報道などによりますと、環境省において、PCBを含む塗料を使った橋などの調査が行われていると聞いていますが、本県の状況を環境森林部長にお伺いいたします。

**○環境森林部長（佐野詔藏君）** PCBを含む特殊な塗料が一部の橋梁等に使用されていることが判明しまして、平成30年11月に、県及び市町村の所管分について、国から使用状況等を調査するよう指示がありましたことから、県では、それぞれの施設所管部署に対し、報告を求めていたところであります。

この調査につきましては、令和元年9月に、国が濃度区分の見直し等を行うため、改めて調査方法等を示すとの通知がありましたので、現在は一時中断しておりますが、中間報告地点である平成31年3月末の状況としては、報告のあったもののうち5市町、6件の橋梁に低濃度

のPCBが含まれているとの報告を受けております。

**○窪菌辰也議員** 環境省は昨年の12月に、公共事業での大規模施設、橋や道路などにおいて、PCB含有の高濃度と低濃度の境目を、1キログラム当たり5グラムから100グラムに変更した上で、低濃度PCB入りの塗料の処分を2027年3月までに終えることとしています。

そこで、県土整備部が管理している橋梁にもPCBが含まれると考えられますが、県土整備部が管理する橋梁の現状とその対応について、県土整備部長にお伺いいたします。

**○県土整備部長（瀬戸長秀美君）** 今回の国の調査では、昭和41年から49年までに建設された橋梁に、PCBを含む塗料が使用された可能性があるとされており、県土整備部が管理する橋梁では、143橋がその対象となっております。

このうち、中間報告時点であります平成31年3月末までに27橋の調査を行い、低濃度のPCBが確認された3橋につきましては、塗装の塗りかえ工事の際に、周辺への飛散を防止した上で、全ての塗装を剥ぎ取り、指定処分場に搬入したところであります。

さらに、中間報告以降に調査を行った5橋のうち、2橋で低濃度のPCBが確認されたことから、来年度以降の処分を予定しております。

残る111橋につきましても、国から新たな調査方法が通知され次第、調査を再開し、令和8年度の期限までに処分を完了させるよう努めてまいりたいと考えております。

**○窪菌辰也議員** 特別措置法では、都道府県は、廃棄物の確実かつ適正な処理が行われるように必要な措置を講じることに努めなければならないとあります。政令で定められた基準を超えるものについての処理が適正に行われますよ



う、お願いしたいと思います。

次に、建設業協会からの要望についてお伺いいたします。

昨年12月、建設産業団体連合会、建設業協会から、令和2年度公共事業当初予算の増額確保のほか6項目について、県議会議長へ要望書の提出がありましたので、要望されました内容についてお伺いいたします。

平成30年12月に閣議決定されました「防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策」に基づき、国では緊急対策分として、令和2年度当初予算案で1兆1,432億円が計上されており、本県では、令和2年度当初予算案の防災・減災、国土強靱化対策として220億円が計上されています。

しかしながら、本県の地域建設業を取り巻く現状は、公共事業などの投資額はピーク時の約半分の2,500億円となっており、大幅な落ち込みのまま推移しています。現在の公共投資は、限界工事量を下回り、建設企業が存続できなくなる地域が発生することが懸念されます。

このような状況が拡大すれば、災害発生時の応急対策や災害復旧工事に支障を来し、地域の安全が確保できないことが予想されます。激甚化、頻発化する災害から地域住民を守り、安全で快適な生活基盤の確保、社会資本の整備や維持管理などの社会的役割を果たしていくには、建設企業の経営基盤の強化が重要であります。

そのために、「防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策」期間終了後においても、防災・減災対策事業を継続するなど、先の見通せる中長期投資計画の策定が必要であります。

ほかにも、公共事業発注の平準化、働き方改革への対応や生産性向上の取り組みなどの推進、公共事業の品質確保、技能労働者の給与水

準の確保、諸経費の引き上げ、生産性の向上などの環境整備、担い手確保や育成、若手入職者の確保、工事書類の簡素化等々、多くの課題があります。

このようなさまざまな課題がある中で、特に予定価格の設定につきましては、現場条件や施工実態が十分でなく、採算性の厳しい事業がいまだに多いとの意見があります。実態等を十分反映した設計の積算とすることが求められています。

当初設計の積算はもちろんのこと、現場と現場条件に乖離がある際には、柔軟かつ適正な変更を迅速に行うことが大変重要であります。

そこで、施工実態を的確に反映した適正な予定価格と適切な設計変更が重要と考えますが、県の取り組み状況について、県土整備部長にお伺いいたします。

**○県土整備部長（瀬戸長秀美君）** 建設業者が適正な利潤を確保することは、担い手の育成・確保の観点から大変重要であると認識しており、日ごろから、建設関係団体と意見交換を行っているところであります。

県では、意見交換の内容も踏まえ、予定価格の設定に当たり、現場や施工の条件を十分に把握した上で、工事に必要となる経費を算出しております。さらに、設計労務単価を8年連続で引き上げたところであり、労災補償に必要な保険料などの経費を計上することとしております。

また、契約後に条件変更が生じた場合には、施工実態に応じて見積もりを活用するなど、現場条件を十分に考慮した、きめ細かな設計変更に取り組んでいるところであります。

今後とも、品確法の趣旨を踏まえ、適切な工事費の設定に取り組んでまいります。

○窪菌辰也議員 働き方改革を推進する上で、生産性の向上に向けた取り組みを進める必要があります。

県においては、ICT活用に向けての取り組みを推進するため、実際に河川工事等で、新たな時代に向けた取り組みがされていますが、建設企業がICT研究を導入し活用するには、設備投資や技術者、オペレーター等の人材育成の確保が必要となります。

そこで、公共事業におけるICT活用工事の推進について、県の取り組みを県土整備部長にお伺いします。

○県土整備部長（瀬戸長秀美君） 公共工事におきましてICTを活用することは、建設現場の生産性向上を図る上で大変重要であると認識しております。

このため県では、平成29年度から、切り土・盛り土工事におきまして、ICT活用工事の試行を開始し、今年度は3,000万円以上の工事を対象として30件の工事に取り組んでいるところであります。

ことしの4月からは、適用範囲を1,500万円以上の工事に拡大するとともに、のり面工など新たな工種を追加することとしております。

さらに、今後ICT活用工事に係る経費を適切に反映するため、施工管理に伴う技術管理費の引き上げなどを行うこととしております。

県としましては、引き続きICT活用工事の推進に積極的に取り組んでまいりたいと考えております。

○窪菌辰也議員 土木作業の作業効率向上、働き方改革を進める上でも重要なことだと思いますので、よろしくお伺いいたします。

次に、スポーツランドみやぎの今後の方向性についてお伺いいたします。

令和2年度の当初予算では、初めて本県で合宿を行うアマチュア団体への助成制度などを展開するための「スポーツランドみやぎ誘致推進事業」や、全国有数のサーフスポットを持つ本県のブランド化を進める「サーフランドみやぎ推進事業」など、さらなるスポーツランドの推進に取り組もうとされているようです。

そのように、さらなる推進に取り組んでいる本県において、スポーツキャンプ・合宿等の誘致は、多くの誘客や大きな経済効果を見込めるものとして定着し、スポーツランドみやぎの大きな柱となっています。

宮崎では野球、サッカー、ラグビー、サーフィン、スケート、青山学院大学陸上部など数多く、プロ・アマ問わず国内外のトップチームの合宿が行われており、本県のスポーツ振興にも大きく寄与しているところであります。

今や宮崎は、これまでの合宿を行ったチームの実績から、日本や世界に、スポーツ合宿の聖地として発信できるところまで成長したものと思っています。国内外の競技団体・チームにおいて、「頂点を目指す合宿は宮崎だ」と思っているコーチや監督も少なくないのではないのでしょうか。

このことは、これまで本県が長年積み上げてきた取り組みが今日につながっているものであり、県当局や関係機関、関係者の御尽力のたまものであり、深く敬意を表します。

さて、このように宮崎でのキャンプや合宿が、チームにとって縁起のよいものになるところをしっかりとアピールすることは、スポーツランドみやぎを推進する上で大きな武器になるのではないのでしょうか。

そこで、本県で合宿を行っているチームが好成績を残していることなど、PRを強化すべき

だと思いますが、商工観光労働部長のお考えを伺います。

**○商工観光労働部長（井手義哉君）** 御質問にありましたとおり、プロ野球、Jリーグを始め、ことしの箱根駅伝で総合優勝した青山学院大学陸上部、そして、ラグビーの日本代表、イングランド代表など、本県で合宿を行った国内外のチームが、すばらしい成績を上げております。

また、チームからは、本県の合宿環境や受け入れ態勢を高く評価いただいているところがございます。このため県では、代表チームの監督等が出演するPRビデオの作成、競技団体の会議での知事みずからのプレゼンテーションの実施、市町村等と連携した県外での合宿誘致セールスやセミナー等、あらゆる機会を通じて、宮崎が「縁起がいい」「結果の出る」合宿地であることをPRしているところであります。

今後とも市町村等と連携し、さらにPRを強化してまいりたいと考えております。

**○窪菌辰也議員** 本県での合宿といえば、そのほとんどが、温暖な地の利を生かした宮崎市などの海岸沿いであり、それに比べて県西、県北の中山間地域での合宿は極端に少ないのではないのでしょうか。

小林のスポーツ合宿といえば、唯一、県営施設のひなもり台にあるクロスカントリーコースを利用した陸上の長距離などが行われています。ここは、標高が高いことから夏でも涼しく、コースには日陰もあり、コース近くには温泉もあるなど、夏場の合宿として人気も高く、高校生を中心に利用されています。

本県の地形から、海岸沿いと中山間地域では温度差も大きく異なり、立地条件も違います。しかし、先ほどのひなもり台のように、地域の

特性を生かす合宿のあり方もあるのではないのでしょうか。

そこで、地域の特性を生かした合宿誘致を進め、スポーツキャンプ・合宿の全県化を進めていくべきだと考えますが、商工観光労働部長の考えをお伺いいたします。

**○商工観光労働部長（井手義哉君）** 本県の観光の強みであります「スポーツランドみやざき」をさらに推進するため、国内外代表チームの受け入れや大規模スポーツ大会の開催に加え、スポーツキャンプ・合宿等の全県化、通年化、多種目化に、市町村等と連携し取り組んできたところであります。

その結果、例えば、お話にもありました、夏場の冷涼な環境、気候を求めて、小林市ひなもり台のクロスカントリーコースや、五ヶ瀬町のGパーク等で合宿が行われておりますほか、木城町旧石河内小学校舎を活用した合宿や、綾町の広沢ダムでの水上スキーなど、地域の特性を生かした受け入れが行われているところであります。

今後とも、市町村の受け入れ環境や合宿チームのニーズ把握に努め、誘致セールスの強化やマッチング等を行うことで、スポーツキャンプ・合宿がさらに全県に広がっていくよう、取り組みを進めてまいります。

**○窪菌辰也議員** 令和2年度当初予算案では、「「スポーツランドみやざき」を生かしたまちづくり推進事業」において、約5,900万円を計上し、周遊観光を促進して、キャンプ等の「見る」スポーツやゴルフ等の「する」スポーツをコンテンツとしたスポーツツーリズムを推進することとしていますが、この事業にもう一つ「食」を加えてはどうかと思います。

本県は、温暖で多彩な食や文化に恵まれてお

り、中でも日本一の和牛「宮崎牛」の産地として、宮崎牛を加えたゴルフツーリズム、例えば「日本一の宮崎牛を食べるゴルフツアー」などはどうでしょうか。

スポーツと宮崎牛を核とした観光消費額を増大させる仕組みをつくることにより、さらなる経済効果が図られるものと思います。

また、これらの企画の、商談会や新聞折り込み、動画等の作成、SNSの発信などにより、本県の知名度に向上も図られると思います。

そこで、ゴルフなどの「する」スポーツと「食」を組み合わせた観光誘致は効果的だと考えますが、県の取り組みについて、商工観光労働部長にお伺いいたします。

**○商工観光労働部長（井手義哉君）** 「食」は旅の楽しみの一つであり、旅行者にゴルフなど「する」スポーツをプレーしてもらうだけでなく、宮崎牛など世界に誇る「食」を堪能してもらうことは、宮崎ファンの拡大やリピーターの獲得にもつながる有効な手段であると考えております。

このため、今年度、宿泊・ゴルフ場の予約サイトを活用し、都市圏のゴルフ愛好家をターゲットに、本県のゴルフ環境と、宮崎牛など「食」の魅力や、スポーツ選手が訪れるパワースポットを、合わせて紹介しているところでございます。

今後とも、スポーツに「食」など本県の強みを組み合わせ、相乗効果を高めながら、誘客促進に取り組んでまいりたいと考えております。

**○窪菌辰也議員** さらなる推進に向けて、よろしくお願いたしたいと思います。

次に、露地野菜の価格下落対策についてお伺いします。

この冬は記録的な暖冬で、例年に比べ気温の

高い日が続いていました。そのため、野菜の生育が前倒しとなり、市場には各地域、産地からの出荷が集中し、また、暖冬に伴う鍋物需要の不振もあり、露地野菜の価格下落を招いてきました。

安い野菜を喜ぶ消費者がいる一方で、農家は採算割れの苦境に立たされています。本県でも、児湯地域の川南町、高鍋町を中心に栽培されているキャベツ、白菜などは、暖冬で全国的に露地野菜全般が潤沢に出回る中、価格はなかなか上がりません。また、私の地元の西諸地域でも生育が進み、ハウレンソウなどが出荷できないなどの影響も生じております。

新型コロナウイルスの影響で、中国野菜の供給がストップしているにもかかわらず、輸入業者が在庫を抱えているなどで、相場の回復は難しい見通しもあるようです。

そこで、今回の暖冬に伴う露地野菜の価格下落に対する県の対策について、農政水産部長にお伺いいたします。

**○農政水産部長（坊菌正恒君）** 御指摘のとおり、暖冬の影響によりまして露地野菜の販売価格が低迷しており、農業経営の影響が大変心配されているところでございます。

そのため県では、経営の維持安定に支障を来しております農業者を支援するため、1農業者当たり、貸付限度額300万円、貸付金利0.16%の低利な運転資金として、経済変動・伝染病等対策基金を2月7日に発動したところでございます。

また、農業改良普及センターにおきまして、営農相談に対応するとともに、現地での技術指導などを通じた経営改善を支援しているところでございます。

今後とも、農業者に寄り添いながら、関係機

関・団体と連携し、農業者の経営安定に向けて、しっかり支援してまいりたいと考えております。

**○窪菌辰也議員** このような状況の中、価格下落等のセーフティネットとして、農家の収入減少を直接補償する「農業経営収入保険制度」が導入され、ことしで2年目でございます。

利用者の意見を踏まえ、制度を利用しやすくするための一部見直しが行われましたが、制度の見直し内容について、農政水産部長にお伺いいたします。

**○農政水産部長（坊菌正恒君）** 農業経営収入保険制度は、農業者ごとの農産物の販売収入全体を補償する制度でありまして、収量減少や価格低下などにより、1年間の収入が基準額を下回った場合に、一定の割合で保険金が支払われます。

加入に当たりましては保険料が必要となりますが、安い保険料で加入したいとの農業者の声を受けまして、本年1月から、基準額は変えずに補償範囲を小さくすることで、保険料を最大で約4割安くできるようになるなどの見直しが行われております。

このほか、全国農業共済組合連合会が、保険金が支払われるまでの間の無利子のつなぎ融資を行っておりますけれども、この制度につきましても、自然災害等による収入減少に加え、本年度途中からは、価格低下による収入減少も対象とされたところであります。

**○窪菌辰也議員** 令和元年の収入保険加入状況は、全国で2万2,000件にとどまり、さらに加入を進める必要があると思います。このため、N O S A I 全国連は、J A 全中、集出荷団体、全国農業会議所、日本農業法人協会などの農業関係全国組織が参加する「収入保険中央推進協議

会」を立ち上げ、各地域における収入保険制度の保険の加入状況や推進上の課題について、情報を共有し、加入推進方策などの検討につなげるとしてあります。

また、農林水産省は、令和2年度の予算に3億6,000万円を新規で計上し、都道府県レベルの加入促進活動を支援することとしてあります。

そこで、県における収入保険の加入促進の取り組みについて、農政水産部長にお伺いいたします。

**○農政水産部長（坊菌正恒君）** 収入保険制度の推進主体であります農業共済組合では、センター全職員で農家訪問を行いますとともに、県におきましても、普及センター等を中心に、あらゆる機会を通じて加入を促すなど、県と農業共済組合とが連携した取り組みを実施しているところであります。

この結果、本年1月末時点での加入者数は1,356経営体と、昨年度末、平成31年3月末より645経営体増加したところでございます。

しかしながら、近年、台風や集中豪雨などの自然災害に加え、新たな病虫害など予期せぬ被害も発生しており、さまざまなリスクから農業経営を守る本制度の加入促進が必要となっております。

このため、令和2年度より、関係機関が一体となった新たな協議会を設立する予定としておりまして、より強力に本制度の加入促進に努め、本県農業のさらなる振興を図ってまいりたいと考えております。

**○窪菌辰也議員** 農家全体を収入保険でやると。複合経営で行われる農家については、非常にいい制度だと思いますので、さらなる推進をお願いしたいと思っています。

次に、最後でございますが、スマート農業に

についてお伺いしたいと思います。

本県のみやざきスマート農業推進方針では、担い手減少や高齢化が年々進んでおり、生産力の低下や高齢農家のリタイア等による農地の荒廃、熟練農家の技術喪失などの産地の衰退が懸念されています。また、TPP11や日米貿易協定の発効など、国際競争はますます激化しており、従来の生産方式や考え方だけでは、本県農業・農村の活力維持は難しく、時代の変化に対応した生産構造の転換が重要な課題と示されています。

令和2年度の当初予算案でも、スマート農業による働き方改革実証事業として3,769万6,000円を計上し、ロボットやICT等の先端技術を活用したスマート農業について、導入効果の検証、人材育成等に取り組むとなっております。

情報化推進対策特別委員会では、埼玉県農研機構、農業技術革新工業研究センターを訪問し、スマート農業の技術開発がもたらす地域農業の課題克服をテーマに、調査・研修を行いました。

調査先では、「開発したロボットトラクターや自動田植え機は、標準区画圃場30ヘクタールから1ヘクタールが対象で、狭小な区画には十分に効果が発揮できない。生産性を3倍以上に高めることを考えれば、機械技術と土木技術を同時並行して進めないといけない」と述べられました。

本県では、圃場整備済みの平たん地域でも、大型トラクターやロボットトラクター等に対応できる大区画圃場が少ない状況であり、大型農業機械を効率的に使用できる環境の整備が必要であると思います。

農地の集積や集約化を促進するのはもちろんですが、農道と圃場との間に排水路があり、ト

ラクターは、転倒や転落に注意しつつ、圃場内で回転するため、安全で効率的な圃場が望まれます。

そこで、スマート農業を推進する上で、その前提として、基盤整備を行うことが必要不可欠であると思われませんが、県の考えを農政水産部長にお伺いいたします。

**○農政水産部長（坊菌正恒君）** 御指摘のとおり、スマート農業を進める上では、基盤整備によりまして、農地の区画拡大や農道の拡幅などを行い、農作業の効率化や安全性の確保等を行うことが必要不可欠であると認識しております。

このため、区画が狭いなど営農条件に恵まれない地域では、作付品目や担い手等を明確にした営農構想を地域みずから策定し、大規模な区画拡大や農地の集積・集約を行う本格的な圃場整備を実施しているところであります。

また、小規模ながらも区画形状がある程度整った地域では、畦畔除去など簡易な整備を、要望に応じまして随時進めることとしております。

県といたしましては、スマート農業の普及・定着に向けた営農の取り組みと一体となりまして、地元負担の軽減を考慮し、汎用性と収益性の高い基盤整備を積極的に推進してまいりたいと考えております。

**○窪菌辰也議員** ぜひ、この基盤整備についてはよろしくお伺いしたいと思います。

昔、基盤整備された場所、そういったところの再整備等も含めて御検討いただけると、大変ありがたいと思っています。

将来の農業に対応できる基盤整備は、本県農業の基盤の維持、拡大にも大変重要なことだろうと思いますので、今後ともよろしくお伺い申

し上げまして、私の一般質問の全てを終わりたいと思います。大変ありがとうございました。

(拍手)

○丸山裕次郎議長 以上で午前の質問は終わります。

午後は1時再開、休憩いたします。

午前11時39分休憩

---

午後1時0分開議

○山下博三副議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

次は、凶師博規議員。

○凶師博規議員〔登壇〕(拍手) いつも傍聴席には、心配そうに見守る嫁が傍聴に来てくれるわけなんですけれども、きょうはさすがに、我が子が小学校に行けない、自宅待機ということで、来てくれないのかと思っておりましたら、祖父祖母に子供を預け、きょうも心配なまなごしを送っていただいていることに、感謝いたします。

それでは、通告しておりました項目につきまして、順次質問をしてまいります。

まず、働き方改革の推進についてであります。

2017年、内閣官房に設置された「働き方改革推進会議」によって、処遇改善、労働生産性の向上、長時間労働の是正、柔軟な働き方の環境整備など、9つの分野に言及した「働き方改革実行計画」がまとめられ、現実にもそれを実現するための工程表が示されています。

働き方改革は、余暇を創造する改革でもあり、暮らし方や生き方にも通じますから、生活をしていく上での幸福感や充実感を向上させる改革にしていく必要があります。

また、働き方改革とセットで、ワーク・ライ

フ・バランスの必要性も取り上げられるようになり、仕事と生活のバランスを見直し、仕事もプライベートも充実させることが求められていますが、このバランスがうまくとれず、心の病により、休職を余儀なくされる方々がいらっしゃいます。

心の病は、心が風邪を引くとも表現されます。風邪は、微熱やくしゃみといった初期症状のときに薬を服用すれば早目の改善が期待できるのと同じように、心の風邪も、食欲不振や不眠傾向などの軽度の症状のときに適切な環境に身を置くことによって、重症化を回避することができます。

しかし、風邪もこじらせると、肺炎などの重篤化を招き、生命の危機にもつながりかねないように、心の風邪も同様、対応がおくれると、ワーク・ライフ・バランスが崩れ、生命の危機につながる可能性があります。ゆえに心の病も、予防と日ごろからのメンタルヘルスケアが大切です。

そこでまず、県職員に関して、心の病にならない予防的なメンタルヘルスケアが行われているのか。また、ここ3年、心の病いわゆるメンタルダウンにより傷病休暇及び休職となっている方が、どのように推移しているのか。また、そのうち再発者がどれほどいらっしゃるのかを、総務部長と教育長にお伺いいたします。

以下の質問は、質問者席から行います。(拍手)〔降壇〕

○総務部長(武田宗仁君)〔登壇〕お答えいたします。

知事部局における、メンタルダウンによる休職者及び30日以上傷病休暇取得者は、合計で、平成29年度が56名、平成30年度が52名、令和元年度が、1月末現在で50名となっております。

す。今年度50名のうち、再発者は14名であり、その割合は28%となっております。

次に、発症前の予防策としては、年齢、職位に応じたメンタルヘルス研修や、全職員を対象としました57項目にわたるストレスチェック等を実施し、未然防止に努めております。

さらに、本人の希望により精神科医等による面接相談を行うとともに、保健師等の専門相談員を各地区に配置し、職員が相談しやすい体制を整えるなど、メンタルヘルス不調の早期発見・早期治療につなげております。以上であります。〔降壇〕

○教育長（日隈俊郎君）〔登壇〕 お答えいたします。

公立学校及び教育委員会事務局全体における、メンタルダウンによる休職者及び30日以上 の傷病休暇取得者は、合計で、平成29年度が87名、平成30年度が99名、令和元年度は、1月末現在で87名となっております。今年度87名のうち、再発者は31名でございます、その割合は35.6%となっております。

次に、発症前の予防策としましては、県立学校職員及び事務局職員を対象とした57項目のストレスチェックや、公立学校の一般職員と管理職を対象としたメンタルヘルス研修等を実施しております。また、臨床心理士による相談事業や、公立学校共済組合宮崎支部と連携した、医療機関によるメンタルヘルス相談を実施するなど、さまざまな相談体制の充実にも努めているところであります。以上であります。〔降壇〕

○函師博規議員 今、御答弁ありましたとおりです。今の数字には、入院30日未満の休暇取得者はカウントされていません。これらの方々も含めると、知事部局と教育委員会を合わせただけでも、年間150名を超える方が休職されてい

ることが推察されます。また、そのうち3割以上の方が再発され、複数回、休暇・休職をとられていることがわかりました。

今回は時間の都合上、答弁を求めませんでした。警察本部、もしくは病院局、企業局にも一定割合でメンタルダウンをされている方がいらっしゃいます。

答弁にあった全職員対象のストレスチェックや精神科医の面接をされているからこそ、今の ような数字でとどまっているのか、もしくは、ここまでしても、これ以上の予防効果は望めないのか、解釈に苦しむ現状もあります。

それでは次に、メンタルダウンされた方が、休職後、職場復帰される際の支援体制について伺いますが、現在、日本うつ病リワーク協会では、心の病を原因として休職している労働者に対し、職場復帰に向けたリハビリテーション、つまり *return to work*（リワークプログラム）を構築し、医療機関で実践されています。この取り組みは、医師、看護師、精神保健福祉士、作業療法士、心理職などの専門スタッフが、数週間から数カ月ほど、復帰に特化したプログラムと復帰後のフォローアップをすることで、再発予防に効果を上げておられます。

さらに、このリワークは、健康保険制度を利用できることから、定額で支援を受けることができます。このような医療リワークを取り入れるなどして、復職への支援も不可欠であると考えますが、実際、今、県では復職支援はどのように行われているのか、総務部長にお伺いします。

○総務部長（武田宗仁君）メンタルダウンした職員の復職に当たりましては、本人や所属長、精神科医等から成る復職支援会議を開催し



まして、1カ月程度の試し出勤が可能であるかを検討いたします。可能とされた場合は、勤務時間を1日30分から段階的にふやしまして、フルタイムまで行う試し出勤プログラムを実施し、その結果を踏まえて、再度復職できるかどうかを判断いたします。また、復職後は、専門相談員が随時経過を把握するとともに、復職3カ月をめどに、本人及び所属長等と面談し、勤務状況を確認しております。

一方で、事前に復職者を受け入れる所属の職員を対象に、臨床心理士等による復帰前職場研修を行いまして、復職しやすい職場環境の整備にも努めているところであります。

今後とも、本人の意向や主治医の診断等を踏まえました職場復帰支援を行うなど、メンタルダウンの再発防止を図ってまいりたいと考えております。

**○凶師博規議員** 段階的にということで、1日30分から徐々に復職時間を延ばしていくという、かなりきめ細やかな支援はされているという答弁でございましたが、その支援の効果がまだ見えてきていないのか、支援の限界があるがゆえに先ほどの数字になっているのか。いずれにしても、さらなる支援の拡充が必要と考えられます。

ここで、医療機関で実践されている医療リワークに、メンタルダウンをした当事者として参加された方々の声が届いております。御紹介いたします。

「40歳女性は、うつ病の原因を学ぶことで、今後どの程度の仕事をしたらいいのか、自分でそこに気づくことができた。

20代女性は、病気を治すには、一人では無理だとわかった。職場の人も含め、人に頼ることの大切さに気づくことができた。

50歳男性では、仕事にただ戻るのではなく、これからの人生、生き方を考えることができた。」とこのように、ワーク・ライフ・バランスの大切さにみずから気づき、自分の生活を取り戻すことに成功されております。

今後、ぜひ積極的な医療リワークとの連携、もしくはプログラムの開発等に尽力していただければと思っております。

次の質問に移ります。働き方改革推進の一つの指標でもある、有給休暇の取得率についてであります。

まず、県内民間事業所における年次有給取得率について、主な事業種及び規模ごとにどのような状況となっているのか、商工観光労働部長にお伺いいたします。

**○商工観光労働部長（井手義哉君）** 県が実施いたしました、平成30年度労働条件等実態調査によりますと、年次有給休暇の平均取得日数を、繰越分を除く平均付与日数で除した平均取得率は49.0%であり、業種別に見ますと、最も高い業種が、サービス業の54.6%、次いで製造業の51.9%であり、最も低い業種が、卸小売業の41.6%となっております。

また、規模別に見ますと、常用労働者100人以上の事業所が56.5%と最も高く、次いで30人以上50人未満の53.5%であり、最も低いのが10人以上30人未満の45.8%となっております。

**○凶師博規議員** 平均取得率が49%ということ、50%を下回っており、全国平均よりも大きく下回っている現状がわかりましたし、卸小売業や小規模事業体の取得率が低いことがわかりました。

それでは次に、知事部局における年次有給休暇取得率及び時間外勤務の状況、さらには、その改善のためにどのような取り組みを行ってお

られるのか、総務部長にお伺いします。

**○総務部長（武田宗仁君）** 知事部局職員の年次有給休暇取得率は、5年前の平成26年の57.4%に対しまして、平成30年は65.1%となっております。近年、上昇傾向にあります。

一方、職員1人当たりの月平均時間外勤務実績は、平成26年度が11.7時間で、平成30年度は11.4時間となっております。ここ数年、ほぼ横ばいで推移しております。

県では、平成30年度から働き方改革を重点的に推進しておりますが、有給休暇の取得促進については、年間を通した年休取得計画表の作成などによりまして、計画的な取得を促すとともに、とりやすい環境づくりを進めているところであります。

また、時間外勤務の縮減については、職員の意識啓発に努めるとともに、夏季の朝型勤務の拡充や、ICTを活用しました業務効率化に取り組んでいるところであります。

**○図師博規議員** 御答弁では、時間外勤務は横ばいであるものの、有給休暇の取得率は、民間事業所と比較して高い数値が示されました。

そこで、民間事業所の有給休暇取得促進のため、労働基準法が改正され、2019年4月から、経営者は、法定の年次有休付与日数が10日以上全ての労働者に対し、毎年5日の年次有給休暇を確実にとらせなければならないということになりました。これには、パートやアルバイトの方も含まれます。

経営者は、労働者みずからの請求、または経営者が労働者の意見を聴取した上で、時季を指定して取得させる必要があります。時季指定を行わず労働者に有休の取得をさせなかった場合には罰則が科せられ、労働者1人に対し、最大で30万円の罰金となります。

この有給休暇の時季指定義務について、県としてはどのように周知を図っていくのか、商工観光労働部長にお伺いします。

**○商工観光労働部長（井手義哉君）** 年次有給休暇、いわゆる年休は、労働者が請求する時季に与えることが原則であります。その取得促進を目的に、働き方改革関連法により労働基準法が改正され、新たに、年休を取得させる使用者側の義務が規定されました。

御質問にありましたように、この改革により、昨年4月から、年10日以上年休が付与される労働者に対しては、労働者みずからの請求・取得や、会社内の計画年休に加え、使用者による時季指定により、年5日の年休を取得させることが使用者の義務となっております。

宮崎労働局では、企業の働き方改革関連法への対応などを支援するため、県内各地でセミナーや相談会を開催しているところであります。県としましても、労働局と連携し、これらの制度について、県庁ホームページや広報紙等での周知を図っているところであります。

**○図師博規議員** この有給の時季指定の取得が義務化されたことを強調して、さらに事業所のほうには周知を図っていただきたいと思えます。

続いて、国文祭・障害者芸術文化祭について伺ってまいります。

いよいよ、ことし10月から51日間かけて開催される、国民文化祭・みやざき2020、障害者芸術・文化祭みやざき大会が近づいてまいりました。

大分県と新潟県で開催された国文祭・芸文祭を視察・調査してきておりますので、本県の開催内容にそれを生かしていただきたく、充実につながるような確認、質問を行ってまいりま

す。

まず、国文祭・芸文祭の集客の中核をなします、開会式・閉会式及びオープニングイベントについて、どのような内容となるのか、総合政策部長にお伺いします。

**○総合政策部長（渡邊浩司君）** まず、開会式やオープニングイベントにつきましては、大会のキャッチフレーズであります「山の幸 海の幸 いざ神話の源流へ」の世界観を、映像や音楽、さらには多くの県民の皆様にご参加いただく舞台演出等によって、来場者と共有できるような内容にしたいと考えております。

また、閉会式につきましては、51日間に及ぶ本大会の成果を振り返りながら、次世代の文化の担い手である若者を中心としたステージを展開し、未来に向けて本県の文化を発信する機会にしたいと考えております。

開会式や閉会式等につきましては、現在、出演者や演出内容等について最終段階の調整を行うなど、準備を着実に進めておりますが、障がいのある人もない人もともに参加し表現することができるような、魅力あるステージイベントにしていきたいと考えております。

**○図師博規議員** 今、答弁にありました、障がいのある人もない人も、そして若者中心にと。非常に活気に満ちた式典になることが期待されます。

次に、大分県、新潟県の開会式は、双方とも県内の歴史や文化の紹介をふんだんに盛り込んだ壮大なスケールで、健常者も障がい者も、子供から高齢者まで参加される感動的な演出でありました。

ただ、新潟県の開催会場は、最寄り駅から遠いということもあり、開会式後の移動のためにバスでピストン輸送されてはいたのですが、会

場から一気に流れ出る観客をスムーズに乗車させることができず、長時間の待機を余儀なくされている方も多数いらっしゃいました。

本県の開催会場、開会式は宮崎市民文化ホールということで、やはり最寄り駅からは遠く、そして宮崎空港からも距離があります。来場者及び退場者のアクセスを快適なものとするために、どのような対策を講じられるのか、再度、総合政策部長にお伺いします。

**○総合政策部長（渡邊浩司君）** 開会式の会場であります宮崎市民文化ホールには、約1,700名の来場が予定されておりますが、駐車場や公共交通機関等の制約がありますことから、昨年12月、交通事業者や警察本部等で構成される交通部会を設置し、輸送対策の検討を進めているところであります。

また、来場者の方々に対するおもてなしにつきましても、宮崎の文化に気軽に触れていただけますよう、御当地料理の試食ですとか、郷土芸能によるお出迎えなどの検討を進めているところであります。

今後とも、開会式の円滑な運営に向け、輸送対策も含めて、おもてなしの心で受け入れの準備を進めてまいりたいと考えております。

**○図師博規議員** 大分県では、開催期間中100に及ぶ県主催の事業があり、そのほか100を超える市町村主催の分野別事業が開催され、県内全城市町村が参画し、地域色豊かな事業展開により、県全体で式典を盛り上げる取り組みをされておりました。

そこで、本県も市町村と連携し、体制を整える必要がありますし、県外からも出演者や参加者を募り、大きなうねりをつくっていくことが重要であります。

現在、市町村とどのような連携状況となって

いるのか、また、全国規模で参加を募る事業はどのようなものが計画されているのか、再度、総合政策部長にお伺いします。

**○総合政策部長（渡邊浩司君）** 現在、全ての市町村に設立されております市町村実行委員会では、それぞれの事業の実施に向け、文化団体等と連携しながら、出演者を初め参加者や作品の募集、本番に向けての練習、あるいは広報活動など、具体的な準備作業を進めているところでもあります。

また、国文祭は、出演者・参加者同士の交流も目的の一つでありますので、本大会でも、「太鼓の祭典」「小倉百人一首競技かるた全国大会」「全日本健康マージャン交流大会」など、全国から多くの方々が集まる催しを多数予定しております。

県といたしましても、宮崎の文化を全国に発信する絶好の機会でもありますので、今後とも各市町村と密接に連携しながら、おもてなしや受け入れ環境の整備を含め、本大会に向け、しっかりと準備を進めてまいりたいと考えております。

**○図師博規議員** ただいま御答弁にもありましたおもてなしに関して、大会期間中は来場者のおもてなしや運営、さらには広報に関するボランティアの協力なしには大会運営は不可能であります。

大分県では、県主催の事業だけでも、運営、観光、障がい者対応ボランティア、さらには広報PRボランティアを合わせて、1,200人ものボランティアを育成・確保されておりました。さらに、小学生によるおもてなしとして、各会場に配布する「おもてなしウェルカムカード」を、何と6万人分作成するなど、ボランティア活動を通して、県民総参加の機運醸成を図られ

ていました。

本県のボランティアの確保状況と今後の取り組みについて、総合政策部長にお伺いします。

**○総合政策部長（渡邊浩司君）** 国文祭・芸文祭に関するボランティアにつきましては、県主催事業の受付等の運営補助や、障がいのある方の補助などを行いますイベントサポーター、そして、日常の活動の中で大会の広報PRを行う広報サポーターを現在募集しております。

現時点では、イベントサポーターと広報サポーターとを合わせまして、約400名の応募状況となっております。

県といたしましては、県民の皆様に広く御協力をいただけるよう、関係機関等を通じて広報・PRを強化するとともに、特に若い世代の方々が中心となって、ボランティアにかかわっていただきたいと考えておりますので、新年度に改めて、学校などの関係機関を直接訪問いたしまして、さらなる参加を呼びかけてまいりたいと考えております。

**○図師博規議員** もし、大分県の大会と同規模のボランティアを養成するとすれば、まだ3分の1程度でございますし、やはりこのボランティアの養成・確保も、コロナウイルスの影響が出かねない状況になってきておりますので、より積極的に取り組まれる必要があるかと思えます。

次に、国文祭・芸文祭は、今後の宮崎の芸術文化発展の起点になるべき大会でもあります。大分県では、開催期間中に設定した、県内を5つのゾーンに分けたカルチャーツーリズムツアーやバリアフリーツアーなどを、観光ルートとして固定継続したり、障がい者文化振興のため、障がい者芸術文化支援センターの常設につながられています。

天皇陛下も御臨席いただける予定の国文祭・芸文祭から、本県の芸術振興策、そして後世に残すための事業、いわゆるレガシーとなるものへの取り組み、それがどう行われるのか、どのようなお考えがあるのか、総合政策部長にお伺いします。

**○総合政策部長（渡邊浩司君）** 県では、昨年6月、県内の文化団体の活動支援等を担う「アーツカウンシルみやざき」、そして、障がい者の芸術文化活動の拠点となります「県障がい者芸術文化支援センター」を設置したところでありまして、大会本番に向けて、2つの機関とも連携しながら、魅力あるプログラムづくりに取り組んでいるところであります。

また、文化を切り口とした観光客の誘致につながりますよう、「神話」や「食」などをテーマに県内各地を周遊するツアーや、各地域の特色にあふれた文化体験のメニューづくりにつきまして、市町村や観光関連団体と連携しながら、準備を進めているところであります。

これらの取り組みを通じて、将来の文化を担う人材の育成等を図り、これからの本県文化の継承・発展や、地域の活性化につなげてまいりたいと考えております。

**○凶師博規議員** それでは、次の質問に移ります。

現在展開されている3つの県民運動に関して、質問を行ってまいります。

ここで言う3つの県民運動とは、「みやざき元気！“地産地消”県民運動」「宮崎を知ろう！100万泊県民運動」「中山間地域をみんなで支える県民運動」の3つであります。どの県民運動も、県民に宮崎のよさを再認識してもらい、県民が相互交流することで郷土愛を育てていってほしいとする、知事の思いが込めら

れた運動だと思います。

では、具体的に、この3つの県民運動に関する取り組み内容と成果について、総合政策部長に伺います。

**○総合政策部長（渡邊浩司君）** 3つの県民運動につきましては、これまでに、企画展等による普及啓発のほか、県民限定の宿泊キャンペーンや中山間おでかけスタンプラリーの実施、県内企業優先発注等に係る実施方針の策定など、さまざまな取り組みを行ってきたところであります。

こうした取り組みによりまして、例えば、県内のホテル・旅館に宿泊された県民の数は、100万人未満でありましたものが、民間主体の宿泊キャンペーンなどの取り組みもあって、平成27年以降、4年連続で100万人を超えてきております。

また、毎年度実施しております県民意識調査では、「地産地消を意識し、できる範囲で利用している」と回答された人の割合は、6割台で推移してございましたものが、平成30年度には76.4%に上昇するなど、着実に成果が見られているところでございます。

今後とも、県内経済の循環や地域間交流につながりますよう、これら3つの県民運動に、官民を挙げて取り組んでまいりたいと考えております。

**○凶師博規議員** 100万泊県民運動に関しましては、昨年11月議会で武田議員も取り上げられており、そのときも、平成27年から4年連続で100万泊を達成するなど、着実にこの運動が県民に浸透しているという内容でございました。

しかし、ここにきてコロナウイルスの影響で、その県民運動も鈍ることが予想されております。そこで、この県民運動をさらに推進して

いくために、提案がございます。

お隣、鹿児島県では、明治維新150年を記念するとともに、県民が、鹿児島県の歴史や文化を見詰め直し、郷土に対する親しみや愛着を深めるよい機会となることを期待して、鹿児島「県民の日」を平成30年12月に制定されております。同様の理由で、福島県、茨城県、静岡県など約20もの自治体が、その自治体独自に県民・市民の日を制定しています。

私は、埼玉県に行き、埼玉県の県民の日を調査してまいりました。埼玉県は、廃藩置県後、埼玉県誕生100年目を記念し、県民の日を制定されており、県民の日記念イベントとして県庁オープンデーを開催し、庁内119課全てが県民をもてなす出店をされ、平日にもかかわらず、県庁に1日1万2,000人もの方が来場されるということがございました。また、県有施設の無料開放はもちろんのこと、遊園地や各レジャー施設など40施設以上が入場無料となったり、交通機関もフリー乗車券を発行するなどして、県民の交流促進を図る格好の機会をつくり出しています。

何より、河野知事は総務省時代、埼玉県に財政課長として赴任され、この「埼玉県民の日」を体感されております。知事、「埼玉県民の日」をどのように捉えておられたか、肌感覚として、この「埼玉県民の日」はどうだったのか、御感想をお聞かせください。

**○知事（河野俊嗣君）** 私は宮崎に赴任します直前、埼玉県庁に勤務しておりました4年間も含めて、合わせて8年間、埼玉県に住んでおりました。私の出身である広島も、最初の赴任地である宮城県にも、こうした県民の日というのはなかったものですから、大変新鮮に受けとめたところでもあります。

当時、県庁オープンデーはやっていなかったわけではありますが、調べてみましたら、首都圏の県では、神奈川を除いてほとんどの県で県民の日なり都民の日が設定されている。特に埼玉の場合は、「埼玉都民」という言葉があるように、通勤通学で東京都に行く方が多い、また地方出身者も多いという中で、郷土に対する理解を深め、ふるさと意識を醸成する貴重な機会になっているものというふうに考えておりますし、昨今であれば、子育てを支援する、そのような機会にもなっているものと感じております。

**○凶師博規議員** 知事が埼玉のほうに赴任されているときは、県庁オープンデーはなかったということなのですが、この埼玉県の日というのは、前後2週間の共同開催として、民間のいろんな企業とか、先ほど言いましたレジャー施設が無料開放されるなどのイベントを展開しております。埼玉県の方に聞くと、何で宮崎県民の日はないんだというぐらい、埼玉県の人たちの中では一般化している「埼玉県民の日」なのですが、知事はこの「埼玉県民の日」の協賛事業とかで、何かお子さんと一緒にとか、みずからこういう活動をして埼玉県のことをよく知ったとかいうような出来事はなかったのでしょうか。

**○知事（河野俊嗣君）** 昔の記憶をたどってみたんですが、なかなかであります。子供にも確認したんですが、覚えていないなというような話であります。

ただ、先ほど申しましたように、特にこういう首都圏にある県として地元意識を醸成する、そのような意識のもとにさまざまな取り組みがさらに積み重ねられてきて、今、そういう大きな広がりを持って取り組まれているんだという

ふう感じております。

**○図師博規議員** 御答弁のとおり、埼玉だけではなく、近隣県自治体を巻き込んで、すごく大きなイベントとなっております。

さらに埼玉県では、この県民の日に合わせて、公立の小・中・高校を休校にして、生徒みずから考え行動し、郷土の歴史や文化、そして行政に触れる日として設定しています。先ほどの1万2,000人の県庁来庁者の中にも、多くの小・中・高校生が含まれています。このように、県民の日に合わせて学校を休校にしている自治体は、全国で1都5県ありますが、このような取り組みについて、教育長はどのような御見解をお持ちかお伺いします。

**○教育長（日隈俊郎君）** この「埼玉県民の日」は、お話にありましたように、置県後100年を記念して昭和46年に制定されたと聞いております。公立学校が休みになるとともに、さまざまな協賛イベントが行われているということでございますけれども、この取り組みによりまして、県民意識の醸成が図られたり、また県全体の経済や消費が活性化したりすることが期待できるというふうに聞いております。

一方、公立学校の休校につきましては、適切な授業日数の確保とか、学校行事への影響など、さまざまな課題が考えられますことから、関係機関等との慎重な検討が必要であろうかと考えております。

**○図師博規議員** それでは、今まで質問してきた国民文化祭・障害者芸術文化祭、そして、この3つの県民運動に共通することは、宮崎の歴史、文化、芸術に触れ、味わい、交わることで郷土愛を育むことにつながるということであり

ます。

例えば、今回開催される国文祭・芸術文化祭

を契機として、ふるさとへの愛着を再確認するための日として、「宮崎県民の日」を制定することができれば、これこそ後世の子供たちに残す最高の事業、遺産、レガシーとなるのではないかと考えますが、この「宮崎県民の日」の制定について再度、知事の御見解をお伺いします。

**○知事（河野俊嗣君）** 国文祭・芸文祭の本県開催は、県民が文化・芸術のすばらしさや、地域の文化資源、郷土の歴史などを再認識する、またとない貴重な機会になるものと考えております。

また、大会終了後も、その成果を生かしながら、県民が文化・芸術に親しみ、郷土に対する理解や関心を深め、ふるさとを愛する心を育むことは、大変重要なことと認識しております。

「宮崎県民の日」を制定するということにつきましては、置県130年を迎えましたときも、同じ日に再置されました富山が、ふるさとの日として設定しているということで、当時、興味を持って調べた経緯があるわけでありましたが、一つの御提案として受けとめ、他県の事例等を調査研究してまいりたいです。

**○図師博規議員** 御答弁ありがとうございます。その中にありました、本県も令和5年に宮崎置県140年となり、世界県人会が開催される予定となっております。その記念事業の一つとして「宮崎県民の日」を制定することができれば、これはすばらしい記念事業になろうかと思えます。ぜひ、前向きな御検討をお願いいたします。

続いて、高齢者施設の把握と、その指導管理体制について伺います。

私のもとには、よく高齢者施設の入居に関する相談が寄せられています。先日は2日続け

て、「親が認知症で介護が困難となっているから、入居できる施設を探してほしい」という相談と、「現在、公立病院に入院している親が退院を迫られ、自宅で介護ができないので、入居先を探してほしい」という相談がありました。まさに介護難民の方々です。

私は早速、相談者が住まわれている地域の高齢者施設に問い合わせをしましたが、もちろん断られ、何とか知り合いを通じ有料老人ホームと療養型医療施設を探し、それぞれ紹介することはできました。が、地域包括ケアが目指す、住みなれた地域での生活を続けることはかなわない、その方々の御自宅からは遠方の施設紹介となってしまったのです。

県内には、このように地域の特別養護老人ホームに入居を希望しながらも待機されている方々が、2,600人以上いらっしゃいます。市町村は、介護保険適用の特別養護老人ホームなどの高齢者介護施設を整備したくても、施設整備の認可をすれば、必然的にその市町村の介護保険料が上がるため、これ以上、介護保険料を引き上げることはできないとちゅうちょして、積極的な施設整備計画を出せない現状があります。その現状を補完するために、介護保険適用外である、有料老人ホームとサービスつき高齢者住宅が次々に整備されてきました。

ここで、本県の有料老人ホーム及びサービスつき高齢者向け住宅の整備状況を、福祉保健部長にお伺いします。

**○福祉保健部長（渡辺善敬君）** 有料老人ホームにつきましては、令和2年2月1日現在の速報値で480施設、定員の合計が1万2,400人となっております。5年前と比べると138施設、定員合計で3,320人ふえております。

また、サービスつき高齢者向け住宅は、同じ

く30施設、定員の合計が1,098人となっております。5年前と比べると10施設、定員合計で317人ふえております。

**○図師博規議員** かなりの伸び率でございますが、今、御答弁いただきました有料老人ホーム及びサービスつき高齢者向け住宅、これは、いわゆる介護保険の適用外の施設です。

それでは、この2つの、有料老人ホームと、サ高住とよく言われますサービスつき高齢者向け住宅の違いはどこにあるのか、福祉保健部長、教えてください。

**○福祉保健部長（渡辺善敬君）** 有料老人ホームにつきましては、高齢者に対し、食事、介護、家事、健康管理のうち、いずれかのサービスを提供する住まいを言いまして、老人福祉法に基づき県への届け出が必要です。

一方、サービスつき高齢者向け住宅は、高齢者に対し、安否確認などの状況把握や生活相談のサービスを提供する住まいを言いまして、「高齢者の居住の安定確保に関する法律」に基づく登録制となっております。

両者の違いとしましては、必須となるサービスが異なるほか、居室面積については、有料老人ホームは原則10.65平方メートル以上に対し、サービスつき高齢者向け住宅は、原則25平方メートル以上となっております。また、サービスつき高齢者向け住宅はバリアフリー構造であることが要件となるなど、主にハード面での違いがあります。

**○図師博規議員** 今の答弁には含まれておりませんが、有料老人ホームとサービスつき高齢者向け住宅は、介護保険適用施設のような人員の配置基準などが無いため、サービス提供に格差が生じやすいとも言われています。もちろん、重厚なサービス提供がなされている施設が多い



のですが、入居費用を比較的 low に設定されている施設では、職員の配置が少人数で、また少人数であるがゆえに過重労働を強いているところもあると聞いております。

有料老人ホーム等の県の実地指導が毎年行われておりますが、ここでは、その実地指導において、施設運営上、重大な問題があると疑われるケースがどれほどあったのか、再度、福祉保健部長にお伺いします。

**○福祉保健部長（渡辺善敬君）** 有料老人ホーム等の指導監査は、年間計画により実施しております。主に職員配置状況や緊急時の対応などについて確認し、主な指摘事項としては、今年度は1月末現在37施設のうち、身体的拘束等の適正化対策委員会未実施26件、入所後のトラブル防止に必要な重要事項説明書の不備25件などとなっております。

なお、緊急性のある事案については、無通告、いわゆる抜き打ちで実施しております。今年度は、職員配置の虚偽等や不適切な身体拘束の疑いがあるなどの通報を受け、2件実施しております。その結果、身体的拘束等の適正化対策委員会が未実施であったほか、サービス提供に必要な記録が整備されていないなどの問題が確認されたことから、改善を指導したところであります。

**○図師博規議員** 37施設、実地指導を行われ、そのうち25件、26件もの改善指導を行ったということは、見過ごすことができない数字だと思われれます。

続けます。県内の保健福祉行政に関する情報提供のために、宮崎県社会福祉協議会が「宮崎県の福祉と保健」という冊子を発行されています。この冊子の監修は県の福祉保健部でございます。この冊子は、市町村の地域包括支援セン

ターや医療機関の専門職員も利用する重要なアイテムとなっているのですが、この中には、先ほどから出ておりますサービスつき高齢者向け住宅や、高齢者デイケア実施事業所の内容は網羅されていません。

この冊子の充実を含め、市町村と連携した介護難民の方々に届く、きめ細やかな情報提供サービス体制の整備が必要と考えますが、その現状と今後の取り組みについて、再度、福祉保健部長にお伺いします。

**○福祉保健部長（渡辺善敬君）** 高齢者向けの施設につきましては、それぞれ法律に基づき設置されておりますが、その種類が多岐にわたり、施設数も多いため、県民への情報提供を行う上では、住民に身近なサービスを提供する市町村との連携が特に重要であります。

このため、有料老人ホーム等を設置しようとする場合は、事業者に対し、事前に市町村にも相談するよう依頼をしておりますが、設置の届け出等があった場合には、県から所在市町村へ情報提供し、共有を図っております。

既に、県のホームページ等に施設一覧を掲載しておりますが、市町村によっては、住民向けに、施設の種類や一覧表などをわかりやすく記載した資料を提供しているところもありますので、このような事例について、他の市町村に紹介してまいりたいと考えております。

**○図師博規議員** この高齢者福祉の内容については、非常に情報が複雑多岐にわたっております。ですから、当事者になったとき、また御家族だけでもこの情報がきれいに整理できるように提供体制を、市町村と連携して行っていただきたいと思っております。

それでは、次の質問にまいります。デジタルトックスの必要性についてでございます。

学研教育総合研究所の調べによりますと、小学生の読書量は、30年前と比較して3分の1程度に減少していることが、2019年8月に発表されました。それに伴い、テレビを見る時間が増加しているのかと思いきや、テレビを見る時間も30年前の6割程度に減少しているとの結果でした。それにかわって台頭してきたのが、インターネットやゲームに費やす時間の増加です。

学研の調査時、小学生全体の77%が、自由に使えるタブレット端末やスマートフォンなどの通信機器を持っており、動画の閲覧やゲームをする平均利用時間が年々増加していることが指摘されておりました。全国的には、スマートフォン依存状態にある中高生だけでも93万人に上るといふ報告もございます。

また、世界保健機構（WHO）は、2018年に公表した国際疾病分類で、ゲーム依存症及びゲーム障がい（ゲーム障害）を正式にカテゴリー化して位置づけました。

子供たちだけではありません。日本人は、平均して週に49時間インターネットを利用しており、5人に1人が、インターネットがなかったら3時間以内に禁断症状を覚えるだろうという報告書もあり、インターネットへの過度の依存が問題となっています。

その対策の一つとして、スマートフォンやパソコン、そしてゲームなど、全てのデジタル機器に丸1日から数日間全く触れないことで、現実のコミュニケーションや自然の姿を認識し、依存度を低めようという動きが、個人や企業などで出てきており、デジタルを解毒する、いわゆるデジタルデトックスの取り組みが始まっています。

ここでは、特に心身の影響が考えられる子供たち、その教育現場ではどのような指導や取り

組みが行われているのか、教育長にお伺いします。

**○教育長（日隈俊郎君）** スマートフォン等の過度な使用については、児童生徒の心身の健康に悪影響を及ぼすことが懸念されております。

そのため学校では、特別活動や保健などの時間に、規則正しい生活の重要性や、スマートフォン等に対する依存の影響及びその予防などについて指導しているところであります。また、生徒会等が中心となりまして、各家庭での使用時間やルールを決めて取り組んでいる事例もあります。

さらには、県PTA連合会では、「子育て10か条」というのを立てているんですけども、この第9条で、「ケイタイはルールを守って情報モラル」と定め、各家庭への啓発を行っております。

今後とも、学校と家庭が一体となり、児童生徒が適切にスマートフォン等を活用できるよう取り組んでまいります。

**○図師博規議員** 現在の教育委員会では、具体的に子供たちには指導を行っておられないような御答弁でありました。ただ、このデジタル依存に関しましては、私、前回の質問でも取り上げましたが、やはりこれが過度の依存になってきますと、昼夜逆転となり、朝起きられない。朝起きられないがゆえに学校に行けない。そして、たまに学校に行くといじめられてしまう。いじめが嫌でひきこもりになる。ひきこもりがあるがゆえに、それが長期化して8040問題、9050問題になっていっているというのが、今の日本の社会問題の一つの要因でもございます。

一方、子供たちの将来の夢を聞くと、ユーチューバーになりたい、eスポーツの選手になり

たい、そして世界で活躍するんだという夢を描いている子供もいる。非常にこのバランスをとるのが難しい状況でもございます。

私は、昨年11月に開催された宮崎県生涯学習実践研究交流会に参加したとき、都城商業高校の生徒が三股町と連携してデジタルデトックスキャンプの実施を検討しているとの報告があり、驚きました。この企画は、親子をターゲットにして、家族のきずなど自然を再接続し、社会問題となっているデジタル依存からの脱却を利用して、地方創生や中山間地域の活性化になげようとする、すばらしい試みであります。

このデジタルデトックスキャンプへの取り組み状況について、教育長に伺います。

**○教育長（日隈俊郎君）** デジタルデトックスキャンプは、一定の期間、自然の中でデジタル機器の利用を断ち切る生活を送ることで、人や自然とのつながりを大事にしようとする取り組みであると認識しております。

お話にありましたように、現在、県立学校の中では、都城商業高等学校の生徒の研究グループが、地域連携の一環として三股町と連携しまして、関係団体の助言をいただきながら、キャンプのプログラム内容を企画し、実行に移すための検討をしております。

県教育委員会といたしましては、子供たちがデジタル機器の適切な使用について、みずから考え行動していけるよう、支援を行ってまいりたいと考えております。

**○図師博規議員** このデジタルデトックスの取り組みが、またさらなる県民の運動につながっていくことを期待いたしまして、私の質問を終わらせていただきます。（拍手）

**○山下博三副議長** 次は、安田厚生議員。

**○安田厚生議員〔登壇〕**（拍手） こんにちは

は。自由民主党、安田厚生でございます。

本日最後の質問になります。どうぞよろしくお願い申し上げます。

本日は、桃の節句であります。一般的に女子の誕生と健康を願う日であります。私の娘は昨年結婚して、大変寂しい思いをしているところであります。

ひな人形を飾るようになったのは、古来中国より伝わってきた風習のようであります。

今、中国の武漢市から発生した新型コロナウイルスによる肺炎は、中国全土、そして日本にまで感染者が広がり、東京オリンピック・パラリンピックに向けてスポーツ界が盛り上がっていくタイミングでの新型コロナウイルス問題。

県内でもマラソン大会や各イベントを中止し、また先月、自民党会派では、高鍋の宮崎キヤノンを視察研修させていただきました。ここも、中国企業からの部品調達におくれが出るため、操業停止を余儀なくされている状況であります。新型コロナウイルスによる地域経済への影響も出ている状況であります。

この感染の勢いがどこまで続くかが焦点になり、企業や消費の停滞を引き起こし、1月から3月期はマイナス成長となる見込みであります。

この感染拡大による不安は、マスクの品薄に始まり、マスクと同じ原料など、デマ情報でトイレットペーパーやキッチンペーパーが不足する事態となっているところであります。レジに立つ私の嫁さんは、「なぜトイレットペーパーがないのか」と、見知らぬお客さんから理不尽な扱いをされているところであります。うちの奥さんいわく、コロナウイルスよりもお客さんのほうが怖いということでありました。

増税に伴う駆け込み需要で新車の販売台数は

5カ月連続で販売が低迷し、暖冬の影響で冬物商品も不振のようであります。また、日本の観光産業も厳しい局面に立たされている状況で、いつ収束するかわからない中、本県において新型コロナウイルス感染症が発生した場合の感染拡大防止の取り組みについて、知事にお伺いいたします。

以上、壇上からの質問とし、以下の質問は質問席から行います。(拍手)〔降壇〕

○知事(河野俊嗣君)〔登壇〕 お答えします。新型コロナウイルス感染症が発生した場合の取り組みについてであります。

県では、感染が疑われる患者が発生した場合は、保健所、医療機関、衛生環境研究所等と連携し、速やかに検査を行うこととしております。もし、陽性が確認された場合には、第二種感染症指定医療機関において治療を行う体制を整えているところであります。

また、こうした感染症が発生した場合は、国の基本方針や専門家の知見に基づき、県民生活の維持を図りながら、取り得る対策を最大限に実施し、感染拡大の防止に取り組むこととしております。

県におきましては、2月3日に、私が本部長を努めます新型コロナウイルス感染症対策本部を設置し、その後、実務的な幹事会を毎週開催するとともに、主要部局長から成るコアメンバー会議を随時開催することにより、種々の対策を進めているところであります。

本日夕方も2回目の対策本部会議を開催し、その後の状況を確認するとともに、市町村や関係機関とさらなる連携を深めて、備えの強化をすることとしております。

今後とも、国や関係機関などとも密に連携しながら、県民の命と健康を守ることを最優先に

取り組んでまいりたいと考えております。以上であります。〔降壇〕

○安田厚生議員 ありがとうございます。

国は、感染防止にこの1～2週間が極めて重要な時期と位置づけております。感染拡大の防止に本腰を入れないといけない時期になってきたと感じているところであります。刻々と状況変化がある中、感染症対策の徹底を図ることと情報提供が大事になると思っているところであります。

情報提供のあり方については、適切な情報提供は県民に安心していただくために重要なことではありますが、慎重に行わないと、かえって不安を与えることもあります。その点には十分注意して、情報公開、情報提供をしていただきたいと思っております。

また、新型コロナウイルスの影響がどう出てくるのかということで、県内経済にとって大きな影響を受ける可能性があるほか、中国で部品を製造して日本で組み立てるサプライチェーンや、観光の3割が中国からというインバウンドへの影響もあります。

国では、新型コロナウイルス感染拡大を受け、企業や自治体が緊急事態に入ってきたと思われまます。県内でも自粛ムードが広がっているところでありますが、突然の県立学校の臨時休業は、子供たちだけではなく、教職員の方々が混乱をしているところではないでしょうか。

今後2週間、大規模なイベントの中止や延期を要請。これを受けて、企業説明会やスポーツの試合などの中止や延期が決まり、県内での開催が中止になったイベントなどの影響も出てくるところであります。

県では、商工事業者向けの特別相談窓口を設置しているところであるが、どのような相談が

寄せられているのか、商工観光労働部長にお伺いいたします。

**○商工観光労働部長（井手義哉君）** 商工業者の経営・金融相談に対応するため、県や商工団体等に、1月31日付で特別相談窓口を設置したところでありまして、これまでに35件の相談を受け付けております。

内容といたしましては、中国や東南アジアからの客足が遠のき、売り上げが減少しているという運輸業者や、中国からの資材の仕入れが滞って業績に影響が出ており、今後の資金繰りが厳しいという、建設業者からの相談のほか、イベントの中止や会議の自粛に伴いキャンセルが多くなっているという、飲食業者や宿泊業者からの相談などが寄せられております。

今後も影響が長引くにつれ、相談件数もふえると予想されますことから、引き続き、関係機関と連携した対応を行ってまいりたいと考えております。

**○安田厚生議員** 今後、影響を受ける企業はふえてくるのではないかと見られ、中小・小規模事業者の中には、破産だけでなく自主廃業に踏み切るところも出てくると思われま。

新型コロナウイルス拡大により、外国人観光客が減少するなど、売り上げ等に影響がある県内の中小企業者に対する資金繰り支援について、商工観光労働部長にお伺いいたします。

**○商工観光労働部長（井手義哉君）** 経営環境の悪化に伴い売り上げが減少している中小企業に対しては、県中小企業融資制度により、平時から資金繰り支援を行っております。

今回の新型コロナウイルス感染症の拡大は、宿泊業を初め、製造業、飲食業、小売業など幅広い業種にわたって深刻な影響をもたらす懸念がありますことから、さらなる支援強化のた

め、信用保証協会が、通常の保証限度額とは別枠で100%の保証を行う「セーフティネット保証」の指定について、国に要請をいたしまして、3月2日付で指定を受けたところでありま。

県としましては、関係機関と連携を図りながら、これらの融資制度の周知に努め、引き続き、中小企業の資金繰り支援にしっかりと取り組んでまいりたいと考えております。

**○安田厚生議員** 新型コロナウイルス感染の勢いがどこまで続くかが、経済に大きく影響してきます。昨年の消費税増税で経営環境の悪化を感じている小規模事業者もいる中で、追い打ちをかけるように今回の新型コロナウイルスの影響を受けている。体力のある企業はよいのですが、資金繰りが悪化して頭を抱える経営者も少なくないと思います。

経営者にとって、運転資金等の確保は重要であります。きめ細かな支援をしていただきますよう、お願いいたします。

次に、中小企業支援対策についてお伺いいたします。

地域の企業を訪問すると、経営者の高齢化と後継者問題について悩む声をよく聞きます。地域の企業において、中小・小規模事業者の事業承継は重要課題の一つであります。特に、経営者の高齢化や後継者不足による廃業が深刻になってきております。

県内の商工会員によるアンケートでは、事業承継が決まっていない企業が7割であります。60歳以上の経営者の半分以上、特に個人事業者の7割が廃業予定で、70歳以上の経営者の半数以上が事業承継の準備に未着手であります。

アンケートでは、「自分の代で清算・廃業す

る予定」とした理由の中で、「適当な後継者がいないため」と答えた方が66.4%、「事業の行き先が不透明なため」と答えた方が27.2%であります。

地方に若い経営者を生み出し、円滑な事業承継を積極的に進めることは、地域における雇用機会を維持するだけでなく、中小企業の成長、人口減少、少子高齢化対策、地域活性化、つまり地方創生のために不可欠であると、私は考えております。

このような中、国では、事業承継を円滑に進めるための支援策として、事業承継税制や事業承継補助金などを創設しております。県では、事業承継に対する相談窓口として、県事業引継ぎ支援センターや事業承継ネットワークなどの体制整備がなされています。商工会議所・商工会では、このような機関と連携し、個別相談や各種情報提供などを通じて事業承継支援を行っているところであります。後継者にかかわる税負担を軽減し、事業を引き継ぎやすい環境を整えようとしているところであります。支援強化に取り組み、事業承継が確実に行われるよう、環境整備に努める必要があると思います。

事業承継に関し、商工会議所・商工会の担っている役割、活動をどう評価、認識しているのか、商工観光労働部長にお伺いいたします。

**○商工観光労働部長（井手義哉君）** 商工会議所・商工会には、平成30年4月に立ち上げました事業承継ネットワークの構成機関として、経営者を訪問し、事業承継に対する気づきや計画的な準備を促す事業承継診断などに取り組んでいただいていると承知しております。

この事業承継診断の昨年度の実績は2,533件ありますが、そのうちの約4割の1,008件は、商工会議所・商工会によるものであり、ネット

ワーク活動の中心的存在となっているところであります。

事業承継に関する課題整理から、計画策定を経て承継に至るまで、長期にわたる伴走型の支援を行う上で、地域の身近な相談相手であります商工会議所・商工会には、大変重要な役割を担っていただいているものと認識しております。

**○安田厚生議員** 若い経営者を生み出し、円滑な事業承継を積極的に進めることは、地域経済の活性化が図られることだと思います。

国の事業承継補助金は、小規模事業者にとって、とてもハードルが高いと感じているところでありますが、地域経済のため、事業者を減らさないためにも、温かい後押しをお願いしたいと思います。

小規模企業振興基本法と、商工会議所・商工会による小規模事業者の支援に関する法律が施行されました。日本経済の骨格を担う小規模事業者を支え、従来に増して寄り添い、伴走型の支援を行っているところであります。

行政や金融機関等が縮小される中、商工会議所・商工会は地域にとって不可欠になってきており、地域の活性化に対する住民の期待も大きいところであります。

平成26年から経営発達支援事業に取り組んでいるところでありますが、業務量がふえる中で、職員数は減少しているところであります。

特に事務局長については、設置されていないところもあるようです。組織体制の強化のため、事務局長を設置するのが望ましいと思います。商工会議所・商工会の支援態勢の充実が必要だと思いますが、県の考えを商工観光労働部長にお伺いいたします。

**○商工観光労働部長（井手義哉君）** 中小・小

規模事業者の支援において、商工会議所・商工会の果たす役割は極めて大きいものと考えております。

このため県では、経営指導員等の設置や、研修等を通じた資質向上等の事業に補助を行い、商工会議所・商工会が経営改善普及事業を円滑かつ効果的に実施できるよう、支援態勢の充実に図ってきたところであります。

このような中、中小・小規模事業者の新事業展開や、円滑な事業承継、市町村との連携強化など、高度化・多様化するニーズへの対応が商工会議所・商工会に求められており、経営指導員等が経営支援に専念できる環境整備が、より重要になってきております。

これらのことから、事務局長を含めた役職員の役回りを踏まえた対応について、引き続き、商工会議所・商工会と意見交換を行ってまいりたいと考えております。

**○安田厚生議員** 事務局長の設置や職員数の減少は、中小・小規模事業者に対する経営支援や経営相談などに支障が生じてきております。各地域の小規模事業者への密着した伴走型のサポートに加え、地元のイベントから年度末の申告業務のサポートまで、多岐にわたる業務を行っているところであります。

多様な支援ニーズに対応できるような経営指導員、事務局長の設置や研修等を行い、支援態勢づくりに努めていただきたいと思います。

次に、災害対策についてお伺いいたします。

昨年、台風19号の豪雨により、極めて広範囲にわたり、河川の氾濫や崖崩れ等が発生いたしました。総雨量は、神奈川県箱根で1,000ミリに達し、東日本を中心に17地点で500ミリを超えました。これにより極めて甚大な被害が広範囲に発生したのは、記憶に新しいことだと思いま

す。

大規模な自然災害は、忘れたころにやってくると言われておりましたが、毎年、立て続けに想定外の自然災害が発生しております。

県内の河川は、これまでの水害等を踏まえ、強い河川と聞いておりますが、これまで異常気象とされてきた豪雨災害などは近年、常習化してきております。台風19号により、広い範囲で記録的な大雨になり、関東・東北地方を中心に計140カ所の堤防が決壊するなど河川が氾濫し、甚大な被害をもたらしました。

本県における、河川の氾濫や決壊などによる浸水被害への対策について、県土整備部長にお伺いいたします。

**○県土整備部長（瀬戸長秀美君）** 河川の浸水対策につきましては、甚大な被害が発生した地域や家屋浸水のおそれがある地域など、緊急性の高いところから、河道の拡幅や堤防の整備を進めてきているところであります。

また、河川整備には多大な費用と長い時間を要することから、土地利用や浸水被害の状況等を総合的に判断し、輪中堤や宅地かさ上げによる水防災事業など、効率的・効果的な浸水対策にも取り組んでいるところであります。

さらに、近年頻発する甚大な浸水被害を受け、過去に氾濫した箇所や、堤防決壊時における人命リスクが高い箇所などについて、国土強靱化のための3か年緊急対策として、河川内の樹木伐採や掘削、堤防補強を行っているところであります。

今後とも、さらなる予算確保に努め、浸水対策に取り組んでまいりたいと考えております。

**○安田厚生議員** 堤防の強化は、異常気象の進む日本で、水害から人命や財産を守るため、絶対欠かせないと思えます。水位が堤防を越える

水害や、増水した川の激流で堤防ののり面が削られるなど、決壊するおそれがあります。洪水等に対して、氾濫防止に努めていただきたいと思います。

近年、局地的かつ短時間の大雨が頻発しており、道路冠水や内水氾濫による住宅地の浸水が増加傾向にあります。内水氾濫では、ポンプで河川に放流し、氾濫を防いでいる地域もあります。そのポンプによる効果は実感しているところではありますが、河川環境に配慮しながら、引き続き河川の整備に努めるとともに、住宅地などの浸水対策に努める必要があると思います。

県内の内水氾濫の発生が懸念される箇所の対策を、県土整備部長にお伺いいたします。

**○県土整備部長（瀬戸長秀美君）** 内水氾濫につきましては、堤防が整備された地域におきまして、本川の水位が上昇し、支川の水が排出できずにあふれることにより発生するものであります。

この内水対策においては、本川の水位低下を図り、支川の水の流れをよくすることが効果的であることから、まずは、本川の土砂掘削や樹木の伐採を行っているところです。

また、これまでに、たび重なる大規模な家屋浸水被害が発生した地域におきましては、支川の水を強制的に排出するポンプの整備等にも取り組んできたところです。

今後とも、本川や支川の管理者が連携を図り、それぞれの役割のもとで効果的な対策に取り組む、内水被害の軽減に努めてまいります。

**○安田厚生議員** 集中豪雨の増加に伴い、内水氾濫も増加傾向にあります。行政と地域が連携を図り、水害を乗り越えることが重要だと思いますので、今後とも効果的な対策に取り組んでいただきますよう、要望いたします。

昨年、台風19号など大きな3つの台風では、急激に増水した河川では迅速な避難の呼びかけが欠かせませんが、対応が追いついていない状況が浮かび上がりました。その結果、多くの人命が失われ、台風で亡くなられた人のうち、60歳以上は全体の7割を占めました。

避難情報の発令は、適切なタイミングでの確な地域に避難情報を発令する難しさがあります。雨量などの気象データや河川の水位計のデータなどをもとに、避難準備情報や避難勧告、避難指示を発令しなければなりません。

市町村が的確に判断するためには、雨量水位情報とともに、降水被害のおそれのある区域を把握することが必要であります。こうした情報の提供が不可欠であり、避難情報の発令がおくれないように、市町村との連携を図る必要があると考えますが、雨量や河川水位情報の住民への周知について、県土整備部長にお伺いいたします。

**○県土整備部長（瀬戸長秀美君）** 県では、雨量計168カ所、河川水位計130カ所に加え、平成30年度から新たに、危機管理型水位計を73カ所設置しており、これらの推移情報等は、インターネットを通じ、リアルタイムで情報提供をしております。

また、河川水位が、住民の避難行動の目安などとなる避難判断水位に到達した場合には、報道機関を通じ、テレビ等で住民へ広く周知するとともに、市町村が的確に避難勧告等を発令できるよう、ホットラインにより直接、関係市町村長へ伝達しております。

このほか、洪水浸水想定区域図の公表や、ハザードマップを作成する市町村への技術的支援も行っており、今後とも市町村等と連携し、住民が早期に避難できるよう、迅速かつ的確な防



災情報の周知に取り組んでまいります。

**○安田厚生議員** 雨量水位情報の周知に加え、降水量の経過や予測に関するデータ、または過去のデータ等をもとに水位の変動を予想するなど、迅速に防災情報の周知をお願いいたします。

南海トラフ巨大地震についてお伺いいたします。

先月21日、防災科学技術研究所が、南海トラフ沿いで発生する大地震の津波評価をウェブ上で詳しく閲覧できるシステムとして、津波ハザードステーションの運用を開始いたしました。南海トラフ沿いで発生する大地震によって30年以内に津波が沿岸に襲来する確率を示した地図を見ることで、南海トラフに面した太平洋沿岸地域のどこの沿岸が他に比べて相対的に津波に襲われる可能性が高いか、知ることができました。

今回、この予測をベースに、さらに対策強化を図り、県民の皆様とともに取り組まなければいけないと感じたところであります。また、沿岸では、津波避難タワーや高台の指定避難場所等の整備、確保に取り組んでいますが、津波避難場所までの避難路の整備について、県はどのような支援をしているのか、危機管理統括監にお伺いいたします。

**○危機管理統括監（藪田 亨君）** 避難場所までの避難路につきましては、市町村が指定するとともに、安全性や機能性の一層の向上を図るために、路面の補修を初め、街灯や誘導灯、手すりの設置などの附帯施設の整備に取り組んでいるところでございます。

県では、これらの市町村の取り組みに対しまして、減災力強化推進事業により支援を行っているところであり、昨年度末までに、沿岸市町

の避難路整備に対し102カ所の支援を行い、本年度につきましては、12カ所の整備に対しまして交付決定を行っているところでございます。

今後とも、津波から県民の命を守るため、沿岸市町の避難路等の整備に対しまして、積極的に支援を行ってまいりたいと考えております。

**○安田厚生議員** 災害時、緊急時に対応したバリアフリー化など、避難しやすい整備が求められております。また、避難時間の短縮を図る必要があります。津波避難訓練や教育、啓発等により、早期避難を住民に周知・徹底することが大事だと思います。

アンケート等によりますと、最初に避難しようと思ったきっかけとして、「大きな揺れから津波がくると思ったから」が最も多く、家族または近所の方が避難しようと言ってくれたから、大きな揺れから津波がくると察知して避難した人が多いようです。

地域における避難の呼びかけが、避難を促す要因となっています。また、地震の揺れがおさまった後、すぐに避難しなかった理由について、「自宅に戻ったから」が最も多く、「家族を探しに行ったり迎えに行ったりしたから」という理由が挙げられました。家族の安否の確認等により、避難がおこなわれている可能性があります。揺れたら避難するということが実行されていないのが現状であるようです。

津波から早期に避難するための意識を高めるため、県はどのような取り組みをしているのか、危機管理統括監にお伺いいたします。

**○危機管理統括監（藪田 亨君）** 南海トラフ巨大地震の被害想定では、津波による人的被害が全体の約9割を占めることから、被害を軽減するためには、早期避難が何よりも重要であります。

このため県では、平成25年度に策定した新・宮崎県地震減災計画において、早期避難率を70%に高める目標を設定するとともに、防災の出前講座やセミナーの開催などを通じた啓発のほか、地域防災のかなめとなる防災士の養成や市町村が実施する避難訓練への支援などを行ってきたところでございます。

昨年度の県民意識調査では、住民の早期避難率は55.5%でありましたけれども、この避難意識は、被災地においても時間の経過とともに低下が見られると言われておりますことから、今後とも早期避難の重要性につきまして、県民への啓発を繰り返し実施してまいりたいと考えております。

**○安田厚生議員** 何よりもとうとい人命を、最大クラスの地震・津波でも確実に守ることを目指して、避難路・避難場所の整備、みずから生命を守る自助の取り組みや、地域での助け合い等による共助の取り組みを進めていくことが、特に重要であります。そのため、行政としても、その取り組みをしっかりと支援していくための対策を講じていただきたいと思っております。

次に、国道388号の整備状況についてお伺いたします。

この国道388号は、昨年7月に美郷町の日平バイパスを含む3キロが開通し、門川町の松瀬工区4キロが事業化になり、整備が進められているところであります。門川町、美郷町の町民は喜んでいらっしゃるところであります。

この国道388号の整備には、もう一区間、門川町五十鈴地区から小園地区が未整備であります。長年の要望に加え、地域の悲願の道路でもあります。大型車など離合ができず、片輪を歩道に乗り上げて通行することも目にします。この国道の区間は、通学路にも指定されていま

す。また、台風や豪雨の際には道路が冠水し、通行ができなくなる道路でもあります。

国道388号の門川町五十鈴地区から小園地区における未改良区間の整備に向けた検討状況を、県土整備部長にお伺いたします。

**○県土整備部長(瀬戸長秀美君)** 国道388号の門川町五十鈴地区から小園間の未改良区間、約1.6キロメートルにつきましては、現道の南側をバイパスで迂回する、全体幅員16メートルの都市計画道路として計画されております。

計画では、幅員3.5メートルの自転車歩行者道を車道の両側に設置することとしておりますが、自転車などの通行につきましては、現道の活用も有効と考えられるため、現在、門川町とともに道路幅員の検討を進めております。

今後、道路幅員に変更が生じる場合には、都市計画道路の変更を伴いますことから、引き続き、門川町と協議を行ってまいりたいと考えております。

**○安田厚生議員** 地域住民からも、この道路区間の整備はどうなっているのかという声をよく聞きます。現道の南側のバイパスを整備するというので、国道388号の未改良区間は、いまだに多く残されている状況でありますので、早期整備に向けて御検討いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

次に、国道503号の整備状況についてお伺いたします。

昨年9月にも、一般質問をさせていただきました。答弁では、「整備状況については、諸塚村中心部から飯干地区付近において、特に交通に支障のある箇所から順次進める。また、飯干峠付近のトンネル整備の必要性を十分認識しているが、多額の費用を要するため、現時点で整備の見通しを立てることは難しい状況にあり、

まずは、事業中箇所を早期完成に向けてしっかりと取り組む」と答弁をいただきました。

ことし1月に、「国道503号飯干トンネルシンポジウム」が、日向圏域国道5路線整備促進期成同盟会主催で開催されました。「日向圏域はひとつ」を合い言葉に、圏域内の1市2町2村は、これまで文化・歴史・産業・観光等で連携を図りながら、地域活性化や地方創生に取り組んできました。

路線は、「命の道」、「物流の道」、「交流の道」として、産業経済の基幹道路としての大きな役割を担っています。

本圏域と西臼杵、熊本を結ぶ重要な路線であり、今後、整備が進む九州中央自動車道へのアクセス強化により、救急救命活動、物流、観光への広域的なネットワークが期待される路線であります。

シンポジウムでは、基調講演、意見発表、パネルディスカッションが行われ、パネリストに日向市長、諸塚村長、五ヶ瀬町長、また日向商工会議所会頭が出席し、本路線の魅力、地域の発展等のさまざまな波及効果など、はかり知れないものがあると、本路線の整備を語りました。

また、基調講演では、講師に鎌原副知事を迎え、演題「本県の高速道路と国・県道整備のストック効果」について講演をいただきました。シンポジウムでは、関係者一同、消えかけた炎を再び熱く燃え上がらせ、本路線への情熱を持たないように感じました。

そこで、今回のシンポジウムを終え、鎌原副知事はどのように感じたのか、お伺いいたします。

**○副知事（鎌原宜文君）** 今回のシンポジウムには、地元諸塚村を初め、周辺自治体からも大

変多くの方が参加され、盛大に開催されました。その中で、地元の中学生や地域の基幹産業である林業事業者の方から意見発表が行われ、医療面や木材輸送における生産性の向上など、飯干峠付近のトンネル整備を強く望む思いとともに、参加された方々の熱い期待を肌で感じたところでもあります。

現在、九州中央自動車道の五ヶ瀬東インターチェンジが国道503号付近に計画されておりますことから、今後、このインターチェンジの整備が進みますと、高速道路と一体となったネットワークが形成され、この503号の重要性は一層高まってくるものと考えております。

このため、引き続き、関係自治体や沿線住民の皆様と一体となって、国に対し事業の早期実現に向けた要望活動を行うなど、積極的に取り組んでまいりたいと考えております。

**○安田厚生議員** 意見発表会では、諸塚の中学生の、弟が急病で村外の病院を受診できず我慢した話や、将来は諸塚に戻り桜を見たいなどの報告がなされました。

住民の生活にインフラ整備がいかに大切であるか、わかっていたかと思っているところでもあります。早期整備に向けて努めていただきたいと思います。

次に、横断歩道橋の整備についてお伺いいたします。

先日、テレビの全国放送で、危険な横断歩道橋の特集の放送がありました。見たことのある映像で、宮崎だなど、すぐわかったところあります。

横断歩道橋は、今や影が薄くなった社会のインフラの一つかもしれませんが、交通量の多い横断歩道橋は、現在でも通学路に多く利用されております。交通事故対策で1970年前後に全国

で大量に設置された、これまで歩行者の交通の安全に貢献してきた歩道橋ではありますが、その大部分が老朽化しており、対策が課題とされております。

県民の安全を確保する視点から、補修工事をするべきと考えますが、県の管理する横断歩道橋の老朽化対策について、県土整備部長にお伺いいたします。

**○県土整備部長（瀬戸長秀美君）** 県が管理します横断歩道橋は、全部で18橋あり、古いものでは建設後60年が経過するなど、老朽化の進行が懸念されております。

平成30年度に実施しました定期点検の結果、5橋につきまして早急な措置が必要であることが判明したことから、現在、この対策を優先して進めており、本年度までに3橋で補修工事等に着手しております。

また、残る2橋につきましては、現在、利用者が少なくなっていることから、撤去を前提に検討を進めているところであります。

その他の横断歩道橋につきましては、撤去を決定しているものもありますが、引き続き、地域住民など道路利用者の御意見を伺いながら、可能なものについては撤去を進めるとともに、残すべき施設については、その安全性が十分に確保されるよう、適切な維持管理に取り組んでまいります。

**○安田厚生議員** 横断歩道橋の利用状況は、設置当時と比較し、社会情勢や変化等に伴い利用頻度が低くなっているのが現状であります。利用される方々の安全の確保に努めていただきますよう、強く要望いたします。

次に、鳥獣対策についてお伺いいたします。

県内の平成30年度の被害額は約3億4,545万円で、平成29年度より約5,309万円、約13%の減少

となっております。これは、捕獲の強化や侵入防止の施設の整備が進んだからだと思います。

鳥獣被害は、農業者や森林所有者にとって、経済的損失のみならず、営農意欲や経営意欲をなくすことや、被害額以上の影響を地域に与えます。山間地域を抱える自治体においては、地元猟友会に捕獲を依頼し、また、わなの設置や防護柵の定着を図るなど、対策を行っております。

猟友会員の高齢化や後継者不足に悩まされているところではありますが、有害鳥獣捕獲に対して、国の交付金事業以外にどのような助成を行っているのか、環境森林部長にお伺いいたします。

**○環境森林部長（佐野詔藏君）** 有害鳥獣捕獲に対する助成につきましては、国の交付金事業以外に、県単独事業によりまして、市町村と連携し、鹿については、4月から5月の捕獲促進期間は1頭当たり1万円、その他の期間は8,000円を、イノシシにつきましては、昨年11月から被害軽減及びCSF対策として7,000円の助成を行っております。

また、市町村に設置されております、有害鳥獣捕獲班や野生猿特別捕獲班が捕獲活動を行う際に必要な経費の一部に対しても、助成を行っているところであります。

今後とも、市町村と連携し、効果的な捕獲等に対する助成を実施しますとともに、捕獲班等の技術向上を図るなどしまして、有害鳥獣捕獲の強化に努めてまいりたいと考えております。

**○安田厚生議員** 有害鳥獣捕獲に対しまして、意欲を高めて有効な捕獲対策をとっていただきますように、お願い申し上げます。

I o Tを活用した鳥獣対策を実施していると聞いておりますが、本県において、人手不足を

補い業務の効率化を図るため、I o Tを活用した鳥獣被害対策に取り組むべきだと思います。

そこで、現在の本県の鳥獣被害対策の取り組み状況と今後の対策について、I o Tを活用した捕獲対策をどのように広めていくのか、農政水産部長にお伺いいたします。

**○農政水産部長（坊藺正恒君）** 定住人口の減少や高齢化に伴いまして、鳥獣進入防止柵やわなの管理不足が課題となる中で、近年、わな等の見守り作業の省力化、効率化等を目的としたI o T技術の開発や導入が進んでいるところであります。

本県においては、南那珂地域で、猿の被害を防止するためのGPSを活用した行動域調査を行っておりますとともに、延岡市で実施しております、鳥獣が箱わななどで捕獲された際にメールで知らせる監視システムの実証への支援、それから、関係機関へのI o T技術の情報提供等を行っているところであります。

また、来年度に、県内6市町村において、監視システム等の導入が計画されておりますことから、運用にかかわる捕獲従事者の育成や、機材導入、運用に係る費用等への支援を行い、地域の実態に応じた技術の普及に努めてまいりたいと考えております。

**○安田厚生議員** 担い手不足が進み、箱わななどI o Tを活用した監視システムの技術普及と、従事者の育成や研修も大切になりますので、ぜひ県内に広めていただきたいと思います。

これからの鳥獣対策は、地域のリーダーの育成を図り、先進的な事例などを各地域に波及させていくことが課題だと思います。

I o Tを活用した捕獲や、地域が一体となった捕獲促進を図り、関係者が連携した捕獲対策

を強化することが必要であります、鳥獣対策について今後の取り組みを、農政水産部長にお伺いいたします。

**○農政水産部長（坊藺正恒君）** 県では、鳥獣被害対策特命チームや鳥獣被害対策支援センターを中心に、地域が一体となった総合的な鳥獣被害対策を進めているところでございます。

これまでの取り組みによりまして、農林作物の鳥獣被害額は、ピーク時である平成24年度の約11億円から、平成30年度は約3億5,000万円と、年々減少しておりますが、被害は依然として深刻であると認識いたしております。

このため、集落内の餌となる作物等の放置をやめることや追い払いなど、集落ぐるみでの鳥獣を近づけない環境をつくることを、重要な柱として取り組んでおりますとともに、有害鳥獣の捕獲や進入防止柵の整備の支援などを、総合的に実施しているところでございます。

今後とも、関係機関・団体と連携し、地域リーダー等の育成や地域住民の意識啓発を進め、被害の低減に努めてまいりたいと考えております。

**○安田厚生議員** 鳥獣対策は、各地で駆除する方をふやすことや、ICTやI o T、情報通信技術を用いた箱わなの捕獲数をふやし、そのジビエ流通を拡大することが大事になります。これまで以上に農産物被害が減少するように努めていただきたいと思います。

次に、県立高校の魅力向上についてお伺いいたします。

県立高校における生徒の全国募集についてであります。あすから県立高校の一般入試が実施されますが、少子化が進む地域を中心に定員割れが続く高校の状況を心配しております。

昨年10月に、人口減少・地域活性化対策特別委員会、島根県の人口減少対策について視察研修を行いました。そこで全国募集の取り組みについて知ることができました。

本県でも、初めて全国募集が行われますが、島根県では「しまね留学」として、県外に住んでいる意欲のある中学生が、島根県の県立高校を受験し、島根県で充実した3年間を送ることで、季節を肌で感じ、旬なものを味わい、豊かな自然と文化、人情を存分に体験し、いつでも帰れる第二のふるさとの創設をしています。

島根県内22校の県立高校では、生徒の募集を行うなど、県を挙げて生徒確保に取り組んでいるところでもあります。現在、全国から島根県へ学びに来る生徒の数は、令和元年度195名、この9年間で約3.5倍とふえています。

子供の数そのものが減少する中で、地域の高校の活力を維持していくためには、生徒の全国募集を県内の県立高校にも拡大していくことについて検討する必要があると思いますが、教育長のお考えをお伺いいたします。

**○教育長（日隈俊郎君）** 今お話がありましたとおり、今回、高校入試で、飯野高校のほうに県外からの受験生が5名ということになりました。また、県立高校については、あしたから入試ですので、ぜひ合格し、入学されることを期待しているところでございます。

このように、県外から生徒を受け入れるということは、県内の生徒にとりましてもよい刺激となり、お互いに切磋琢磨する環境ができ、特色ある学校づくりに役立つものと考えております。

また、受け入れに当たり、地域との連携も促進されまして、少子高齢化等による地域社会の変化の中で、県立学校を核とした地方創生の推

進につながるなど、期待しているところであります。

一方で、親元を離れて県外から来る生徒たちが、安心して生活、学習できる環境の整備や、県内在住の身元引受人の選定など、さまざまな対応が必要となります。

県教育委員会といたしましては、本制度を導入した飯野高校の取り組み状況等を踏まえ、関係市町村と協議しつつ、学校の特色や地域の状況等にも十分配慮し、検討を進めてまいりたいと考えております。

**○安田厚生議員** 先日、今年度の県立高校一般入試の最終志願状況が発表されました。全日制で34校の募集人員5,331人に対し、4,813人が志願、最終倍率は0.90倍で過去最低を記録しているようです。また、学校全体で20校、59学科、3コースで志願数が募集定員を下回りました。少子化が進んでいると感じたところでもあります。

また、飯野高校では、全国募集で今年度入試で初めて5人が志願しているようであります。島根県では、県立高校の寮を日本一多く持ち、多くの県立高校に寮が併設されているようです。本県にも学校寮、地域寮がありますが、まずは、全国から生徒を受け入れる環境づくりが大切になると思います。今後、飯野高校の取り組みを参考に、魅力ある学校づくりを進めていただきたいと思います。

最後になりますが、今年度をもって退職される皆様方、長い間、本当にありがとうございました。退職される皆様におかれましては、県政の発展に御尽力いただきましたことに、改めてお礼を申し上げます。退職される皆様方の今後の御健勝と御多幸をここに祈念しまして、一般質問を終わりたいと思います。ありがとうございます

令和2年3月3日(火)

いました。(拍手)

○山下博三副議長 以上で本日の質問は終わりました。

あすの本会議は、午前10時から、一般質問及び議案・請願の委員会付託であります。

本日はこれで散会いたします。

午後2時44分散会





3 月 4 日 (水)



# 令和 2 年 3 月 4 日（水曜日）

午前10時0分開議

## 出席議員（39名）

|      |           |                               |
|------|-----------|-------------------------------|
| 1 番  | 日 高 利 夫   | （東 諸 の 未 来 を 考 え る 会）         |
| 2 番  | 有 岡 浩 一   | （ 郷 中 の 会 ）                   |
| 3 番  | 坂 本 康 郎   | （ 公 明 党 宮 崎 県 議 団 ）           |
| 4 番  | 来 住 一 人   | （ 日 本 共 産 党 宮 崎 県 議 会 議 員 団 ） |
| 5 番  | 岩 切 達 哉   | （ 県 民 連 合 宮 崎 ）               |
| 6 番  | 武 田 浩 一   | （ 宮 崎 県 議 会 自 由 民 主 党 ）       |
| 7 番  | 山 下 寿     | （ 同 ）                         |
| 8 番  | 窪 菌 辰 也   | （ 同 ）                         |
| 9 番  | 脇 谷 の り こ | （ 同 ）                         |
| 10 番 | 佐 藤 雅 洋   | （ 同 ）                         |
| 11 番 | 安 田 厚 生   | （ 同 ）                         |
| 12 番 | 内 田 理 佐   | （ 同 ）                         |
| 13 番 | 丸 山 裕 次 郎 | （ 同 ）                         |
| 14 番 | 冨 師 博 規   | （ 無 所 属 の 会 チームひむか ）          |
| 15 番 | 重 松 幸 次 郎 | （ 公 明 党 宮 崎 県 議 団 ）           |
| 16 番 | 前 屋 敷 恵 美 | （ 日 本 共 産 党 宮 崎 県 議 会 議 員 団 ） |
| 17 番 | 渡 辺 創     | （ 県 民 連 合 宮 崎 ）               |
| 18 番 | 高 橋 透     | （ 同 ）                         |
| 19 番 | 中 野 一 則   | （ 宮 崎 県 議 会 自 由 民 主 党 ）       |
| 20 番 | 横 田 照 夫   | （ 同 ）                         |
| 21 番 | 濱 砂 守     | （ 同 ）                         |
| 22 番 | 西 村 賢     | （ 同 ）                         |
| 23 番 | 外 山 衛     | （ 同 ）                         |
| 24 番 | 日 高 博 之   | （ 同 ）                         |
| 25 番 | 野 崎 幸 士   | （ 同 ）                         |
| 26 番 | 日 高 陽 一   | （ 同 ）                         |
| 27 番 | 井 上 紀 代 子 | （ 県 民 の 声 ）                   |
| 28 番 | 河 野 哲 也   | （ 公 明 党 宮 崎 県 議 団 ）           |
| 29 番 | 田 口 雄 二   | （ 県 民 連 合 宮 崎 ）               |
| 30 番 | 満 行 潤 一   | （ 同 ）                         |
| 31 番 | 太 田 清 海   | （ 同 ）                         |
| 32 番 | 坂 口 博 美   | （ 宮 崎 県 議 会 自 由 民 主 党 ）       |
| 33 番 | 二 見 康 之   | （ 同 ）                         |
| 34 番 | 蓬 原 正 三   | （ 同 ）                         |
| 35 番 | 右 松 隆 央   | （ 同 ）                         |
| 36 番 | 星 原 透     | （ 同 ）                         |
| 37 番 | 井 本 英 雄   | （ 同 ）                         |
| 38 番 | 徳 重 忠 夫   | （ 同 ）                         |
| 39 番 | 山 下 博 三   | （ 同 ）                         |

## 地方自治法第121条による出席者

|                     |           |
|---------------------|-----------|
| 知 事                 | 河 野 俊 嗣   |
| 副 知 事               | 郡 司 行 敏   |
| 副 知 事               | 鎌 原 宜 文   |
| 総 合 政 策 部 長         | 渡 邊 浩 司   |
| 総 務 部 長             | 武 田 宗 仁   |
| 危 機 管 理 統 括 監       | 藪 田 亨     |
| 福 祉 保 健 部 長         | 渡 辺 善 敬   |
| 環 境 森 林 部 長         | 佐 野 詔 藏   |
| 商 工 観 光 労 働 部 長     | 井 手 義 哉   |
| 農 政 水 産 部 長         | 坊 菌 正 恒   |
| 県 土 整 備 部 長         | 瀬 戸 長 秀 美 |
| 会 計 管 理 者           | 大 西 祐 二   |
| 企 業 局 長             | 冨 師 雄 一   |
| 病 院 局 長             | 桑 山 秀 彦   |
| 総 務 部 参 事 兼 財 政 課 長 | 吉 村 達 也   |
| 教 育 長               | 日 限 俊 郎   |
| 警 察 本 部 長           | 阿 部 文 彦   |
| 代 表 監 査 委 員         | 阿 緒 方 文 彦 |
| 人 事 委 員 会 事 務 局 長   | 吉 村 久 人   |

## 事務局職員出席者

|               |         |
|---------------|---------|
| 事 務 局 長       | 片 寄 元 道 |
| 事 務 局 次 長     | 和 田 括 伸 |
| 議 事 課 長       | 齊 藤 安 彦 |
| 政 策 調 査 課 長   | 日 高 民 子 |
| 議 事 課 長 補 佐   | 鬼 川 真 治 |
| 議 事 担 当 主 幹   | 山 口 修 三 |
| 議 事 課 主 査     | 井 尻 隆 太 |
| 議 事 課 主 任 主 事 | 三 倉 潤 也 |

◎ 一般質問

○丸山裕次郎議長 これより本日の会議を開きます。

本日の日程は、一般質問及び議案・請願の委員会付託であります。

ただいまから一般質問に入ります。まず、徳重忠夫議員。

○徳重忠夫議員〔登壇〕（拍手） 皆さん、おはようございます。一般質問の最終日のトップバッターを務めさせていただきたいと存じます。

きょうは、私の小学校時代からの同級生が、わざわざ都城からたった一人、傍聴に来てくれました。ありがとうございます。

それでは、通告に従いまして、順次質問をしてまいります。

まず初めに、人口減少対策について伺います。

昨年策定されました、県総合計画「未来みやぎ創造プラン」によりますと、現在約107万人である本県の人口は、どんなに頑張っても2030年には100万人を割り込む推計となっております。人口減少対策については、私は、出生率向上を図るとともに、若者の県外流出の抑制とU・I・Jターンの促進を図ることが全てであると考えております。しかしながら、ここ数年の本県の人口の推移を見ますと、毎年8,000人程度人口が減少し、出生数も1万人を割り込むなど、さまざまな施策を講じて、人口の減少に歯どめがかかっていないのが現実であります。

知事は、選挙公約に人口減少対策を一番に掲げ、強く危機感を訴えてこられるとともに、令和2年度当初予算におきましても、これを踏まえた重点施策を打ち出し、予算編成に臨まれた

ところであります。そこで知事に、このような状況を踏まえ、残る3年の任期中、自然減・社会減対策にどのような目標を持って取り組んでいかれるおつもりか、改めてお考えを伺いたいと存じます。

後の質問は、質問者席から行います。（拍手）〔降壇〕

○知事（河野俊嗣君）〔登壇〕 おはようございます。お答えします。

人口減少に伴うさまざまな課題が顕在化する中、将来を見据え、何とか今、この問題に道筋をつけなければならないという強い思いのもと、昨年、人口減少対策に主眼を置いた、新たな県総合計画アクションプランを策定するとともに、その成果をはかるための指標や目標値を設定したところであります。

具体的には、人口問題対応プログラムの中で、令和4年度までに、合計特殊出生率1.81、高校生の県内就職率60.3%、移住世帯数2,000世帯などの目標値を掲げております。

今後、人口減少対策基金も活用しながら、子供を産み育てやすい環境づくりや、魅力ある産業や雇用の場づくりによる若者の県内定着、移住・定住の促進などの施策に、これまで以上に注力し、目標を達成できるよう努めてまいります。以上であります。〔降壇〕

○徳重忠夫議員 ただいま知事の答弁の中で、令和4年度までに、合計特殊出生率1.81を目標とするとのことでありました。そこで、少子化対策について、福祉保健部長にお尋ねしてまいりたいと思います。

本県の平成30年の合計特殊出生率は1.72で、全国の1.42を上回り、沖縄県、島根県に続いて全国第3位の高い水準にあるものの、人口維持に必要とされる2.07と比較すると、依然として

大きな開きがあります。出生数についても、平成28年に初めて9,000人を下回り、平成30年には8,434人と、減少の一途をたどっております。

なぜ、この少子化の流れがとまらないのか。そもそも子供を産む女性の数が減っているという背景はありますが、私は未婚化、晩婚化の進行という要因が大きいのではないかと考えております。少子化対策を進める上では、その入り口となる結婚支援に力を入れて取り組むことが大事ではないかと考えております。

県ではこれまで、みやざき結婚サポートセンターを中心に、結婚を希望する男女のサポートをされてきましたが、これまでの実績と県の新たな結婚支援の取り組みについて、福祉保健部長に伺っておきたいと思っております。

**○福祉保健部長（渡辺善敬君）** 県では、平成27年8月に、みやざき結婚サポートセンターを開設し、同年12月から1対1のお引き合わせを行っております。1月末現在の会員数は1,084人、男女とも30代から40代ではほぼ8割を占めております。これまでのお引き合わせ件数は、累計で3,272組、交際に進まれた方が1,145組、結婚された方は75組となっております。

出会い・結婚を希望する方の中には、1対1のお引き合わせにちゅうちょされる方もいらっしゃることから、新たにグループ単位での出会いの機会を提供したいと考えております。職場や地域で結婚を希望する方のグループをつくり、グループ単位でお引き合わせすることにより、出会いの機会をふやすとともに、中山間地域と都市部など、広域的な交流の機会を創出したいと考えております。

**○徳重忠夫議員** ありがとうございます。結果をそれぞれで出させていただいておまして、大変うれしく思っております。

私は、結婚を希望する方々を支援し、出生率を上げていくことが、人口減少対策を図る上で一番の近道だと考えているところであります。そして、子育ての意欲を上げるためには、男性の育児休暇——部長もとられたようでございますが——促進など、子供を産み育てやすい環境づくりはもちろんであります。例えば、既に一部の市町村も取り組んでいるような多子世帯——子供をたくさん産んでくれるような世帯——には「出産祝い金」など、県も思い切った施策に取り組むべきではないかと私は思っておりますので、さらなる支援の拡充をお願い申し上げておきたいと思っております。

さて、人口減少対策のもう一つの大きな柱になるのが、移住・U I Jターンだと考えております。

国の制度として始まった移住支援金は、首都圏在住の人だけが対象ということでもあります。

本県は、移住支援金制度の対象をそれ以外にも広げる独自の措置を、昨年6月補正予算で打ち出しましたが、申請に至ったケースが今のところゼロと報道されていたところであります。また、報道によりますれば、全国の今年度の申請見込みは40件程度ということで、どこの県も苦戦をしているわけでもあります。移住をふやしていくためには、さらなる工夫が必要であります。

やはり、移住は仕事とセットで考えないと進まないわけでありまして、本県の基幹産業であります農林業はもちろんのこと、医療・福祉、建設業等の担い手不足の分野に、移住者の就業を結びつけられないものかと思うのであります。そこで、移住支援金事業を担い手確保につながる本県独自の取り組みについて、総合政策部長にお伺いしておきたいと思っております。

○総合政策部長（渡邊浩司君） 移住支援金事業につきまして、国が対象としているのは、東京圏から移住して、県内の登録企業に就職される方などでありますが、本県は、独自の取り組みといたしまして、全国からの移住者や自営で農林漁業をされる方なども対象としているところでもあります。

この事業は新しい制度であり、まだ実際の申請はない状況にありますが、来年度に向けまして、市町村と連携しながら、支給要件の見直しを進めているところであります。例えば、現在は、移住直前の5年間は就業していたことが要件となっておりますが、職業訓練や子育て、介護などによって移住直前に就業していない方を対象にするとともに、移住後に農業実践塾や林業大学校等で長期の研修を受けてから就業される方も対象にできるよう、検討しているところであります。

今後とも、1次産業はもとより、看護人材の獲得に対する支援など、さまざまな人材確保策と連動させながら、移住促進につながるよう取り組んでまいりたいと考えております。

○徳重忠夫議員 ありがとうございます。せっかくこうして、国と県と市町村が連携して取り組んでいる事業でありますから、ぜひとも、本県に必要な人材を確保するために成果を上げていただきたいと思っております。

次に、公民館や自治会への加入促進について伺ってまいります。

公民館や自治会は、防犯・防災対策や子供の見守りなど、地域コミュニティーの中心として、大変重要な役割を担っております。

しかしながら、そういった重要な役割を担っているにもかかわらず、地域住民の加入率は減少傾向にあります。例えば平成31年、昨年4月

1日現在における市町村別の自治公民館、自治会への加入率を見ますと、特に人口を多く抱える都市部では、5割から6割の加入率にとどまっております。

今後とも自治組織への未加入者がふえていけば、広報紙などの回覧による自治体からの情報が、地域住民に十分に行き届かなくなる可能性があります。

例えば、県の広報紙「県公報みやざき」の配布状況を見ますと、県内全世帯数約47万世帯のうち、自治公民館への加入率を県全体で約55%と計算しますと、約20万もの世帯に、知事の思いや県政の動きなどの情報が伝わりにくい状況が生じているのではないかと考えております。

私は、将来にわたり元気のある地域社会を維持していくためには、県民一人一人が自治組織に加入し、地域の活動に積極的に参加することが、何よりも必要ではないかと考えております。

私の地元、都城市に聞き取りを行ったところ、1,402名いる市の職員のほぼ全員が、自治会組織に加入しているということでありました。

一方、平成23年度のデータであります。県の知事部局職員の自治組織への加入率は70%にとどまっております。県職員が率先して自治組織に加入することが、県全体の加入率の向上、ひいては地域社会の維持につながるのではないかと考えております。

住民の価値観が多様化し、近隣関係が希薄化する中で、加入率を高めていくことは大変難しい問題であるとは思いますが、知事は、自治会などの自治組織をどのように認識し、また、加入促進に向けて今後どのように対応していくのか、お伺いしておきたいと思っております。

○知事（河野俊嗣君） 自治会や公民館などの

自治組織は、人口減少や少子高齢化の進展、頻発する自然災害など、地域社会が直面するさまざまな課題に対応していく上で、地域の活性化や高齢者の見守り、防犯・防災対策などの観点から、これからもますます重要な役割を担っていくものと考えております。

県では、県総合計画「未来みやざき創造プラン」におきまして、NPOやボランティア団体などとともに、自治組織を地域社会の重要な担い手として位置づけております。また、県職員に対しましては、「職員力」地域貢献推進指針の中で、地域社会の一員として、自主的な地域活動への参加を促しているところであります。

私の公舎には、自治会の回覧板が、鎌原副知事から回ってくるところであります。そして、次のところへは私が持っていったりするわけですが、そういう回覧の中で、地域の防災訓練であったり運動会であったり、さまざまなイベントであったり、そういう情報が共有されていることを実感するわけであります。

自治組織への加入者の減少は、地域コミュニティの活力低下に加えて、南海トラフ地震の発生や自然災害の激甚化が懸念される中で、自主防災体制の脆弱化にもつながりかねない課題でありますので、今後とも、さまざまな機会を捉えて、県職員はもちろんであります。広く県民の皆様へ、自治組織への加入を呼びかけてまいりたいと考えております。

**○徳重忠夫議員** ありがとうございます。

私は、県のトップである知事が、県政番組などメディアを活用して、広く県民に呼びかけていただくことが効果的だと思っております。実際に地域で一生懸命活動されている自治会長さん方も、その気になって、加入促進についてや

る気が起こってくると。

まずは、やはり県のトップである知事が、そのような行動をしていただけないものかと思うわけでありまして、県政番組を活用して、知事みずからが自治組織への加入を呼びかける考えがあるかどうか、知事にお伺いしておきたいと思っております。

**○知事（河野俊嗣君）** 自治組織の果たす役割は、大変重要であると考えております。御指摘のとおり、積極的に取り組んでおられる自治組織は多々あるわけでありまして、これまでも、県政番組等で紹介する機会もございましたが、私自身の出演も含めて、さまざまな機会を捉え、広く県民の皆様へ加入を呼びかけてまいりたいと考えております。

**○徳重忠夫議員** ありがとうございます。

先ほど申し上げましたが、約20万の世帯に知事の思いや県政の情報が広報紙で伝わらないということは、大変もったいない状況だと思っております。

県政番組を活用し、知事の思いが県民にひとしく伝わるような方策を行い、ぜひ加入促進につなげていただきたいという私の思いを申し上げ、この質問は終わらせていただきます。

続いて、医療対策について福祉保健部長にお尋ねいたします。

臨床研修医を対象にした国の調査によりますと、出身地で臨床研修を受ける医師の割合は2分の1ということであります。

そうであるとすれば、県内出身の高校生が、宮崎大学医学部に進学し、県内の臨床研修を受け、引き続き県内で勤務する医師をふやしていく施策が必要と考えます。

そこで、宮崎大学医学部の入学者について、県内、県外出身の状況を、福祉保健部長にお尋

ねいたします。

**○福祉保健部長（渡辺善敬君）** 宮崎大学医学部の県内出身と県外出身につきましては、入学者110名のうち、出身高校別で、平成29年度入学者は、県内34名、県外76名、平成30年度入学者は、県内31名、県外79名、平成31年度入学者は、県内41名、県外69名となっております。

**○徳重忠夫議員** ありがとうございます。宮崎大学医学部の入学者110名のうち、県内出身者は30名から40名程度ということでありました。ということは、全員が県内に残ったとしても、医師の供給としては全然足りないような状況にあります。

そこで、宮崎大学医学部の県外出身学生に対して、引き続き県内で勤務してもらうために、何らかの支援を行う必要があるのではないかと考えております。

県が支援している費用は、自治医科大学では1人当たり2,300万円程度、医師修学資金貸与で1人当たり750万円程度とのことであります。県内医療機関勤務を条件とした上で、県外から入学した学生への支援制度はないものか、福祉保健部長にお伺いいたしたいと思っております。

**○福祉保健部長（渡辺善敬君）** 宮崎大学医学部の県外出身者に対しましては、医師修学資金貸与制度において、毎年4名分の地域貢献枠を設置しまして、貸与者には医師免許取得後、県内で9年間勤務し、そのうち4年間を、医師少数区域等で勤務するキャリア形成プログラムを適用することで、県内への定着を図ることとしております。

本県の地域医療に対する理解を深めるため、宮崎大学医学部では、県外出身者を含む全ての学生が、5年生から6年生にかけて、県内のさまざまな地域の医療機関等で学ぶ「地域包

括ケア実習」というものを実施しております。

今後とも、宮崎大学と連携して、学生への働きかけを強化しまして、県外出身の学生が県内により一層定着していく仕組みづくりを研究したいと考えております。

**○徳重忠夫議員** 今、部長からお話があったところでありますが、県外出身学生に対する修学資金貸与が毎年4名ということでありました。これは、県内出身者も含めた数字である、このように理解いたしております。宮崎大学医学部の県外出身者が70名も80名もいるわけですから、決して十分とは言えないと、このように思います。県外出身者に対する修学資金貸与地域貢献枠を最低10人ないし15人程度に拡充されることを、強く要望しておきたいと思っております。よろしく願いいたします。

続いて、2026年に開催されます第81回国民スポーツ大会について、教育長にお尋ねいたします。

今年度の6月議会におきまして、知事は、6年後の第81回国民スポーツ大会において天皇杯を目指すという、強い決意を述べられました。

今回もぜひ、昭和54年宮崎国体に続いて、天皇杯を獲得していただきたいと思っております。今から県民一体となって、宮崎ワンチームとして精いっぱい応援をしていきたいと考えております。

そこで、昭和54年の宮崎国体における、冬季大会も含めた第34回国民体育大会の出場競技と男女総合成績である天皇杯順位について、教育長にお伺いしておきたいと思っております。

**○教育長（日隈俊郎君）** 昭和54年に北海道、秋田県・岩手県で開催されました第34回国民体育大会冬季大会では、スキー競技とスケート競技の2つの競技が、また、本県で開催されまし



た秋季大会では、水泳競技やサッカー競技など28競技が実施されました。

本県選手団は、その30競技全てにエントリーしておりまして、そのうち陸上競技や体操競技、バレーボール競技など9競技で優勝を果たすなど、男女総合成績で第1位となりまして、県民悲願の天皇杯を獲得しております。

○徳重忠夫議員 ありがとうございます。

続いて、本県選手団の国民体育大会の参加状況について伺います。

国体の競技別総合得点は、参加点と競技点の合計から成っているようですが、国体にエントリーできていない競技もあり、参加点すら獲得できない競技があると聞いております。

競技に参加することによって参加点が入ることから、天皇杯を獲得するためには、冬季大会も含めた全競技にエントリーして、最低でも参加点をしっかりと獲得すべきだと考えております。そのことによって、県民の応援の意識も変わってくるのではないかと考えております。

そこで、開催県として、全ての競技にエントリーすべきだと考えますが、教育長の考えをお伺いしておきたいと思っております。

○教育長（日隈俊郎君） 全ての競技で選手をエントリーすることは、参加点を獲得できるだけでなく、県民のスポーツに対する関心や応援の意識を高めることにつながると考えております。

これまでの国体では、全ての競技において選手をエントリーしておりましたが、今年開催されました冬季大会のスケート競技では、残念ながら選手を確保することができませんでした。

このようなことから、私も今回の冬季大会で富山県を訪問いたしまして、本県選手の激励と関係者との意見交換などを行いまして、状況把

握を行ったところであります。

今後も引き続き、選手の確保に努めながら、全ての競技において選手をエントリーできるよう取り組んでまいります。

○徳重忠夫議員 ありがとうございます。ぜひ、全競技エントリーできるように努力をしていただきたいと思います。

昨年の国体で天皇杯を獲得した茨城県は、天皇杯得点2,569点を獲得しております。それに対して、本県は718点という結果でありましたことから、天皇杯獲得はなかなか簡単なものではないと認識いたしております。

この差を埋めるためには、指導者の確保や練習環境整備等の取り組みも必要であると思っておりますが、本県競技力の将来を担う少年選手の育成・強化に重点を置く必要があると考えております。

そこで、天皇杯獲得に向け、少年選手の育成・強化にどのように取り組んでいくのか、教育長にお伺いしておきたいと思っております。

○教育長（日隈俊郎君） 議員御指摘のとおり、天皇杯獲得は大変厳しいハードルでありますけれども、天皇杯獲得を目指すということで取り組んでまいります。また、将来の本県スポーツ振興に向けて、レガシーを残すということもございますので、全ての競技において少年選手を安定的に確保し、その競技力を一層高めていくことが求められていると考えております。

このため、この対策の一環として、現在、競技団体と連携しまして、全国で活躍できる有望なジュニア選手の発掘を初め、指導者の確保や資質向上などに取り組んでいるところであります。

今後、さらなる少年選手の強化を図るため、

指定校への強化費支援等の拡充を初め、アーチェリー競技やボート競技といった、中学校に部活動のない未普及競技の強化、さらにはトレーナー等による効果的なトレーニングの実施など、今議会にお願いしております事業を含めまして、さまざまな対策に積極的に取り組んでまいります。

**○徳重忠夫議員** ありがとうございます。ぜひ努力いただきますように、お願い申し上げておきたいと思っております。

本県開催の国民スポーツ大会まで、残すところわずか6年となりましたので、効果的かつ計画的に競技力向上対策に取り組んでいただき、ぜひ、天皇杯の獲得を目指して頑張りたいということをお願ひ申し上げます。

続いて、農業問題についてお尋ねしてまいります。農業産出額の向上に向けた取り組みについてであります。

農林水産省が1月15日に公表しました平成30年の都道府県別の農業産出額では、本県は3,429億円と、全国第5位の地位を保ったものの、前年に比べると95億円の減であります。このうち、耕種部門は40億円の減、その主な要因は野菜の価格低下等であると伺っております。

今後、農業産出額の向上を目指すためには、県のリーダーシップのもと、ニーズの高い品目に絞った生産振興、農業法人やJA等と個々の農家との連携による収益の向上や農作業の効率化など、それぞれが抱える課題を解決しつつ、農家所得の安定化を図る新たな取り組みが必要ではないかと思っております。

そこで、今後、耕種部門の産出額を増加させるために重要な露地野菜の振興について、県の方策を農政水産部長にお伺ひいたします。

**○農政水産部長（坊菌正恒君）** 農業産出額の減少は、御指摘のとおり、主に野菜、中でも大根などの重量野菜を中心とした露地野菜の価格低下や、生産面積の減少による影響が大きいと認識しております。

露地野菜の生産振興のためには、契約取引で一定の所得が見込まれ、需要が拡大しております加工・業務用野菜の生産を推進する必要があると考えております。

このため県では、契約取引と作業受託を一体的に取り組む「耕種版インテグレーション」の普及を進め、個々の生産者の機械導入や労働力不足などの負担軽減、県内加工施設向けの生産拡大を図っているところであり、その加速化に向けた新規事業を、本議会でお願ひしているところでもあります。

今後も引き続き、関係団体等と連携しながら、露地野菜の生産振興と生産者の所得向上に取り組んでまいりたいと考えております。

**○徳重忠夫議員** ありがとうございます。露地野菜の農業産出額を増加していくよう、ぜひとも力を入れていただきますようお願いしておきたいと思っております。

次に、畑地かんがい事業の推進についてお伺ひしてみたいと思っております。

私の地元、都城地区では、昭和62年に畑地かんがいの国営事業が始まりまして、平成22年に完了いたしました。長い年月と費用がかかっていると思っております。

過去に、夏場の干ばつ被害で苦しめられたこともありますが、水を使った営農を展開していくことで、耕種園芸での規模拡大や品目転換が図られたり、作業効率の向上や計画的な安定生産ができるものと思っております。

私は、畑地かんがい施設を早く末端まで整備

し、地域をまとめて作物の生産団地にすることが、先ほどのような農業産出額の向上につながると考えております。

そこで、畑地かんがい事業に投資したこれまでの国営と県営別の事業費と、水の利用についての農政水産部長の考えをお伺いしておきたいと思っております。

**○農政水産部長（坊藺正恒君）** 本県では、昭和33年度から県内7地域、約1万9,000ヘクタールの農地を対象に、畑地かんがい事業を実施しております。

国営事業では、ダムや基幹的な用水施設を整備しております。事業費は約3,400億円となっており、本年度末で、西諸地区を最後に全地域で完了予定となります。

また、県営事業では、国営施設と圃場をつなぐパイプラインや給水栓などを整備しております。事業費約1,200億円により、これまでに約1万1,300ヘクタールの整備が完了しております。

次に、水の利用状況につきましては、国営事業完了後、年数の経過しております綾川地区などは、県営事業で整備した圃場の9割で水が利用されている一方、本年度、国営事業が完了する西諸地区は4割となっており、県平均では6割程度の利用となっております。

**○徳重忠夫議員** 約4,600億以上の投資をされているわけですので、これが有効に使われるようお願いしておきたいと思っております。

本県の農業産出額を増加させるためには、耕種部門の産出額を向上させる必要があると、先ほど申し上げました。特に畑作地帯において、消費者が求める農産物を安定的に生産し、収量・品質を上げていくことが重要であると考えております。私は、畑地かんがい用水を利用する

ことが、儲かる農業につながると信じております。

そこで、畑地かんがい用水を利用した営農の展開方向について、農政水産部長に伺っておきたいと思っております。

**○農政水産部長（坊藺正恒君）** 農業産出額の向上を図る上では、畑地かんがい用水を利用することで、干ばつ被害など天候に左右されない加工・業務用野菜等の露地野菜の拡大や、施設園芸などの高収益作物への転換を進め、耕種部門の底上げを図ることが重要であると考えております。

このため県では、昨年度から、4カ所の農業改良普及センターに畑かん営農推進担当を配置し、生産現場により近い体制を整えますとともに、畑かんマイスターと連携し、水利用の効果や優良事例の紹介、散水実演会の開催など、畑かん営農のさらなる普及・定着に取り組んでいるところであります。

今後とも、生産現場で安心して水が自由に使える環境を早期に整えるために、関係団体等と連携し、県営事業の計画的な推進とともに、大規模畑作の産地化や施設園芸の団地化を進めてまいりたいと考えております。

**○徳重忠夫議員** 次に、肉用牛の生産振興について伺ってまいります。

今年1月に公表されました、平成30年度の農業産出額を見ますと、本県の肉用牛の産出額は、過去最高の768億円を記録したとのこととなります。

また、県産牛肉の輸出につきましても、年々順調に伸びておまして、昨年度は、世界17の国と地域に向けて、過去最高となる470トンの実績があったとお聞きします。

このような中で、昨年12月に、国が新たな方

針として、和牛生産の倍増計画を打ち出しました。これは、国産牛肉の好調な輸出の伸びを背景に、2035年度、つまり15年後を目標に、和牛の生産量を倍増させ、年間30万トンの生産体制を目指すというものでありますが、飼養戸数の減少が進む中、増頭には、牛舎や牛の確保に大きな費用が必要となり、何より、個人での増頭には限界があると思っております。

つまり、増頭を地域で進める繁殖センターなどの施設を充実させないと、増頭はおろか、現在の頭数を維持することも難しいのではないかと考えております。そこで、和牛の生産基盤強化に向けた取り組みについて、農政水産部長にお尋ねしておきたいと思っております。

**○農政水産部長（坊菌正恒君）** 本県の肉用牛は、生産者を初め関係者の長年の取り組みによりまして、地域経済を牽引する重要な産業となっており、今後さらに生産基盤の強化を進めていく必要があると考えております。

このため、県としましては、畜産クラスター事業等を活用した、農家の規模拡大に向けた畜舎整備に加えまして、子牛を預かるキャトルセンターや、JAみずからが子牛を供給する繁殖センターなど、地域の肉用牛を支えるサポートシステムの構築を進めているところであります。

また、国が新たに打ち出しました「増頭奨励金」等も活用しながら、計画的な導入対策にも取り組んでまいりたいと考えております。

今後とも、関係機関と連携しながら、次世代にしっかりと受け継がれる、力強い肉用牛の生産基盤づくりを進めてまいります。

**○徳重忠夫議員** 私は、今回のこの質問をするに当たりまして、鹿児島県の鹿屋市にあります「きもつき大地ファーム」という、大規模な繁

殖センターを見学してまいりました。1,000頭の繁殖牛を、わずかな人数で管理しておられました。聞くところによりますと、さらにもう1カ所、1,000頭規模の繁殖センターを整備する予定であるとお聞きしております。今後の増頭には、このような拠点施設が大きな役割を果たしていけると実感したところであります。

本県においても、市町村やJAと十分に連携をとりながら、個別農家の支援とあわせて、地域で増頭を進める拠点となる繁殖センターの充実を、ぜひともお願いしておきたいと思っております。

もう1点、本県の肉用牛振興を円滑に進める上で避けて通れないのが、家畜排せつ物処理であります。私は、今後の増頭や輸出拡大を考えた場合、これが最大の課題であると考えております。

今後、増頭が進められる中で、堆肥の量が増加すると、利用先の確保が難しくなる、また、まさに「ふん詰まり」が起これり、肉用牛振興の大きな壁になるのではないかと心配しております。早急な対応が必要であります。

そこで、今後の家畜排せつ物の利用の考え方について、農政水産部長に伺っておきたいと思っております。

**○農政水産部長（坊菌正恒君）** 本県の畜産を今後とも持続的に発展させていくためには、生産基盤の強化とあわせまして、家畜排せつ物の適切な処理・利用が重要でございます。

これまで本県では、良質な堆肥生産と耕畜連携による農地還元を基本に、広域流通や堆肥の農業外利用を促進するとともに、全国に先駆け、鶏ふん焼却によるエネルギー利用を進めてまいりました。

今後、肉用牛の増頭を図るためには、増加す

る牛ふんについて、鶏ふん同様、焼却処理も一つの方策であると考えておりますが、技術面やコスト面などの課題がございます。

このため、本議会にお願いしております、「畜産バイオマスイエネジー利活用支援事業」により、牛ふん等の燃焼技術の検証や、地域における処理・利用のシステムなどを検討してまいりたいと考えております。

**○徳重忠夫議員** よろしくお願ひ申し上げておきたいと思ひます。

次に、都城志布志道路についてお尋ねしてまいります。

宮崎自動車道の都城インターチェンジと志布志港を結ぶ都城志布志道路は、部分的な開通が相次いで、目に見えて整備が進んできております。

昨年5月に開催されました、都城志布志道路整備・活用促進大会におきまして、河野、三反園、両県知事により、都城市金御岳インターチェンジから鹿児島県曾於市の末吉インターチェンジまでの県境区間5.8キロメートル、さらには、鹿児島県施工区間の有明道路3.6キロメートルの令和2年度の開通が発表されたところであります。令和2年度の供用率が73%と進むこととなります。

しかしながら、現地を見ますと、鹿児島県施工区間において、いまだ工事が多く残っている様子であります。昨年の2月議会では、埋蔵文化財の調査も残っているとの回答があったと記憶しております。

そこで、県土整備部長に、都城志布志道路の県境区間の進捗状況について伺っておきたいと思ひます。

**○県土整備部長（瀬戸長秀美君）** 都城志布志道路の県境区間でありまして、金御岳インター

チェンジから末吉インターチェンジ間の約5.8キロメートルにつきましては、宮崎県側を金御岳工区、鹿児島県側を末吉道路として、両県で整備を進めております。

金御岳工区につきましては、昨年4月に用地取得が完了し、改良工事を進めているところであり、今後は、来年度の完成に向け、舗装や交通安全施設などの工事を行うこととしております。

また、末吉道路につきましては、昨年10月に埋蔵文化財調査が完了し、現在、橋梁工事や改良工事を行うなど、進捗を図っていると伺っております。

県といたしましては、引き続き、鹿児島県と連携しながら、令和2年度の開通に向け、しっかりと取り組んでまいります。

**○徳重忠夫議員** ありがとうございます。

続いて、国の施工区間における整備の状況について伺っていきます。

都城市横市インターチェンジから乙房インターチェンジまでの3キロメートルの、令和3年度の開通が公表されております。

この区間が開通しますと、全線の供用率が約80%と、いよいよ全線開通が見えてくるころであります。

残る区間でも、乙房インターチェンジから都城インターチェンジ間につきましては、供用開始の時期も発表されておらず、また、大淀川やJR線を渡る橋の整備など、大きな工事費が必要になるところがあるなど、早期全線開通に向けた課題があるのではないかと考えております。

そこで、乙房インターチェンジから都城インターチェンジ間の進捗状況を、県土整備部長にお尋ねいたします。

○**県土整備部長（瀬戸長秀美君）** 乙房インターチェンジから都城インターチェンジ間の延長約5.7キロメートルにつきましては、国が整備を進めているところであり、事業費ベースの進捗率は、昨年度末時点で約25%となっております。

現在、用地につきましては、面積ベースで約9割の取得が完了していると伺っており、工事につきましては、大淀川を横断する橋梁工事などが進められております。

引き続き、残る用地の取得に努めるとともに、工事に時間を要する箇所から優先的に着手するなど、早期の開通に向けた取り組みを、積極的に推進していくと伺っております。

○**徳重忠夫議員** ところで、公表されている数値を見ますと、整備区間によっては、費用対効果が約2倍を超す見込みとされているところから、あくまで私の試算であります。事業計画費をもとに、単純に費用対効果を出してみますと、全線開通による経済効果は、1年当たり概算で約60億円の経済効果が出てくるのではないかと期待いたしているところでもあります。

南海トラフ地震の発生が懸念される中、防災機能の強化につながる「防災の道」としての効果も期待されているのでありまして、一日も早く全線開通を実現させてもらいたいと、切にお願いしておきたいと思っております。

続いて、県道103号栗野停車場えびの高原線についてお伺いたします。

宮崎県側からえびの高原線にアクセスする道路は、現在、小林えびの高原牧園線、えびの高原小田線の2本の県道があります。このほか、県道栗野停車場えびの高原線と言いまして、鹿児島県湧水町の栗野駅からえびの高原に至る道路が、昭和37年に県道認定されており、近年

は、霧島山の火山噴火による災害時の避難道路としての役割が期待されております。

鹿児島県内に約15キロ供用しているものの、県境付近につながっておらず、宮崎県内は全く供用されていない状況にあります。このため、私もメンバーとなっておりますが、宮崎・鹿児島両県の議員有志で組織された「環霧島県議会議員連盟」の要望活動を、平成26年以降、3回にわたって行ってまいりましたが、具体的な計画はなかなか進んでいない状況であります。

そこで、県土整備部長に、県道栗野停車場えびの高原線の未供用区間の整備状況について、お尋ねしておきたいと思っております。

○**県土整備部長（瀬戸長秀美君）** 県道栗野停車場えびの高原線の未供用区間の整備につきましては、霧島山の火山活動の状況を踏まえまして、避難路確保の観点から有効であると考えております。

このため、平成30年度より、国有林内の既設林道の活用を含めた概略のルート案について検討を進め、鹿児島県と調整が図られたところであります。

今後は、このルートへの火山活動が与える影響について確認する必要があることから、専門家による現地踏査や地質調査を実施することとしております。

引き続き、鹿児島県と連携し、地元自治体の意見を伺うとともに、自然環境の保護など課題の整理についても、環境省など関係機関との協議を行ってまいりたいと考えております。

○**徳重忠夫議員** 早期の整備を切に願っておりますので、引き続き御検討をよろしく願い申し上げます。

最後の質問になろうかと思いますが、建設業における担い手確保についてお尋ねいたしま

す。

少子高齢化の急速な進行によりまして、さまざまな業種で人材不足が生じております。建設業につきましても、建設業就業者の年齢構成は、50歳以上が全体の約52%を占める一方、29歳以下が約9%と、建設業就業者の高齢化が進んでいる状況にあります。

また、先般、建設業団体との意見交換を行いました。建設技術者を雇用したいが、その確保が難しいという話を聞いており、建設技術者の育成・確保が課題となっております。

そのような中で、県は、産業開発青年隊で建設技術者を育成し、毎年優秀な人材を建設業界に送り出しており、業界からの期待の声も大きいものとなっております。

そこで、産業開発青年隊の入隊状況と、技術者として育成するためにどのような取り組みを行っているのか、県土整備部長に伺っておきたいと思っております。

**○県土整備部長（瀬戸長秀美君）** 産業開発青年隊の入隊者は、昭和26年の発足以来、約5,000名を数え、直近3年間では、企業からの派遣も含め、毎年約40名で推移しております。

建設業で即戦力として働ける人材を育成するために、施工管理課程と専攻課程を設け、土木建設に関する知識や技術について実践的な教育を行っており、新卒者のほか、企業に就職した方の教育機関としても役立っております。

また、建設機械やドローンなどの資格取得を目指した教育訓練も重点的に行っており、1年間で10種類以上の資格取得が可能となっております。

若年建設技術者の育成・確保が喫緊の課題である中、産業開発青年隊が果たす役割は大変重要でありますので、引き続き、青年隊を通じた

建設技術者の育成にしっかりと取り組んでまいります。

**○徳重忠夫議員** ありがとうございます。県内建設業者の若年技術者をふやすために、引き続き、担い手の育成・確保にしっかりと取り組んでいただくようお願いしておきたいと思っております。

最後になりますが、3月をもって退職される執行部の皆さんを初め、県職員194名全ての皆様に、長い間の県勢伸展への御尽力に深く敬意と感謝を申し上げますとともに、今後ますますの御発展、御活躍を心からお祈り申し上げます。

以上で、私の一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございます。（拍手）

**○丸山裕次郎議長** 次は、来住一人議員。

**○来住一人議員**〔登壇〕（拍手） 通告に基づいて質問をさせていただきます。

米国防総省統計によりますと、昨年9月時点での在日米軍の兵力は5万5,254人です。このうち海軍が2万3,922人、次いで海兵隊が1万9,607人、いずれも主力部隊は1年間の半分をインド・太平洋地域への定期遠征に充てており、残り半年は、整備・休養や次の遠征に向けた訓練に費やしております。

一方、日本の「防衛」のかなめと言われる陸軍は2,626人で、戦闘部隊は一兵も存在していません。空軍は1万2,602人ですが、1959年にレーダーサイトや防空指揮所を日本に移管いたしました。このように、日本の防衛を任務とする在日米軍は一人も存在していません。

在日米軍は、古くはベトナム侵略戦争、1991年の湾岸戦争や2000年代のイラク・アフガンへの先制攻撃戦争で重要な役割を果たしました。イラク戦争の開戦の一撃を放ったのは、横須賀基地のイーゼス艦でありました。在日米軍基地

は文字どおり、地球規模の出撃拠点として機能をいたしております。

1970年1月26日、米上院外交委員会において、ジョンソン国務次官は、「我々は、地上にも空にも日本の直接的な防衛に関する部隊は持っていない」と断言し、さらに、「日本の基地は韓国・台湾への関与、東南アジアへの後方支援のためである」と述べております。これらを裏づけるように、1978年、当時のカーター政権は、在沖縄海兵隊を「日本防衛」の任務から除外する方針を決定いたしております。それは、米国防総省が発表した歴史書などに記されております。

私が強調したいのは、新田原基地や霧島演習場で合同訓練を行い、また使用するという米軍と海兵隊が、どのような任務を帯びているかです。九州防衛局は、2月28日、普天間基地の代替施設とされる辺野古新基地が完成する前に、新田原基地に航空機受け入れ機能を移転する旨を県に説明したということですが、このことについて、知事の姿勢を明確にしたいと思っております。

あとは質問者席で行います。(拍手)〔降壇〕

○知事(河野俊嗣君)〔登壇〕 お答えします。

先日、九州防衛局から県が受けた説明によりますと、「現在、新田原基地の緊急時使用のための施設については、2022年度までに米軍へ提供できるよう整備を進めているところであり、工事が完了し、提供手続が整えば、緊急時の航空機受け入れ機能が新田原基地へ移転すると考えている」という内容でありました。

県としましては、これまで国から受けた説明では、「普天間飛行場の代替施設である辺野古の完成後に緊急時の機能が新田原基地へ移転す

ると考えている」という説明でありまして、普天間飛行場からの機能移転時期の考え方が変わりますことから、今後の対応等について、地元市町と協議してまいりたいと考えております。

また、県民の安全・安心の確保の観点から、引き続き詳細な情報の提供や丁寧な説明を、国に対し求めてまいりたいと考えております。以上であります。〔降壇〕

○来住一人議員 防衛局というより、むしろ防衛省だと思いますが、防衛省は、辺野古完成後に機能移転という説明をしておきながら、これを一方的にほごにしたものです。県が地元自治体と協議するのは当然のことではありますが、県としては、例えば、「防衛省は28日の連絡をまずは撤回すべき」という立場を明確にすべきではないのでしょうか。ほごにされたことに、何の意見も述べない、本当にこれでよいのかというのが問われていると思います。私は、相手が誰であろうと、一方的にほごにするのは許されないという態度をとるのは当然だと思えます。これについて、知事、何か御意見があれば述べてほしいと思っておりますが、ありますか。

○知事(河野俊嗣君) 先ほど答弁いたしましたとおり、従前の説明と考え方が変わりますことから、引き続き、詳細な情報の提供や丁寧な説明を求め、地元市町と協議を重ねてまいりたいと考えております。

○来住一人議員 私が申し上げたいのは、まずは、向こうが約束しているのに、その約束を一方的にほごにしているわけですから、それをまずは撤回せよというのが筋だというふうに僕は思います。

知事は、外交防衛問題は、国の専権事項と称して、例えば、新田原基地に米軍の弾薬庫が設置されること、また霧島演習場における米海兵



隊との合同演習などについて、その評価を一切行ってきませんでした。こうした態度は、自治体の長としての責任が問われる、このように思いますけど、これについての知事の所見を求めおきたいと思います。

**○知事（河野俊嗣君）** 外交・防衛に関する問題は、国の責任において適切に対応すべきものと考えておきまして、新田原基地におきます米軍の緊急時使用に係る弾薬庫等の施設整備や、先般、霧島演習場において実施された日米共同訓練等につきましても、安全保障体制の確保や沖縄の負担軽減など大局的な観点から、日米両国間の政府レベルで調整の上、実施されるものと考えております。

一方で、県は、県民の安全で平穏な生活を確保する重要な役割を担っております。

このため、県としましては、国に対して、訓練が行われるたびに、安全対策の徹底等について要請をしますとともに、新田原基地の施設整備についても、詳細な情報提供や丁寧な説明を求めているところであります。

今後とも、地元自治体の意向等も十分踏まえ、県民の安全・安心を確保することを最優先に、対応してまいりたいと考えております。

**○来住一人議員** 外交・防衛問題は国の専権事項だからとして、これを評価することをほばかるということは、率直に言って、私は二重の意味で間違いだと思えます。

1つは、専権事項といえども、国・政府のものではありません。全て国民のものであります。したがって、専権事項だから物が言えないというのであれば、それは国民主権から逸脱すると思えます。

2つに、政府（国）に対して白紙委任することを意味し、それは独裁政治を許す危険がある

からであります。

その専権事項に、ある意味、最も厳しく介入してきた、または介入しているのが、沖縄の翁長元知事や玉城現知事だと思います。お二人は、国の、いわゆる官邸にまで出かけていって話をされているわけですから、この2人の行動をどう見たらよいのかと思います。

米軍は、緊急時に新田原基地を使用することになっていきますけど、それはどのような事態を緊急時と規定するのか、また、誰が緊急事態であると判断をするのか、把握しておられるのか、統括監に答弁を求めたいと思います。

**○危機管理統括監（藪田 亨君）** 九州防衛局からは、「緊急時とは、我が国の安全並びに極東における国際平和及び安全の維持に係るさまざまなケースが考えられるため、一概に言うのは困難であるが、例えば、我が国が武力攻撃を受けた場合というのも該当すると考えている」との説明を受けております。

また、緊急時使用を誰が判断するかにつきましては、個別の状況等を踏まえ、日米間の必要な調整に基づいて行われるとのことでございます。

**○来住一人議員** もう一つお聞きしておきたいと思えます。新田原基地に建設する米軍用の弾薬庫に、どのような弾薬が保管されるのか。また、同基地を使用する米軍の戦闘機はF15、F16、F18、F22、F35だと考えられますけど、これらの戦闘機がそれぞれどのような弾薬・兵器を搭載できるのか、把握していらっしゃるでしょうか、答弁を求めます。

**○危機管理統括監（藪田 亨君）** 九州防衛局に確認しましたところ、新田原基地に整備される弾薬庫に保管される米軍の弾薬につきましても、米軍の運用の詳細に関することであるた

め、回答については差し控えたいとのことでありました。

また、新田原基地を使用する米軍戦闘機が搭載できる弾薬等の種類につきましては、緊急時においてどのような航空機を使用するかは、その時々々の米軍の運用状況により決まるものであるため、回答は困難とのことでもあります。

県といたしましては、弾薬庫の安全性など地元の不安もお聞きしておりますので、県民の安全・安心の確保のため、引き続き、できる限り詳細な情報提供や丁寧な説明を国に対して求めてまいりたいと考えております。

**○来住一人議員** 私は、F15、F16の戦闘機がどのような弾薬や兵器を搭載できるのかと聞いているわけで、多分、掌握されていないと思います。つまり、米軍機がどのような兵器を搭載できるかという問題と、新田原基地に米軍用の弾薬庫ができる、その弾薬庫の中にどういう弾薬が保管されるかは、非常に不可分の問題だと。だからお聞きしているわけです。

そして、この新田原基地、これは鹿児島じゃないんです。我々宮崎県の郷土にできるわけです。だからお聞きしているところでもあります。

新田原基地の米軍使用の問題に対する、知事を初め皆さんの姿勢は、専権事項を理由に、防衛省に事実上、白紙委任しているという状況だと私は思います。本当にこれでよいのかというのが問われていると思います。約束を一方的にほごにされても、異議の一つも唱えない。弾薬庫にどのような弾薬が保管されるかもわからない。また、把握しようとしめない。このような態度を続けていくなら、新田原基地の性格は早晩変えられて、事実上、米軍基地となると思います。もう既に、それが始まっている状態だと思っています。

私は申し上げたいと思いますけど、在日米軍の評価は別にして、在日米軍が何をしてきたのか、その事実はしっかりつかんでいただきたい。そして、もっと新田原基地に注目をしてほしい、このことを申し上げておきたいと思いません。

知事の政治姿勢として、人口減少問題について挙げておきましたので、簡単にお聞きしたいと思いません。

まず、人口減少の主要な要因をどのように捉えていらっしゃるのか、所見を伺いたいと思います。

**○知事(河野俊嗣君)** 人口減少にはさまざまな要因がございますが、我が国の人口減少に歯どめをかけるためには、出生率の向上が不可欠であると考えております。

国が実施した調査によりますと、夫婦が理想の子供の数を持たない理由として、半数以上の方が、「子育てや教育にお金がかかり過ぎること」を挙げております。

このような点を踏まえると、結婚し、子供を産み育てる上で、所得は大事な要素の一つでありまして、全国的にも低い水準にとどまっている本県の所得の向上を図ることは、大変重要であると考えております。

このため県としては、県外から外貨を稼ぐ成長産業の振興や地域中核企業の育成等によりまず魅力ある産業づくりに加えまして、給与や職場環境等の処遇改善に、産業界と一緒に取り組むことによりまして、良質な雇用の場の創出を図ることとしております。

**○来住一人議員** スウェーデンの出生率は、1983年の1.61が、1999年には2.4に回復をいたしておりまして、この事実からも、人口減少は自然現象でも文明の帰結でもないことを証明

していると思います。

私は、アベノミクスに代表されるトリクルダウンと新自由主義の経済が、若者の非正規と低賃金を生み出して、途方もない格差をつくり出してきたと思います。大企業の内部留保が463兆円に達していることが、さきに議論になりました。

私は、一言で言って、1日8時間働けば普通に暮らせる、子供の養育にも心配のない社会をつくること、このことなしに人口減少問題の解決はないと思います。それは、所得の再配分の機能を高めることにあると思います。

ところが、新年度の政府予算では、消費税が所得税を抜いて一番多い税収となります。法人税は消費税の半分にとどまり、資本金10億円以上の大企業の法人税は、この7年間1円もふえておりません。格差はさらに広がることは間違いないと、このように思います。

所得の再配分は、人口減少問題の解決の重要な決め手の一つになるとは思いますけど、知事の所見を改めて伺っておきたいとします。

**○知事（河野俊嗣君）** 所得格差の拡大は、国家としての社会活力や労働意欲の低下、教育の格差を招くとともに、経済的制約から、少子化にもつながりかねない課題であると認識をしております。

私としましては、全ての人が生きがいを持って働き、活躍するとともに、未来を担う子供たちが、将来の夢に向かって挑戦できる社会を構築していくことが理想であると考えております。

このような観点から、税制や社会保障制度を通じて、医療・福祉の充実、出産・子育て等の経済的負担の軽減や教育機会の確保などに、今後も国・地方を問わず取り組んでいくことが重

要であると考えております。

**○来住一人議員** 内部留保の問題がさきにも問題になりましたけど、大体毎年20兆円ぐらいずつふえております。これは本当に大変な金だと思います。もちろん大企業が大いにもうかっていくというのは別に問題ないと思いますけど、しかし一方では、本当に結婚もできない、そういう状態がずっと続いている。

ですから、社会のあり方としても、この所得の再配分というのが、本当に重要な課題になっていると。現在の資本主義というこの枠を、実際に継続させる上での所得の再配分というのが、非常に重要な内容を持っていると思います。そういう意味では、ぜひ知事として、今後いろいろな場所でこれを生かして、この再配分を大いに問題にしていきたいということ、改めて申し上げておきたいとします。

安倍政権は、公立学校の教員に「1年単位の変形労働時間制」を導入可能とする法案（改正教育職員給与特別措置法）を強行成立させました。

まず、聞きなれない「1年単位の変形労働時間制」のポイントについて、教育長に説明を求めたいとします。

**○教育長（日隈俊郎君）** 今回の給特法の一部改正による1年単位の変形労働時間制は、学校行事等で業務量の多い時期と比較的業務量が少ないとされる時期の勤務時間を調整することで、長期休業期間中に休日をまとめて取得することなどを、地方公共団体の判断により、適用することを可能とするものであります。

なお、本制度につきましては、今月末までに文部科学省令が制定され、まとめどりのあり方を初め、具体的な手続等に関する指針が告示される予定であります。

県教育委員会といたしましては、これらの省令等をもとに、学校の実態を踏まえながら、市町村教育委員会等と十分な協議を行い、検討を進めてまいりたいと考えております。

**○来住一人議員** この制度のポイントは幾つかありますけど、その第一が、「1日8時間労働」の原則を壊し、繁忙期と閑散期を設定して、繁忙期に労働時間を延ばし、そして閑散期にはその分を短くするというものです。もともと人間は、寝だめをすとか食いだめをすとかいうことはできないものでありまして、この制度は、まさに健康と生活にとっても、また繁忙期に労働時間を延ばすというのでありますから、現在の教職員の過密労働に拍車をかけるというもので、重大な問題のある制度だと私は思っております。

この制度導入の前提が、労働時間の縮減となっております。具体的には、残業時間が月45時間、年360時間以下というものです。この残業時間は、制度導入の前提条件であることは間違いないと思っておりますけど、この点について確認しておきたいと思っております。

**○教育長（日隈俊郎君）** 本制度の導入の目的は、休日をまとめて取得できるなど、年間を通して勤務にメリハリをつけることにより、教育職員の自己研さんやリフレッシュの時間を確保し、教育職員の健康保持を図るとともに、教育の質を向上させることであります。

そのため、本制度の運用に当たっては、国の示した時間外業務時間でありまして、月45時間以内、年間360時間以内という上限指針の遵守に取り組むことが前提であると考えております。

**○来住一人議員** 非常に重要なポイントだと思います。つまり、残業時間が月45時間、年間360時間を超えてはならないと。超えている教師

は、この制度を導入することはできないということになるわけです。

「公立学校の教師の勤務時間の上限に関するガイドライン」、これが今言ったものですが、これは文科省が昨年1月25日に定めたもので、残業を月45時間、年360時間以内にすべきというもので、今回の法改正は、それに法的裏づけを与えたものであります。したがって、絶対的条件となります。

文科省の2016年度教員勤務実態調査によると、残業が月45時間をオーバーしている教師の比率は、小学校で57.8%、中学校で74.2%以上であります。これに対して、本県の実態はどうなっているんでしょうか、教育長の答弁を求めます。

**○教育長（日隈俊郎君）** 平成30年10月に本県で実施しました教職員勤務実態調査では、月当たりの時間外業務時間が45時間を超えている教員の割合は、小学校で35.3%、中学校で60.5%、高等学校等で58.4%、特別支援学校で29.8%となっております。

**○来住一人議員** 校長先生や教頭先生を除く教諭だけで見れば、今、教育長がお話しされました全国の指標に比べて、特に小学校が20ポイントぐらい低いものになっております。ただ、校長や教頭を加えると、かなり——今言われた35.3%というのは教諭でありまして、これは校長や教頭は入っていないんでしょうか。これ確認しておきますけど、多分入っていないんだろうと思っておりますけど。この表の見方、事前に確認しておけばよかったんですが。そうでないと、国との関係——国の評価と20%も違うものですから。どうなんでしょう。

**○教育長（日隈俊郎君）** <sup>※</sup>校長、副校長、教頭と入っております。

※ 249ページに訂正発言あり

○来住一人議員 改めて確認しておきます。

皆さんがいただいた、この教諭等という35.3%は、校長や教頭も入った数なんですか。そうですか、間違いないですね。

わざわざ校長は44.1%、副校長は91.3%となっているんですけど、これ全てまとめたものが、この35.3%なんですか。わざわざ分けてあるから。これは確認しておけばよかったですね、事前に。また後で確認します。

いずれにしても、国の指標からすると、先ほど出された35.3%は、20ポイントぐらい低いものでありまして、これはちょっとどうなのかなと思います。国の統計も、多分、皆さんが出された統計をもとにしてつくられているというふうに思いますので、数%違うというのは理解できるんですけど、20ポイントも違うとなると、ちょっと首をかしげたいと思います。

年次休暇取得率の資料をいただきましたけど、これによると、小学校が39%、中学校が32%、高校が30%、特別支援学校が39%で、年次休暇をとる率が4割に達していない。ここにも教師の皆さん方の働き方があらわれていると思います。

この制度導入に当たって、その理由としたのが、「夏休みをまとめどりするため」というものであります。夏の休暇と引きかえに平日の勤務時間を延長するということは、悪魔の取引と言わなければなりません。大体、多くの教師が平日、残業を含めると1日12時間近く働いているわけです。それを延ばすというのでありますから、どんな理由をつけてもやってはならないと思います。

我が党は、夏の休暇のまとめどりは別の方法があると考えています。1つは、行政研修や部活動の各種大会などの夏の業務を削減し、業務

のない時間を設けること。2つは、休日出勤や超過勤務に対する代休保障を厳格に行って、年休と合わせてまとまった休みがとれるようにすることです。

勤務時間の正確な管理は、この制度導入の大前提となります。タイムカードなどの客観的な方法によって把握しなければなりません。この課題については、予算措置を含めてどのようにされる予定なのか、教育長の答弁を求めたいと思います。

○教育長(日隈俊郎君) 県立学校におきましては、昨年6月から、パソコンによる出退勤管理システムを活用して、客観的な勤務時間把握に努めているところであります。

また、多くの市町村立小中学校におきましては、パソコン等に本人が入力することにより把握しておりますけれども、現在、県立学校と同様の機能を持つ統一したシステムの導入を計画しておりまして、その導入に係る関係予算を、今議会をお願いしているところであります。

今後、県内全ての公立学校において、客観的な勤務時間把握が実施されるよう、適切な対応を行ってまいります。

○来住一人議員 勤務時間を実際より短く見せかける、そういう工作は絶対に許されないとされておりますから、厳密にさせていただきたいと思います。

教職員の長時間労働の是正のためには、今、何が必要であるのか、教育長の所見を伺っておきたいと思います。

○教育長(日隈俊郎君) 教職員の長時間労働の是正に向けましては、教職員の在校等時間などの勤務実態を踏まえた上で、学校内の業務改善と、時間管理を含めた教職員の意識改革の両面から取り組んでいく必要があるものと考えて

おります。

そのため、県教育委員会におきましては、定時退校日や部活動の活動時間等に関する指針など、県内一斉の取り組み事項を示すとともに、スクール・サポート・スタッフや部活動指導員等の人員配置を、本年度から導入したところであります。

また、働き方改革を推進する上では、家庭や地域の理解と協力が不可欠でありますことから、学校、家庭、地域の教育に関する役割分担と協働により、社会全体で教育を推進していくという視点も重要であると考えております。

**○来住一人議員** この1年単位の変形労働時間制については、我が党も、また議員団も非常に関心を持っておりますので、これからも積極的に取り上げてまいりたいと思います。

給特法は、1971年に強行されたもので、公立教員の給与を4%増額する一方で、残業代を支給にしたものです。ちなみに、当時の残業時間は平均して14分でありました。現在では10数倍になっておりまして、この法律こそが長時間労働の温床の一つとなってきたものです。

日本共産党は、授業数に比べて余りにも少ない教員の定数をふやすこと、国・地方自治体、学校の双方から不要不急の業務を削減すること、「残業代ゼロ」を定めたこの法律を改めることを、長時間労働是正の提案としております。これからも、こうした立場から奮闘をしてまいりたいと思います。

次に、硫黄山噴火と稲作の問題についてお伺いをいたします。

えびの市岡元地区においては、残念ながら今年、令和2年度も、地区の一部で稲作の作付ができない状況のようであります。3年連続となるのでありますが、その要因と対策について、

県の考え方を伺いたしたいと思います。

**○農政水産部長（坊蘭正恒君）** 議員御指摘のとおり、岡元地区の一部地域では、主な水源である赤子川の水質が回復しておらず、取水を見合わせておりますことから、令和2年も水稻の作付が困難な状況でございます。

このため県では、限られた水を最大限利用できるよう、既存ため池の改修工事を進めるとともに、他の河川や地下水を代替水源として確保するための対策について、地元関係者の方々と協議を行っているところであります。

今後、水の確保や有効利用を進めますとともに、収益性の高い作物の導入に向けた基盤整備を推進するなど、地元農家の方々が営農を継続できるよう、市や関係機関と連携しながら、積極的に対応してまいりたいと考えております。

**○来住一人議員** この噴火に伴って、えびの市、また県を含めて努力されまして、それぞれの頭首工に水質監視、取水停止システムの整備が進んでおりますし、ことしもまた、それを進めようというのでありまして、それ自体は非常に評価に値するというふうに思います。

私もまた、先日現場に行っているいろいろ考えたんですけど、これでいいんじゃないかと思っていたんです。しかし、よく考えてみれば、それは対症療法みたいなもので、実際に硫黄山でもっと大きな噴火が、現実に取り水しているときに起こったときに、確かに取水は停止されるけど、じゃ、田んぼはどうなるのかということになるわけで、そういう意味では、やっぱり抜本的なものではないんじゃないかなと思います。

そういう点で、抜本的には、硫黄山からの噴出物を完全に基準以下に抑えて、今、石灰石でつくってされているんですけど、そういう基準

以下に抑えるとか、または、赤子川や長江川に合流させない、そういうことが考えられる。そうすれば、抜本的なものになると思うんですけど、こういう点についての対策を、これは部長のほうですか、お願いします。

**○環境森林部長（佐野詔藏君）** 御質問の水質改善につきましては、専門家からの助言等も踏まえまして、低コストかつ短期間で実施でき、また環境負荷の少ない石灰石の活用による、自然の流れを生かした緩やかに水質改善を図る手法により、えびの市と連携しまして、実証試験に取り組んできたところであります。

試験におきましては、発生源であるえびの高原内で、水素イオン濃度、いわゆるpHを1程度改善させ、下流への効果を確認したところであり、その結果、上流部の大原橋での環境基準達成には至りませんでした。下流部の長江橋では達成が期待できるなど、限界はありますものの、一定の効果を確かめたところであります。

これを踏まえまして、ことしの農業用水が必要な時期につきましては、実証試験に使用しました石灰石中和水路を運用し、水質改善を図りたいと考えております。

**○来住一人議員** ぜひ今後も——何ととっても米どころでありまして、畑作に変えればいいじゃないかと思っても、そう簡単にはいかないわけでありまして、技術はそれなりにできるでしょうけど、機械だとかそういうものから見れば、何とか現地の農家の皆さん方の要望を実現させていただきたいと——引き続き、努力をよろしく願いしておきたいと思っております。

関連して、県道1号の復旧でありますけど、まさに一刻千秋の思いで待っておられます。小林側の生駒高原沿いで営業されている方にお話

を聞きました。お客さんが2割減少しているそうでもあります。

先日の答弁は、「盛り土を主体とした計画に見直して、国への計画変更の手続を進めている。道路利用者の安全確保については、学識経験者等の意見を聞きながら進める」というものでありました。確かに安全が第一でありますので、この部分について補足的に説明を求めておきたいと思っております。よろしく申し上げます。

**○県土整備部長（瀬戸長秀美君）** 県道1号小林えびの高原牧園線につきましては、昨年4月に硫黄山の噴火警戒レベルが引き下げられ、また現在、火山性ガスの状況も安定していることから、道路復旧に向けた検討を進めております。

復旧に当たりましては、開通後の道路利用者の安全確保が最も重要であると考えており、現在、霧島山周辺の火山活動に精通した学識経験者に御意見を伺っているところであります。

これまでに、道路整備後の地形変化に伴う火山性ガスの観測ポイントの見直しや、ガス濃度による交通規制基準の設定、自転車を含む車両の規制や情報提供のあり方等、多様な観点からの御意見をいただいております。引き続き、これらの御意見を参考にしながら、警告灯やバリケードの設置、また緊急時の防災行動計画の作成など、ハード・ソフトの両面から対策を検討することとしております。

**○来住一人議員** 先ほど申し上げましたように、とにかく一刻千秋の思いで復旧を望んでおられますので、よろしく願いを申し上げておきたいと思っております。

最後に、重度障がい者外来の医療費助成の現物給付について質問をいたします。

今回、8月より現物給付化する運びとなりま

した。このことについて、率直な意見を述べておきたいと思います。

この件は、我が党議員団もたびたび問題にしてまいりましたが、率直に言って、この扉をあけるのはきついなと思っておりました。

これを解決したのは、障がい者の方々が不自由な体をいとわず2万筆を超える署名を集められたことが、最大の力となりました。また、県当局が、この努力を素直に受けとめられたことにあると思います。改めて、関係者の皆さんに敬意を表したいと思います。

部長にお聞きしたいと思います。第一に、現物給付化に伴って、自己負担が1医療機関500円となっておりますが、その理由について説明をしていただきたいと思います。

**○福祉保健部長（渡辺善敬君）** お尋ねの自己負担額につきましては、県の補助基準上、現在、利用者が支払った医療費の助成を市町村から受ける際には、自己負担分として1カ月1,000円が除かれるという仕組みになっておりますが、現物給付化後は、医療機関の窓口で一定の自己負担額を支払えば済むこととなります。

このため、利用者が1カ月平均、2医療機関を受診している状況を踏まえまして、新たな自己負担額を1カ月1医療機関当たり500円と、現在と同程度に設定したところです。

新たな自己負担額には、調剤分も含まれまして、かかりつけ医など同じ医療機関であれば1カ月複数回受診しても500円であります。また、請願にも書かれていた一時立てかえも不要となるなど、利用者の金銭的負担感は相当少なくなるものと考えております。

**○来住一人議員** 引き続き、現物給付化による今年度の事業費は6%増されておりますけど、その要因について報告を求めたいと思います。

**○福祉保健部長（渡辺善敬君）** 今回の現物給付化によりまして、利用者は、金銭的負担感が相当少なくなることや、毎月の市町村への申請手続が不要といった利用環境の向上、また、市町村への申請が見送られたケースもカバーされることになりまして、他県の事例からも、相当な事業費の増額が見込まれております。

一方で、制度の安定運営の観点から、後期高齢者医療や更生医療などの諸制度を活用しまして、市町村とともに財政負担の軽減にも取り組むこととしております。

これらの増額と減額の要因を勘案しまして、来年度の予算額は、今年度と比較して6%増と見込んだところであります。

**○来住一人議員** 1カ月、例えば4つの医療機関に行かれ、診察を受ける方は、今までからすると倍の、1,000円が2,000円になりますから、そういう意味では、いわゆる自己負担がふえるということになります。そういう点でどうなのかなど、正直言って思っておりました。

ただ、我々がそう思うのではなくて、実際に障がい者の方々がこれをどう見ているかというのは、非常に重要なものでありまして、私どもが今聞いている範囲では、それでもやっぱりワシコインで病院に行くことができるという点で、評価をされております。

今後、私どもも多くの方々の御意見をお聞きして、必要な改善ができるんだったら、これからも大いに提案をしていきたいと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

最後に、実際に8月から制度が変わるわけですけど、その利用者に対して、この制度の変更の周知をどのように行っていくのか、お聞きしておきたいと思っております。

**○福祉保健部長（渡辺善敬君）** 令和2年8月



の円滑な実施に向けまして、関係者への周知が重要であります。県と市町村による役割分担のもと、鋭意準備を進めております。

具体的には、県では、制度の骨格を担う医療機関や国民健康保険団体連合会など、関係機関に対しまして、新しい制度の詳細などを説明してまいります。

また、市町村におきましては、予算の成立や条例改正など必要な手続を行った後、実施主体として、各利用者に対しまして、制度の詳細や申請手続などについて周知をしていただくという段取りになっております。

**○教育長（日隈俊郎君）** 先ほど、私の答弁の中で、教諭等のパーセンテージの答弁をさせていただきましたけれども、申しわけありません、校長、副校長、教頭は含まれておりません。御指摘いただいた資料の「教諭等」というのは、教諭に含めまして主幹教諭、養護教諭、実習教師、寄宿舎指導員などを含むものでございます。

おわびし、訂正いたします。申しわけありません。

**○来住一人議員** 訂正していただいて、私も助かりました。ありがとうございました。

これをもちまして、私の一般質問の全てを終わります。ありがとうございました。（拍手）

**○丸山裕次郎議長** 以上で午前の質問を終わります。

午後は1時再開、休憩いたします。

午前11時38分休憩

---

午後1時0分開議

**○丸山裕次郎議長** 休憩前に引き続き会議を開きます。

次は、佐藤雅洋議員。

**○佐藤雅洋議員〔登壇〕**（拍手） 皆さん、こんにちは。お疲れの出る時間かと思えますけれども、昼からもどうぞよろしく願いをいたします。県議会自民党のしんがりを務めさせていただきます、西臼杵郡選出の佐藤雅洋です。

前回も述べましたが、明治の農学者、横井時敬の言葉です。

「土に立つ者は倒れず、土に生きる者は飢えず、土を護る者は滅びず。」

中山間地の振興こそが、宮崎県の発展に欠かせないと思う者として、そして、条件不利な急傾斜地で国土を代々守り続ける地域住民の代弁者として、中山間地域対策について、質問を進めさせていただきます。

国立社会保障・人口問題研究所が発表した「日本の地域別将来推計人口」によると、平成27年から令和27年の30年間で、宮崎県の人口は25.3%減少し、約4分の3になるとされ、私の住んでいる日之影町では、61%が減少すると予測されています。平成27年の約4割になるというのですから、実際に地域に住んでいる人々にとっては衝撃的で、20年後、30年後にどのような地域になっているのか想像もつきません。

このことは、日之影町に限らず、県の総面積の約9割、農地面積の約7割を占める中山間地域で同じ傾向にあり、特に条件が不利な山間地域では、さらに厳しい予測となっています。しかし、将来推計は、あくまで研究所の予測であります。私たちは、何とか人口減少を最小限に食い止め、人口減少に対応した社会につなげていけるよう、知恵を出し合い、希望を持って行動を起こしていかなければなりません。

知事は、人口減少社会を迎える中で、「持続可能な宮崎県の土台づくり」を進めるための令和2年度予算を、今議会に提案されています

が、改めて、人口減少に対応した中山間地域の持続可能な地域づくりについて、どのように取り組んでいかれるのか、知事にお伺いします。

中山間地域は、人々の生活の場であると同時に、豊かな自然環境や神楽などの伝統文化が保全・継承され、また、国土保全機能を有するなど、国民共通の大切な財産と言えます。これは、農林業を中心とした集落の営みの中で、先人たちが大切に守ってきたものであり、今を生きる私たちは、これを守り、次の世代に引き継いでいかなければなりません。

しかし、人口減少や高齢化が進めば、中山間地域において重要な産業である農林業の担い手が減少し、農業生産力が減退するとともに、集落機能がさらに失われていくのではないかと危惧されます。集落の維持と活性化のためには、担い手となる人が住み続けることが必要です。そして、そのためには、医療や福祉、教育、交通といった社会基盤も必要ですが、所得が確保されることも重要な要素であります。

そこで、中山間地域の農業を核とした多様な資源を活用した所得と雇用の確保に、県としてどのように取り組んでいかれるのか、農政水産部長にお伺いします。

次に、九州中央自動車道について質問します。

平成28年の熊本地震のときにも痛感しましたが、高速道路の整備は、大規模災害時の「命の道」になるとともに、観光や産業、物流の面においても非常に重要であります。

昨年度は、雲海橋一日之影深角間の2.8キロが開通し、日之影町として、西臼杵として初めて高速道路が誕生しました。

また、今年度は8月に、日之影深角一平底間の2.3キロが令和3年以内の開通する見通しであ

ると、国から発表がありました。開通すれば、高速道路が5.1キロつながることになりますので、非常に待ち遠しく思っております。

一方で、平成30年度に新規事業化されました五ヶ瀬一高千穂間は、これまで測量や調査、設計が進められているようでありますので、これから、いよいよ用地交渉が始まるのではと考えております。事業中区間の早期完成に向け、早期の用地取得が欠かせないことから、県や五ヶ瀬町、高千穂町の協力が非常に重要であります。

そこで、九州中央自動車道五ヶ瀬一高千穂間の早期整備に向け、県としてどのように取り組んでいくのか、県土整備部長にお伺いします。

以上で壇上からの質問を終わり、以下の質問は質問者席から行います。(拍手)〔降壇〕

○知事(河野俊嗣君)〔登壇〕 答えします。中山間地域の持続可能な地域づくりについてであります。

本県の中山間地域は、多様な魅力を備えた地域であります。

今、神楽の御指摘がありました。先日、大阪の文楽劇場で、椎葉の「不土野神楽」を披露されて、満席の会場で力強い手応えを感じたところでもあります。改めて、この宮崎にとっての宝だという思いがいたしておりますし、今、新型コロナウイルスの感染拡大の状況を見るにつけ、神楽などでも表現をされております「天岩戸開き神話」、これも非常に深いメッセージをたたえたものだということを実感するところでもあります。

御指摘のとおり、中山間地域において、人口減少や高齢化がより進んでいるところではありますが、私自身、市町村や地域住民の方々から、担い手不足や、暮らしを守るセーフティーネッ



お願いいたします。

道路等のインフラ整備は、中山間地域の活性化に欠かせないものであり、県土整備部のこれまでの取り組みに感謝しております。これからも、よろしくお願いいたします。

それでは、中山間地域対策について、さらに質問していきたいと思っております。

まず、棚田地域振興法についてです。

昨年6月に、現江藤農林水産大臣を中心に検討された議員立法、「棚田地域振興法」が成立し、8月に施行されました。この法律は、「貴重な国民的財産である棚田を保全し、棚田地域の有する多面にわたる機能の維持増進を図り、もって棚田地域の持続的発展及び国民生活の安定向上に寄与すること」を目的としています。

昨年12月には、法律に基づく第1回の棚田地域の指定が行われ、全国20の指定地域のうち、本県から西臼杵の全地域を含む13地域が指定されました。全国のトップランナーとして棚田の振興に取り組まれていることに感謝し、大いに期待をしております。

しかしながら、地域では、地域指定のメリットについて、さらに詳しく知りたいといった意見も聞かれます。そこで、指定棚田地域となることのメリットについて、農政水産部長にお伺いします。

**○農政水産部長（坊菌正恒君）** 棚田地域振興法におきましては、国は財政上の措置を講じると明記されており、令和2年度予算におきまして、さまざまな優遇措置が示されております。

具体的に農業関係では、中山間地域等直接支払制度において、10アール当たり1万円が交付される「棚田地域振興活動加算」が新設されており、また、中山間地農業ルネッサンス事業等においては、棚田の保全・振興を推進する事業

メニューが追加されますとともに、指定棚田地域が優先採択されることになっております。

そのほか、過疎法などの地域振興5法指定地域と同じように、農業農村整備事業などの補助事業において、補助率のかさ上げや採択時の面積要件等が緩和されることになっております。

**○佐藤雅洋議員** 今、答弁のあったメリットを最大限活用するとともに、さらなる支援策の充実も必要であると思っております。

この法律が契機となり、棚田を国民的財産として保全する意識が醸成され、さまざまな機関や団体が連携・協力することで、棚田の保全及び棚田地域の振興が一層図られることが期待されますが、今後、棚田地域振興法の取り組みを地域活性化にどのようにつなげていくのか、農政水産部長にお伺いします。

**○農政水産部長（坊菌正恒君）** 指定を受けた地域におきましては、今後、地元住民や市町村、県などから構成されます「指定棚田地域振興協議会」を設立し、地域が抱える課題解決のための具体的な活動内容や取り組み目標を掲げた「指定棚田地域振興活動計画」を策定することになっております。

この活動計画では、地域ぐるみで行う棚田の保全はもとより、棚田を核とした観光の振興や、地域伝統文化である神楽の継承など、幅広い内容を盛り込むことになっております。

県としましては、関係市町村と一体となって、これらの地域特色を生かした取り組みにより、棚田地域の活性化が実現されますよう、しっかりとサポートしますとともに、さらなる支援策の充実について、国にも要望してまいりたいと考えております。

**○佐藤雅洋議員** 棚田地域振興法は始まったばかりです。法律や施策を最大限活用し、新たな

取り組みにも積極的に挑戦していくことが重要だと考えますので、よろしくお願ひしたいと思います。

中山間地域の農村集落の機能は、農業を中心に維持されてきたと言えます。しかしながら、段々畑が山の斜面に沿って広がる中山間地域の農業は、平地と同じような大規模で機械化された農業を目指すことは困難です。

そこで、中山間地域の地形や気象特性に応じた耕種農業の展開に向けた考え方について、農政水産部長にお伺ひします。

**○農政水産部長（坊菌正恒君）** 平地に比べまして、圃場が狭く標高が高い中山間地域におきましては、単位面積当たりの収益性が高く、夏季冷涼な気象条件を生かした品目や作型等を重点的に推進しており、夏場のトマト、完熟キンカン等の園芸作物が定着しているところであります。

一方で、担い手確保の観点から、U I J ターン者も対象に、地元市町村等と連携しながら、市場からの要望が強いリンドウ等の新規品目や、ラナンキュラス等の産地拡大にも取り組んでまいります。

また、急傾斜地等の厳しい生産条件を踏まえ、省力化や労働負荷軽減が期待できるリモコン式草刈り機やドローンなど、中山間地域ならではのスマート農業技術の活用についても推進してまいります。

加えまして、さきの令和元年産米の食味ランキングで、本県の中山間地域から2地区が「特A」を取得したところであり、こうしたことも励みにしながら、中山間地域のさらなる農業振興に努めてまいりたいと考えております。

**○佐藤雅洋議員** ありがとうございます。新規品目の産地化やスマート農業の活用など、今

後の展開に期待をします。

中山間地域で営農を継続していく上で切っても切れないものが、鳥獣被害対策です。大切に育ててきた作物が獣害に遭うと、営農意欲もそがれます。

対策の一つである、有害鳥獣の捕獲を担う狩猟者の減少・高齢化が進んでいますが、捕獲した鳥獣の「ジビエ」としての利活用がふえれば、狩猟者の確保及び中山間地域の所得確保にもつながるのではないのでしょうか。

そこで、有害鳥獣のジビエとしての利活用の現状と、地域の所得向上にどのように取り組んでいくのか、農政水産部長にお伺ひします。

**○農政水産部長（坊菌正恒君）** ジビエは、中山間地域の資源として期待されておりまして、県では、処理加工施設の整備を支援しますとともに、狩猟者や調理師等を対象にした研修会や、ジビエフェアの開催を通じまして、ジビエの普及拡大に取り組んでいるところであります。

その結果、平成30年度は、県内の処理加工施設における処理頭数が、前年より約1,100頭増の2,549頭となり、利用率も捕獲頭数の約5%と、徐々に増加しているところであります。

また、日之影町「大人（おおひと）ジビエ」のように、施設の整備をきっかけに、ジビエの商品開発、販路拡大に取り組み処理頭数が増加したことで、所得の向上につながっている事例も出てきております。

引き続き、関係機関・団体と連携し、中山間地域における狩猟者の確保や所得向上を図るためにも、本県産ジビエの普及に取り組んでまいりたいと考えております。

**○佐藤雅洋議員** ありがとうございます。答弁にあった大人地区など頑張っている地域があ

りますので、引き続き御支援をお願いいたします。

次に、肉用牛の放牧について伺います。

中山間地域での不利な営農条件のもとでも、肉用牛生産は、安定した所得が確保できる重要な品目ではありますが、近年は、意欲ある担い手による規模拡大が図られる一方、高齢化による小規模農家の廃業も見受けられます。

中山間地域で、持続性のある肉用牛生産を実現するには、地域資源を生かした、省力化・低コスト生産を進める必要があります、その中でも、放牧は有効な手段ではないかと考えております。

私の地元、西臼杵地域でも、放牧している光景をよく目にしますが、放牧は、肉用牛の健康増進や鳥獣被害対策効果など、多面的な機能もあると考えます。

そこで、肉用牛放牧の現状と今後の取り組みについて、農政水産部長にお伺いします。

**○農政水産部長（坊菌正恒君）** 本県における肉用牛放牧の取り組みは、近年、増加傾向にありまして、平成30年度では、99戸の農家が、1,141頭の牛を220ヘクタールの山林等に放牧しております。特に西臼杵地域では、積極的な取り組みにより、44戸の農家で252頭、県全体の約4割を占める81ヘクタールの実績となっております。

放牧は、飼養管理の省力化や生産コストの低減、繁殖性の向上といった経営面でのメリットに加え、お話にありましたように、増頭対策を初め、耕作放棄地の有効利用や獣害対策など、地域においてもさまざまな効果が期待されます。

このため、県としましては、引き続き、普及センター等の技術指導や、地域での支援体制の

強化を図るとともに、国の事業等を活用しながら、中山間地域が多い本県の特性を生かした放牧の取り組みを推進してまいりたいと考えております。

**○佐藤雅洋議員** 放牧の取り組みは増加しているとのことであります。放牧の持つ多面的機能は、肉用牛の振興のみならず、里山の自然環境を生かした中山間地域農業の活性化の観点からも、有効な手段ではないかと考えますので、今後とも推進をお願いします。

次に、伝統文化について伺います。

中山間地域の集落機能が育んできた資源として、各地域で継承されている神楽などの伝統文化があります。

私の地元でも、神楽が各神社ごとに受け継がれてきましたが、夜通しの神楽ができない、また神楽の伝承さえ難しくなっている集落がふえており、今後ますます継承が困難になっていくのではないかと危惧しています。

神楽などの伝統文化は、集落のきずなと誇りを育み、国内外を問わず、多くの人々を魅了する貴重な資源であり、大切に守っていかねばなりません。

平成27年に世界農業遺産に認定された西臼杵地域及び椎葉村・諸塚村では、神楽が各集落、各神社ごとに伝承されていることも、登録に当たって評価された点であり、地域活性化に向けた取り組みが進められています。そこで、世界農業遺産における伝統文化を生かした取り組みについて、農政水産部長にお伺いします。

**○農政水産部長（坊菌正恒君）** 神楽に代表される神事や、「刈干切唄」などの日本を代表する民謡等は、地域の住民をかたきずなで結び、相互扶助の原点であることから、世界農業遺産において高く評価された伝統文化であり、

今後とも継承されるべき重要なものであると考えております。

このため県では、世界農業遺産地域力育成支援事業によりまして、これまで91の保存会に対して、道具や衣装の更新など、保存や継承活動に対する支援を行ってまいりました。

また、私も出席しました1月の「世界農業遺産中学生サミット」では、中学生みずからが、地域の伝統文化に誇りをもち、「未来につなげていかなければならない」という力強い発表もあり、大変心強く感じたところであります。

今後とも、世界農業遺産を生かす活動を継続していく中で、町村、関係団体や地元保存会等と連携しながら、伝統文化がしっかり継承されるよう、支援してまいりたいと考えております。

○佐藤雅洋議員 ありがとうございます。中学生サミットの話がありましたが、子供たちの中に、伝統文化に誇りを持つ気持ちが育まれていることを感じる機会もふえてきましたので、引き続き支援をお願いいたします。

続けて、県では、神楽のユネスコ無形文化遺産への登録を目指しているところですが、登録に向けた取り組みと今後の見込みについて、教育長にお伺いします。

○教育長（日隈俊郎君） 神楽のユネスコ無形文化遺産登録に向けた取り組みでございますが、専門家による調査や記録映像の制作等により、本県神楽の現状を把握するとともに、先ほど知事からもありましたが、首都圏を初めとする県内外での神楽公演やシンポジウムなどにより、神楽の魅力や価値の啓発に努めているところであります。

また、この1月には、国指定重要無形民俗文化財の団体等で構成される「九州の神楽ネット

ワーク協議会」が、知事と合同で、「日本の神楽」の早期登録を国に要望されたところであります。

ユネスコ無形文化遺産については、我が国の場合、2年に1件しか登録されないこともあり、見通しが立てにくい状況にあります。国民文化祭などあらゆる機会を捉え、登録実現へ向けた取り組みをなお一層推進してまいります。

○佐藤雅洋議員 ありがとうございます。これも大切な取り組みだと考えますので、見通しは立てにくいとのことですが、実現に向けた取り組みをよろしく願います。

これまで、中山間地域の農業や資源について質問してきました。地域では、どうにかしなければという思いの人がたくさんいますが、何をどのように取り組んでいいのか、わからない集落もたくさんあります。一度失われた集落機能を回復することは困難なことです。

今こそ、地域内の人材や資源はもとより、行政や各団体、地域外の力も加えて、総力戦で農村集落の維持・活性化に取り組んでいかなければなりません。県としても、一層の支援をよろしく願います。

次に、森林環境譲与税及び森林経営管理制度についてお伺いします。

令和元年度から、管理が行き届かなくなった森林について、その管理を市町村が担う、森林経営管理制度が始まりました。

その財源として、森林環境譲与税が県と市町村に譲与されており、来年度からは、前倒して増額されると聞いております。

県においては、森林経営管理制度に係る市町村支援や林業大学校の運営、県産材の利用推進のための事業などに活用されていると、今議会

でも答弁がありました。一方、県内市町村においては、使い道についてなかなか定まらず、基金に積んでいるといった状況も耳に入っているところでもあります。

そこで、県内市町村における森林環境譲与税の活用状況について、環境森林部長にお伺いします。

**○環境森林部長（佐野詔藏君）** 令和元年度予算におきます森林環境譲与税の活用状況につきましては、県内市町村に聞き取りを行いましたところ、全市町村で予算計上された総額は、1月末時点で約4億6,000万円であり、使途別の額の割合は、森林整備に関する取り組みが約25%、人材育成及び確保が約13%、木材利用促進が約4%、基金への積み立てが約58%となっております。

具体的には、森林整備に関する取り組みにつきましては、林地台帳の精度向上や森林所有者の意向調査などに、人材の育成・確保については、新規就業者の定住支援や林政アドバイザーの雇用などに、そして、木材の利用促進については、公共施設の木質化や都市部における産直住宅のPRなどに活用されております。また、基金への積み立てにつきましては、後年度の森林整備等の財源として活用される予定となっております。

**○佐藤雅洋議員** ありがとうございます。

市町村は、森林経営管理制度を運用するに当たって、制度の最初の手続となる森林所有者の意向調査を行い、経営管理の意思が「ある」か「ない」かを確認し、経営管理権を設定した上で、その森林を委託等で管理していくことになっています。

制度がスタートして11カ月が経過しておりますが、県内市町村の進捗状況を、環境森林部長

にお伺いします。

**○環境森林部長（佐野詔藏君）** 現在の森林経営管理制度の進捗状況といたしましては、県内26市町村のうち24市町村が、意向調査を実施するための区域の設定や、区域内の所有者などの森林情報の調査を進めております。

このうち、延岡市、えびの市、日之影町、椎葉村の4市町村では、合計で310名が所有されます約950ヘクタールの森林について意向調査が実施され、現在、その回答の取りまとめや、対象森林ごとの施業内容、経営収支の算定方法など、森林経営管理権設定の手続が進められております。

なお、本年度着手していない2つの団体につきましても、来年度には意向調査を開始する予定となっております。

**○佐藤雅洋議員** ありがとうございます。

市町村には林業の専門職員も少なく、制度がスタートしたばかりで、市町村の進捗にばらつきがあるようですが、できるだけ早く軌道に乗せないといけないと考えます。

森林経営管理制度を推進するため、県は市町村をどのように支援していくのか、環境森林部長にお伺いします。

**○環境森林部長（佐野詔藏君）** 県ではこれまで、市町村に対しまして、森林境界などの情報を管理する林地台帳の基礎データの提供などを行いますとともに、今年度から、「新たな森林管理システム推進事業」によりまして、意向調査の効率的な手法の検討、市町村職員を対象とした森林経営管理に関する研修、「森林管理推進員」の配置による相談対応などに取り組んでいるところでもあります。

また、来年度は、これらの取り組みに加えまして、新たに、経営管理に必要な森林資源量を



把握するためのレーザー計測を用いた効率的な手法の確立などにより、市町村を支援していくことといたしております。

今後とも、市町村の要望等を踏まえながら、きめ細やかな支援に努めてまいりたいと考えております。

**○佐藤雅洋議員** ありがとうございます。引き続き、県の支援をよろしくお願いいたします。

森林所有者みずからが管理できない森林について、市町村が経営管理を託すことになる「意欲と能力のある林業経営者」は、県が公募し、審査、登録を行うことになっており、本県では独自に「ひなたのチカラ林業経営者」と名づけ、これまでに56者が登録されています。

そこで、ひなたのチカラ林業経営者の育成対策について、環境森林部長にお伺いします。

**○環境森林部長（佐野詔藏君）** ひなたのチカラ林業経営者につきましては、市町村から経営管理を委ねられますので、伐採や再造林などの実施体制を整備し、長期にわたり経営を維持していくことが求められます。

このため県では、その育成に向けまして、素材生産を効率化するための高性能林業機械や、省力化・軽労化につながる資機材の導入、造林保育作業に従事する新規就業者の継続雇用などへの助成を行っております。

さらに、来年度からは、今議会に予算をお願いしておりますが、経営体質の強化を図るため、新たに経営診断やコンサルティング等への助成を行うことといたしております。

今後とも、国や市町村と連携を図りながら、すぐれた能力を有する林業経営者の育成にしっかり取り組んでまいりたいと考えております。

**○佐藤雅洋議員** ありがとうございます。森

林の適切な経営管理を実現するためには、この林業経営者の役割も重要であると思っておりますので、よろしくお願いいたします。

次に、特用林産物の振興対策についてお伺いします。

我が国において、乾シイタケ等の特用林産物は、古くから中山間地域の貴重な現金収入源として、地域経済の安定や就労の場の確保に大きな役割を果たしております。

このような中、本県は、乾シイタケ生産量全国2位、白炭生産量全国3位と、全国有数の特用林産物の産地であります。地域の生産者を見ると、高齢化が進み、若手生産者は少数といった状況になっております。

このままの状況が続くようであれば、今後、主要産地としてのブランドや中山間地域の活力などに影響が出てくるのではないかと考えますが、原木シイタケ等特用林産物の生産振興に向けた新規就業者の確保・育成対策について、環境森林部長にお伺いします。

**○環境森林部長（佐野詔藏君）** 県では、特用林産物の振興対策として、シイタケ乾燥機などの設備導入を支援してきておりますが、今年度からは新たに、新規就業者を呼び込む対策にも取り組んでいるところであります。

具体的には、シイタケづくりに興味を持たれる方を対象とした基礎研修を実施しますとともに、シイタケや木炭の新規就業希望者には、中核的生産者のもとで、安心して技術等を習得できますよう、研修期間中に就業準備給付金を給付しているところであります。

さらに、来年度からは、今議会に予算をお願いしておりますが、研修終了後に経営を開始しましても、しばらくは収入が得られませんので、新規就業者に経営開始給付金を給付するこ

といたしております。

今後とも、市町村等と連携を図りながら、新規就業者の確保・育成にしっかり取り組んでまいります。

○佐藤雅洋議員 ブランドの維持には人材の確保・育成が重要ですので、よろしく願いいたします。

次に、有害鳥獣の捕獲対策についてお伺いします。

先ほど中山間地域対策でも触れましたが、県内の中山間地域は、野生鳥獣の被害に悩まされており、特に鹿は、造林した杉やヒノキの苗木の食害や、雄鹿の角こすりによる被害が発生し、農林家の林業経営に対する意欲の減退を招いています。このままでは、山で仕事をする人がいなくなりかねません。

これらの被害に対しましては、造林地などの周辺を鹿ネットで覆うなどの対策に加え、捕獲により、生息数を減らすことが非常に重要であると考えます。

そこで、県内の鹿の捕獲及び生息の状況について、環境森林部長にお伺いします。

○環境森林部長（佐野詔藏君） 県では、鹿につきまして、平成25年度の推定生息数12万5,000頭を基準としまして、令和5年度までの10年間で半減させる適正管理計画に基づき、捕獲を推進しております。

捕獲頭数は、平成26年度以降、2万8,000頭前後で推移しておりまして、直近の平成30年度は、狩猟で7,889頭、有害鳥獣捕獲等で2万1,043頭、合計で2万8,932頭を捕獲しております。

その結果、最新の調査結果によりますと、平成30年度末の鹿の生息数は、約10万1,000頭と推定されておりまして、県全体としては減少して

おりますが、これまで鹿がいないとされてきました、県南の日南市、串間市、三股町においても侵入が確認され、生息域の拡大が懸念されているところであります。

○佐藤雅洋議員 県全体の鹿の生息数は減少しているということですが、生息数を半減させるという目標の達成や、県南地域への生息域の拡大を防止するためには、捕獲対策を積極的に推進することが必要であると思われま。

そこで、鹿の捕獲対策の取り組み状況について、環境森林部長にお伺いします。

○環境森林部長（佐野詔藏君） 県では、捕獲を促進するため、狩猟における規制緩和としまして、県南を除く地域での狩猟期間の延長や、1人1日当たりの捕獲数の制限解除などを行っております。

また、有害鳥獣捕獲としまして、市町村と連携し、1頭当たり7,000円から1万円を助成しますとともに、有害鳥獣捕獲班の活動に対して支援しており、さらに、生息密度の高い地域では、県において、猟友会等に捕獲を委託しているところであります。

なお、近年、鹿の侵入が確認されております県南地域におきましては、今年度新たに、侵入経路における集中的な捕獲を実施しておりますほか、来年度からは、狩猟期間の延長を予定しております。

今後とも、市町村や猟友会と連携しながら、捕獲対策に積極的に取り組んでまいります。

○佐藤雅洋議員 有害鳥獣捕獲対策を担う狩猟者の確保・育成にも取り組んでいただき、鹿による被害の減少に努めていただきますようお願いいたします。

次に、九州自然歩道についてお伺いします。

私の地元の自然歩道は、祖母山国観峠や丹助

岳等からの展望や、高千穂峡、棚田集落など四季の変化に富んだ素晴らしい見どころがあり、観光ルートや森林セラピーコースとして活用されています。

これに限らず、県内の自然歩道は、高千穂町祖母山から高原町高千穂峰に至る長大なコースで、自然公園や史跡、文化財などをめぐりながら、自然や文化に触れ合うことができます。

そこで、九州自然歩道の現状と、その活用に向けた取り組みについて、環境森林部長に伺います。

**○環境森林部長（佐野詔藏君）** 本県の九州自然歩道は、美しい風景や森のさまざまな恵みを体感できる、全長372キロメートルの歩道でありまして、年間約200万人に利用していただいております。

しかしながら、整備後40年が経過しまして、施設の老朽化や自然災害により、一部通行できない区間が確認されております。

このため、今議会に予算をお願いしております、「九州自然歩道魅力ステップアップ事業」によりまして、歩道全区間の点検やルートの見直し、見どころや利用実態についての情報収集を行った上で、地元関係者や有識者の参画による、整備・利用計画を策定する予定であります。

この計画を踏まえまして、九州自然歩道のさらなる利用促進を図ってまいりたいと考えております。

**○佐藤雅洋議員** この九州自然歩道を通じて、地域の魅力を掘り起こし、多くの人を呼び込むことで、県内各地域の活性化が図られるのではないかと考えておりますので、さらなる利用促進をよろしく申し上げます。

次に、建設業界における働き方改革の取り組みについて伺います。

建設業の働き方改革の取り組みについては、二見議員の代表質問でも答弁がありましたが、国土交通省が作成した資料によると、建設業の年間の総実労働時間は、他産業と比べて300時間以上、約2割長い状況となっております。

このような中、県内の建設現場においては、毎月第2土曜日に、一斉に閉所する取り組みが実施されているようですが、若手入職者の確保・育成を行うためには、やはり給与と休日の確保が重要であり、公共工事で率先した取り組みが必要であると考えております。

そこで、建設現場における週休2日を推進するため、公共工事でどう取り組まれるのか、県土整備部長にお伺いします。

**○県土整備部長（瀬戸長秀美君）** 県では、平成28年度から週休2日工事の試行を開始し、これまで、3,000万円以上の土木一式工事について、労務費等の経費を割り増したところであり、今年度は82件の工事で取り組みを進めております。

さらに、ことし4月からは、週休2日の対象工事を拡大するとともに、国の実態調査を踏まえ、共通仮設費や現場管理費の引き上げを行うこととしております。

また、工事に必要な準備・後片づけの期間につきましても、工事の種類に応じて、35日から最大95日延長し、週休2日に必要な工期を確保することとしております。

県としましては、関係団体等と連携し、「土曜一斉閉所」の取り組みを継続するとともに、今後とも、週休2日の定着に向けて、積極的に取り組んでまいります。

**○佐藤雅洋議員** ありがとうございます。週休2日工事については、4月からさらに拡大し

で推進していくとのことでありますが、今後も業界と連携を図って進めていただきたいと思います。

休日を取得するためには、より現場の業務を効率化していくことが必要です。建設現場では、現場を管理する技術者が、休日に出来形や品質を管理するための書類等の作成に追われる状況もあると聞いています。公共工事の品質確保は当然であります。多くの書類作成が、現場の技術者の負担になることも事実です。

そこで、建設現場における技術者の負担を軽減するため、工事書類の簡素化にどう取り組まれるのか、県土整備部長にお伺いします。

**○県土整備部長（瀬戸長秀美君）** 県では、平成21年度に工事書類の簡素化要領を定め、これまで改善の取り組みを実施してきたところで

す。このような中、働き方改革関連法が施行され、また、建設関係団体からも要望があることから、県と建設関係団体で構成されるワーキンググループの議論を踏まえ、工事の施工に関する45種類の書類のうち、これまでの9種類に加え、13種類の簡素化を実施することといたしました。

実施に当たりましては、簡素化する内容を受発注者双方にわかりやすく示した「工事書類簡素化ガイドライン」を新たに策定したところであり、ことし4月から適用することとしております。

県としましては、関係団体と十分な意見交換を行いながら、引き続き、書類の簡素化を進めてまいります。

**○佐藤雅洋議員** ありがとうございます。今後も引き続き、業界と連携して、現場技術者の負担軽減の取り組みを推進していただきますよ

う、お願いします。

次に、県道竹田五ヶ瀬線の整備について、県土整備部長にお伺いします。

この県道竹田五ヶ瀬線は、九州中央部において、大分・熊本・宮崎の3県を結ぶ約57キロの路線であり、高千穂町夕塩地区から五ヶ瀬町土生地区の約6キロについて、地形条件が厳しいことから、改良整備が進んでいない状況でありましたが、現在、夕塩工区、波帰之瀬工区、土生工区の3つの工区で整備を進めていただいております。

この3工区の整備が完成しますと、夕塩地区の国道325号と五ヶ瀬ワイナリー間が全て2車線でつながり、熊本県阿蘇方面からのアクセスが格段によくなることから、地域の産業や観光振興の発展が期待されるところであります。

特に、高千穂町と五ヶ瀬町との境である五ヶ瀬川に、長さ400メートル、水面からの高さが100メートルを超える、まさに両町をまたぐシンボリックな橋が計画されており、地元では「夢のかけ橋」として、大きな期待をしております。

先月13日には、瀬戸長部長にも御出席いただき、夕塩工区の用地取得に向け、合同調印式が行われたところでありまして、整備促進に向けた環境も着実に整い、地元一同、早期の完成を願っているところであります。

そこで、県道竹田五ヶ瀬線の高千穂町夕塩地区から五ヶ瀬町土生地区間における整備状況について、県土整備部長にお伺いします。

**○県土整備部長（瀬戸長秀美君）** 高千穂町夕塩地区から五ヶ瀬町土生地区間の約6キロメートルにつきましては、4工区でバイパスなどにより整備を進めてきたところであり、完成しますと、約4キロメートルに短縮されることとな

ります。

このうち、平成29年度に波帰工区約600メートルが完成し、現在、波帰之瀬工区を含む3工区で整備中であり、今年度は、五ヶ瀬川にかかる橋梁に着手するなど、鋭意、工事を進めているところであります。

また、用地につきましては、波帰工区・土生工区に続き、夕塩工区におきましても合同調印式が行われ、全体の約9割の取得が完了したところであり、地元の皆様に感謝を申し上げます。

県といたしましては、引き続き、必要な予算の確保に努め、早期の開通に向け、しっかり取り組んでまいります。

**○佐藤雅洋議員** 沿線の五ヶ瀬町の桑野内地区では、地元のイベント「夕陽の里フェスタ」が開催され、地域活性化が図られていますが、開催前には、地区の全約200世帯の大人から子供までが参加して、大がかりな道路の美化活動を行っています。そうした取り組みをさらに盛り上げるためにも、早期整備を願っておりますので、よろしくお願いいたします。

昨年10月に発生した令和元年東日本台風、これまで台風19号と言われていた台風は、大変大きな被害をもたらしましたが、全国で土砂災害が952件発生しており、台風に伴うものとしては過去最大の件数を記録したとのこと。

本県でも西臼杵など県北山間部では、急峻な地形が多く平坦な土地が少ないことから、溪流や急斜面の近辺にも住宅が多く建てられており、住民は、台風や豪雨のたびに土砂災害の発生を大変心配しております。

そこで、本県の土砂災害対策の取り組み状況について、県土整備部長にお伺いします。

**○県土整備部長（瀬戸長秀美君）** 土砂災害か

ら県民の生命・財産を守るためには、危険箇所の整備を進めていくことが大変重要であると考えております。

このため県では、地元の要望を踏まえながら、避難所や避難路等がある箇所など、優先度の高い箇所から、砂防ダムやコンクリート擁壁等の整備を進めております。

現在、「3か年緊急対策」も合わせて集中的に実施しており、高千穂町の蔵の平川などで整備に取り組んでいるところであります。

さらに、県民の早期避難が図られるよう、土砂災害警戒区域等の指定による危険箇所の周知、地域防災マップの作成支援を通じた啓発活動、タイムラインやホットラインの運用等も行っております。

今後とも、国や市町村など関係機関と連携を図りながら、ハード・ソフト一体となった土砂災害対策を推進してまいりたいと考えております。

**○佐藤雅洋議員** 土砂災害は、一たび発生すると、一瞬にして多くの人命を奪う大変恐ろしい災害でありますので、万全の対策をよろしくお願いいたします。

次は、9月に引き続き、旧高千穂線の鉄道遺産の活用について質問します。

令和2年度の新規事業として、「ダムツーリズム推進事業」が今議会に提案されており、インフラ施設であるダムを活用した「インフラツーリズム」に取り組もうとされていますが、観光資源となる「インフラ」はダムに限らず、全国にファンがいる鉄道の活用は、非常に有望であると思います。

このようなことを踏まえ、昨年9月の県議会本会議で、高千穂町が進める旧高千穂線の鉄道公園化や、あまてらす鉄道を観光資源としてど

う認識しているか質問させていただきましたところ、「本県を代表する観光地高千穂に廃線施設を利用した新たな魅力が加わり、周辺観光地への周遊などにつながっていくものと考え」との、前向きな答弁をいただきました。

高千穂あまてらす鉄道は、本年2月末までの今年度利用者数が約5万8,000人、今年度終了時には6万人を優に超えることが見込まれます。また、来年度からは、30人乗り客車をもう一両導入し、2両編成での運行が計画されています。

これに加えて、高千穂町が進めている鉄道公園化計画が実現すれば、まさに、高千穂峡に匹敵する大きな観光事業として注目が集まるでしょう。

高千穂町は、新年度、具体的な公園化プランの策定を行うとのことですが、沿線には、土木学会の選奨土木遺産である「綱ノ瀬橋梁」や「第三五ヶ瀬川橋梁」など、まだまだ活用できる資源があります。

高千穂町の地方創生への積極的な取り組みを成功させるだけでなく、県北の中山間地域に今は埋もれてしまっている鉄道遺産を、交流、関係人口づくりの拠点として見直し、ほかの市や町の取り組みと連携して、県北の観光資源として生かすことができれば、中山間地域のさらなる活性化が図られるのは間違いありません。駅舎など、ほかの旧高千穂線の施設を活用しようという動きが、今後出てくることも考えられます。

そこで、改めて伺います。五ヶ瀬川沿岸に点在する旧高千穂線の鉄道遺産全体を、県北の広域的観光資源として活用し、さらなる中山間地域の活性化につなげるべきと考えますが、商工観光労働部長のお考えをお伺いします。

**○商工観光労働部長（井手義哉君）** 温泉施設や宿泊施設を有する日之影温泉駅や、吾味駅—槇峰駅間で活用されております森林セラピーの散策コースなど、旧高千穂鉄道に今でも残る駅舎や廃線敷等は、清流五ヶ瀬川や四季折々に変化する山々などの風光明媚な景観とも相まって、県北の観光資源として、地域の活性化にもつながる貴重なものと考えております。

一方で、旧高千穂線の廃線施設の活用につきましては、施設の安全性や財源の確保といった課題もありますので、まずは、地元自治体でしっかり検討してもらうことが重要であります。

県といたしましては、今後とも、地元の意向を十分に踏まえながら、地域の資源を活用した広域的な観光地づくりに取り組んでまいりたいと考えております。

**○佐藤雅洋議員** ありがとうございます。

続いて、総合政策部長にお伺いします。昨年9月の本会議において、高千穂線鉄道施設整理基金による不要施設の撤去状況及び高千穂町の鉄道公園化構想に含まれる撤去対象施設の今後の取り扱いについて質問させていただきましたところ、「今後、計画を見直す方向で沿線自治体と協議していきたい」との答弁をいただきました。

現在、沿線自治体との協議の進捗状況はいかがでしょうか。総合政策部長にお伺いします。

**○総合政策部長（渡邊浩司君）** 延岡市、高千穂町及び日之影町が、高千穂鉄道株式会社から寄附を受けた鉄道施設のうち、有効活用が困難と判断されたものにつきましては、平成23年2月に策定しました撤去計画に基づき、令和2年度までに順次、撤去を行っているところであります。

この計画に係る撤去対象施設のうち、高千穂町が昨年8月に公表されました、高千穂鉄道跡地公園化構想に含まれる高千穂駅、天岩戸駅など一連の鉄道施設や、別途、地元の方々から保存要望のあった西延岡駅につきましては、それぞれの自治体からの申し出を受け、沿線自治体と県で協議を行いました結果、撤去計画の対象施設から除外したところであります。

○佐藤雅洋議員 ありがとうございます。

私は、西臼杵郡の一郡民として、高千穂町の取り組みは、今後の西臼杵郡発展のための核となると信じて疑いません。

急激な人口減少の中で、地域社会を維持し、活性化させていくためには、地域住民が培ってきた歴史と文化を大切に保存し、利活用し、将来の子供たちへ引き継いでいくことが、何より重要となります。

そういう意味で、高千穂町の計画は、今後の県北の未来のためにぜひとも必要な計画であり、これを契機として、旧高千穂線の沿線自治体それぞれの取り組みを連携させることで、さらなる中山間地域の活性化につながるものと考えますので、県の支援をよろしくお願いいたします。

最後になりましたが、このたび退職される各部局長を初め、県職員の皆さん、私が議員になる以前からいろいろとお世話になった方もいらっしゃると思いますが、長い間、本当にお疲れさまでした。今後、それぞれ新たな道を歩まれると思います。ますますの御活躍と御健勝を心からお祈り申し上げ、私の一般質問を終わります。ありがとうございました。(拍手)

○丸山裕次郎議長 次は、坂本康郎議員。

○坂本康郎議員〔登壇〕(拍手) 一般質問最後の質問者になります、公明党宮崎県議団の坂

本康郎でございます。通告に従いまして質問をいたします。

昨年、公明新聞のビジョン検討チームが、「2040年問題 新たな社会保障への一考察」と題した提言を発表しました。2040年の日本はどんな社会になるのか、各種調査をもとに導かれた「超高齢化社会」の姿は、「65歳以上の高齢者を支える現役世代の負担が限界に達する」「生活保護を受ける高齢者世帯数・割合が増加し続け、高齢世代の生活が困窮化する」「年間死亡者数が168万人とピークを迎え、多死社会となって火葬場不足の深刻化、終末期ケアの需要が急増する」など、今とはさま変わりした日本社会の厳しい予測が示されており、提言では、20年後の危機的な状況を前提に、より一層国民に安心感をもたらす中長期の政策立案を求めています。

本県における向こう20年間の社会変化の見通しや県政への影響など「2040年問題」について、知事の御見解をお伺いします。

壇上での質問は以上とし、以降は質問者席にて行います。(拍手)〔降壇〕

○知事(河野俊嗣君)〔登壇〕 答えします。

この2040年問題は、今後、団塊ジュニア世代が高齢化すると同時に少子化が進行し、我が国の人口構造が大きく転換することによりまして、2040年にはさまざまな課題が生じるということで、議論がなされているものであります。

課題としては、例えば、高齢者のさらなる増加による社会保障費の増大や、若者の減少による人手不足により、産業や暮らしのサービスが維持できなくなる可能性などが想定されているところであります。

本県におきましては、人口構造の変化などが

全国よりも早く進行しておりますことから、国に先駆けて、2011年からの20年間を見通した2030年を目標とする長期ビジョンを策定し、本格的な少子高齢化・人口減少時代に対応した施策展開を図っているところであります。

現在の本県の人口構造を考えますと、当面は人口減少が続くことが想定されますので、御指摘のとおり、20年、30年先を見据えて、持続可能な宮崎県の土台づくりを進めることが重要であると考えております。以上であります。〔降壇〕

○坂本康郎議員 ありがとうございます。

次に、県の総合計画「未来みやざき創造プラン」では、計画の基礎となる人口構造など将来推計・予測と、それに基づく長期ビジョンが、「2030年の宮崎」を展望したものになっています。その意図するところ、理由について、総合政策部長にお伺いします。

○総合政策部長（渡邊浩司君） 現行の長期ビジョンを策定いたしましたのは2011年でありまして、この際に、目標年次を20年先の2030年と定めたところであります。

これは、地域や産業のあり方を考える上で、人口構造の変化は大きな要素であることを踏まえまして、長い時間軸で変化を見通していくことがしっかりとした施策の立案につながる、そういう認識のもと、目標年次を、10年先ではなく20年先の2030年としたところでございます。

○坂本康郎議員 既に政府は、厚生労働省の「2040年を展望した社会保障・働き方改革本部」の設置を初めとして、2040年を見据えた取り組みをスタートしており、今後、「2040年問題」というワードが、時代の共通の課題として、ますます一般化していくものと思われま

す。長崎県でも、全国に先んじて人口減少が進行しており、国の議論を待つことなく早期に対策を打っておくことが必要と判断をし、2030年ごろから2040年ごろの長崎県を見据え、課題を整理した上で、早急に取り組むべき対応策を検討することを目的に、昨年、「長崎県2040年研究会」が設置されました。

「2040年問題」の意味する危機的な問題点について、本県でも精査をし、予測される2040年の宮崎の姿を直視しておく必要があると、私は思います。今後、長期ビジョンの改定など、計画の見直しを行う見直しについて、総合政策部長にお伺いします。

○総合政策部長（渡邊浩司君） 2011年に策定いたしました長期ビジョンは、4年ごとのアクションプランの策定に合わせて、これまで平成27年、31年と、2回の改定を経て現在に至っております。目標年次であります2030年までは、残り10年となっております。

先ほど知事もお答えいたしましたとおり、今後も少子高齢化・人口減少が進む中にありましては、将来の変化やその影響を的確に捉えて県政を推進していくことが重要であると考えております。

現時点におきまして、今後、長期ビジョンの目標年次を2040年として見直す方針を持っているわけではございませんけれども、3年後の次期アクションプランの策定に向けましては、その目標年次のあり方も含めて、見直しを検討してまいりたいと考えております。

○坂本康郎議員 ありがとうございます。

人口減少や高齢化が2040年の日本社会の行政や経済に及ぼす影響について、さまざまな角度からデータが出されていますので、それらの視点を踏まえた「2040年の宮崎」のできるだけ詳



しい予測を、できるだけ早くお示しいただきたいと思ひます。

次に、県の防災対策について質問をいたします。

1995年1月に発生しました阪神・淡路大震災から、こしは25年の節目を迎えました。現地の兵庫県では、「阪神・淡路大震災25年事業」として、次世代に震災の体験を伝えていくフォーラムの開催など各種記念事業や、自主防災組織の強化支援事業など助成事業に、活発に取り組まれているようであります。兵庫県では、この「25年事業」の展開に当たり、「震災の経験、教訓を風化させず、災害文化の醸成を目指し、県や関係機関が、被害の抑制につながる知識、ノウハウ、技術を広く社会に伝える」としてあります。

阪神・淡路大震災以降、この四半世紀の間には、2011年の東日本大震災、2016年の熊本地震、さらに昨年・一昨年と各地を襲った台風災害など大規模災害が多発しており、他県の被災された地域住民や自治体が実際に体験して得られた教訓を今後には生かしていくことは、本県の防災対策において大変重要だと考えております。

被災地の教訓、被害の抑制につながる知識やノウハウ、技術などの被災地情報について、その情報収集がどのようになされているのか、また、それが本県の防災計画にどのように反映されているのか、県の取り組みを危機管理統括監にお伺ひします。

**○危機管理統括監（藪田 亨君）** 全国各地で発生しておりますさまざまな災害の教訓からしっかり学び、県民の命を守ることを最優先に防災対策に取り組むことは、大変重要であると考えております。

このため、県におきましては、東日本大震災や阪神・淡路大震災などの被災地を調査視察するとともに、被災地において災害対応に当たった方々に体験談を講演していただいたり、また、国や被災自治体による検証報告を研究するなど、さまざまな形で災害の教訓を学び、これらを踏まえまして、県の防災計画等への反映や県民への普及啓発、防災訓練等に取り組んでいるところでございます。

今後とも、被災地の教訓を生かしながら、大規模災害への対応力のさらなる強化を図ってまいりたいと考えております。

**○坂本康郎議員** 先日の代表質問で当会派の河野哲也議員が取り上げました、女性の立場に立った防災対策について、内閣府が2013年に策定した「男女共同参画の視点からの防災・復興の取組指針」では、「平常時からの男女共同参画の推進が防災・復興の基盤となる」「主体的な担い手」として女性を位置づける」など、基本的な考え方が示されております。

昨年3月に開催されました平成30年度宮崎県防災会議の委員名簿を見ますと、全委員53名のうち女性は4名、割合でいうと全体の7.5%と、政府が示す30%の目標や全国平均16%と比べて、本県の女性委員の割合は大変少ない状態です。

県の防災対策にかかわる意思決定の際に、女性の意見がどの程度、どのように反映されているのか、危機管理統括監にお伺ひします。

**○危機管理統括監（藪田 亨君）** これまでの大規模災害では、男女共同参画の視点から、さまざまな課題が挙げられておきまして、国からも、防災対策の意思決定の場である防災会議における女性委員の割合を高めるよう、通知があったところでございます。

このため県では、昨年9月、防災会議の委員改選の際に、県や指定公共機関、学識経験者の女性委員をふやし、先ほど議員のお話にございましたとおり、それまで4名であった女性委員を10名にふやし、女性委員の割合を、それまでの7.5%から18.2%と、全国平均以上に高めたところでございます。

今後とも、防災会議など防災対策の意思決定の場に、できるだけ多くの女性が参画できる体制を整え、女性の視点を反映させてまいりたいと考えております。

**○坂本康郎議員** ありがとうございます。

防災に男女共同参画を促す理由を、災害時の女性への暴力を防ぐという観点から言いますと、リーダー的な役割を果たす位置に女性も同列に置くことで、たとえ非常時であっても、女性と男性は同格であるという意識づけを行うところにあります。

今年度、女性委員が倍増した点について大変評価をしておりますが、政府の30%の目標値に近づけるよう、今後とも改善を進めていただきますよう、お願いいたします。

また、東日本大震災で被災した岩手、宮城、福島の3県で、避難生活のストレスによる体調悪化など間接的な原因で亡くなる、震災関連死に認定された1,500人のうち、そこに占める障がい者の割合が370人、24.6%に上ることが、先日報道されました。ここでは詳しくは触れませんが、災害弱者と言われる障がい者につきましても、その意見や要望を丁寧に酌み取っていただき、県の防災計画へ反映させていただきますよう、お願いをいたします。

次に、自主防災組織についてお尋ねをします。

昨年、東日本の広範囲で猛威を振るった台

風19号は、各地で河川の氾濫を引き起こし、甚大な被害をもたらしましたが、ここで紹介するのは、堤防が決壊したにもかかわらず1人の犠牲者も出さなかった、宮城県の大郷町という町の事例です。

町は2006年に全行政区に自主防災組織の設立を促し、毎年の防災訓練に力を入れてきました。地区では、避難場所やAEDの設置地点、付近を流れる吉田川の水位の確認方法など、地域に必要な防災情報が記載された防災マップや、いざというときの安否確認用の旗を作成し、地区の各家庭に配付するなど、ふだんから独自の防災対策を行い、住民もその活用方法をよく理解していたため、9割の住民が早期避難をし、被害を最小限にとどめることができたと言われております。

私も、改めて地域の自主防災の重要性・必要性を理解した次第ですが、本県における地域の自主防災組織の位置づけについて、確認をさせていただきます。

県の地域防災計画には、自主防災組織の育成指導に関することは市町村が処理すべき事務または業務と明記してありますが、一方で、危機管理局から出された資料等には、自主防災組織に関する研修、自主防災組織活動の充実は、県の取り組みであるとされており、県または市町村のどちらの管轄になるのか、釈然としません。

自主防災組織が防災計画のとおり機能するためには、地域間や市町村間の格差・ばらつきをなくすための底上げも必要です。

自主防災組織の実態の掌握や組織強化のための支援における県のかかわり方、役割について、危機管理統括監にお伺いします。

**○危機管理統括監(藪田 亨君)** 自主防災組

織は、「自分たちの地域は自分たちで守る」という住民の自覚と連帯感に基づきまして、自主的に結成されるもので、共助の中核を担う組織であると認識しております。

本県におきます自主防災組織の活動範囲を示す活動カバー率は、上昇傾向にあり、平成31年4月現在で87.3%となっております。

地域防災力の向上のためには、自主防災組織の活性化が大変重要でありますので、県におきましては、市町村と連携をしながら、この自主防災組織を対象とした防災士出前講座を実施いたしますとともに、研修会の開催を初め、資機材整備や避難訓練への支援などに取り組んでいくところでございます。

今後とも、市町村と一層連携をしながら、自主防災組織の活性化に、県としても取り組んでまいりたいと考えております。

**○坂本康郎議員** ありがとうございます。

これは、知事にもぜひ御承知おきいただきたいことなのですが、自治会加入率の低下など、地域のつながりや地域コミュニティの衰退傾向が進んできた一方で、東日本大震災や熊本地震を通して、自主防災やボランティアなど共助のあり方がメディアで論じられた影響もあり、ここに来て、住民の地域へのかかわり方、考え方の潮目が少し変わったように感じております。防災を柱にして地域コミュニティを復活させる可能性に、ぜひ注視していただき、そのことも視野に入れて、自主防災組織への直接的・間接的な支援の強化を図っていただきますよう、お願いいたします。

次に、学校教育の取り組みについて質問をいたします。

令和2年度の県の当初予算案に、統合型校務支援システム導入事業が盛り込まれました。こ

れにより、教職員の業務負担の軽減や効率化など、その効果に大変期待をしているところであります。

また、昨年12月に決まった国の「G I G Aスクール構想」では、全小中学校・特別支援学校へ1人1台の学習用端末と、高校も含めた全ての学校の高速通信ネットワーク環境の整備に向けて、端末には1台4万5,000円、ネットワーク整備には、国庫補助金に交付税措置を加えて費用の8割に補助がなされるということで、学校の情報教育の環境が一気に整備されることが期待されます。

これからスケジュールに沿って、交付申請や補助対象外の費用の予算化など、手続が進められるものと思いますが、市町村間で整備に差が出ないように、県と市町村の間で調整や指導が必要になります。また、効率的な調達ができるよう、共同調達の推進も県に求められています。今後の県の取り組みについて、教育長にお伺いします。

**○教育長(日隈俊郎君)** 校内通信ネットワークと児童生徒一人一人の端末整備を行います、国の「G I G Aスクール構想」の推進に当たり、県教育委員会といたしましては、事業の活用を積極的に働きかけるとともに、市町村から提出された補助金申請の取りまとめや、申請内容の精査などを行っております。

先般実施しました調査によりますと、県内には、既に整備を完了している市町村もありますが、まだ整備が完了していない市町村からも、2023年度までには、校内通信ネットワークと児童生徒1人1台の端末の整備を行う予定であるとの回答を得ております。

このことにより、2023年度までには、情報教育に取り組むためのより充実した環境が全県的

に整備されるものと考えております。

**○坂本康郎議員** 昨年、情報化推進対策特別委員会の県内視察で、西米良村の村所小学校の情報教育の取り組みを拝見いたしました。内容は大変にすばらしいもので、全国レベルで見ても先進的な取り組みがなされていることに驚き、また、情報化のメリットが十分に生かされた、本質を捉えた取り組みに大変感心いたしました。西米良村のような先進的な取り組み、先生方の実践事例やICT支援員の方が持っておられる専門情報を、県が主導して各市町村と共有することは、県内の教育の情報化を進めていく上で大変有効だと考えております。

今回の政府の「GIGAスクール構想」は、過去に類を見ない相当に熱の入ったものになっており、具体的な整備計画がイメージできるよう配慮がなされていますし、何より国からの手厚い補助がきます。県内の全市町村がこの機会に乗りおくれることのないよう、県と市町村の間で十分に連携をとって進めていただきますよう、お願いいたします。

次に、キャリア教育について質問をいたします。

昨年からはまりました「キャリア教育による宮崎の次世代を担う人財育成事業」の取り組みは、市町村におけるキャリア教育推進体制の整備と、中学校段階からのキャリア形成推進という2つの柱から成りますが、私が気になりましたのは、「中学校段階からのキャリア形成推進」には、括弧書きで「県内定着に向けた早期の取組」とされている点であります。

そこで、本県のキャリア教育の方向性について伺います。本来、キャリア教育は、児童生徒一人一人の社会的・職業的自立に向け、必要な基盤となる「能力」や「態度」を育てることを

目的にしていますが、本県のキャリア教育には、そこに「地元志向」という要素が加わり、ともすれば、県の課題である、就職・進学による若年層人口の県外流出への対策としての役割を背負わされている印象が否めません。

学校のキャリア教育においては、もっと自由闊達に幅広い世界で活躍することを志すような、意欲ある人材の育成を基本にして取り組むべきではないかと思えます。

誤解のないよう申し上げますが、私も、この宮崎の社会や産業・さまざまな活動の発展のために、地元で育った子供たちが将来大いに寄与してくれることを、心から望んでおります。しかし、児童生徒の進学・就職にかかわる進路指導の問題と、能力・態度を育成する教育の問題とは分けて考えるべきではないかというのが、私の意見です。

本県のキャリア教育のあり方、基本的な方向性について、教育長にお伺いします。

**○教育長（日隈俊郎君）** 本県のキャリア教育は、児童生徒一人一人の社会的・職業的自立に向けまして、小・中・高校の「縦」の連携と、学校と産業界・地域との「横」の連携の両面から連携を図りながら、本県独自の課題やニーズに対応した取り組みを進めることとしております。

そのため、児童生徒一人一人が主体的に、みずからの職業観・勤労観を描くことができるよう、グローバル化や高度情報化社会等の進展を踏まえつつ、さらに、人口減少といった地域の課題や、地元企業や産業、地域の暮らしの魅力などのさまざまな情報にも触れさせながら、小中高12年間を通したキャリア教育の取り組みを展開しているところであります。

今後とも、社会情勢の変化やニーズ等を踏ま

えつつ、キャリア教育の一層の充実に努めてまいりたいと考えております。

○坂本康郎議員 ありがとうございます。

次に、県立高校の特別指導について質問をいたします。

平成22年に文部科学省から出されている、「高等学校における生徒への懲戒の適切な運用について」の通知では、生徒への懲戒については、その内容及び運用に関して、社会通念上の妥当性の確保を図ることが求められています。

ここでいう懲戒には、事実行為としての懲戒、つまり特別指導と呼ばれている、校長による説諭・学校内謹慎・別室指導・自宅謹慎などが含まれております。

本県における、県立高校の生徒に対する懲戒や特別指導の適切な運用について、県教育委員会の役割を、教育長にお伺いします。

○教育長（日隈俊郎君） 特別指導とは、問題行動を起こした生徒が、みずからの行動を反省し、将来に希望や目標を持ち、より充実した学校生活を送ることができるよう、指導や支援を行う教育活動でありまして、生徒指導に関する規定等を踏まえ、校長の判断で実施しております。

県教育委員会では、生徒指導の実施状況について、毎月、県立学校から報告を受け、事案ごとに支援や助言を行っておりますが、特別指導においては、透明性や一貫性などを高めることが重要であると考えております。

そのため、今後、県立学校の管理職等を対象とする研修において、各学校における指導方針等を明確化し、生徒や保護者等に周知することや、一貫した適切な対応を行えるよう協議してまいります。

○坂本康郎議員 ありがとうございます。

昨年、ある県立高校で学校が行った懲戒行為に対して、複数の生徒とその保護者が異議を申し立てる事案が発生しました。以下、当事者の個人情報等に配慮するため、少し遠回しな質問になりますが、御理解ください。

広島県教育委員会がつくった、「高等学校における問題行動への対応について」という、同県の生徒指導の基準を示す資料があります。これは、特別な指導や自主退学の勧告は、どのような考え方で行うべきか、どのような手順と内容で行うべきか、学校の不適切な対応を未然に防ぐ目的でつくられています。

本県には、まだこのような明確な基準がないため、広島県教育委員会の基準で、今回の県立高校の事案を照会しますと、生徒への特別指導に当たり、事前に県教育委員会へ相談をしていない、当該生徒・関係者から丁寧に事情を聞いていない、自主退学勧告や懲戒を行う以前に、反省の機会を与えたり、特別な指導を徹底するなど段階的な指導を行っていない、弁明する機会と時間を与えていない、生徒・保護者に対して退学願の提出を強要しているなど、複数の本質的な要件に当てはまります。

また、別の文献を引用すれば、「退学処分についての裁量権は、教育目的を達成するために付与されたものである限り、その行使が教育目的から逸脱し、不正な動機に基づいて裁量を行ったり、その目的に照らして、本来考慮に入れるべきでない事項を考慮に入れて裁量判断をしたときは、違法のものとなる。ここでいう教育目的とは、直接には処分を受ける生徒の「教育上の必要」を意味する。したがって、専ら学内の規律保持のためだけの処分は認められない」とありますが、この点についても疑義が生じないように、学校は生徒と保護者に対して丁寧

に説明すべきだったと思います。

この学校の「生徒指導の考え方」を示す資料には、自主退学を含めた退学の記述はありません。判断をする学校にとっても、それは特別に重い処分として位置づけていたはずで、人の人生を左右しかねない重大な判断を下すのですから、良識を持って、慎重の上に慎重を重ね、教育委員会へ確認をし、保護者の理解を得て、段階的に指導を進めていくべきであろうと思います。それが私は「社会通念」だと思います。広島県教育委員会では、それを明文化しているだけのことだと思います。

しかし、今回の事案は、極めて閉鎖的、一方的に結論が出されたように見られ、生徒・保護者が納得されないのも当然だと思いました。社会で許されないものは、学校でも許されないはずで、

このような場合、教育委員会は、学校に対して適切な判断、適切な対応を求め、指導を行うべきではないかと考えます。今回、学校の負担能力が限界を超えていたという側面があったのかもしれませんが、そうであれば、なおさら教育委員会の積極的なサポートが必要ではないかと思えます。教育長の御見解をお伺いします。

あわせて、今後、同様の事案の発生を未然に防ぐための、生徒指導・特別指導の運用の基準となるガイドラインの策定について、御見解をお伺いします。

**○教育長（日隈俊郎君）** 特別指導を含むさまざまな問題等の対応につきましては、学校だけでは解決が難しい場合は、事態が深刻化しないよう、県教育委員会が対応に加わるとともに、事案によっては、臨床心理士や社会福祉士を学校へ派遣したり、弁護士による法律相談を実施したりするなど、学校への支援を行っている

ところであります。

また、特別指導においては、透明性や一貫性を高めることや、生徒や保護者の理解を得ることが重要であると考えておりますので、まずは、県立学校長協会とガイドラインの作成についても協議してまいりたいと考えております。

**○坂本康郎議員** ありがとうございます。

「キャリア教育のとびら」には、「もう一度思い返してください。なぜ先生になろうと思ったのか… 思い描いてください。社会に出た子どもの姿を… 厳しい社会の中で歯を食いしばって働く姿を…」と書いてあります。

私は、この言葉を自分に置きかえて読みました。私はなぜ議員になろうと思ったのか、私の仕事の意味を思い返し反すうして、この問題を質問に取り上げることにしました。先生方には、いま一度よく考えていただきたいと思えます。

次に、障がい者の在宅就労支援について質問をいたします。

在宅で就労支援を行う障がい者向けの在宅就労支援について、本県の取り組みを福祉保健部長にお伺いします。

**○福祉保健部長（渡辺善敬君）** 県では、通勤が困難な障がい者に対しまして、在宅での一般就労を支援するため、インターネットを活用して自宅で学ぶことができる研修に取り組んでおります。

研修の内容としましては、コンピューター等に関する基礎知識、ホームページの作成や情報セキュリティの技術など、在宅就労に必要なスキルを習得するものでありまして、障がい者の在宅就業支援団体として国に登録された事業所に委託して、実施をしております。

具体的には、毎年度7人程度を募集し、研修期間は10カ月で、平成30年度からは、従来より実施していた基本技術等を習得する内容に加えまして、習熟の早い方を対象としまして、スマートフォン対応のホームページ作成や、デザインの技術を習得する専門コースも設定しております。

**○坂本康郎議員** 1月に、沖縄県那覇市にあります「在宅就労支援事業団 那覇 どこでもWork」の取り組みを視察してまいりました。これまでの「在宅就業」では、企業と障がい者との間を在宅就業支援団体が仲介し、障がい者は、在宅就業支援団体から仕事を受ける仕組みになっていますが、那覇市の「どこでもWork」では、障がい者が企業と直接、雇用関係を結び、「在宅雇用」「在宅勤務」という、いわゆるテレワークで就労することを目的にした就労支援を行っております。

就労訓練は、利用者の自宅でインターネットを介して、Sky peなどのテレビ電話や遠隔操作システムを使って行われ、実務で使えるパソコンスキルを身につける訓練のほか、ビジネスマナーなど社会人としての基礎を学び、訓練期間終了後は、テレワークの勤務形態で一般企業に就職をされています。

昨年10月に産業廃棄物を扱う会社に採用された50代の女性は、パートで出勤簿管理や給与計算、電話の一時受付などの業務を受け持ち、6カ月後は正社員に登用される予定です。

また、団体事務局に採用された40代の女性は、スケジュール管理や案内メールの発信、会場予約や会員向けチラシの作成など、事務全般を担当しておられます。この方は、「難病のため体力がありません。テレワークでは、通勤による負担がないので、その分しっかり業務に当

たれます。障がいのため、就労することを諦めていましたが、生まれて初めての給料日にはATMの前で泣きました」と、就労の喜びの心境を語っておられました。

折しも、コロナウイルスへの対策で注目されるテレワークですが、新しい働き方として、近年、定着しつつあります。働く場所にとらわれないため、県内にいながら県外企業への就職も可能になり、障がい者にも就職先の選択肢が広がる上に、何より安定した収入が期待されます。

私は、この新しい取り組みは、県内の障がい者の就労支援にも大変有効だと考えておりますが、福祉保健部長の御見解をお伺いします。

**○福祉保健部長（渡辺善敬君）** 就労移行支援事業につきましては、障害者総合支援法に規定された障害福祉サービスの一つでありまして、一般企業等に就労を希望される障がい者を対象に、飲食店での接客、食品の製造・販売、清掃作業などさまざまな就労訓練が行われております。

本事業は、通所による利用が基本でありますがお話のあった沖縄県の事例は、国が定めた要件を満たすことによって、自宅で利用者が訓練を受けることができる先駆的な取り組みの一つでありまして、障がい者の在宅就労の可能性を広げるものとして、今後、関係事業所へ広く紹介をしてまいりたいと考えております。

**○坂本康郎議員** ありがとうございます。

次に、立地企業の認定と補助制度について、今年度の企業立地の認定状況を、商工観光労働部長にお伺いします。

**○商工観光労働部長（井手義哉君）** 今年度の企業立地の認定状況につきましては、2月末時点で、立地件数が39件、最終雇用予定者数が991

名となっております。このうち、県外からの新規立地は、情報サービス産業を中心として14件、最終雇用予定者数が443名となっております。

○坂本康郎議員 関連して、県の企業立地促進補助金制度の交付要件について。この制度は、県内企業が事業の拡大で増設を行う場合にも補助金交付の対象になりますが、新設の場合と比べて、交付要件が厳し過ぎるという声があります。交付要件の緩和など見直しも含めて、今後の方針をお伺いします。

○商工観光労働部長（井手義哉君） 企業立地促進補助金は、企業誘致に当たって、他県との競争になることを踏まえ、立地認定を受けた企業が、新規雇用者数や設備投資額について一定の要件を満たした場合に、その実績に応じて交付しているところであります。

御質問にありましたように、既に県内に立地している企業が増設を行う場合も、地域経済の活性化等に大きな効果があることから、一定の支援を行っております。昨年4月に、製造業の増設に係る雇用者数の要件を21人から11人に緩和するなど、適宜見直しも行ってきております。

今後とも、企業ニーズや経済情勢に応じた見直しを、柔軟に検討してまいりたいと考えております。

○坂本康郎議員 続けて、商工観光労働部長にお尋ねします。

6月議会の一般質問で、シルバー人材センターの派遣事業の就業時間を週40時間まで拡大する特例措置について質問し、御答弁いただきましたが、その後の進捗状況と今後の見通しについてお伺いします。

○商工観光労働部長（井手義哉君） シルバー

人材センターが扱う業務は、おおむね週20時間程度までの就業に限定されておりますが、派遣事業につきましては、適用する地域、業種及び職種を知事が指定することで、週40時間までの就業が可能となります。

県では、県シルバー人材センター連合会からの要望を受け、関係者からの意見聴取や国との協議等を行った上で、派遣事業が可能な法人格のあるセンターを設置している13の市町において、農業や食料品製造業等の21業種を対象として、その中の運転、清掃など軽作業を中心とした16の職種を本年4月1日に指定する予定で、手続を進めているところであります。

今後とも、高齢者のニーズを踏まえた多様な就業機会の確保に努めてまいりたいと考えております。

○坂本康郎議員 ありがとうございます。

同じく6月議会の一般質問で、高齢者ドライバーへのサポートについて取り上げました。ちょうどその時期は、高齢者による重大事故が多発し、世論は運転免許の自主返納一辺倒の中、本県では自動車が高齢者の大事な生活の足であり、それにかわる交通インフラも十分でないため、高齢者の安全運転を持続させるための県のサポートを提案いたしました。

新規事業「みんなの命を守る「高齢者制限運転」推進事業」は、高齢者ドライバーが安全に運転を続けられる運転寿命を延ばすことを目的にしている点で、高く評価をしております。事業の進め方について、総合政策部長にお伺いします。

○総合政策部長（渡邊浩司君） 御質問のありました事業でございますけれども、高齢ドライバーの安全対策として、運転寿命を延ばす観点から、体調や運転能力を踏まえた制限運転の普



及促進に取り組むというものであります。

事業の内容といたしましては、まずは制限運転の理解と浸透を図る必要がありますので、県交通安全対策推進本部として、構成する102の団体の協力を得ながら、ポスターやチラシなどを用いまして、啓発を進めてまいりたいと考えております。

また、高齢者自身に運転能力を認識していただくために、市町村が行う講習会や、ドライブレコーダーを用いた運転能力診断などの取り組みを支援することとしております。

このような取り組みを進めながら、最終的に制限運転の意思を固めた方に対しましては、宣誓書をお渡しして、その決意を応援する場を設けることにしたいと考えております。

○坂本康郎議員 以上で、私の一般質問、全ての質問を終了いたします。ありがとうございました。(拍手)

○丸山裕次郎議長 以上で一般質問は終わりました。

---

◎ 議案第1号から第83号まで及び請願

委員会付託

○丸山裕次郎議長 次に、今回提案されました議案第1号から第83号までの各号議案を、一括議題といたします。

質疑の通告はありません。

ここで、議案第1号から第83号までの各号議案及び新規請願は、お手元に配付の付託表のとおり、それぞれ関係の委員会に付託いたします。

あすからの日程をお知らせいたします。

あす5日から8日までは、常任委員会等のため、本会議を休会いたします。

次の本会議は、9日午前10時から、令和元年

度補正予算関係議案についての常任委員長の審査結果報告から採決までであります。

本日はこれで散会いたします。

午後2時46分散会



3月13日（金）



# 令和 2 年 3 月 13 日 ( 金 曜 日 )

午前10時0分開議

## 出席議員 (39名)

|      |           |                               |
|------|-----------|-------------------------------|
| 1 番  | 日 高 利 夫   | ( 東 諸 の 未 来 を 考 え る 会 )       |
| 2 番  | 有 岡 浩 一   | ( 郷 中 の 会 )                   |
| 3 番  | 坂 本 康 郎   | ( 公 明 党 宮 崎 県 議 団 )           |
| 4 番  | 来 住 一 人   | ( 日 本 共 産 党 宮 崎 県 議 会 議 員 団 ) |
| 5 番  | 岩 切 達 哉   | ( 県 民 連 合 宮 崎 )               |
| 6 番  | 武 田 浩 一   | ( 宮 崎 県 議 会 自 由 民 主 党 )       |
| 7 番  | 山 下 寿     | ( 同 )                         |
| 8 番  | 窪 菌 辰 也   | ( 同 )                         |
| 9 番  | 脇 谷 の り こ | ( 同 )                         |
| 10 番 | 佐 藤 雅 洋   | ( 同 )                         |
| 11 番 | 安 田 厚 生   | ( 同 )                         |
| 12 番 | 内 田 理 佐   | ( 同 )                         |
| 13 番 | 丸 山 裕 次 郎 | ( 同 )                         |
| 14 番 | 冨 師 博 規   | ( 無 所 属 の 会 チームひむか )          |
| 15 番 | 重 松 幸 次 郎 | ( 公 明 党 宮 崎 県 議 団 )           |
| 16 番 | 前 屋 敷 恵 美 | ( 日 本 共 産 党 宮 崎 県 議 会 議 員 団 ) |
| 17 番 | 渡 辺 創     | ( 県 民 連 合 宮 崎 )               |
| 18 番 | 高 橋 透     | ( 同 )                         |
| 19 番 | 中 野 一 則   | ( 宮 崎 県 議 会 自 由 民 主 党 )       |
| 20 番 | 横 田 照 夫   | ( 同 )                         |
| 21 番 | 濱 砂 守     | ( 同 )                         |
| 22 番 | 西 村 賢     | ( 同 )                         |
| 23 番 | 外 山 衛     | ( 同 )                         |
| 24 番 | 日 高 博 之   | ( 同 )                         |
| 25 番 | 野 崎 幸 士   | ( 同 )                         |
| 26 番 | 日 高 陽 一   | ( 同 )                         |
| 27 番 | 井 上 紀 代 子 | ( 県 民 の 声 )                   |
| 28 番 | 河 野 哲 也   | ( 公 明 党 宮 崎 県 議 団 )           |
| 29 番 | 田 口 雄 二   | ( 県 民 連 合 宮 崎 )               |
| 30 番 | 満 行 潤 一   | ( 同 )                         |
| 31 番 | 太 田 清 海   | ( 同 )                         |
| 32 番 | 坂 口 博 美   | ( 宮 崎 県 議 会 自 由 民 主 党 )       |
| 33 番 | 二 見 康 之   | ( 同 )                         |
| 34 番 | 蓬 原 正 三   | ( 同 )                         |
| 35 番 | 右 松 隆 央   | ( 同 )                         |
| 36 番 | 星 原 透     | ( 同 )                         |
| 37 番 | 井 本 英 雄   | ( 同 )                         |
| 38 番 | 徳 重 忠 夫   | ( 同 )                         |
| 39 番 | 山 下 博 三   | ( 同 )                         |

## 地方自治法第121条による出席者

|                     |           |
|---------------------|-----------|
| 知 事                 | 河 野 俊 嗣   |
| 副 知 事               | 郡 司 行 敏   |
| 副 知 事               | 鎌 原 宜 文   |
| 総 合 政 策 部 長         | 渡 邊 浩 司   |
| 総 務 部 長             | 武 田 宗 仁   |
| 危 機 管 理 統 括 監       | 藪 田 亨     |
| 福 祉 保 健 部 長         | 渡 辺 善 敬   |
| 環 境 森 林 部 長         | 佐 野 詔 藏   |
| 商 工 観 光 労 働 部 長     | 井 手 義 哉   |
| 農 政 水 産 部 長         | 坊 菌 正 恒   |
| 県 土 整 備 部 長         | 瀬 戸 長 秀 美 |
| 会 計 管 理 者           | 大 西 祐 二   |
| 企 業 局 長             | 冨 師 雄 一   |
| 病 院 局 長             | 桑 山 秀 彦   |
| 総 務 部 参 事 兼 財 政 課 長 | 吉 村 達 也   |
| 教 育 長               | 日 隈 俊 郎   |
| 公 安 委 員 長           | 藤 田 紀 子   |
| 警 察 本 部 長           | 阿 部 文 彦   |
| 代 表 監 査 委 員         | 緒 方 文 彦   |
| 人 事 委 員 長           | 濱 砂 公 一   |

## 事務局職員出席者

|               |         |
|---------------|---------|
| 事 務 局 長       | 片 寄 元 道 |
| 事 務 局 次 長     | 和 田 括 伸 |
| 議 事 課 長       | 齊 藤 安 彦 |
| 政 策 調 査 課 長   | 日 高 民 子 |
| 議 事 課 長 補 佐   | 鬼 川 真 治 |
| 議 事 担 当 主 幹   | 山 口 修 三 |
| 議 事 課 主 査     | 井 尻 隆 太 |
| 議 事 課 主 任 主 事 | 三 倉 潤 也 |

## ◎ 常任委員長審査結果報告

○丸山裕次郎議長 これより本日の会議を開きます。

本日の日程は、常任委員長の審査結果報告から採決まで及び特別委員長の調査結果報告であります。

まず、議案第1号から第83号までの各号議案及び請願第1号を一括議題といたします。

ここで、常任委員長に審査結果報告を求めます。まず、総務政策常任委員会、日高陽一委員長。

○日高陽一議員〔登壇〕（拍手） 御報告いたします。

今回、当委員会に付託を受けました案件は、議案第1号外19件であります。慎重に審査をいたしました結果、お手元に配付の議案・請願委員会審査結果表のとおり決定いたしました。

なお、議案第1号及び第69号については賛成多数により、そのほかの議案については全会一致により決定しております。

以下、審査の主な概要について申し上げます。

まず、令和2年度当初予算概要についてであります。

今回提案されました令和2年度一般会計の予算規模は6,127億8,800万円で、前年度6月補正後の予算と比較して76億円余、1.3%の増となっております。また、特別会計については4.3%の減、公営企業会計については27.4%の増となっております。

当初予算の特徴としましては、持続可能な宮崎県の土台づくりのための予算として編成されており、主な事業として、人口減少対策で59億円、文化・スポーツ大会の開催で44億円、防災

・減災、国土強靱化対策で220億円、将来に向けた基盤づくりで50億円の予算が、それぞれ計上されております。

歳入では、まず自主財源については、県税収入が、法人関係税の減等により前年度6月補正後の予算と比較して1.1%の減、地方消費税清算金は、税率引き上げの影響が通年化することにより16.9%の増、繰入金は、基金からの繰り入れの減により0.8%の減となっており、自主財源比率は38.9%、前年度と比べ0.6ポイントの増となっております。

このうち、財政関係2基金からの繰り入れは209億円余となり、令和2年度当初予算編成後の基金残高は231億円程度となる見込みであります。

また、依存財源については、地方交付税が1.4%の増、臨時財政対策債も0.7%の増で、それらを合計した実質的な地方交付税額は1.3%の増となったほか、地方譲与税が、地方税の偏在是正に伴う特別法人事業譲与税の創設等により、1.5%の増となっております。

なお、県債残高は、令和2年度末で8,467億円程度となり、今年度末と比較して62億円程度の減、臨時財政対策債を除く実質的な県債残高については4,952億円程度となり、54億円程度の増となる見込みであります。

一方、歳出では、義務的経費は、会計年度任用職員制度の導入等による人件費の増により0.1%の増、投資的経費は、国土強靱化対策などの普通建設事業費の増により1.5%の増、その他一般行政経費は、地方消費税交付金及び清算金などの補助費等の増などにより、2.3%の増となっております。

次に、総合政策部の令和2年度予算についてであります。

今回提案されました当初予算額は、一般会計と特別会計を合わせて182億6,100万円余で、前年度と比較して37.1%の増となっております。

このうち、わくわくひなた暮らし実現応援事業についてであります。

このことについて当局より、「昨年6月補正後より事業を実施しているが、移住支援金支給事業について、支援金交付実績がゼロ件と、当初見込みを大幅に下回っていることから、国の交付金対象分及び本県独自支援分とともに、県外在住年数等の要件を緩和して、新年度予算を要求している」との説明がありました。

これに対して委員より、「要件を緩和することで予算どおりの申請が見込めるのか」との質疑があり、当局より、「国及び県独自の用件緩和分でも申請は増加すると見込んでいるが、具体的な申請件数を見込むことは難しい」との答弁がありました。

また、別の委員より、「支援金をもらって移住することに対する抵抗感など、心理的な影響も検証する必要があるのではないか。また、一時的に数をふやすためだけの人口減少対策ではなく、移住策と定住策をセットにし、宮崎県よさを感じ、定住していただいた結果として、人口減少問題が改善していくことが重要である」との意見がありました。

次に、新規事業「大学を中心とした産業人財育成拠点構築事業」についてであります。

この事業は、大学を中心とした産業人財育成・確保の拠点を産学官連携で構築し、大学が有する知的資源や幅広いネットワークを活用した事業等を実施することにより、地域で活躍する人材の育成や確保を図るため、宮崎大学を実施主体に、産業人財育成拠点の構築や学生ベンチャー支援、県内企業と学生との交流機会の創

出などを行うものであります。

このことについて委員より、「この事業は、宮崎大学が文部科学省の選定を受けて実施しているCOC+事業の延長のような印象を受けるが、COC+では、その目的に沿った学生をどれだけ育て、県内企業に就職させたのか」との質疑があり、当局より、「COC+事業では、県内就職率をKPIとして取り組んでいるが、当初定めた目標値には至っていない」との答弁がありました。

これに対して委員より、「人口減少対策の一環として、地方の人財育成につながる重要な事業だが、過去の繰り返しとせず成果を出すには、数値目標を設定して取り組んでいく必要があると考えるがどうか」との意見があり、当局より、「現時点で具体的な数値目標は設定していないが、数値目標を設定する方向で検討してまいりたい」との答弁がありました。

次に、総務部の令和2年度予算についてであります。

今回提案されました当初予算額は、一般会計と特別会計を合わせて2,521億8,300万円余で、前年度当初予算と比較して4.2%の減となっております。

次に、財政見通し(試算)についてであります。

このことについて当局より、「あくまでも現時点における一定条件下での試算ではあるが、令和2年度までの緊急対策である国土強靱化対策を除いた令和2年度当初予算額をベースに、国民スポーツ大会に係る概算事業費等の確定している財政需要を見込んだ試算を行ったところ、財政の健全性は、国民スポーツ大会開催後も一定の水準で維持できる見込みである」との説明がありました。

これに対して委員より、「深刻な事態に直面している新型コロナウイルスによる経済への影響や国の国土強靱化対策が延長された場合など、必要であれば対応していくという理解でよいか」との質疑があり、当局より、「新型コロナウイルスに対しては、まずは感染拡大の防止に一丸となって取り組んでいるが、景気への影響も非常に危惧されており、本県でも最優先で対応すべきと考えている。また、国土強靱化については、国の骨太の方針の中で、令和3年度以降も必要な予算措置を行うことが示されており、国から手厚い地方財政措置を含めた対策が打ち出されれば、それに合わせて予算措置する必要があると考えている」との答弁がありました。

また、別の委員より、「他県に比べ、本県の財政関係2基金の残高は多いとの認識でよいのか」との質疑があり、当局より、「平成29年度決算では、財政力が同規模の自治体の中では、上から1～2番目くらいの残高を保持しており、九州内では最も基金残高を有している」との答弁がありました。

当委員会といたしましては、今後の社会情勢や財政需要を踏まえながら、特に新型コロナウイルスへの対応については、現場の状況を十分に把握した上で、必要などころには柔軟に予算措置をするなど、弾力的に財政運営を行っていただくよう要望いたします。

次に、令和元年度宮崎県一般会計補正予算についてであります。

今回の補正は、国の令和元年度補正予算に係るもの及びその他必要とする経費について措置するもので、184億7,700万円余の減額となっておりますが、国の経済対策に伴う経費として180億720万円余が計上されております。

歳入財源の主なものは、県債が82億1,200万円余の増額となる一方、繰入金が96億6,000万円余、諸収入が73億6,100万円余の減額となっております。この結果、補正後の一般会計の予算規模は5,946億4,800万円余となります。

このうち、一般会計と特別会計を合わせた補正後の予算額は、総合政策部が157億200万円余、総務部が2,714億7,500万円余となります。

このうち、新規事業「バスロケーションシステム導入支援事業」についてであります。

これは、インバウンド等の観光客が近年増加傾向にあり、その移動手段として、地域交通の重要性が一層増している状況を踏まえ、路線バス運行情報の「見える化」をさらに進め、より路線バスを利用しやすい環境を整備していくため、交通事業者が行う、スマートフォンやバス停留所でバスの所在地や到着予定時刻等が確認できるバスロケーションシステムの導入に対する支援を、国とともに行うものであります。

このことについて委員より、「県内の幾つの路線で実施するのか」との質疑があり、当局より、「バスロケーションシステム自体は、県内全路線を対象としている。バス停留所に整備するデジタルサイネージは、まずは宮崎市に18カ所、延岡市と高千穂町にそれぞれ1カ所の計20カ所に整備すると聞いている」との答弁がありました。

これに対し委員より、「将来的には、免許返納した高齢者を含め、交通弱者にバスを利用していただくことにもつながっていくと考えられるが、スマートフォンを使わない人のためにも、デジタルサイネージの整備を進めていただきたい」との意見がありました。

最後に、「総合政策及び行財政対策に関する調査」につきましては、地方自治法第109条第8



項の規定により、閉会中の継続審査といたしたので、議長においてその取り扱いをよろしくお願いいたします。

以上をもって、当委員会の報告を終わります。(拍手)〔降壇〕

○丸山裕次郎議長 次は、厚生常任委員会、岩切達哉委員長。

○岩切達哉議員〔登壇〕(拍手) 御報告いたします。

今回、当委員会に付託を受けました案件は、議案第1号外21件であります。慎重に審査をいたしました結果、お手元に配付の議案・請願委員会審査結果表のとおり、いずれも全会一致で決定いたしました。

以下、審査の主な概要について申し上げます。

まず、福祉保健部の令和2年度予算についてであります。

今回提案されました当初予算額は、一般会計と特別会計を合わせて2,305億8,800万円余で、前年度と比較して1.4%の増となっております。

このうち、新規事業「労働環境改善に向けた介護ロボット導入支援事業」についてであります。

この事業は、介護人材不足が特に深刻な中山間地域を初めとする介護サービス事業者に対し、介護職員の身体的負担の軽減や、業務効率化に効果のある介護ロボットの導入等を支援するものであります。

このことについて委員より、「介護ロボット導入に際し、都市部の介護事業者でも人手不足の状況にあるため、補助内容について事業者に不公平感が生じないように、丁寧な執行をお願いしたい」との要望があり、当局より、「人手不足については、特に中山間地域で厳しい状況に

あると聞いているが、都市部でも同じ状況にあることに変わらないので、丁寧な説明の上、事業に取り組みたい」との答弁がありました。

当委員会といたしましては、介護事業者全体において労働環境が改善されていくよう、要望します。

次に、新規事業「子育て相談窓口ステップアップ事業～目指せ！みやぎ版ネウボラ～」についてであります。

この事業は、希望する誰もが安心して妊娠、出産、子育てができる「子育てに優しいみやぎ」を実現するため、自治体が、妊娠期から就学前にかけて切れ目なく手厚いサポートを行う、フィンランドの「ネウボラ」という仕組みを参考に、本県では「みやぎ版ネウボラ」として、就学後も関係施設が連携して子育て相談窓口となり、継続した子育て支援に取り組むものです。

このことについて委員より、「乳児全戸訪問事業との兼ね合いはどうなるのか」という質疑があり、当局より、「乳児全戸訪問事業を実施しているのは17市町だが、他の市町村においても独自に全戸訪問を行っているほか、乳幼児健診を受診していない家庭等に対して、必要に応じて訪問活動を実施している。このため、訪問記録用のタブレット購入の補助メニューなども用意して市町村の活動を支援することで、一つの家庭も取りこぼさないという気持ちでネウボラに取り組みたい」との答弁がありました。

これに対して委員より、「子育て世代に対する支援が出生率の向上にもつながると考えるため、市町村と連携して、全ての子育て家庭がくまなく支援できるように事業展開してもらいたい」との要望がありました。

次に、「宮崎県社会的養育推進計画」につい

てであります。

このことについて委員より、「児童相談所の取り組みを推進する上でも、児童福祉司を初めとする職員の適正配置と強化が必要ではないか」との意見があり、当局より、「児童相談所の体制強化は喫緊の課題と捉える一方で、市町村も子供家庭支援に欠かせない役割を持つことから、それぞれの役割分担を十分に果たしながら、うまく連携して計画に取り組みたい」との答弁がありました。

次に、病院局の令和2年度予算についてであります。

今回提案されました県立病院事業会計予算の収益的収支は、収益361億3,000万円余、費用358億4,900万円余であります。前年度と比べ、給与費や材料費が増加した一方で、地域連携強化等の取り組みによる外来収益の増加を見込んでいることから、収益から費用を差し引いた収支は、2億8,000万円余の黒字が見込まれています。

このうち、新規事業「県立延岡病院ドクターカー整備事業」についてであります。

この事業は、県北の中山間地域における持続可能な医療体制を構築するため、県立延岡病院に患者搬送機能を有するドクターカーを整備し、救急医療体制の充実を図るものであります。

このことについて委員より、運用の開始時期や体制について質疑があり、当局より、「運用体制について、今後、関係市町村と協議を進めていき、早くて年度末の運用を目指したい」との答弁がありました。

これに対して委員より、「過疎地域の救急医療体制において、ドクターヘリとは違い、夜間対応も期待できることから、関係市町村と運用

方法についてしっかりと協議してもらいたい」との要望がありました。

次に、令和元年度補正予算についてであります。

まず、福祉保健部の補正予算についてであります。介護保険財政支援事業や保険基盤安定事業などの執行残等に伴い、一般会計で65億2,700万円余の減額、また、昨年度以降に超過して交付されていた療養給付金の返還に伴い、特別会計で17億6,800万円余を増額するものであります。この結果、一般会計と特別会計を合わせた補正後の予算額は2,230億8,500万円余となります。

次に、病院局の補正予算についてであります。抗がん剤等の高額薬品や診療材料の使用量の増加に伴い、材料費について7億2,700万円余を増額するものであります。この結果、補正後の病院事業費用は351億5,700万円余となります。

次に、令和2年3月4日に本県で1例目の発症が確認された、新型コロナウイルス感染症への対応についてであります。

このことについて当局より、感染患者が県内で確認されたことを受けて、県民から、感染拡大等に対して不安を感じているという相談を受けていることや、県立病院においても万全の体制で対応していることが報告されました。

また、保健所などの相談窓口でも、感染患者が確認された当時は、1日当たりの相談件数が198件から288件にふえたとのことであり、県民から健康などのさまざまな相談が寄せられたとの報告がありました。

新型コロナウイルス感染症への対応については、国全体の問題であるため、判断が難しい面もありますが、学校の休校やさまざまなイベン

ト等の自粛により、多くの県民がストレスを鬱積している現状が伝えられています。

当委員会といたしましては、適切なタイミングでの情報発信や、県民への相談対応の充実はもちろんですが、さまざまなストレスに対するメンタル面でのケア等についても十分対応していただきますよう、要望いたします。

最後に、「福祉保健行政の推進及び県立病院事業に関する調査」につきましては、地方自治法第109条8項の規定により、閉会中の継続審査といたしたいので、議長においてその取り扱いをよろしく願います。

以上をもって、当委員会の報告を終わります。(拍手)〔降壇〕

○丸山裕次郎議長 次は、商工建設常任委員会、日高博之委員長。

○日高博之議員〔登壇〕(拍手) 御報告いたします。

今回、当委員会に付託を受けました案件は、議案第1号外22件であります。慎重に審査をいたしました結果、お手元に配付の議案・請願委員会審査結果表のとおり決定いたしました。

なお、議案第1号及び第69号については賛成多数により、その他の議案については全会一致により決定しております。

以下、審査の主な概要について申し上げます。

まず、商工観光労働部の令和2年度予算についてであります。

今回提案されました当初予算額は、一般会計と特別会計を合わせて402億3,800万円余で、前年度6月補正後の予算と比較して4.7%の減となっております。

このうち、プロフェッショナル人材戦略拠点運営事業についてであります。

この事業は、販路開拓や生産性向上等に豊富な経験や専門的知識を有する都市部の人材と県内企業のマッチングを支援することで、UIJターンによる人材の確保を図るものであります。

このことについて委員より、本年度のマッチングの目標値と実績について質疑があり、当局より、「目標値20件に対して、本年2月末の成約件数は75件である」との答弁がありました。

これに対して委員より、「全国で同じような人材確保の取り組みを行っている中で、目標の約4倍の実績が出ているのは大変評価できるが、思うように成果が出なかったなどの理由で、採用後に退職する方もいるのか」との質疑があり、当局より、「思っていた仕事と違うため、やめられる方もいると聞いている。このようなミスマッチを防ぐために、拠点のスタッフが企業の経営者と面談して、どういう人材を必要としているのかを詳細に把握し、その結果を人材紹介会社へ正確に伝えることで、企業が求める人材が採用されるようにしている。また、拠点のスタッフが、企業と採用された方の双方と面談するなどのフォローアップを行い、離職を防ぐようにしている」との答弁がありました。

当委員会といたしましては、都市部のプロフェッショナル人材が、本県企業の成長や生産性向上に対して大きな役割を果たすことができるよう、しっかりマッチングを行い、人材が定着するための取り組みを進めていただくよう、要望いたします。

次に、女性・高齢者就業支援事業についてであります。

この事業は、少子高齢化や人口減少により、今後、労働力人口の減少が見込まれる中で、女

性や高齢者の就業希望者を対象とした相談窓口を設置し、情報提供を強化するなどにより、女性や高齢者の就職を促進し、企業等の人材確保を図るものであります。

このことについて委員より、「企業によって採用する人材は変わってくると思うが、どういった年齢層の方などを対象としているのか」との質疑があり、当局より、「現在無職で就業を希望する方は、高齢者が約1万人、15歳から64歳までの女性が約3万3,900人いるが、女性では、子育てで一旦離職して再度仕事につきたいと思われている方を、高齢者については、定年退職された方で、引き続き就業を希望する方などを中心に、支援を行っていきたいと考えている」との答弁がありました。

また、別の委員より、周知方法について質疑があり、当局より、「ホームページやチラシ等で周知を図っていきたいと考えているが、現在行っている高齢者向けの就職支援の事業では、新聞に広告を掲載したところ、反応がよく、集まりが好調なため、高齢者に対しては、新聞広告も活用しながら事業を進めていきたい」との答弁がありました。

次に、県土整備部の令和2年度予算についてであります。

今回提案されました当初予算額は、一般会計と特別会計を合わせて911億8,000万円余で、前年度6月補正後の予算と比較して5%の増となっております。

このうち、新規事業「県内建設産業PR促進事業」についてであります。

この事業は、建設産業の担い手として期待される高校生や大学生、また、本県へのUターン希望者等に対して、建設産業の魅力をPRし、就職促進を図るため、高校生等の親子を対象と

した現場見学会や職場説明会を開催するほか、県内企業の就業状況や職場環境等を紹介するガイドブックを作成、配布するものであります。

この事業に関連して委員より、「土木建設技術者を養成する機関として産業開発青年隊があるが、必要な経費はどのくらいになるのか」との質疑があり、当局より、「全寮制であるため、入学金と授業料に加え、寮への入所料を含めると、年間で約80万円であり、授業料で見ると月額約1万円である」との答弁がありました。

これに対して委員より、「入学金や授業料を免除すると、産業開発青年隊の志願者もふえ、その後の建設産業への就職にもつながっていくと思うが、免除規定等はないのか」との質疑があり、当局より、「国の助成金があり、これを利用して研修を受講する方もいるので、これらの活用により県内の建設産業への就職につながるよう、働きかけを行っていききたい」との答弁がありました。

次に、令和元年度補正予算についてであります。

まず、商工観光労働部の補正予算についてであります。一般会計で103億2,800万円余の減額、特別会計で3,300万円余の減額であり、この結果、一般会計と特別会計を合わせた補正後の予算額は318億7,500万円余となります。

次に、県土整備部の補正予算についてであります。一般会計で28億1,400万円余の増額、特別会計で5億1,600万円余の減額であり、この結果、一般会計と特別会計を合わせた補正後の予算額は892億900万円余となります。

次に、公共事業における働き方改革への対応についてであります。

このことについて委員より、「週休2日を実

施している事業者に対して、総合評価落札方式等の入札制度の中で加点するなどの優遇措置は行っているのか」との質疑があり、当局より、

「総合評価落札方式における加点はしていないが、実際に週休2日を達成した場合には、労務費や機械経費、間接工事費等の必要な経費は考慮している」との答弁がありました。

また、別の委員より、「現場の技術者だけではなく、事務職や営業職の負担を軽減することも必要であるが、どのような取り組みを行っているのか」との質疑があり、当局より、「入札時の負担軽減を図るため、確認書を発行して、入札案件ごとに提出する資料を簡略化するといった取り組みを行っている。今後とも、建設業協会との意見交換を行いながら、簡素化や負担軽減ができるものについては積極的に取り組んでいきたいと考えている」との答弁がありました。

最後に、「商工観光振興対策及び土木行政の推進に関する調査」につきましては、地方自治法第109条第8項の規定により、閉会中の継続審査といたしたいので、議長においてその取り扱いをよろしくお願いいたします。

以上をもって、当委員会の報告を終わります。(拍手) [降壇]

○丸山裕次郎議長 次は、環境農林水産常任委員会、野崎幸士委員長。

○野崎幸士議員 [登壇] (拍手) 御報告いたします。

今回、当委員会に付託を受けました案件は、議案第1号外17件であります。慎重に審査をいたしました結果、お手元に配付の議案・請願委員会審査結果表のとおり決定いたしました。

なお、議案については全会一致により、請願第1号については賛成少数により決定しており

ます。

以下、審査の主な概要について申し上げます。

まず、環境森林部の令和2年度予算についてであります。

今回提案されました当初予算額は、一般会計と特別会計を合わせて220億6,800万円余で、前年度6月補正後の額と比較して10.3%の減となっております。

このうち、新規事業「森林産業サプライチェーンマネジメントモデル構築事業」についてであります。

この事業は、誤伐・盗伐問題の解決に向け、流通する木材の合法性を担保・補強する情報や、総合評価モデルの検討・検証を通じて、木材の合法性を担保する新たなルール等を確立し、全国に先駆けた森林産業サプライチェーンマネジメントモデルを構築することで、木材流通の適正化を図るものであります。

このことについて委員より、「総合評価等を行うに当たり、素材生産業者等の事務手続が煩雑になることが予想されるが、当事業を実施することで、どのようなメリットがあるのか」との質疑があり、当局より、「木材流通の適正化に取り組んだ素材生産業者を評価し、その結果を周知・啓発することで、優良な業者の木材取扱量の増加につながるとともに、伐採跡地の情報等を評価の対象にすることで、造林業者の省力化を図り、再生林につながるような事業となるよう取り組んでまいりたい」との答弁がありました。

次に、新規事業「みやざき林業大学校」担い手総合研修事業」についてであります。

このことについて委員より、みやざき林業大学校における市町村職員等も含めた、今後の担

い手の育成の方針について質疑があり、当局より、「みやざき林業大学校では、長期課程に加え、短期課程やリーダー養成課程など4つの研修コースがある。今後、これらのカリキュラム等の充実を図っていくことで、林業従事者や市町村職員等が知識やスキルを身につけることができる体制を整えるとともに、相互のコミュニケーションを図ることで、林業大学校をプラットフォームとして、さらなる林業技術の普及に努めてまいりたい」との答弁がありました。

当委員会といたしましては、みやざき林業大学校が県内林業・木材産業を支える大きな力となれるよう、林業技術センターや関連機関等と連携しながら、さらなる研修体制の充実に取り組んでいただくよう、要望します。

次に、農政水産部の令和2年度予算についてであります。

今回提案されました当初予算額は、一般会計と特別会計を合わせて445億3,500万円余で、前年度6月補正後の額と比較して6%の増となっております。

このうち、新規事業「畜産バイオマスエネルギー利活用支援事業」についてであります。

この事業は、畜産農家の規模拡大のネックとなっている家畜排せつ物の高度利用の推進に向け、牛ふん等の燃焼技術に関する調査及び検討を行うとともに、地域における畜産バイオマスエネルギーの利活用の取り組みを支援することで、環境負荷の低減や畜産農家の規模拡大等を図るものであります。

このことについて委員より、「当事業では、家畜排せつ物の処理に関して、具体的にどのような取り組みを行うのか」との質疑があり、当局より、「本県では畜産が盛んであり、堆肥化だけでは処理できない家畜排せつ物の処理が課

題となっているため、検討協議会を設立し、農研機構や宮崎大学等と連携しながら、燃焼させるための条件の検討や燃焼灰等の利活用について検討してまいりたい」との答弁がありました。

これに対して委員より、「今後、畜産の規模拡大が進んでいくことが予想されることから、将来を見据えて、家畜排せつ物の適正処理が図られるよう、堆肥や燃焼灰などを利用する園芸農家等の育成にも引き続き取り組んでいただきたい」との要望がありました。

次に、令和元年度補正予算についてであります。

まず、環境森林部の補正予算についてですが、一般会計で9億1,100万円余、特別会計で6,300万円余の減額であり、この結果、一般会計及び特別会計を合わせた補正後の予算額は236億7,800万円余となります。

次に、公共事業における働き方改革への対応についてであります。

このことについて当局より、「建設産業の担い手の確保を図る観点から、週休2日工事の試行等に取り組んでいく」との説明がありました。

これに対して委員より、「週休2日の実現のためには、建設技術者の確保が必要だと思うが、どのように取り組んでいくのか」との質疑があり、当局より、「新卒者など若手の建設技術者を確保するためには、魅力ある職場環境づくりが必要と考えていることから、働き方改革に引き続き取り組むとともに、働き方改革を進める上で必要な経営基盤の安定化に向けた継続的な予算の確保や、適正な積算についても努めてまいりたい」との答弁がありました。

これに対して委員より、今後も建設業者等の

意見を丁寧に聞きながら、公共三部一体となつて働き方改革に取り組んでいただくとともに、小・中・高校生に向けた建設業の魅力発信についても、教育委員会と連携しながら取り組んでいただきたい」との意見がありました。

次に、農政水産部の補正予算についてであります。

今回の補正は、一般会計で25億9,300万円余、特別会計で1,100万円余の減額であり、この結果、一般会計と特別会計を合わせた補正後の予算額は403億5,900万円余となります。

このうち、農地中間管理機構等支援事業についてであります。

このことについて委員より、今年度の農地集積の実績や今後の取り組みについて質疑があり、当局より、「今年度の農地集積目標3,000ヘクタールに対し、現時点での実績は約1,300ヘクタールで、目標の約45%となっている。今後は、市町村を中心に話し合いを進め、人・農地プランの実効性を高め、担い手の明確化を図りながら、農地集積に取り組んでまいりたい」との答弁がありました。

これに対し委員より、「今後、スマート農業を進めていく上でも、農地集積は非常に重要であることから、農家の理解を得ながら、農地中間管理機構がその機能を最大限発揮できるよう、支援していただきたい」との要望がありました。

最後に、「環境対策及び農林水産業振興対策に関する調査」につきましては、地方自治法第109条第8項の規定により、閉会中の継続審査といたしたいので、議長においてその取り扱いをよろしく願います。

以上をもって、当委員会の報告を終わります。

(拍手)〔降壇〕

○丸山裕次郎議長 次は、文教警察企業常任委員会、渡辺創委員長。

○渡辺 創議員〔登壇〕(拍手) 御報告いたします。

今回、当委員会に付託を受けました案件は、議案第1号外14件であります。慎重に審査をいたしました結果、お手元に配付の議案・請願委員会審査結果表のとおり、いずれも全会一致で決定いたしました。

以下、審査の主な概要について申し上げます。

初めに、企業局の令和2年度公営企業会計予算についてであります。

まず、電気事業会計予算についてであります。収益的収支は、事業収益48億7,500万円余、事業費は52億9,100万円余で、事業収益から事業費を差し引いた収支残はマイナス4億1,600万円余であります。

また、工業用水道事業会計予算については、同じく事業収益4億900万円余、事業費は4億7,000万円余で、収支残は100万円余であり、地域振興事業会計予算については、同じく事業収益2,100万円余、事業費は2,100万円余で、収支残は16万4,000円であります。

このうち、新規事業「みやぎきの内水面資源回復推進事業」についてであります。

この事業は、河川生物の資源調査や産卵床の造成、放流などを知事部局と共同で行い、漁場環境の再生と河川的环境保全に寄与するものであります。

このことについて委員より、「知事部局では以前から行われていた取り組みであるが、産卵床の造成は有効な手段の一つと考えられる。どういったものをつくるのか」との質疑があり、

当局より、「川底に埋まっている石を掘り返し、ある程度のエリアできれいに並べると、アユの産卵がふえるという専門家の研究成果があるため、その指導をいただきながら取り組んでまいりたい」との答弁がありました。

これに対して委員より、「継続的にやらないと効果は見込めない。将来、効果が出るまでやるのか」との質疑があり、当局より、「5カ年間の事業として計画しており、その中で取り組み状況のチェック・見直しなどを継続的に行い、改善が見られれば次の取り組みを検討するなど、効果のあるものにしていきたい」との答弁がありました。

これに対して委員より、「アユに限らず、ウナギなどさまざまな水生生物の生息データを蓄積し、しっかり効果を検証しながら取り組んでいただきたい」との要望がありました。

次に、教育委員会の令和2年度予算についてであります。

今回提案されました当初予算の規模は、一般会計と特別会計を合わせて1,108億6,400万円余であり、前年度6月補正後の予算と比較して1.2%の増となっております。

このうち、新規事業「統合型校務支援システム導入事業」についてであります。

この事業は、公立の小中学校に県内統一の校務支援システムを導入することで、働き方改革の推進と教育の質の向上を図るものであります。

このことについて委員より、全国での導入状況について質疑があり、当局より、「全国的には57.5%で導入されているが、市町村単独で導入しているところが多く、全県的に同じシステムを導入しているのは鳥取県だけで、全県的に導入されれば、本県は全国で2番目となる」と

の答弁がありました。

これに対して委員より、「実際にどれぐらいの負担軽減が予測されるのか」との質疑があり、当局より、「導入済みの学校への全国調査によると、1日当たり30分から1時間程度の負担軽減が図られたという結果が出ている。また、県内で導入している3つの市町への聞き取りを行ったところ、通知表等にかかる時間が大幅に減ったと伺っている」との答弁がありました。

当委員会といたしましては、業務量の軽減は働き方改革の重要な要素であり、しっかり取り組んでいただくとともに、通知表など個人情報を取り扱うため、セキュリティ対策にも万全を期していただくよう要望いたします。

次に、公安委員会の令和2年度予算についてであります。

今回提案されました当初予算の規模は272億6,900万円余であり、前年度6月補正後の予算と比較して0.8%の増となっております。

このうち、高齢者による制限運転の取り組みについてであります。

このことについて委員より、「高齢者みずからが時間帯や場所等の運転条件を宣言する「制限運転」は、本県にとって重要な取り組みである。今後、どのような形で県内に広げていくのか」との質疑がありました。

これに対して当局より、「制限運転の取り組みは、県内の市町村がほぼ賛同しており、それらの自治体主導で実施されている。県警としては、その支援を行っているが、今後は、運転技能講習や診断の場を、制限運転の宣言者に重点的に割り当てるといった取り組みを進めていきたい」との答弁がありました。

次に、令和元年度補正予算についてでありま



す。

まず、公営企業会計補正予算についてであります。

今回の補正は、電気事業会計における渡川発電所大規模改良事業について、水利権に係る国土交通省との協議に時間を要したこと及び土木・建築工事における入札不調に伴い、資本的支出及び事業費で2億3,900万円余の減額補正を行うとともに、地域振興事業会計において、一ツ瀬川民スポーツレクリエーション施設の納付金の減額に伴い、事業収益で1,000万円余の減額補正を行うものであります。

この結果、電気事業会計の補正後の事業費及び資本的支出の合計は66億1,300万円余、地域振興事業会計の補正後の事業収益は1,100万円余となります。

次に、新型コロナウイルス感染症対策に伴う一ツ瀬川民スポーツレクリエーション施設の営業休止についてであります。

このことについて当局より、「高齢者が新型コロナウイルスに感染した場合、重篤化する可能性が高いとされており、当ゴルフ場は、利用者の大半が65歳以上であることから、利用者数が伸び悩んでいる現状での苦渋の判断ではあるが、当面、営業を休止することとした」との報告がありました。

これに対して委員より、「大雨等によりゴルフ場が使えない場合には、指定管理者の納付金が減額されることがあるが、今回もそうなるのか」との質疑があり、当局より、「基本協定書の中で、天災・事故その他やむを得ない場合には、お互いに協議することとなっている」との答弁がありました。

これに関して委員より、「1カ月程度の休業になるが、決算の見通しは具体的にどうなるの

か」との質疑があり、当局より、「収支残は、現時点で約1,000万円の赤字であり、この休業により、さらにふえることになる。具体的には、今後指定管理者と協議をして決めることになるが、収入としては、1カ月当たり600万円程度減少すると考えている」との答弁がありました。

次に、教育委員会の補正予算についてであります。

今回の補正は、一般会計で18億3,700万円余の減額、特別会計で9億4,700万円余の増額であり、この結果、一般会計と特別会計を合わせた教育委員会の補正後の予算額は1,086億2,800万円余となります。

次に、新型コロナウイルス感染症対策に伴う県立学校の臨時休業等についてであります。

このことについて委員より、小中学校等の臨時休業による影響等について質疑があり、このことに関して当局より、「新型コロナウイルスに対応する関連法案が近日審議されるが、春休みの取り扱いや休業の期間についても、国から対応案が示されると思うので、国の動向も踏まえ、再度検討していきたい」との発言がありました。

当委員会といたしましては、小中学校等の臨時休業は、仕事を休まざるを得ない保護者が見られるなど、県民生活にさまざまな影響を及ぼすことから、県民の不安を払拭するためにも、できる限り早い段階で県の対応策を示していただくよう要望いたします。

次に、公安委員会の補正予算についてであります。

今回の補正は、一般会計で6億2,000万円余の減額であり、この結果、補正後の一般会計予算額は264億2,800万円余となります。

最後に、「教育及び警察行政の推進並びに公

営企業の経営に関する調査」につきましては、地方自治法第109条第8項の規定により、閉会中の継続審査といたしたいので、議長においてその取り扱いをよろしくお願いいたします。

以上をもって、当委員会の報告を終わります。(拍手)〔降壇〕

○丸山裕次郎議長 以上で、常任委員長の審査結果報告は終わりました。

委員長の審査結果報告に対する質疑の通告はありません。

## ◎ 討 論

○丸山裕次郎議長 これより討論に入りますが、討論についての発言時間は1人10分以内といたします。

討論の通告がありますので、順次発言を許します。まず、前屋敷恵美議員。

○前屋敷恵美議員〔登壇〕(拍手) おはようございます。日本共産党の前屋敷恵美でございます。

私は、日本共産党を代表して、今議会上程議案のうち、議案第1号「令和2年度宮崎県一般会計予算」及び第4号「令和2年度宮崎県国民健康保険特別会計予算」について、反対の立場から討論いたします。

新年度予算に大きくかかわる課題は、昨年10月から始まった消費税10%増税の影響です。県民の暮らしにも地域経済にも、大きく影を落としています。そして今、新型コロナウイルスの影響が深刻さを増しています。

県の当初予算は、一般会計で6,127億8,800万円、対前年度当初予算比172億円余、2.9%の増額予算です。地方交付税と代替財源である臨時財政対策債は前年度を上回り、県債発行額は704億円余に抑えられましたが、県債残高は8,466

億9,400万円余と、依然として多額に及びます。

自主財源である県税は、法人県民税や法人事業税の減により、前年度比10億7,000万円、1.1%の減収。一方、地方消費税清算金は、税率の引き上げで25億7,100万円、16.9%の増収です。消費税増税の影響が、こうした形でもあらわれています。

今、県民の暮らしは、年金を減らされながら、医療や介護の負担はふえ、消費税増税が追い打ちをかけるという厳しい状況です。県民の暮らし、地域経済、基幹産業である農業や中山間地域をどう守っていくのか、県民の暮らしを守り、福祉の増進に努めるとする地方自治体の役割が問われています。

予算の全体では、福祉や医療、教育、農業など、必要な予算が組まれていますが、不十分さや問題点も含んでいます。

第1に、医療・福祉・社会保障の施策です。

地域医療介護総合確保基金事業は、大幅増額を行いながら、当面必要な施策もありますが、地域医療構想のもとに、病床削減の方向が加速されようとしています。

昨年9月、政府が突然、全国424病院を名指しして、2020年9月までに再編統合、機能移転、ベッド数縮減などの計画を具体化するよう求めました。宮崎県は、県内7病院が対象に挙げられ、衝撃が走りました。こうしたことで地域医療を守れるのか。安心して医療が受けられずして、人口減少を食いとめることはできません。必要な医療や介護がしっかりと保障されるものでなくてはなりません。県の対応を求めておきたいと思います。

貧困対策や子育て支援等において、県民の暮らしの実情や県民要求が真剣に受けとめられているのか。人口減少対策が喫緊の課題であると

して、基金事業が進められ、子育て支援策も提案されています。しかし、県民から強く要望されている子供医療費助成事業については、就学前までの乳幼児医療費助成事業にとどまったままです。事業拡大の予算の位置づけが問われていると思います。

重度障がい者（児）医療費公費負担事業については、1医療機関ごとに500円の自己負担はあるものの、医療費立てかえ払いの解消を図る制度に改善が図られることは、県民の願いに応えるものだと思います。

第2に、農業予算で今必要なのは、家族農業を支え、持続可能な農業にするための価格保証や所得保障の予算、新規就農者だけでなく、後継者対策の予算など、農家を直接支援する手だてを講じ、安全・安心な食料の自給、地産地消の推進で、宮崎県の農業と農家を守ることでないでしょうか。中山間地域においても同様です。

また、土地改良事業費などは毎年多額が予算化され、それに伴う負担金も多額に及んでいます。こうした農業土木に特化する計画・施策については、見直しや改善も必要であると思います。

第3に、雇用対策や地域経済のかなめである中小企業への支援対策をもっと充実することで。県内企業を元気にすることが大事です。

また、最低賃金の引き上げは、とりわけ宮崎県では喫緊の課題であり、国の支援も求めながら、県内企業の給与水準を引き上げるための方策を、企業とともに県も積極的に講じることです。そのことが、高校生や若い世代の県内就職の促進にもつながるものです。

また、誘致企業による雇用の促進は、正規雇用や労働条件の整備など、県民が安心して働け

る職場にすることです。

最後に、働き方改革の名のもとに、会計年度任用職員制度や、教育現場での1年単位の變形労働時間制が進められる問題です。

会計年度任用職員制度は、従来の非常勤職員や賃金職員としての不安定雇用が解消されるかのように見えますが、決してそうではありません。また、1年単位の變形労働時間制に至っては、とても人間らしい働き方とは言えません。こうした制度導入は、見直すことが必要だと思います。

以上、当初予算案について幾つか問題点を指摘させていただきました。地方自治を守る立場で、自治体本来の役割である住民の健康と福祉の増進に寄与するために、県民に寄り添った行財政運営を求めたいと思います。

また、県民の暮らしを脅かす国の政策には、きっぱりと立ち向かう対応を求めるものです。

次に、議案第4号「令和2年度宮崎県国民健康保険特別会計予算」についてです。

国が2018年から導入した国保の都道府県単位化事業の狙いは、市町村が一般会計から国保会計に繰り入れを行っている自治体独自の国保税軽減をやめさせ、その分を保険料に転嫁させることにあります。

昨年度、県内では9つの自治体、34.6%が国保税の引き上げを行っておりますが、これは、値上げ自治体の多さでは全国第10位です。国保加入者は、非正規雇用の労働者や退職後の高齢者が大半を占めます。貧困化で国保税を払えずにいる人が多数いるにもかかわらず、国が国庫負担金を減らし続けてきたために、国保税は高騰しているのが現状です。

ところが、国は、市町村の公費繰り入れを削減・廃止する取り組みを進めないと保険者努力

支援制度の交付金を減らすペナルティー措置を、今年度、2020年度から導入するといったしました。しかし、これを認めるわけにはいきません。

全国知事会も、国保税を協会けんぽの保険料並みに引き下げのために、1兆円の公費負担増を政府に要望しています。また、国保税をけんぽ並みに引き下げには、均等割など、国保にしかない仕組みの廃止が必要です。均等割は、世帯人数がふえるごとに負担がふえるため、子供の多い世帯を直撃し、子育て支援に逆行するものとなっています。何より、県としても、削減してきた国庫負担をふやすことなどを国に求め、高過ぎる国保税の引き下げの手だてを尽くすことが必要であることを強く求めて、討論いたします。以上です。(拍手) [降壇]

○丸山裕次郎議長 次に、来住一人議員。

○来住一人議員 [登壇] (拍手) 日本共産党を代表して、議案第27号、第69号、請願第1号について討論いたします。

まず、議案第27号「義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例の一部を改正する条例」について、反対の立場から討論いたします。

改正の中心点は、教育委員会の任務に、教育職員の健康及び福祉の確保を図るための措置として、教育職員が、正規の勤務時間及びそれ以外の時間において行う業務の量の管理、職員の健康及び福祉を図ることを追加し、条例に挿入するというものであります。

教育職員の勤務時間の管理と健康・福祉に関しては、条例を改正するまでもなく、労働基準法や教育職員給与特別措置法等によって施行されてきたものであります。あえて今、なぜ改正を必要とするのか。それは、公立学校の教職員

に「1年単位の変形労働時間制」を導入するためであり、その布石と考えられます。

「1年単位の変形労働時間制」の問題点については、さきの一般質問で明らかにしてきたところであります。この労働時間制は、繁忙期に1日の労働時間を10時間まで可能とし、閑散期と合わせ、平均で1日当たり8時間におさめるというものです。元来、人間の心身は繁忙期の疲労を閑散期で回復できるようにはなっておりません。この制度は、人間の生理に合った1日8時間労働の原則を破るものであります。

全国調査において、残業時間が月45時間をオーバーしている教師の比率は、小学校で57.8%、中学校で74.2%以上であり、当然、これには家庭に持ち帰っての業務は含まれておりません。1年単位の変形労働制は、教職員の皆さんの異常までと言われる今日の長時間労働を解決するどころか、さらに深刻なものにすることに間違いありません。こうした方向に道を開こうとする本議案に同意できないものであります。

次に、議案第69号「公の施設に関する条例等の一部を改正する条例」について、反対の立場から討論いたします。

本議案は、教育関係の公の施設に関する条例の外4条例の一部を改正しようとするものです。改正の理由は、PFI事業により公の施設を整備する場合に、当該PFI事業を行う者を当該施設の指定管理候補者に選定できるようにすることです。この条例改正も、直接は、国体に向けて建設するプール施設をPFI事業で整備し、指定管理候補者に整備事業者を選定するためのものであります。

PFI事業は、公共施設などの建設、維持管理、運営などを、民間の資金や経営能力を活用して推進するものであります。PFIの先進国

はイギリスであります。大手カリリオンは鉄道、医療施設、発電所などの大型事業、また450件の公共運用サービスを受注し、英国建設企業の第2位に上り詰めた企業であります。経営が破綻し、政府が巨額の資金提供をしなければならぬ結果となっております。

P F I 事業の破綻は、国内でも相次いでおります。例えば、福岡市の「タラソ福岡」、北九州市の「ひびきコンテナターミナル」、名古屋市の「名古屋港のイタリア村」など、また仙台市の「スパパーク松森」の天井崩落事故、近江八幡市の「近江八幡医療センター」の契約解除、「高知医療センター」の事業契約解除などがあります。2013年より10年間で、P F I 事業は418件行われておりますが、整備費や管理費を財源以外の収入で回収するというP F I 本来の目的を達成したのは21件に過ぎないことを、内閣府も認めております。

P F I 事業の狙いは、県外の大企業やゼネコンのための新事業をつくり出すために、従来の公共分野の仕事を広く民間に明け渡すものであります。しかも、P F I 法が改正され、議会のチェック機能と住民の関与が後退させられているのが現状であります。こうして、P F I やそれと関係した指定管理者制度は、公共サービスなどを民間大企業が利益目的に行うもので、支持できるものではなく、したがって、本議案に反対するものであります。

次に、請願第1号「種苗法改定の取りやめを国へ求める請願」については、これを支持し、採決すべき立場から討論をいたします。

政府は、「育成者権保護の強化」を目的に、種苗法改正案を今国会に提出しました。この改正案に「自家増殖の原則禁止」が盛り込まれていることによって、大きな議論となっております。

す。

自家増殖とは、購入した種や苗を育て、収穫したものの中から形状や品質のよいものを選び、翌年、種苗として利用することです。長野県北部の「野沢菜」は、江戸時代に「天王寺かぶ」の種を持ち帰ってまいったものが進化したと言われてるように、農作物が自家増殖を繰り返すことで、その土地に合ったものに進化しました。これを利用して、収穫物の中から自分の気に入ったものを翌年の種や苗として使用するために選別を繰り返すのも、農業者のやりがいの一つだと思います。

この農民のやりがいを奪い、種苗を全て購入させる背景には、種子法廃止の論議で明らかになったように、「種を制する者は世界を制する」との多国籍アグリビジネスの狙いがあることは明らかだと思います。種子法廃止は、日本にとって重要な穀物の種子生産から公的関与をなくし、国や自治体の品種開発を予算の面からなくし、種子生産に関する知見を民間に差し出すことを強いました。

今回の改正案は、その知見を利用し、新しい品種登録を進め、その登録品種の自家増殖を禁止する、種子企業による支配の最終仕上げとしか思えません。

国連が採択した「農民の権利宣言」第19条は、自家増殖を含め、種子の利用、保管、交換する権利を明確にしております。

以上のような立場からも、本請願は採択すべきだと考えます。以上で討論を終わります。

(拍手) [降壇]

○丸山裕次郎議長 ほかに討論の通告はありません。

以上で討論は終わりました。

◎ 議案第1号、第4号、第27号及び第69号  
採決

○丸山裕次郎議長 これより採決に入ります。

まず、議案第1号、第4号、第27号及び第69号について、一括お諮りいたします。

各号議案に対する委員長の審査結果報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

[賛成者起立]

○丸山裕次郎議長 起立多数。よって、各号議案は委員長の報告のとおり可決されました。

---

◎ 議案第2号、第3号、第5号から第26号まで、  
議案第28号から第68号まで及び第70号から  
第83号まで採決

○丸山裕次郎議長 次に、議案第2号、第3号、第5号から第26号まで、第28号から第68号まで及び第70号から第83号までの各号議案について、一括お諮りいたします。

各号議案に対する委員長の審査結果報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○丸山裕次郎議長 御異議なしと認めます。よって、各号議案は委員長の報告のとおり可決されました。

---

◎ 請願第1号採決

○丸山裕次郎議長 次に、請願第1号についてお諮りいたします。

本請願に対する委員長の審査結果報告は不採択であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

[賛成者起立]

○丸山裕次郎議長 起立多数。よって、本請願

は委員長の報告のとおり不採択に決定いたしました。

---

◎ 閉会中の継続審査及び継続調査案件採決

○丸山裕次郎議長 次に、お手元に配付のとおり、各常任委員長及び議会運営委員長から閉会中の継続審査及び調査の申し出がありますので、これを議題といたします。〔巻末参照〕

閉会中の継続審査及び調査については、各委員長の申し出のとおり決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○丸山裕次郎議長 御異議なしと認めます。よって、各委員長の申し出のとおり、閉会中の継続審査及び調査とすることに決定いたしました。

---

◎ 特別委員長調査結果報告

○丸山裕次郎議長 次に、特別委員長の調査結果報告を議題といたします。

ここで、特別委員長に調査結果報告を求めます。まず、産業人財育成・外国人雇用対策特別委員会、西村賢委員長。

○西村 賢議員〔登壇〕(拍手) 当委員会では、産業人財育成及び外国人雇用対策に関する所要の調査活動を行ってまいりました。調査結果につきましては、お手元に配付の報告書のとおりであります。その概要について、ここで御報告申し上げます。

本県においては、自然減と社会減の同時進行で人口減少が進んでおり、特に社会減においては、新規高卒者の県内就職率が上昇してきているものの、進学・就職時に多くの若者が県外に流出する状況は、一貫して続いています。

15歳から64歳の生産年齢人口は、ピーク時

の1985年の76万5,000人から、2045年には39万7,000人にまで減少すると推計されています。農業分野では、就業人口が年々減少し、担い手不足や高齢化が従来から顕著になっているのを初め、介護など、既に多くの分野で人手不足に直面しています。

こうした中、国は、いわゆる「骨太の方針」において、「人手不足は深刻化しており、我が国の経済・社会基盤の持続可能性を阻害する可能性が出てきている」として、これまで慎重であった、専門的・技術的分野以外の外国人労働者を受け入れるための新たな在留資格「特定技能」を、昨年4月に創設しました。また、「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策」を取りまとめました。

本県においても、U I J ターンの推進など、これまで行ってきた人材確保のための取り組みに引き続き力を入れる一方で、人手が絶対的に不足する時代を迎えていることを踏まえ、外国人材の受け入れのための施策を、中長期的視点に立って推進していく必要があります。

加えて、今後、外国人住民、外国人労働者のいずれも、さらなる増加が見込まれることから、多文化共生施策の充実を図っていく必要があります。

また、将来を担う産業人材の育成・確保を図っていくためには、キャリア教育の一層の充実が重要と考えます。

当委員会では、このような認識のもと、「人手不足解消のための施策に関すること」「外国人材の受入れ・活用に関すること」「多文化共生に関すること」の3項目を調査事項として決定し、調査活動を行い、県当局への提言を取りまとめました。

以下、主なものについて御紹介いたします。

まず、人手不足解消のための施策に関することについてであります。

人手不足解消のための施策に関しては、委員から、「本県が就職先として選ばれる地域となるためには、県内企業の賃金を上げていく必要がある」といった発言が多くありました。本県の毎月給与額を見ると、全国より約8万円低くなっています。介護分野で県が実施した実態調査結果によると、離職率が高い理由は、「賃金が低いから」などとなっております。

建設分野での労働単価の引き上げなど、県の取り組みも重要ですが、県内企業が人材を確保していくためには、賃上げを初めとする企業の主体的な処遇改善等の取り組みが必要です。

県当局には、このような県内企業の取り組みを支援していくことを要望いたします。

また、新規高卒者の県内就職率は全国最低を脱したものの、若者の県外流出は依然として顕著です。理由としては、賃金の高さや都会への憧れなどが考えられますが、これまで若者に地元企業や地域の魅力を十分に伝えてこなかったことも要因の一つとの反省から、近年、小・中・高等学校ではキャリア教育に力を注いでおり、日向市キャリア教育支援センターなどの先進的な取り組みも行われています。

このような中、県内調査で伺った県立都城農業高校で取り組まれている、「デュアルシステム」と呼ばれる長期間の地域での体験型研修は、作物の植えつけから収穫までを年間通して体験するもので、地元企業に対する理解が深まり、進路に対する意識が高まるなど、通常行われている短期間の職場体験と比べ、非常に効率が高く、行政、企業など地域全体で農業の人材育成を行う取り組みとなっていることも含め、高く評価します。

県外調査で伺った東京都の株式会社沖ワークウェルでは、ICTを活用して在宅勤務をしている重度障がいのある社員が出前授業を行うなど、特別支援学校でのキャリア教育に取り組んでいました。委員からは、「ICTを活用すれば、障がいを持った子供も、得意なことを生かした仕事ができる可能性が広がるとの強い印象を受けた」との意見がありました。

県当局には、都城農業高校が取り組んでいる「デュアルシステム」をほかの高校にも展開するほか、特別支援学校における取り組みなど、キャリア教育の一層の充実を図っていくことを要望いたします。

次に、外国人材の受入れ・活用に関することについてであります。

外国人材の受け入れ・活用に向けて、他県では既に積極的な取り組みが行われています。県外調査で伺った大分県では、県において、「技能実習生受入監理団体協議会」を設立し、企業と監理団体のマッチングを進めるとともに、市町村が監理団体を設立するなど、生活者としての外国人支援のみならず、労働者としての外国人受け入れに全県的に取り組んでいます。

別府市にある「おおいた留学生ビジネスセンター」では、インキュベーション施設の提供など、留学生に対する就職支援や企業支援が手厚く行われており、高度外国人材の獲得に力を入れています。また鹿児島県では、外国人材を安定的に受け入れるため、送り出し国との関係構築に取り組んでいます。

このように、賃金の高い都市はもとより、地方間でも外国人材の獲得競争は厳しさを増しており、さらには複数の調査先から、諸外国との競争も激しくなっているとの状況を伺ったところです。

一方で、県内においても、バングラデシュの高度IT技術者をIT企業とマッチングさせる、「宮崎ーバングラデシュ・モデル」という全国的にも先進的な取り組みが、産学官の連携のもと行われているほか、高度外国人材の獲得にみずから取り組む企業もあらわれています。

本県が外国人から選ばれる地域になるためには、賃金の引き上げを初め、企業が主体的に待遇改善等に取り組むことが不可欠であるとともに、地域全体で生活支援を充実させていくことが重要です。

多くの調査先から、「生活支援がしっかりしていれば、SNSでその評判は広まり、外国人材は定着してくれる」との意見がありました。本県でも産業人材の確保が年々厳しくなることが見込まれる中、今後、外国人材の受け入れが進まない場合、経済・社会基盤の持続可能性にも影響を及ぼすおそれがあると考えます。

県当局においては、外国人材の受け入れに向けた基本方針を検討の上、処遇改善につながる県内企業の取り組み支援を初め、送り出し国との関係構築など、必要な施策を推進していくよう要望いたします。

最後に、多文化共生に関することではありません。

多文化共生に関しましては、年々増加する外国人住民への対応として、積極的に取り組むことはもとより、産業の担い手として期待される外国人材から選ばれる地域となるためにも、生活支援を初めとする施策の充実が必要です。

県当局においては、在住外国人に本県を選んだ理由について調査するなど、効果的な施策を検討の上、市町村と十分連携し、多文化共生を全県的な取り組みとして推進していくよう要望いたします。



以上、委員会報告書の概要として御報告いたします。

当委員会では、この1年間の活動を通じ、さまざまな産業において人手が不足する時代を迎えていくという危機感とともに、この対策として、外国人材の受け入れ、多文化共生の推進、将来の産業人材を育成していくための子供たちへのキャリア教育など、当委員会の調査事項の重要性がますます高まっていると感じました。

県では、人口減少対策を県政の最重要課題と位置づけ、令和2年度当初予算において、人口減少下にあっても「持続可能な宮崎県の土台づくり」を進めていくため、「地域や産業を支える人財の育成・確保」を柱の一つとして、重点的に取り組みを進めていくとしています。当委員会の調査事項への県の取り組みについては、県議会としても、今後も注視していきたいと考えています。

また、企業や県民の皆様におかれましても、若者はもちろん、外国人材からも選ばれる県となるために、雇用者の処遇改善、キャリア教育や多文化共生社会づくりへの参画などへの重要性を御理解いただき、主体的に取り組むを進めていただきたいと思います。

最後に、県当局におかれましては、当委員会の提言を十分踏まえ、官民挙げたオール宮崎の体制で、産業人材の育成・確保と多文化共生社会の実現に向けた取り組みを推進していただくことを要望して、当委員会の報告といたします。(拍手) [降壇]

○丸山裕次郎議長 次は、人口減少・地域活性化対策特別委員会、武田浩一委員長。

○武田浩一議員 [登壇] (拍手) 当委員会では、本県の人口減少・地域活性化対策に関する所要の調査活動を行ってまいりました。その結

果につきましては、お手元に配付の報告書のとおりであります。ここで、その概要について御報告申し上げます。

全国的に少子高齢化の流れはとまることなく、人口減少は地方部を中心に加速している状況にある中で、国や地方自治体は地方創生を掲げ、さまざまな対策を打っていますが、東京圏への一極集中の流れが解消されない状況にあります。

本県では、高齢化の進行や若者を中心とした都市部への流出が続き、将来人口推計によると、特に中山間地域における人口減少がより深刻なものとなっており、将来、コミュニティの維持が危ぶまれる集落が一段とふえる可能性があります。

中山間地域には、都市部とは異なる魅力的な地域資源が多く存在する一方で、それを十分に活用できていないという課題があります。住民がその魅力に気づき、連携・協力して課題解決を図ることが、住民自身が地域への誇りを取り戻し、疲弊した地域が活性化する最大のチャンスとなります。また、地方で暮らす最大の魅力は、そこで暮らすあらゆる世代の人々が、安心して人間らしく生き生きと暮らす日々の営みにあります。

一方で、その維持が課題となっており、住居環境や地域交通、子育て、教育、雇用、医療・介護など、さまざまな分野において生活環境を充実させる必要があります。

このような認識のもと、当委員会では、「限界集落・過疎地域対策に関すること」「中山間地域の観光資源に関すること」「地域に住み続けるための環境対策に関すること」を調査事項と決定しました。

以上の内容について、積極的な調査活動を行

い、県当局への提言を取りまとめましたが、時間の都合上、ここでは、主なものに絞って御紹介いたします。

まず、限界集落・過疎地域対策についてであります。

限界集落・過疎地域対策に関しては、中山間地域や過疎地域におけるコミュニティーの維持、地域活性化の取り組みについて重点的に調査しました。実際に調査した市町村や地域は、人口構成や周辺環境、地域性など、一つ一つの要素が異なるため、地域の数だけ課題を抱えています。

その課題の解決策は、各地域でさまざまですが、解決に向けて、行政に任せきりにするのではなく、地域住民も、ともに現状と課題を認識した上で、住民同士しっかり議論し、悩み、協力しながら、解決に向けて努力し、そして行動するという手法は、どの調査先でも共通しており、これはまさに、持続可能な地域づくりのための王道とも言えるものであります。

県当局には、地域の住民が、やりがいや生きがいを感じながら地域活動に取り組み、共助の力を育む環境を整備するとともに、年齢や性別などにかかわらず、地域の多様な住民が参加できる開かれた地域づくりを支援するよう要望します。

次に、中山間地域の観光資源についてであります。

中山間地域の観光資源に関しては、本県の地域資源ブランドに係る取り組みや、地域資源を有効活用した関係人口創出の取り組みなどについて調査しました。各地域に存在する何げない資源のブランド化は、住民に地域資源の価値や魅力を気づかせるとともに、自信と誇りを取り戻すきっかけにもなっています。

また、域外人材との関係においては、単なる観光だけではなく、地域住民とともに行う学術的な研究や地域活性化の取り組みなど、地域住民と域外人材を結ぶ関係性が多様化しており、今後、関係人口の増加が期待できます。

一方で、本県の中山間地域においては、グランピングやトレッキングを初めとした体験型観光や、おいしい食材・料理など、ありのままの自然を活用して観光客を魅了できる貴重な観光資源に恵まれながら、著名な観光地以外は、交通や情報のアクセスがしにくいことや、域内の観光消費額の向上が課題となっています。

県当局には、地域資源ブランドを通じた、域内自治体や関係者による広域連携の促進を初め、主要観光地以外にもフォーカスした魅力ある観光商品開発、戦略的なターゲティングによる効果的な観光消費額の向上など、域外から人や金が流入し、中山間地域に確実に経済効果をもたらす仕組みを支援するよう要望します。

次に、地域に住み続けるための環境対策についてであります。

地域に住み続けるための環境対策に関しては、県内外のU I Jターン、移住定住、子育て支援、地域包括ケアシステム、地域公共交通など、さまざまな分野の取り組みを調査しました。

調査した各分野の取り組みは、先進的なものが多かった一方で、各市町村の人的資源や財政状況を鑑みれば、全ての行政分野において、調査先と同水準のサービスを提供することが厳しいのは明らかです。

このような厳しい状況の中、多様な課題に対し、持続可能な形で地域住民の暮らしを支えるためには、各市町村が地域内の資源を積極的に投入する分野や、外部の資源を活用して対応す

る分野など、地域の実情に応じて選択していかなければなりません。

また、情報化社会の進展などに伴い、絶え間なく変化する住民ニーズや地域の課題にも、きめ細かく対応する必要があります。

県当局には、県内地域が、将来にわたって安心して住みやすい地域となるよう、市町村と積極的に対話を重ね、長期的な視点から、将来の市町村のあるべき姿を共有し、そこから逆算しながら、市町村の持つ資源や制約によって今後起こり得る個別具体的な変化や課題、それに応じて重点的に行うべき施策を把握し、市町村が将来必要とする支援などに対し、早期からの確に対応できる体制を整えるよう要望します。

さて、国や地方自治体におけるこれまでの制度やシステムは、人口増加を前提として設計されたもので、現状のままでは、人口減少に伴って今後生じる多くの課題に対応できなくなるおそれもあります。

しかしながら、逆に考えますと、今こそ、既存の制度やシステムをしなやかに変化させ、今後起こり得る課題を柔軟に解決していく最大のチャンスとも言えます。

そのチャンスをもものにするためには、時代の変化に柔軟に対応できる人材を確保することが重要です。

県当局には、人口減少の中で多様化するニーズに対応するため、現行制度にこだわらない斬新な発想で、行政職員を初めとした地域社会を支える人材の育成や、分野横断的あるいは業種間での人材の流動化を加速させ、多様な主体と、柔軟かつ機動的に連携・協力できるような仕組みづくりを行っていただくよう要望します。

人口減少・地域活性化対策は、1年間では到

底網羅することのできない、非常に幅広く壮大なテーマであり、調査すべき課題は、当委員会の調査事項に限らず、ふるさと宮崎との関係性を若いころから深化させるためのキャリア教育や、労働力不足に対応するための外国人を含む産業人材の確保、さらには、あらゆる労働環境や生活環境の向上が期待されるSociety 5.0への対応など、枚挙にいとまがありません。

くしくも、同じ年に当委員会、産業人材育成・外国人雇用対策特別委員会、そして情報化推進対策特別委員会の3委員会が設置されましたが、このことは偶然ではなく、本県が直面する未曾有の課題を克服していくためには必然であったと言えます。

県当局には、当委員会を含め、3つの特別委員会でなされた県への提言を横断的に捉え、着実な課題解決と県勢の総合的な発展に資していただくよう要望します。

最後に、人口減少対策・地域活性化対策の最終的な目標は、県民一人一人の福祉を向上させ、県民がそれぞれの価値観・豊かさを求めて幸せに暮らすことにあります。これは、SDGs、すなわち「持続可能な開発目標」のスローガンでもある、「誰一人取り残さない」に通じるものでありますが、本県に暮らす住民は、SDGsが叫ばれるはるか昔から、自分だけでなく地域全体の幸福のために行動しており、人口減少が加速する課題先進地でありながらも、SDGsの先進地とも言える取り組みを行ってきました。

椎葉村で現地調査を行った際、村に戻ってきたUターン者は、「宮崎にはできることがたくさんある。宮崎にはチャンスしかない」という希望あふれた前向きな言葉を、我々に投げかけ

てくれました。

「何もない」と嘆いてばかりでは、何も得られません。みずから行動し、チャンスをつかもうとチャレンジする姿勢そのものが、人を豊かにし、地域を豊かにしていくのではないのでしょうか。

県民一人一人が、地域の未来をつくるプレーヤーとなり、人口減少と真摯に向き合いながら、多様な主体で連携して、県総合計画アクションプランの施策目標でもあります「安心と希望を育む「みやざき新時代」の実現」に向けて取り組んでいただくことを期待しまして、当委員会の報告といたします。(拍手)〔降壇〕

○丸山裕次郎議長 次は、情報化推進対策特別委員会、重松幸次郎委員長。

○重松幸次郎議員〔登壇〕(拍手) 当委員会では、本県の情報化推進対策に関する所要の調査活動を行ってまいりました。結果につきましては、お手元に配付の報告書のとおりであります。ここで、その概要について御報告申し上げます。

本格的な人口減少が加速する中、我が国は、2040年ごろには65歳以上の高齢者人口がピークを迎えるとともに、生産年齢人口の大幅な減少が予測されており、経済活動の縮小や労働力不足、医療・介護費の増大などの社会保障制度のバランス崩壊、自治体の財政危機など、さまざまな課題が深刻化すると言われております。

本県においても例外ではなく、むしろ、人口減少、高齢化は他地域よりも早く進行しており、対策は待ったなしの状況です。

このような中、国は、これまで人類が歩んできた狩猟社会、農耕社会、工業社会、情報社会に続く5番目の新しい社会として、S o c i e

t y 5.0を提唱しています。S o c i e t y 5.0で実現する社会では、A Iやロボット、I o Tなどの新たな技術を、あらゆる産業や社会生活に取り込むとともに、革新的なサービスやシステムを創出し、今までにない新たな価値を生み出すことで、さまざまな課題の解決を図っていくことが期待されています。

そして、このS o c i e t y 5.0の社会を実現する上で不可欠なI C T基盤として、超高速、超低遅延、多数同時接続の通信を可能にする第5世代移動通信システム「5G」が、間もなくサービス開始されることとなっています。

一方で、5Gの基盤となる光ファイバー回線の整備状況は、総務省の平成30年3月末の調査によれば、全国98.3%に対し、本県は90.7%で、全国44位と低い状況にあります。

こうした状況を踏まえ、当委員会では、革新的技術の導入やその活用は、労働力確保や経済成長という観点からも、他県におくれをとることなく推進すべき課題であるとの認識のもと、「公務における情報化推進に関すること」「教育の情報化推進に関すること」「医療、福祉、産業等の各分野における先端技術の導入に関すること」を調査事項として決定しました。

以上の内容について、積極的に調査活動を行い、県当局への提言を取りまとめましたが、時間の都合上、ここでは、主なものに絞って御紹介いたします。

まず、公務における情報化推進についてであります。

公務における情報化推進に関しては、情報化に関する計画や行政の効率化に向けた取り組みなど、県や県内外の自治体、総務省の取り組みなどについて調査しました。

県の計画としては、本県の行政情報化に係る

基本的な方向と取り組み内容を示す「eみやざき推進指針」と、官民のデータ利活用の促進を図る「宮崎県官民データ活用推進計画」が策定されています。このうち、「eみやざき推進指針」においては、令和2年度以降の見直しが予定されています。

また、行政の効率化に向けた取り組みでは、「みやざき行財政改革プラン」において、効率的な業務を進めるために、ICTの利活用を位置づけています。このプランに基づき、現在、「RPAソフトによる県税業務働き方改革事業」など、幾つかの事業に取り組んでいるところですが、今後、効果の検証や導入業務の拡大に向けた検討が進められるものと思われま

す。高齢者人口がピークを迎える2040年ごろには、生産年齢人口の減少により税収は落ち込み、社会保障費などの行政支出は増大するという危機的な状況が予想され、限られた職員数で着実に行政運営を行うためには、革新的技術やデータ等を活用し、さらなる効率化を進めることが、避けては通れません。

つまり、総務省が推進する「スマート自治体への転換」が、今まさに本県には求められています。

県当局には、見直しが予定されている「eみやざき推進指針」について、人口減少下で予算や人材が限られる中であっても、持続可能で安定した行政サービスが提供できるよう、スマート自治体の趣旨を踏まえた適切な見直しを行っていただくよう要望します。

次に、教育の情報化推進についてであります。

教育の情報化推進に関しては、教員の業務負担軽減と効率化により、教育活動の質の改善につなげる「校務の情報化」、情報や情報技術を

適切かつ効果的に活用して問題を発見・解決したり、自分の考えを形成したりするために必要な資質となる「情報活用能力の育成」、そして、「教科指導におけるICTの活用」の3点について、県や西米良村の取り組みなどを調査しました。

このうち、教員の業務負担軽減と効率化につながる「統合型校務支援システム」は、全ての県立高等学校と中等教育学校に導入されていますが、市町村立学校では、日向市、三股町、高千穂町の3市町にしか導入されておらず、全県下での導入が課題となっています。

一方、教育現場でICT機器を積極的に活用している西米良村の小中学校では、全ての児童生徒一人一人にICT機器が整備されています。調査で伺った村所小学校では、子供たちがタブレット端末を使いこなし、意欲的に授業に取り組む姿が見られました。これからの教育におけるICT機器の必要性を改めて確認する機会となりました。

当然のことながら、教育の情報化の推進に当たって一番に考えるべきことは、本県の子供たちの未来です。Society 5.0時代が現実のものとなる時期は明確ではありませんが、今の子供たち、これから生まれてくる子供たちがSociety 5.0の時代を生きていかなければならないことは確かです。そのためにも、全ての子供たちがICT機器を活用して情報活用能力を身につけ、今以上に良質な教育が受けられるよう、全県下で教育の情報化を速やかに、かつ強力に推進する必要があります。統合型校務支援システムのあるなしで、地域によって教育活動の質に違いが出ることは望ましくありません。

そして、急速に情報化が進展する産業界に

とつても、情報活用能力を備えた人材の育成・確保は不可欠であり、教育段階での情報化の推進は、将来の宮崎にとっての先行投資でもあります。

県当局には、子供たちの教育が時代の流れに取り残されることのないよう、教育の情報化を一層推進するとともに、市町村とも連携して、十分なICT機器の整備、情報教育の提供を行っていただくよう要望します。

最後に、医療、福祉、産業等の各分野における先端技術の導入についてであります。

医療、介護、農林水産業、建設業、商工業の各分野における県内での取り組み事例や課題、先端技術の開発の必要性や導入促進の方策などについて調査を実施しました。

どの分野の取り組みにおいても、ICTなどの先端技術の導入の目的は、業務や作業の効率化、労働力の補完、収量収益増といった人口減少下においても、それぞれの産業等を持続可能とするためのものでした。

ただ、そうした取り組みは、まだ県内の一部位にとどまっており、先行している印象があるスマート農業の革新的技術も含め、各分野における先端技術は、まだ実証・研究段階です。それらの先端技術は、使う人や使われる地域に寄り添ったものとなって初めて普及し、本当の意味で役に立つ技術になります。

参考人としてお話を伺った総務省地域情報化アドバイザーからは、「本当につくり出したい姿を思い描き、そこから逆算して、今何をすべきかという「バックキャストिंग」の考え方が必要であり、課題と目的設計をしっかり持ち、長期的な目線で戦略設計してほしい」というアドバイスがありました。

県当局には、本県の課題と先端技術を導入す

る目的を整理した上で、Society 5.0に向けた本県の青写真を主導的に描き、本県で導入する意義やメリットを具体的に提示しながら、導入が進みにくい中小規模の企業・団体を中心に後押しすることで、さまざまなイノベーションが図られ、本県産業の持続的な発展に資する取り組みを積極的に行っていただくよう要望します。

また、情報化を推進するに当たって、土台となり、欠くことのできないのが基盤整備です。光ファイバーなどの超高速通信回線や5Gなどの移動通信システムの充実がなければ、スマート農業を初め、遠隔医療、遠隔教育、生産ラインを自動制御するスマート工場などでの、IoTやAIといった革新的技術の活用は期待できません。

県当局には、県内において地域間の情報格差が決して生じることのないよう、全県的な通信基盤の整備に取り組んでいただくことを要望します。

以上、当委員会報告書の概要として御報告いたしますが、情報化の推進は、当委員会でも調査してきた分野のほか、防災・減災や観光振興などでも期待できる取り組みです。Society 5.0時代を見据え、本格的な人口減少の到来を地方のチャンスと捉え、よりよき宮崎のために果敢に取り組んでいただくことを要望しまして、当委員会の報告といたします。（拍手）  
〔降壇〕

○丸山裕次郎議長 以上で、特別委員長の調査結果報告は終わりました。

特別委員長の報告に対する質疑の通告はありません。

---

◎ 議員発議案送付の通知

○丸山裕次郎議長 次に、お手元に配付のとおり、委員会から議案の送付を受けましたので、事務局長に朗読させます。

〔事務局長朗読〕

令和2年3月13日

宮崎県議会議長 丸山 裕次郎 殿

提出者 議会運営委員長 外山 衛

議員発議案の送付について

下記の議案を会議規則第16条第2項の規定により提出します。

記

議員発議案第1号

社会資本の整備促進を求める意見書

議員発議案第2号

新型コロナウイルス感染症対策の強化等を求める意見書

議員発議案第3号

中高年のひきこもりに対する実効性ある支援と対策を求める意見書

### ◎ 議員発議案第1号から第3号まで

#### 追加上程、採決

○丸山裕次郎議長 ただいま朗読いたしました議員発議案第1号から第3号までの各号議案を日程に追加し、議題とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○丸山裕次郎議長 御異議ありませんので、そのように決定いたしました。

議員発議案第1号から第3号までの各号議案を一括議題といたします。

お諮りいたします。

各号議案については、会議規則第39条第3項の規定により、説明を省略して直ちに審議する

ことに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○丸山裕次郎議長 御異議ありませんので、そのように決定いたしました。

質疑及び討論の通告はありません。

これより採決に入ります。

議員発議案第1号から第3号までの各号議案について、一括お諮りいたします。

各号議案を原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○丸山裕次郎議長 御異議なしと認めます。

よって、各号議案は原案のとおり可決されました。

### ◎ 知事発言

○丸山裕次郎議長 ここで、知事から発言の申し出がありますので、これを許します。

○知事（河野俊嗣君）〔登壇〕 発言の機会をいただき、ありがとうございます。

一言、御礼と御報告を申し上げます。

県議会の皆様におかれましては、当初予算を含む諸議案を可決いただき、また、新型コロナウイルス感染症への対応に伴い、今定例会の日程の変更など、格別の配慮をいただきましたことに対し、厚く御礼を申し上げます。

今月4日、県内で初めて確認された新型コロナウイルスの感染者につきましては、現在、県内の医療機関に入院、治療中ではありますが、病状は安定しております。感染された方が一日も早く回復されますよう、お祈り申し上げます。

県におきましては、2月3日、私を本部長とする新型コロナウイルス感染症対策本部を設置し、全庁を挙げて取り組むべく、対応方針を定め、市町村や関係機関と連携して、感染拡大の

防止等に取り組んでいるところであります。

今日に至るまで、県内では感染拡大にまでは至っておらず、県民の皆様の御理解と御協力に心より感謝申し上げます。

一方、国内外の感染がさらに拡大し、世界保健機関は今日11日、世界的な大流行を意味する「パンデミック」の状態との判断を示しております。国による学校の臨時休業やイベント等の開催自粛要請がなされ、生産消費活動が低迷するなど、県民生活や地域経済にも大きな影響が生じてきております。そのため、昨日、経済10団体の皆様と意見交換を行いますとともに、本日午後、第4回本部会議を開催し、国の緊急対応策等を踏まえ、今後の対策を検討することとしております。

県といたしましては、引き続き、国や市町村、医療機関、関係団体等と緊密に連携し、感染拡大の防止に全力で取り組みますとともに、学校の臨時休業等に伴って生じる課題や、地域経済への影響等に適切に対処してまいります。県議会を初め、県民の皆様の一層の御理解と御協力をお願い申し上げます。

10年前、本県で発生した口蹄疫では、畜産業のみならず、地域経済や県民生活に深刻な影響が生じることとなり、「忘れない そして前へ」を合い言葉に、県民が力を合わせて再生・復興に取り組み、着実にその歩みを進めてまいりました。

今再び、国難とも言うべき新型コロナウイルス感染拡大のリスクに直面する本県としては、改めて県民の総力を結集し、この困難な状況を克服してまいりたいと考えております。

県民の皆様におかれましては、感染拡大防止のための学校の臨時休業や公共施設の閉鎖等に対し、御理解と御協力をいただいておりますこ

とに、深く感謝を申し上げます。

今後とも、適時適切な情報提供に努めてまいりますので、手洗いやアルコール消毒、せきエチケット等の予防対策の徹底や、正確な情報に基づく冷静な対応を行っていただきますよう、お願い申し上げます。

また、大きな影響を受けております地域経済を支えていくため、感染拡大防止に努める中でも、今私たちにできることとして、地産地消による応援消費にも御協力いただきますよう、重ねてお願い申し上げます。以上であります。

〔降壇〕

---

## ◎ 閉 会

○丸山裕次郎議長 以上で、今期定例会の議事は全て終了いたしました。

よって、会議規則第8条の規定により、本日で閉会することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○丸山裕次郎議長 御異議ありませんので、そのように決定いたしました。

ここで、閉会に当たり一言申し上げます。

先ほどの知事からの発言にもありましたように、新型コロナウイルス感染症の国内での感染拡大により、県内でも各方面にさまざまな影響が生じておりますことから、私ども県議会といたしましても、執行部や関係機関等と連携し、引き続きしっかりと対応してまいりたいと考えております。

これをもちまして、令和2年2月定例県議会を閉会いたします

午前11時58分閉会



# 資 料





令和2年2月定例県議会日程  
(3月5日以降変更)

| 月 日 | 曜 | 区 分 | 議 事                                          | 備 考                        |
|-----|---|-----|----------------------------------------------|----------------------------|
| 5   | 木 | 休 会 | 常 任 委 員 会 ( 補 正 )                            | 議会運営委員会 11:00              |
| 6   | 金 |     | 常任委員会(補正・当初)                                 |                            |
| 7   | 土 |     | ( 閉 庁 日 )                                    |                            |
| 8   | 日 |     |                                              |                            |
| 9   | 月 |     |                                              |                            |
| 10  | 火 |     | 常 任 委 員 会 ( 当 初 )                            | 議員発議案締切 17:00<br>(会派提出を除く) |
| 11  | 水 |     | 特 別 委 員 会                                    | 議会運営委員会 10:30              |
| 12  | 木 |     | ( 議 事 整 理 )                                  |                            |
| 13  | 金 | 本会議 | 常任委員長審査結果報告<br>質疑、討論、採決<br>特別委員長調査結果報告<br>閉会 | 議会運営委員会 9:30               |
| 14  | 土 |     |                                              |                            |
| 15  | 日 |     |                                              |                            |
| 16  | 月 |     |                                              |                            |
| 17  | 火 |     |                                              |                            |
| 18  | 水 |     |                                              |                            |

宮崎県議会議長 丸山 裕次郎 殿

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

議案の送付について

令和 2 年 2 月 定例県議会に付議する議案を下記のとおり送付します。

記

- 議案第 1 号 令和 2 年度宮崎県一般会計予算
- 議案第 2 号 令和 2 年度宮崎県開発事業特別資金特別会計予算
- 議案第 3 号 令和 2 年度宮崎県公債管理特別会計予算
- 議案第 4 号 令和 2 年度宮崎県国民健康保険特別会計予算
- 議案第 5 号 令和 2 年度宮崎県母子父子寡婦福祉資金特別会計予算
- 議案第 6 号 令和 2 年度宮崎県山林基本財産特別会計予算
- 議案第 7 号 令和 2 年度宮崎県拡大造林事業特別会計予算
- 議案第 8 号 令和 2 年度宮崎県林業改善資金特別会計予算
- 議案第 9 号 令和 2 年度宮崎県小規模企業者等設備導入資金特別会計予算
- 議案第 10 号 令和 2 年度宮崎県えびの高原スポーツレクリエーション施設特別会計予算
- 議案第 11 号 令和 2 年度宮崎県営国民宿舎特別会計予算
- 議案第 12 号 令和 2 年度宮崎県沿岸漁業改善資金特別会計予算
- 議案第 13 号 令和 2 年度宮崎県公共用地取得事業特別会計予算
- 議案第 14 号 令和 2 年度宮崎県港湾整備事業特別会計予算
- 議案第 15 号 令和 2 年度宮崎県立学校実習事業特別会計予算
- 議案第 16 号 令和 2 年度宮崎県育英資金特別会計予算
- 議案第 17 号 令和 2 年度宮崎県公営企業会計（電気事業）予算
- 議案第 18 号 令和 2 年度宮崎県公営企業会計（工業用水道事業）予算
- 議案第 19 号 令和 2 年度宮崎県公営企業会計（地域振興事業）予算
- 議案第 20 号 令和 2 年度宮崎県立病院事業会計予算
- 議案第 21 号 宮崎県税条例の一部を改正する条例
- 議案第 22 号 使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例
- 議案第 23 号 宮崎県漁港管理条例の一部を改正する条例
- 議案第 24 号 警察関係使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例
- 議案第 25 号 知事等の損害賠償責任の一部免責に関する条例
- 議案第 26 号 地方独立行政法人の役員等の損害賠償責任の最低責任限度額を定める条例
- 議案第 27 号 義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例の一部を改正する条例
- 議案第 28 号 議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例
- 議案第 29 号 宮崎県国民スポーツ大会・全国障害者スポーツ大会開催基金条例
- 議案第 30 号 宮崎県後期高齢者医療財政安定化基金条例の一部を改正する条例
- 議案第 31 号 宮崎県森林整備加速化・林業再生基金条例の一部を改正する条例
- 議案第 32 号 県指定統計条例の一部を改正する条例
- 議案第 33 号 宮崎県における事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例
- 議案第 34 号 無料低額宿泊所の設備及び運営の基準に関する条例
- 議案第 35 号 宮崎県医師修学資金貸与条例の一部を改正する条例
- 議案第 36 号 宮崎県特定診療科専門研修資金貸与条例の一部を改正する条例

- 議案第37号 食品衛生法施行条例の一部を改正する条例  
 議案第38号 宮崎県動物の愛護及び管理に関する条例の一部を改正する条例  
 議案第39号 宮崎県における青少年の健全な育成に関する条例の一部を改正する条例  
 議案第40号 宮崎県浄化槽保守点検業者の登録に関する条例の一部を改正する条例  
 議案第41号 宮崎県監査委員条例の一部を改正する条例  
 議案第42号 包括外部監査契約の締結について  
 議案第43号 林道事業執行に伴う市町村負担金徴収について  
 議案第44号 国営西諸土地改良事業（二期）執行に伴う市町村負担金徴収について  
 議案第45号 農政水産関係建設事業執行に伴う市町村負担金徴収について  
 議案第46号 土木事業執行に伴う市町村負担金徴収について  
 議案第47号 宮崎県子どもの貧困対策推進計画の変更について  
 議案第48号 みやざき子ども・子育て応援プランの変更について  
 議案第49号 令和元年度宮崎県一般会計補正予算（第5号）  
 議案第50号 令和元年度宮崎県開発事業特別資金特別会計補正予算（第1号）  
 議案第51号 令和元年度宮崎県公債管理特別会計補正予算（第1号）  
 議案第52号 令和元年度宮崎県国民健康保険特別会計補正予算（第1号）  
 議案第53号 令和元年度宮崎県母子父子寡婦福祉資金特別会計補正予算（第1号）  
 議案第54号 令和元年度宮崎県山林基本財産特別会計補正予算（第1号）  
 議案第55号 令和元年度宮崎県拡大造林事業特別会計補正予算（第1号）  
 議案第56号 令和元年度宮崎県林業改善資金特別会計補正予算（第1号）  
 議案第57号 令和元年度宮崎県小規模企業者等設備導入資金特別会計補正予算（第2号）  
 議案第58号 令和元年度宮崎県えびの高原スポーツレクリエーション施設特別会計補正  
 予算（第1号）  
 議案第59号 令和元年度宮崎県営国民宿舎特別会計補正予算（第1号）  
 議案第60号 令和元年度宮崎県沿岸漁業改善資金特別会計補正予算（第1号）  
 議案第61号 令和元年度宮崎県公共用地取得事業特別会計補正予算（第1号）  
 議案第62号 令和元年度宮崎県港湾整備事業特別会計補正予算（第1号）  
 議案第63号 令和元年度宮崎県立学校実習事業特別会計補正予算（第1号）  
 議案第64号 令和元年度宮崎県育英資金特別会計補正予算（第1号）  
 議案第65号 令和元年度宮崎県公営企業会計（電気事業）補正予算（第2号）  
 議案第66号 令和元年度宮崎県公営企業会計（地域振興事業）補正予算（第2号）  
 議案第67号 令和元年度宮崎県立病院事業会計補正予算（第1号）  
 議案第68号 宮崎県産業廃棄物税条例の一部を改正する条例  
 議案第69号 公の施設に関する条例等の一部を改正する条例  
 議案第70号 宮崎県防災対策推進条例の一部を改正する条例  
 議案第71号 宮崎県幼保連携型認定こども園の設備及び運営の基準に関する条例の一部  
 を改正する条例  
 議案第72号 宮崎県病院局専攻医研修資金貸与条例の一部を改正する条例  
 議案第73号 工事請負契約の締結について  
 議案第74号 工事請負契約の締結について  
 議案第75号 工事請負契約の変更について  
 議案第76号 工事請負契約の変更について  
 議案第77号 工事請負契約の変更について  
 議案第78号 工事請負契約の変更について  
 議案第79号 工事請負契約の変更について  
 議案第80号 財産の処分について  
 議案第81号 民事訴訟事件の和解及び損害賠償の額の決定について  
 議案第82号 損害賠償額の決定について  
 議案第83号 損害賠償額の決定について

（文書取扱 財政課）

## 代表質問時間割

### 2月27日(木)

| 順序 | 会派    | 質問者   | 時間          | 備考 |
|----|-------|-------|-------------|----|
| 1  | 自由民主党 | 蓬原 正三 | 10:00~12:00 | 休憩 |
| 2  | 自由民主党 | 二見 康之 | 13:00~15:00 |    |

### 2月28日(金)

| 順序 | 会派     | 質問者   | 時間          | 備考 |
|----|--------|-------|-------------|----|
| 3  | 県民連合宮崎 | 太田 清海 | 10:00~11:40 | 休憩 |
| 4  | 公明党    | 河野 哲也 | 13:00~14:10 |    |

## 一般質問時間割

### 3月2日（月）

| 順序 | 会 派    | 質 問 者 | 時 間         | 備考 |
|----|--------|-------|-------------|----|
| 1  | 自由民主党  | 中野 一則 | 10:00～11:00 |    |
| 2  | 県民連合宮崎 | 満行 潤一 | 11:00～12:00 | 休憩 |
| 3  | 自由民主党  | 日高 博之 | 13:00～14:00 |    |
| 4  | 県民連合宮崎 | 渡辺 創  | 14:00～15:00 |    |

### 3月3日（火）

| 順序 | 会 派          | 質 問 者  | 時 間         | 備考 |
|----|--------------|--------|-------------|----|
| 5  | 東諸の未来を考える会   | 日高 利夫  | 10:00～11:00 |    |
| 6  | 自由民主党        | 窪 蘭 辰也 | 11:00～12:00 | 休憩 |
| 7  | 無所属の会 チームひむか | 図師 博規  | 13:00～14:00 |    |
| 8  | 自由民主党        | 安田 厚生  | 14:00～15:00 |    |

### 3月4日（水）

| 順序 | 会 派   | 質 問 者 | 時 間         | 備考 |
|----|-------|-------|-------------|----|
| 9  | 自由民主党 | 徳重 忠夫 | 10:00～11:00 |    |
| 10 | 日本共産党 | 来住 一人 | 11:00～12:00 | 休憩 |
| 11 | 自由民主党 | 佐藤 雅洋 | 13:00～14:00 |    |
| 12 | 公 明 党 | 坂本 康郎 | 14:00～15:00 |    |



## 議案・請願 委員会審査結果表

[議案]

| 番号   | 件名                                | 常任委員会    |    |          |                |                |
|------|-----------------------------------|----------|----|----------|----------------|----------------|
|      |                                   | 総務<br>政策 | 厚生 | 商工<br>建設 | 環境<br>農林<br>水産 | 文教<br>警察<br>企業 |
| 第1号  | 令和2年度宮崎県一般会計予算                    | 可決       | 可決 | 可決       | 可決             | 可決             |
| 第2号  | 令和2年度宮崎県開発事業特別資金特別会計予算            | 可決       |    |          |                |                |
| 第3号  | 令和2年度宮崎県公債管理特別会計予算                | 可決       |    |          |                |                |
| 第4号  | 令和2年度宮崎県国民健康保険特別会計予算              |          | 可決 |          |                |                |
| 第5号  | 令和2年度宮崎県母子父子寡婦福祉資金特別会計予算          |          | 可決 |          |                |                |
| 第6号  | 令和2年度宮崎県山林基本財産特別会計予算              |          |    |          | 可決             |                |
| 第7号  | 令和2年度宮崎県拡大造林事業特別会計予算              |          |    |          | 可決             |                |
| 第8号  | 令和2年度宮崎県林業改善資金特別会計予算              |          |    |          | 可決             |                |
| 第9号  | 令和2年度宮崎県小規模企業者等設備導入資金特別会計予算       |          |    | 可決       |                |                |
| 第10号 | 令和2年度宮崎県えびの高原スポーツレクリエーション施設特別会計予算 |          |    | 可決       |                |                |
| 第11号 | 令和2年度宮崎県営国民宿舎特別会計予算               |          |    | 可決       |                |                |
| 第12号 | 令和2年度宮崎県沿岸漁業改善資金特別会計予算            |          |    |          | 可決             |                |
| 第13号 | 令和2年度宮崎県公共用地取得事業特別会計予算            |          |    | 可決       |                |                |
| 第14号 | 令和2年度宮崎県港湾整備事業特別会計予算              |          |    | 可決       |                |                |
| 第15号 | 令和2年度宮崎県立学校実習事業特別会計予算             |          |    |          |                | 可決             |
| 第16号 | 令和2年度宮崎県育英資金特別会計予算                |          |    |          |                | 可決             |
| 第17号 | 令和2年度宮崎県公営企業会計(電気事業)予算            |          |    |          |                | 可決             |
| 第18号 | 令和2年度宮崎県公営企業会計(工業用水道事業)予算         |          |    |          |                | 可決             |
| 第19号 | 令和2年度宮崎県公営企業会計(地域振興事業)予算          |          |    |          |                | 可決             |
| 第20号 | 令和2年度宮崎県立病院事業会計予算                 |          | 可決 |          |                |                |
| 第21号 | 宮崎県税条例の一部を改正する条例                  | 可決       |    |          |                |                |
| 第22号 | 使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例            |          | 可決 | 可決       | 可決             |                |
| 第23号 | 宮崎県漁港管理条例の一部を改正する条例               |          |    |          | 可決             |                |
| 第24号 | 警察関係使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例        |          |    |          |                | 可決             |
| 第25号 | 知事等の損害賠償責任の一部免責に関する条例             | 可決       |    |          |                |                |

| 番 号  | 件 名                                       | 常 任 委 員 会 |    |          |                |                |
|------|-------------------------------------------|-----------|----|----------|----------------|----------------|
|      |                                           | 総務<br>政策  | 厚生 | 商工<br>建設 | 環境<br>農林<br>水産 | 文教<br>警察<br>企業 |
| 第26号 | 地方独立行政法人の役員等の損害賠償責任の最低責任限度額を定める条例         |           | 可決 |          |                |                |
| 第27号 | 義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例の一部を改正する条例 |           |    |          |                | 可決             |
| 第28号 | 議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例    | 可決        |    |          |                |                |
| 第29号 | 宮崎県国民スポーツ大会・全国障害者スポーツ大会開催基金条例             | 可決        |    |          |                |                |
| 第30号 | 宮崎県後期高齢者医療財政安定化基金条例の一部を改正する条例             |           | 可決 |          |                |                |
| 第31号 | 宮崎県森林整備加速化・林業再生基金条例の一部を改正する条例             |           |    |          | 可決             |                |
| 第32号 | 県指定統計条例の一部を改正する条例                         | 可決        |    |          |                |                |
| 第33号 | 宮崎県における事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例            | 可決        | 可決 | 可決       |                |                |
| 第34号 | 無料低額宿泊所の設備及び運営の基準に関する条例                   |           | 可決 |          |                |                |
| 第35号 | 宮崎県医師修学資金貸与条例の一部を改正する条例                   |           | 可決 |          |                |                |
| 第36号 | 宮崎県特定診療科専門研修資金貸与条例の一部を改正する条例              |           | 可決 |          |                |                |
| 第37号 | 食品衛生法施行条例の一部を改正する条例                       |           | 可決 |          |                |                |
| 第38号 | 宮崎県動物の愛護及び管理に関する条例の一部を改正する条例              |           | 可決 |          |                |                |
| 第39号 | 宮崎県における青少年の健全な育成に関する条例の一部を改正する条例          |           | 可決 |          |                |                |
| 第40号 | 宮崎県浄化槽保守点検業者の登録に関する条例の一部を改正する条例           |           |    |          | 可決             |                |
| 第41号 | 宮崎県監査委員条例の一部を改正する条例                       | 可決        |    |          |                |                |
| 第42号 | 包括外部監査契約の締結について                           | 可決        |    |          |                |                |
| 第43号 | 林道事業執行に伴う市町村負担金徴収について                     |           |    |          | 可決             |                |
| 第44号 | 国営西諸土地改良事業(二期)執行に伴う市町村負担金徴収について           |           |    |          | 可決             |                |
| 第45号 | 農政水産関係建設事業執行に伴う市町村負担金徴収について               |           |    |          | 可決             |                |
| 第46号 | 土木事業執行に伴う市町村負担金徴収について                     |           |    | 可決       |                |                |
| 第47号 | 宮崎県子どもの貧困対策推進計画の変更について                    |           | 可決 |          |                |                |
| 第48号 | みやざき子ども・子育て応援プランの変更について                   |           | 可決 |          |                |                |
| 第49号 | 令和元年度宮崎県一般会計補正予算(第5号)                     | 可決        | 可決 | 可決       | 可決             | 可決             |
| 第50号 | 令和元年度宮崎県開発事業特別資金特別会計補正予算(第1号)             | 可決        |    |          |                |                |

| 番 号  | 件 名                                      | 常 任 委 員 会 |     |           |                   |                   |
|------|------------------------------------------|-----------|-----|-----------|-------------------|-------------------|
|      |                                          | 総務<br>政 策 | 厚 生 | 商工<br>建 設 | 環 境<br>農 林<br>水 産 | 文 教<br>警 察<br>企 業 |
| 第51号 | 令和元年度宮崎県公債管理特別会計補正予算(第1号)                | 可決        |     |           |                   |                   |
| 第52号 | 令和元年度宮崎県国民健康保険特別会計補正予算(第1号)              |           | 可決  |           |                   |                   |
| 第53号 | 令和元年度宮崎県母子父子寡婦福祉資金特別会計補正予算(第1号)          |           | 可決  |           |                   |                   |
| 第54号 | 令和元年度宮崎県山林基本財産特別会計補正予算(第1号)              |           |     |           | 可決                |                   |
| 第55号 | 令和元年度宮崎県拡大造林事業特別会計補正予算(第1号)              |           |     |           | 可決                |                   |
| 第56号 | 令和元年度宮崎県林業改善資金特別会計補正予算(第1号)              |           |     |           | 可決                |                   |
| 第57号 | 令和元年度宮崎県小規模企業者等設備導入資金特別会計補正予算(第2号)       |           |     | 可決        |                   |                   |
| 第58号 | 令和元年度宮崎県えびの高原スポーツレクリエーション施設特別会計補正予算(第1号) |           |     | 可決        |                   |                   |
| 第59号 | 令和元年度宮崎県営国民宿舎特別会計補正予算(第1号)               |           |     | 可決        |                   |                   |
| 第60号 | 令和元年度宮崎県沿岸漁業改善資金特別会計補正予算(第1号)            |           |     |           | 可決                |                   |
| 第61号 | 令和元年度宮崎県公共用地取得事業特別会計補正予算(第1号)            |           |     | 可決        |                   |                   |
| 第62号 | 令和元年度宮崎県港湾整備事業特別会計補正予算(第1号)              |           |     | 可決        |                   |                   |
| 第63号 | 令和元年度宮崎県立学校実習事業特別会計補正予算(第1号)             |           |     |           |                   | 可決                |
| 第64号 | 令和元年度宮崎県育英資金特別会計補正予算(第1号)                |           |     |           |                   | 可決                |
| 第65号 | 令和元年度宮崎県公営企業会計(電気事業)補正予算(第2号)            |           |     |           |                   | 可決                |
| 第66号 | 令和元年度宮崎県公営企業会計(地域振興事業)補正予算(第2号)          |           |     |           |                   | 可決                |
| 第67号 | 令和元年度宮崎県立病院事業会計補正予算(第1号)                 |           | 可決  |           |                   |                   |
| 第68号 | 宮崎県産業廃棄物税条例の一部を改正する条例                    | 可決        |     |           |                   |                   |
| 第69号 | 公の施設に関する条例等の一部を改正する条例                    | 可決        |     | 可決        |                   | 可決                |
| 第70号 | 宮崎県防災対策推進条例の一部を改正する条例                    | 可決        |     |           |                   |                   |
| 第71号 | 宮崎県幼保連携型認定こども園の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例 |           | 可決  |           |                   |                   |
| 第72号 | 宮崎県病院局専攻医研修資金貸与条例の一部を改正する条例              |           | 可決  |           |                   |                   |
| 第73号 | 工事請負契約の締結について                            |           |     | 可決        |                   |                   |
| 第74号 | 工事請負契約の締結について                            |           |     | 可決        |                   |                   |
| 第75号 | 工事請負契約の変更について                            | 可決        |     |           |                   |                   |

| 番 号  | 件 名                      | 常 任 委 員 会 |    |          |                |                |
|------|--------------------------|-----------|----|----------|----------------|----------------|
|      |                          | 総務<br>政策  | 厚生 | 商工<br>建設 | 環境<br>農林<br>水産 | 文教<br>警察<br>企業 |
| 第76号 | 工事請負契約の変更について            | 可決        |    |          |                |                |
| 第77号 | 工事請負契約の変更について            | 可決        |    |          |                |                |
| 第78号 | 工事請負契約の変更について            |           |    | 可決       |                |                |
| 第79号 | 工事請負契約の変更について            |           |    | 可決       |                |                |
| 第80号 | 財産の処分について                |           |    | 可決       |                |                |
| 第81号 | 民事訴訟事件の和解及び損害賠償の額の決定について |           |    |          |                | 可決             |
| 第82号 | 損害賠償額の決定について             |           |    | 可決       |                |                |
| 第83号 | 損害賠償額の決定について             |           |    | 可決       |                |                |

[請 願]

| 番 号 | 件 名                | 常 任 委 員 会 |    |          |                |                |
|-----|--------------------|-----------|----|----------|----------------|----------------|
|     |                    | 総務<br>政策  | 厚生 | 商工<br>建設 | 環境<br>農林<br>水産 | 文教<br>警察<br>企業 |
| 第1号 | 種苗法改定の取りやめを国へ求める請願 |           |    |          | 不採択            |                |

## 閉会中の継続審査・調査申出一覧

令和2年2月定例県議会

| 委員会名            | 事 件                          | 理 由          |
|-----------------|------------------------------|--------------|
| 総務政策常任委員会       | 総合政策及び行財政対策に関する調査            | 調査を要するため     |
| 厚生常任委員会         | 福祉保健行政の推進及び県立病院事業に関する調査      | 調査を要するため     |
| 商工建設常任委員会       | 商工観光振興対策及び土木行政の推進に関する調査      | 調査を要するため     |
| 環境農林水産<br>常任委員会 | 環境対策及び農林水産業振興対策に関する調査        | 調査を要するため     |
| 文教警察企業<br>常任委員会 | 教育及び警察行政の推進並びに公営企業の経営に関する調査  | 調査を要するため     |
| 議会運営委員会         | 次期県議会の会期日程に関する審査及び議会運営に関する調査 | 円滑な議会運営を図るため |



# 議案議決件名一覽表





| 議 案 番 号   | 件 名                               | 議 決 月 日   |
|-----------|-----------------------------------|-----------|
| 知事提出議案第1号 | 令和2年度宮崎県一般会計予算                    | 3月13日・可 決 |
| 〃 第2号     | 令和2年度宮崎県開発事業特別資金特別会計予算            | 〃         |
| 〃 第3号     | 令和2年度宮崎県公債管理特別会計予算                | 〃         |
| 〃 第4号     | 令和2年度宮崎県国民健康保険特別会計予算              | 〃         |
| 〃 第5号     | 令和2年度宮崎県母子父子寡婦福祉資金特別会計予算          | 〃         |
| 〃 第6号     | 令和2年度宮崎県山林基本財産特別会計予算              | 〃         |
| 〃 第7号     | 令和2年度宮崎県拡大造林事業特別会計予算              | 〃         |
| 〃 第8号     | 令和2年度宮崎県林業改善資金特別会計予算              | 〃         |
| 〃 第9号     | 令和2年度宮崎県小規模企業者等設備導入資金特別会計予算       | 〃         |
| 〃 第10号    | 令和2年度宮崎県えびの高原スポーツレクリエーション施設特別会計予算 | 〃         |
| 〃 第11号    | 令和2年度宮崎県営国民宿舎特別会計予算               | 〃         |
| 〃 第12号    | 令和2年度宮崎県沿岸漁業改善資金特別会計予算            | 〃         |
| 〃 第13号    | 令和2年度宮崎県公共用地取得事業特別会計予算            | 〃         |
| 〃 第14号    | 令和2年度宮崎県港湾整備事業特別会計予算              | 〃         |
| 〃 第15号    | 令和2年度宮崎県立学校実習事業特別会計予算             | 〃         |
| 〃 第16号    | 令和2年度宮崎県育英資金特別会計予算                | 〃         |
| 〃 第17号    | 令和2年度宮崎県公営企業会計（電気事業）予算            | 〃         |
| 〃 第18号    | 令和2年度宮崎県公営企業会計（工業用水道事業）予算         | 〃         |
| 〃 第19号    | 令和2年度宮崎県公営企業会計（地域振興事業）予算          | 〃         |
| 〃 第20号    | 令和2年度宮崎県立病院事業会計予算                 | 〃         |
| 〃 第21号    | 宮崎県税条例の一部を改正する条例                  | 〃         |
| 〃 第22号    | 使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例            | 〃         |
| 〃 第23号    | 宮崎県漁港管理条例の一部を改正する条例               | 〃         |
| 〃 第24号    | 警察関係使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例        | 〃         |
| 〃 第25号    | 知事等の損害賠償責任の一部免責に関する条例             | 〃         |
| 〃 第26号    | 地方独立行政法人の役員等の損害賠償責任の最低責任限度額を定める条例 | 〃         |

| 議 案 番 号    | 件 名                                       | 議 決 月 日   |
|------------|-------------------------------------------|-----------|
| 知事提出議案第27号 | 義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例の一部を改正する条例 | 3月13日・可 決 |
| 〃 第28号     | 議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例    | 〃         |
| 〃 第29号     | 宮崎県国民スポーツ大会・全国障害者スポーツ大会開催基金条例             | 〃         |
| 〃 第30号     | 宮崎県後期高齢者医療財政安定化基金条例の一部を改正する条例             | 〃         |
| 〃 第31号     | 宮崎県森林整備加速化・林業再生基金条例の一部を改正する条例             | 〃         |
| 〃 第32号     | 県指定統計条例の一部を改正する条例                         | 〃         |
| 〃 第33号     | 宮崎県における事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例            | 〃         |
| 〃 第34号     | 無料低額宿泊所の設備及び運営の基準に関する条例                   | 〃         |
| 〃 第35号     | 宮崎県医師修学資金貸与条例の一部を改正する条例                   | 〃         |
| 〃 第36号     | 宮崎県特定診療科専門研修資金貸与条例の一部を改正する条例              | 〃         |
| 〃 第37号     | 食品衛生法施行条例の一部を改正する条例                       | 〃         |
| 〃 第38号     | 宮崎県動物の愛護及び管理に関する条例の一部を改正する条例              | 〃         |
| 〃 第39号     | 宮崎県における青少年の健全な育成に関する条例の一部を改正する条例          | 〃         |
| 〃 第40号     | 宮崎県浄化槽保守点検業者の登録に関する条例の一部を改正する条例           | 〃         |
| 〃 第41号     | 宮崎県監査委員条例の一部を改正する条例                       | 〃         |
| 〃 第42号     | 包括外部監査契約の締結について                           | 〃         |
| 〃 第43号     | 林道事業執行に伴う市町村負担金徴収について                     | 〃         |
| 〃 第44号     | 国営西諸土地改良事業（二期）執行に伴う市町村負担金徴収について           | 〃         |
| 〃 第45号     | 農政水産関係建設事業執行に伴う市町村負担金徴収について               | 〃         |
| 〃 第46号     | 土木事業執行に伴う市町村負担金徴収について                     | 〃         |

| 議 案 番 号    | 件 名                                      | 議 決 月 日   |
|------------|------------------------------------------|-----------|
| 知事提出議案第47号 | 宮崎県子どもの貧困対策推進計画の変更について                   | 3月13日・可 決 |
| 〃 第48号     | みやざき子ども・子育て応援プランの変更について                  | 〃         |
| 〃 第49号     | 令和元年度宮崎県一般会計補正予算（第5号）                    | 〃         |
| 〃 第50号     | 令和元年度宮崎県開発事業特別資金特別会計補正予算（第1号）            | 〃         |
| 〃 第51号     | 令和元年度宮崎県公債管理特別会計補正予算（第1号）                | 〃         |
| 〃 第52号     | 令和元年度宮崎県国民健康保険特別会計補正予算（第1号）              | 〃         |
| 〃 第53号     | 令和元年度宮崎県母子父子寡婦福祉資金特別会計補正予算（第1号）          | 〃         |
| 〃 第54号     | 令和元年度宮崎県山林基本財産特別会計補正予算（第1号）              | 〃         |
| 〃 第55号     | 令和元年度宮崎県拡大造林事業特別会計補正予算（第1号）              | 〃         |
| 〃 第56号     | 令和元年度宮崎県林業改善資金特別会計補正予算（第1号）              | 〃         |
| 〃 第57号     | 令和元年度宮崎県小規模企業者等設備導入資金特別会計補正予算（第2号）       | 〃         |
| 〃 第58号     | 令和元年度宮崎県えびの高原スポーツレクリエーション施設特別会計補正予算（第1号） | 〃         |
| 〃 第59号     | 令和元年度宮崎県営国民宿舎特別会計補正予算（第1号）               | 〃         |
| 〃 第60号     | 令和元年度宮崎県沿岸漁業改善資金特別会計補正予算（第1号）            | 〃         |
| 〃 第61号     | 令和元年度宮崎県公共用地取得事業特別会計補正予算（第1号）            | 〃         |
| 〃 第62号     | 令和元年度宮崎県港湾整備事業特別会計補正予算（第1号）              | 〃         |
| 〃 第63号     | 令和元年度宮崎県立学校実習事業特別会計補正予算（第1号）             | 〃         |

| 議 案 番 号    | 件 名                                      | 議 決 月 日   |
|------------|------------------------------------------|-----------|
| 知事提出議案第64号 | 令和元年度宮崎県育英資金特別会計補正予算（第1号）                | 3月13日・可 決 |
| 〃 第65号     | 令和元年度宮崎県公営企業会計（電気事業）補正予算（第2号）            | 〃         |
| 〃 第66号     | 令和元年度宮崎県公営企業会計（地域振興事業）補正予算（第2号）          | 〃         |
| 〃 第67号     | 令和元年度宮崎県立病院事業会計補正予算（第1号）                 | 〃         |
| 〃 第68号     | 宮崎県産業廃棄物税条例の一部を改正する条例                    | 〃         |
| 〃 第69号     | 公の施設に関する条例等の一部を改正する条例                    | 〃         |
| 〃 第70号     | 宮崎県防災対策推進条例の一部を改正する条例                    | 〃         |
| 〃 第71号     | 宮崎県幼保連携型認定こども園の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例 | 〃         |
| 〃 第72号     | 宮崎県病院局専攻医研修資金貸与条例の一部を改正する条例              | 〃         |
| 〃 第73号     | 工事請負契約の締結について                            | 〃         |
| 〃 第74号     | 工事請負契約の締結について                            | 〃         |
| 〃 第75号     | 工事請負契約の変更について                            | 〃         |
| 〃 第76号     | 工事請負契約の変更について                            | 〃         |
| 〃 第77号     | 工事請負契約の変更について                            | 〃         |
| 〃 第78号     | 工事請負契約の変更について                            | 〃         |
| 〃 第79号     | 工事請負契約の変更について                            | 〃         |
| 〃 第80号     | 財産の処分について                                | 〃         |
| 〃 第81号     | 民事訴訟事件の和解及び損害賠償の額の決定について                 | 〃         |
| 〃 第82号     | 損害賠償額の決定について                             | 〃         |
| 〃 第83号     | 損害賠償額の決定について                             | 〃         |
| 議員発議案 第1号  | 社会資本の整備促進を求める意見書                         | 3月13日・可 決 |
| 〃 第2号      | 新型コロナウイルス感染症対策の強化等を求める意見書                | 〃         |
| 〃 第3号      | 中高年のひきこもりに対する実効性ある支援と対策を求める意見書           | 〃         |

議 員 發 議 案 等



南海トラフ地震等の大規模地震や、気候変動に起因して頻発化、激甚化する自然災害に対し、国民の生命・財産を守ることでできる安全安心な社会を確実に実現していくためには、防災・減災、国土強靱化の取組を、更なるスピード感を持って集中的に進めていくことが求められる。

また、生産年齢人口が減少する中、経済成長や地域経済の活性化を牽引するためには、生産性の向上や民間投資の誘発、インバウンドを含めた交流人口や雇用の増加など、ストック効果が高い社会資本を計画的に整備する必要がある。

この様な中、中山間地域など条件不利地域が多い本県においては、高速道路をはじめとする幹線道路、農業基盤、下水道、河川、砂防施設などの整備が遅れている。このため、社会資本の整備を戦略的になお一層の計画性を持って進めることで、南海トラフ地震などの大規模自然災害への備えを確実に進め、生産性向上等によるストック効果の発現を早期に、着実に得ていくことが不可欠である。

一方で、我が国では、高度経済成長期以降に整備したインフラが一斉に老朽化し、今後、施設の維持管理や更新に必要な経費が増大することが見込まれるため、計画的な予防保全を積極的に取り入れた効率的な老朽化対策を推進していくことが求められる。

更に、社会資本整備や安全安心な社会づくりを担う建設産業が、担い手を安定的に確保し、育成していくためにも、社会資本整備が計画的に進められることは極めて重要である。

よって、国においては、次の措置を講じるよう強く要望する。

記

- 1 防災・減災、国土強靱化や老朽化対策をはじめとする社会資本整備が計画的に、着実に実施できるよう、中長期的に必要な投資規模等を社会資本整備重点計画に明示し、予算を安定的・持続的に確保するとともに、地方負担分については地方財政措置を的確に行うこと。
- 2 補助事業、社会資本整備総合交付金、土地改良事業予算等については、道路や農業基盤の整備、防災対策、河川改修、土砂災害対策、各施設の老朽化対策など、地域の実態に鑑み予算を重点配分すること。
- 3 災害発生時の迅速かつ円滑な復旧等のため、国の地方支分部局、とりわけ地方整備局及び河川国道事務所・出張所の人員体制の維持・充実を図ること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和2年3月13日

宮 崎 県 議 会

|                                 |             |                       |                            |                            |                                 |                                 |                            |                                 |                            |
|---------------------------------|-------------|-----------------------|----------------------------|----------------------------|---------------------------------|---------------------------------|----------------------------|---------------------------------|----------------------------|
| 衆<br>参<br>内<br>財<br>総<br>農<br>国 | 議<br>議<br>閣 | 院<br>院<br>総<br>務<br>務 | 議<br>院<br>理<br>大<br>大<br>大 | 長<br>長<br>臣<br>臣<br>臣<br>臣 | 大<br>山<br>安<br>麻<br>高<br>江<br>赤 | 島<br>東<br>倍<br>生<br>市<br>藤<br>羽 | 理<br>昭<br>晋<br>太<br>早<br>一 | 森<br>子<br>三<br>郎<br>苗<br>拓<br>嘉 | 殿<br>殿<br>殿<br>殿<br>殿<br>殿 |
|---------------------------------|-------------|-----------------------|----------------------------|----------------------------|---------------------------------|---------------------------------|----------------------------|---------------------------------|----------------------------|

議員発議案第2号

新型コロナウイルス感染症対策の強化等を求める意見書

中華人民共和国湖北省武漢市で発生した新型コロナウイルスによる感染症は世界各地に拡大し、多くの感染者や死者が発生している。我が国においても、複数地域で感染経路が明らかではない患者が発生し、各種イベント中止や学校休業等による新型コロナウイルスを巡る影響が拡大している。

事態の収束が見えない中、国民の不安は増大する一方であり、国と地方自治体が一体となって迅速かつ適切な対策を講じていく必要がある。

よって、国においては、新型コロナウイルスの感染拡大を防止し、国民の生命と健康を守るため、下記の事項に取り組みられるよう強く要望する。

記

- 1 国外からの新型コロナウイルスのこれ以上の侵入を防止するため、空港や港湾での検疫体制の強化など一層の水際対策を徹底すること。
- 2 ワクチンの開発・製造を早急に進めるとともに、治療法を速やかに確立すること。  
また、マスク、防護具、検査キット等の医療物資が不足することがないように、国の責任において必要量の確保に努めること。
- 3 中国を始めとする関係国や国際機関に適切な情報開示を求めるとともに、国内における感染状況や対策についての迅速かつ正確な情報提供を行うこと。  
また、医療機関における適切な受診方法や医療従事者の対応について周知徹底すること。
- 4 キャンセルが相次ぐ観光関連産業、中国との関連がある企業への影響、各種イベントの中止などによる地域経済への影響を最小限に留めるため、中小企業や小規模事業者への支援策、雇用対策の実施など必要に応じ、適切な支援を行うとともに、風評被害対策を講ずること。
- 5 学校現場における休業等の影響を最小限に留めるため、教育機関に対して適切な支援策を講ずること。
- 6 地方自治体を実施する新型コロナウイルス感染症対策への財政支援を講ずること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和2年3月13日

宮 崎 県 議 会

|              |       |       |      |             |              |            |                            |              |              |
|--------------|-------|-------|------|-------------|--------------|------------|----------------------------|--------------|--------------|
| 衆参内財総法外文厚経国内 | 議議閣   | 院院    | 議議大  | 長長臣臣臣臣臣臣臣臣官 | 大山安麻高森茂萩加梶赤菅 | 島東倍生市木生藤山羽 | 理昭晋太早ま <sup>さ</sup> 敏光勝弘一義 | 森子三郎苗こ充一信志嘉偉 | 殿殿殿殿殿殿殿殿殿殿殿殿 |
|              | 務務務務  | 総務科   | 理大大大 |             |              |            |                            | 産交官          |              |
|              | 部生済土閣 | 学働業通房 | 大大大長 |             |              |            |                            |              |              |



## 議員発議案第3号

### 中高年のひきこもりに対する実効性ある支援と対策を求める意見書

従来、ひきこもりは主として若年・青年層の課題としてイメージされてきた。しかし最近では、就職氷河期世代も含め中高年層に及び大きな社会問題としてクローズアップされてきている。

政府が中高年層を対象に初めて実施した全国規模の調査が、昨年3月公表されたが、40～64歳のひきこもり期間の長期化や高齢化により、高齢者の親とともに社会的に孤立するケースは少なくない。

政府としては、これまで都道府県・政令市への「ひきこもり地域支援センター」の設置や「ひきこもりサポーター養成研修・派遣事業」を行ってきたが、今後は、より身近な場所での相談支援や社会参加の場の充実など、就職氷河期世代も含めた中高年のひきこもりに対して、これまで以上に実効性ある支援と対策を講じるべきである。

よって、国会及び政府においては、中高年のひきこもりは、個々人やその家族だけの問題ではなく、社会全体で受け止めるべき大変重要な課題と捉え、下記の事項について早急に取り組むことを強く求める。

#### 記

- 1 より身近な場所での相談支援を行うため、自立相談支援機関の窓口にあウトリーチ支援員を配置し、同行相談や信頼関係の構築といった対本人型のアウトリーチ支援を実施すること。また、自立相談支援の機能強化に向けたアウトリーチ等を行うための経費については、新たな財政支援の仕組みを創設すること。
- 2 中高年のひきこもりにある者に適した支援の充実を図るため、市区町村による「ひきこもりサポート事業」のさらなる強化を図ること。具体的には、中高年が参加しやすくなるような居場所づくりやボランティア活動など就労に限らない多様な社会参加の場を確保すること。さらには家族に対する相談や講習会などの取組を促進すること。
- 3 「8050問題」など世帯の複合的なニーズやライフステージの変化に柔軟に対応できるよう、「断らない相談支援」や「伴走型支援」など、市区町村がこれまでの制度の枠を超えて包括的に支援することが出来る新たな仕組みを構築すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和2年3月13日

宮 崎 県 議 会

|   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 衆 | 議 | 院 | 議 | 長 | 大 | 島 | 理 | 森 | 殿 |
| 参 | 議 | 院 | 議 | 長 | 山 | 東 | 昭 | 子 | 殿 |
| 内 | 閣 | 総 | 理 | 大 | 安 | 倍 | 晋 | 三 | 殿 |
| 厚 | 生 | 労 | 働 | 大 | 加 | 藤 | 勝 | 信 | 殿 |



# 請 願 一 覽 表



総括表

| 委員会    | 請願 |    | 計 | 備考 |
|--------|----|----|---|----|
|        | 新規 | 継続 |   |    |
| 総務政策   | —  | —  | — |    |
| 厚生     | —  | —  | — |    |
| 商工建設   | —  | —  | — |    |
| 環境農林水産 | 1  | —  | 1 |    |
| 文教警察企業 | —  | —  | — |    |
| 計      | 1  | —  | 1 |    |

新規請願

|       |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             |       | 環境農林水産常任委員会 |
|-------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------|-------------|
| 請願番号  | 請願第1号                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       | 受理年月日 | 令和2年2月28日   |
| 請願の件名 | <p>種苗法改定の取りやめを国へ求める請願</p> <p>(要旨)<br/>種苗法改定の取りやめを国へ求める請願</p> <p>(理由)<br/>令和2年1月20日から開催されている通常国会で、種苗法改正案が審議されます。現行法で農家に認められてきた登録品種の自家増殖を「許諾制」という形で事実上禁止する改正案により、農業者は登録された品種の育種権利者から自家増殖（採取）の対価を支払い許諾を得るか、許諾が得られなければ全ての苗を新しく購入するしかなくなります。そのため、登録品種は自家増殖（採取）一律禁止になり、違反すると10年以下の懲役1000万以下の罰金、共謀罪の対象になります。</p> <p>農水省は今回の改正が「日本国内で開発された品種の海外流出防止のため」であることを強調していますが、現行の種苗法で刑事告訴・民事損害賠償で十分防ぐことは可能であります。そのため現行の種苗法を改定する必要はないと思います。</p> <p>在来種（一般品種）は育成者権の対象外としていますが、1998年カナダで民間企業から農家に対し特許権侵害による巨額な損害賠償を求める告訴がありました。</p> <p>告訴理由は、民間企業が特許を持つ「遺伝子組み換え菜種のライセンス料」を支払うこともなく栽培したことでした。農家は遺伝子組み換えの種子を購入したことも栽培したこともありませんが、調査の結果、近隣農家の畑から飛来した花粉により自然に交配したものとわかりました。しかし裁判では、民間企業がもつ特許権が優先され、一審と控訴審で敗訴しました。自然交配を防ぐことは非常に困難であるため、同様のことが日本でも起きる可能性が非常に高いと考えられます。</p> <p>また遺伝子組み換え種子の花粉飛来による、伝統的な在来種の交雑による汚染も考えられます。</p> <p>種苗法改定となれば、民間企業による種子の独占、種子の淘汰が進むことも予測されます。種子の淘汰が進めば、害虫や病気、気候変化による収穫量の大幅減が起こる恐れがあります。自家増殖禁止は種子の多様性や地域に適した作物栽培を妨げかねません。そのため、地域農業や農家、消費者の権利を守り、安定した</p> |       |             |

|      |                                                         |
|------|---------------------------------------------------------|
|      | 農作物・食料を確保する観点から、農家の権利を制限する種苗法改定を取りやめる意見書の国への提出をお願い致します。 |
| 紹介議員 | 前屋敷 恵美 満行 潤一                                            |





# 議 事 經 過



| 月 日   | 曜 | 区 分   | 議 事 内 容                                                                              |
|-------|---|-------|--------------------------------------------------------------------------------------|
| 2月20日 | 木 | 本 会 議 | 開 会<br>会議録署名議員指名（窪菌辰也議員、太田清海議員）<br>議会運営委員長審査結果報告<br>会期決定<br>議案第1号～第83号上程<br>知事提案理由説明 |
| 2月21日 | 金 | 休 会   | （議案調査）                                                                               |
| 2月22日 | 土 |       | （閉庁日）                                                                                |
| 2月23日 | 日 |       | （閉庁日）天皇誕生日                                                                           |
| 2月24日 | 月 |       | （閉庁日）振替休日                                                                            |
| 2月25日 | 火 |       | （議案調査）                                                                               |
| 2月26日 | 水 |       |                                                                                      |
| 2月27日 | 木 | 本 会 議 | 代表質問（宮崎県議会自由民主党・蓬原正三議員、<br>宮崎県議会自由民主党・二見康之議員）                                        |
| 2月28日 | 金 |       | 代表質問（県民連合宮崎・太田清海議員、<br>公明党宮崎県議団・河野哲也議員）                                              |
| 2月29日 | 土 | 休 会   | （閉庁日）                                                                                |
| 3月1日  | 日 |       |                                                                                      |
| 3月2日  | 月 | 本 会 議 | 一般質問（中野一則議員、満行潤一議員、日高博之議員、<br>渡辺 創議員）                                                |
| 3月3日  | 火 |       | 一般質問（日高利夫議員、窪菌辰也議員、凶師博規議員、<br>安田厚生議員）                                                |
| 3月4日  | 水 |       | 一般質問（徳重忠夫議員、来住一人議員、佐藤雅洋議員、<br>坂本康郎議員）<br>議案・請願委員会付託                                  |
| 3月5日  | 木 | 休 会   | 常任委員会（補正）                                                                            |
| 3月6日  | 金 |       | 常任委員会（補正・当初）                                                                         |
| 3月7日  | 土 |       | （閉庁日）                                                                                |
| 3月8日  | 日 |       |                                                                                      |
| 3月9日  | 月 |       | 常任委員会（当初）                                                                            |
| 3月10日 | 火 |       |                                                                                      |
| 3月11日 | 水 |       | 特別委員会                                                                                |
| 3月12日 | 木 |       | （議事整理）                                                                               |

| 月 日   | 曜 | 区 分   | 議 事 内 容                                                                                                                                                                                                                                                                                    |
|-------|---|-------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 3月13日 | 金 | 本 会 議 | 常任委員長審査結果報告<br>討論（議案第1号、第4号に反対）（前屋敷恵美議員）<br>討論（議案第27号、第69号に反対、請願第1号不採択に反対）（来住一人議員）<br>採決（議案第1号、第4号、第27号、第69号）（可決）<br>採決（議案第2号、第3号、第5号～第26号、第28号～第68号、第70号～第83号）（可決）<br>採決（請願第1号）（不採択）<br>採決（継続審査・調査案件）（委員長の申し出のとおり）<br>特別委員長調査結果報告<br>議員発議案送付の通知<br>議員発議案第1号～第3号追加上程、採決（可決）<br>知事発言<br>閉 会 |



署 名

宮 崎 県 議 会 議 長      丸 山 裕 次 郎

宮 崎 県 議 会 副 議 長      山 下 博 三

宮 崎 県 議 会 議 員      窪 菌 辰 也

宮 崎 県 議 会 議 員      太 田 清 海



署 名

宮 崎 県 議 会 議 長

宮 崎 県 議 会 副 議 長

宮 崎 県 議 会 議 員

宮 崎 県 議 会 議 員